令和８年度第４回狛江市市民福祉推進委員会　アジェンダ

◇開催日時・場所

令和８年 10 月 20 日（火）午後６時 30 分から７時 30 分まで
ハイブリッド形式で開催（会場：市役所４階特別会議室）

◇参加者

構成員：狛江市市民福祉推進委員会委員
事務局：福祉政策課福祉政策係

◇目的

・「狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画（以下「実施計画」という。）狛江市地域共生社会推進会議令和７年度評価結果」及び「実施計画に関する市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価令和７年度報告書」並びに「狛江市第１次再犯防止推進計画　取組状況確認表（以下「確認表」という。）市民福祉推進委員会及び”社会を明るくする運動”狛江市推進委員会　令和７年度報告書」の作成について報告する。
・実施計画（令和８年度）及び確認表（令和８年度）の作成について報告する。
・狛江市地域福祉推進基本計画（中間答申案）について審議する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	報告 実施計画（令和７年度）及び確認表（令和７年度）の進捗管理報告書の作成について	実施計画（令和７年度）及び確認表（令和７年度）の進捗管理報告書の作成について報告する。	【資料１】 P．３～121 【資料２】 P.122～142 【資料３】 P.143～189	10 分
2	報告 実施計画（令和８年度）及び確認表（令和８年度）の作成について	実施計画（令和８年度）及び確認表（令和８年度）の作成について報告する。	【資料４】 P.190～260 【資料５】 P.261～289	15 分
3	審議 狛江市地域共生社会推進基本計画（中間答申案）について	狛江市地域共生社会推進基本計画（中間答申案）について審議する。	【資料６－１】 P.290～525 【資料６－２】 P.526～642	30 分
4	その他	・次回の会議日程について	【資料７】 P.643～644	５分

◇資料一覧

【アジェンダ】令和８年度第４回狛江市市民福祉推進委員会

【資料１】狛江市第１次地域共生社会推進基本計画　実施計画　狛江市地域共生社会推進会議　令和７年度評価結果　Ｐ.３～121

【資料２】狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価　令和７年度報告書　Ｐ.122～142

【資料３】狛江市第１次再犯防止推進計画　取組状況確認表　市民福祉推進委員会及び”社会を明るくする運動”狛江市推進委員会　令和７年度報告書　Ｐ.143～189

【資料４】狛江市第１次地域共生社会推進基本計画　実施計画（令和８年度）　Ｐ.190～260

【資料５】狛江市第１次再犯防止推進計画　取組状況確認表（令和８年度）　Ｐ.261～289

【資料６－１】狛江市第１次地域共生社会推進基本計画　中間答申（案）　Ｐ.290～525

【資料６－２】狛江市の福祉に関する調査集計結果報告書(案)　Ｐ.526～642

【資料７】令和８年度市民福祉推進委員会全体工程表　Ｐ.643～644

資料１

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画
～あいとぴあレインボープラン～
実施計画
狛江市地域共生社会推進会議　令和７年度評価結果

令和８年９月
狛江市

目次

１　計画の推進・・・

1　計画の推進

1　狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画について

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点取組に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点取組に係る事業等を定める狛江市地域共生社会推進基本計画　実施計画（以下「実施計画」という。）を定めました。
実施計画の計画期間は３年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。

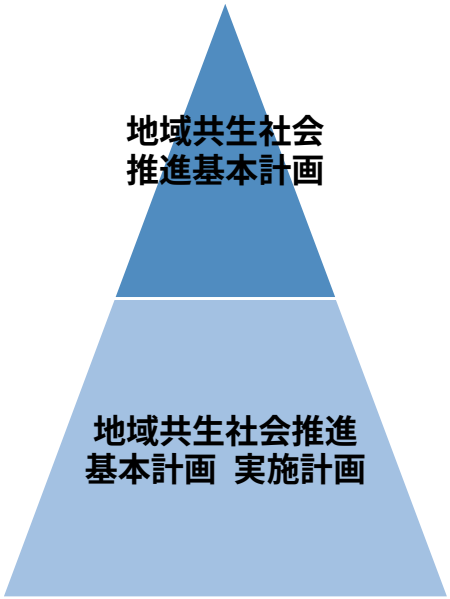

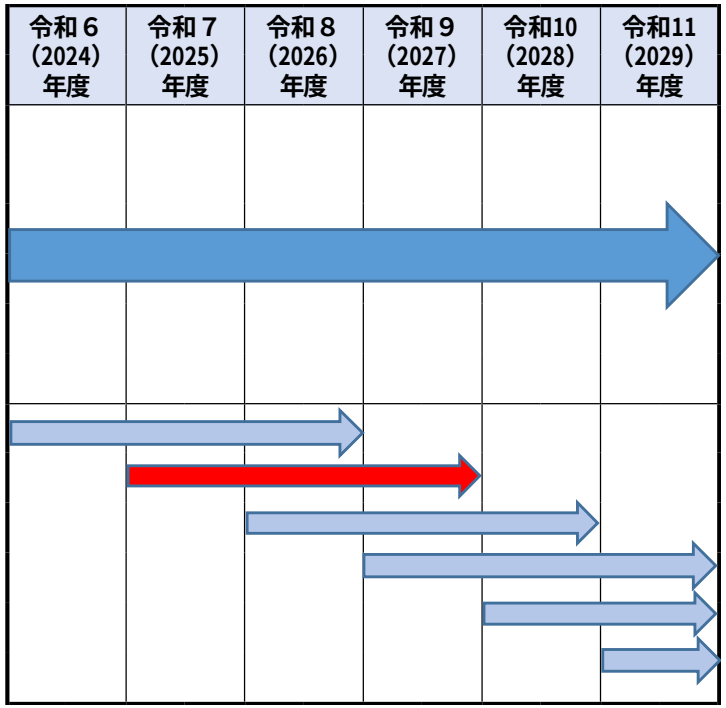

２　評価体制

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

（１）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第１条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

（２）狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】

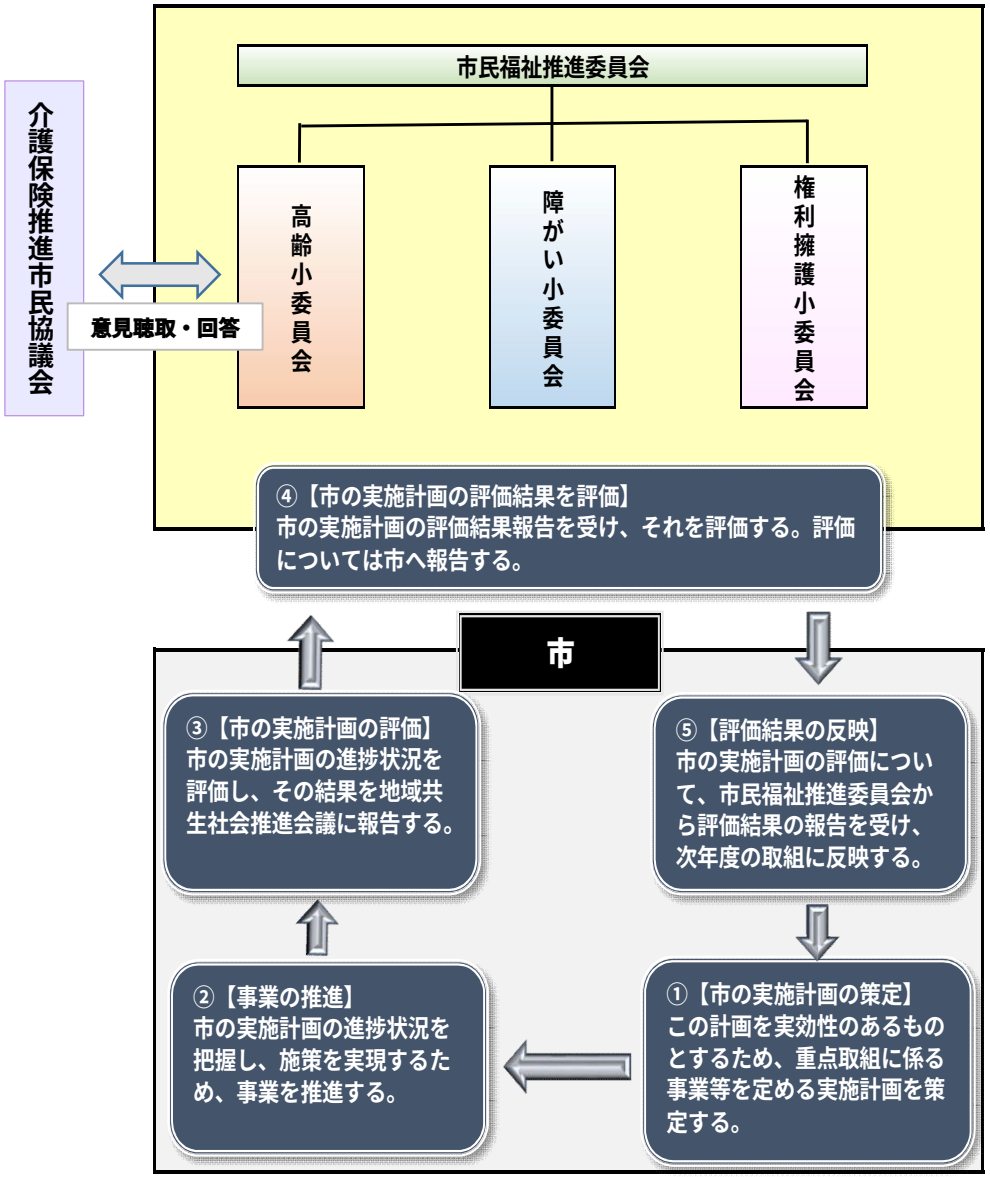
介護保険推進市民協議会
意見聴取・回答
市民福祉推進委員会
高齢小委員会
障がい小委員会
権利擁護小委員会
④【市の実施計画の評価結果を評価】
市の実施計画の評価結果報告を受け、それを評価する。評価については市へ報告する。
市
③【市の実施計画の評価】
市の実施計画の進捗状況を評価し、その結果を地域共生社会推進会議に報告する。
⑤【評価結果の反映】
市の実施計画の評価について、市民福祉推進委員会から評価結果の報告を受け、次年度の取組に反映する。
②【事業の推進】
市の実施計画の進捗状況を把握し、施策を実現するため、事業を推進する。
①【市の実施計画の策定】
この計画を実効性のあるものとするため、重点取組に係る事業等を定める実施計画を策定する。

3　実施計画の策定・分析・評価の流れ

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

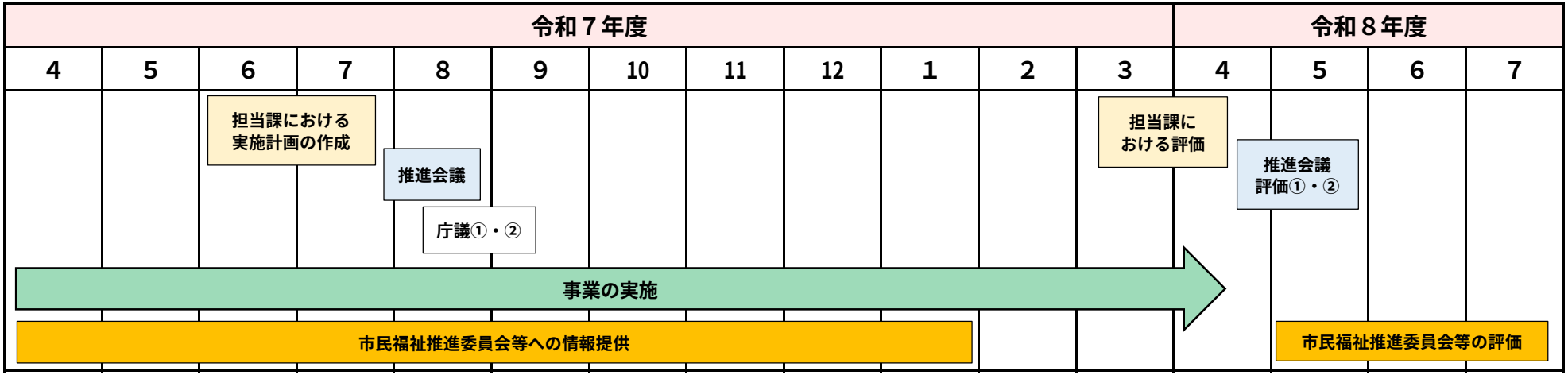

4　評価総括表

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	8	1-1-1、1-1-3、1-2-1、1-2-2、1-3-1、1-3-2、1-4-1、1-4-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	2	1-1-2、1-3-3
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない。	0	
合　　計		10	

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	17	2-1-1、2-1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-3-1、2-3-3、2-3-4、2-3-5、2-6-1、2-6-2、2-6-3、2-6-6、2-7-1、2-7-2、2-7-3、2-7-4
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	7	2-3-2、2-4-1、2-4-2、2-5-1、2-5-2、2-6-4、2-6-5
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	1	2-4-3
D	全く進捗していない。	0	
合　　計		25	

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	4	3-1-1、3-1-2、3-4-1、3-5-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	5	3-2-1、3-3-1、3-4-2、3-4-3、3-5-1
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない。	0	
合　　計		9	

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	15	4-1-1、4-1-2、4-2-1、4-2-2、4-2-3、（4-3-1）、（4-3-2）、4-4-1、4-5-1、4-6-1、4-6-3、4-7-1、4-7-2、4-7-3、4-9-2、4-9-3、4-11-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	6	（4-4-2）、4-5-2、4-6-2、4-8-1、4-9-1、4-10-1、4-10-2
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	2	4-4-3、（4-10-3）、4-11-1
D	全く進捗していない。	0	
合　　計		23	

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	5	5-1-3、5-4-1、5-5-1、5-6-2、5-8-1、（5-8-4）
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	11	5-1-1、5-3-1、5-3-2、5-3-3、5-4-2、5-6-1、5-7-1、5-7-2、5-7-3、5-7-4、5-8-3
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	4	5-1-2、5-2-1、5-2-2、5-8-2
D	全く進捗していない。	0	
合　　計		20	

合　計

評価	評価基準	評価結果（件数）	割合
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	49	56.3%
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	31	35.6%
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	7	8.1%
D	全く進捗していない。	0	0.0%
合　　計		87	

【再掲取組について】

※取組No．の再掲は（〇ー〇ー〇）で表示し、評価結果（件数）及び合計の集計からは除外しています。なお、再掲は以下の事業の組み合わせとなります。

再掲元取組No.	再掲先取組No.
2-4-2	4-4-2
4-1-1	4-3-1
4-1-2	4-3-2
4-4-3	4-10-3
5-6-2	5-8-4

2 基本目標

基本目標１	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標２	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標３	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標４	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標５	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネット

ワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながることが難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（Ｂ型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

さらに、当事者が参加しやすくなる、自らの役割を見出すことのできる環境づくりを行います。環境づくりに当たっては障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が参加しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視していきます。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある市民が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎２階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和６（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3 施策の体系

５つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本理念：全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標１ 切れ目のない相談支援体制の構築 ～一人ひとりの状況に合わせた～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－１	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間　の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				17～19
１－２	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間　の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				20～21

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－３	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			22～24

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－４	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	25～26

基本目標２ 地域づくり ～「つながり」を実感できる～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－１	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				27～28
２－２	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制　の充実を図ります。	●		●	●	29～31
２－３	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを　推進します。	●				32～36

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－４	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進しま　す。		●			37～39

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－５	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。			●		40～41
２－６	認知症の「共生」と「予防」を推進します。			●		42～47

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－７	障がい者理解を推進します。				★	48～51

基本目標３ システムづくり ～社会参加を進める～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－１	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	52～53
３－２	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加　に向けたつながりづくりを推進します。	●				54

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－３	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に　参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	55

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－４	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		56～58

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－５	障がい者の情報保障を推進します。				●	59～60

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画



基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－１	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	●				61～62
４－２	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	●		●	●	63～65
４－３	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	●		●	●	66～67
４－４	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	●		●	●	68～70

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－５	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適　切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。		●			71～72

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－６	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。			●		73～75
４－７	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。			●		76～78

介護保険サービスの提供に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－８	地域密着型サービスの整備を推進します。			●		79
４－９	介護サービスの給付の適正化を推進します。			●		80～82
４－10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。			●		83～85

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。				●	86～87

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－１	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討　を推進します。	●				88～90

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－２	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要　な市民をチームで支援する体制整備を推進します。		●			91～92
５－３	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地　域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。		●			93～95
５－４	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構　築を推進します。		●	●	●	96～97

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－５	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。			●		98

介護保険サービスの提供に関すること　／　障がい福祉サービスの提供に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－６	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障　がい者福祉サービスの連携を推進します。			●	●	99～100
５－７	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。			●		101～104

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－８	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。				●	105～108

4 関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
１：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								17
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●		●						18
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●		●						19
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								20
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								21
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								22
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討	●								23
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								24
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化			●						25
	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施			●						26
２：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								27
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								28
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								29
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								30
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								31
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●		●						32
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								33
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			34
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								35
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								36

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
２：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								37
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								38
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								39
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進		●							40
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施		●							41
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進		●							42
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施		●							43
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成		●							44
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設		●							45
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		●							46
	2-6-6	認知症予防事業の拡充		●							47
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施		●							48
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施		●							49
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売		●							50
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発		●							51
３：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●	●							52
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●	●							53
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								54
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								55
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実		●							56
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援		●							57
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援		●							58
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化		●							59
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援		●							60

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	61
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								62
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		63
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								64
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								65
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	66
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								67
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								68
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								69
	4-4-3	介護人材確保対策の推進		●							70
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								71
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								72
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築		●							73
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備		●							74
	4-6-3	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援		●							75
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進		●							76
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施		●							77
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施		●		●	●				78
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討		●							79
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進		●							80
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施		●							81
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施		●							82
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施		●							83

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進		●							84
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）		●							85
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置		●							86
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討		●							87
５：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●		●						88
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								89
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								90
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								91
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								92
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								93
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●		●						94
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								95
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●		●				●		96
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●		●						97
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施		●							98
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施		●							99
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出		●							100
	5-7-1	各種連絡会の開催		●							101
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有		●							102
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応		●							103
	5-7-4	介護事故情報の共有		●							104
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備		●							105
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								106
	5-8-3	医療的ケア児の支援		●							107
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）		●							108

5 狛江市第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価

年度	令和７(2025)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	1-1	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

取組No.	1-1-1	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	拡充													

①事業概要

福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	25事業者以上	30事業者以上	35事業者以上
		④実績(値)	69事業者		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	学童保育所支援員会議や郵便局長会議等、数多くの関係者が集まる会議体を通じて「福祉のつなぐシート」について説明をし、児童福祉施設や金融機関等へ導入いただけたことから、目標値を44事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等（以下、「市内登録事業者」という。）を確保できた（69事業者（前年度比＋41事業者）のうち、新規は41事業者（前年度比＋24事業者））。また、９件（前年度比△２件）の「つなぎ」のうち活用民間事業者等から５件（前年度比同様）の「つなぎ」を実現できたため。
課題等	活用民間事業者等を増やすことができたが、つながった案件が少なかった。
令和８年度以降の取組や方針	幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	継続													

①事業概要

多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議等により支援につなげます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	５人以上	５人以上	５人以上
		④実績(値)	５人		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	支援会議としては、２回（前年度比△６回）の開催となった。２回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員２名及び社会福祉協議会のCSW３名が、目標値である５人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。 相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員２名を相談支援包括化推進員としたため。
課題等	重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。
令和８年度以降の取組や方針	重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。

取組No.	１-１-３	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課	記録方式の導入	③目標(値)	記録方式の導入	記録方式の導入先の拡大	記録方式の導入先の拡大
		④実績(値)	記録方式の導入		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	F-SOAIP（生活支援記録法）の研修を、庁内向けに２回（計４日）実施し、知識の定着と市で導入するにあたっての課題解消に努め、これらを踏まえたマニュアルを作成し、F-SOAIPを導入したため。
課題等	F-SOAIPによる記録スキルを持った職員が限られているため、更なる普及啓発に向けた施策が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	令和８年度の上期に庁内向けの研修を実施し、職員の記録スキルの向上を図り、下期には各支援機関向けに研修を実施し、記録方式の導入先の拡大に努める。

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。

取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	拡充													

①事業概要

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携により、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
CSWによる社会資源の発掘及び連携を踏まえた取組の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	出張相談会等を１回以上開催	出張相談会等を１回以上開催	出張相談会等を１回以上開催
		④実績(値)	３回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	多摩川住宅が主催する多摩川住宅団地祭において、「なんでも相談会」を１回実施した。また、駅前において、CSWによる出張型相談会「あおぞら相談会inほこみち」を２回開催し、アウトリーチ機能の強化を図ったため。
課題等	「なんでも相談会」といった包括的なアウトリーチの実施に加え、具体的な相談内容にテーマを絞った相談会の実施により、特定のテーマに関心をもった相談者と出会う機会をつくる等の工夫が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	「テーマ型の相談会」と「なんでも相談会」を併行して実施することで、多様かつ幅広い課題の把握に努める。

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課	支援の検討	③目標(値)	支援の試行実施	支援の実施	支援の拡大
		④実績(値)	11回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	市外のピアサポート団体が開催している当事者会への視察を行い、ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者のための語らいの場（ストレートロード）を立ち上げ、５月以降、毎月開催したため。
課題等	居場所の運営に主体的に関わる当事者が少ないため、担い手を増やしていく必要がある。また、ストレートロードが同一場所での開催に限定されていることから、距離的な理由により参加が困難な層の存在も想定される。
令和８年度以降の取組や方針	市内全域で開催することで、支援を必要としている方が参加しやすい環境を整える。

施策No.	1-3	施策	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。

取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること		構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充													

①事業概要

判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につなぐことができたため。
課題等	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。
令和８年度以降の取組や方針	支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。

取組No.	1-3-2	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職が行う、専門的助言の会議体であるアドバイザリースタッフ会議等を活用した意思決定支援を効果的に行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
アドバイザリースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課	ケースに応じた実施	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、アドバイザリースタッフ会議ではなく、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、支援につなぐことができたため。
課題等	虐待対応等緊急性を要する場合、アドバイザリースタッフ会議等を利用することが困難であること。
令和８年度以降の取組や方針	支援・検討会議やアドバイザリースタッフ会議を活用することが最適と思われる案件が発生した場合は、積極的に活用する。

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	３月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各１回、民生委員・児童委員向けに１回実施し、合計２回（前年度比△１回）、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。

取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化											
担当課	福祉相談課	大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●		
区分	新規													

①事業概要

障害者総合支援法第77条の２に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和６年11月に設置しました。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所等向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
市内相談支援事業所等向け研修の実施 担当課：福祉相談課	実施回数	③目標(値)	２回	２回	２回
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	基幹相談支援センター主催で２回（前年度比＋１回）の研修を実施した。障がい者虐待研修として、8050問題を取り上げ、地域包括支援センターの精神保健福祉士３名と協力のうえ、研修を企画・実施し40名（障がい分野20名、高齢分野20名）が研修に参加した。スキルアップ研修として、27名の支援者が参加した家族支援の研修を実施できたため。
課題等	相談支援事業所に限定した研修にすると、参加候補者が少なくなるため、研修内容に工夫が必要
令和８年度以降の取組や方針	市内の相談支援事業所に研修内容の希望をヒアリングし、継続して研修を実施する。

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施											
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	新規													

①事業概要

市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
民間事業所と連携した支援会議	ケースに応じた実施	③目標(値)	適宜	― （R６・R７実績踏まえ設定）	― （R６・R７実績踏まえ設定）
		④実績(値)	57回		
担当課：福祉相談課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	支援会議へ延べ57回（前年度比＋13回、うち基幹職員２名で参加した会議は14回）参加できたため。うち基幹主催の会議は13回。また、同一ケースで複数回の会議を実施したのは２ケース（４回と２回）であった。
課題等	令和６年度から引き続き、虐待に関係する支援会議が増加した。障がい者虐待の通報件数が増加しており、今後も虐待関連の支援会議への参加は増えることが見込まれる。問題も複雑化しており、より官民協働の支援が求められる。
令和８年度以降の取組や方針	複雑困難な相談や虐待等の権利擁護のケースについては、多職種連携が必須となるため、必要な支援会議を実施し、効果的なチーム支援を実践できるよう、支援に参画する。

年度	令和７(2025)
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり

施策No.	２-１	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。

取組No.	２-１-１	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続												

①事業概要

福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
福祉のまちづくり協議委員会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	令和７年度より、新たに高齢、障がい、子育て分野の支援に関わる専門職３名および各福祉のまちづくり委員会の代表３名を委員として選出し、協議を実施した。協議において、専門職委員から各分野における地域生活課題の提示を受け、それらを整理・分析のうえ、福祉のまちづくり委員会へ共有するための課題抽出を行った。抽出した課題について一覧表として取りまとめ、福祉のまちづくり委員会に提供することで、円滑な委員会運営及び地域課題解決に向けた連携支援を実施したため。
課題等	役割や連携のあり方について、引き続き検討していくことが望まれる。今後も福祉のまちづくり委員会が主体的に課題に取り組んでいけるように、双方の役割を踏まえた適切な情報共有、主体性を尊重した委員会運営を行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、年２回の福祉のまちづくり協議委員会を継続して開催し、福祉のまちづくり委員会の活動の契機となる地域課題の整理・共有により、主体的な取組みにつながるよう支援をしていく。

取組No.	2-1-2	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

福祉のまちづくり委員が当該年度に取組む活動に応じた福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
福祉のまちづくり委員向け研修の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	３回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	勉強会を３回（前年度比＋１回）開催した。高齢分野に関する理解を深めるために地域内の地域包括支援センターでの勉強会や、障がい分野への理解を深めるための地域内の障がい事業所での勉強会、市（社会教育課）・町会とともに「水害の歴史と町会の取組み」についての研修会を行ったため。
課題等	研修で得た知見を踏まえ、地域課題の明確化を図るとともに、その解決に向けた具体的な行動へとつなげていくことが求められる。
令和８年度以降の取組や方針	福祉のまちづくり協議委員会から共有された地域課題を踏まえ、各地域の福祉のまちづくり委員会が地域の実情に応じた課題を選定し、その解決に向けた取組みを推進する。

施策No.	2-2	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。

取組No.	2-2-1	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
福祉関係者等との連携 担当課：福祉政策課	連携先の拡大	③目標(値)	相談支援事業所等	福祉事業者等	福祉事業者等
		④実績(値)	居宅介護支援事業所及び相談支援事業所		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	市内外の居宅介護支援事業所に加え、新たに市内の相談支援事業所と個別避難計画作成支援業務委託の契約を締結し、個別避難計画の作成を推進することができたため。
課題等	避難行動要支援者支援システムを用いた個別避難計画の作成にあたり説明会の開催やマニュアルの作成を行ったが、委託事業による計画作成対象者と同一人物に勧奨通知等による計画作成依頼を行ってしまったこと等により、操作や手続きの混乱が見られた。
令和８年度以降の取組や方針	個別避難計画の作成にあたり、委託事業以外に行っている民生委員・児童委員による高齢者実態調査や勧奨通知などの実施スケジュールの共有を図り、混乱の解消に努める。

取組No.	2-2-2	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、平常時における個別避難計画の作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新 担当課：福祉政策課	作成者の拡大及び更新	③目標(値)	障害者手帳取得者等	既計画作成者等	既計画作成者等
		④実績(値)	障害者手帳取得者等		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	個別避難計画の作成更新支援について、引き続き、要介護３以上の対象者は居宅介護支援事業所（175件）に、新たに各種障がい手帳の２級・２度以上の対象者は相談支援事業所（122件）へ委託し、統合型GISによる避難行動要支援者支援システムを活用した作成更新支援を実施したため。
課題等	避難行動要支援者支援システムによる作成更新支援が進んだが、まだ操作に不慣れな事業所が多い状況であることから、引き続き丁寧な操作説明により、個別避難計画の作成及び更新を支援する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	避難行動要支援者支援システムの使用方法などについて引き続き丁寧な説明・周知を行い、個別避難計画の作成更新を推進する。

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課	避難支援体制の整備	③目標(値)	安否確認訓練の実施	安否確認訓練の実施	安否確認訓練の実施
		④実績(値)	安否確認訓練の実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	避難行動要支援者支援システムを使った安否確認について、総合水防訓練では避難所担当職員が実施し、総合防災訓練では民生委員・児童委員による実施に加え、医療と介護の多職種連携研修会においては、居宅介護支援事業所や医師会等とともに実施したため。
課題等	支援組織との協定を締結し、災害時の避難支援体制を整備する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	支援組織との協定締結を行い、災害時の避難支援体制の強化に努める。

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課）
こまほっとシルバー相談室において、都営狛江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
情報共有と支援 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課	支援方法の検討	③目標(値)	支援の実施	支援の実施	支援の実施
		④実績(値)	支援の実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課	つなぐニーズのある件数とつなぐことができた件数の割合	③目標(値)	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有
		④実績(値)	実態の把握		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課	地域課題及びその解決策の明確化	③目標(値)	個別事例の把握	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討
		④実績(値)	実態の把握		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	市、CSW、こまほっとシルバー相談室、こまえ正吉苑及び東京都住宅政策本部西部住宅建設事務所とで、集合住宅の建て替えに伴う住民の状況や課題について、情報共有を行い、支援体制の強化を図った。地域づくり支援の一環として、団地の思い出を語らう集いの場づくりを、CSWが関係機関と連携して実施したため。 また、こまほっとシルバー相談室の相談支援状況を定期的に確認し、実態把握に努めた。建て替えにより転居予定の住民に対し、様々な事務手続きのサポートに加え、必要な介護保険サービスや転居先の地域の社会資源に関する情報提供、各支援機関へのつなぎ等の対応を行ったため。
課題等	第２期建て替えのスケジュール等が明確になっていないことから、情報不足が住民の不安要素のひとつとなっている。また、第１期の建て替えに伴う転居により地域の活動者が減少し、集いの場の運営に影響が生じる可能性がある。 個別の相談には対応できている一方で、事例の積み重ねが少ないため、地域課題の検討にまでは至っていない。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、建て替えに関する正確な情報の把握に努め、支援関係機関との情報共有・協議を継続する。また、支援機関と連携し、地域住民の不安軽減のための交流や相談の場づくりを継続して実施する。個別の福祉的ニーズの把握を継続し、地域課題を検討する。

取組No.	2-3-2	重点取組	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

（仮称）地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、（仮称）地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用 担当課：福祉政策課	育成・活用	③目標(値)	調査・研究	試行実施	実施
		④実績(値)	調査・研究		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	（仮称）地域福祉サポーター導入のため、先進地域（他自治体社協）への視察を３回行ったものの、次年度の試行実施には、さらなる調査検討が必要になったため。
課題等	先進地域への視察で学んだことを活かしつつ、狛江市の現状にあった地域活動の担い手の育成のあり方を検討していくことが必要である。
令和８年度以降の取組や方針	地域活動に参加し地域課題の解決に取り組む担い手の育成として、視察先の事例等を分析しつつ、福祉カレッジの修了生の地域での活躍も含めて、狛江市に合った効果的な人材育成の取組みを検討・企画していく。

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援											
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	継続													

①事業概要

地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。（福祉政策課）
子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。（子ども若者政策課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
地域福祉推進事業補助金による団体への支援 担当課：福祉政策課	利用団体数	③目標(値)	１団体以上	１団体以上	１団体以上
		④実績(値)	１団体		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
子ども・若者の居場所事業の実施 担当課：子ども若者政策課	年間利用者数	③目標(値)	4,100人	4,100人	4,100人
		④実績(値)	4,133人		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
（新）子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施 担当課：子ども若者政策課	利用団体数	③目標(値)	４団体以上	４団体以上	４団体以上
		④実績(値)	７団体		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	地域福祉推進事業補助金により、昨年度に引き続き、オルタナティブスクールへの支援を行った。子ども・若者の居場所事業では、4,133人（前年度比＋13人）の利用者数となり、地域での子ども・若者の居場所の確保の一助となったほか、子どもの居場所づくり支援事業補助金を創設し、これまでの子ども食堂団体のほか、地域の居場所や学習支援を行っている団体についても支援を広げることができた。また、実績値についても目標値を上回る結果となり、居場所の確保を図ることができたため。
課題等	地域福祉推進事業補助金による幅広い支援の実施に向け周知が必要である。子どもの居場所づくり支援事業補助金については、地域における居場所の更なる確保につなげるため、団体の利用を促進していく必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、補助対象事業者の運営の支援及び周知を実施する。また、子ども・若者の居場所の確保のほか、学習支援、子育て世帯への相談事業を実施し、子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるための支援を行っていく。

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
視察や見学、会議等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	市内の多世代交流に取り組む団体等が情報交換会（ひとつやねっと）に定期的に２回（前年度同数）出席した。ひとつやねっとにおいて調布・狛江市の居場所のパンフレットを作成し、ネットワークの構築を強化することができたため。
課題等	居場所等の活動に興味がある方を積極的に情報交換会につなげる。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、情報交換会（ひとつやねっと）に定期的に出席し連携を強化する。

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課	マッチング回数	③目標(値)	３回以上	３回以上	３回以上
		④実績(値)	３回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	ふらっとなんぶにおいて、初めて夏の体験ボランティアの受け入れを行い、近隣の高等学校の生徒や大学生にボランティアとして参加してもらうことができた。また、近隣の看護専門学校の実習受け入れも初めて行い、多くの学生に地域づくりの大切さを学んでもらうことができたため。マッチングは３回（前年度比＋１回）
課題等	学生は授業等があるため、ふらっとなんぶで活動できる時間が限られる。引き続き近隣の学校の学生等に参加してもらう機会を作る必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	夏の体験ボランティアによる学生の受け入れを行うとともに、近隣大学と連携してイベント等に参加してもらう機会を創出する。

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	３月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各１回、勉強会及びセミナーとして民生委員・児童委員向けに１回実施し、普及・啓発を行ったため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、市内権利擁護勉強会等を実施し、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため普及・啓発を行っていく。

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障			
区分	拡充													

①事業概要

市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	継続実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課	参加人数	③目標(値)	１人以上	１人以上	１人以上
		④実績(値)	０人		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		

「評価」の理由	多摩南部成年後見センター主催の市民後見人が参加する後見人連絡会等に狛江市の権利擁護支援事業の担当が出席し、顔と顔の見える関係づくりに寄与したものの、市内権利擁護業務担当者勉強会等への市民後見人の参加には至らなかったため。
課題等	市民後見人の育成等は多摩南部成年後見センターで行っているため、市、あんしん狛江、多摩南部後見センターと協働して活躍できる体制作りを行っていく必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、多摩南部成年後見センターへ周知を依頼し、市内権利擁護業務担当者勉強会等に市民後見人が参加できるよう促していく。

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
緊急通報装置事業の見直し	実施有無	③目標(値)	LTE機器の試験導入	LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討	LTE機器の本格導入 （R８を踏まえた対応）
		④実績(値)	３件		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
新たな装置等の導入	実施有無	③目標(値)	新たな装置等の検討	新たな装置等の検討	新たな装置等の調整
		④実績(値)	他自治体の導入状況を基に検討		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	緊急通報装置事業の見直しについて、試験導入した機器の利用実績は３件であり、新たな装置等の導入については、他自治体の導入状況を基に検討を行った結果、引き続き他自治体の取組み状況について、更なる情報収集が必要と考えたため。
課題等	引き続き、制度を必要としている高齢者のニーズ把握が必要であり、対象要件の緩和等についても検討が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	緊急通報装置事業については、試験導入した機器の利用件数が少なく、引き続き、利用状況を把握したうえで、本格実施について再検討する。また、新たな装置等の導入について、引き続き他自治体の取組み状況について情報収集し、装置の選定及び導入に向けた調整を行う。

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施
		④実績(値)	「ながら見守り」の実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	GPS機器、仕組みづくりの検討	GPS機器、仕組みづくりの調整	GPS機器、仕組みづくりの試行
		④実績(値)	GPS機器、仕組みづくりの検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定を、新たに２件の事業所と締結するとともに、既存事業所等による「ながら見守り」を実施した。また、GPS機器等を活用した早期発見の仕組みについて、他自治体の事例を参考に事業者への確認調整を行ったため。
課題等	高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定先とは、協定締結後も定期的に意見交換等を行う必要がある。また、早期発見の仕組みづくりとしてGPS機器等の試行実施に向け、選定・調整等に取り組む必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、「ながら見守り」を実施するとともに、GPS機器等の試行実施に向け、選定・調整等に取り組む。

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。

取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	都の計画と整合	課題整理	課題対応策検討
		④実績(値)	既存事業の整理と新たな事業の実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	基本理念②③の事業継続実施	基本理念②③の事業継続実施	基本理念②③の事業継続実施
		④実績(値)	新たな事業を実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	認知症基本法及び都の計画に沿った既存事業については整理したうえで継続して実施した。また、新規の理解啓発活動として、チームオレンジコーディネート事業において、イベント形式のチームオレンジや、認知症サポーターの希望者向けの実習を１回開催した。
課題等	国及び都の「認知症施策推進基本計画」に基づき、チームオレンジコーディネート事業の充実を図る等、事業調整を行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、「認知症施策推進基本計画」に基づいて既存事業の整理を行うとともに、不足する事業を検討・調整する。

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課	講演会等の実施	③目標(値)	講演会等の開催	講演会等の開催	講演会等の開催
		④実績(値)	普及啓発及び当事者からの発信		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催	養成講座開催
		④実績(値)	13回開催		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	認知症サポーター養成講座の開催については、一般市民向け、職域・団体向け及び市職員向けのほか、小学生を対象に「キッズサポーター養成講座」及び「認知症の人の視点をVR体験するイベント」を連続講座として実施し、当事者からの発信としてインタビュー動画を放映した。また、チームオレンジを開催運営することで、当事者からの発信機会の創出につなげたため。
課題等	より多くの市民に認知症に関する正しい知識と理解を深めてもらえるよう、継続的に理解啓発活動を実施することが必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、認知症に関する理解啓発活動を実施するとともに、認知症サポーター養成講座を開催する。

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催	養成講座開催
		④実績(値)	13回開催		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	養成講座拡大	養成講座拡大	養成講座拡大
		④実績(値)	拡充実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	認知症サポーター養成講座については、13回（前年度比＋２回）開催し、前年度を上回る実績となった。また、キッズサポーター養成講座については、新たに小学生を対象に「キッズサポーター養成講座」及び「認知症の人の視点をVR体験するイベント」を連続講座として１回実施し、学童保育等にも出張講座として３回実施したため。
課題等	キッズサポーター養成講座の拡大については、小・中学校の児童・生徒を幅広く取り込むことが必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、キッズサポーター養成講座の拡大調整を図る。

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	講座開催	講座開催	講座開催
		④実績(値)	開催		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	新設検討及び調整	新設検討及び調整	新設検討及び調整
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	認認知症サポーターステップアップ講座については、引き続き連続講座として１回実施し、チームオレンジの活動に向け、より実践的な内容とした。また、チームオレンジについては、チームオレンジコーディネート事業の取組の中で、立ち上げに向けた検討・調整を実施したため。
課題等	認知症サポーターステップアップ講座については、引き続き、より多くの受講者を地域におけるチームオレンジの活動につなげる仕組みづくりが必要である。また、チームオレンジの新設については、未設置の圏域における長期に亘る立上げ支援が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、認知症サポーターステップアップ講座を継続実施するとともに、チームオレンジの立上げや運営活動について長期的な支援を実施する。

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
地域密着型サービスの整備	―	③目標(値)	看護小規模多機能型居宅介護　(1箇所）の整備・推進	看護小規模多機能型居宅介護　(1箇所）の整備・推進	次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進
		④実績(値)	公募２回		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	令和６年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和７年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、２回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかったため。
課題等	看護小規模多機能型居宅介護の新設については、近年の物価高騰や経営面の課題もあるため、展開を検討しうる事業者に情報が行き届くよう、周知方法に工夫が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	認知症に特化した地域密着型サービスは、令和６年４月に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を開設したことも踏まえ、引き続き、効果的な周知方法を検討しながら、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施していく。

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
ヒアリングフレイル予防拡充実施と補聴器補助事業	—	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	拡充実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
認知症検診の検討	—	③目標(値)	検討	関係者との調整	試行実施
		④実績(値)	検討及び調整		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	ヒアリングフレイル予防イベント講演内容の拡充（耳リラックス体操を追加)及び補聴器補助を継続実施するとともに、認知症検診事業の試行実施に向けた実施体制について、検討・調整を行った。また、高齢・介護保険に関する次期計画改定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、今後の検診実施に向けたニーズの把握を行ったため。
課題等	ヒアリングフレイル予防イベントについては、聞こえのチェックや専門家に対する相談希望者が多いため、今後の体制整備や拡充調整が必要である。また、認知症検診事業については、試行実施に向けた関係機関との調整や、実施体制の構築が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	ヒアリングフレイル予防イベントを拡充実施するとともに、認知症検診事業の試行実施に向けた関係機関との調整や、実施体制の構築を行う。

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。

取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	拡充													

①事業概要

市民活動支援センターと連携し、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	試行実施	本格実施	本格実施
		④実績(値)	試行実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課	回数	③目標(値)	２回	６回	６回
		④実績(値)	６回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	当事者が講師となり、６回（緑野小２回、六小２回、三小１回、一中１回）の体験学習を実施したため。視覚や聴覚の障がいがある方や電動車椅子に乗っている方の生活を知るとともに、視覚障がいや車椅子の体験をすることで、様々な立場の方々を知り、児童・生徒が障がいについて考えるきっかけとなった。
課題等	精神障がいや発達障がいに関する授業の実施
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、学校と市民活動支援センターと連携しながら事業を実施するとともに、様々な障がいに関する授業の実施についても検討する。

取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	拡充													

①事業概要

障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、市内の事業所や市民団体の意見を聴きながら事業所の製品販売等、障がい者週間や共催事業等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課	講座等の実施	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課	展示等の開催	③目標(値)	開催	開催	開催
		④実績(値)	開催		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	障がい者週間において、障がい福祉サービス事業所の自主製作品を販売するとともに、視覚障がい者の歩行をサポートする機器の屋内体験会を開催した。当事者も参加したブラインドマラソン伴走者養成研修や、商工会と連携して狛江市内手話理解促進講演会と商工会全加盟店舗での手話接客に向けた研修会を共催し、障がいの理解の推進に取り組んだ。
課題等	障がい者の生活を支援する機器の紹介は、ニーズの確認が難しく、紹介する機器の選定が課題
令和８年度以降の取組や方針	当事者団体等にも意見を聞き、紹介する機器の選定を進める。

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	拡充													

①事業概要

障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課	市内の障がい福祉サービス事業所を「１つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)	20%以下	20%以下	20%以下
		④実績(値)	10%		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課	新たな取り組みの実施	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	市内の障がい福祉サービス事業所を「１つも知らない」と回答した人の割合は、10%となり、前年度より４ポイント改善したため。５月と10月に上手いもの市を開催し、市民を対象とした障がい者理解の促進と市内障がい者施設の認知度向上に取り組んだ。ほこみちでは、３月28日に共催事業として、パラアート展と自主製作品の販売を行ったため。
課題等	人通りの多い場所の確保、常設の販売場所の確保
令和８年度以降の取組や方針	狛江駅周辺の工事が完了したため、人通りの多い狛江駅改札付近での販売を検討する。

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	拡充													

①事業概要

障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
企業・商店への周知・啓発	周知の実施	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	商工会や狛江市聴覚障害者協会と連携し、６月22日に「東京2025デフリンピックに向けた狛江市内手話理解促進講演会」と、商工会全加盟店舗向けに「手話接客に向けた研修会」を開催し、聞こえない方や聞こえづらい方への対応について、周知・啓発を図ったため。
課題等	商店等での合理的配慮の推進
令和８年度以降の取組や方針	引き続き商工会等の関係機関と連携しながら合理的配慮の提供について推進していく。

年度	令和７(2025)
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり

施策No.	３-１	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。

取組No.	３-１-１	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進											
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けた遠隔手話通訳（QRコード利用）を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
遠隔手話通訳（QRコード利用）の導入及び活用 担当課：福祉政策課・高齢障がい課	機器の導入	③目標(値)	導入	活用	活用
		④実績(値)	導入		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	８月から聴覚障がい者等による電話の利用を可能にする「手話リンク」を、10月から庁舎や市の関連施設で遠隔手話通訳及び文字による意思疎通支援サービスを導入したため。
課題等	遠隔手話通訳等のサービスの利用促進を図る必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	市職員を対象とした利用促進に取り組む。

取組No.	３-１-２	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進										
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規												

①事業概要

「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障がいの社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進するために、児童・生徒に対する出前授業等を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
心のバリアフリーの普及啓発（児童・生徒に対する出前授業等の実施） 担当課：福祉政策課	研修の実施	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
ユニバーサルマナー講習会の開催 担当課：高齢障がい課	講習会の実施	③目標(値)	児童・生徒に対する出前授業等の実施への変更	ー	ー
		④実績(値)	６回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	「心のバリアフリー」を学ぶ教材を用いて、三小及び六小において出前授業を実施したため。六小では、当事者の方による授業や車椅子体験も同時に実施し、心のバリアフリーの普及啓発に努めた。また、小学４年生を中心に、６回（緑野小２回、六小２回、三小１回、一中１回）の体験学習を実施したため。視覚や聴覚の障がいがある方や電動車椅子に乗っている方の生活を知るとともに、視覚障がいや車椅子の体験を通じ、様々な立場の方々を知り、児童・生徒が障がいについて考えるきっかけとなった。
課題等	都が新たに、「心のバリアフリー」の資料を作成したことを受け、より分かりやすい心のバリアフリーの授業資料作成に努める必要がある。また、精神障がいや発達障がいに関する授業の実施についても課題がある。
令和８年度以降の取組や方針	「心のバリアフリー」に関する出前授業を実施し、「心のバリアフリー」の普及啓発を推進する。 引き続き学校と市民活動支援センターと連携しながら事業を実施するとともに、様々な障がいに関する授業の実施についても検討する。

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。

取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	拡充													

①事業概要

伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課	ケースに応じたつなぎの回数	③目標(値)	適宜	適宜	適宜
		④実績(値)	４回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	ひきこもり当事者や孤独・孤立状態にある方に対し、多世代・多機能型交流拠点等を通じて、作品の展示、ボランティア活動、当事者会への参加等の機会を提供し、個々のニーズに応じた社会参加や社会とのつながりづくりを支援したため。つなぎの回数４回（前年度比同数）
課題等	支援の接点となる場にアクセスできない方が一定数存在している。そのため、支援につながる場の充実に加え、場に直接アクセスがなくとも社会とつながりを持てる仕組みの構築が求められる。
令和８年度以降の取組や方針	地域の様々な団体・機関と連携して、多様な社会参加の場を提供する機会を作っていく。

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。

取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜
		④実績(値)	０回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、切れ目のない支援を図ることができたため。また、重層的支援会議等については、権利擁護支援に関する内容が無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかり捉えることにより、切れ目のない支援を図る。また、あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。

取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
元気高齢者向け事業の実施	—	③目標(値)	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の試行実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の本格実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施
		④実績(値)	シルバーディスコ事業の実施及び新規事業の試行実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
地域で継続的に参加・活動できる環境整備	—	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施
		④実績(値)	シニアふれあい食堂の実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	「シルバーディスコ事業」について、会場運営方法の課題改善を図り、継続実施するとともに、新たなアクティブシニア支援事業として、介護予防・フレイル予防にも有効な「ディスコダンス教室」を試行実施した。また、地域で継続的に参加・活動できる環境整備として、「シニアふれあい食堂」、「老人福祉センターの運営」、「老人クラブ補助金」、「シルバー人材センター補助金」等の従前事業についても、継続実施したため。
課題等	今後も、様々なニーズに合わせたアクティブシニア向け事業の開拓が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	「シルバーディスコ事業」及び「シニアふれあい食堂」等を継続実施するとともに、引き続き、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備を促進する。

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（仮称）シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課	参加者数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」を１回実施し、35人（前年度比△11人）が参加した。また、高齢者の生きがいづくりや地域での参加活動の場として、「シニアふれあい食堂」を毎月１回継続実施したため。
課題等	シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントについては、継続的に実施することが必要である。また、「シニアふれあい食堂」については、新たな運営団体等の開拓が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」及び「シニアふれあい食堂」を実施する。また、「シニアふれあい食堂」については、新たな運営団体等を開拓する。

取組No.	３-４-３	重点取組	シルバー人材センターの運営支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	シルバー人材センターへの補助を継続実施するとともに、広報等による活動の周知・啓発を行ったため。
課題等	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を継続的に促進する方法が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、シルバー人材センターへの補助を行うとともに、広報等による活動の周知・啓発を行う。また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を継続的に促進する方法を模索する。

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。

取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課	導入数	③目標(値)	点字封筒の導入 （福祉保健部２課）	点字封筒の利用拡大 （福祉保健部）	点字封筒の全庁導入の検討
		④実績(値)	福祉保健部２課		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	引き続き、福祉相談課相談支援係と高齢障がい課障がい者支援係で点字入りの封筒を作成・活用したため。
課題等	各課ごとに作成している封筒は、受注業者によって点字入り封筒に対応していない場合がある。
令和８年度以降の取組や方針	既存の封筒に点字を追加する方法等を検討する。

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援										
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充												

①事業概要

手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
当事者向けスマホ教室の実施	実施有無	③目標(値)	聴覚障がい者向け	視覚障がい者向け	視覚・聴覚障がい者向け
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
新たな支援機器等の紹介・活用支援	実施有無	③目標(値)	障害者週間等における展示会等の実施	障害者週間等における展示会等の実施	市役所窓口及び電話での遠隔手話サービスの継続
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	令和６年度から継続して視覚障がい者を対象にしたスマホ教室を開催するとともに、新たに聴覚障がい者を対象としたスマホ教室及び視覚障がい者の歩行をサポートする機器の屋内体験会を開催したため。
課題等	視覚障がい者のスマホ教室は、令和６年度から実施しており、令和７年度は定員４人に対して参加者は２人であった。
令和８年度以降の取組や方針	今後のスマホ教室の実施は、当事者団体とニーズについて確認しながら今後の事業展開を検討する。

年度	令和７(2025)
基本目標	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	４-１	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。

取組No.	４-１-１	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化											
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	拡充													

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%	60%	65%
		④実績(値)	54%		
担当課：福祉政策課・まちづくり事業課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	住宅確保要配慮者からの相談予約は、相談可能枠36件中、24件の相談を受け付け、毎月平均２枠分の予約が埋まった。相談員の相談及び協力不動産店の連携により、13件解決することができた。また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えることができたため。
課題等	解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとする。相談者の当制度に対する認識齟齬を減らす必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	予約受付の際に相談者へのヒアリング力を強化し、公営住宅を希望していないか、家賃支払い能力があるか等の聞き取りや事業の適切な説明を行い、相談者の当制度に対する認識齟齬の軽減を図る。

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	拡充	継続実施	継続実施
		④実績(値)	拡充		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、医療・福祉施設等への入院・入所手続に関する相談、死後事務に関する相談、日常生活に関する相談などの各種相談支援を実施し、切れ目のない支援を図ることができた。
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかり捉えることにより、切れ目のない支援を図る。

施策No.	４－２	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。

取組No.	４-２-１	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知											
担当課	子ども家庭課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課	実施状況	③目標(値)	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知
		④実績(値)	ヤングケアラー実態調査の実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	市内小学校５・６年生、市内中学校、高校生世代を対象にヤングケアラー実態調査を実施し、ヤングケアラーの周知・啓発を行うとともに、相談希望のある子どもとの面接を実施し適切な支援につなげたため。
課題等	「ヤングケアラー」という言葉の認知が小学生・中学生で低いこと、自己認識が難しいために潜在的に困難を抱える子どもが把握されにくいこと、また、相談経験が少なく支援にたどりつけていないこと。
令和８年度以降の取組や方針	小学生・中学生に向けた理解の促進を図るとともに、広く市民に対しても周知啓発をしていくほか、身近な相談窓口の周知や相談しやすい環境を整えていく。実態調査を今後も実施し、支援が必要と思われる子どもや家庭の早期発見に努める。

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつなぐシート登録システム）を活用し、つなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	25事業者以上	30事業者以上	35事業者以上
		④実績(値)	69事業者		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	学童保育所支援員会議や郵便局長会議等、数多くの関係者が集まる会議体を通じて「福祉のつなぐシート」について説明をし、児童福祉施設や金融機関等へ導入いただけたことから、目標値を44事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等（以下、「市内登録事業者」という。）を確保できた（69事業者（前年度比＋41事業者）のうち、新規は41事業者（前年度比＋24事業者））。また、９件（前年度比△２件）の「つなぎ」のうち活用民間事業者等から５件（前年度比同様）の「つなぎ」を実現できたため。
課題等	活用民間事業者等を増やすことができたが、つながった案件が少なかった。
令和８年度以降の取組や方針	幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課	場の確保またはつなぎの実施	③目標(値)	適宜	適宜	適宜
		④実績(値)	３回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	ひきこもり家族会主催による講演会を通じ、市内のひきこもりに関わるケアラーの交流機会を創出した。併せて、グリーフサポートの観点から、ケアラーを当事者同士の集いの場へつなぐ支援を行ったため。場の確保またはつなぎの実施３回（前年度比同数）
課題等	参加者の減少や高齢化により、家族会単体で講演会の実施や周知活動を継続していく体制が弱まっている。
令和８年度以降の取組や方針	市内にある各ひきこもり家族会と協働し、家族会の認知度向上と参加者増加のための後方支援を行う。

施策No.	４-３	施策	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。

取組No.	４-３-１	重点取組	（再掲）居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充														

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%	60%	65%
		④実績(値)	54%		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	住宅確保要配慮者からの相談予約は、相談可能枠36件中、24件の相談を受け付け、毎月平均２枠分の予約が埋まった。相談員の相談及び協力不動産店の連携により、13件解決することができた。また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えることができたため。
課題等	解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとする。相談者の当制度に対する認識齟齬を減らす必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	予約受付の際に相談者へのヒアリング力を強化し、公営住宅を希望していないか、家賃支払い能力があるか等の聞き取りや事業の適切な説明を行い、相談者の当制度に対する認識齟齬の軽減を図る。

取組No.	4-3-2	重点取組	（再掲）身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
（再掲）死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
（再掲）日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	拡充	継続実施	継続実施
		④実績(値)	拡充		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、医療・福祉施設等への入院・入所手続に関する相談、死後事務に関する相談、日常生活に関する相談などの各種相談支援を実施し、切れ目のない支援を図ることができた。
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかり捉えることにより、切れ目のない支援を図る。

施策No.	４-４	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。

取組No.	４-４-１	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●		
区分	拡充														

①事業概要

多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課	満足度	③目標(値)	80%以上	80%以上	80%以上
		④実績(値)	100%		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	基礎講座においては定員15名に対して11名が修了した。ステップアップ講座においては定員10名に対して４名が修了した。両講座ともに修了生が、新たな地域活動を始めている。講座修了後の受講者アンケートでは、100%（前年度比＋８ポイント）の満足度を得られたため。
課題等	ステップアップ講座において、急な欠席等により修了要件を満たせず、修了に至らない受講生が発生した。受講生のニーズに応じた内容や運営方法の見直しを行い、参加しやすい講座づくりが求められる。
令和８年度以降の取組や方針	ステップアップ講座では、テーマを「障がい」から「高齢」へと変更し、新たな地域人材の創出につなげるとともに、終了要件の見直し等、参加しやすい講座づくりを進める。

取組No.	4-4-2	重点取組	（再掲）市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	継続実施		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	継続													

①事業概要

厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和６年度に新たな助成制度について検討した結果、令和７年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
研修受講費の助成	助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）
		④実績(値)	４人（初任者研修） ７人（実務者研修）		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
新たな助成・支援対策の検討及び実施	助成人数	③目標(値)	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）
		④実績(値)	１人（専門員実務研修） ２人（専門員現任研修） ０人（専門員更新研修） ０人（主任専門員研修） ３人（主任専門員更新研修）		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			C：あまり進捗していない		

「評価」の理由	実務者研修は目標値に達したが、直近３年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達しなかった。しかし、特定施設入居者生活介護を含む新たな種類の事業者から問い合わせ、申請があるなど、助成の活用が広まっている。また、令和７年度から新たに介護支援専門員研修の受講費助成を実施し、申請があった。
課題等	更なる助成制度の活用に向けた周知を行う必要がある。また、介護支援専門員の資格更新や研修に係る負担は全国的に課題とされており、制度の運用にあたり国の動向にも注視する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	現状の制度に加え、新たな助成について周知等を引き続き行い、助成制度の利用を促す。

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の３つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につなぐことができたため。
課題等	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。
令和８年度以降の取組や方針	支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
専門職団体との連絡会への出席	出席回数	③目標(値)	５回以上	５回以上	５回以上
		④実績(値)	８回		
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、顔と顔が見える関係に寄与したため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、機能強化のための認識や方向性の共有を行う。

施策No.	４-６	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

取組No.	４-６-１	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充													

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
老人福祉事業や既存資源等の再構築 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討
		④実績(値)	事業の新設等を行った		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	高齢者のデジタルデバイド解消を推進するため、「スマホ相談所」を92回継続運営するとともに「高齢者スマートフォン購入費助成事業」を新設し、90件の助成金を交付することができた。また、生活支援体制整備協議会において、「救急情報シート」及び「救急医療情報キット」の配布について協議を重ね、試行実施に向けた取組みを行ったため。
課題等	今後も、社会情勢等の変化に合わせた既存事業の再構築や既存資源の整理が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図る。

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備	―	③目標(値)	調整	調整	試行実施
		④実績(値)	調整		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備	―	③目標(値)	調整	調整	調整
		④実績(値)	検討		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	生活支援体制整備協議会において、「救急情報シート」及び「救急医療情報キット」の配布について協議を重ね、試行実施に向けた取組を行ったため。また、地域の受け皿整備として、インフォーマルサービスについても検討したため。
課題等	既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備について調整を図るとともに、インフォーマルサービスを含めた地域の受け皿については、長期的な検討が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	地域における課題について、生活支援体制整備協議会にて協議した結果に基づき、高齢者の生活支援サービスの充実を図る。また、インフォーマルサービスについては、長期的な検討を行う。

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバイドによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
スマホ相談所の定期開催（週２回） 担当課：高齢障がい課	相談件数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	週２回の定期開催		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を92回継続運営し、数多くの相談に対応をすることができたため。
課題等	こまポや東京アプリをはじめとするデジタル事業の増加に伴い相談ニーズも多様化し、併せてスマホ相談の機会拡大を含めた運営方法等の検討が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を運営する。

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつの進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
フレイル予防事業の拡充	―	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、事業拡充	ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施	ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施
		④実績(値)	事業拡充		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備	―	③目標(値)	高齢者運動推進員養成講座を継続実施	高齢者運動推進員養成講座を継続実施	高齢者運動推進員養成講座を継続実施
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	介護予防・フレイル予防の一環として「ヒアリングフレイル予防事業」を２回開催（計34名参加）するとともに、耳のリラックス体操を加えて事業の拡充に取り組んだ。また、地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備として、「高齢者運動推進員養成講座」を前期（全12回、延べ59名参加）・後期（全12回、延べ45名参加）とフォローアップ講座（全６回、延べ94名参加）を継続実施したため。
課題等	高齢化の進展に伴い、ヒアリングフレイル予防事業をはじめとした介護予防事業のニーズは今後も高まる見込みである。また、地域における運動習慣を定着化するためには、運営主体となる実施団体の養成や支援が課題である。
令和８年度以降の取組や方針	「ヒアリングフレイル予防事業」については、今後も内容の充実を図りながら継続して実施する。また、地域における運動習慣の定着化に向けた他の環境整備も検討・調整する。

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規												

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組みを行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
シルバーディスコ事業の実施	実施有無	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
アクティブシニア事業の検討	―	③目標(値)	ディスコダンス教室の試行実施	ディスコダンス教室の本格実施	ディスコダンス教室の継続実施
		④実績(値)	実施		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	令和６年度のシルバーディスコ事業は、会場の広さや防音対策等が課題となったため、令和７年度は西河原公民館多目的ホールを会場として実施した（参加者約100人）。新たなアクティブシニア支援事業として、介護予防・フレイル予防にも有効なディスコダンス教室（全10回講座）を試行実施した。
課題等	シルバーディスコ事業は、参加希望者数が多い事業であり、令和７年度の実施結果を踏まえてより広い会場を確保するなど、更なる会場運営方法の改善が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	元気高齢者及びプレシニアを対象とした「シルバーディスコ事業」を継続実施するとともに、令和７年度に試行実施した「ディスコダンス教室」を本格実施する。

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施											
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規												

①事業概要

保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題につなげます。（高齢障がい課・保険年金課）
心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
保健事業と介護予防事業の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課	―	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
健康セミナー 担当課：健康推進課	新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%	35%	35%
		④実績(値)	38.0%		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ａ：進捗している		

「評価」の理由	保健事業と介護予防の一体的実施は、地域包括支援センターを中心にポピュレーションアプローチを実施し、フレイル予防の視点を取り入れた支援を令和７年度は1,286人に対して実施するなど、一体的実施の基盤整備が進んでいる。また、ハイリスク者に対する介入では、約７割に体力の改善がみられるなど、身体機能向上の効果が確認された。課題はあるが、全体としては着実に進捗している。 健康セミナーは、広報・市内掲示板、ホームページによる周知により、健康セミナーの新規参加者割合は目標値を上回る38%（前年度35%）を達成した。参加者の固定化を防ぎ、新たな層への介護予防の普及啓発を行うことができた。
課題等	保健事業と介護予防の一体的実施については、取組が一部事業にとどまり、他事業への展開や未参加者への対応、効果の持続性の検証には課題が残る点が課題である。 健康セミナーについては、単発の参加に留まらず、健康増進室の継続利用の定着につながっているかデータによる追跡・分析が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	保健事業と介護予防の一体的実施については、ポピュレーションアプローチを包括の他事業へ展開し一体的実施を推進する。あわせてハイリスク者への継続支援や未参加者への対応強化し、医療・関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築を図る。 健康セミナーでは、参加者の声を活用し、より利用しやすい健康セミナーを継続して構築していく。

施策No.	４-８	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。

取組No.	４-８-１	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和６年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 担当課：高齢障がい課	検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応
		④実績(値)	看護小規模多機能型居宅介護　（1箇所）の整備・推進のため公募２回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施 担当課：高齢障がい課	令和６年度調査・分析完了	③目標(値)	ー	―	―
		④実績(値)			
		⑤進捗状況評価			
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	令和６年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和７年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、２回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかったため。
課題等	看護小規模多機能型居宅介護の新設については、近年の物価高騰や経営面の課題もあるため、展開を検討しうる事業者に情報が行き届くよう、周知方法に工夫が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施する方針となった。

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	部会長会２回 調査員定例会６回	部会長会２回 調査員定例会６回	部会長会２回 調査員定例会６回
		④実績(値)	部会長会２回 調査員定例会５回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	全件実施	全件実施	全件実施
		④実績(値)	全件実施		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	検討	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	検討	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	審査会部会長会は計画どおり開催し、必要な情報共有や課題検討を行った。また、調査員定例会は、伝達研修や業務上の課題共有を実施した。開催目標が６回であったが実施は５回であったため、書面で必要な情報共有をした。調査票点検は委託業務のひとつとして全件実施した。認定調査の全部委託と認定審査会のペーパーレス化の検討は、オンライン研修への参加、委託事業者からの事業説明、近隣自治体からの情報収集を実施した。
課題等	認定調査については、調査員による調査結果のバラつきが課題となっている。また、認定審査会ペーパーレス化については、国で検討が進められている介護情報基盤の導入時期や活用範囲の確認と併せて継続検討の必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	認定調査については、調査の平準化を図りながら全面委託化の検討を継続する。介護情報基盤の導入に向けた検討状況も踏まえ、認定審査会ペーパーレス化も継続検討する。

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施													
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障			
区分	継続															

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
ケアプラン点検の実施	実施回数	③目標(値)	10回	10回	10回
		④実績(値)	10回		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
ケアプラン点検研修の開催	開催数	③目標(値)	１回	１回	１回
		④実績(値)	２回		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	令和７年度のケアプラン点検については、目標回数10回に対し、専門的観点から10回（10事業者）に対して実施した。ケアマネジメントの質の向上のための研修は２回実施したことで、基本的な考え方や自立支援型ケアマネジメントの考え方を学ぶ機会を作れたため。
課題等	委託により専門的観点から点検を進めていく必要があるが、ケアプラン点検の内容は多岐に及ぶため、給付適正化及び質の向上につながる点検となるよう、より効果的な実施方法について引き続き検討する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	委託によるケアプラン点検を引き続き行うことで保険者機能としての給付適正化を推進していく。

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上
		④実績(値)	85件		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検帳票数	③目標(値)	２帳票	２帳票	２帳票
		④実績(値)	２帳票		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	医療情報との突合点検については、国保連において実施しおり、85件（前年度比＋37件）となった。 縦覧点検については、国が示す帳票のうち、単独請求明細書におけるサービス実施状況一覧表と、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表について、給付実績を活用して取り組んだため。
課題等	医療情報との突合点検について、引き続き国保連と連携し対応を進める必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、国保連と連携して医療情報との突合・縦覧点検を進めていく。

施策No.	４-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

取組No.	４-10-１	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課	派遣	③目標(値)	派遣のための体制準備	１人	-
		④実績(値)	次年度派遣に向けた調整		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課	件数	③目標(値)	３件	５件以上	５件以上
		④実績(値)	２件		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	都への職員派遣について、令和８年４月からの派遣（１名）を都・指導監査部と協議調整した。指導検査については２件実施したが、複数の担当者で対応することで、今後に向けた体制構築を進められたため。
課題等	指導検査に係るノウハウの蓄積と指導検査件数の定量的な確保が課題となっている。
令和８年度以降の取組や方針	令和８年４月から都・指導監査部に職員１名を派遣し、指導検査のノウハウ蓄積と実績件数を確保する。また、新たに集団指導用の動画を作成する。

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	厚生労働省及び東京都から発出される情報については、適宜、事業所に対して周知共有を行った。
課題等	季節性・ウィルス性感染症についても介護事業所と随時情報共有できる体制が必要である。また、新たな感染症が発生した場合に備える必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	入所・通所施設をはじめとする事業所からの感染症集団感染に関する報告の徹底など、今後も感染症に関する情報共有と対策について事業所と連携して対応する。

取組No.	4-10-3	重点取組	（再掲）介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和６年度に新たな助成制度について検討した結果、令和７年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
（再掲）研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）	12人（初任者研修） ５人（実務者研修）
		④実績(値)	４人（初任者研修） ７人（実務者研修）		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
（再掲）新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ８人（主任専門員更新研修）
		④実績(値)	１人（専門員実務研修） ２人（専門員現任研修） ０人（専門員更新研修） ０人（主任専門員研修） ３人（主任専門員更新研修）		
		⑤進捗状況評価	Ｃ：あまり進捗していない		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｃ：あまり進捗していない		

「評価」の理由	実務者研修は目標値に達したが、直近３年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達しなかった。しかし、特定施設入居者生活介護を含む新たな種類の事業者から問い合わせ、申請があるなど、助成の活用が広まっている。また、令和７年度から新たに介護支援専門員研修の受講費助成を実施し、申請があった。
課題等	更なる助成制度の活用に向けた周知を行う必要がある。また、介護支援専門員の資格更新や研修に係る負担は全国的に課題とされており、制度の運用にあたり国の動向にも注視する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	現状の制度に加え、新たな助成について周知等を引き続き行い、助成制度の利用を促す。

施策No.	４-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

取組No.	４-11-１	重点取組	地域生活支援拠点の設置												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●		
区分	新規														

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進	―	③目標(値)	推進会議の設置	推進会議での検討	推進会議での検討
		④実績(値)	未設置		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ｃ：あまり進捗していない		

「評価」の理由	地域生活支援拠点の位置付けのあるショートステイの開所などについて、地域自立支援協議会に報告を行ったが、推進会議は設置できていないため。
課題等	緊急時の対応に必要なショートステイの稼働状況の把握
令和８年度以降の取組や方針	令和８年度にも市内にショートステイの開所が予定されていることから、稼働状況を把握しながら、地域生活支援拠点の機能のひとつである緊急時の対応について検討する。

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	継続													

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	試行	試行	試行
		④実績(値)	試行		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	あいとぴあセンター地下の浴室を活用して、生活介護事業所に通所している４人に入浴介助サービスの試行を延べ６回実施した。２か年の試行により、障がいのある方の状態や特性等に応じた入浴介助サービスの課題等を当事者・事業者・市でそれぞれ確認・共有することができたため。
課題等	あいとぴあセンター地下の浴室を活用した入浴介助サービスに必要な機械設備の検討
令和８年度以降の取組や方針	既存の設備で入浴が可能な方を中心に本格実施に向けた検討を進める。

年度	令和７(2025)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	５-１	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。

取組No.	５-１-１	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	継続													

①事業概要

重層的支援会議等により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行っていきます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ｃ：あまり進捗していない		
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	５人以上	５人以上	５人以上
		④実績(値)	５人		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	支援会議としては、２回（前年度比△６回）の開催となった。２回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員２名及び社会福祉協議会のCSW３名が、目標値である５人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。 相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員２名を相談支援包括化推進員としたため。
課題等	重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。
令和８年度以降の取組や方針	重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
在り方の検討	―	③目標(値)	在り方の検討	地域共生社会推進基本計画 中間見直しへの反映	ー
		④実績(値)	検討		
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		

「評価」の理由	介護保険事業計画の進捗管理については、高齢小委員会の専門外のため、狛江市福祉基本条例施行規則第25条第３項の規定に基づく関係者への意見聴取として、介護保険推進市民協議会会長を招致した。
課題等	地域共生社会推進基本計画において、介護保険事業計画の進捗管理を介護保険推進市民協議会が担う記載がない。
令和８年度以降の取組や方針	第10期介護保険事業計画の策定に併せた地域共生社会推進基本計画改定の際に、介護保険事業計画の進捗管理を、介護保険推進市民協議会が担うことを盛り込む。

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
会議体の整理	整理の実施	③目標(値)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム部会の設置	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム部会の運営	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム部会の運営
		④実績(値)	設置調整		
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会の設置に向け、関係支援機関と協議を行い、令和８年度の運営のための予算の確保及び例規を整備したため。
課題等	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会で効果的な協議を行えるよう、引き続き関係支援機関と調整を行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	市民福祉推進委員会障がい小委員会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会構成員の選出を行い、部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を推進する。

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を１名増員したが、令和７年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。 なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和８年度から社協職員の１名増を見込んでいる。
課題等	「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要である。
令和８年度以降の取組や方針	中核機関を委託するにあたっての現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			C：あまり進捗していない		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を１名増員したが、令和７年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。一方で、権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わることが多いため、既存の対応の中でモニタリングを行った。なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和８年度から社協職員の１名増を見込んでいる。
課題等	成年後見人等へ定期的なモニタリング・バックアップを行う体制が整っていない。
令和８年度以降の取組や方針	中核機関を委託するにあたっての継続してモニタリングを行う体制の構築ができていない等現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を１名増員したため。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の待機者減を図るため、令和８年度から社協職員の１名増を見込んでいる。権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会は、単身高齢者等支援事業の報告を行ったほか、支援・検討会議を実施し、２回（前年度比＋１回）開催することができたため。
課題等	成年後見制度の受任調整以外の部分も社協へ委託し、多機関協働ネットワークを形成し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）と連携する体制作りを進める必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	中核機関を委託する際の課題を整理し、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会で議論を行ったうえで、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討する。

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障			
区分	拡充													

①事業概要

地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課	体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築	ネットワーク体制の維持及び拡大	ネットワーク体制の維持及び拡大
		④実績(値)	児童虐待に対するネットワーク構築		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を１名増員したため。また、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和８年度から社協職員の１名増を見込んでいる。また、権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。
令和８年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜
		④実績(値)	０回		
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	重層的支援会議等については、権利擁護支援に関わる内容で無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。
課題等	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業を含めた既存会議体と連携を行うことが必要である。
令和８年度以降の取組や方針	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続											

①事業概要

高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築	ネットワーク体制の維持及び拡大	ネットワーク体制の維持及び拡大
		④実績(値)	児童虐待に対するネットワーク構築		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。
令和８年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●	
区分	継続													

①事業概要

虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等の間での情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	３月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各１回、民生委員・児童委員向けに１回実施し、合計２回（前年度比△１回）、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。

取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた８項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、「災害時における多職種連携」を題目として、災害時のBCP（事業継続計画）に特化した基調講演及びグループワークを取り入れた多職種連携研修会を１回開催（32名参加）し、８割の方から「大変良かった」との評価を得たため。
課題等	多職種間における連携・協力体制を強化するため、共通課題を共有するとともに、研修内容の充実を図る必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	引き続き、医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、多職種連携研修会を開催する。

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												

①事業概要

障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
		④実績(値)	１回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	令和６年度までに勉強の機会を多く設けたため、理解が深まり、連携に関する目標は、ある程度実現できている。主任介護支援専門員連絡会で作成をしたサービス移行に伴うツール（フローチャート）について、介護支援者より障がいの地域自立支援協議会にて説明を行い、連絡会にて共有できたため。
課題等	ツールを活用し、更なる連携推進を図るため、運用後の課題等があれば主任介護支援専門員連絡会において検討する。
令和８年度以降の取組や方針	ツール運用後の状況を把握し、更なる連携推進を図る。

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出											
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●		
区分	拡充													

①事業概要

障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討	―	③目標(値)	検討	実施	実施
		④実績(値)	実施（１回）		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	６月に障がい者基幹相談支援センターと、障がい支援者、介護支援者とで会議を行い、主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」について承認を得られた。また、障がい支援者の事例検討会に、介護が関わる事例がある場合は、介護支援者が参加することについて提案があり、検討が進んだため。
課題等	主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」において、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、必要に応じて障がい事業所と介護事業者が交流できる機会を活かしていく必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて、障がい支援者の研修や事例検討会等への出席に介護支援者の参加を促す等、他部署と協力しながら必要に応じて交流機会を活用する。

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
各サービス事業者との交流機会の検討	―	③目標(値)	検討	実施	実施
		④実績(値)	検討		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	介護支援専門員連絡会は２か月に１回、また、主任介護専門員連絡会は年４回、それぞれ事業者の自主運営により実施できているため。
課題等	事業目的である事業者間の連携はできているが、事業者間の連携を高めるための各種連絡会の必要性について確認し、支援する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	事業者が連絡会を開催できるよう、支援をしていく。

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	実施	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	令和５年４月から開設した介護関係者サイト「ケア倶楽部」については、介護事業所に対する国、都、市からの情報発信を一つのサイトに集約することで情報検索がしやすくなり、事業所等の事務負担を軽減しているため。
課題等	現在必要に応じ情報発信等の運用を行っているが、運用開始から３年が経過したものの、サイトの発信とメール発信で共有している現状がある。
令和８年度以降の取組や方針	一部の介護事業所においては、「ケア倶楽部」の活用が浸透していないため、実情を踏まえ運用の整理等を検討する。

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	併用実施	電子へ移行	電子へ移行
		④実績(値)	併用実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	指定更新等の届出の運用については、現在、紙ベースと電子と併用で運用を行っており、令和８年度からの電子申請へ統一するための準備期間としているため。
課題等	令和８年度からの電子申請への統一に向けて準備等行う必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	一部の事業所においては、電子申請の活用が行われていないため、個別に事業所へ依頼を行うなど、令和８年度からの電子申請への統一を目指し、準備、調整を行う。

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	実施	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	令和６年度の事故報告書の集計を実施し、事業者との共有方法について検討したため。
課題等	事業者への効果的な情報発信方法の検討が必要
令和８年度以降の取組や方針	事業者が事故発生予防に取り組める様な情報を発信する。

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。

取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
更なる連携体制整備の検討	―	③目標(値)	課題の整理を踏まえた連携体制の検討	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応
		④実績(値)	検討		
担当課：高齢障がい課		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	行動障がいに対応した体制の整備を図るため、共同生活援助の支援について、先進的に取り組んでいる法人から助言を受けたことにより、共同生活援助事業所の利用者が通所する生活介護事業所の職員も参加し、支援について連携を図ることができたため。
課題等	体制として継続的に連携していくためには、各事業所の職員が集まる場を設定する必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	研修等の開催により市内の事業所の職員間の関係性の構築を推進する。

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	継続													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ｃ：あまり進捗していない		

「評価」の理由	支援会議としては、２回（前年度比△６回）の開催となった。２回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員２名及び社会福祉協議会のCSW３名が、目標値である５人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。 相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員２名を相談支援包括化推進員としたため。
課題等	重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。
令和８年度以降の取組や方針	重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	２回	２回	２回
		④実績(値)	２回		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成
		④実績(値)	配置の継続及び後任の育成		
		⑤進捗状況評価	Ｂ：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			Ｂ：現状維持		

「評価」の理由	医療的ケア児支援会議を８月27日と１月28日に開催し、関係機関と情報共有を行ったため。医療的ケア児コーディネーター―を引き続き配置するとともに、９月18日に開催した医療的ケア関係者交流会に市内の医療的ケア児コーディネーター―研修の修了者に参加いただき、医療機関等との関係構築に取り組んだため。
課題等	医療的ケア児コーディネーター―の後任の育成
令和８年度以降の取組や方針	医療的ケア児コーディネーター―研修を修了した方を中心に後任の育成に取り組む。

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R７	R８	R９
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	実施	実施
		④実績(値)	実施（１回）		
		⑤進捗状況評価	Ａ：進捗している		

「評価」の理由	６月に障がい者基幹相談支援センターと、障がい支援者、介護支援者とで会議を行い、主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」について承認を得られた。また、障がい支援者の事例検討会に、介護が関わる事例がある場合は、介護支援者が参加することについて提案があり、検討が進んだため。
課題等	主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」において、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、必要に応じて障がい事業所と介護事業者が交流できる機会を活かしていく必要がある。
令和８年度以降の取組や方針	障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて、障がい支援者の研修や事例検討会等への出席に介護支援者の参加を促す等、他部署と協力しながら必要に応じて交流機会を活用する。

6 推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「１回以上」に対し実績値：「１回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している１回以上は実施しており、令和６年度は０回だったところ、令和７年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。
1-3-2	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	アドバイザリースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「１回以上」に対し実績値：「１回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している１回以上は実施しており、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。
1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化	市内相談支援事業所等向け研修の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「２回」に対し実績値：「２回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉相談課） 令和６年度が目標１回、実績１回に対し、令和７年度は目標を＋１回の２回にしており、達成したので、「A：進捗している」と評価した。
1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施	民間事業所と連携した支援会議	A：進捗している	A：進捗している	①目標値のR８とR９は「－」で良いのか。	①（福祉相談課） 障がい小委員会の意見を踏まえ、Ｒ８・Ｒ９の目標値については、Ｒ６・Ｒ７実績数を参考に具体数を定める必要性があるため、令和８年度実施計画策定の際に、具体数の入力を行う。
2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	福祉のまちづくり協議委員会の開催	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「２回」に対し実績値：「２回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している２回以上は実施しており、令和６年度は０回だったところ、令和７年度は新たに高齢、障がい、子育て分野の支援に関わる専門職３名および各福祉のまちづくり委員会の代表３名を委員として選出し、協議委員会を２回開催し協議することができたため、「A：進捗している」と評価した。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用	Ｂ：現状維持	Ｂ：現状維持	①調査・研究は継続していたことからB評価なのか。R８試行実施の準備を整えたのならA評価でも良いのではないか。	①（福祉政策課） 令和８年度の事業展開を見込めないため、「Ｂ：現状維持」と評価した。
2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	マッチング等支援の実施	Ａ：進捗している	Ａ：進捗している	①目標値：「３回以上」に対し実績値：「３回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 令和７年度から目標（値）の回数を増やし、令和６年度２回だったところ３回実施することができ、また夏のボランティアの受入れ等新たな取組みを行うこともできたため、「Ａ：進捗している」と評価した。
2-4-3	市民後見人の活躍支援	市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加	Ｂ：現状維持	Ｃ：あまり進捗していない	①目標値：「１人以上」に対し実績値：「０人」のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 【進捗状況評価】を「Ｃ：あまり進捗していない」に修正
2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設	認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 チームオレンジの新設	Ｂ：現状維持	Ｂ：現状維持	①「チームオレンジの新設」について、未設置エリアにてオレンジコーディネーターへ立ち上げの相談をしながら検討していく必要がある。	
2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保	地域密着型サービスの整備	Ｂ：現状維持	Ｂ：現状維持	①応募に至らなかったのでC評価の方が良いのではないか。	①（高齢障がい課） 他自治体での運営事業者に個別周知を行い、事業者等からの問合せや面会相談の機会があったことで整備に対する具体的課題を把握できた。第９期計画期間（R6-8）での施設整備を目指した募集であり、取組みとしての評価は「Ｂ：現状維持」が適当と考える。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	CSW等による参加支援事業の推進	A：進捗している	B：現状維持	①目標値：「適宜」に対し実績値：「４回」で前年度比同数のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 【進捗状況評価】を「B：現状維持」に修正
3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	①「あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加」の方は実績０回のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 権利擁護支援に関する内容が無かったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。
3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実	元気高齢者向け事業の実施 地域で継続的に参加・活動できる環境整備	A：進捗している	A：進捗している	①高齢者が地域で活躍する環境整備の促進について、就労的活動マッチング事業へ参加する団体を、拡げて増やすことを検討してはどうかと考える。	
4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「55%」に対し実績値：「54%」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に対し80%以上は達成し、令和６年度の50%から解決率が伸びており、また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入しよりマッチングに資する体制を整えることができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施 死後事務に関する支援の実施 日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①狛江市単身高齢者等支援事業について、身寄りのない単身者は増加しているため、今後相談件数が増加していくと考える。	

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「適宜」に対し実績値：「３回」で前年度比同数のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 前年度比同数ではあるが、つなぎの実施だけでなく、市内のひきこもりに関わるケアラーの交流機会を創出し集いの場の確保も行うことができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-3-1	（再掲）居住支援協議会による相談支援機能の強化	住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「55%」に対し実績値：「54%」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に対し80%以上は達成し、令和６年度の50%から解決率が伸びており、また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入しよりマッチングに資する体制を整えることができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-3-2	（再掲）身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施 死後事務に関する支援の実施 日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①狛江市単身高齢者等支援事業について、身寄りのない単身者は増加しているため、今後相談件数が増加していくと考える。	
4-4-3	介護人材確保対策の推進	研修受講費の助成 新たな助成・支援対策の検討及び実施	C：あまり進捗していない	C：あまり進捗していない	①ケアマネジャーの高齢化に伴う事業閉鎖や介護職員の採用難について課題となっており、介護人材確保のための推進は今後も継続していく必要がある。	

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	支援・検討会議の実施（試行も含む）	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「１回以上」に対し実績値：「１回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している１回以上は実施しており、令和６年度は０回だったところ、令和７年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進	フレイル予防事業の拡充 地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備	A：進捗している	A：進捗している	①高齢者運動推進員の養成の際には、運動等指導の内容だけでなく、団体の立ち上げや運営のノウハウの内容も必要である。	
4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施	保健事業と介護予防事業の一体的実施 健康セミナー	A：進捗している	A：進捗している	①明確な根拠であるデータに基づく対応を基本とする取組を進めると共に、より効果的な取組を実現するためには、対象者の年齢という概念にとらわれず、より若い年代からの取組を実現する必要がある。	
4-8-1	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討	将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 現状の施設ニーズについて調査・分析の実施	B：現状維持	B：現状維持	①応募に至らなかったのでC評価の方が良いのではないか。	①（高齢障がい課） 他自治体での運営事業者に個別周知を行い、事業者等からの問合せや面会相談の機会があったことで整備に対する具体的課題を把握できた。第９期計画期間（R6-8）での施設整備を目指した募集であり、取組みとしての評価は「Ｂ：現状維持」が適当と考える。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-9-2	ケアプラン等の点検の実施	ケアプラン点検の実施 ケアプラン点検研修の開催	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「10回」に対し実績値：「10回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（高齢障がい課） 目標（値）を２回（R6）から10回（R7）に上方設定し10回実施したこと、また、委託により専門的かつ具体的な方法で実施できたことから、「A：進捗している」と評価した。
4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施	医療情報との突合点検の実施 縦覧点検の実施	B：現状維持	A：進捗している	①突合点検の目標値：「10件以上」に対し実績値：「85件」のため、A評価で良いのではないか。	①（高齢障がい課） 「医療情報との突合点検の実施」の【進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正 【全体の進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正
5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	（再掲）社協による中核機関の運営 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	B：現状維持	B：現状維持	①担当課に子ども家庭課を入れても良いのではないかと思う。	①（福祉政策課） 令和８年度実施計画の策定の際に修正する方向で検討する。
5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	①実績０回のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 権利擁護支援に関する内容が無かったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。
5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討	A：進捗している	A：進捗している	①障がい支援者の事例検討会の際に介護支援者への参加呼びかけを行ったり、その逆をしたりして、交流が定着していくことが望ましい。	
5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有	ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討	B：現状維持	B：現状維持	①ケア倶楽部はメール発信があることで内容をチェックできている現状のため、引き続きメール発信をすることが必要。	

刊行物番号　Ｒ８－16

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画
狛江市地域共生社会推進会議　令和７年度評価結果
令和８（2026）年９月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話　03（3430）1111

頒布価格：180円

資料２

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画
～あいとぴあレインボープラン～
実施計画
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価　令和７年度報告書

令和８年９月
狛江市

目次

１　はじめに・・・

１　はじめに

市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会（以下「委員会等」）において、狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画（令和７年９月）（以下「実施計画」という。）の実施結果を、狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」）で評価した結果について評価するとともに、委員会等から出た意見をとりまとめたため、報告します。

２　評価について

（１）評価方法

狛江市地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）及び実施計画を実効性のあるものとし、計画期間内に施策を実現するため、推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行うとともに、評価結果として委員会等に報告された狛江市地域共生社会推進会議令和７年度評価結果について、【評価体制図】の体制で評価をしました。

（２）評価の視点

実施計画の年次目標に記載されている各項目における令和７年度の実施状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

【評価体制図】

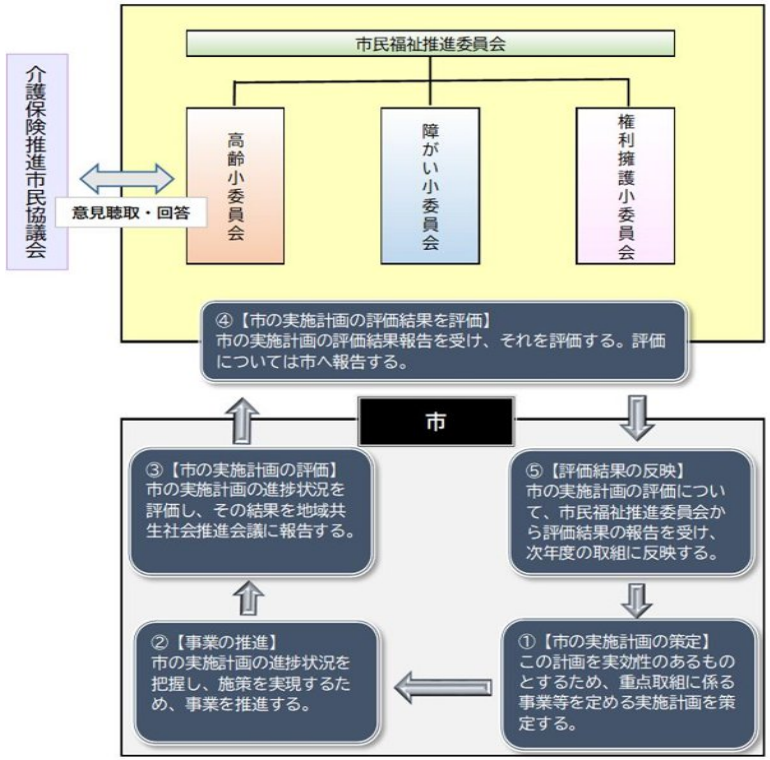

（３）委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等

市民福祉推進委員会等において、市が行った実施計画の評価結果を各（ア）のとおり評価しました。なお、②③と評価したものについての意見等は各（イ）のとおりです。

ア　市民福祉推進委員会

（ア）市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	2-1-1、2-2-2、2-2-3、2-3-4、4-1-1、 4-2-2、4-3-1、5-1-3
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-2-1、1-2-2、 2-1-2、2-2-1、2-3-1、2-3-2、2-3-3、 2-3-5、3-2-1、4-2-1、4-2-3、4-4-1、 5-1-1、5-1-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	ー

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

Ｎｏ.	取組Ｎｏ.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-1-1	児童福祉施設や金融機関等へ導入いただき周知が進んでいる。
2		目標値を大きく上回る登録事業者の確保に至ったことを高く評価する。本事業において重要なのは、登録事業者数もさることながら、その先の「つなぎ」の件数と、そうした「つなぎ」がニーズの早期発見・早期対応につながったかどうかという質的な評価であろう。活用民間事業者等からの５件の「つなぎ」の成果と課題の分析がなされ、個人情報に留意したうえですべての活用民間事業者に対して事例のフィードバックを発信することが、「福祉のつなぐシート」のさらなる活用につながるのではないか。
3		共通理解と連携の推進が主たる目的となるので、「つながらなかった」理由も今後のヒアリングにて把握し評価していくと良いと思う。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
4	1-1-2	相談支援包括化推進員は、今後さらに、児童、障がい、高齢、生活保護（生活困窮）の領域から係長級を一人ずつ配置することが望ましいと考える。その上で推進委員が定期的に会議を行い、各領域における複合的な課題に関する相談担当職員の理解、認識の共有化を図ることで、重層的支援会議、支援会議の拡充が図れるものと考える。
5		複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題として検討する困難事例がなかったのか、あるいは拾い上げられなかったのか、関係各位の振り返りの機会が必要ではないだろうか。
6		相談支援包括化推進員の役割と業務が属人化せず、職員の交代があっても持続的に各分野の支援機関の調整役を担うことができるよう、業務内容の精査と、市職員及びCSW間での効果的な役割分担等、課題と方向性が整理されることを期待する。
7		相談支援包括化推進員を軸にすると共に、多方面の分野からの課題が把握できる仕組みづくりにも着目して推進する必要もあると思う。
8	1-1-3	R8に向けてはF-SOAIPによる記録方式の導入について具体的な目標値も必要ではないか。
9	1-2-1	アウトリーチの取り組みとして、民生委員が調査している高齢者の実態調査による緊急連絡先を記入していない単身高齢者に対し、CSWが民生委員と連携して、身寄り（緊急連絡先）の有無の確認を行うことで、孤立死の予防や緊急入院時の対応につながると考えられる。計画的に順次行うことが望まれる。
10		社会資源の発掘についてはさらなる働きかけが必要ではないか。
11		「CSWによる社会資源の発掘と連携」という事業内容に対して、CSWの直接的なアウトリーチとしての出張相談会等の開催回数を目標値とすることには乖離があるように考えられるため、事業内容の表記に変更が必要ではないか。また、祭事やほこみちなど不特定多数の市民が行き交う場での出張相談会の開催はアウトリーチの取り組みとして重要であるとともに、銭湯、コインランドリー、クリニックや薬局の待合室など、一定時間滞在する空間での出張相談会も検討しうる。その他、生協や配送事業者等との連携など、アウトリーチのチャンネルを増やすための新しい試みにも期待したい。
12	1-2-2	当事者会（セルフヘルプグループ）に特有の効果とはどのようなものであるかという点について整理をおこなったうえで、ピアサポーターと呼びうる当事者の方のケアや育成に関する仕組みを検討することが必要であると考える。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
13	2-1-2	福祉のまちづくり委員は、３つのエリアに分かれて活動しているため、各エリアの委員すべてに研修の機会が確保されるよう、目標値は「各エリア１回以上」とするか、または、エリアによらず全委員を対象とした研修について実績値に計上すべきではないか。
14	2-2-1	個別避難計画の作成を策定できた点を評価したい。
15		優先度の高い避難行動要支援者の実数、また支援計画策定の目標値、実績数を示す必要があると考える。（実績15%という自治体もある）計画策定は、かなり困難であると考えるので、より実現可能性が高い避難の支援を検討する必要があると考える。
16	2-2-3	引き続き災害時の避難支援体制の構築を進めていただきたい。
17	2-3-1	こまほっとシルバー相談室が団地の中心部から上和泉地域センター内へ移転することで、気軽に立ち寄る場所として相談者の足が遠のくことが懸念される。上和泉地域センターの部屋や団地の集会所等を活用した交流の場づくりや相談会の開催に期待したい。
18	2-3-2	狛江市の現状に合致した地域活動の担い手の発掘と育成をお願いしたい。
19	2-3-3	障がいのある若者も含めた居場所や活動の支援を次期計画からはご検討いただきたい。
20	2-3-5	生徒・学生の体験ボランティアや実習は、若年世代が地域資源の存在を知る非常に重要な契機ではあるが、そこから、支え合いの地域づくりを推進するための継続的な地域参加につなげることは容易でない。多世代・多機能型交流拠点においては、利用することとボランティアとして活動することが連続的で往復できるものであることを認識し、日常的に利用する小中学生が将来的にボランティアとしてかかわることもできるような関係づくりも効果的であろう。また、こまえみらいテラスのティーンズルームがユースサポーターとして近隣大学の学生の継続的なかかわりを実現していることからも、地域で活動する学生世代のゆるやかな組織化や、福祉分野における継続的な地域参加のための対価の発生についても仕組みの検討が必要であろう。
21	3-2-1	SNSを活用した多様な接点づくりもご検討いただきたい。
22		ひきこもり等で支援が届かないケースは少なくないように感じます。市や社協等の専門家だけでなく幅広くピンポイントな人材（自治会や育成委員会など）での問題意識と情報共有できる場が必要と思う。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
23	4-2-1	ヤングケアラーの早期発見のための取り組みにおいては、ケア役割が本人のアイデンティティを形成する大きな要素となっている場合もあることを認識し、ケアを担う本人の尊厳や役割意識に十分配慮したうえで、過度な介護負担を本人と共に可視化し適切な支援へとつなぐ視点を持つことが必要であると考えられる。
24		小学5年以上で高校生までが対象だが大学生や20代の同居家族に広げるべき。
25	4-2-3	障がいのある兄弟姉妹をケアしているケアラーへの支援を今後ご検討いただきたい。
26		各家族会の体制が弱まっているなかで、きょうだい児にケアが必要な若年世代、子育てと介護の「ダブルケア」に取り組む子育て世代、死別・離別の悲嘆をわかち合う「グリーフケア」など、不登校やひきこもりの家族会とも、地域包括支援センター等が取り組む高齢者介護の家族会とも異なる課題を扱うケアラーの当事者会については、市が開催を調整するなどの取り組みも必要ではないか。
27	4-4-1	福祉カレッジについては、受講生が修了後すぐに活動に取り組むかどうかは個人差が大きいことに留意しつつも、多様な福祉人材の確保と育成が目的であることからも、修了後の個別のフォローアップが重要であろう。講座修了後の市民活動支援センター等へのつなぎや、既存のまたは新しい地域活動へのつながりを評価する指標の設定も検討されうるのではないか。
28	5-1-1	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題として検討する困難事例がなかったのか、あるいは拾い上げられなかったのか、関係各位の振り返りの機会が必要ではないだろうか。
29		相談支援包括化推進員を軸にすると共に、多方面の分野からの課題が把握できる仕組みづくりにも着目して推進する必要もあると思う。
30	5-1-2	市民委員も希望の小委員会に任意で参加させてほしい。

イ　高齢小委員会

（ア）市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする	2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-6-1、2-6-4、 2-6-6、3-4-1、3-4-2、3-4-3、4-4-3、 4-6-1、4-9-1、4-9-2、4-9-3、4-10-1、 4-10-2、5-5-1、5-6-1、5-7-1、5-7-2、 5-7-3、5-7-4
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	2-5-1、2-5-2、2-6-2、2-6-3、2-6-5、 4-6-2、4-6-3、4-7-1、4-7-2、4-7-3、 4-8-1、4-10-3、5-6-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	ー

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	2-5-1	課題に高齢者のニーズ把握と要件緩和の必要性があげられているが令和8年度取り組みでは触れられていない。課題を取り組みに反映すべき。
2	2-5-2	事業概要には地域住民による「ながら見守り」の実施が示されているが評価理由にも、課題には事業所の取り組みの記載となっている。住民による取り組み推進についてもなんらかの記載をすべき。
3	2-6-2	評価に具体的参加数や回数を記入し、それをふまえて次年度の方針に回数など数字を入れる。
4	2-6-3	課題に「小中学校の児童生徒を幅広く取り込むことが必要」とあるが、現在学年などに偏りがあるということなのかどういうことか一読ではわからない。具体的に課題を記載すべき。
5		サポーターを養成することが目的達成のために必要なことであり、開催数だけでなく、養成者人数を記載する必要があると思われます。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
6	2-6-5	４－８－１と整合性が取れるように。市としてできるサポートの検討。
7		看護小規模多機能が応募に至らなかった理由をもう少し詳しく記載し、今後も参入の可能性があるかどうかも検討を行う必要があると思います。また、他のサービスでも認知症の方の共生社会を実現する可能性もあると思われるため、一つのサービスに限定せず、幅を広げると参入しやすくなるかと思います。
8		２回公募したが整備に至らずは努力とは別だが「C」ではないか？
9	4-6-2	８年度の方針に「長期的な検討を行う」とあるが、ここは長期的検討において、８年度何をするかなので記述不十分だと思います。
10	4-6-3	介護保険利用者もこの問題に悩む方も多いと思われます。認知機能の低下により1人で行くことが難しい、聞いても理解が難しい方もいらっしゃるため、デイサービスなどに出張スマホ相談などを検討できないでしょうか。
11	4-7-1	評価がわかりやすい、次年度はどのくらい拡大するのか？
12	4-7-2	本格実施の目標回数は？
13	4-7-3	このような書き方だと評価の根拠がわかりやすいので全体的に頻度、参加者数、回数を含めて評価に記入し、それをふまえて次年度の方針にも数字で示すと評価もしやすいと思う。
14	4-8-1	周知方法の工夫や事業所への様々なサポートを検討する必要がある。
15	4-10-3	利用促進に向けた取組みが必要である。
16	5-6-2	目標とする実施回数が具体的に書いてあると評価しやすいと思います。

ウ　障がい小委員会

（ア）市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	5-8-4
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	1-4-1、1-4-2、2-7-1、2-7-2、2-7-3、 2-7-4、3-1-1、3-1-2、3-5-1、3-5-2、 4-11-1、4-11-2、5-6-1、5-6-2、5-8-1、 5-8-2、5-8-3
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	ー

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-4-1	基幹相談支援センター主催の研修の回数増加と実施内容の工夫を評価する。Ｒ８年度以降について、事業者等の希望のヒアリングと基幹相談支援センターとして把握している課題について、研修内容の充実を期待するとともに、研修の実施回数のみならず、関係機関の連携の強化に資する研修について質的な評価の検討も行われることが望ましい。
2		課題克服の為、内容の工夫の他、参加者の裾野(例えば市内の障がい福祉サービス事業所等)を広げてみても良いかも知れない。
3	1-4-2	実績値として、会議への基幹職員の参加回数で良いのか、基幹主催の会議の開催回数としたほうが専門的な相談への対応件数を評価できるのか等、検討が必要である。
4		相談支援体制が整ってきたことで虐待のような重要性の高い事案が増加したと考えます。この取組み自体の評価は実施回数となっていますが、本来の評価は事案等の解決だと思う。
5		虐待や複雑困難ケースへの対応が増えているため、多職種による継続的な支援体制の整備が求められる。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
6	2-7-1	教育委員会や各学校と連携し、すべての学校等の子どもたちに当事者の方が講師となる体験学習の機会が提供されるよう継続的な取組みが必要である。
7		分母が大きく一定の実績がある身体障がいの方から取組みを開始したのは良いと思います。課題にも挙がっていますが、『障がいが見えにくい』“精神”や“発達”に関する授業についても期待してる。
8		できれば肢体不自由者の講師を他地域から呼ぶのではなく、狛江市在住の方にやっていただきたいので、人材の発掘や育成が必要である。
9	2-7-2	以前と比べると障がい理解促進の為のチャンネルは増えたように思う。更なる“理解”の深堀を期待する。
10	2-7-3	当事者の方や当事者団体のニーズを把握しながら、市内の大きなイベント等でも障がい福祉サービス事業所の自主製作品等の販売機会を設け、多くの市民の方が障がい福祉の取組みに触れる機会が増加することに期待したい。また、こまえみらいテラスや旧市民食堂のスペース等で常設や一定期間継続できる販売場所の検討もできるのではないか。
11		評価に挙がっている取組みの他、ふるさと納税の返礼品でも自主製品を扱っている。今回、各事業所の悲願とも言える『常設の販売場所』という文言が記載されたのは大きい。
12	2-7-4	合理的配慮は“提供”までが一連の流れである。提供に関する補助(例えばバリアフリー化)の周知や増額に関しても検討していけば、流れは加速していくのではないか。
13		市内公民館、地域センター、地区センター、市民体育館、図書館等、公共施設従業員対象にも同様の周知・啓発をお願いしたい。
14		一部の事業者に周知が偏る可能性があるため、小規模店舗も含めた幅広い啓発が課題である。
15	3-1-1	Ｒ８・Ｒ９の目標が「活用」となっているが、Ｒ７の実績を踏まえ具体的な活用の方法、活用実績値を示す必要があるのではないか。
16		導入＝成果とする評価基準が粗く、利用実態を把握できていないため、利用件数・利用者属性・満足度などの定量データを収集すべきである。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
17	3-1-2	教育委員会や各学校と連携し、すべての学校等の子どもたちに当事者の方が講師となる体験学習の機会が提供されるよう継続的な取組みが必要である。
18		学校における出前授業や講習会が一般化していくことが望ましい。
19	3-5-1	通常封筒の在庫がある内はシール形式のもので対応し、作業に関しても市内福祉作業所等に委託する等、障がい者優先調達推進法にも対応していくのはどうか。
20	3-5-2	支援機器展示会は、体験型の内容を増やすことで利用促進につながると考える。遠隔手話サービスは継続に加え、利用方法の周知強化が重要である。当事者ニーズを定期的に把握し、支援内容へ反映する仕組みづくりが望まれる。
21	4-11-1	推進会議の設置ができていない状況に対する課題について市民が見て理解できるような表記を工夫してほしい。
22		課題にショートステイの稼働状況の把握が挙げられているが、大事なのは本当の緊急時に使用できるかどうかであり、そういった意味では床数の確保の方が重要である。もちろん推進会議の設置も待たれるところである。
23	4-11-2	取組内容に対して、評価の理由や課題等が特定のニーズに限定されたものとなっている。ニーズ調査から導き出された具体的なサービスの評価と、調査から検討されるべき他のニーズへの取組状況については、別に評価される必要があるのではないか。
24		目標はR7の試行実績を踏まえ具体的な試行の方法、実績値を示す必要があるのではないでしょうか。
25		こちらは自立支援協議会で取り上げられた地域課題で、既存の設備を地域資源として活用した良い取組みであった。必要な設備を導入する事でさらに使い勝手が良くなったり、周知等により利用者が増える事を期待する。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
26	5-6-1	ツールができたことは評価できる。今後はこのツールを障がいの現場に周知したり、障がい側の意見等を取り入れる等、カスタマイズされていけばさらにスムーズな移行支援ができるのではと考える。
27	5-6-2	知的障がいや発達障がいのある高齢障がい者に対して、権利擁護等に関連するサービスとも連携を図りながら、効果的な支援に取り組める体制の整備に期待したい。
28	5-8-1	目標には課題意識を反映させ、「事業所の職員が集まる場の設定」を検討してはいかがか。
29		事業所連絡会(各部会含)等、集合体自体は存在するものの形骸化しているため、行政のコーディネート機能を導入するなどして連携を円滑化していくことが求められる。
30	5-8-2	重層的支援会議は制度の狭間や複合課題の解決に不可欠だが、現在は進捗が遅れている状態にある。今後は行政等が潤滑油として機能し、官民が連携して実行性を高める推進体制の整備へ優先的に取り組むべきだと思う。
31		相談支援包括推進員の負担軽減と人材育成について、持続可能な仕組みづくりが必要である。
32	5-8-3	R９年度にかけて目標値が固定化されているため、目標の実現のための段階的な目標値の設定が望ましい。また、医療的ケア児の育ちと学びの機会の保障のため、実態に応じ、教育委員会や特別支援学校等との連携にも期待したい。
33		後任のコーディネーターに加え、通園・通学支援の担い手の確保を進め、医療的ケア児の療育・教育機会を保証し、安心して社会参加できるようにしていただきたい。
34		家族負担の軽減に向け、保護者支援や地域での受入体制の充実が望まれる。

エ　権利擁護小委員会

（ア）市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	5-4-1、5-4-2
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	1-3-1、1-3-2、1-3-3、2-4-1、2-4-3、 3-3-1、4-1-2、4-4-2、4-5-1、5-2-1、 5-2-2、5-3-1、5-3-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	2-4-2、4-5-2、5-3-3

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-3-1	令和８年度、令和９年度とも、１回以上の目標値では、社会情勢に対応できるとはいえない。既存の会議を活用して、実施目標値をあげる必要があると考えます。
2		開催回数はもう少し増やせると考えます。
3		令和８年度以降は定例開催を前提とした目標設定が必要であると考えます。
4	1-3-2	東京都のアドバイザリースタッフ会議の活用ではなく、権利擁護小委員会委員の活用、委員の中には東京都権利擁護センターのアドバイザー、制度に精通した弁護士、精神科医師がおりますので、狛江市独自の体制で実施できると考えます。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
5	1-3-3	勉強会の内容や運営方法について、より工夫が必要と考えます。
6	2-4-1	実施回数だけではかれるものではないので、今後はフィードバックについての情報も踏まえた計画の策定が必要ではないでしょうか。
7	2-4-2	今後、民法や社会福祉法等の改正が進む中で、市民後見人へ期待される役割も同様に変化していく。ブラッシュアップできる研修を望みたい。
8		事業内容が「地域住民に対する～」となっているので、つなぎ役である民生・児童委員への研修は趣旨が違うように感じました。
9		法改正等の動向もふまえ、権利擁護支援に関する人材育成は、今後益々重要となるため、積極的な取り組みが期待されると考えます。
10		あんしん狛江の相談内容では、後見人からの相談に多く対応している実績があります。その内容の精査は必要ですが、評価はAではないでしょうか。
11	2-4-3	市民後見人の活躍支援は、何も勉強会への参加だけではなく、後見人以外の地域での権利擁護支援活動への参加だと思いますので、活躍の場面を増やす取り組みも求められると考えます。
12		市民後見人の養成とフォローアップは、多摩南部成年後見センターが主催しているため、市民後見人は狛江市による権利擁護業務担当者勉強会等へ参加する意識を持ちにくいかもしれない。多摩南部成年後見センターへ狛江市の取り組みの周知と、同センターと連携した市民後見人への広報のあり方を更に検討されたい。
13		開催する時間や勉強会のテーマなどを、市民後見人が参加しやすいものにしてはどうでしょうか。他の専門職と交流することは意義があることだと考えます。
14		狛江市の市民後見人登録者を対象とした勉強会等の実施が期待されます。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
15	3-3-1	異なる指標がひとつのカテゴリーで評価基準になっていると思います。総合すればBということかと思います。それでいいのでしょうか。
16		「令和８年度以降の取組や方針」のところになりますが、既に相談につながっている利用者なので「潜在的な」ニーズとまで表現してよいか気になりました。
17	4-1-2	狛江市単身高齢者等支援事業の周知により、関心を持った市民が、利用希望を表明したり、相談に来所する前段階において、メールやAIの活用等で気軽に問い合わせできる体制がとれないものでしょうか。
18		「令和8年度以降の取組や方針」のところになるのですが、既に相談につながっている利用者なので「潜在的な」ニーズとまで表現してよいか気になりました。
19	4-4-2	今後、民法や社会福祉法等の改正が進む中で、市民後見人へ期待される役割も同様に変化していく。ブラッシュアップできる研修を望みたい。
20		事業内容が「地域住民に対する～」となっているので、つなぎ役である民生・児童委員への研修は趣旨が違うように感じました。
21	4-5-1	この会議体を定着させ、回数を増やしていくことが国の基本計画にも合致します。そのためには関係者への周知啓発が必要ではないでしょうか。
22		中核機関が法制化されるなか、今後、より積極的に取り組む必要があると考えます。
23	4-5-2	評価基準が異なるかもしれませんが、非常に連携がとれているので、現状維持ではありながらも進捗しているとして評価はAではないかと考えます。
24	5-2-1	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
25		今後の中核機関の設置は重要だが、推進機関として実施していることは評価できると考えます。

Ｎｏ．	取組Ｎｏ．	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
26	5-2-2	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
27		課題の整理はできていないのかもしれませんが、バックアップ体制はできている部分もあると思います。
28	5-3-1	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
29	5-3-2	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
30	5-3-3	権利擁護に関する内容がなかったので参加なし、とのことですが、権利擁護に関する内容がないことを、誰がどの時点で判断しているのでしょうか。他地域では、そのような判断は事前に行わず、会議に参加するなかで、権利擁護の課題に気づく、ということが一般的ですので、この考え方を見直していただきたく、C評価と考えます。

刊行物番号　Ｒ８－17

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び
権利擁護小委員会による進捗状況評価　令和７年度報告書

令和８（2026）年９月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話　03（3430）1111

頒布価格：30円

資料３

狛江市第１次再犯防止推進計画
取組状況確認表
狛江市地域共生社会推進会議、市民福祉推進委員会及び“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会による進捗状況評価
令和７年度報告書

令和８年９月
狛江市

目次

１　はじめに…… １
２　評価について…… １
（１）評価方法…… １
（２）推進会議における評価…… １
３　狛江市地域共生社会推進会議評価結果…… １
４　施策の体系…… ５
５　関連事業と担当課…… ６
６　狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表（推進会議評価及び委員会等の評価の評価）…… ９

１　はじめに

市民福祉推進委員会及び“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会（以下「委員会等」という。）において、狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表（令和７年９月）（以下「確認表」という。）の取組結果を、狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）で評価した結果について評価するとともに、委員会等から出た意見をとりまとめたため、報告します。

２　評価について

（１）評価方法

狛江市第１次再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）及び確認表を実効性のあるものとし、計画期間内に施策を実現するため、推進会議において、確認表に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行うとともに、評価結果として委員会等に下記「３　狛江市地域共生社会推進会議評価結果」等のとおり報告されたものについて、【評価体制図】の体制で評価をしました。

（２）推進会議における評価

確認表の年次目標に記載されている各項目における令和７年度の取組状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

３　狛江市地域共生社会推進会議評価結果

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	4	1-1-1、1-1-2、1-2-1、1-2-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	0	
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合　　計		4	

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	4	2-1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	1	2-1-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合　　計		5	

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	4	3-1-3、3-2-1、3-4-1、3-4-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	4	3-1-1、3-1-2、3-3-1、3-3-2
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合　　計		8	

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	3	4-1-1、4-1-3、4-3-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	7	4-1-2、4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-3-1、4-4-1、4-5-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合　　計		10	

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	4	5-1-1、5-1-2、5-2-1、5-2-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	2	5-3-1、5-3-2
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合　　計		6	

合　　計

評価	評価基準	評価結果（件数）	割合
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	19	57.6%
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	14	42.4%
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	0.0%
D	全く進捗していない	0	0.0%
合　　計		33	

【評価体制図】

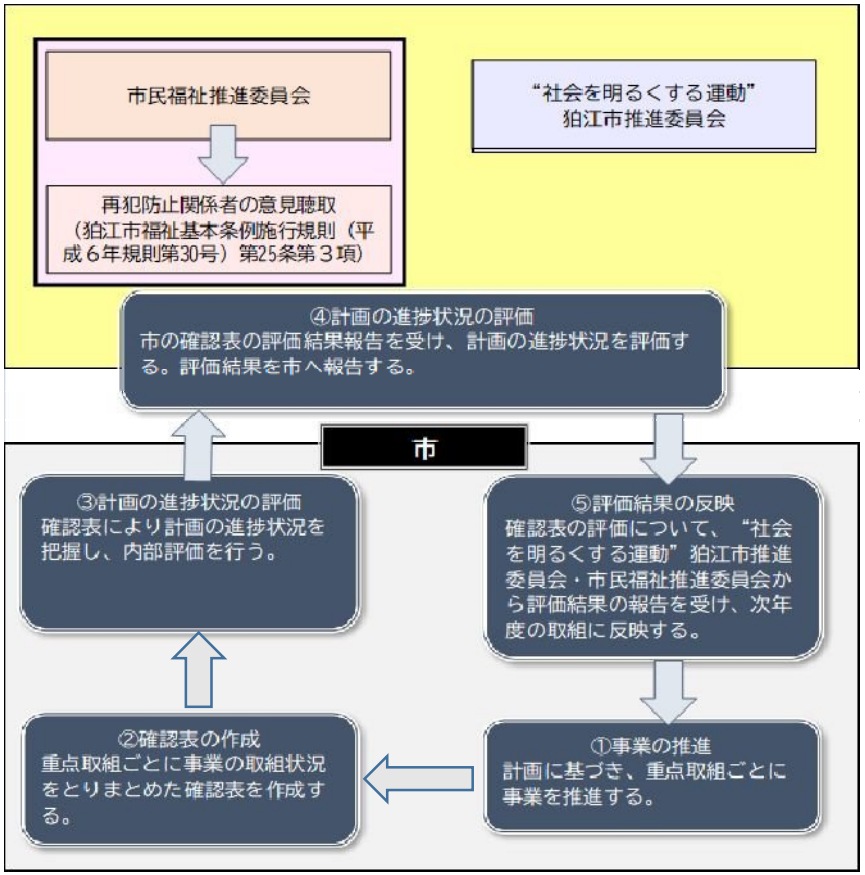

４　施策の体系

年度
令和７（2025）

基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標１	施策No	施策	関連頁
一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	１－１	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	９～10
	１－２	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	11～12

基本目標２	施策No	施策	関連頁
「つながり」を実感できる地域づくり	２－１	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	13～14
	２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	15～17

基本目標３	施策No	施策	関連頁
社会参加を進めるシステムづくり	３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	18～20
	３－２	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	21
	３－３	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	22～23
	３－４	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	24～25

基本目標４	施策No	施策	関連頁
総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	26～28
	４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	29～31
	４－３	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	32～33
	４－４	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	34
	４－５	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	35

基本目標５	施策No	施策	関連頁
多機関で協働して支援に当たる体制の構築	５－１	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	36～37
	５－２	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	38～39
	５－３	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	40～41

５　関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
１：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	●					9
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	●					10
	1-2-1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	●					11
	1-2-2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	●					12
２：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	●					13
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	●					14
	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	●					15
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	●					16
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	●					17

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
３：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	●					18
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		●				19
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		●				20
	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	●					21
	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援	●			●		22
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援	●			●		23
	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進					●	24
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進					●	25
４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	●					26
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	●					27
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	●					28
	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		●				29
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●		●			30
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化	●					31
	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	●					32
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					33
	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進	●					34
	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	●					35

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
５：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	●				●	36
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	●					37
	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					38
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進	●					39
	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	●		●			40
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	●					41

６　狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表（推進会議評価及び委員会等の評価の評価）

基本目標１	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築			
１－１	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。			担当課
重点取組	１－１－１	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進		福祉政策課
	１－１－２	相談窓口の機能役割の明確化		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
１－１－１	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進			福祉政策課
事業概要	市のホームページや再犯防止推進計画周知用チラシを作成することにより、在所者及び出所者等へ市等の相談窓口を分かりやすく伝えます。			
取組	多様な周知方法の設定及び相談窓口の周知先の拡大			
取組目標	周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	相談窓口や更生保護団体等を記載した再犯防止推進チラシの新たな配架先として、各地域センター、西河原公民館、ひだまりセンター及びふらっとなんぶへ拡大し、周知を図った。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

１－１	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。			担当課
重点取組	１－１－１	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進		福祉政策課
	１－１－２	相談窓口の機能役割の明確化		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
１－１－２	相談窓口の機能役割の明確化			福祉政策課
事業概要	在所者、出所者等及び再犯防止関係団体（以下「再犯防止関係団体等」という。）が相談時にすぐにつながれるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、関係者へ周知を図ります。			
取組	相談窓口を明確化するとともに、相談窓口を再犯防止関係団体等へ周知			
取組目標	再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知	
取組状況評価	Ａ　進捗している			
取組状況	再犯防止関係団体及び社会を明るくする運動狛江市推進委員会委員に再犯防止推進計画周知用チラシを配布した。			
地域共生社会推進会議評価	Ａ　進捗している			
委員会等評価	Ａ　進捗している			

１－２	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	１－２－１	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築		福祉政策課
	１－２－２	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
１－２－１	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築			福祉政策課
事業概要	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整（注１）に対応できる連携体制の構築を図ります。 （注１） 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。			
取組	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整に対応できる連携体制の構築			
取組目標	連携体制の強化	連携体制の強化	連携体制の強化	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	10月14日に東京都の再犯防止事業受託事業者による研修会を実施し、市職員、社会福祉協議会職員及び市内ケアマネジャーの合計20名の関係者が参加することにより、関係者等の連携体制を強化した。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

１－２	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	１－２－１	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築		福祉政策課
	１－２－２	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
１－２－２	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化			福祉政策課
事業概要	東京都主催の再犯防止に関する市区町村向け研修会等を活用し、市職員等へ研修の受講により相談支援機能を強化します。			
取組	市職員等の再犯防止に関する研修会への参加			
取組目標	適宜	適宜	適宜	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	・10月14日に東京都の再犯防止事業受託事業者による研修会を実施し、市職員、社会福祉協議会職員及び市内ケアマネジャーの合計20名の関係者が参加した。 ・国や都が主催する再犯防止に関する研修会に参加した。 ・再犯防止担当以外にも参加を募り、職員が再犯防止に関する理解を深める機会となった。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			
基本目標１に対する地域共生社会推進会議意見				
ー	基本目標１に対する意見はありません。			
基本目標１に対する委員会等意見				
	本領域に特化した取組というよりも多方面の活動と共通する事柄が多い。その意味では備えが徐々に進んでいる状況は評価できる。			

基本目標２	「つながり」を実感できる地域づくり			
２－１	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。			担当課
重点取組	２－１－１	更生保護団体の周知の推進		福祉政策課
	２－１－２	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
２－１－１	更生保護団体の周知の推進			福祉政策課
事業概要	保護司会等を含む更生保護団体について、ホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。			
取組	市民の更生保護団体の認知度向上			
取組目標	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・市のホームページに作成した更生保護のページにおいて、再犯防止推進チラシを掲載するとともに、社会を明るくする運動に関する内容を適宜更新した。 ・相談窓口や更生保護団体等を記載した再犯防止推進チラシの新たな配架先として、各地域センター、西河原公民館、ひだまりセンター及びふらっとなんぶへ拡大し、周知を図った。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

２－１	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。			担当課
重点取組	２－１－１	更生保護団体の周知の推進		福祉政策課
	２－１－２	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
２－１－２	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施			福祉政策課
事業概要	犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起こらないまちづくりを進めるため、関連機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施するとともに、SNS等を活用した周知・啓発を図ります。			
取組	「社会を明るくする運動」で狛江駅頭広報活動及び推進大会・コンサートを実施し、これらのイベントをSNS等を使った事業の周知			
取組目標	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	・“社会を明るくする運動”のイベントとして、駅頭広報活動、推進大会とコンサートを実施した。 ・市内小中学校へのチラシ配布、デジタルサイネージを活用した広報及び市ホームページの更新を行った。また、新たにX・facebookに掲載し事業の周知を図った。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。		担当課
重点取組	２－２－１	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	福祉政策課
	２－２－２	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	
	２－２－３	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
２－２－１	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づき、市民と愛光女子学園の在院者との交流を実施します。			
取組	市民と在院者との交流事業の実施			
取組目標	実施	実施	実施	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	愛光女子学園の在院者がこまえ正吉苑弐番館で開催されたさくらカフェに参加し、美寿美農園における職場体験を行った他、こまえ正吉苑へ在院者が作成したアクリルたわしの寄贈を行う等、様々な交流が図られた。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。		担当課
重点取組	２－２－１	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	福祉政策課
	２－２－２	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	
	２－２－３	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
２－２－２	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進			福祉政策課
事業概要	市民の更生支援に対する理解を深めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を設けます。			
取組	アウトリーチ等による更生支援に関する周知活動の推進			
取組目標	周知活動の推進	周知活動の推進	周知活動の推進	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	民生委員児童委員定例会時に、保護司活動の紹介等を実施し、更生保護活動への理解と周知を図った。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。		担当課
重点取組	２－２－１	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	福祉政策課
	２－２－２	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	
	２－２－３	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
２－２－３	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する周知活動を支援します。			
取組	愛光女子学園が実施する周知活動の支援			
取組目標	周知活動の支援	周知活動の支援	周知活動の支援	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	・市民まつりにおいて、愛光女子学園の広報ブースの設置を行った。 ・愛光女子学園が上和泉地域センターまつりにスムーズに参加できるよう所管課にて調整を行った。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			
基本目標２に対する地域共生社会推進会議意見				
ー	基本目標２に対する意見はありません。			
基本目標２に対する委員会等意見				
	愛光女子学園との継続的な連携は、他自治体の参考となる取組であり、評価できる。			

基本目標３	社会参加を進めるシステムづくり		
３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	３－１－１	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	福祉政策課
	３－１－２	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進	福祉相談課
	３－１－３	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進	

	R７	R８	R９
３－１－１	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援		福祉政策課
事業概要	法務省が作成している協力雇用主に関するパンフレット等を活用し、協力雇用主等の制度に関する周知を支援します。		
取組	協力雇用主制度等に関する周知の実施		
取組目標	チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新
取組状況評価	B　現状維持		
取組状況	法務省と厚生労働省が作成している協力雇用主のパンフレットを窓口に継続して配架した。		
地域共生社会推進会議評価	B　現状維持		
委員会等評価	B　現状維持		

３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	３－１－１	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	福祉政策課
	３－１－２	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進	福祉相談課
	３－１－３	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
３－１－２	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		福祉相談課
事業概要	在所者の支援関係者と就労支援員が連携し、在所者の状況に応じた就労支援を行います。		
取組	在所者の状況に応じた就労支援の推進		
取組目標	在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進
取組状況評価	Ｂ　現状維持		
取組状況	市内に帰住予定の在所者や支援関係者等からの出所後の相談・問合せ事案はなかったため、支援実績はないが、事案があった際には関連機関と密に連携を図り、地域に根ざした生活を実現できるよう支援する。		
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持		
委員会等評価	Ｂ　現状維持		

３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	３－１－１	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	福祉政策課
	３－１－２	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進	福祉相談課
	３－１－３	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
３－１－３	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		福祉相談課
事業概要	本人の利用申込に基づき、ハローワークへ支援要請を行います。ハローワークの巡回相談を市の窓口で実施します。		
取組	ハローワークへの支援要請の実施及びハローワークの巡回相談の実施		
取組目標	支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施
取組状況評価	A　進捗している		
取組状況	出所者等から支援要請がなかったため支援実績はなかったが、生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度により支援が必要な方に対して、日常的にハローワークと連携をしながら支援を行っている。市からハローワークに対して支援要請をし、巡回相談を市窓口で実施していることから、事案があった際には有効に活用する。		
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している		
委員会等評価	A　進捗している		

３－２	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。		担当課
重点取組	３－２－１	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	福祉政策課

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
３－２－１	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進		福祉政策課
事業概要	地域の誰もが気軽に集うことができる居場所を提供することで、孤独・孤立を防ぎます。		
取組	居場所の周知やイベントの開催による孤独・孤立対策の実施		
取組目標	・居場所の周知・交流イベントの開催	・居場所の周知・交流イベントの開催	・居場所の周知・交流イベントの開催
取組状況評価	A　進捗している		
取組状況	・多世代多機能型交流拠点である「ふらっとなんぶ」について、市内掲示板、駅構内ラック、近隣住民へのチラシ配付等により、周知を実施した。 ・「ふらっとなんぶ」では、誰でも参加できる環境を整え、全ての方を対象に広く交流の場を設けている。 ・「ふらっとなんぶ」では、「ふらフェス春っ!」を開催するとともに、５月より生きづらさを抱えた方の当事者会（ストレートロード）を月１回開催した（全11回）。		
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している		
委員会等評価	A　進捗している		

３－３	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	３－３－１	義務教育を修了していない出所者等の修学支援		福祉政策課 学校教育課
	３－３－２	関係機関との連携による修学支援		福祉政策課 学校教育課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
３－３－１	義務教育を修了していない出所者等の修学支援			福祉政策課 学校教育課
事業概要	教育機関のみならず、保護司や福祉関係機関等（以下「教育機関等」という。）が連携して包括的にサポートします。			
取組	修学支援体制の構築			
事業概要	少年院出院者等からの問い合わせに対し、修学支援関係情報を提供します。			
取組	修学支援体制の構築			
取組目標	教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	教育機関等による修学支援	教育機関等による修学支援	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・市内の４つの学校運営協議会において、３つの協議会には保護司の参加の機会があり、１つの協議会においても保護司の参加の機会を確保できるよう担当課同士で調整した。 ・市教育委員会ホームページにて、夜間中学に関する問い合わせ先の周知をしている。 ・出所者からの修学の相談・問合せ事案はなかったため、支援実績はない。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

３－３	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	３－３－１	義務教育を修了していない出所者等の修学支援		福祉政策課 学校教育課
	３－３－２	関係機関との連携による修学支援		福祉政策課 学校教育課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
３－３－２	関係機関との連携による修学支援			福祉政策課 学校教育課
事業概要	（再掲）教育機関等が連携して包括的にサポートします。			
取組	（再掲）修学支援体制の構築			
事業概要	公立中学校夜間学級の取組や問い合わせ方法を市民へ周知します。			
取組	夜間中学の取組や問い合わせ先の周知協力			
取組目標	（再掲）教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	（再掲）教育機関等による修学支援	（再掲）教育機関等による修学支援	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・市内の４つの学校運営協議会において、３つの協議会には保護司の参加の機会があり、１つの協議会においても保護司の参加の機会を確保できるよう担当課同士で調整した。 ・市教育委員会ホームページにて、夜間中学に関する問い合わせ先の周知をしている。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

３－４	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。			担当課
重点取組	３－４－１	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進		指導室
	３－４－２	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進		指導室
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
３－４－１	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進			指導室
事業概要	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施します。			
取組	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催			
取組目標	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、ゆうゆう教室（教育支援センター）主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施した。（年11回実施 ※年２回の青少年健全育成連絡会を兼ねる）			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

３－４	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。			担当課
重点取組	３－４－１	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進		指導室
	３－４－２	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進		指導室
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
３－４－２	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進			指導室
事業概要	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施します。			
取組	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催			
取組目標	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施した。（年２回実施）			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			
基本目標３に対する地域共生社会推進会議意見				
ー	基本目標３に対する意見はありません。			
基本目標３に対する委員会等意見				
	常に活動が発生するわけではない取組についての進捗評価は難しいが、準備や連携の強化が進んでいる状況は評価できる。			
３－４－２	最近、SNSによる闇バイトなど高校生による犯罪が頻発しており、これらの予防のために、SNSの賢明な利用法について高校生などに啓発を進めていただきたい。			

基本目標４	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり			
４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。			担当課
重点取組	４－１－１	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進		福祉政策課
	４－１－２	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討		
	４－１－３	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進		
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
４－１－１	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進			福祉政策課
事業概要	保護司の自宅以外の面接場所を確保するとともに、研修の際には、デジタル化を踏まえた協力を行います。			
取組	多様な面接場所の確保等の環境整備			
取組目標	民間施設の試行活用	民間施設の活用	民間施設の活用	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	新たな面接場所として市内の民間施設であるサテライトオフィスの使い方をまとめ、保護司に周知し、実際に２度の面接で使用した。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。			担当課
重点取組	４－１－１	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進		福祉政策課
	４－１－２	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討		
	４－１－３	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進		

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
４－１－２	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討			福祉政策課
事業概要	保護司活動の支障となる、認知度不足解消に向けホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。			
取組	保護司会活動の認知度向上			
取組目標	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・市のホームページに作成した更生保護のページにおいて、再犯防止推進チラシを掲載するとともに、社会を明るくする運動に関する内容を適宜更新した。 ・相談窓口や更生保護団体等を記載した再犯防止推進チラシの新たな配架先として、各地域センター、西河原公民館、ひだまりセンター及びふらっとなんぶへ拡大し、周知を図った。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。		担当課
重点取組	４－１－１	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	福祉政策課
	４－１－２	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	
	４－１－３	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
４－１－３	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進		福祉政策課
事業概要	保護司候補者の推薦に関する手続きを支援します。		
取組	円滑な推薦手続きの実施		
取組目標	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援
取組状況評価	Ａ　進捗している		
取組状況	新たな保護司候補者への推薦があったが、事前準備により、円滑な推薦手続きの支援を実施することができた。		
地域共生社会推進会議評価	Ａ　進捗している		
委員会等評価	Ａ　進捗している		

４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	４－２－１	一時的な宿泊場所の紹介の推進	福祉相談課
	４－２－２	居住支援協議会による相談支援機能の強化	福祉政策課 まちづくり事業課
	４－２－３	出所者等への見守り等の支援体制の強化	福祉政策課

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
４－２－１	一時的な宿泊場所の紹介の推進		福祉相談課
事業概要	生活資金が足りず住宅の確保が困難な出所者等に対して、一時的な宿泊場所の紹介を行います。		
取組	必要に応じた一時的な宿泊場所の紹介		
取組目標	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介
取組状況評価	Ｂ　現状維持		
取組状況	出所者等から支援要請がなかったため支援実績はなかったが、出所後において住宅費等が不足し、住宅の確保が困難な場合には、生活保護受給を踏まえ、一時的な宿泊場所の紹介を行い、生活基盤の再建に向けた支援を行っている。		
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持		
委員会等評価	Ｂ　現状維持		

４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	４－２－１	一時的な宿泊場所の紹介の推進	福祉相談課
	４－２－２	居住支援協議会による相談支援機能の強化	福祉政策課 まちづくり事業課
	４－２－３	出所者等への見守り等の支援体制の強化	福祉政策課

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
４－２－２	居住支援協議会による相談支援機能の強化		福祉政策課 まちづくり事業課
事業概要	相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。		
取組	住まい探しの相談窓口の実施		
	相談者の解決率（前年度に受付した相談の解決率）		
取組目標	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
取組状況評価	Ｂ　現状維持		
取組状況	・毎月第１火曜日に「住まい探しの相談窓口」を実施した。住宅を借りる際の困りごととして、「出所者等であること」を挙げた方はいなかった。なお、相談者の解決率は実施計画の目標として掲げた55%に対し、54%（前年度比＋４ポイント）の達成となった。 ・居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えた。		
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持		
委員会等評価	Ｂ　現状維持		

４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	４－２－１	一時的な宿泊場所の紹介の推進	福祉相談課
	４－２－２	居住支援協議会による相談支援機能の強化	福祉政策課 まちづくり事業課
	４－２－３	出所者等への見守り等の支援体制の強化	福祉政策課

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
４－２－３	出所者等への見守り等の支援体制の強化		福祉政策課
事業概要	出所者等であることから地域の中で孤独・孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。		
取組	出所者等への必要な支援につなげるための見守り体制の充実		
取組目標	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化
取組状況評価	B　現状維持		
取組状況	出所者等かどうかは、本人の申し出がない限り把握できないので、出所者等に限らず広く門戸を開いた。ひきこもりや孤独・孤立対策の支援を実施するためのアウトリーチ支援として、ひきこもり当事者や、孤独孤立状態にある方等に対し、就労支援機関へのつなぎや、多世代多機能型交流拠点等への参加支援を行い、社会との接点づくりを図った。		
地域共生社会推進会議評価	B　現状維持		
委員会等評価	B　現状維持		

４－３	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	４－３－１	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進		福祉政策課
	４－３－２	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
４－３－１	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進			福祉政策課
事業概要	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整及び特別調整（注１）（以下「生活環境調整等」という。）による保健医療・福祉サービスの事前準備を行います。 （注１）生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいを有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。			
取組	一人ひとりの状況に適した支援を行うための生活環境調整等及び伴走型支援の実施			
取組目標	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	困りごとを把握した場合に、円滑に支援につなぐことができるよう、相談窓口の整理をし、チラシを作成・配布したほか、新たにデジタルサイネージにて掲載できるように対応した。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

４－３	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	４－３－１	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進		福祉政策課
	４－３－２	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
４－３－２	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進			福祉政策課
事業概要	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	支援関係者等が必要に応じてケース会議等へ参加			
取組目標	適宜	適宜	適宜	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・10月14日に東京都の再犯防止事業受託事業者による研修会を実施し、市職員、社会福祉協議会職員及び市内ケアマネジャーの合計20名の関係者が参加することにより、関係者等の連携体制を強化した。 ・上記研修において、福祉的な支援が必要な人が適切なサービスを受けることができず、再犯に至ってしまった事例に関する講義を受けた。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ａ　進捗している			

４－４	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	４－４－１	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
４－４－１	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進			福祉政策課
事業概要	依存症問題を抱える当事者や家族等に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	関係者が必要に応じてケース会議等への参加			
取組目標	ケース会議等への参加	ケース会議等への参加	ケース会議等への参加	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・ケース会議に参加を求められる案件はなかったが、市職員及び市内事業者合同参加による研修を実施し、顔と顔の見える関係の構築を図った。 ・上記研修において、福祉的な支援が必要な人が適切なサービスを受けることができず、犯罪を犯すに至ってしまった事例を題材に演習を行った。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

４－５－１	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	４－５－１	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	福祉政策課

	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９
４－５－１	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進		福祉政策課
事業概要	市職員や市内支援関係者等が、依存症問題を抱える当事者や家族等の相談に応じることができるよう依存症、障がい等に関する知識習得や理解促進に努めます。		
取組	依存症、障がい等に関する知識習得のための研修への参加		
取組目標	適宜	適宜	適宜
取組状況評価	Ｂ　現状維持		
取組状況	東京都が主催する「発達障害の特性と支援」をテーマにした研修に参加した。		
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持		
委員会等評価	Ｂ　現状維持		

基本目標４に対する地域共生社会推進会議意見
ー　基本目標４に対する意見はありません。

基本目標４に対する委員会等意見
４－１－１　今後も保護司宅以外の多様な面接場所の確保が進むことが望ましい。
４－３－２　記載内容からすると、取組の目標に達しており、進捗していると評価できる。

基本目標５	多機関で協働して支援に当たる体制の構築			
５－１	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。			担当課
重点取組	５－１－１	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施		福祉政策課 指導室
	５－１－２	近隣矯正施設見学会等の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－１－１	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施			福祉政策課 指導室
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。 愛光女子学園と指導室及び学校が連携を図り、研修会、情報交換会、授業見学等による交流を推進します。			
取組	①愛光女子学園と連携した研修・広報活動の実施、②愛光女子学園と市内小中学校との交流			
取組目標	研修・広報活動及び交流の検討	研修・広報活動及び交流の実施	研修・広報活動及び交流の実施	
取組状況評価	Ａ　進捗している			
取組状況	・市民まつりにおいて、愛光女子学園の広報ブースの設置を行った。 ・愛光女子学園の職員による特別授業について、狛江第三小学校、緑野小学校で薬物乱用防止教室、狛江第一中学校、狛江第二中学校で職業講話、狛江第四中学校でアサーショントレーニングを実施した。 また、教育委員会事務局による愛光女子学園の研究授業、運動会の参観及び卒業式の参列等、当該施設の理解と関わりを深めた。			
地域共生社会推進会議評価	Ａ　進捗している			
委員会等評価	Ａ　進捗している			

５－１	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。			担当課
重点取組	５－１－１	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施		福祉政策課 指導室
	５－１－２	近隣矯正施設見学会等の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－１－２	近隣矯正施設見学会等の推進			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。			
取組	愛光女子学園への見学会等の実施			
取組目標	実施	実施	実施	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	７月18日に狛江市民生・児童委員が愛光女子学園見学会を実施し、14名が参加し、12月５日に市職員による見学会を実施し、11名が参加した。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

５－２	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	５－２－１	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	５－２－２	市職員、市内支援関係者等による連携の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－２－１	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進			福祉政策課
事業概要	（再掲）福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	（再掲）関係者が必要に応じてケース会議等への参加			
取組目標	（再掲）ケース会議等への参加	（再掲）ケース会議等への参加	（再掲）ケース会議等への参加	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	・ケース会議に参加を求められる案件はなかったが、市職員及び市内事業者合同参加による研修を実施し、顔と顔の見える関係の構築を図った。 ・上記研修において、福祉的な支援が必要な人が適切なサービスを受けることができず、犯罪を犯すに至ってしまった事例を題材に演習を行った。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

５－２	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	５－２－１	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	５－２－２	市職員、市内支援関係者等による連携の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－２－２	市職員、市内支援関係者等による連携の推進			福祉政策課
事業概要	重層的支援体制整備事業の取組を推進し、包括的相談支援事業による相談の受け止め、多機関協働事業による支援の実施等を行います。			
取組	市職員、市内支援関係者等による相談支援体制の強化			
取組目標	連携体制の強化	連携体制の強化	連携体制の強化	
取組状況評価	A　進捗している			
取組状況	10月14日に東京都の再犯防止事業受託事業者による研修会を実施し、市職員、社会福祉協議会職員及び市内ケアマネジャーの合計20名の関係者が参加することにより、関係者等の連携体制を強化した。			
地域共生社会推進会議評価	A　進捗している			
委員会等評価	A　進捗している			

５－３	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。			担当課
重点取組	５－３－１	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進		福祉政策課 まちづくり事業課
	５－３－２	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－３－１	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進			福祉政策課 まちづくり事業課
事業概要	（再掲）相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。			
取組	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施・（再掲）相談者の解決率（前年度に受付した相談の解決率）			
取組目標	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	・毎月第１火曜日に「住まい探しの相談窓口」を実施した。住宅を借りる際の困りごととして、「出所者等であること」を挙げた方はいなかった。なお、相談者の解決率は実施計画の目標として掲げた55%に対し、54%（前年度比＋４ポイント）の達成となった。 ・居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えた。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			

５－３	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。			担当課
重点取組	５－３－１	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進		福祉政策課 まちづくり事業課
	５－３－２	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進		福祉政策課
	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	
５－３－２	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進			福祉政策課
事業概要	複雑化・複合化した事例について、市職員、市内支援関係者等間で重層的支援会議等を開催し、支援を行います。			
取組	複雑化・複合化した課題に対応した重層的支援会議等の開催			
取組目標	適宜	適宜	適宜	
取組状況評価	Ｂ　現状維持			
取組状況	支援が必要な方に対し、支援会議を２回開催したが、出所者等であることが課題となっているケースは発生しなかった。			
地域共生社会推進会議評価	Ｂ　現状維持			
委員会等評価	Ｂ　現状維持			
基本目標５に対する地域共生社会推進会議意見				
ー	基本目標５に対する意見はありません。			
基本目標５に対する委員会等意見				
ー	基本目標５に対する意見はありません。			

刊行物番号　Ｒ８－19

狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表
狛江市地域共生社会推進会議、市民福祉推進委員会及び
“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会による進捗状況評価
令和７年度報告書

令和８（2026）年９月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話　03（3430）1111

頒布価格：70円

資料４

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画

令和８年９月
狛江市

目次

１　計画の推進・・・

1　計画の推進

1　狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画について

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点取組に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点取組に係る事業等を定める狛江市地域共生社会推進基本計画　実施計画（以下「実施計画」という。）を定めました。
実施計画の計画期間は３年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。

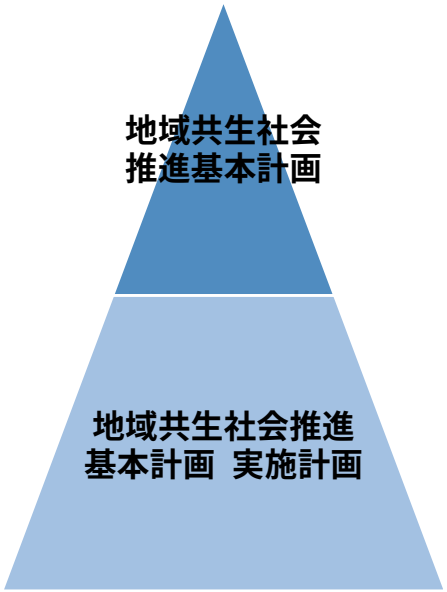

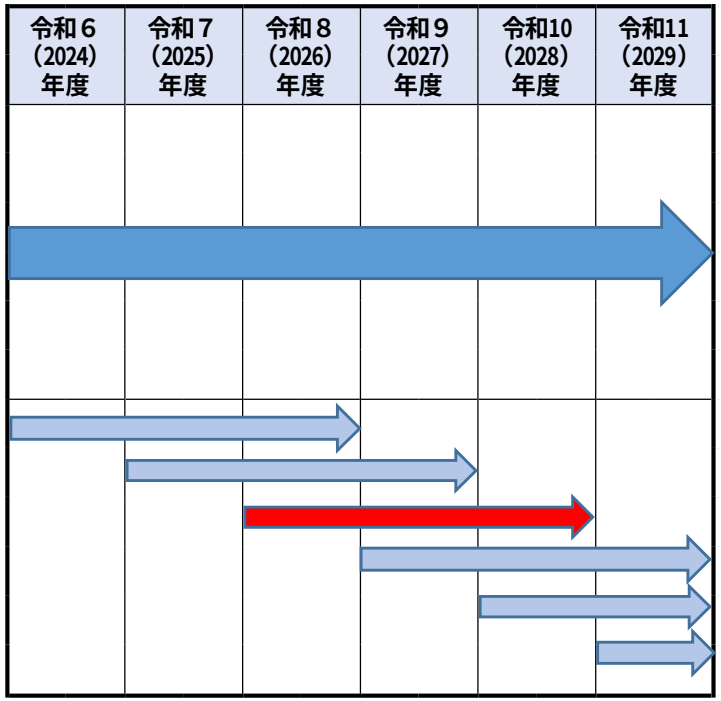

２　評価体制

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

（１）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第１条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

（２）狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】

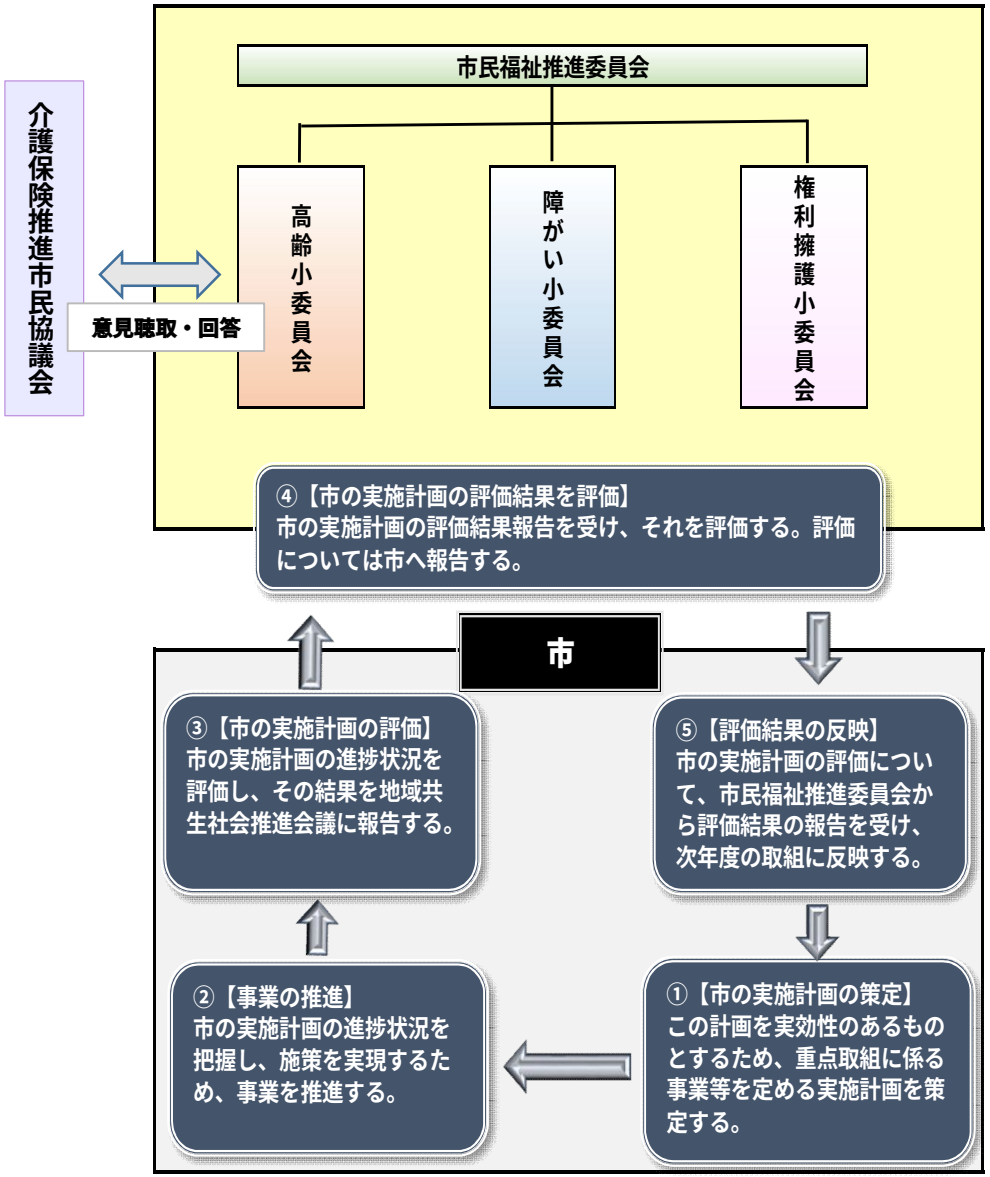
介護保険推進市民協議会
意見聴取・回答
市民福祉推進委員会
高齢小委員会
障がい小委員会
権利擁護小委員会
④【市の実施計画の評価結果を評価】
市の実施計画の評価結果報告を受け、それを評価する。評価については市へ報告する。
市
③【市の実施計画の評価】
市の実施計画の進捗状況を評価し、その結果を地域共生社会推進会議に報告する。
⑤【評価結果の反映】
市の実施計画の評価について、市民福祉推進委員会から評価結果の報告を受け、次年度の取組に反映する。
②【事業の推進】
市の実施計画の進捗状況を把握し、施策を実現するため、事業を推進する。
①【市の実施計画の策定】
この計画を実効性のあるものとするため、重点取組に係る事業等を定める実施計画を策定する。

2 基本目標

基本目標１	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標２	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標３	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標４	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標５	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネット

ワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながることが難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（Ｂ型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

さらに、当事者が参加しやすくなる、自らの役割を見出すことのできる環境づくりを行います。環境づくりに当たっては障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が参加しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視していきます。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある市民が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎２階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和６（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3 施策の体系

５つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本理念：全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標１ 切れ目のない相談支援体制の構築 ～一人ひとりの状況に合わせた～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－１	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間　の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				13～14
１－２	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間　の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				15

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－３	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			16～17

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
１－４	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	17～18

基本目標２ 地域づくり ～「つながり」を実感できる～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－１	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				19
２－２	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制　の充実を図ります。	●		●	●	20～21
２－３	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを　推進します。	●				22～24

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－４	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進しま　す。		●			25～26

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－５	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。			●		27
２－６	認知症の「共生」と「予防」を推進します。			●		28～30

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
２－７	障がい者理解を推進します。				★	31～32

基本目標３ システムづくり ～社会参加を進める～

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－１	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	33
３－２	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加　に向けたつながりづくりを推進します。	●				34

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－３	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に　参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	34

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－４	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		35～36

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
３－５	障がい者の情報保障を推進します。				●	36～37

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画

基本理念：全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－１	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	●				38～39
４－２	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	●		●	●	39～40
４－３	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	●		●	●	41～42
４－４	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	●		●	●	42～43

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－５	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適　切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。		●			44

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－６	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。			●		45～46
４－７	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。			●		46～47

介護保険サービスの提供に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－８	地域密着型サービスの整備を推進します。			●		48
４－９	介護サービスの給付の適正化を推進します。			●		49～50
４－10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。			●		51～52

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
４－11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。				●	53

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

包括的な 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－１	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討　を推進します。	●				54～55

権利擁護 支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－２	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要　な市民をチームで支援する体制整備を推進します。		●			56～57
５－３	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地　域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。		●			58～59
５－４	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構　築を推進します。		●	●	●	60

高齢者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－５	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。			●		61

介護保険サービスの提供に関すること ／ 障がい福祉サービスの提供に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－６	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障　がい者福祉サービスの連携を推進します。			●	●	61～62
５－７	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。			●		62～64

障がい者の支援に関すること

施策No	施策	地	後	高	障	関連頁
５－８	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。				●	64～66

4 関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
１：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								13
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●		●						14
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●		●						14
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								15
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								15
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								16
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討	●								16
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								17
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化			●						17
	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施			●						18
２：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								19
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								19
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								21
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●		●						22
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								23
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			23
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								24
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								24

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								25
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								26
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								26
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進		●							27
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施		●							27
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進		●							28
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施		●							28
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成		●							29
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設		●							29
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		●							30
	2-6-6	認知症予防事業の拡充		●							30
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施		●							31
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施		●							31
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売		●							32
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発		●							32
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●	●							33
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●	●							33
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								34
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								34
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実		●							35
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援		●							35
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援		●							36
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化		●							36
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援		●							37

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	38
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								39
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		39
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								40
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								40
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	41
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								42
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								42
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								43
	4-4-3	介護人材確保対策の推進		●							43
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								44
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								44
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築		●							45
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備		●							45
	4-6-3	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援		●							46
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進		●							46
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施		●							47
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施		●		●	●				47
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討		●							48
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進		●							49
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施		●							50
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施		●							50
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施		●							51

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進		●							51
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）		●							52
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置		●							53
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討		●							53
５：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●		●						54
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								55
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								55
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								56
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								57
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								58
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●		●						59
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								59
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●		●				●		60
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●		●						60
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施		●							61
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施		●							61
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出		●							62
	5-7-1	各種連絡会の開催		●							62
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有		●							63
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応		●							63
	5-7-4	介護事故情報の共有		●							64
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備		●							64
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								65
	5-8-3	医療的ケア児の支援		●							65
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）		●							66

5 狛江市第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画

年度	令和８(2026)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	１-１	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

取組No.	１-１-１	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充												

①事業概要

福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	75事業者以上	80事業者以上	85事業者以上
福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等による活用の拡大 担当課：福祉政策課	民間事業者等による活用案件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	継続													

①事業概要

多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議等により支援につなげます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	５人以上	５人以上	５人以上

取組No.	1-1-3	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障			
区分	新規													

①事業概要

統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課	記録方式の導入	③目標(値)	記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大	記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大	記録方式の庁内での普及啓発及び支援機関の導入先の拡大

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。

取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実

担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	

区分	拡充

①事業概要

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携により、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
CSWによる社会資源の発掘及び連携を踏まえた取組の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	出張相談会等を１回以上開催	出張相談会等を１回以上開催	出張相談会等を１回以上開催

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討

担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	

区分	新規

①事業概要

CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。（福祉政策課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課	支援の検討	③目標(値)	支援の拡大	支援の継続実施	支援の継続実施

施策No.	1-3	施策	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。

取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	権利擁護支援・検討会議活用ガイドブックの作成	定期的に開催する体制の構築	定期開催の実施

取組No.	1-3-2	重点取組	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	新規													

①事業概要

権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職が行う、専門的助言の会議体である権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会等を活用した意思決定支援を効果的に行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課	ケースに応じた実施	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。											

取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化											
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	新規													

①事業概要

障害者総合支援法第77条の２に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和６年11月に設置しました。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所等向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。なお、研修内容については、相談支援事業所等にヒアリングの実施や、地域の課題に即した研修となるよう、内容の充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
市内相談支援事業所等向け研修の実施 担当課：福祉相談課	実施回数	③目標(値)	２回	２回	２回

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施											
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	新規													

①事業概要

市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
民間事業所と連携した支援会議 担当課：福祉相談課	ケースに応じた実施	③目標(値)	60回	― （R７・R８実績踏まえ設定）	― （R８・R９実績踏まえ設定）

年度	令和８(2026)
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり

施策No.	２-１	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。

取組No.	２-１-１	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
福祉のまちづくり協議委員会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上

取組No.	２-１-２	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

福祉のまちづくり委員が当該年度に取組む活動に応じた福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
福祉のまちづくり委員向け研修の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

施策No.	２-２	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。

取組No.	２-２-１	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進

担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充											

①事業概要

災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
福祉関係者等との連携 担当課：福祉政策課	連携先の拡大	③目標(値)	福祉事業者等	福祉事業者等	福祉事業者等

取組No.	２-２-２	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進

担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充											

①事業概要

統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、平常時における個別避難計画の作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新 担当課：福祉政策課	作成者の拡大及び更新	③目標(値)	新規作成者の拡大・既計画作成者の更新	新規作成者の拡大・既計画作成者の更新	新規作成者の拡大・既計画作成者の更新

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課	避難支援体制の整備	③目標(値)	安否確認訓練の実施	安否確認訓練の実施	安否確認訓練の実施

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援										
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規												

①事業概要

集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課）
こまほっとシルバー相談室において、都営狛江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
情報共有と支援 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課	支援方法の検討	③目標(値)	支援の実施	支援の実施	支援の実施
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課	相談支援の実施	③目標(値)	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課	地域課題及びその解決策の明確化	③目標(値)	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討

取組No.	2-3-2	重点取組	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

（仮称）地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、（仮称）地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用 担当課：福祉政策課	育成・活用	③目標(値)	調査・研究	試行実施	実施

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援											
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。（福祉政策課）
子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。（子ども若者政策課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
地域福祉推進事業補助金による団体への支援 担当課：福祉政策課	利用団体数	③目標(値)	１団体以上	１団体以上	１団体以上
子ども・若者の居場所事業の実施 担当課：子ども若者政策課	年間利用者数	③目標(値)	4,100人	4,100人	4,100人
子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施 担当課：子ども若者政策課	利用団体数	③目標(値)	６団体以上	６団体以上	６団体以上

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	継続													

①事業概要

居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
視察や見学、会議等への参加 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課	マッチング回数	③目標(値)	３回以上	３回以上	３回以上

施策No.	２-４	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。

取組No.	２-４-１	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課	参加人数	③目標(値)	１人以上	１人以上	１人以上

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進
担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること
区分	継続		

構成計画	地		後		高	●	障	

①事業概要

高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
緊急通報装置事業の見直し 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討	LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討	LTE機器の本格導入 （R９を踏まえた対応）
新たな装置等の導入 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	新たな装置等の検討	新たな装置等の調整	新たな装置等の調整

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施
担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること
区分	継続		

構成計画	地		後		高	●	障	

①事業概要

高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	GPS機器、仕組みづくりの調整	GPS機器、仕組みづくりの選定・調整等	GPS機器、仕組みづくりの試行

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。

取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												

①事業概要

これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の検討	既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の試行	既存事業の整理・継続実施及び課題対応策の本格実施
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の取組検討	基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の試行実施	基本理念②③の事業継続実施及び不足事業の本格実施

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課	講演会等の実施	③目標(値)	講演会等の開催	講演会等の開催	講演会等の開催
認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課	定期開催	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催	養成講座開催

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課	定期開催	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催	養成講座開催
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	養成講座拡大	養成講座拡大	養成講座拡大

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	講座開催	講座開催	講座開催
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	新設検討及び調整	新設検討及び調整	新設検討及び調整

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
地域密着型サービスの整備 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進	次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進	次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
ヒアリングフレイル予防拡充実施と補聴器補助事業 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防拡充実施	ヒアリングフレイル予防拡充実施	継続実施
認知症検診の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	関係者との調整	試行実施	本格実施

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。

取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★		
区分	新規													

①事業概要

市民活動支援センターと連携し、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	本格実施	本格実施	本格実施
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課	回数	③目標(値)	６回	６回	６回

取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★		
区分	継続													

①事業概要

障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、市内の事業所や市民団体の意見を聴きながら事業所の製品販売等、障がい者週間や共催事業等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課	講座等の実施	③目標(値)	実施	実施	実施
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課	展示等の開催	③目標(値)	開催	開催	開催

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	継続													

①事業概要

障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課	市内の障がい福祉サービス事業所を「１つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)	20%以下	20%以下	20%以下
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課	新たな取り組みの実施	③目標(値)	実施	実施	実施

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	★	
区分	継続													

①事業概要

障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
企業・商店への周知・啓発 担当課：高齢障がい課	周知の実施	③目標(値)	実施	実施	実施

年度	令和８(2026)
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり

施策No.	３-１	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。

取組No.	３-１-１	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進											
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	拡充												

①事業概要

聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けた遠隔手話通訳（QRコード利用）を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
遠隔手話通訳（QRコード利用）の導入及び活用 担当課：福祉政策課・高齢障がい課	機器の導入	③目標(値)	活用	活用	活用

取組No.	３-１-２	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進											
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規												

①事業概要

「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障がいの社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進するために、児童・生徒に対する出前授業等を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
心のバリアフリーの普及啓発（児童・生徒に対する出前授業等の実施） 担当課：福祉政策課	研修の実施	③目標(値)	実施	実施	実施

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。

取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進

担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	

区分	拡充

①事業概要

伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課	ケースに応じたつなぎの回数	③目標(値)	適宜	適宜	適宜

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。

取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進

担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●

区分	新規

①事業概要

権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	法施行を見据えた検討	法施行を見据えた実施
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。

取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実

担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	

区分	拡充

①事業概要

自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
元気高齢者向け事業の実施 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の本格実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施
地域で継続的に参加・活動できる環境整備 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援

担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	

区分	拡充

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（仮称）シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課	参加者数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施

取組No.	3-4-3	重点取組	シルバー人材センターの運営支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。

取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充												

①事業概要

障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	点字封筒の利用拡大 （福祉保健部）	点字封筒の全庁導入の検討	点字封筒の全庁導入の検討

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
当事者向けスマホ教室の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	視覚障がい者向け	視覚・聴覚障がい者向け	視覚・聴覚障がい者向け
新たな支援機器等の紹介・活用支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	障害者週間等における 展示会等の実施	障害者週間等における 展示会等の実施	障害者週間等における 展示会等の実施

年度	令和８(2026)
基本目標	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	４-１	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。

取組No.	４-１-１	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化										
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	拡充												

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
住まい探しの相談窓口を通じた住宅確保要配慮者への物件情報とのマッチング等の実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	60%	60%	60%

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	法施行を見据えた検討	法施行を見据えた実施

施策No.	４－２	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。

取組No.	4-2-1	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知											
担当課	子ども家庭課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課	実施状況	③目標(値)	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつなぐシート登録システム）を活用し、つなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	75事業者以上	80事業者以上	85事業者以上
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等による活用の拡大 担当課：福祉政策課	民間事業者等による活用案件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要

孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課	場の確保 または つなぎの実施	③目標(値)	適宜	適宜	適宜

施策No.	4-3	施策	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。

取組No.	4-3-1	重点取組	（再掲）居住支援協議会による相談支援機能の強化											
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●		
区分	拡充													

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）住まい探しの相談窓口を通じた住宅確保要配慮者への物件情報とのマッチング等の実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	60%	60%	60%

取組No.	4-3-2	重点取組	（再掲）身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	新規													

①事業概要
（再掲）身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	法施行を見据えた検討	法施行を見据えた実施

施策No.	4-4	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。

取組No.	4-4-1	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要
多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課	満足度	③目標(値)	80%以上	80%以上	80%以上

取組No.	4-4-2	重点取組	（再掲）市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●	
区分	継続													

①事業概要

厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和６年度に新たな助成制度について検討した結果、令和７年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）
新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の３つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	権利擁護支援・検討会議活用ガイドブックの作成	定期的に開催する体制の構築	定期開催の実施

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課	出席回数	③目標(値)	５回以上	５回以上	５回以上

施策No.	4-6	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

取組No.	4-6-1	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
老人福祉事業や既存資源等の再構築 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	試行実施	本格実施	継続実施
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	調整	調整	調整

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバイドによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
スマホ相談所の定期開催 （週２回） 担当課：高齢障がい課	相談件数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	拡充													

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつの進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
フレイル予防事業の拡充 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防事業の拡充	ヒアリングフレイル予防事業の拡充	ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施
地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	高齢者運動推進員養成講座を継続実施	高齢者運動推進員養成講座を継続実施	高齢者運動推進員養成講座を継続実施

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	新規													

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組みを行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
シルバーディスコ事業の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
アクティブシニア事業の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	ディスコダンス教室の本格実施	ディスコダンス教室の継続実施	ディスコダンス教室の継続実施

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施											
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	新規													

①事業概要

保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題の解消につなげます。（高齢障がい課・保険年金課）
心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
保健事業と介護予防事業の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課	―	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
健康セミナー 担当課：健康推進課	新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%	35%	35%

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。

取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和６年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 担当課：高齢障がい課	検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施 担当課：高齢障がい課	令和６年度調査・分析完了	③目標(値)	ー	ー	ー

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	部会長会２回 調査員定例会６回	部会長会２回 調査員定例会６回	部会長会２回 調査員定例会６回
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	全件実施	全件実施	全件実施
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	実施	実施
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討	実施	実施

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
ケアプラン点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標(値)	10回	10回	10回
ケアプラン点検研修の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	１回	１回	１回

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充													

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検帳票数	③目標(値)	２帳票	２帳票	２帳票

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施											
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続											

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課	派遣	③目標(値)	１人	―	―
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課	件数	③目標(値)	５件以上	５件以上	５件以上

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進											
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充											

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施

取組No.	4-10-3	重点取組	（再掲）介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													

①事業概要

厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和６年度に新たな助成制度について検討した結果、令和７年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）	10人（初任者研修） ４人（実務者研修）
（再掲）新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）	６人（専門員実務研修） 10人（専門員現任研修） １人（専門員更新研修） ２人（主任専門員研修） ４人（主任専門員更新研修）

施策No.	4-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

取組No.	4-11-1	重点取組	地域生活支援拠点の設置											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	新規													

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	推進会議の設置の検討	推進会議の設置の検討	推進会議の設置の検討

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	継続													

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	試行	試行	試行

年度	令和８(2026)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	５-１	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。

取組No.	５-１-１	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続												

①事業概要

重層的支援会議等により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行っていきます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	５人以上	５人以上	５人以上

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
在り方の検討 担当課：福祉政策課	―	③目標(値)	地域共生社会推進基本計画 中間見直しへの反映	ー	ー

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障		
区分	新規													

①事業概要

社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
会議体の整理 担当課：福祉政策課	整理の実施	③目標(値)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム部会の運営	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム部会の運営	生じた課題に対する会議体の整理の実施

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施
狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	拡充													

①事業概要

地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託	法施行を見据えた実施
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課	体制の構築	③目標(値)	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障		
区分	継続													

①事業概要

重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●		
区分	継続													

①事業概要

高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	体制の構築	③目標(値)	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化	ネットワーク体制の維持及び連携強化

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●		
区分	継続													

①事業概要

虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等の間での情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	開催回数	③目標(値)	２回以上	２回以上	２回以上

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。

取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた８項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●	
区分	拡充													

①事業概要

障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標(値)	１回以上	１回以上	１回以上

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												

①事業概要

障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	実施	実施	実施

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												

①事業概要

介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
各サービス事業者との交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	実施	実施	実施

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	実施	実施	実施

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	電子へ移行	電子へ移行	電子へ移行

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障		
区分	継続													

①事業概要

適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	実施	実施	実施

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。

取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
更なる連携体制整備の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	継続													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	６回以上	６回以上	６回以上

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	２回	２回	２回
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充													

①事業概要

障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R８	R９	R10
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	―	③目標(値)	実施	実施	実施

刊行物番号　Ｒ８－18

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画

令和８（2026）年９月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話　03（3430）1111

頒布価格：110円

資料５

狛江市第１次再犯防止推進計画
取組状況確認表

令和８年９月
狛江市

目次

１　計画の推進・・・

1　計画の推進

1　狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表

狛江市第１次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策の実現に向け、重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組目標を取りまとめ、計画の進捗状況を確認する狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」という。）を策定しました。

2　評価体制

狛江市第１次再犯防止推進計画の進捗状況の評価

（1）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第１条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。
評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるよう事業を進めていきます。また、評価結果は、“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

（2）“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会は、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況を評価し、評価結果を市に報告します。

【評価体制図】

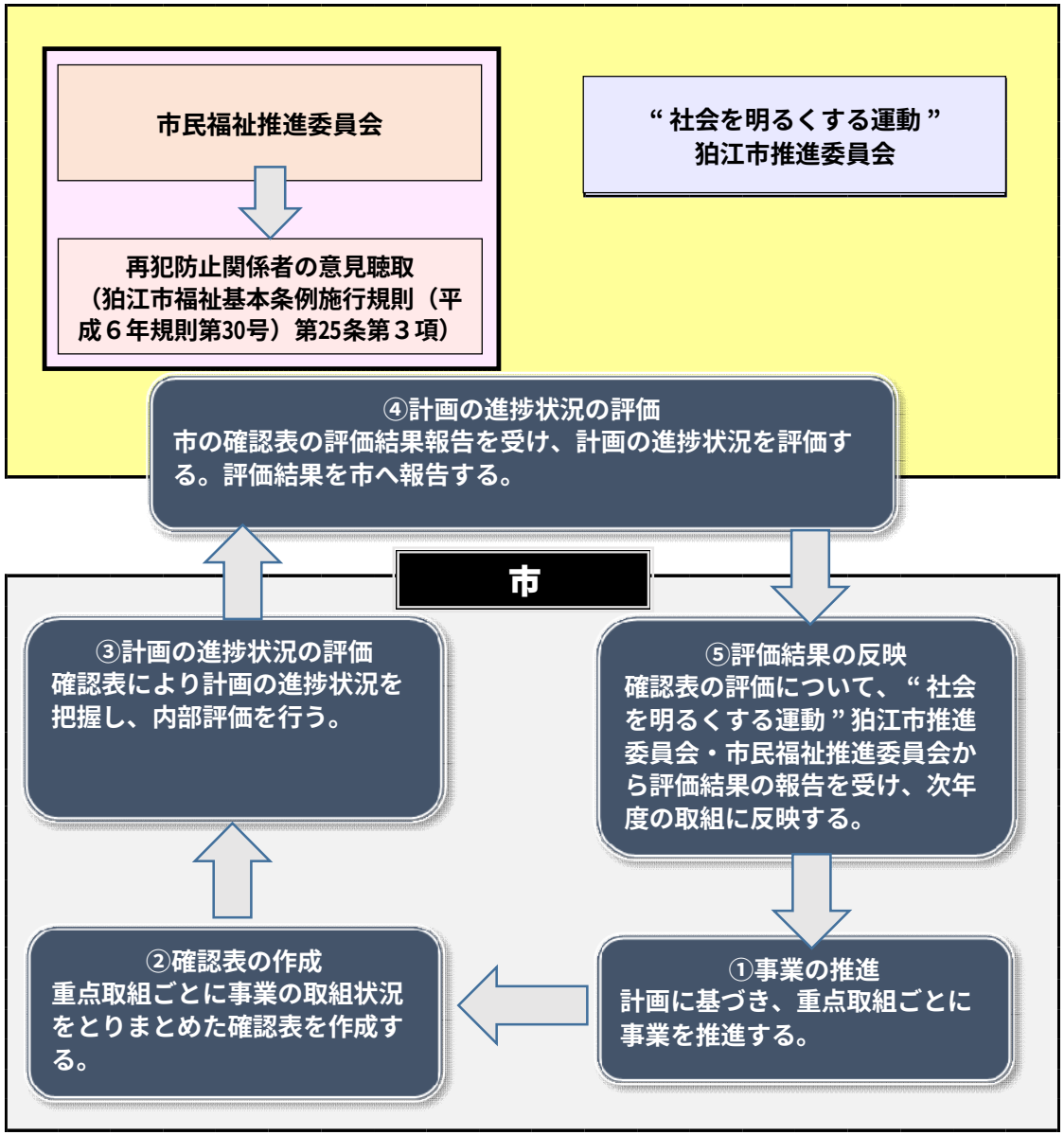
市民福祉推進委員会
再犯防止関係者の意見聴取
（狛江市福祉基本条例施行規則（平成６年規則第30号）第25条第３項）
“社会を明るくする運動”
狛江市推進委員会
④計画の進捗状況の評価
市の確認表の評価結果報告を受け、計画の進捗状況を評価する。評価結果を市へ報告する。
市
③計画の進捗状況の評価
確認表により計画の進捗状況を把握し、内部評価を行う。
⑤評価結果の反映
確認表の評価について、“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会・市民福祉推進委員会から評価結果の報告を受け、次年度の取組に反映する。
②確認表の作成
重点取組ごとに事業の取組状況をとりまとめた確認表を作成する。
①事業の推進
計画に基づき、重点取組ごとに事業を推進する。

2 基本目標

基本目標１	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標２	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標３	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標４	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標５	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」という。）している方（以下「在所者」という。）及び出所者等で支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口に相談してよいか分からない方がいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立している方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につながることが難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う保護司や出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters）会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえず、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（Ｂ型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行っていきます。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出します。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」という。）が把握し、支援関係者等同士の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めていきます。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した地域社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を構築します。

3 施策の体系

５つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標１	施策No	施策	関連頁
一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	１－１	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	11
	１－２	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	12

基本目標２	施策No	施策	関連頁
「つながり」を実感できる地域づくり	２－１	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	13
	２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	14

基本目標３	施策No	施策	関連頁
社会参加を進めるシステムづくり	３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	15
	３－２	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	15
	３－３	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	16
	３－４	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	17

基本目標４	施策No	施策	関連頁
総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	18
	４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	19
	４－３	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	20
	４－４	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	21
	４－５	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	21

基本目標５	施策No	施策	関連頁
多機関で協働して支援に当たる体制の構築	５－１	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	22
	５－２	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	22
	５－３	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	23

4 関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
１：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	●					11
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	●					11
	1-2-1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	●					12
	1-2-2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	●					12
２：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	●					13
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	●					13
	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	●					14
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	●					14
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	●					14

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
３：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	●					15
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		●				15
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		●				15
	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	●					15
	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援	●			●		16
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援	●			●		16
	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進					●	17
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進					●	17

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	●					18
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	●					18
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	●					18
	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		●				19
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●		●			19
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化	●					19
	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	●					20
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					20
	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進	●					21
	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	●					21

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
５：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	●				●	22
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	●					22
	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					22
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進	●					22
	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	●		●			23
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	●					23

5　狛江市第１次再犯防止推進計画　取組状況確認表

基本目標１：　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No

１－１	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。

重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
１－１－１	市のホームページや再犯防止推進計画周知用チラシを作成することにより、在所者及び出所者等へ市等の相談窓口を分かりやすく伝えます。	福祉政策課	多様な周知方法の設定及び相談窓口の周知先の拡大	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進				周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架
１－１－２	在所者、出所者等及び再犯防止関係団体（以下「再犯防止関係団体等」という。）が相談時にすぐにつながれるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、関係者へ周知を図ります。	福祉政策課	相談窓口を明確化するとともに、相談窓口を再犯防止関係団体等へ周知	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
相談窓口の機能役割の明確化				再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知

１－２	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
１－２－１	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整（注１）に対応できる連携体制の構築を図ります。	福祉政策課	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整に対応できる連携体制の構築	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築				連携体制の強化	連携体制の強化	連携体制の強化
１－２－２	東京都主催の再犯防止に関する市区町村向け研修会等を活用し、市職員等へ研修の受講により相談支援機能を強化します。	福祉政策課	市職員等の再犯防止に関する研修会への参加	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化				適宜	適宜	適宜

（注１） 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。

基本目標２：「つながり」を実感できる地域づくり						
施策No						
２－１	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
２－１－１	保護司会等を含む更生保護団体について、ホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	市民の更生保護団体の認知度向上	Ｒ８	Ｒ９	R10
更生保護団体の周知の推進				・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架
２－１－２	犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起こらないまちづくりを進めるため、関連機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施するとともに、SNS等を活用した周知・啓発を図ります。	福祉政策課	「社会を明るくする運動」における狛江駅頭広報活動及び推進大会・コンサートの実施、SNS等を使ったこれらのイベント等事業の周知	Ｒ８	Ｒ９	R10
「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施				イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知

２－２	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
２－２－１	愛光女子学園との包括協定に基づき、市民と愛光女子学園の在院者との交流を実施します。	福祉政策課	市民と在院者との交流事業の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援				実施	実施	実施
２－２－２	市民の更生支援に対する理解を深めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を設けます。	福祉政策課	アウトリーチ等による更生支援に関する周知活動の推進	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進				周知活動の推進	周知活動の推進	周知活動の推進
２－２－３	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する周知活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園が実施する周知活動の支援	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力				周知活動の支援	周知活動の支援	周知活動の支援

基本目標３：社会参加を進めるシステムづくり						
施策No						
３－１	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
３－１－１	法務省が作成している協力雇用主に関するパンフレット等を活用し、協力雇用主等の制度に関する周知を支援します。	福祉政策課	協力雇用主制度等に関する周知の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援				チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新
３－１－２	在所者の支援関係者と就労支援員が連携し、在所者の状況に応じた就労支援を行います。	福祉相談課	在所者の状況に応じた就労支援の推進	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進				在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進
３－１－３	本人の利用申込に基づき、ハローワークへ支援要請を行います。 ハローワークの巡回相談を市の窓口で実施します。	福祉相談課	ハローワークへの支援要請の実施及びハローワークの巡回相談の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進				支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施
３－２	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
３－２－１	地域の誰もが気軽に集うことができる居場所を提供することで、孤独・孤立を防ぎます。	福祉政策課	居場所の周知やイベントの開催による孤独・孤立対策の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進				・居場所の周知 ・交流イベントの開催	・居場所の周知 ・交流イベントの開催	・居場所の周知 ・交流イベントの開催

<table>
<tr><td>３－３</td><td colspan="6">出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。</td></tr>
<tr><td>重点取組</td><td>事業概要</td><td>担当課</td><td>取組</td><td colspan="3">取組目標</td></tr>
<tr><td>３－３－１</td><td rowspan="2">教育機関のみならず、保護司や福祉関係機関等（以下「教育機関等」という。）が連携して包括的にサポートします。</td><td rowspan="2">福祉政策課</td><td rowspan="2">修学支援体制の構築</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">義務教育を修了していない出所者等の修学支援</td><td rowspan="2">教育機関等による修学支援</td><td rowspan="2">教育機関等による修学支援</td><td rowspan="2">教育機関等による修学支援</td></tr>
<tr><td>少年院出院者等からの問い合わせに対し、修学支援関係情報を提供します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>３－３－２</td><td rowspan="2">（再掲）教育機関等が連携して包括的にサポートします。</td><td rowspan="2">福祉政策課</td><td rowspan="2">（再掲）修学支援体制の構築</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係機関との連携による修学支援</td><td rowspan="2">（再掲）教育機関等による修学支援</td><td rowspan="2">（再掲）教育機関等による修学支援</td><td rowspan="2">（再掲）教育機関等による修学支援</td></tr>
<tr><td>公立中学校夜間学級の取組や問い合わせ方法を市民へ周知します。</td><td>学校教育課</td><td>夜間中学の取組や問い合わせ先の周知協力</td></tr>
</table>

３－４	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
３－４－１	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施します。	指導室	生活指導主任会における、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等の実施	Ｒ８	Ｒ９	R10
児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進				生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催
３－４－２	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施します。	指導室	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催	Ｒ８	Ｒ９	R10
児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進				青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催

基本目標４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり						
施策No						
４－１	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
４－１－１	保護司の自宅以外の面接場所を確保するとともに、研修の際には、デジタル化を踏まえた協力を行います。	福祉政策課	多様な面接場所の確保等の環境整備	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進				民間施設の活用	民間施設の活用	民間施設の活用
４－１－２	保護司活動の支障となる、認知度不足解消に向けホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	保護司会活動の認知度向上	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
保護司活動の支障となる要因の軽減の検討				・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成
４－１－３	保護司候補者の推薦に関する手続きを支援します。	福祉政策課	円滑な推薦手続きの実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進				推薦手続きの支援	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援

４－２	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
４－２－１	生活資金が足りず住宅の確保が困難な出所者等に対して、一時的な宿泊場所の紹介を行います。	福祉相談課	必要に応じた一時的な宿泊場所の紹介	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
一時的な宿泊場所の紹介の推進				一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介
４－２－２	相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会による住まい探しの相談窓口を通じ、協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。	福祉政策課	住まい探しの相談窓口の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
居住支援協議会による相談支援機能の強化		まちづくり事業課		住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
４－２－３	出所者等であることから地域の中で孤独・孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。	福祉政策課	出所者等への必要な支援につなげるための見守り体制の充実	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
出所者等への見守り等の支援体制の強化				見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化

４－３	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
４－３－１	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整及び特別調整（注１）（以下「生活環境調整等」という。）による保健医療・福祉サービスの事前準備を行います。	福祉政策課	一人ひとりの状況に適した支援を行うための生活環境調整等及び伴走型支援の実施	Ｒ８	Ｒ９	R10
支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進				生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
４－３－２	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	支援関係者等が必要に応じてケース会議等へ参加	Ｒ８	Ｒ９	R10
出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進				適宜	適宜	適宜

（注１） 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいを有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。

４－４	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
４－４－１	依存症問題を抱える当事者や家族等に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	関係者が必要に応じてケース会議等への参加	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進				ケース会議等への参加	ケース会議等への参加	ケース会議等への参加
４－５	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
４－５－１	市職員や市内支援関係者等が、依存症問題を抱える当事者や家族等の相談に応じることができるよう依存症、障がい等に関する知識習得や理解促進に努めます。	福祉政策課	依存症、障がい等に関する知識習得のための研修への参加	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進				適宜	適宜	適宜

基本目標５：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No

５－１	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
５－１－１	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。 愛光女子学園と指導室及び学校が連携を図り、研修会、情報交換会、授業見学等による交流を推進します。	福祉政策課	愛光女子学園と連携した研修・広報活動の実施	Ｒ８	Ｒ９	R10
刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施		指導室	愛光女子学園と市内小中学校との交流	研修・広報活動及び交流の検討	研修・広報活動及び交流の実施	研修・広報活動及び交流の実施
５－１－２	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園への見学会等の実施	Ｒ８	Ｒ９	R10
近隣矯正施設見学会等の推進				実施	実施	実施
５－２	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
５－２－１	（再掲）福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	（再掲）関係者が必要に応じてケース会議等への参加	Ｒ８	Ｒ９	R10
出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進				（再掲）ケース会議等への参加	（再掲）ケース会議等への参加	（再掲）ケース会議等への参加
５－２－２	重層的支援体制整備事業の取組を推進し、包括的相談支援事業による相談の受け止め、多機関協働事業による支援の実施等を行います。	福祉政策課	市職員、市内支援関係者等による相談支援体制の強化	Ｒ８	Ｒ９	R10
市職員、市内支援関係者等による連携の推進				連携体制の強化	連携体制の強化	連携体制の強化

５－３	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
５－３－１	（再掲）相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会による住まい探しの相談窓口を通じ、協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。	福祉政策課 まちづくり事業課	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進				（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	（再掲）住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
５－３－２	複雑化・複合化した事例について、市職員、市内支援関係者等間で重層的支援会議等を開催し、支援を行います。	福祉政策課	複雑化・複合化した課題に対応した重層的支援会議等の開催	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10
重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進				適宜	適宜	適宜

刊行物番号　Ｒ８－20

狛江市第１次再犯防止推進計画取組状況確認表

令和８（2026）年９月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町１丁目１番５号
電話　03（3430）1111

頒布価格：40円

資料６－１

狛江市第１次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

中間答申（案）

令和○年○月

狛江市

目次

本　編

第１章　はじめに

第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置付け 2
1　計画策定の経緯 2
2　計画策定の基本的な考え方 5
3　計画体系上の位置付け 6
4　計画の全体像・計画で記載する事項 11
第３節　計画の期間 13
第４節　計画策定時の策定体制 14
1　市民意識調査等の実施 14
2　住民懇談会並びに成城大学及び東京慈恵会医科大学との協力によるアンケートの実施 16
3　市民説明会・パブリックコメントの実施 17
4　附属機関等における調査・審議 21
第５節　計画の中間見直し策定体制 22
1　市民意識調査等の実施 22
2　市民説明会・パブリックコメントの実施 24
3　附属機関等における調査・審議 25

第２章　基本理念

第３章　基本目標

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築 27
基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり 28
基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり 28
基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり 28
基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築 29

第４章　施策の総合的な展開

第１節　施策の体系 30
1　総合基本計画との関係 30
2　基本目標を踏まえた施策の体系 31
第２節　重点取組 35
1　重点取組とは 35
2　重点取組設定の考え方 35
第３節　施策一覧 38

第５章　福祉サービスの見込み

第１節　介護保険サービスの見込み 48
1　サービス見込みの考え方 48
2　被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計 50
3　サービス別の見込み量推計 52
4　第１号被保険者の保険料推計 59
第２節　障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込み 63
1　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標 63
2　障がい福祉サービス等の見込量 64
3　地域生活支援事業 72
4　障がい児福祉サービス等の見込量 77

第６章　この計画の推進に向けて

第１節　計画の推進体制 79
1　市の責務 79
2　市民の役割 80
3　事業者の役割 80
第２節　評価体制 81
1　この計画及び実施計画の評価 81

資料編

第１章　計画策定時

第１節　現状の整理 85
1　国・東京都の動向から見る現状 85
2　統計から見る現状 94
3　市民意識調査結果から見る現状 125
4　前計画に見る現状 132
第２節　課題の整理 ..... - 135 -
1　統計から見る課題 ..... - 135 -
2　市民意識調査結果から見る課題 ..... - 135 -
3　地域ケア会議からの抽出課題 146
4　前計画の現状を踏まえた取組の方向性 150
第３節　各施策の現状と課題 154

第２章　中間見直し時

第１節　現状の整理 171
1　国の動向 171
2　統計から見る現状 176

３　市民意識調査結果から見る現状 199
第２節　課題の整理 209
１　統計から見る課題 209
２　市民意識調査結果から見る課題 211
第３節　施策の見直し 219

本　編

第１章　はじめに

第１節　計画策定の趣旨

市では、狛江市福祉基本条例（令和２年条例第８号。以下「条例」といいます。）を制定し、「全ての市民の“であい、ふれあい、ささえあい”を大切にし、人がやさしい、人にやさしい「あいとぴあ狛江」を合言葉に、ともに力をあわせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづくりを進め、この愛する郷土に地域共生社会を実現すること」を目指しています。

また、市では、令和２（2020）年３月に令和２（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間を計画期間とする狛江市第４次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

ともに創る　文化育むまち　～水と緑の狛江～

としました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の２つの「まちづくりの視点」を定めました。

お互いを認め支え合い、ともに創る

「お互いを認め支え合い、ともに創る」という視点から、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを支え合いながら暮らすことができるまちづくりを進めていきます。また、市民、地域を支える全ての個人や団体、事業者、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創っていきます。さらに、市民や福祉、防災等様々な分野の地域活動団体と行政がそれぞれの役割を担う中で市民参加と市民協働によるまちづくりを推進していきます。

狛江らしさを活かす

市域面積が全国の市の中で２番目に小さく、道が平坦で、基本的に全て徒歩圏内であるという「コンパクトさ」という特性を活かし、地域のコミュニティの機能や高齢者や障がいのある人の見守り等市民同士の支え合いの機能を高める等「狛江らしさを活かす」という視点から、市の地域資源を十分に活かしたまちづくりを推進していきます。

この２つの「まちづくりの視点」を核として、保健・福祉分野において、複雑化・複合化した地域生活課題を解決し、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれの役割のもと、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、

いつまでも健やかに暮らせるまち

を目指していきます。

条例及び基本構想で目指すまちを実現するため、「狛江市第１次地域共生社会推進基本計画」を策定します。

第２節　計画の位置付け

１　計画策定の経緯

地域共生社会とは、「全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会」（条例第２条第３号）をいい、このような社会を実現することを目的として、条例を制定しています。

市では、この条例を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、下表のとおり包括的支援体制を整備してきました。

年月	内容	備考
平成 30（2018）年３月	・あいとぴあレインボープラン（狛江市第４次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）（以下「第４次地域福祉計画等」といいます。）策定	第４次地域福祉計画等は同一冊子で一体的に策定
平成 30（2018）年４月	・第４次地域福祉計画等実施 ・コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）１人目配置（あいとぴあエリア） ・福祉カレッジ試行実施	
平成 31・令和元（2019）年４月	・相談支援包括化推進員配置 ・福祉カレッジ実施	
令和２（2020）年４月	・狛江市福祉基本条例の全部改正（以下「条例全部改正」といいます。）施行 ・CSW２人目配置（こまえ苑エリア）	条例全部改正は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52）による社会福祉法の一部改正を踏まえたもの
令和３（2021）年４月	・あいとぴあレインボープラン（狛江市第４次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画、狛江市第１期成年後見制度利用促進事業計画）（以下「第４次地域福祉計画（中間見直し）等」といいます。）策定 ・福祉のまちづくり委員会設置（あいとぴあエリア ・こまえ苑エリア）	・第４次地域福祉計画（中間見直し）（以下「前計画」といいます。）等は同一冊子で一体的に策定 ・狛江市第４次地域福祉計画については中間見直しを実施
令和４（2022）年４月	・狛江市福祉基本条例の一部改正（以下「条例一部改正」といいます。）施行 ・第４次地域福祉計画（中間見直し）等実施 ・重層的支援体制整備事業準備事業実施、狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画策定 ・CSW３人目配置（こまえ正吉苑エリア） ・福祉のまちづくり委員会設置（こまえ正吉苑エリア）	条例一部改正は地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号）による社会福祉法の一部改正を踏まえたもの
令和５（2023）年３月	・狛江市多世代・多機能型交流拠点　ふらっとなんぶ開設 ・つなぐシートの運用開始	

年月	内容	備考
令和６（2024）年３月	・狛江市第１次地域共生社会推進基本計画～あいとぴあレインボープラン～（狛江市第５次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画、狛江市第１期成年後見制度利用促進事業計画）策定	第１次地域共生社会推進基本計画として同一冊子で一体的に策定
	・狛江市福祉基本条例の一部改正、施行	条例一部改正は狛江市第１次地域共生社会推進基本計画を狛江市福祉基本条例の「福祉総合計画」として位置付けたもの
令和６（2024）年４月	・第１次地域共生社会推進基本計画実施 ・狛江市重層的支援体制整備事業支援会議及び狛江市重層的支援体制整備事業重層的支援会議の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」といいます。）制定、施行	要綱に基づき、支援会議及び重層的支援会議を開始
令和６（2024）年９月	・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画（令和６年度）策定、実施	
令和７（2025）年９月	・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画 地域共生社会推進会議 令和６年度評価結果策定 ・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画 地域共生社会推進会議 令和６年度評価結果 市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和６年度報告書策定 ・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画（令和７年度）策定、実施	
令和８（2026）年９月	・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画 地域共生社会推進会議 令和７年度評価結果策定 ・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画 地域共生社会推進会議 令和７年度評価結果 市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和７年度報告書策定 ・第１次地域共生社会推進基本計画 実施計画（令和８年度）策定、実施	毎年、ローリングを実施

令和４（2022）年度から実施した重層的支援体制整備事業では、図の①支援、②つなぎ、③出会いの３つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業として位置付け、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するための中核的事業として取組を推進してきました。

① 支援の重層化のイメージ

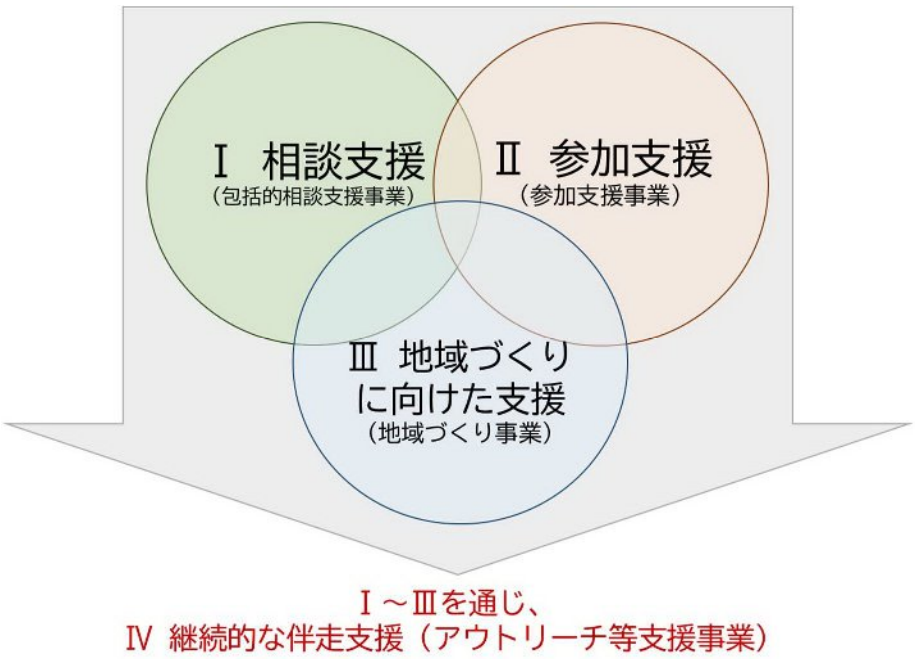

② つなぎの重層化のイメージ

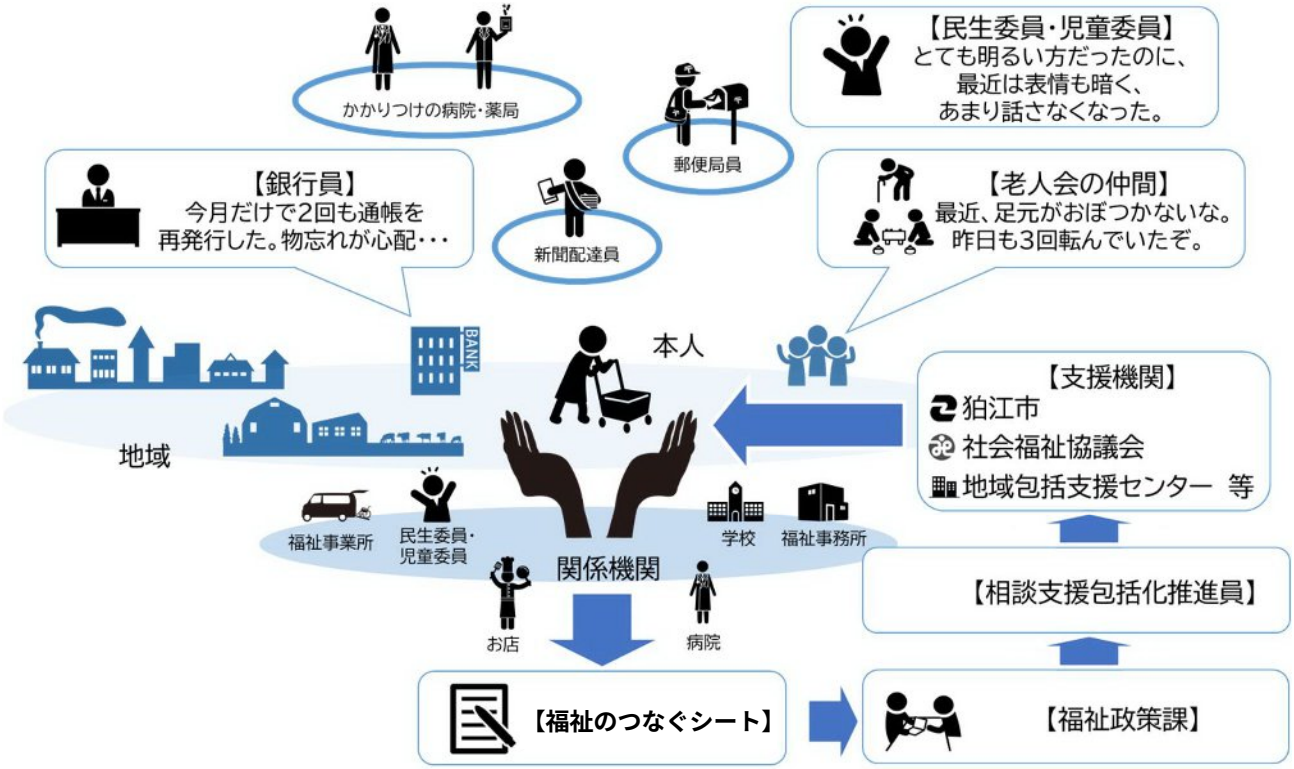

③ 出会いの重層化のイメージ

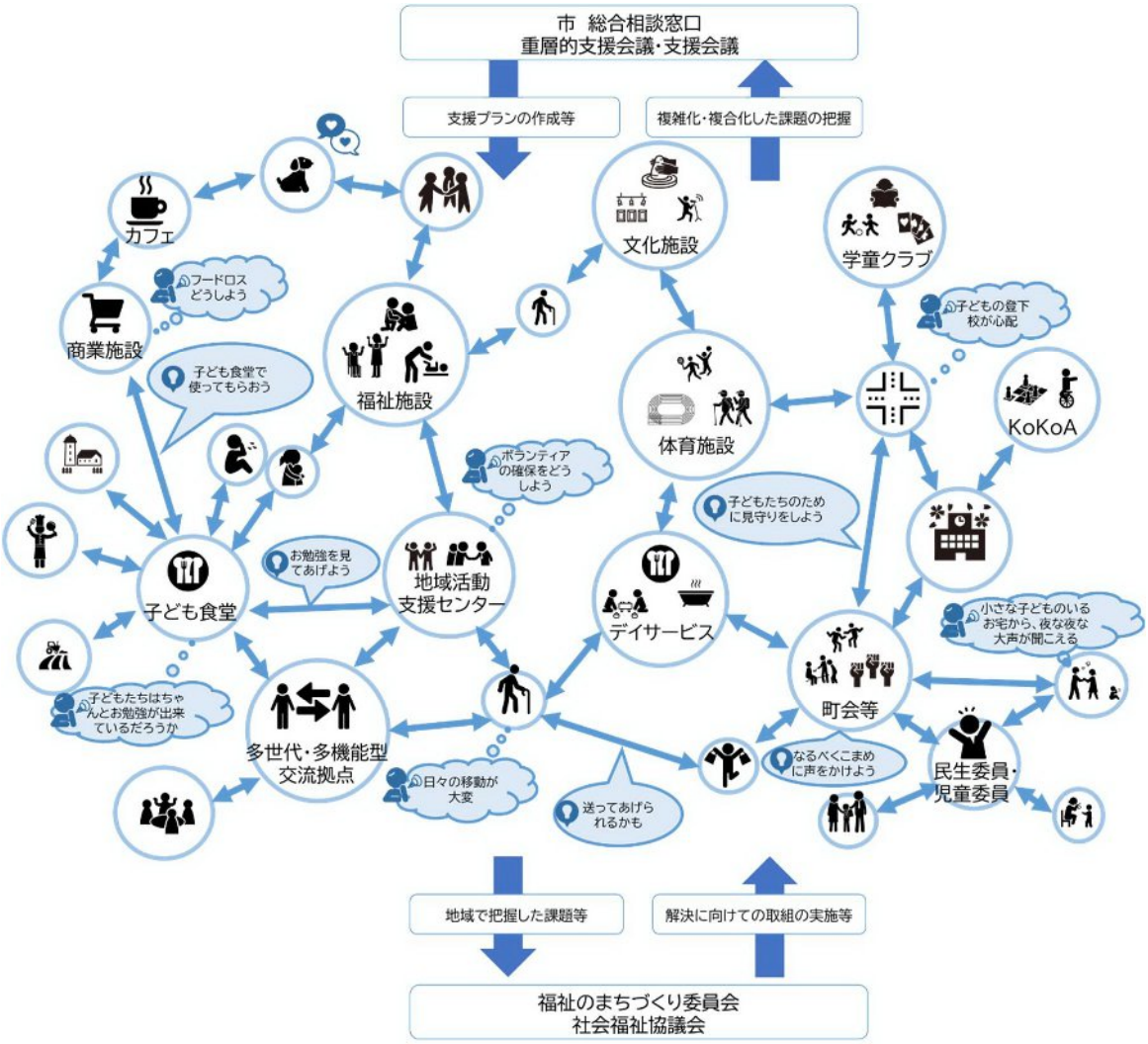

国では、単身世帯の増加、雇用システムの変化、人口減少時代の到来という３つの大きな社会変化に対応するため、「全世代型社会保障」への転換を図ることにより、新たな「支え合いの社会」を目指しています。

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことにより、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものです。

２　計画策定の基本的な考え方

市のこれまでの取組を踏まえて、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を含む条例第 20 条の規定による包括的支援体制の整備に係る政策を一層推進し、狛江らしい地域共生社会を実現するとともに、全世代型社会保障への転換に寄与するため、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、権利擁護支援に係る計画を共通の基本理念及び基本目標のもと、狛江市第１次地域共生社会推進基本計画（以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。）として一体的に策定するとともに、地域共生社会推進基本計画を条例第５条第１項の規定による「福祉総合計画」として位置付けます。

3　計画体系上の位置付け

市の行政計画の体系の中で地域共生社会推進基本計画を下図のとおり位置付けます。

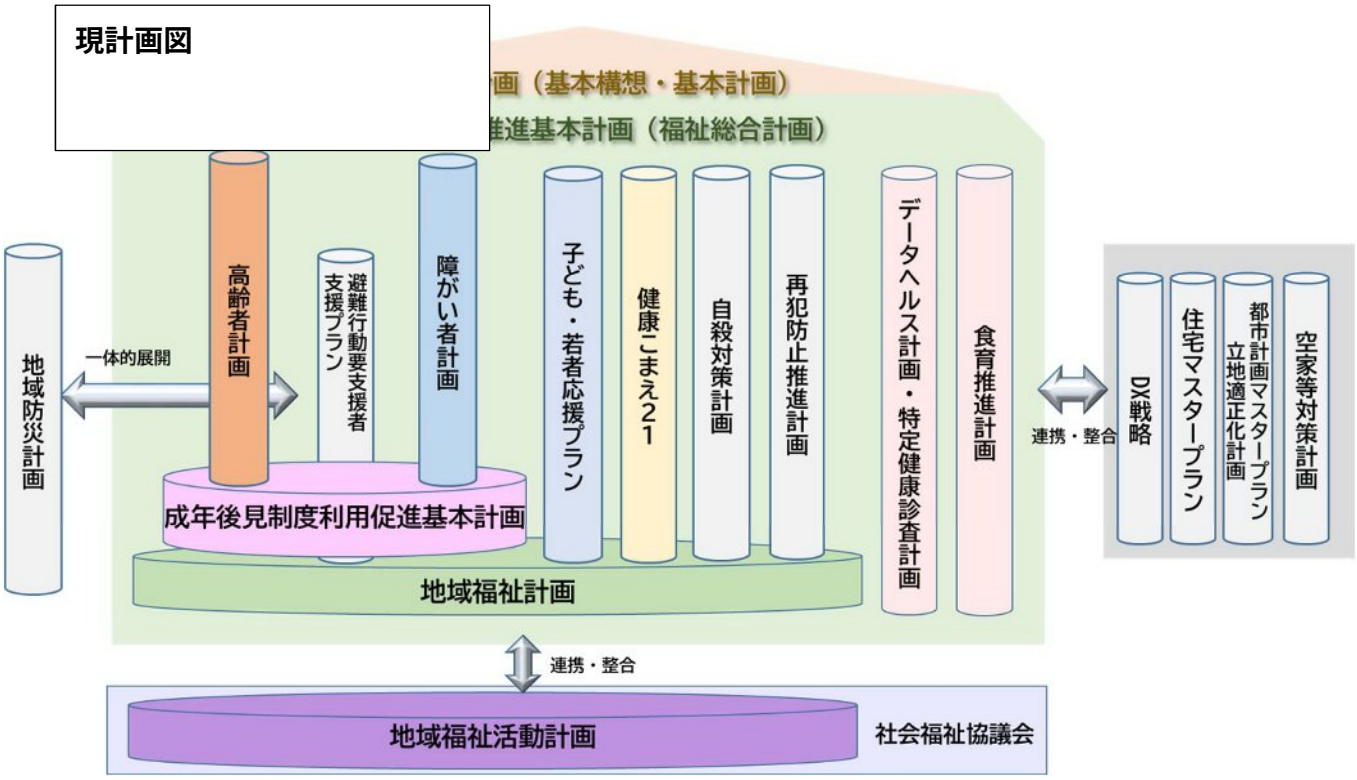

※地域福祉計画…狛江市第５次地域福祉計画

※成年後見制度利用促進基本計画…狛江市第１期成年後見制度利用促進基本計画

※高齢者計画…狛江市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

※障がい者計画…狛江市障がい者計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

※子ども・若者応援プラン…第３期こまえ子ども・若者応援プラン

※ウェルこまヘルスプラン（健康こまえ 21 第３次・いのち支える狛江市自殺対策計画第２次・狛江市食育推進計画第３次）

※再犯防止推進計画…狛江市第１次再犯防止推進計画

※避難行動要支援者支援等プラン…狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和３修正）

※データヘルス計画・特定健康診査計画…第３期狛江市国民健康保険データヘルス計画・第４期狛江市特定健康診査等実施計画

※DX 戦略…狛江市 DX 戦略

※都市計画マスタープラン・立地適正化計画…狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画

※空家等対策計画…狛江市空家等対策計画（改定版）

※地域活動計画…第４次地域活動計画

（１）狛江市総合基本計画（基本構想・基本計画）との関係

地域共生社会推進基本計画を狛江市総合基本計画（基本構想・基本計画）の下位計画として位置付けます。

（２）福祉総合計画と地域共生社会推進基本計画との関係

地域共生社会推進基本計画を条例第５条第１項の規定による「福祉総合計画」として位置付けます。

（３）地域共生社会推進基本計画の構成計画

地域共生社会推進基本計画を構成する関連計画（以下「構成計画」といいます。）は下表のとおりです。

本計画書では下表の「本計画書」の欄で●印が記載された構成計画を対象とします。

構成計画		本計画書	法令の根拠	例規の根拠
1	狛江市第５次地域福祉計画（以下「地域福祉計画」といいます。）	●	市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号（以下「法」といいます。）第 107 条第１項）	地域福祉の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第２項第１号）
2	狛江市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（以下「高齢者計画」といいます。）	●	市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８第１項） 市町村介護保険事業計画（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項）	高齢者福祉の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第２項第２号）
3	狛江市障がい者計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（以下「障がい者計画」といいます。）	●	市町村障害者計画（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項） 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第３条） 市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第 88 条第１項） 市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第１項）	障がい者福祉の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第２項第３号）

構成計画		本計画書	法令の根拠	例規の根拠
4	第３期こまえ子ども・若者応援プラン		こども計画（こども基本法（令和４年法律第 77 号）第 10 条） 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号）第８条） 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第９条第２項） こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号）第 10 条第２項） ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 12 条）	児童福祉の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第２項第３号）
5	健康こまえ 21(第３次)		市町村健康増進計画（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）第３の１）	健康の増進の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第２項第５号）
6	第３期狛江市国民健康保険データヘルス計画 第４期狛江市特定健康診査等実施計画		・保健事業の実施計画(データヘルス計画)（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号） ・特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号)第 19 条第１項）	
7	狛江市食育推進計画（第３次）		市町村食育推進計画（食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第１項）	

構成計画		本計画書	法令の根拠	例規の根拠
8	いのち支える狛江市自殺対策計画（第２次）		市町村自殺対策計画（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第２項）	その他地域共生社会の推進に関する事項を定める計画（条例第５条第１項第６号）
9	狛江市第１期成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」といいます。）	●	市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）第 14 条第１項）	
10	狛江市第１次再犯防止推進計画		地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第８条第１項）	
11	狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和８年修正）		市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第１項）の下位計画	

（４）本計画書で対象とする構成計画について

■地域福祉計画

法第 107 条第１項各号及び条例第５条第３項各号に規定する事項を定める計画であり、法第 107 条第１項第１号及び条例第５条第３項第１号の規定により「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めることから、構成計画（特定健康診査計画・データヘルス計画及び食育推進計画を除く）の最上位計画として位置付け策定します。

■成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度利用促進法第 12 条第２項各号に規定する事項を定める計画であり、成年後見制度の適切な利用を支援する仕組み等の整備に関する事項のみならず、高齢者及び障がい者に対する虐待への統一的な対応判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方等、各福祉分野を横断する事項について定め、民法（令和８年法律第 45 号）、社会福祉法（令和８年法律第 51 号）の改正を踏まえた計画として策定します。

■高齢者計画

高齢者保健福祉計画と第 10 期介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

■障がい者計画

障がい者計画、第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画が相互に連携することにより、総合的な障がい者（児）福祉施策の展開が期待されることから、３計画を一体的に策定します。

■地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画との関係

法第 107 条第１項第５号及び条例第５条第３項第５号の規定による「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」とは、法第 106 条の３第１項の規定により、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた同条同項各号に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することをいいます。したがって、狛江市第２次重層的支援体制整備事業実施計画を地域福祉計画の下位計画として位置付けます。なお、狛江市第２次重層的支援体制整備事業実施計画は、後述する狛江市地域共生社会推進基本計画実施計画の中で一体的に策定します。

4　計画の全体像・計画で記載する事項

（1）計画の全体像

地域共生社会推進基本計画の全体像は、下図のとおりです。

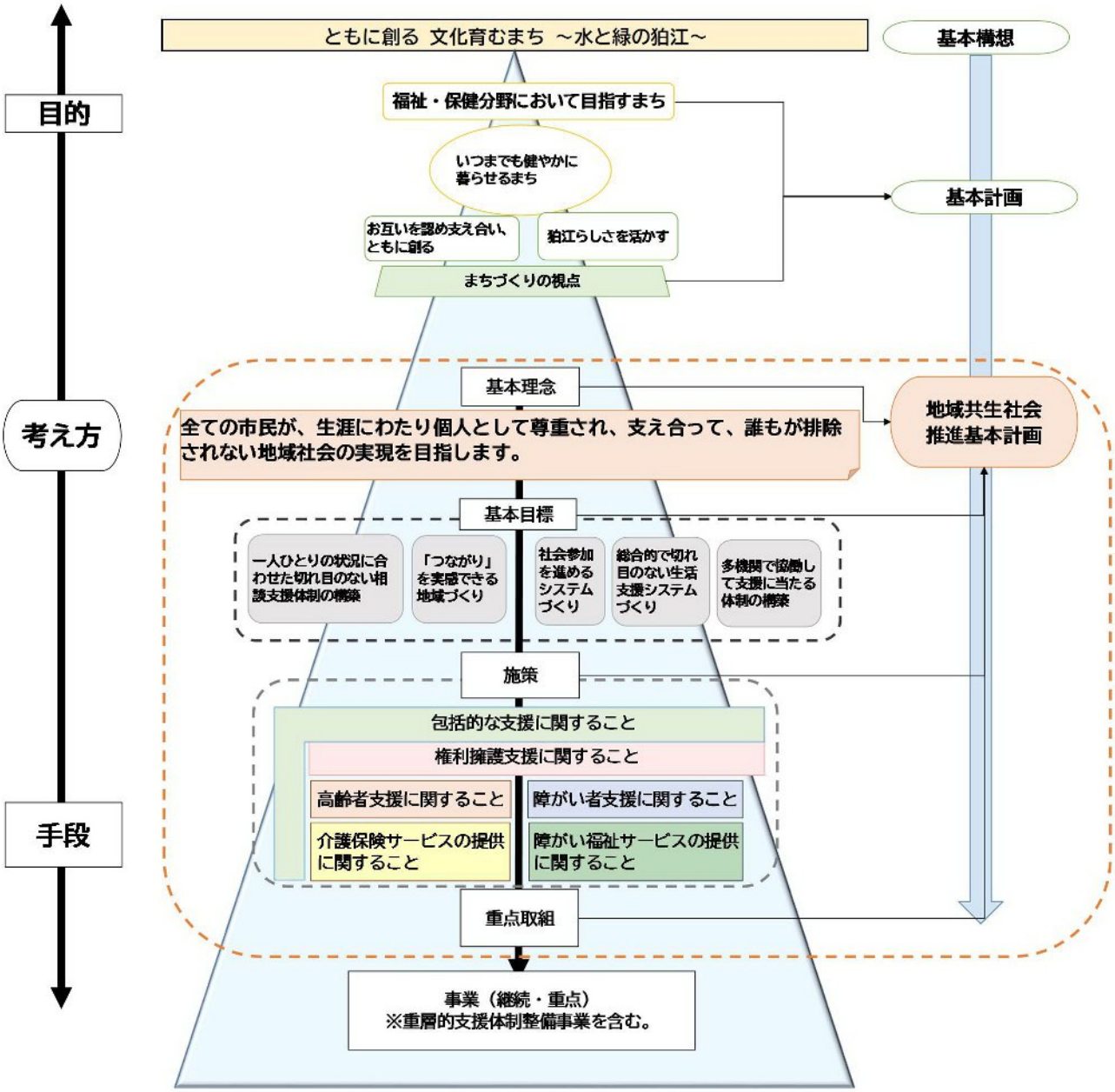

（２）計画で記載する事項

地域共生社会推進基本計画で記載する主たる事項は、基本理念（第２章)、基本目標（第３章）施策（第４章）及び重点取組（第４章）です。

なお、事業については、この計画に基づき狛江市第１次地域共生社会推進基本計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）を策定し、重点取組ごとに事業計画を策定するとともに、事業に関する進捗管理を行います。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」のもと、福祉のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。構成計画で共通の基本理念を定めます。
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、地域共生社会推進基本計画期間内において達成すべき「目的」を示すものです。構成計画（３（３）の表で●印が記載された構成計画に限ります。）で共通の基本目標を定めます。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点取組	施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。
事業	重点取組を実現するための「手段」であり、行政活動の最小単位です。実施するために財源が必要となる事業については、予算による裏付けが必要です。

第３節　計画の期間

地域共生社会推進基本計画の計画期間は、令和６(2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間とします。構成計画のうち高齢者計画の「介護保険事業計画」部分及び障がい者計画の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」部分については法令の定めに従い令和９(2027)年度から令和 11(2029）年度までの３年間とします。

計画の期間

<table>
<tr><th></th><th>令和３
(2021)
年度</th><th>令和４
(2022)
年度</th><th>令和５
(2023)
年度</th><th>令和６
(2024)
年度</th><th>令和７
(2025)
年度</th><th>令和８
(2026)
年度</th><th>令和９
(2027)
年度</th><th>令和 10
(2028)
年度</th><th>令和 11
(2029)
年度</th></tr>
<tr><td>狛江市基本構想</td><td colspan="9">第４次（令和２(2020 年度～）</td></tr>
<tr><td>狛江市基本計画</td><td colspan="5">前期（令和２(2020)年度～）</td><td colspan="4">後期</td></tr>
<tr><td>地域共生社会推進基本計画</td><td colspan="3"></td><td colspan="6">第１次</td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td colspan="3">第４次(平成 30(2018)年度～)</td><td colspan="6">第５次</td></tr>
<tr><td rowspan="2">成年後見制度利用促進
基本計画</td><td colspan="5">調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市
成年後見制度利用促進基本計画</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="6">第１期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高齢者計画</td><td colspan="3" rowspan="2">高齢者保健福祉計画・
第８期介護保険事業計画</td><td colspan="6">高齢者保健福祉計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">第９期介護保険事業計画</td><td colspan="3">第 10 期介護保険事業計画</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障がい者計画</td><td colspan="3" rowspan="2">障がい者計画・
第６期障がい福祉計画・
第２期障がい児福祉計画</td><td colspan="6">障がい者計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">第７期障がい福祉計画・
第３期障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第８期障がい福祉計画・
第４期障がい児福祉計画</td></tr>
<tr><td>子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
子ども・若者計画</td><td colspan="5">第２期こまえ子ども・若者応援プラン
令和２（2020）年度～</td><td colspan="4">第３期こまえ子ども・若者応援プラン</td></tr>
<tr><td>健康増進計画</td><td colspan="5">健康こまえ 21（第２次）
平成 27（2015）年度～</td><td colspan="4" rowspan="2">健康こまえ 21（第３次）</td></tr>
<tr><td>市町村自殺対策計画</td><td colspan="5">いのち支える狛江市自殺対策計画
平成 31・令和元（2019）年度～</td></tr>
<tr><td>地方再犯防止推進計画</td><td colspan="4"></td><td colspan="5">狛江市第１次再犯防止推進計画</td></tr>
<tr><td>国民健康保険法に基づく保険
事業の実施等に関する指針</td><td colspan="4">第２期狛江市国民健康保険
データヘルス計画
令和２（2020）年度～</td><td colspan="5" rowspan="2">第３期狛江市国民健康保険データヘルス計画・
第４期狛江市特定健康診査等実施計画</td></tr>
<tr><td>特定健康診査等実施計画</td><td colspan="4">第３期狛江市特定健康診査
等実施計画
平成 30（2018）年度～</td></tr>
<tr><td>市町村食育推進計画</td><td colspan="5">狛江市食育推進計画（第２次）
平成 29（2017）年度～</td><td colspan="4">健康こまえ 21（第３次）</td></tr>
</table>

第４節　計画策定時の策定体制

１　市民意識調査等の実施

市内に在住する満 16 歳以上の市民、市内小・中学校（小学校４年生から中学校３年生まで）の児童・生徒、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉に対する意識や意見を把握するために狛江市地域福祉計画等の策定に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）を以下のとおり実施しました。

◆市民意識調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満 16 歳以上の市民	72,535 名	該当者全員	・狛江市 LINE アカウントによるプッシュ通知、HP、市公式 X（旧 twitter）等で周知 ・回答はオンライン	令和５（2023）年１月 13 日～１月 31 日
子ども市民調査	市立小・中学校に通う小学校４年生から中学校３年生までの児童・生徒	3,230 名	該当者全員	・各学校で実施 ・回答はオンライン	令和５（2023）年１月 10 日～１月 31 日
日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の市民（介護保険要介護認定者を除く。）	450 名	住民基本台帳から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	令和５（2023）年１月 18 日～２月７日（２月 14 日市到着分まで有効）
	65 歳以上の総合事業対象者	88 名	該当者全員		
	65 歳以上の要支援者	362 名	該当者から無作為抽出		
在宅介護実態調査	要介護１以上の居宅で暮らしている方及びその介護者	600 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法 ・ケアマネジャーによる聞き取り調査	
障がい者等調査	障がい・難病等のある 18 歳以上の方	700 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	
障がい児等調査	周囲の理解と支援の必要な方及び障がい等のある 18 歳未満の方	290 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	

◆回答結果

調査名	回答者	回収率	回答者年齢構成等						【参考】前回調査（回収率）
市民一般調査	1,278 名	1.80%	10 歳代	0.2%	40 歳代	22.9%	70 歳代	10.5%	498 件に対して 240 件回答（48.2%）
			20 歳代	4.6%	50 歳代	22.6%	80 歳以上	2.4%	
			30 歳代	17.2%	60 歳代	19.5%	無回答	0.2%	
子ども市民調査	2,389 名	62.4%	小学校			中学校			499 件に対して 215 件回答（43.1%）
			4 年生		18.0%	1 年生		14.0%	
			5 年生		18.0%	2 年生		15.0%	
			6 年生		16.0%	3 年生		15.0%	
			未回答		2.0%	未回答		2.0%	
日常生活圏域ニーズ調査	562 名	62.40%	～69 歳	9.2%	～84 歳	23.5%	無回答	3.8%	900 件に対して 608 件回答（67.6%）
			～74 歳	16.5%	～89 歳	19.4%	-	-	
			～79 歳	18.1%	90 歳～	9.5%	-	-	
在宅介護実態調査	213 名	35.50%	20 歳代	1.1%	50 歳代	18.0%	80 歳以上	24.2%	599 件に対して 318 件回答（53.1%）
			30 歳代	2.2%	60 歳代	28.1%	わからない	0.6%	
			40 歳代	6.7%	70 歳代	17.4%	無回答	1.7%	
障がい者等調査	276 名	39.40%	10 歳代	2.2%	40 歳代	19.6%	70 歳以上	4.3%	724 件に対して 364 件回答（50.3%）
			20 歳代	14.9%	50 歳代	27.5%	80 歳以上	0.4%	
			30 歳代	17.0%	60 歳代	13.4%	無回答	0.7%	
障がい児等調査	117 名	40.30%	～2 歳	5.1%	～11 歳	51.3%	～17 歳	5.1%	244 件に対して 129 件回答（52.9%）
			～5 歳	29.9%	～14 歳	6.8%	無回答	1.7%	

併せて、障がい福祉サービスの指定事業所へのアンケート調査（以下「障がい福祉事業所調査」といいます。）、当事者団体へのアンケート調査（以下「障がい者当事者団体調査」といいます。）、成年後見人等へのアンケート調査（以下「成年後見人等調査」といいます。）を実施しました。

◆事業所等調査の概要

調査名	対象者	対象人数	回答数	サンプリング	実施手法	実施時期
障がい福祉事業所調査	市内に所在する障害福祉サービスの指定事業所	37 事業所	16 事業所	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和５（2023）年８月９日～８月 23 日
障がい者当事者団体調査	市内に所在する障がい者支援団体	４団体	３団体	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和５（2023）年８月９日～８月 23 日
成年後見人等調査	狛江市に居住されている成年被後見人※等の後見等事務を受託されている方	―	45 件	該当者所属団体等	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和５（2023）年 ①１月 13 日～２月 20 日 ②５月８日～６月 11 日

※住所地特例の成年被後見人等の後見等事務を受任されている方を含む。

２　住民懇談会並びに成城大学及び東京慈恵会医科大学との協力によるアンケートの実施

（１）目的とねらい

市と狛江市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）の共催で住民懇談会（以下「懇談会」といいます。）を実施しました。懇談会では地域での課題、課題解決のためにできること・若者のボランティア参加について意見をいただきました。また、市で設定したテーマに関して懇談会を補完するために成城大学及び東京慈恵会医科大学（以下「近隣大学」といいます。）の協力のもとアンケート（以下「近隣大学へのアンケート調査」といいます。）を実施し、若者のボランティア参加について意見をいただきました。

（２）概要

ア　懇談会

【対象者】　狛江市に在住、在勤、通学している小学生以上の方（事前申込制、当日参加も受け入れ）

【テーマ】　◆普段の生活の中でちょっとできることを考える（社協）

◆若者のボランティアへの参加をどう促すかを考える（市）

イ　近隣大学へのアンケート調査

【対象者】　近隣大学関係者

【テーマ】　ボランティア活動に関するアンケートについて

（３）開催日時及び実施手法

ア　懇談会

市内公共施設へのチラシの配布、社協ホームページや SNS への掲載及び福祉のまちづくり委員会委員への通知により周知をし、社協ホームページ内のフォームメーラー又は電話による事前申込み方式で参加者を募集しました。

日程	会場	参加者数	グループ数
令和５（2023）年 10 月 21 日（土） 18 時 30 分から 20 時まで	中央公民館 視聴覚室	12	2
令和５（2023）年 10 月 22 日（日） 10 時 30 分から正午まで	中央公民館 第４会議室	9	2
計		21	4

１グループ４～６人で１グループを作り、ワークショップ形式で実施しました。

懇談会の実施前に狛江市の福祉課題やその解決のために活用できるものを参加者間で共有するため「福祉 SOS（「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」）ゲーム」を開催し、様々な困りごとを抱える世帯のケースカードを見て、どうすれば困りごとを解決できるか社会資源が記載されたマップを見て考えるゲームを実施後に、テーマに基づきブレインストーミングによりまとめ、最後にグループごとに話し合いの結果を発表いただきました。

イ　近隣大学へのアンケート調査

回答数	回答者年齢構成	実施手法	実施時期
19 件	10 歳代　７名、20 歳代　10 名、 30 歳代　０名、40 歳代　２名	大学のポータルサイトへの掲載、回答はオンライン	令和５（2023）年 10 月 11 日～10 月 20 日

３　市民説明会・パブリックコメントの実施

（１）市民説明会

ア　目的

地域共生社会推進基本計画について、市民に理解をいただくとともに、計画に対する意見をいただき、計画策定に活かすため、実施しました。

イ　概要

（ア）開催日時・場所・参加者数

日時	場所	参加者
令和６年１月 14 日（日）午後２時から	狛江市役所特別会議室	９人
令和６年１月 15 日（月）午後６時から	狛江市防災センター３階会議室	８人

（イ）出された意見

番号	意見	回答
１	地域共生社会を目指すということで、ボランティアによる支え合いが大切であることを理解している。しかし、現状ではボランティア募集等に関する情報に接しづらい人が多い状況と感じています。狛江市では、例えばボランティアに関する情報をどのように伝えていくことを考えているのか。	計画の策定に当たり実施しました市民意識調査においてボランティアに対する意識が一番高い世代が 20 代であったこと、近隣大学の学生に行ったアンケート調査の意見の中に１人で活動を行うことへの不安があること、友人と一緒に参加できること、長期休暇から活動を始められること、１日体験などの御意見がありました。これらの御意見を踏まえて、施策２-３において「地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進」するための取組の１つとしてホームページや SNS で情報を発信するだけでなく、「近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討」を行います。

番号	意見	回答
2	地域共生社会の３つの「超える」視点として、制度・分野ごとの「縦割り」を超えることが示されましたが、国が子ども家庭庁を作ったように、子育て世帯が抱える課題に対しての支援として、市の中ではどのような取組を考えられているのでしょうか。また、計画のどこに記載があるのでしょうか。	令和４年度から、地域共生社会を実現するために、狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、今年度から複雑化・複合化した課題を抱える世帯に向けた支援プランを作成するために、重層的支援会議・支援会議を開催しています。複雑化・複合化した課題の中で、仮に不登校の児童等がいる場合には、福祉保健部だけではなく、子ども家庭支援センター、学校のスクールソーシャルワーカーと共に支援を行っていきます。施策４-２「ケアラーを支援する体制整備を推進します。」等が該当施策の１つとなります。
3	コミュニティースクールや福祉のまちづくり委員会等、地域づくりに関わる団体が複数あるので整理が必要ではないか。	地域づくりに当たり多様なプラットフォームが構築され、連携することで出会いの重層化を図ることができるものと考えます。
4	基幹相談支援センターを設置するとあるが、これから設置されるものなのか、またどのような機能を持ったものなのか伺いたい。	令和６年中に開設予定であり、主な機能は、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化と取組及び権利擁護・虐待防止に関することとしています。
5	施策３-５において「障がい者の情報保障を推進します。」となっているが、あいとぴあセンターのヒアリングループの修理が進まない。また、中央公民館の改修に当たり、携帯式のものではなく、設置や持ち込みが大変であるため、固定式のヒアリングループを設置してもらいたい。 また、今年度に導入した軟骨伝導イヤホン等、新たな機器の導入にあたっては利用者の意見も聞いて欲しい。	あいとぴあセンターのヒアリングループの故障については、高額な修繕となるため令和６度予算での対応に向け調整を進めています。なお、中央公民館の改修に伴う固定式ヒアリングループ導入の御要望については、担当部署に共有いたします。 また、新しい機器の導入に係る御意見につきましては、御意見として承ります。
6	既存の福祉サービスについて計画内に記載はないのか。既存の福祉サービスで知られていないものがあることから、サービスの周知について検討していただきたい。	既存の福祉サービスの周知については、基本計画の施策として記載いたしません。事業の実施に当たり、複数の媒体を活用して周知するとともに、アウトリーチによる相談支援の機会に周知をするなど周知方法を工夫してまいります。

番号	意見	回答
7	地域で支援をしていくことを考えると公民館の果たす役割が大きいのではないかと思います。社会教育部門との連携などは考えられているのか。	複雑化・複合化した課題が増えており、分野を超えた連携が必要となっています。このことから、市では令和４年度から重層的支援体制整備事業を実施しております。当該事業によって福祉と各部門の連携を図ります。
8	各種相談窓口について分からないものが多いので、どこに相談したら良いか分かりやすくして欲しい。	案件によって異なりますが、市に相談いただくか、高齢者に関することであれば、地域包括支援センターに、介護保険の利用であれば介護支援専門員に御相談ください。

（２）パブリックコメント

ア　募集方法

（ア）広報こまえ（令和６（2024）年１月１日号）への掲載

（イ）狛江市ホームページへの掲載

（ウ）福祉政策課窓口での閲覧

イ　提出方法

（ア）福祉政策課への書面による提出

（イ）郵便による送付

（ウ）ファクシミリによる送信

（エ）電子メール、Logo フォームによる送信

ウ　実施期間

令和６（2024）年１月４日（木）から２月２日（金）まで

エ　対象者

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

オ　提出数

提出者数　　３人

意見等件数　５件

カ　提出された意見

番号	意見	回答
1	視覚・聴覚・身体障がいの当事者を講師に招き、福祉担当課のみならず、全ての市役所職員の方に実技演習研修を受けていただきたい。	施策２-７の「障がい者理解を推進します。」の取組の１つとして「当事者が講師等となる理解啓発活動の実施」を重点取組としています。
2	民生委員や町会理事をしていて心を痛める事例があります。市民が計画のようにそれに向かって思いを１つにまとまれば良いと願います。	市民が地域共生社会の実現に向けて思いを１つにして頂けるよう、基本目標２に掲げる「つながり」を実感できる地域づくりを進めます。

番号	意見	回答
3	資料編の調査から見える現状の課題は大切で、これらの具体的な解決策をフォーマル、インフォーマルに講じて計画化して欲しい。資料として掲載されたことは評価できる。例えば、調査から高齢者も障がい者も訪問介護のニーズが高いと理解したら、給付や人材確保、地域密着の小規模事業者などの支援などを保険事業だけでなく、市財源も投入して確保していく政策的なものがあってもよいのではないか。	全ての市民が地域で豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題を把握し、支援関係機関との連携によりフォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築します。
4	重層的支援、共生社会推進は重要だと思うが、地域での具体的な進め方が今１つ市民に伝わりにくい。工夫をお願いしたい。例えば、社会資源や専門家などと市民の連携協働には情報の共有が不可欠だ。推進体制もより具体的に見えるように記述したらいかがか。	重層的支援体制整備事業に関する図につきまして、市民に伝わりやすい記述になるよう記載を工夫します。
5	ヤングケアラー支援も相談窓口はハードルが高いことや、自覚していない当事者が多い。同世代のピアが話を聞いてくれたり、ロールモデルの情報にふれられたりすることなどが、まず必要なのではないか。そういう施策を計画に落とし込んでいただけたらと思う。	施策４-２の「ケアラーを支援する体制整備を推進します。」の取組の１つとして「ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知」を重点取組としております。ケアラーに関する情報提供の中で頂きました御意見を踏まえてロールモデルの情報提供を検討します。 また、「ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保」を重点取組としておりますので、場の確保を検討する中で同世代のピア（当事者同士）が話を聞く機会の確保などについても検討します。

４　附属機関等における調査・審議

条例第 32 条の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会（以下「市民福祉推進委員会」といいます。）を中心に計画に係る調査・審議を行いました。

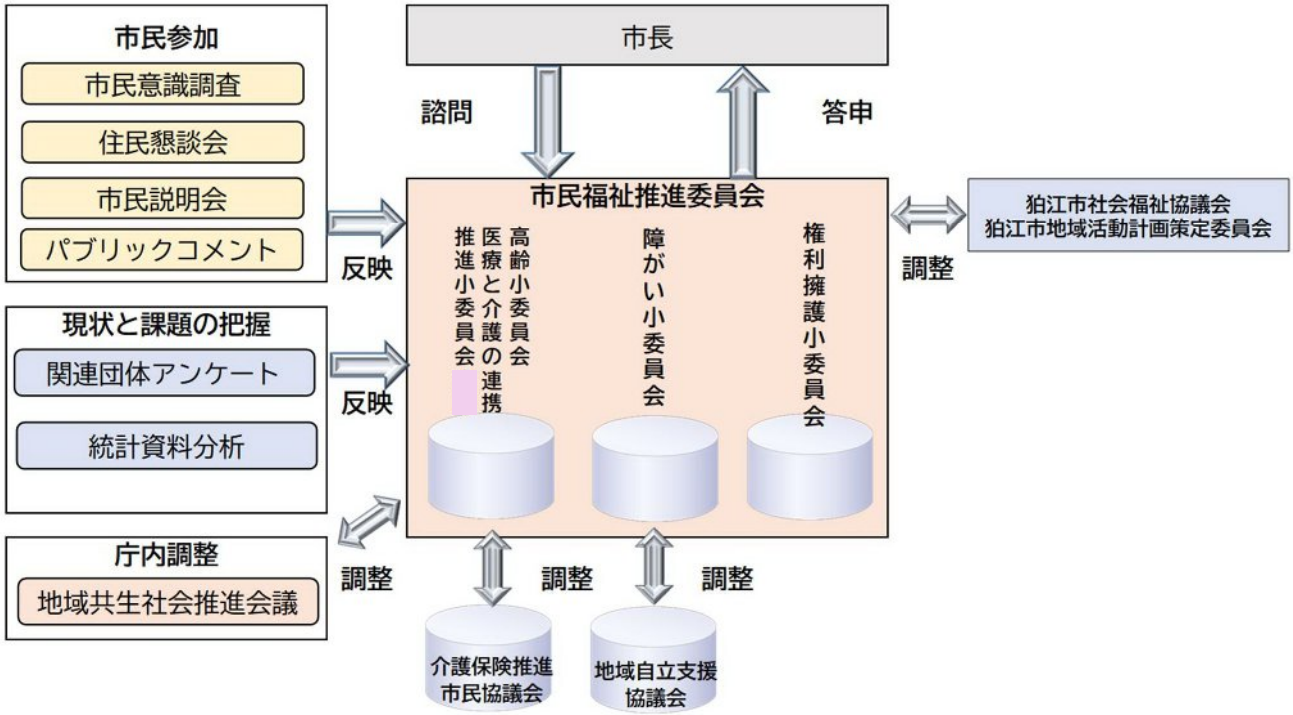

第５節　計画の中間見直し策定体制

１　市民意識調査等の実施

市内に在住する満16歳以上の市民、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉に対する意識や意見を把握するために狛江市の福祉に関する調査を以下のとおり実施しました。

◆市民意識調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満 16 歳以上の市民	72,255 名	該当者全員	・狛江市 LINE アカウントによるプッシュ通知、HP、市公式 X（旧 twitter）等で周知 ・回答はオンライン	令和７（2025）年 12 月１日 ～ 令和８（2026）年１月５日
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の市民（介護保険要介護認定者を除く。）	900 名	住民基本台帳から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	令和７（2025）年 12 月１日 ～ 12 月 22 日（令和８（2026）年１月８日到着分まで有効）
在宅介護実態調査	要介護１以上の居宅で暮らしている方及びその介護者	600 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法 ・ケアマネジャーによる聞き取り調査	
障がい者等調査	障がい・難病等のある 18 歳以上の方	700 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	
障がい児等調査	周囲の理解と支援の必要な方及び障がい等のある 18 歳未満の方	300 名	該当者から無作為抽出	・アンケート調査 ・郵送法	

◆回答結果

調査名	回答者	回収率	対象者年齢構成等						【参考】前回調査（回収率）
市民一般調査	1,557 名	2.2%	10 歳代	0.0%	40 歳代	15.5%	70 歳代	18.4%	72,535 件に対して 1,278 件回答（1.8%）
			20 歳代	3.0%	50 歳代	22.5%	80 歳以上	4.6%	
			30 歳代	9.8%	60 歳代	25.9%	無回答	0.3%	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	646 名	71.8%	～69 歳	15.0%	～84 歳	21.1%	無回答	3.3%	900 件に対して 562 件回答（62.4%）
			～74 歳	16.4%	～89 歳	8.8%	-	-	
			～79 歳	30.8%	90 歳～	4.6%	-	-	
在宅介護実態調査	410 名	68.3%	～69 歳	4.6%	～84 歳	18.0%	無回答	0.0%	600 件に対して 213 件回答（35.5%）
			～74 歳	5.9%	～89 歳	26.3%	-	-	
			～79 歳	12.9%	90 歳～	32.2%	-	-	
障がい者等調査	338 名	48.3%	10 歳代	0.3%	40 歳代	13.3%	70 歳以上	10.7%	700 件に対して 276 件回答（39.4%）
			20 歳代	10.7%	50 歳代	24.6%	80 歳以上	10.9%	
			30 歳代	13.6%	60 歳代	14.5%	無回答	1.5%	
障がい児等調査	142 名	47.3%	～２歳	0.7%	～11 歳	64.8%	～17 歳	2.8%	290 件に対して 117 件回答（40.3%）
			～５歳	15.5%	～14 歳	15.5%	無回答	0.7%	

併せて、障がい福祉サービスの指定事業所へのアンケート調査（以下「障がい福祉事業所調査」といいます。）、当事者団体へのアンケート調査（以下「障がい者当事者団体調査」といいます。）、を実施しました。

◆事業所等調査の概要

調査名	対象者	対象人数	回答数	サンプリング	実施手法	実施時期
障がい福祉事業所調査	市内に所在する障害福祉サービスの指定事業所	37 事業所	15 事業所	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和８（2026）年３月９日～３月 27 日
障がい者当事者団体調査	市内に所在する障がい者支援団体	４団体	２団体	該当者全員	・メールによる市から調査を依頼 ・回答はオンライン	令和８（2026）年３月９日～３月 27 日

2　市民説明会・パブリックコメントの実施

（1）市民説明会

◆開催日時・場所・参加者数

日時	場所	参加者

◆出された意見

番号	意見	回答

（2）パブリックコメント

３　附属機関等における調査・審議

条例第 32 条の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会（以下「市民福祉推進委員会」といいます。）を中心に計画に係る調査・審議を行いました。

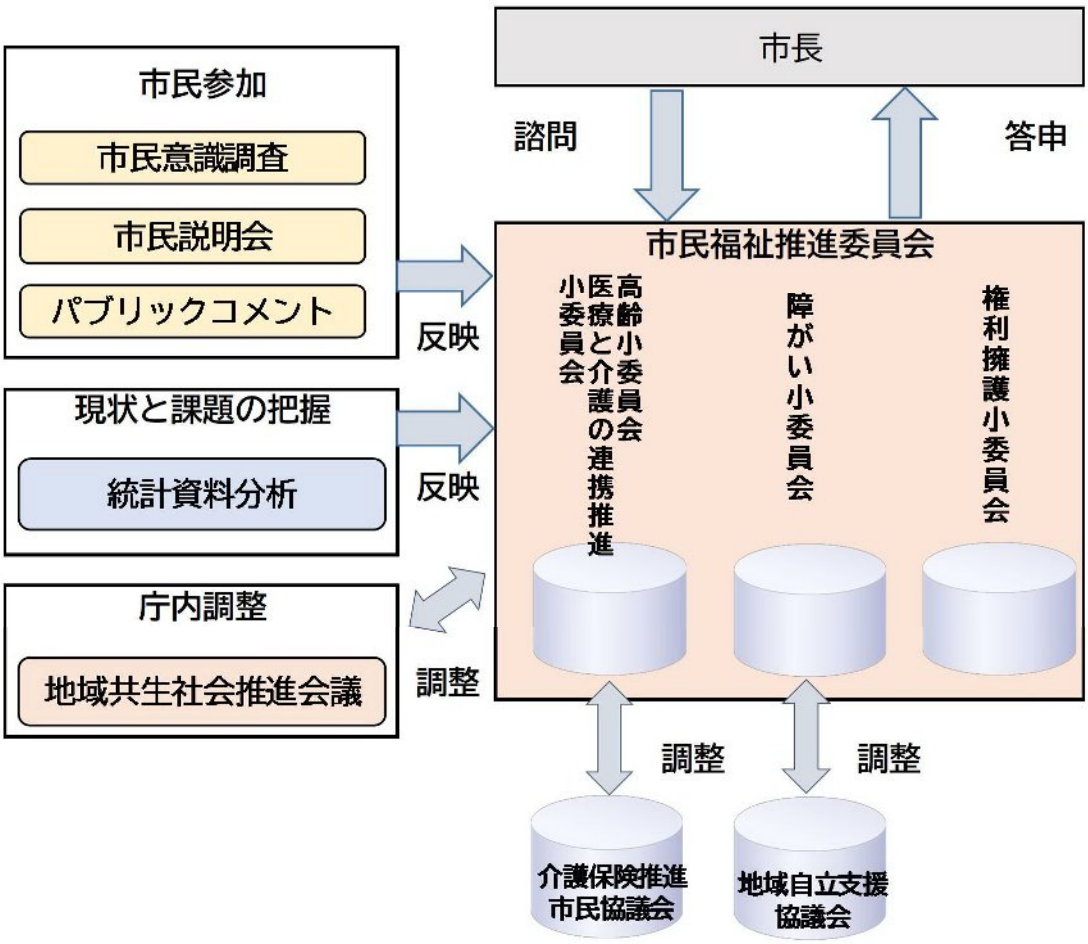

第２章　基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念とは、**「基本的価値観」**のもと、達成すべき**「目的」**を示すものです。

本計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この２つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

１　基本的価値観

（１）「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況に置かれたとしても、個人として尊重されることは、条例第３条第１項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、認知症施策、障がい者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

（２）「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

２　目的

本計画では、１で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民のであい、ふれあい、ささえあいを大切にし、ともに力を合わせ、お互いにやさしい、潤いと安らぎのある福祉のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

第３章　基本目標

基本目標とは、第２章で掲げた基本理念を実現するために第１章第３節で掲げた本計画の計画期間（令和６(2024）年度～令和 11(2029）年度）内で達成するべき目標を掲げたものです。

基本目標１	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標２	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標３	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標４	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標５	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながることが難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（Ｂ型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」といいます。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSW と連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

さらに、当事者が参加しやすくなる、自らの役割を見出すことのできる環境づくりを行います。環境づくりに当たっては障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が参加しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視していきます。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある市民が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」といいます。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」といいます。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成 26（2014）年度から市庁舎２階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和６（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

第４章　施策の総合的な展開

第１節　施策の体系

１　総合基本計画との関係

総合基本計画では、８つのまちの姿を定めており、保健・福祉分野別のまちの姿を以下のとおりとしています。

5　いつまでも健やかに暮らせるまち

住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。

そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指します。

また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいきます。

保健・福祉分野における「いつまでも健やかに暮らせるまち」を実現するため、地域共生社会推進基本計画で掲げる施策は、狛江市総合基本計画で示された施策及び方向性を具体化する施策となります。

２　基本目標を踏まえた施策の体系

５つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

施策体系の構築に当たっては、支援の内容に応じて施策を設定するとともに、施策ごとに構成計画（第１章第２節３（３）（〇～〇頁）表中で●印が記載された構成計画に限ります。）との関連を示します。

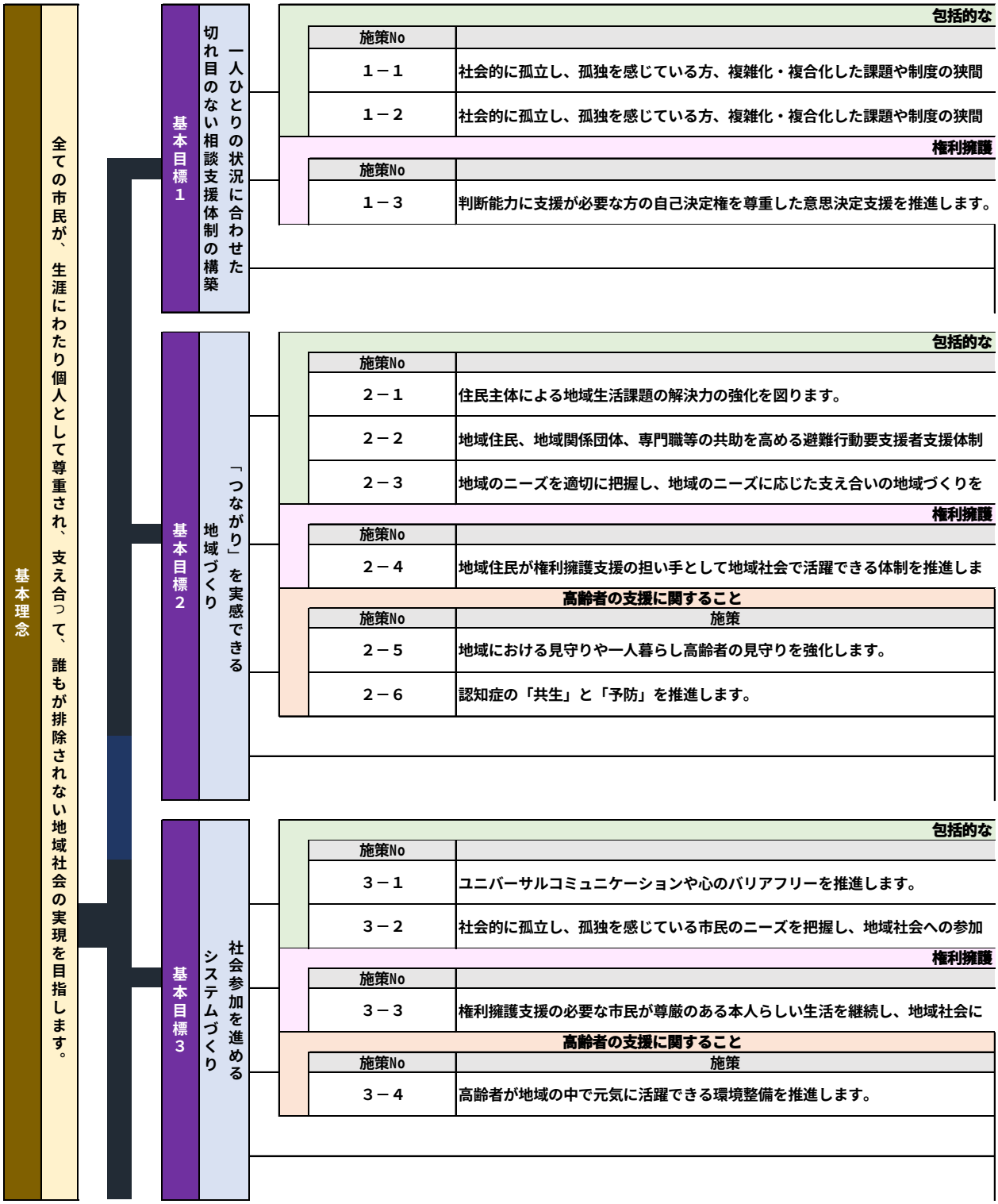

※地…地域福祉計画、後…成年後見制度利用促進基本計画、高…高齢者計画、
障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				
の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
		●			

障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障	
１－４	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
	●				
の充実を図ります。	●		●	●	
推進します。	●				

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
す。		●			

	構成計画				関連頁
	地	後	高	障	
			●		
			●		

障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障	
２－７	障がい者理解を推進します。				★	

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
	●			●	
に向けたつながりづくりを推進します。	●				

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	

	構成計画				関連頁
	地	後	高	障	
			●		

障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障	
３－５	障がい者の情報保障を推進します。				●	

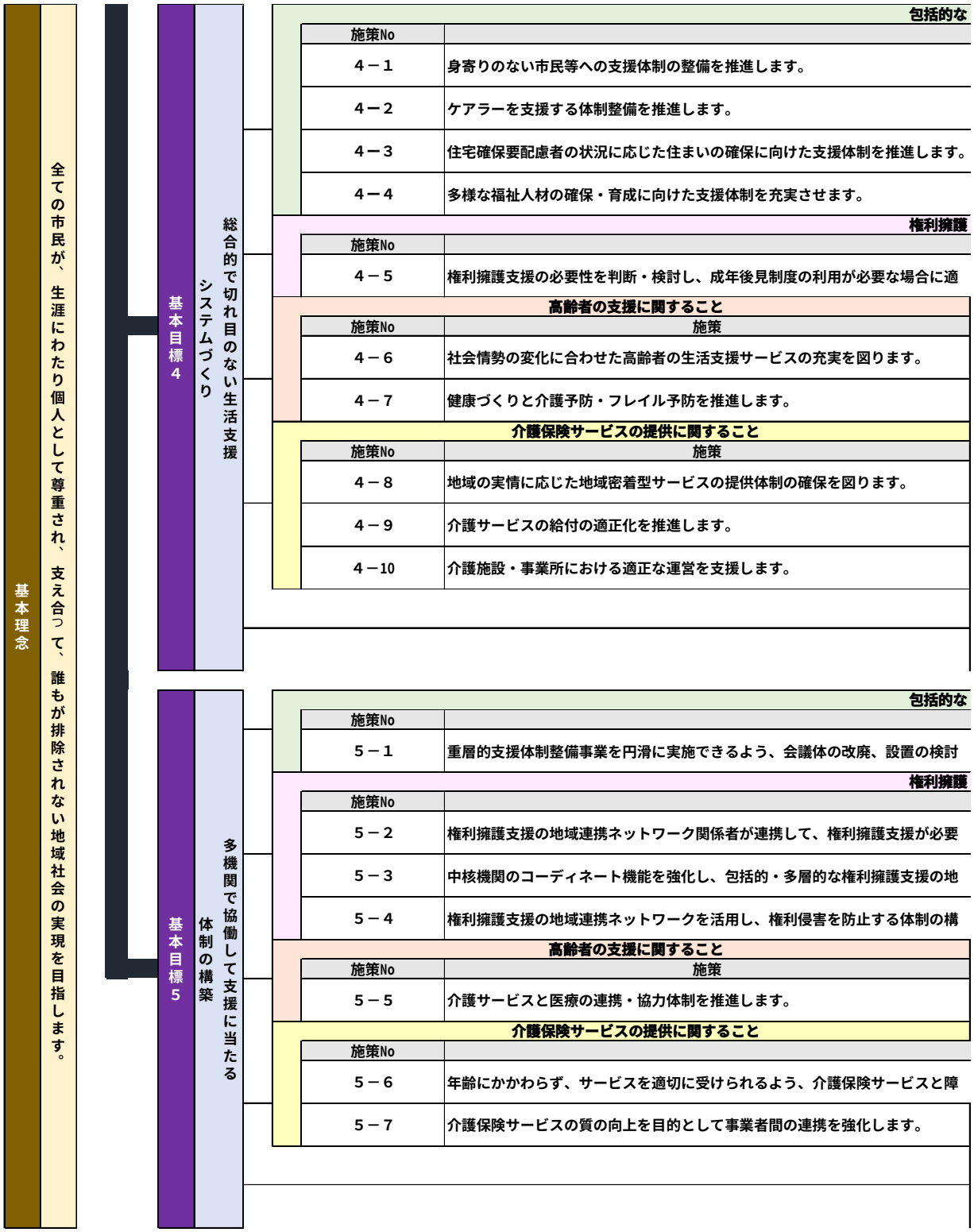
基本理念
全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。
基本目標４
総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
包括的な
施策No
４－１
身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。
４－２
ケアラーを支援する体制整備を推進します。
４－３
住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。
４－４
多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。
権利擁護
施策No
４－５
権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適
高齢者の支援に関すること
施策No
施策
４－６
社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。
４－７
健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。
介護保険サービスの提供に関すること
施策No
施策
４－８
地域の実情に応じた地域密着型サービスの提供体制の確保を図ります。
４－９
介護サービスの給付の適正化を推進します。
４－10
介護施設・事業所における適正な運営を支援します。
基本目標５
多機関で協働して支援に当たる体制の構築
包括的な
施策No
５－１
重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討
権利擁護
施策No
５－２
権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要
５－３
中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地
５－４
権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構
高齢者の支援に関すること
施策No
施策
５－５
介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。
介護保険サービスの提供に関すること
施策No
５－６
年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障
５－７
介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
	●				
	●		●	●	
	●		●	●	
	●		●	●	

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。		●			

	構成計画				関連頁
	地	後	高	障	
			●		
			●		

	構成計画				関連頁
	地	後	高	障	
			●		
			●		
			●		

障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障	
4－11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。				●	

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
を推進します。	●				

支援に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
な市民をチームで支援する体制整備を推進します。		●			
域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。		●			
築を推進します。		●	●	●	

	構成計画				関連頁
	地	後	高	障	
			●		

障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画				関連頁
施策	地	後	高	障	
がい者福祉サービスの連携を推進します。			●	●	

			●		

障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障	
5－8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。				●	

第２節　重点取組

１　重点取組とは

重点取組とは、施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。

２　重点取組設定の考え方

（１）次の４つの視点から重点取組を設定します。

No.	重点取組設定の視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその意思が重んじられ、その人らしい生活が保障されることが重要です。
②	予防と早期発見・早期支援	孤独・孤立、認知や身体機能の低下等は予防の視点が重要であるとともに、それぞれの生活課題が生じた場合においても、アウトリーチ支援、伴走型支援、デジタル技術を積極的に活用した支援等により、それぞれの生活課題を抱える市民と早期につながり、早期に支援することが重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	いわゆる「8050 世帯」に係る問題等、複雑化・複合化した生活課題や、地域から排除されやすい人たちへの対応等制度の狭間の地域住民の支援ニーズに対応するためには、地域での活動の担い手が、制度・分野の縦割りを超えて、従来の枠組みに囚われず、支援ニーズを有する市民を中心に置き、地域全体に開かれた形で連携する体制の整備が重要です。また、体制を整備するためには、担い手の育成・確保も重要です。
④	つながりの創出	社会福祉法人や協同組合、医療機関、企業・事業者、NPO やボランティア団体等多様な主体の参画のもと、市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて、地域社会の担い手として関わることのできる枠組み（プラットフォーム）や、新たな居場所づくりを進め、全ての市民が地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の地域の活動に参加し、つながる機会を創出することが重要です。

ただし、老人福祉法第20条の８第７項の規定により「市町村老人福祉計画は、市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない」とされていることから、介護保険サービスの提供に関する施策に係る取組については、これらの視点に該当しない取組についても重点取組として位置付けます。

（２）４つの視点は、以下の政策課題を踏まえて設定しました。

ア　孤独・孤立対策

全国的な少子化が深刻化する中、狛江市における合計特殊出生率は、近年ほぼ一貫して全国水準、都水準を下回って推移していることから、年少人口・生産年齢人口が減少し続ける一方、令和32（2050）年までは高齢者人口が増加することが推計されており、生産年齢人口の減少と超高齢社会に対処するべく重要な転換期を迎えています。さらに、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。「人間関係の貧困」ともいえる孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要です。また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」が生じることも分かっています。また、市民意識調査によれば、孤独・孤立の問題は、例えば、ひきこもり（ひきこもり状態にある方）、心身の障がい又は発達障がい等の障がい（精神障がい者）、非行・犯罪（非行少年・矯正施設から出所された方）、依存症（アルコール、薬物等）・しへき（ギャンブル、ゲーム等）の様々な生活課題との関連も明らかになっています。

そのため、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのように作るのかが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要です。

イ　全世代型社会保障への転換

人生100年時代及び生産年齢人口の減少社会を迎え、「地域を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払しょくし、「全世代で地域社会を支え、また、地域社会は全世代を支える」との考え方に転換し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、喜びや悲しみを分かち合い、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要となっています。

ウ　介護予防・認知症施策の推進

狛江市における高齢者の要介護認定率は、最近10年程ほぼ一貫して全国水準、都水準を上回って推移しており、全国的に医療・介護の給付費が顕著に増加する中、今後、75歳以上の後期高齢者数が一層増加することから、これまで以上に社会参加や介護予防に取り組む必要があります。

さらに、市内認知症高齢者数は4,010人と推計されており、平成31・令和元（2019）年末現在から約352人増加しています。認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。令和５（2023）年６月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号。以下「認知症基本法」といいます。）が公布され、令和６（2024）年１月１日に施行されました。認知症基本法により、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する必要があります。また、認知症の対応に当たっては、本人主体の医療・介護等の徹底とともに、発症予防の推進、早期診断・早期支援のための体制整備が重要です。

エ　障がい者施策の推進

障がい者施策を実施するに当たっては、障害者基本計画（第５次）に基づき、全ての障がい者が、障がい者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次の機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として実施する必要があります。

①地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会

②市内には重度の障がい者を受け入れることが可能な施設が不足していることから、障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会

③言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会及び情報の取得又は利用のための手段について選択する機会

オ　市民同士の新たなつながり・支え合い・助け合いの関係の構築

従来地域づくりの中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の加入率が減少し、高齢者の居場所となっていた老人クラブの会員数が減少しています。

狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）では、７割以上の市民が新型コロナウイルスの影響で、人と直接会ってコミュニケーションをとることが減っており、半数以上の市民が普段の近所付き合いは、会えば挨拶する程度又はほとんどないという現状です。

他方で、７割以上の市民が市民同士の支え合い、助け合いの関係が必要であり、２割以上の市民が自らお世話役として地域づくりに参加したいと考えています。また、半数近くの市民、特に20歳代の６割以上が地域活動・ボランティア活動等にできるだけ、又は機会があれば取り組みたいと考えています。このことから多くの市民が市民同士支え合うことは大切であり、自らも参加してみたいと思っているものの、市民同士がつながり、支え合い、助け合う枠組みが十分ではなく、参加し、活動する機会がないものと推測されます。市民同士がつながり、支え合い、助け合いの関係を構築するための新たな枠組み、場所、機会の創出が望まれています。

第３節　施策一覧

本節では、第１節の施策体系に従い、施策ごとに下表のとおり施策、視点、重点取組等を掲げることにより、施策の総合的な展開を推進します。

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
１-１	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	

視点（※）	重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進 ・相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築 ・情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討

※視点…第２節の重点取組設定の視点のことです。以下同じです。

施策 No.	施策	関連頁
１-２	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実 ・ピアサポーターを活かした支援の検討及び実施

施策 No.	施策	関連頁
1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援	・支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進及び定期的な状況報告による成年後見制度利用の見直しへの対応 ・権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討 ・狛江市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施

施策 No.	施策	関連頁
1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化 ・総合的・専門的な相談支援の実施

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

施策 No.	施策	関連頁
２-１	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施 ・福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進

施策 No.	施策	関連頁
２-２	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・市が主体となり、作成の優先度の高い避難行動要支援者から福祉・医療関係者と連携して個別避難計画の作成・更新の推進 ・統合型地理情報システム（GIS）（以下「統合型 GIS」といいます。）を活用した個別避難計画の作成・更新の推進 ・統合型 GIS を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進

施策 No.	施策	関連頁
２-３	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・集合住宅に建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援 ・地域福祉の担い手等 CSW とともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援 ・多様な居場所の設置・活動の支援 ・多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援 ・近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施

施策 No.	施策	関連頁
2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進 ・市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成 ・市民後見人の活躍支援

施策 No.	施策	関連頁
2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。	

視点	重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進 ・地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施

施策 No.	施策	関連頁
2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進 ・認知症に関する理解啓発活動の実施 ・認知症サポーター（キッズサポーター）の養成 ・チームオレンジの活動支援・新設 ・認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保・活用 ・認知症予防事業の拡充

施策 No.	施策	関連頁
2-7	障がい者理解を推進します。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・当事者が講師等となる理解啓発活動の実施 ・障がい者週間等における理解啓発活動の実施 ・障がい者福祉施設の自主製品の販売 ・合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

施策 No.	施策	関連頁
３-１	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進 ・「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進

施策 No.	施策	関連頁
３-２	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進

施策 No.	施策	関連頁
３-３	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ④つながりの創出	・権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進

施策 No.	施策	関連頁
３-４	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実 ・高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援 ・シルバー人材センターの運営支援

施策 No.	施策	関連頁
3-5	障がい者の情報保障を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化 ・視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援

基本目標４ 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策 No.	施策	関連頁
4-1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	

視点	重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ④つながりの創出	・居住支援協議会による相談支援機能の強化 ・身寄りのない市民等への支援体制の強化

施策 No.	施策	関連頁
4-2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知 ・重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備 ・ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保

施策 No.	施策	関連頁
4-3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	

視点	重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ④つながりの創出	・居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲） ・身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）

施策 No.	施策	関連頁
4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編 ・市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成（再掲） ・介護人材確保対策の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援	・支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築 ・専門職団体との連携の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・社会状況の変化に合わせた事業の再構築 ・個々のニーズに対応した切れ目のない生活支援体制整備 ・高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援

施策 No.	施策	関連頁
4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。	

視点	重点取組
②予防と早期発見・早期支援	・介護予防、フレイル予防の推進 ・アクティブシニア支援事業の検討及び実施 ・保健事業と介護予防の一体化事業の実施

施策 No.	施策	関連頁
４-８	地域の実情に応じた地域密着型サービスの提供体制の確保を図ります。	

視点	重点取組
ー	・地域密着型サービスの提供体制の確保 ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の広域利用によるサービス確保

施策 No.	施策	関連頁
４-９	介護サービスの給付の適正化を推進します。	

視点	重点取組
ー	・要介護認定の適正化と事務の効率化の推進 ・ケアプラン等の点検の実施 ・医療情報との突合・縦覧点検の実施

施策 No.	施策	関連頁
４-10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。	

視点	重点取組
ー	・介護施設・事業所の指導検査の実施 ・施設・事業所の感染症対策の推進 ・介護人材確保対策の推進（再掲）

施策 No.	施策	関連頁
４-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・地域生活支援拠点の設置 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・共同生活援助等の質の確保

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
５-１	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進 ・政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討

施策 No.	施策	関連頁
５-２	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援 ④つながりの創出	・中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築 ・中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
５-３	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援 ・包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進 ・複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進

施策 No.	施策	関連頁
５-４	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。	

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援	・権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進 ・地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進

施策 No.	施策	関連頁
5-5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・医療と介護の連携事業の継続実施

施策 No.	施策	関連頁
5-6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。	

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施 ・障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出

施策 No.	施策	関連頁
5-7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・各種連絡会の開催 ・介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有 ・国等の介護情報基盤整備に伴う対応 ・介護事故情報の共有

施策 No.	施策	関連頁
5-8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。	

視点	重点取組
④つながりの創出	・事業所間等の連携体制の整備 ・学校や医療との連携の推進 ・医療的ケア児の支援 ・障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）

第５章　福祉サービスの見込み

第１節　介護保険サービスの見込み

１　サービス見込みの考え方

（１）サービス見込みの考え方及び令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計

国が示す第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、今後、令和 22（2040）年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加することが見込まれ、介護保険サービスの需要が一層高まることが示されています。これを踏まえ、訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具、住宅改修、地域密着型サービス、介護保険施設サービス等の種類ごとに、令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計を行い、サービス基盤の整備を進めることが求められています。また、令和 22（2040）年度を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に向け、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保、生産性向上・経営改善支援等の取組を計画的に進めることが必要とされています。

一方、狛江市第１次地域共生社会推進基本計画では、高齢者人口及び高齢化率のピークを令和 32（2050）年と推計しており、地域特性として在宅生活者が継続的に増加し、訪問系サービスや通所系サービスといった在宅サービスの需要は国の想定より長期にわたり増加することが見込まれます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備が不可欠であり、地域支援事業の充実も求められます。

地域密着型サービスについては、国の指針において示された広域利用について、都道府県及び隣接自治体との連携や広域利用に関する事前同意等の調整を行うことも見込んだサービス活用推進も必要となります。

以上を踏まえ、令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計及び第 10 期狛江市介護保険事業計画におけるサービス量の見込みについては、介護人材の確保やサービスの質の確保・向上、ケアマネジメントの適正化（シャドーワークの解消を含む）等、地域の特性を踏まえた計画的なサービスの見込み量とし、併せて必要な基盤の整備を進めることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を構築することを目指します。

サービス見込みの考え方

本計画では、次の考え方により、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行いました。

１．被保険者数の推計

コーホート変化率法に基づく人口推計を実施し、令和９(2027)年度から令和 11(2029)年度までの被保険者数を推計する。なお、参考として令和 22(2040)年度及び令和 32(2050)年度の被保険者数も推計する。

※「コーホート」とは、同じ年に生まれた人々の集団のことを指します。
※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

２．要支援・要介護認定者数の推計

令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、１で推計した被保険者数を用いて令和９(2027)年度から令和 11(2029)年度まで、令和 22(2040)年度及び令和 32(2050)年度の要支援・要介護認定者数を推計する。（第２号被保険者含む。）

３．サービス別の量の見込み

令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの給付実績を分析・評価し、令和９(2027)年度から令和 11(2029)年度まで、令和 22(2040)年度及び令和 32(2050)年度の見込量を示す。

４．保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みをもとに、認知症の有無や自立度、医療ニーズの状況も勘案しながら、総合的にサービス利用量を推計し、３年間（令和９(2027)年度から令和 11(2029)年度）までの必要給付費を算出する。また、特定入所者介護サービス費等や高額介護（介護予防）サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに、令和６(2024)年度及び令和７(2025)年度の実績を踏まえ、地域支援事業費の算出も行う。

５．保険料基準額の設定

令和９(2027)年度から令和 11(2029)年度までの保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、介護保険料基準額を設定する。

2　被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計

（1）被保険者数

被保険者数は、令和７（2025）年 10 月１日の人口を基準に、コーホート変化率法にて推計しています。

被保険者数の見込み

（単位：人）

区分	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
第１号被保険者	20,111	20,127	19,933	20,169	20,392	20,611	23,631	24,657
第２号被保険者	30,189	30,180	30,210	30,172	30,624	30,338	25,890	21,640

※住所地特例者を含みます。

現時点での概算値
令和８年度の第１号被保険者数は６月末現在の数値

（2）要支援・要介護認定者数

直近の要支援･要介護認定者数の推移を踏まえ、第１号被保険者の要支援･要介護認定率は、令和11(2029)年度までは4,813人で23.4%と想定します。

第１号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

（単位：人）

区分	実績			推計				
	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
要支援１	500	593	632	672	675	681	660	755
要支援２	608	647	659	687	699	712	690	772
要介護１	1,041	1,037	1,070	1,051	1,057	1,063	1,052	1,163
要介護２	834	888	834	869	887	893	905	973
要介護３	580	556	540	530	535	536	554	575
要介護４	594	572	565	555	554	556	572	580
要介護５	402	408	380	369	368	372	378	387
合計	4,559	4,701	4,680	4,733	4,775	4,813	4,811	5,205
要介護認定率（%）	22.7	23.4	23.5	23.5	23.4	23.4	20.4	21.1

※令和８(2026)年までは「介護保険事業状況報告」（各年10月１日現在）
※住所地特例者を含みます。
※令和９(2024)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより（各年10月１日現在）

現時点での概算値
令和８年度の実績は６月末現在の数値

第２号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

（単位：人）

区分	実績			推計				
	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
要支援１	7	9	8	9	9	9	7	6
要支援２	11	18	16	17	17	17	14	12
要介護１	19	18	16	19	19	19	16	13
要介護２	18	19	24	24	24	24	21	17
要介護３	13	9	16	13	14	13	12	10
要介護４	8	4	9	7	8	7	7	5
要介護５	8	14	13	15	15	15	12	10
合計	84	91	102	104	106	104	89	73

※令和８(2026)年までは「介護保険事業状況報告」（各年10月１日現在）
※住所地特例者を含みます。
※令和９(2024)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより（各年10月１日現在）

現時点での概算値
令和８年度の実績は６月末現在の数値

３　サービス別の見込み量推計

介護保険サービスの給付費の給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

以下の数式で算出した第 10 期介護保険事業計画期間（令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度）のサービス給付費総額は○○○千円（３箇年分）です。

介護保険サービス給付費の算出フロー

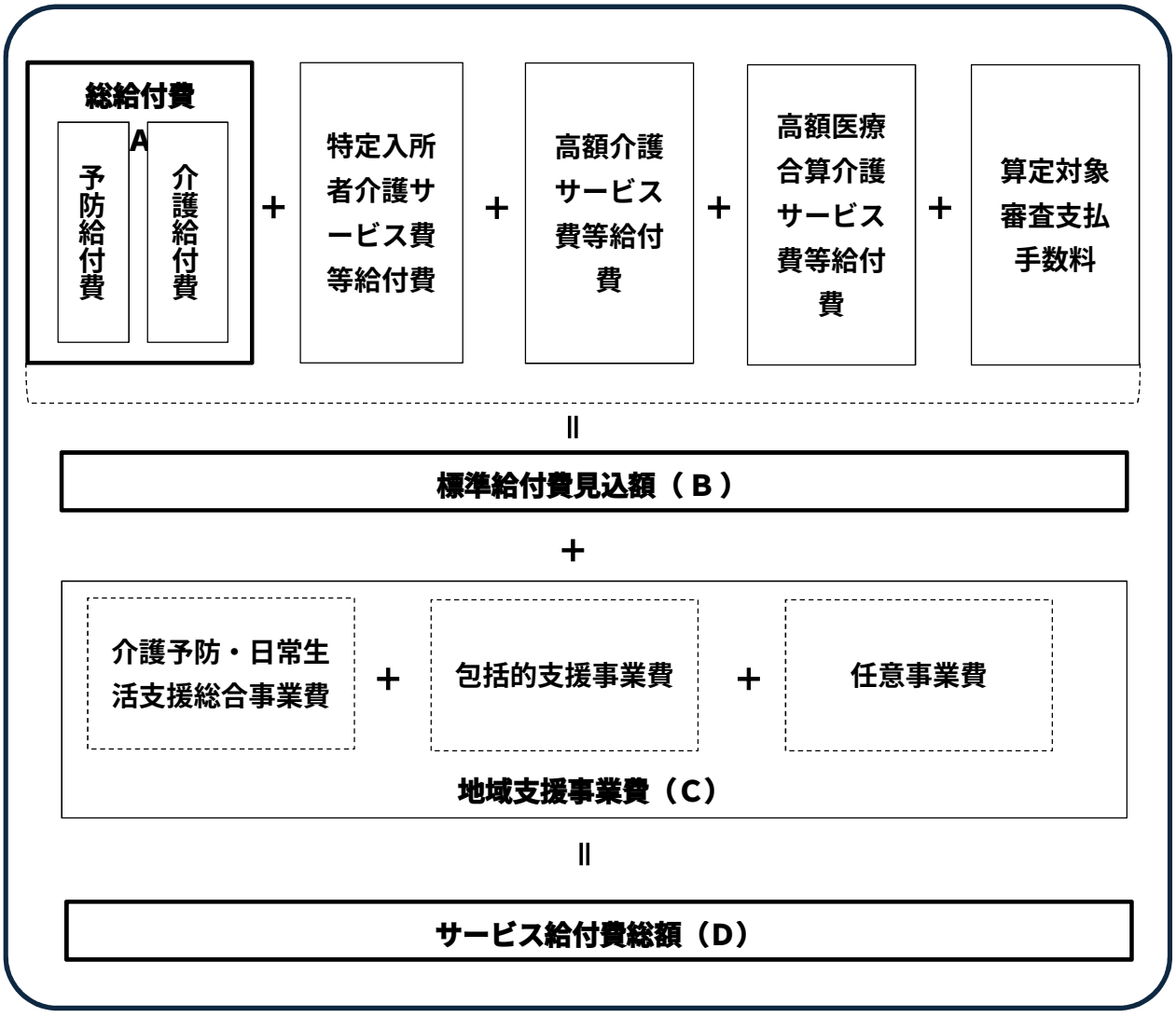

（１）予防給付の見込み量

サービス別の量の見込み推計は
現時点での概算値

予防給付の見込み量

		令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数（回）	1,169.7	1,237.9	1,268.9	1,222.1	1,371.3
	人数（人）	131	133	136	131	147
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	212.7	207.2	207.2	207.2	220.3
	人数（人）	17	17	17	17	18
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	100	101	104	100	112
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	42	42	43	42	47
介護予防短期入所生活介護	日数（日）	9.9	10.3	10.3	10.3	10.3
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	454	479	488	471	529
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	5	5	5	5	5
介護予防住宅改修	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	32	33	33	32	36
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数（人）	535	553	567	547	614

（２）介護給付の見込み量

介護給付の見込み量

		令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
居宅サービス						
訪問介護	回数（回）	25,428.0	26,725.2	27,325.7	27,206.0	28,371.0
	人数（人）	1,094	1,122	1,138	1,134	1,205
訪問入浴介護	回数（回）	373	370	376	366	371
	人数（人）	55	54	55	54	55
訪問看護	回数（回）	11,343.5	11,727.4	11,929.7	11,878.4	12,625.9
	人数（人）	863	883	889	886	940
訪問リハビリテーション	回数（回）	1,629.5	1,690.9	1,704.5	1,709.2	1,806.3
	人数（人）	107	109	110	110	116
居宅療養管理指導	人数（人）	1,433	1,465	1,481	1,471	1,552
通所介護	回数（回）	7,450.3	7,600.6	7,698.3	7,654.7	8,159.4
	人数（人）	777	788	792	788	841
通所リハビリテーション	回数（回）	356.3	363.7	365.9	370.5	395.9
	人数（人）	61	61	61	62	66
短期入所生活介護	日数（日）	1,260.7	1,271.4	1,266.0	1,274.5	1,317.9
	人数（人）	157	160	160	161	167
短期入所療養介護（老健）	日数（日）	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	人数（人）	7	7	7	7	8
短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	1,423	1,457	1,478	1,473	1,561
特定福祉用具販売	人数（人）	15	16	16	16	17
住宅改修費	人数（人）	14	14	14	13	15
特定施設入居者生活介護	人数（人）	386	383	383	386	407
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	10	11	11	11	11
地域密着型通所介護	回数（回）	2,667.8	2,683.6	2,673.5	2,682.2	2,873.9
	人数（人）	337	339	337	337	363
認知症対応型通所介護	回数（回）	950.9	974.8	964.1	934.5	956.6
	人数（人）	88	91	91	89	92
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	82	82	82	84	89
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	1	1	1	1	1
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	人数（人）	377	377	377	411	419
介護老人保健施設	人数（人）	88	88	88	93	95
介護医療院	人数（人）	50	50	50	51	52
居宅介護支援	人数（人）	2,062	2,108	2,147	2,136	2,281

※療養病床等からの移行分の給付量の見込みについては、訪問介護、訪問看護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に含みます。

（３）介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業の見込み量

介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業の見込み量

		令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
訪問型サービス						
国の基準による訪問型サービス	人数（人）	33	34	209	202	220
訪問型サービスＡ	人数（人）	188	208	-	-	-
通所型サービス						
国の基準による通所型サービス	人数（人）	32	30	28	37	31
通所型サービスＡ	人数（人）	372	389	408	342	381

※訪問型サービスＡは令和 10 年度末をもって廃止します。令和 11 年度以降、訪問型サービスＡからの移行分の給付量の見込みについては、国の基準による訪問型サービス及び訪問型サービスＢに含みます。

（４）予防給付費

予防給付費

（単位:千円）

	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	50,736	53,698	55,039	53,008	59,479
介護予防訪問リハビリテーション	7,525	7,323	7,323	7,323	7,798
介護予防居宅療養管理指導	14,294	14,435	14,866	14,294	16,010
介護予防通所リハビリテーション	19,935	19,935	20,469	19,935	22,355
介護予防短期入所生活介護	791	823	823	823	823
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	36,519	38,531	39,254	37,895	42,501
特定介護予防福祉用具購入費	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748
介護予防住宅改修	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	34,269	35,448	35,448	34,269	38,552
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	32,790	33,893	34,749	33,524	37,627
合計	198,607	205,834	209,719	202,819	226,893

※端数処理により合計は一致しません。

（５）介護給付費

介護給付費

（単位:千円）

	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
居宅サービス					
訪問介護	985,752	1,036,303	1,059,612	1,054,928	1,100,806
訪問入浴介護	60,030	59,661	60,515	58,986	59,840
訪問看護	552,346	569,779	578,652	575,857	610,716
訪問リハビリテーション	64,036	66,450	66,976	67,173	70,983
居宅療養管理指導	270,697	276,647	279,523	277,391	292,114
通所介護	736,178	749,192	757,628	752,721	798,237
通所リハビリテーション	28,439	29,033	29,187	29,604	31,482
短期入所生活介護	145,696	146,972	146,362	147,279	151,888
短期入所療養介護（老健）	414	414	414	414	414
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	275,828	281,509	284,814	283,713	297,919
特定福祉用具販売	5,593	5,971	5,971	5,971	6,339
住宅改修費	13,344	13,344	13,344	12,372	14,246
特定施設入居者生活介護	973,416	963,124	963,044	972,196	1,020,169
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,788	26,524	26,524	26,524	26,524
地域密着型通所介護	229,158	231,753	231,276	232,483	248,344
認知症対応型通所介護	152,487	156,585	154,815	149,924	152,989
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	275,536	275,536	275,536	282,224	298,875
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	3,829	3,829	3,829	3,829	3,829
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,328,310	1,328,310	1,328,310	1,446,354	1,473,833
介護老人保健施設	339,711	339,711	339,711	359,191	366,367
介護医療院	230,696	230,696	230,696	234,018	238,896
居宅介護支援	406,156	415,078	422,759	420,463	447,712
合計	7,101,440	7,206,421	7,259,498	7,393,615	7,712,522

※端数処理により合計は一致しません。

※療養病床等からの移行分の給付量の見込みについては、訪問介護、訪問看護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に含みます。

（６）総給付費

総給付費

（単位：千円）

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和９ (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
総給付費　（A）	7,300,047	7,412,255	7,469,217	22,181,519	7,596,434	7,939,415
予防給付費	198,607	205,834	209,719	614,160	202,819	226,893
介護給付費	7,101,440	7,206,421	7,259,498	21,567,359	7,393,615	7,712,522

（７）標準給付費

標準給付費

（単位：千円）

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和９ (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
総給付費（A）	7,300,047	7,412,255	7,469,217	22,181,519	7,596,434	7,939,415
特定入所者介護サービス費等給付額	88,034	88,834	89,490	266,358	89,180	96,060
高額介護サービス費等給付額	231,036	233,137	234,857	699,030	234,045	252,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,324	42,709	43,024	128,057	42,876	46,183
算定対象審査支払手数料	8,862	8,943	9,009	26,814	8,978	9,670
審査支払手数料支払件数(件)	145,284	146,605	147,687	439,576	147,176	158,530
標準給付費見込額　（B）	7,670,303	7,785,879	7,845,597	23,301,779	7,971,512	8,343,428

※端数処理により合計は一致しません。

（８）地域支援事業費

地域支援事業費

（単位：千円）

	第10期介護保険事業計画期間				令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計		
地域支援事業費　（C）	359,301	370,859	384,151	1,114,311	360,949	365,874
介護予防・日常生活支援総合事業	207,627	216,317	226,311	650,255	192,279	191,318
訪問型サービス						
国の基準による訪問型サービス	8,588	8,965	42,076	59,629	34,444	32,202
訪問型サービスＡ	35,994	38,252	-		-	-
訪問型サービスＢ	1,907	2,016	2,142	14,235	1,873	2,235
通所型サービス						
国の基準による通所型サービス	17,546	18,187	18,924	54,657	17,373	16,242
通所型サービスＡ	97,593	101,385	105,746	304,724	89,136	83,333
通所型サービスＢ	4,681	5,184	5,762	15,627	4,063	4,846
介護予防ケアマネジメント	20,683	21,364	22,148	64,195	59,629	23,079
一般介護予防事業	19,798	20,058	20,358	60,214	18,814	22,444
高額第１号事業費等	837	906	985	2,728	691	824
包括的支援事業及び任意事業費	117,181	118,435	119,877	355,493	135,547	141,432

※端数処理により合計は一致しません。

※訪問型サービスＡは令和 10 年度末をもって廃止します。令和 11 年度以降、訪問型サービスＡからの移行分の給付量の見込みについては、国の基準による訪問型サービス及び訪問型サービスＢに含みます。

（９）サービス給付費総額

サービス給付費総額

（単位：千円）

	第10期介護保険事業計画期間				令和22(2040)年度	令和32(2050)年度
	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計		
サービス給付費総額（D）	8,029,604	8,156,738	8,229,748	24,416,090	8,332,461	8,709,302
標準給付費見込額（B）	7,670,303	7,785,879	7,845,597	23,301,779	7,971,512	8,343,428
地域支援事業費　（C）	359,301	370,859	384,151	1,114,311	360,949	365,874

※端数処理により合計は一致しません。

４　第１号被保険者の保険料推計

介護保険サービスの給付費の給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

（１）第 10 期介護保険事業計画の財源構成

第10期介護保険事業計画期間の第１号被保険者の負担割合は23.0%、第２号被保険者の負担割合は27.0%です。

第10期介護保険事業計画の財源構成

介護保険事業

居宅サービス

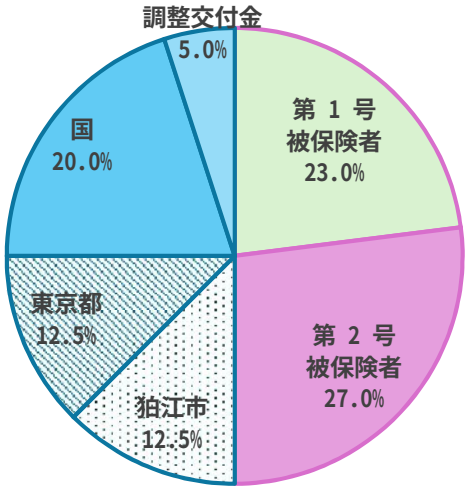

施設サービス

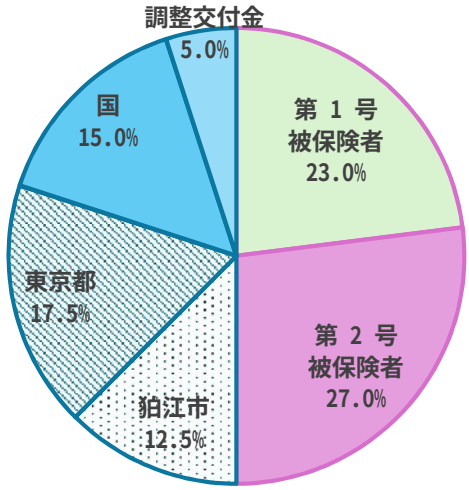

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

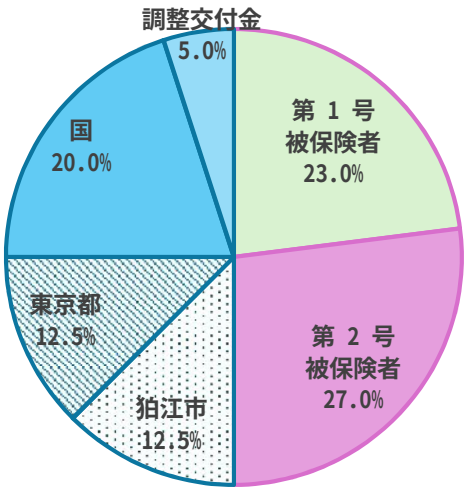

包括的支援事業・任意事業

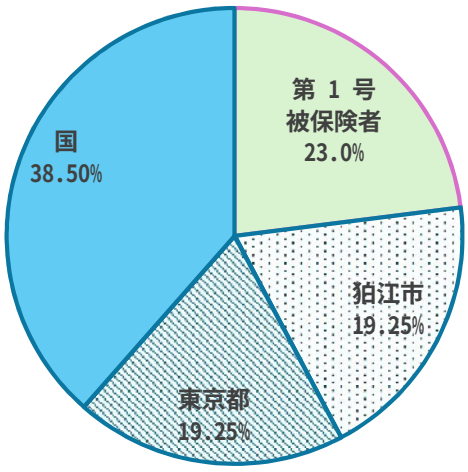

（２）第１号被保険者の保険料月額基準額の推計

第１号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第１号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ、保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。

第１号被保険者の保険料月額基準額算出フロー

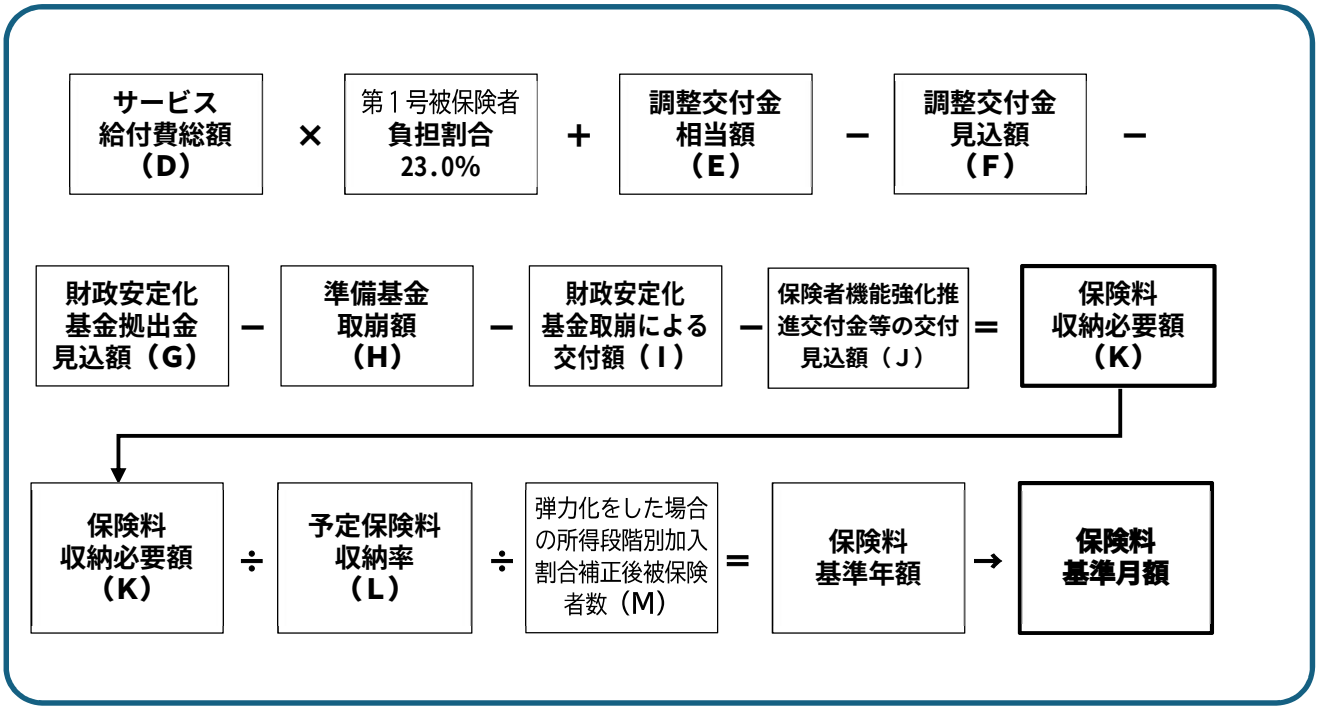

第１号被保険者の保険料推計は
現時点での概算値

①保険料収納必要額

サービス給付費総額の第１号被保険者負担分相当額の保険料は、　　円（３箇年分）です。これに調整交付金の相当額及び見込額、準備基金取崩額、市町村特別給付費等を加減した保険料収納必要額は　　円（３箇年分）です。

保険料収納必要額

	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	合計
サービス給付費総額（D）（円）	8,029,604,053	8,156,738,068	8,229,747,789	24,416,089,910
第１号被保険者負担分相当額（円）	1,846,808,932	1,876,049,756	1,892,841,991	5,615,700,679
調整交付金相当額（E）（円）	393,896,503	400,109,803	403,595,389	1,197,601,696
調整交付金見込交付割合	5.63%	5.06%	4.50%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9006	0.9238	0.9462	
所得段階別加入割合補正係数	1.0798	1.0798	1.0798	
調整交付金見込額（F）（円）	443,527,000	404,911,000	363,236,000	1,211,674,000
財政安定化基金拠出金見込額（G）（円）				
財政安定化基金拠出率			0%	
財政安定化基金償還金（円）	0	0	0	0
準備基金の残高（令和８年度末見込額）（円）				0
準備基金取崩額（H）（円）				0
財政安定化基金取崩による交付額（I）（円）				0
市町村特別給付費等（円）	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額（円）				0
市町村相互財政安定化事業交付額（円）				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（J）（円）	0	0	0	0
保険料収納必要額（K）（円）				5,601,628,375

※端数処理により合計は一致しません。

②保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

（単位：人）

	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	合計
予定保険料収納率（L）	98.60%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	21,771	22,012	22,248	66,031
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（M）	20,832	21,063	21,289	63,184

③第１号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第１号被保険者の保険料基準月額は、

所得段階区分及び保険料率

所得段階	所得段階の内容	保険料率	令和９(2027)年度～令和11(2029)年度	
			月額	年額
現在算出中				

※第１段階から第３段階までを対象に、公費を投入して保険料軽減を行う仕組みが設けられています。

第２節　障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込み

１　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、令和 11（2029）年度末における成果目標を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和 11(2029)年度 成果目標
地域移行者数が令和７（2025）年度末の施設入所者数の６％以上	３人以上

（２）福祉施設から一般就労への移行等	令和 11(2029)年度 成果目標
一般就労への移行者数が令和６（2024）年度実績の 1.31 倍以上	66 人以上

（３）地域生活支援の充実	令和 11(2029)年度 成果目標
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	年１回以上

（４）相談支援体制の充実・強化等	令和 11(2029)年度 成果目標
のぞまないセルフプランゼロ	のぞまないセルフプランゼロ

2　障がい福祉サービス等の見込量

令和９（2027）年度から令和 11（2030）年度までの計画期間中に必要となる障がい福祉サービス等の見込量は以下のとおりです。本計画では、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの利用実績や増加・減少の傾向をもとに、予測値を算出しています。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の５つのサービスがあります。

①居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護や家事援助等を行います。

▼居宅介護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
居宅介護	延利用量（時間/年）	20,167	18,401	23,943	17,463	16,525	15,586
	実利用者数（人/年）	147	137	151	133	129	124

※令和８（2026）年度は見込値

※延利用量とは、サービス利用者の利用時間又は日数の総合計を指します。

②　重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の行動障がいがあり、常時介護を必要とする方に身体介護及び家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行います。

重度訪問介護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
重度訪問介護	延利用量（時間/年）	25,477	32,821	21,173	38,838	44,855	50,873
	実利用者数（人/年）	8	10	9	10	10	11

※令和８（2026）年度は見込値

③　同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に対して、外出時の移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。

同行援護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
同行援護	延利用量（時間/年）	4,917	4,471	6,302	4,315	4,159	4,002
	実利用者数（人/年）	23	23	35	22	21	20

※令和８（2026）年度は見込値

④　行動援護

自分一人で行動することが著しく困難であり、常時介護を必要とする知的・精神障がいがある方が外出する際に必要な援助を行います。

行動援護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
行動援護	延利用量（時間/年）	632	684	1,301	643	602	562
	実利用者数（人/年）	4	4	8	4	4	4

※令和８（2026）年度は見込値

⑤　重度障害者等包括支援

介助の必要が特に高い方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

重度障害者等包括支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
重度障害者等包括支援	延利用量（時間/年）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0

※令和８（2026）年度は見込値

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（Ａ型）・就労継続支援（Ｂ型）・就労定着支援・療養介護・就労選択支援・短期入所（福祉型）・短期入所（医療型）の 11 種類のサービスがあります。

①　生活介護

常時介護を必要とする方に対して、日中における入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

生活介護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
生活介護	延利用量（日/年）	29,618	28,651	30,411	28,661	28,671	28,680
	実利用者数（人/年）	150	141	146	141	141	140

※令和８（2026）年度は見込値

②　自立訓練（機能訓練）

身体障がいがある方が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練等の支援を一定期間行います。

自立訓練（機能訓練）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
自立訓練（機能訓練）	延利用量（日/年）	125	140	207	145	150	154
	実利用者数（人/年）	2	1	2	1	1	1

※令和８（2026）年度は見込値

③　自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がいがある方が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を一定期間行います。

自立訓練（生活訓練）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
自立訓練（生活訓練）	延利用量（日/年）	3,984	2,854	4,418	2,712	2,570	2,429
	実利用者数（人/年）	45	37	47	36	35	35

※令和８（2026）年度は見込値

④　就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

就労移行支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
就労移行支援	延利用量（日/年）	5,065	5,519	5,682	6,262	7,005	7,749
	実利用者数（人/年）	49	55	67	60	65	70

※令和８（2026）年度は見込値

⑤　就労継続支援（Ａ型）

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上を図る等の支援を行います。

就労継続支援（Ａ型）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
就労継続支援（Ａ型）	延利用量（日/年）	3,201	2,902	4,682	2,777	2,652	2,528
	実利用者数（人/年）	18	16	25	16	16	15

※令和８（2026）年度は見込値

⑥　就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（Ｂ型）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
就労継続支援（Ｂ型）	延利用量（日/年）	24,540	25,914	23,375	26,856	27,798	28,739
	実利用者数（人/年）	174	177	177	178	179	181

※令和８（2026）年度は見込値

⑦　就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障がいのある方等に、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行います。

就労定着支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
就労定着支援	延利用量（日/年）	146	225	89	340	455	569
	実利用者数（人/年）	18	23	10	33	43	53

※令和８（2026）年度は見込値

⑧　療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助等を行います。

療養介護の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
療養介護	実利用者数（人/年）	7	6	14	5	4	4

※令和８（2026）年度は見込値

⑨　就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援します。

就労選択支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
就労選択支援	延利用量（日/年）	-	0	60	35	35	35
	実利用者数（人/年）	-	0	60	5	5	5

※令和７（2025）年 10 月１日から開始
※令和８（2026）年度は見込値

⑩　短期入所（福祉型）

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、福祉施設での宿泊を伴った預かりを行います。

短期入所（福祉型）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
短期入所（福祉型）	延利用量（日/年）	1,255	977	2,480	1,042	1,107	1,172
	実利用者数（人/年）	42	40	60	36	32	29

※令和８（2026）年度は見込値

⑪　短期入所（医療型）

介護者の疾病等により一時的に介護ができない場合に、病院での宿泊を伴った預かりを行います。

短期入所（医療型）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
短期入所（医療型）	延利用量（日/年）	126	112	14	120	120	120
	実利用者数（人/年）	7	9	3	7	7	7

※令和８（2026）年度は見込値

（３）居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援の３つのサービスがあります。

①　自立生活援助

障がい者支援施設、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、助言等を行います。

自立生活援助の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
自立生活援助	実利用者数（人/年）	3	1	2	1	1	1

※令和８（2026）年度は見込値

②　共同生活援助（グループホーム）

夜間又は休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助（グループホーム）の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人/年）	104	113	103	121	129	136

※令和８（2026）年度は見込値

③　施設入所支援

夜間に介護が必要な方及び日中の生活介護等の利用者で、通所が困難な方に対して、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

施設入所支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
施設入所支援	実利用者数（人/年）	45	43	42	43	43	44

※令和８（2026）年度は見込値

（４）相談支援

相談支援には、計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の３つのサービスがあります。

①　計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての方を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリング（評価）を行います。

計画相談支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
計画相談支援	実利用者数（人/年）	501	504	509	517	530	542

※令和８（2026）年度は見込値

②　地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方又は入院している精神障がいのある方に対して、地域生活に移行するための相談、住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

地域移行支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
地域移行支援	実利用者数（人/年）	2	7	3	10	13	16

※令和８（2026）年度は見込値

③　地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある方等の、障がいの特性から生じる緊急の事態等に対して、常時相談及び対応を行います。

地域定着支援の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
地域定着支援	実利用者数（人/年）	21	25	23	26	27	27

※令和８（2026）年度は見込値

3　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業の詳細を決めることができる事業です。全ての市町村が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

実施する事業の内容及び実施に関する考え方は、これまでの取組を継続するとともに、サービスの充実に向けて近隣自治体の状況も勘案しながら検討していきます。

各年度における事業の種類ごとの実施に関する量の見込み等は、現在の利用実績等に関する分析を勘案した上で、設定しています。

（１）必須事業

①　成年後見制度利用支援事業

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方に対して、後見等開始審判に係る申立費用及び成年後見人等の報酬の一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	3	3	8	3	3	2

※令和８（2026）年度は見込値

②　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会活動への参加又は自立を支援します。

また、聴覚障がいがある方等との交流活動の促進、市の広報活動等日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。手話通訳者については、入門・基礎・養成Ⅰ・養成Ⅱの４コースで研修を行います。

意思疎通支援事業の見込量

		計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
		年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		派遣回数（回）	508	653	802	649	645	640
通訳者等設置事業	手話	設置人数（人）	24	26	23	27	28	29
	要約筆記	設置人数（人）	28	28	29	28	28	27

※令和８（2026）年度は見込値

③　日常生活用具給付等事業

第８期障がい福祉計画の計画値は、排泄管理支援用具を除き、毎年必ず申請があるものではないため、第７期障がい福祉計画をもとに多少の増加を見込んでいます。

日常生活用具の種類

日常生活用具介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等障がいのある方の身体介護を支援する用具、また訓練に用いるいす等のことです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等障がいのある方の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のことです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等障がいのある方の在宅療養等を支援する用具のことです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等障がいのある方の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のことです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品のことです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある方の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもののことです。

日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
日常生活用具介護・訓練支援用具	延給付件数（件）	12	0	5	0	0	0
自立生活支援用具	延給付件数（件）	6	8	24	7	6	4
在宅療養等支援用具	延給付件数（件）	9	9	13	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	延給付件数（件）	21	27	33	26	25	25
排泄管理支援用具	延給付件数（件）	852	733	900	694	655	616
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	延給付件数（件）	4	0	1	0	0	0

※令和８（2026）年度は見込値

④　手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者をいいます。）の養成研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数（人）	3	3	4	3	3	2

※令和８（2026）年度は見込値

⑤　移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある方等の社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
移動支援事業	延利用量（時間/年）	9,128	9,101	8,206	9,432	9,763	10,093
	実利用者数（人/年）	112	113	101	117	121	126

※令和８（2026）年度は見込値

（2）任意事業

市町村選択事業として、以下の事業を継続的に実施します。

任意事業の種類

更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある方の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転教習料助成事業	障がいのある方の就労、行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）	障がいがある方の体力増強や交流、日中活動の場の提供を目的に、あいとぴあプールで水泳教室等を開催します。
奉仕員養成研修（要約筆記）	意思疎通支援事業（通訳者派遣事業等）を円滑に実施するため、要約筆記奉仕員の養成を目的とした講習会を開催します。また、養成講習会修了後の奉仕員の技術の向上を目的とした研修会も開催します。
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	養護者による虐待を受けた障がい者を一時的に保護するために必要な居室を障がい者支援施設との委託契約により確保します。

任意事業の見込量

	計画期間	実績（第７期）			計画値（第８期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
更生訓練費給付事業	実利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者数（人/年）	35	15	30	13	11	10
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人/年）	4	4	3	4	4	5
自動車運転教習料助成事業	実利用者数（人/年）	1	0	1	0	0	0
自動車改造助成事業	実利用者数（人/年）	2	0	1	0	0	0
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）	延利用者数（人）	-	-	-	4,300	4,400	4,500
奉仕員養成研修（要約筆記）	実施回数（回/年）	1	1	2	1	1	1
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	確保数（室）	1	1	1	1	1	1

※令和８（2026）年度は見込値

４　障がい児福祉サービス等の見込量

児童福祉法に基づく障がい児を対象とするサービスに関する事業について、現在の利用実績等に関する分析、障がい児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、見込量を設定しています。令和４(2022)年度から令和７(2025)年度までの利用実績や増加・減少の傾向をもとに、予測値を算出しています。

（１）障がい児通所支援等

障がい児通所支援等には、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の３つのサービスがあります。

①　児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

児童発達支援の見込量

	計画期間	実績（第３期）			計画値（第４期）		
	年度	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)
児童発達支援	延利用量（日/年）	7,774	7,419	8,831	7,023	6,627	6,232
	実利用者数（人/年）	162	171	173	172	173	173

※令和８（2026）年度は見込値

②　放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービスの見込量

	計画期間	実績（第３期）			計画値（第４期）		
	年度	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)
放課後等デイサービス	延利用量（日/年）	24,332	27,423	26,265	30,165	32,907	35,650
	実利用者数（人/年）	248	267	294	296	325	353

※令和８（2026）年度は見込値

③　保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援の見込量

	計画期間	実績（第３期）			計画値（第４期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
保育所等訪問支援	延利用量（日/年）	183	181	270	158	135	111
	実利用者数（人/年）	18	21	22	20	19	18

※令和８（2026）年度は見込値

（２）障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するために、利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリング等の支援を行います。

障がい児相談支援の見込量

	計画期間	実績（第３期）			計画値（第４期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
障がい児相談支援	実利用者数（人/年）	219	237	237	269	301	332

※令和８（2026）年度は見込値

（３）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケアの必要な障がい児が安心して地域で生活できるよう、医療を含めた様々な分野について調整できる人材として、コーディネーターを配置します。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量

	計画期間	実績（第３期）			計画値（第４期）		
	年度	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
コーディネーター	配置人数（人）	1	1	1	1	1	1

※令和８（2026）年度は見込値

第６章　この計画の推進に向けて

第１節　計画の推進体制

この計画で掲げた基本理念を実現するため、市、市民及び事業者は、それぞれの役割及び責務を連携、協働して果たし、地域共生社会の実現に努めなければなりません。

１　市の責務

（１）計画の定期的な分析及び評価・見直し

市は、条例第５条第４項及び第５項の規定により、この計画について定期的に分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、この計画を変更しなければなりません。

（２）実施計画の策定

この計画を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点取組に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点取組に係る事業等を定める狛江市地域共生社会推進基本計画　実施計画（以下「実施計画」といいます。）を定めます。

実施計画の計画期間は３年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。

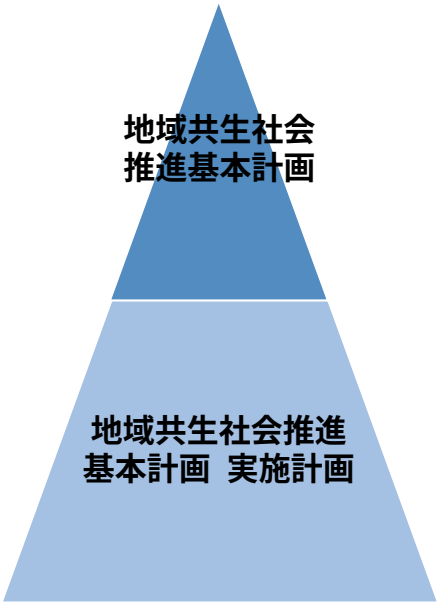

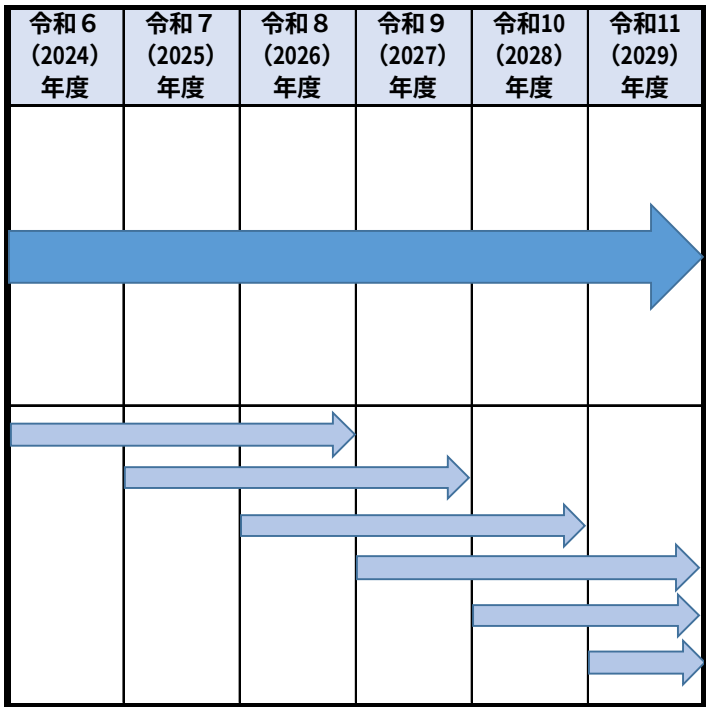

２　市民の役割

市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりに取り組むことが大切です。ともに助け支え合い、連携を強め、地域における福祉活動等に積極的な参加をお願いします。

３　事業者の役割

事業者（社協等の民間福祉団体及び町会・自治会等地縁による団体等を含む。以下同じです。）は、自ら進んで地域における福祉活動等を行い、市及び市民と連携し、福祉のまちづくりの推進に貢献していただくようお願いします

第２節　評価体制

１　この計画及び実施計画の評価

（１）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

この計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第 72 号）第１条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、市民福祉推進委員会に報告します。

（２）市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、この計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を踏まえて、この計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

また、介護保険分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が介護保険推進市民協議会に意見聴取を行い、計画の進捗を確認・評価することとします。

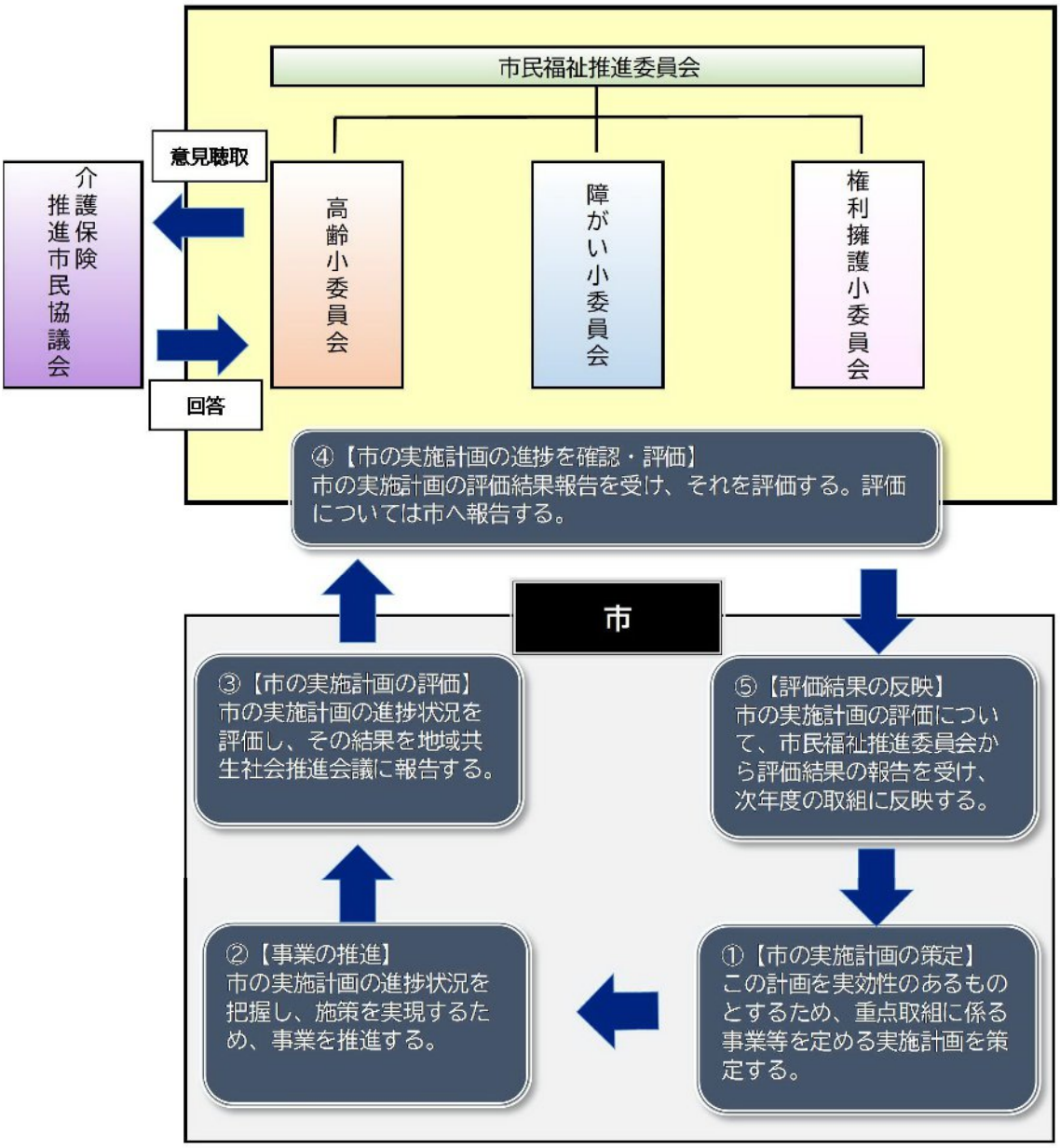
市民福祉推進委員会
意見聴取
介護保険推進市民協議会
回答
高齢小委員会
障がい小委員会
権利擁護小委員会
④【市の実施計画の進捗を確認・評価】
市の実施計画の評価結果報告を受け、それを評価する。評価については市へ報告する。
市
③【市の実施計画の評価】
市の実施計画の進捗状況を評価し、その結果を地域共生社会推進会議に報告する。
⑤【評価結果の反映】
市の実施計画の評価について、市民福祉推進委員会から評価結果の報告を受け、次年度の取組に反映する。
②【事業の推進】
市の実施計画の進捗状況を把握し、施策を実現するため、事業を推進する。
①【市の実施計画の策定】
この計画を実効性のあるものとするため、重点取組に係る事業等を定める実施計画を策定する。

資料編

第１章　計画策定時

第１節　現状の整理

１　国・東京都の動向から見る現状

（１）今後の社会保障の目指すべき方向性

全世代型社会保障

（２）全世代型社会保障

「全世代型社会保障」とは、全ての世代にとって安心できる社会保障です。この「全世代」は、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、これから生まれる「将来世代」も含むものとして考える必要があります。

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものです。

超高齢社会にあっては、社会保障は世代を超えた全ての人々が連帯し、困難を分かち合い、未来の社会に向けて協力し合うためにあるという認識を、世代間対立に陥ることなく、全ての世代にわたって広く共有していかなければなりません。すなわち、「全世代型社会保障」の大切なところは、「社会保障を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払しょくし、「全世代で社会保障を支え、また社会保障は全世代を支える」ということにあります。

（３）各分野における改革の方向性

「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～（令和４（2022）年 12 月 16 日）」では、各分野における改革の方向性が示されています。

本報告書では、**『「地域共生社会」の実現』**及び**『医療及び介護制度の改革』**について改革の方向性が示されています。

ア　「地域共生社会」の実現

（ア）重層的支援体制の整備、多様な主体による地域づくりの推進、孤独・孤立対策の推進、次世代の主役となるべき中高生をはじめとした若い世代等への地域共生社会の実現に向けた社会保障教育を推進することにより、一人ひとりに寄り添う支援をし、つながりを創出することにより、地域共生社会を実現するものとしています。

（イ）また、今後、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、独居高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、 住まい政策を社会保障の重要な課題と位置付け、必要な施策を本格的に展開することにより、地域共生社会を実現するものとしています。

イ　医療・介護制度の改革（「地域包括ケアシステム」の深化・推進）

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、サービス提供体制や給付と負担の見直し、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。

（４）孤独・孤立対策

ア　対策の必要性

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、国では、令和３(2021）年２月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組んでいます。我が国では、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。このため、今後、新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、我が国の社会に内在する孤独・孤立の問題に対して、必要な施策を不断に検討した上で、着実に実施する必要があります。

イ　孤独・孤立の捉え方

孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではありません。

また、孤独・孤立は、当事者１個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものです。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題です。

「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要です。

ウ　孤独・孤立への対応の観点

（ア）孤独・孤立に関して当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様です。

多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することが求められます。

また、主観や感情に関わる「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じて必要な対応を行うことが求められます。

一方、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」を断ち切る観点からも取組を進めることが求められます。

（イ）孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのように作るのかが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要です。また、「予防」の観点からも当事者や家族等が支援を

求める声を上げやすい社会にするためには、社会福祉や公的扶助に対する社会の理解が必要です。

エ　国では、以上のことに留意し、**「孤独・孤立対策の重点計画（令和４（2022）年 12 月 26 日改定 孤独・孤立対策推進会議決定）」**を策定し、当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象として、その実態や当事者・家族等のニーズに応じた施策を有機的に連関させて取組を進めています。

オ　基本方針

（ア）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。

（イ）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。

（ウ）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う。

（エ）孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する。

（５）高齢者施策について

ア　介護保険制度の見直しについて

（ア）制度の見直しの目的

①全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備を図ること。

②第９期介護保険事業計画期間（令和６(2024）年度～令和８(2026）年度）内に迎えることになる 2025 年に向けた地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を目指す取組をさらに加速させること。

③85 歳以上高齢者の急増に伴い介護サービス需要や介護給付費の急増が見込まれる一方、サービスの担い手である現役世代が急減していくという非常に厳しいフェーズに対応し、介護保険制度の財政的な持続可能性に加え、足下の介護人材確保と介護現場の生産性向上によりサービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高めること。

（イ）市の役割

住民に最も身近な基礎自治体であり地域包括ケアシステムの構築を主導する存在として、狭い意味での保険者としての役割（保険料の徴収、要介護認定、給付としてのサービス基盤の整備等）に加え、地域ニーズを的確に把握し、地域支援事業における地域づくりに資する様々な取組を主体的に推進する役割についても、保険者として果たしていくことが求められています。

（ウ）国の検討状況について

介護保険制度とは、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度です。

この制度趣旨にのっとり、更なる高齢化や様々な社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現しなくてはなりません。

こうした共通理解のもと、社会保障審議会介護保険部会で全世代型社会保障構築会議等における議論の状況も踏まえながら、**「介護保険制度の見直しに関する意見(令和４（2022）年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会)」**が示されています。

（エ）見直しの概要

ａ　地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に核をされる体制をいいます。

ｂ　介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいということは、国民の共通の願いです。その願いを実現させるためには、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域を、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、各地域の実情に応じて構築し、維持し続けていくことが必要であり、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていかなければなりません。

ｃ　高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースでも、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加の支援の必要性があります。

これらのニーズに対応するため、市における重層的支援体制整備事業等、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要があります。

このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向です。

ｄ　地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取組の概要

（ａ）整理の枠組み

①生活を支える介護サービス等の基盤の整備

②様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

③保険者機能の強化

（ｂ）生活を支える介護サービス等の基盤の整備

・地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備をするため、必要に応じて、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討をすること。

・ケアプラン情報の利活用を通じたケアマネジメントの質の向上を図ること。

・市と医師会等関係機関・医師等専門職の緊密な連携を図ること。

・地域リハビリテーション支援体制の構築を推進すること。

・地域共生社会の実現に向けた観点から介護保険制度における住まいと生活の一体的な支援の方策について、住宅分野や福祉分野等の介護分野以外の施策との連携や役割分担の在り方も含め、検討すること。（住まい支援センター（仮称）の設置）

（ｃ）様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

・生活支援体制整備事業の一層の促進

・通いの場については、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが一緒に参加し、認知症予防、多世代交流や就労的活動等、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として発展・拡充させていくこと。

・通いの場に医療や介護の専門職の関与を推進すること。
・多様な課題を抱える方や閉じこもりがち等により通いの場に参加できていない高齢者を介護予防・見守りの取組につなげるために、様々な手段・機会を活用した働きかけを推進していくこと。
・「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していくこと。
・これまでの認知症に関する捉え方の点検を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努める必要があること。
・地域包括支援センターの総合相談支援機能を発揮できるようにするため、センターの業務負担軽減を推進するべきこと。（ケアマネジャーとの連携、居宅介護事業所の活用、委託方法の多様化、職員配置の柔軟化）

（ｄ）保険者機能の強化
・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の見直し

（６）障がい者施策について

ア　国内外の動向

（ア）平成 26（2014）年１月に障害者の権利に関する条約（以下「条約」といいます。）が批准されました。

（イ）平成 30（2018）年３月には「障害者基本計画(第５次)」（以下「本基本計画」といいます。）の前身に当たる「障害者基本計画(第４次)」（以下「旧基本計画」といいます。）が閣議決定されました。旧基本計画は、我が国が条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の６点が掲げられました。

（ウ）令和３（2021）年６月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 56 号。以下「障害者差別解消法改正法」といいます。）が公布されました。障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化され、その施行期日は、令和６（2024）年４月１日とされています。障害者差別解消法改正法の施行に向けては、政府全体の方針として改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和５（2023）年３月 14 日閣議決定）を受けて、各地方自治体では相談体制の整備が必要となります。

（エ）令和４(2022)年５月に、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

（オ）令和４(2022)年８月には、条約の締約国として、国際連合（以下「国連」といいます。）ジュネーブ本部にて、障害者の権利に関する委員会（以下「障害者権利委員会」といいます。）に

よる我が国政府報告の審査が実施され、同年９月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

（カ）令和４(2022)年 12 月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 104 号）が公布され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実等の措置を講ずることとされました。

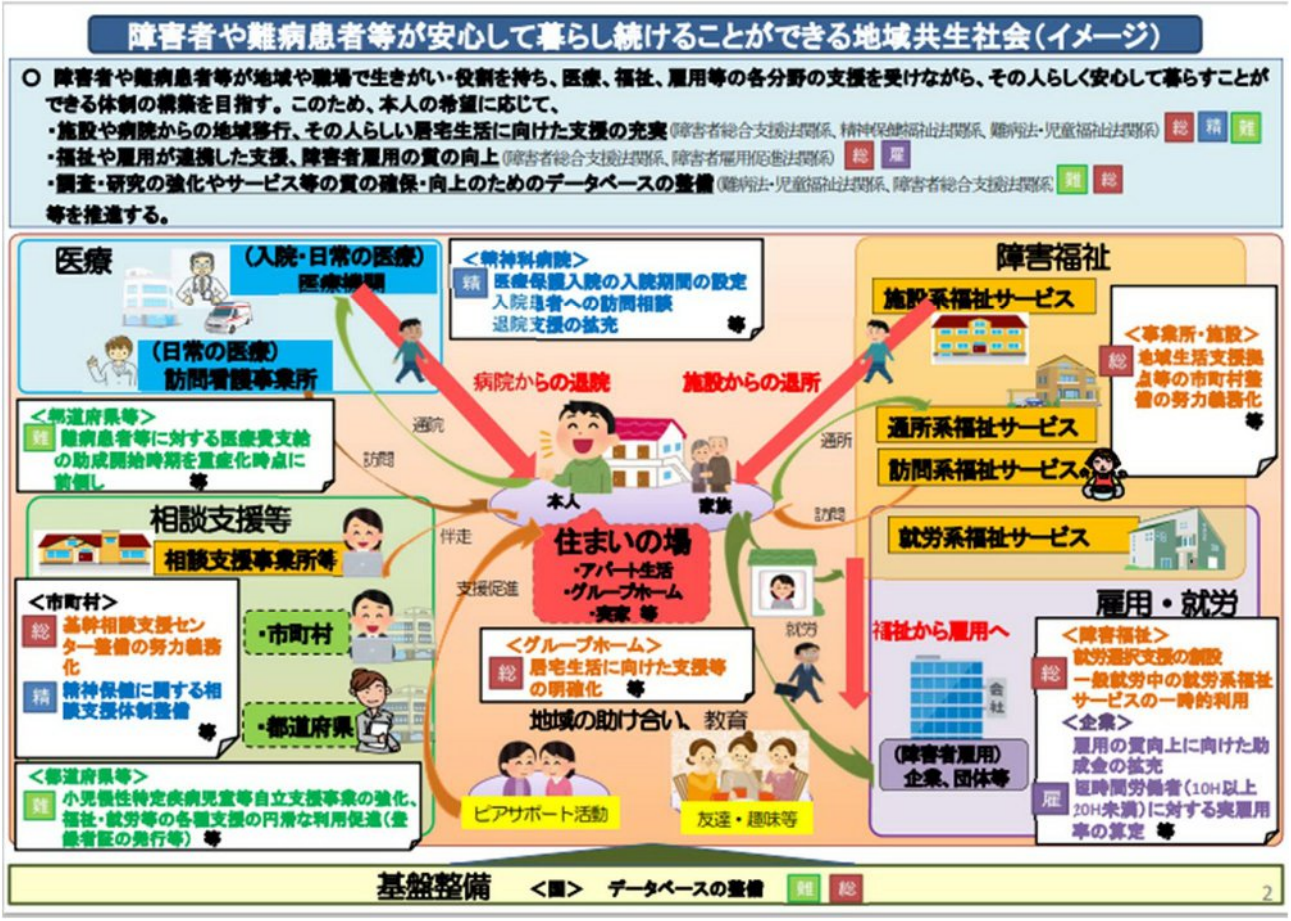

（キ）令和５(2023)年３月に、政府は、以上の動向を踏まえて本基本計画を閣議決定しました。

イ　本基本計画

（ア）基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」

この基本理念にのっとり、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本基本計画は、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものです。

（イ）基本原則

①地域社会における共生等

②差別の禁止

（ウ）共通視点

①条約の理念の尊重及び整合性の確保

②共生社会の実現に資する取組の推進

③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

④障害特性等に配慮したきめ細かい支援

⑤障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

⑥ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（エ）施策（市区町村の成果目標が掲げられている施策）

1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
	1	権利擁護の推進、虐待の防止
	2	障害を理由とする差別の解消の推進
2	安全・安心な生活環境の整備	
	1	住宅の確保
	2	アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
	3	障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
	1	行政情報のアクセシビリティの向上
4	防災、防犯等の推進	
	1	消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5	保健・医療の推進	
	1	精神保健・医療の適切な提供等
	2	保健・医療の充実等
	3	障害の原因となる疾病等の予防・治療
6	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
	1	意思決定支援の推進
	2	相談支援体制の構築
	3	地域移行支援、在宅サービス等の充実
	4	障がいのあるこどもに対する支援の充実
7	教育の振興	
	1	インクルーシブ教育システムの推進
	2	教育環境の整備
	3	生涯を通じた多様な学習活動の充実
8	雇用・就業、経済的自立の支援	
	1	総合的な就労支援
	2	障がい者雇用の促進
	3	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

	4	一般就労が困難な障がい者に対する支援
9	文化芸術活動・スポーツ等の振興	
	1	スポーツに親しめる環境の整備

（7）権利擁護支援施策について

ア　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるものとされています。



イ　施策

（ア）優先して取り組むべき事項

a　任意後見制度の利用促進

b　担い手の確保・育成等の推進

c　市町村長申立ての適切な実施

（イ）総合的かつ計画的に講ずべき施策

a　総合的な権利擁護支援策の充実（日常生活自立支援事業の実施体制の強化、身寄りのない人等への生活支援サービスの検討、後見人等に関する苦情等への適切な対応、地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付等に参画する取組を普及させるための方策を検討）

b　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等（報酬助成の推進、各種手続における後見業務の円滑化等）

c　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（a）基本的な考え方

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を作っていく必要があります。

（b）方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

①地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワーク
②圏域等の複数市町村単位や都道府県単位の仕組みを重ね合わせた「多層的」なネットワーク

（ｃ）進め方

地域連携ネットワークづくりを実施することのできる体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要があります。

◎地域連携ネットワークのイメージ

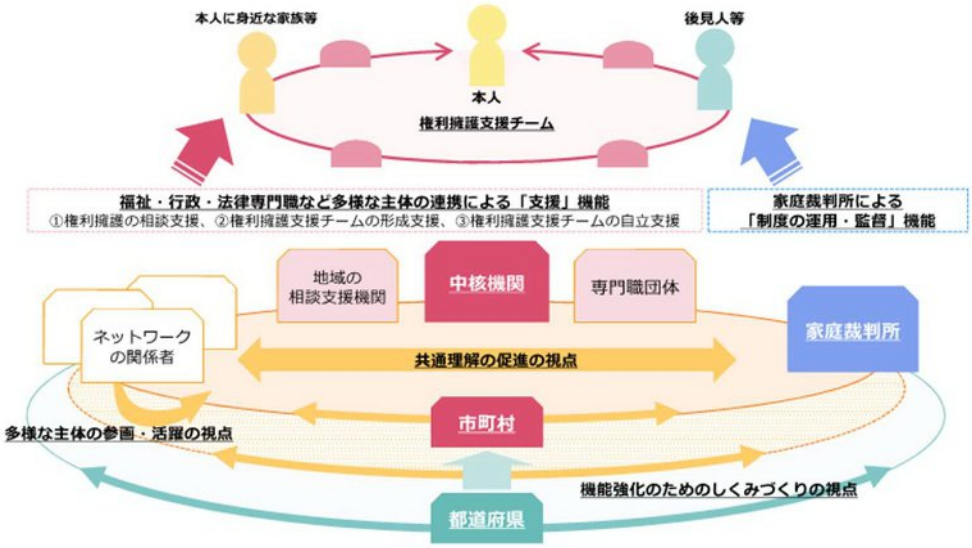

2　統計から見る現状

（１）人口と世帯の状況の現状

ア　人口の状況の現状

狛江市の総人口は、徐々に減少すると見込まれています。

生産年齢人口も、減少傾向で推移し、令和 22（2040）年には 47,198 人、令和 32（2050）年には 42,698 人となると見込まれています。

他方、高齢者人口は増加を続け、令和 22（2040）年には令和２（2020）年から 20.4%増加し 24,051 人となり、令和 32（2050）年には令和２（2020）年から 27.6%増加し 25,482 人となると見込まれています。高齢化率は、令和 22（2040）年には 30.4%、令和 32（2050）年には 33.5%となると推計されています。

狛江市の人口推計

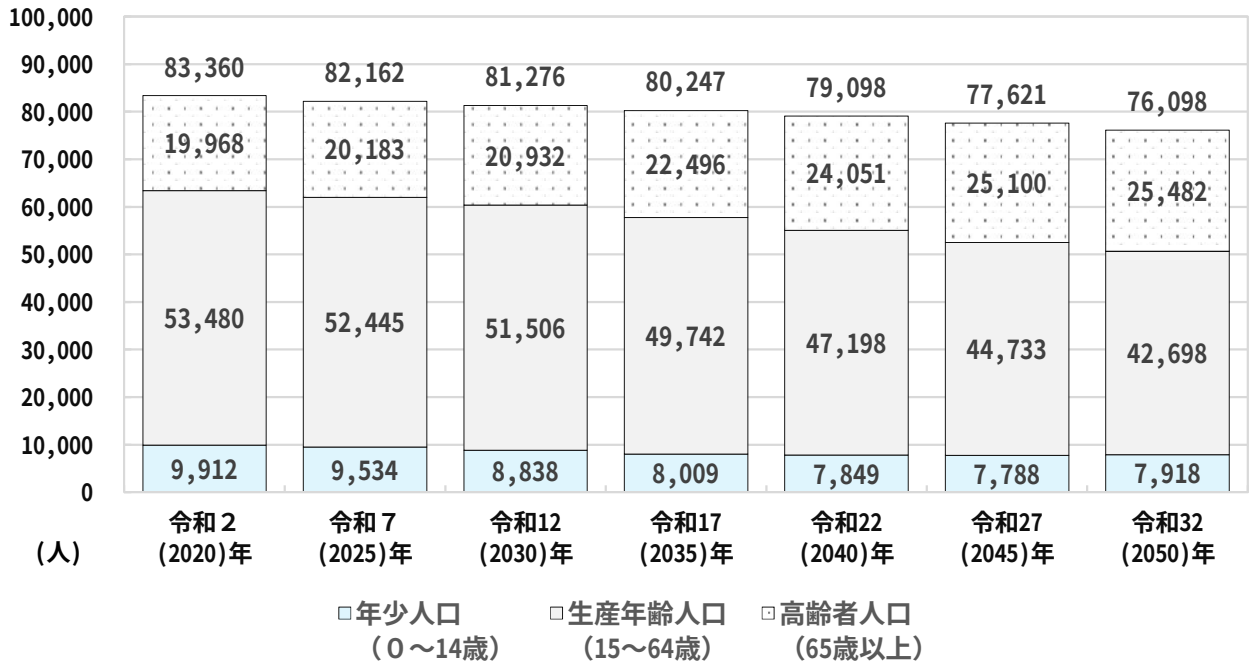

※狛江市の独自推計
※令和２（2020）年は実績値、令和７（2025）年以降は推計値
※各年 10 月１日

狛江市の高齢者人口推計

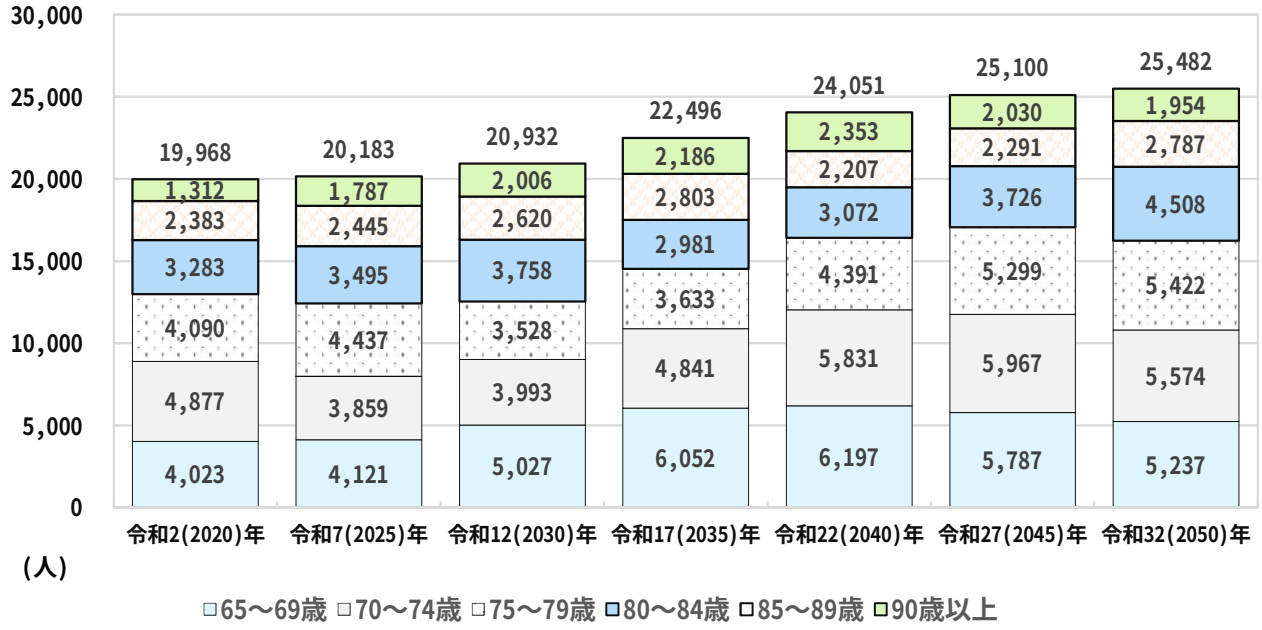

※狛江市の独自推計
※令和２（2020）年は実績値、令和７（2025）年以降は推計値
※各年 10 月１日

狛江市の合計特殊出生率は、平成 27（2015）年から平成 31・令和元（2019）年までは 1.20%から 1.33%の間で推移していましたが、令和３（2021）年度は 1.13%となっています。また、出生数は平成 28（2016）年度の 739 人をピークに減少に転じ、平成 31・令和元（2019）年に 708 人と増加したものの、令和３（2021）年度は 595 人と大幅に減少しています。

出生数・合計特殊出生率

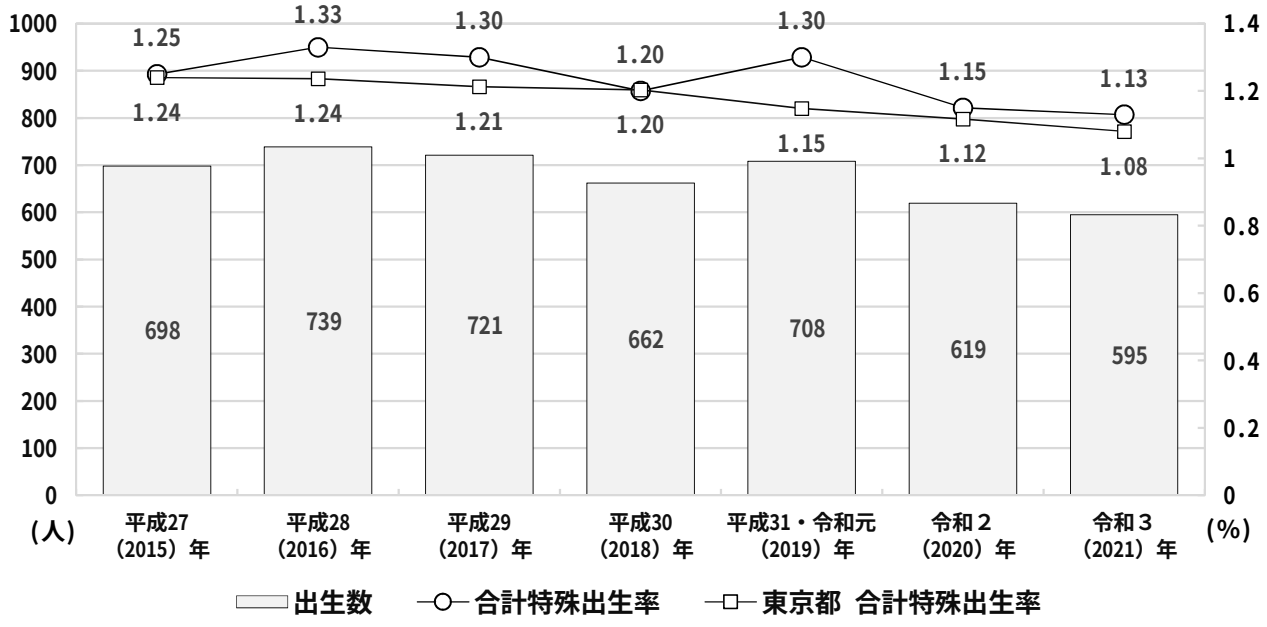

※東京都福祉保健局 区市町村別人口動態統計（「年次推移　区市町村別」）

イ　世帯の状況の現状

狛江市の世帯構成を経年比較で見ると高齢者独居世帯の伸びが最も大きく、次いでその他の独居世帯の伸びが大きくなっています。全世帯に占める独居世帯の割合は平成２(1990)年の 36.8%から令和２（2020）年の 47.8%と 11.0%増加しています。

独居世帯の割合は、全国 38.0%に比較して狛江市は 9.8%多く、特に高齢者以外の独居世帯が多いことが本市を含む東京都の特徴です。

世帯構成（経年比較）

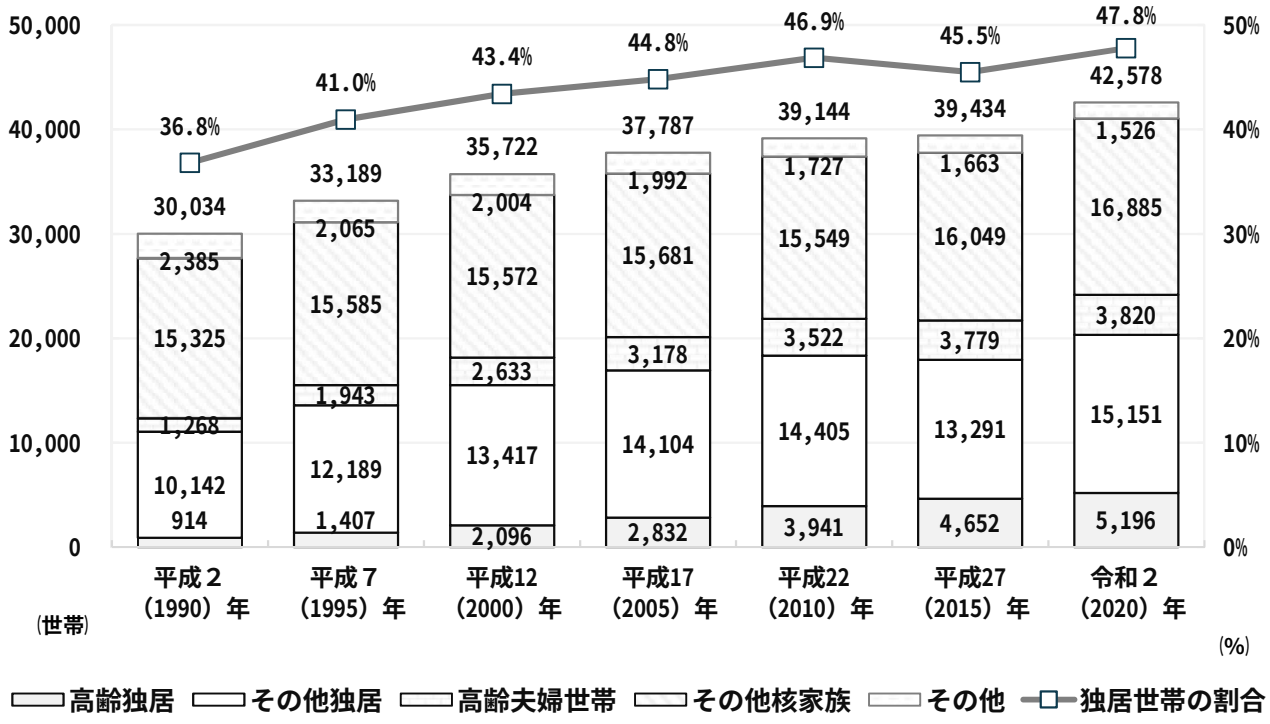

※国勢調査　各年 10 月１日

世帯構成（地域比較）

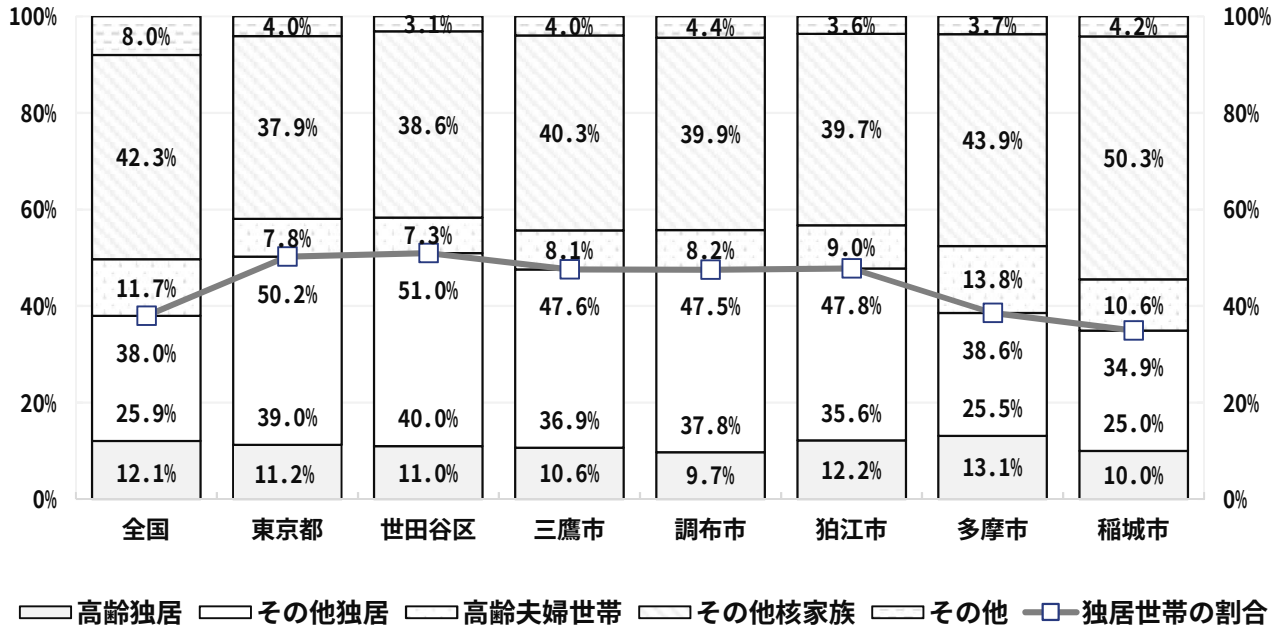

※国勢調査　令和２（2020）年 10 月１日

町別の１世帯当たりの人口構成を見ると、都営狛江団地のある和泉本町で高齢化率 29.9%、多摩川住宅イ号棟のある西和泉で高齢化率 49.6%となっています。これらの地区では、独居の高齢者が多く、こまほっとシルバー相談室を設置し、高齢者へのアウトリーチによる見守り、相談支援等を行っています。また、東和泉では、若者（20～39 歳）の比率が 33.3%となっており、世帯当たりの人員も 1.591 人となり独居の若者が多く住んでいると想定されます。

町別年齢階層別人口・世帯当たり人員

（単位：人）

	0～19 歳	20～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	総数	世帯当たり人員
総数	12,849	19,749	30,095	8,470	11,586	82,749	1.914
和泉本町	2,257	2,485	4,954	1,586	2,544	13,826	1.942
中和泉	1,911	3,050	4,495	1,090	1,326	11,872	1.933
西和泉	128	175	661	314	634	1,912	1.554
元和泉	442	1,068	1,208	325	407	3,450	1.719
東和泉	764	2,291	2,357	719	752	6,883	1.591
猪方	1,077	1,738	2,461	627	760	6,663	1.935
駒井町	837	968	1,627	446	645	4,523	2.152
岩戸南	1,450	2,144	3,487	1,016	1,292	9,389	2.004
岩戸北	1,319	2,591	3,174	784	994	8,862	1.808
東野川	1,476	1,662	3,032	873	1,175	8,218	2.139
西野川	1,188	1,577	2,639	690	1,057	7,151	2.087

※統計こまえ（令和４年度版）　令和５（2023）年１月１日

町別年齢階層別人口構成比

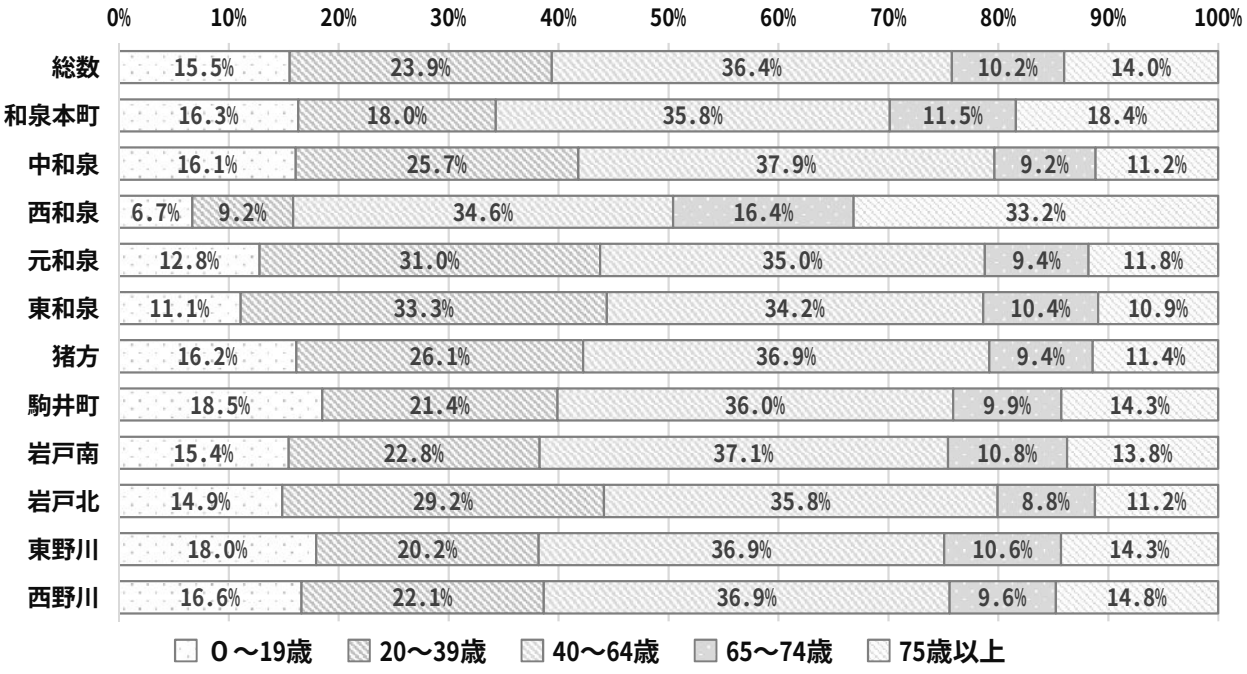

※統計こまえ（令和４年度版）　令和５（2023）年１月１日

世帯数は、増加傾向にあり、令和５（2023）年は 43,227 世帯となっています。また、１世帯当たりの人員数は、減少傾向にあり、令和５（2023）年は 1.91 人となっています。

狛江市の世帯数の推移

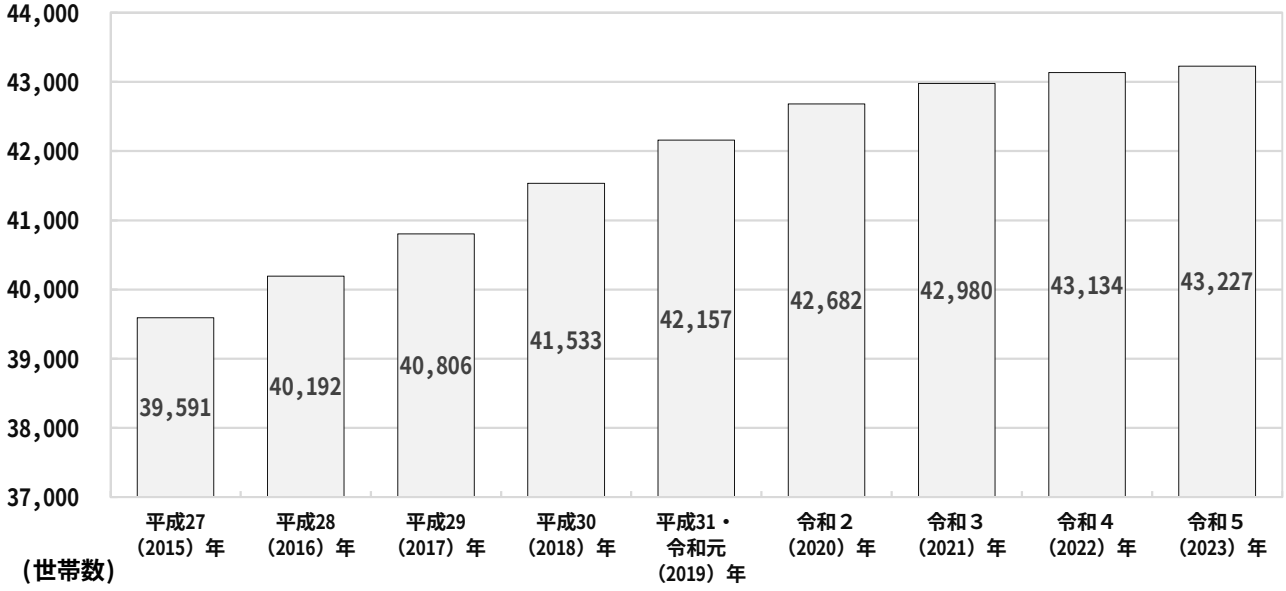

※統計こまえ（令和４年度版）令和５（2023）年１月１日

１世帯当たりの人員数（東京都との比較）

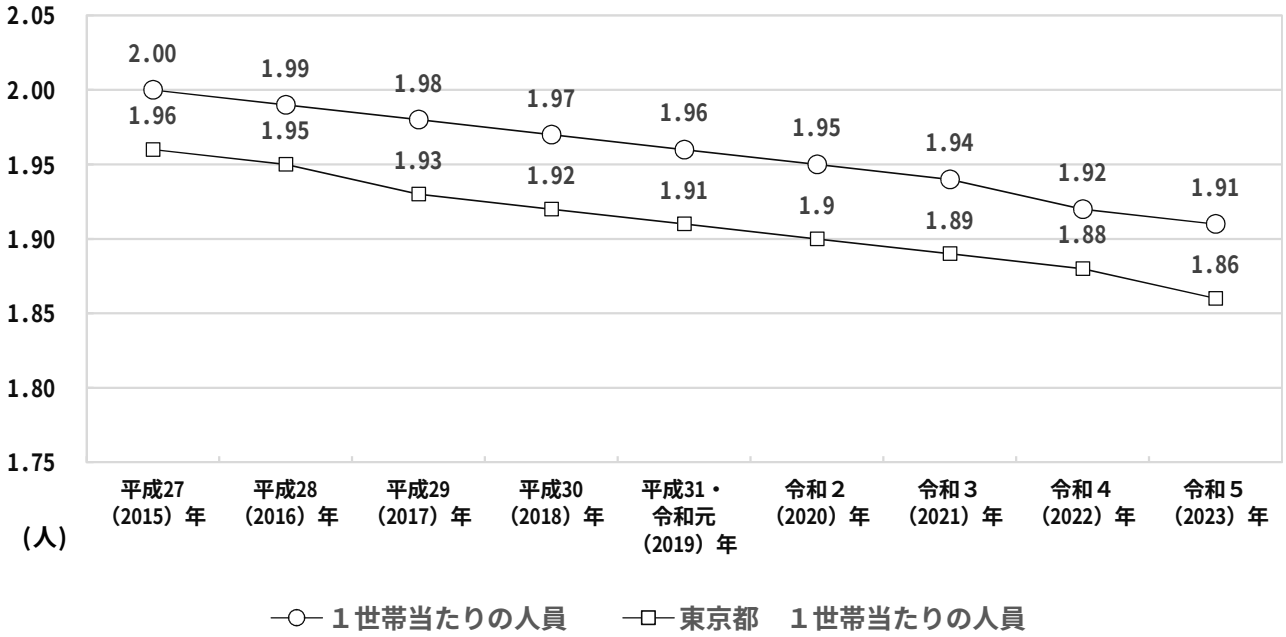

※統計こまえ（令和４年度版）令和５（2023）年１月１日

母子世帯数は、平成 22（2010）年まで増加傾向にありましたが、平成 27（2015）年に減少に転じ、令和２（2020）年は 250 世帯となっています。父子世帯数は、平成 22（2010）年まで増加傾向にありましたが、令和２（2020）年は 37 世帯となっています。

狛江市　母子世帯数

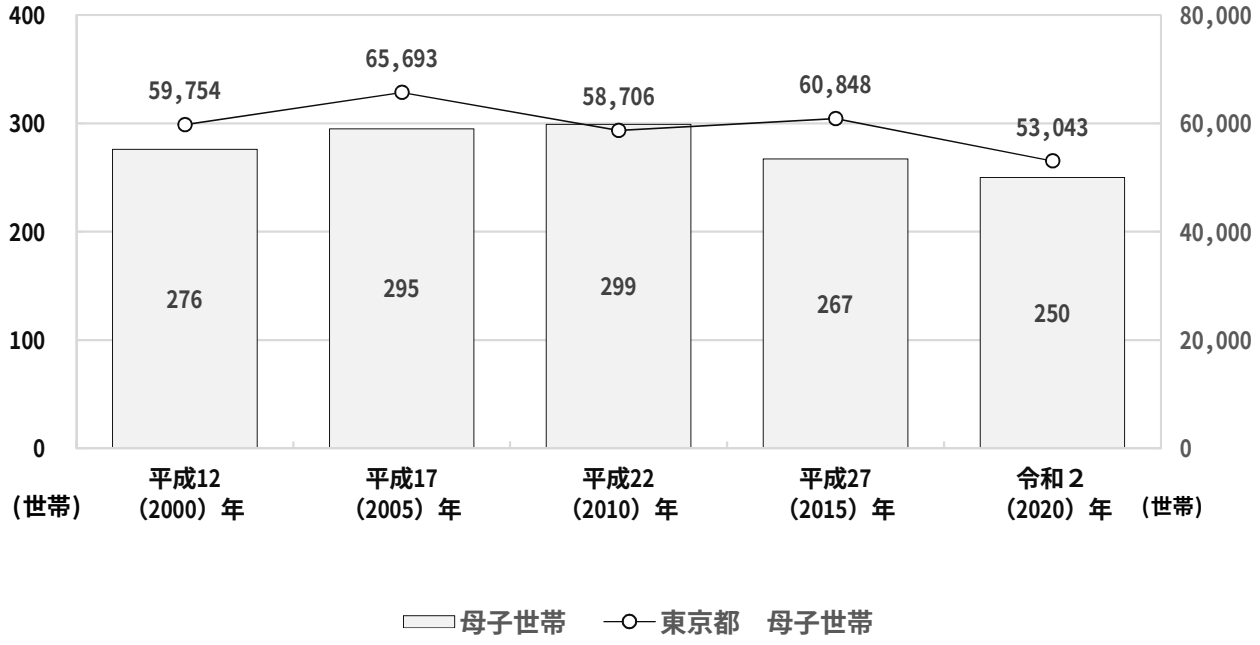

※国勢調査（各年 10 月 1 日）

狛江市　父子世帯数

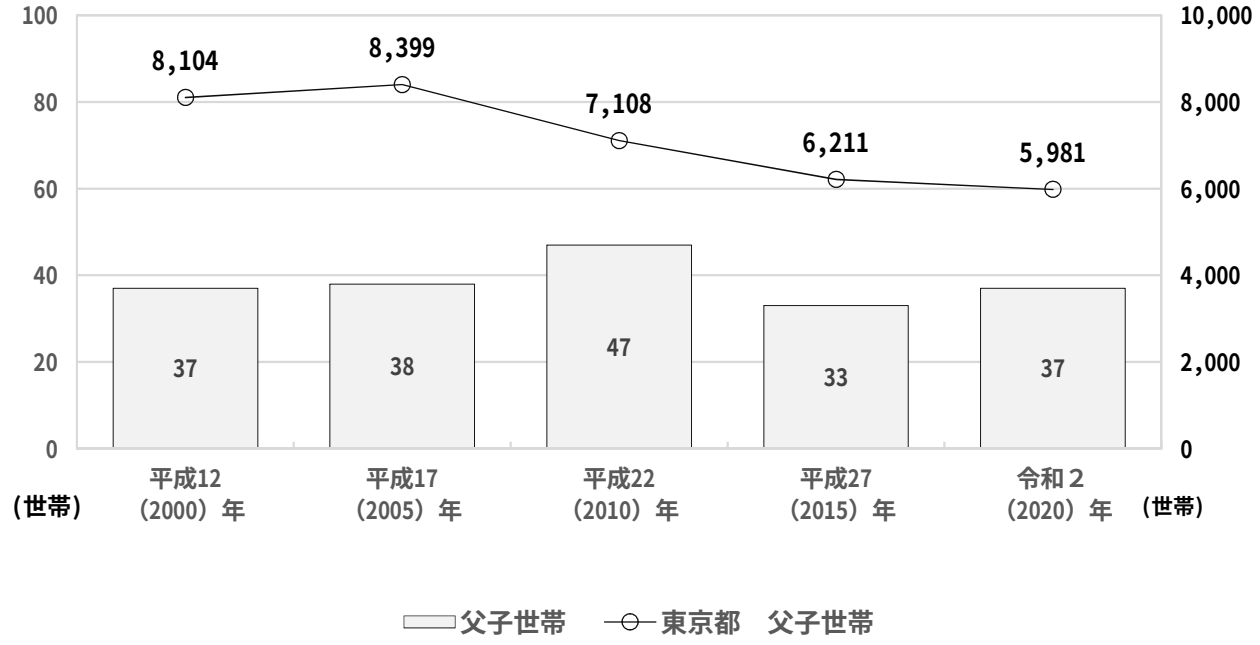

※国勢調査（各年 10 月 1 日）

（２）対象者・世帯ごとの現状

ア　生活保護世帯

狛江市の被生活保護世帯数・人員数は、平成 30（2018）年度は被保護世帯数が 963 世帯、被保護人員数が 1,126 人ですが、増加傾向にあり、令和４（2022）年度は被保護世帯数が 1,080 世帯、被保護人員数が 1,217 人となっています。生活保護人員数・世帯数とも微増傾向ですが、介護扶助の令和３(2021)年の扶助数が前年比で 9.1%増となっています。

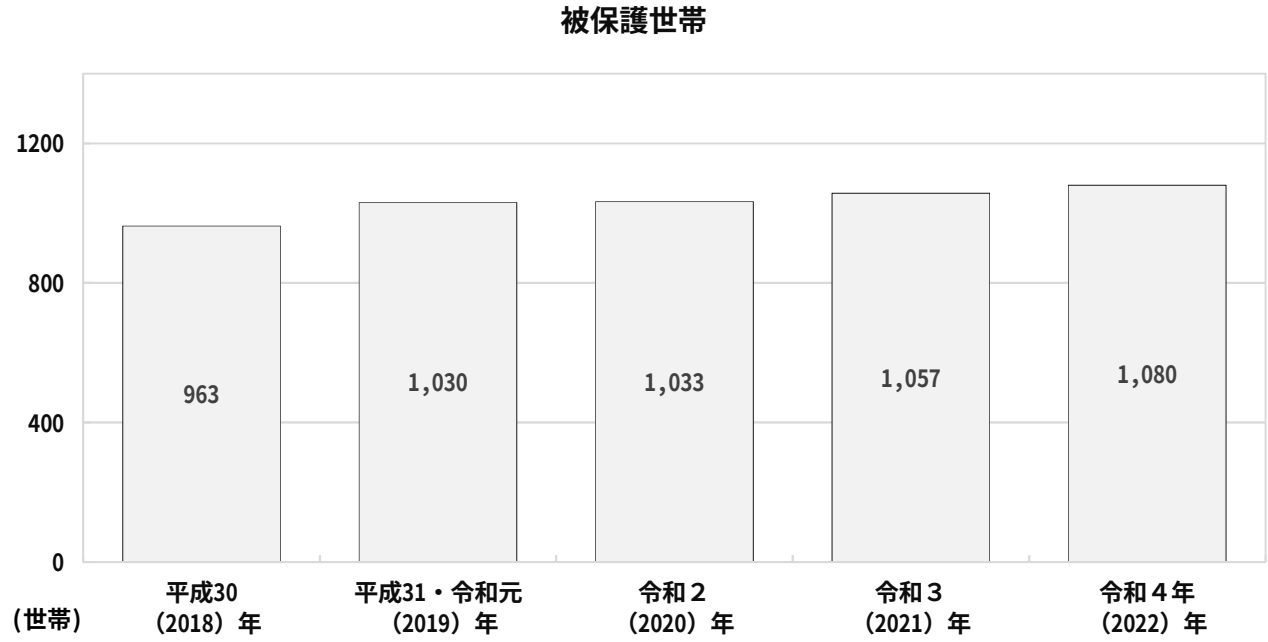

※停止世帯を含む。
※被保護者調査、月別概要

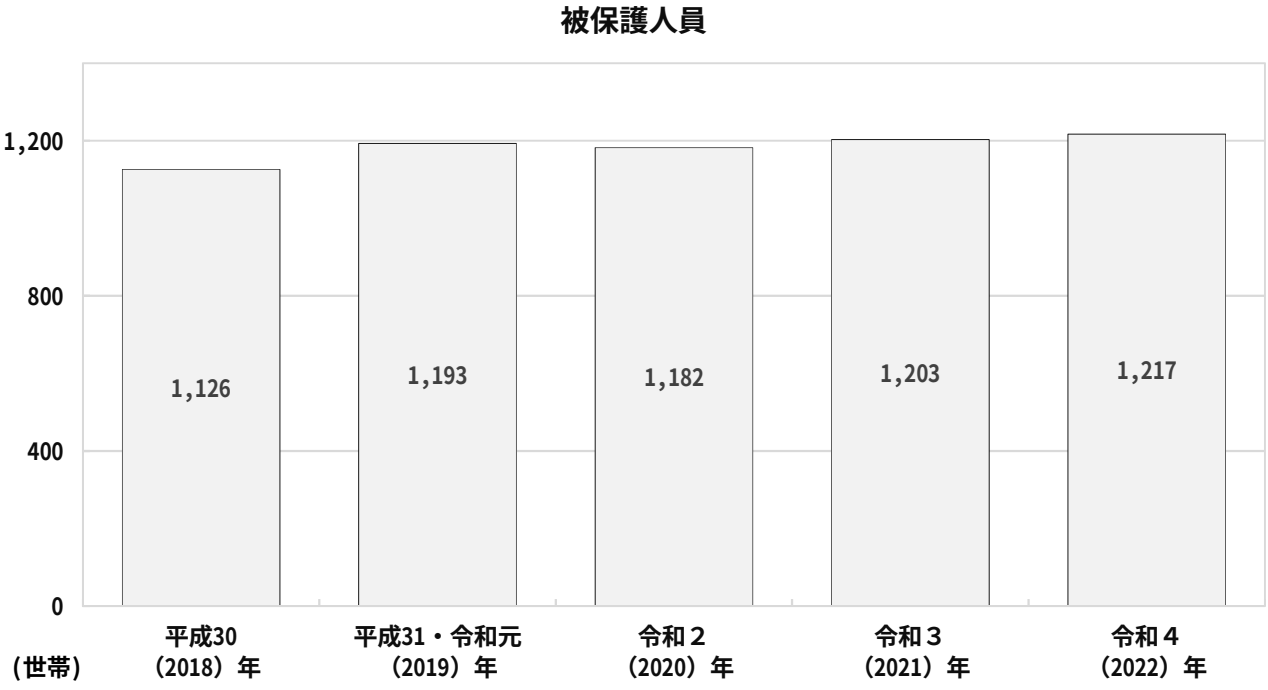

※停止世帯を含む。
※被保護者調査、月別概要

扶助別被保護世帯数・人員数は、生活扶助・住宅扶助・介護扶助・医療扶助が増加傾向となっており、令和４（2022）年度の扶助別被保護世帯数の合計は 38,161 世帯、扶助別被保護人員数の合計は 42,542 人となっています。

扶助別被保護世帯（月中被保護世帯）

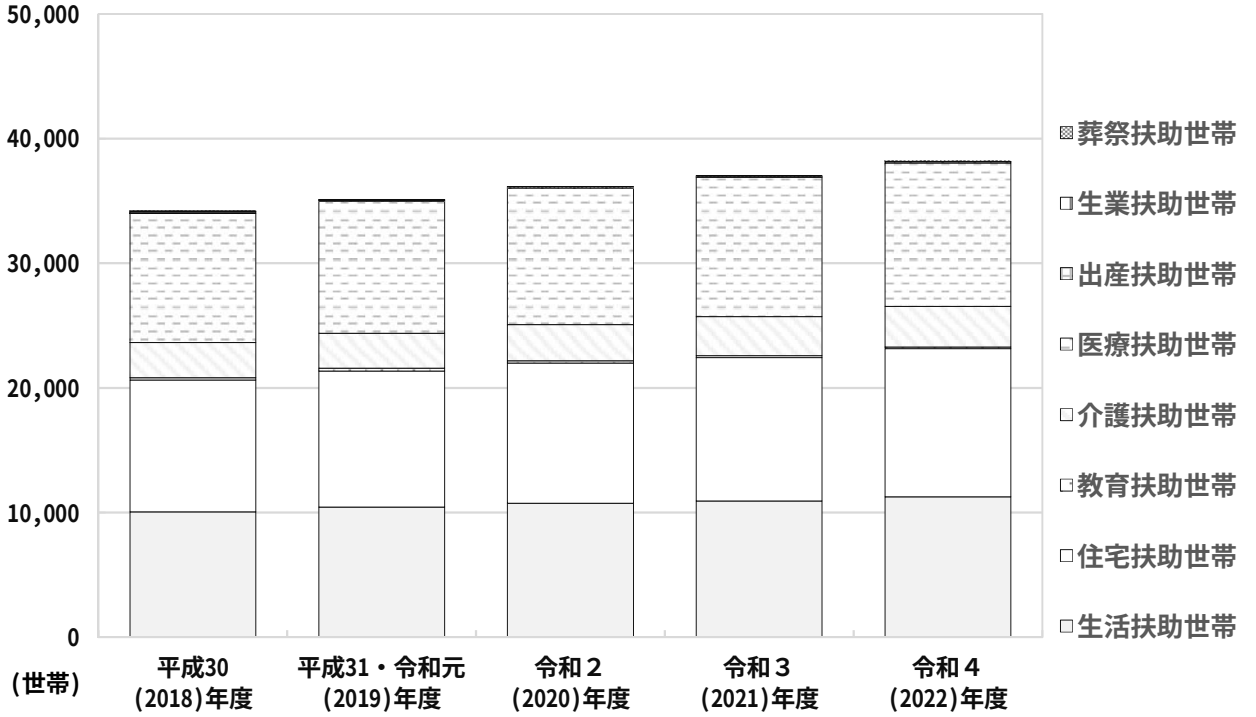

（単位：世帯）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
生活扶助世帯	10,068	10,430	10,742	10,917	11,269
住宅扶助世帯	10,555	10,931	11,245	11,508	11,879
教育扶助世帯	193	221	201	150	143
介護扶助世帯	2,818	2,801	2,893	3,157	3,250
医療扶助世帯	10,384	10,619	10,928	11,148	11,508
出産扶助世帯	0	2	0	0	0
生業扶助世帯	159	94	119	120	98
葬祭扶助世帯	23	10	13	16	14
合計	34,200	35,108	36,141	37,016	38,161

※ 被保護者調査、月別概要

扶助別被保護人員(人員の延数)

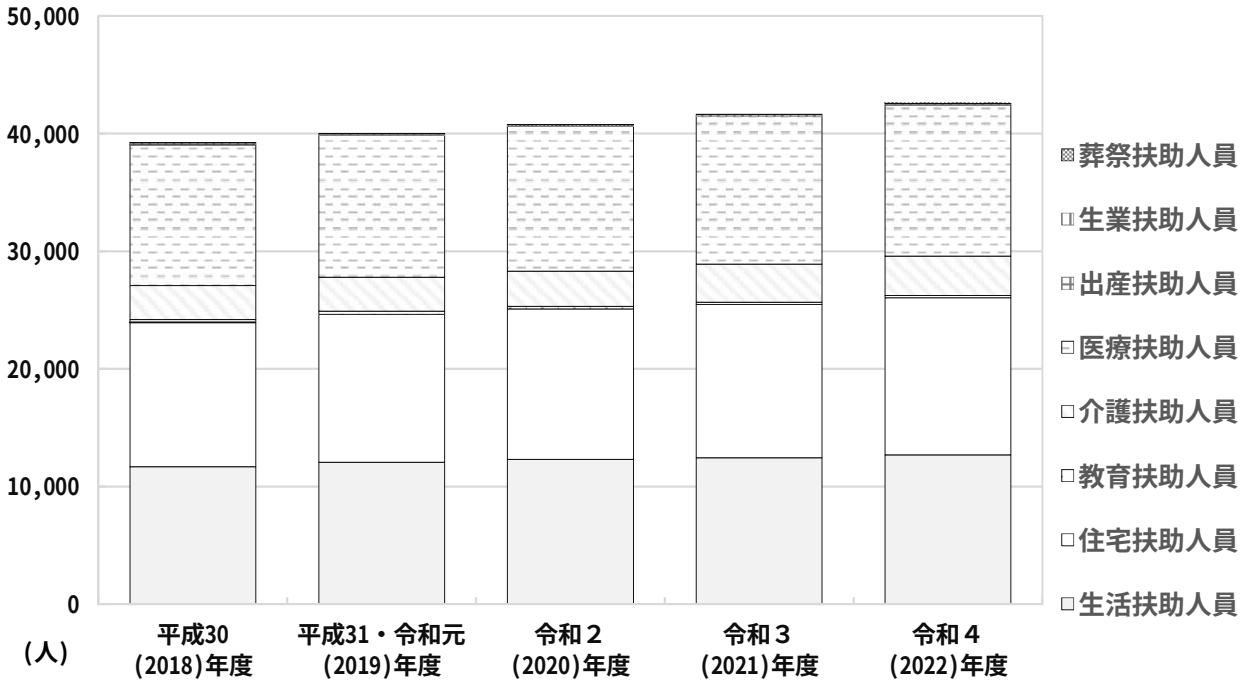

（単位：人）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
生活扶助人員	11,679	12,078	12,298	12,434	12,687
住宅扶助人員	12,246	12,556	12,798	13,036	13,358
教育扶助人員	264	282	230	194	203
介護扶助人員	2,895	2,861	2,974	3,240	3,324
医療扶助人員	11,952	12,089	12,301	12,559	12,857
出産扶助人員	0	2	0	0	0
生業扶助人員	169	117	130	132	99
葬祭扶助人員	23	10	13	16	14
合計	39,228	39,995	40,744	41,611	42,542

※ 被保護者調査、月別概要

イ　生活困窮者

年齢別では、令和２(2020)年度から急増した相談は、新型コロナウイルス感染症が収まるにつれ 20 歳代の若者は減少し、令和４(2022）年度は代わりに 70 歳代以上の高齢者の相談が増加し、新型コロナウイルス感染症蔓延以前の相談者の年代別の割合に近づきつつあります。年金収入だけでは生活を維持することが困難で、就労相談、住居確保給付金、自立支援金等に関する相談が増加したものと考えられます。

相談内容としては、初回相談時の新型コロナウイルス感染症影響下での収入減少による「収入・生活費について」の課題を抱える相談者が多くなっています。個別支援計画においては、「経済的な困窮」「住まい不安定」「就職活動の困難」という課題が多くなっています。70 歳代以上の高齢者の「病気」に関する相談、メンタルヘルスの課題(うつ病等）を抱える相談者や多重債務による家計管理の相談も多くあります。

就労支援事業の利用者は令和３(2021）年度の 92 人から 126 人へと大幅に増加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、離職や休業を余儀なくされた方が急増しました。その中には、復職、転職、個人事業の立直しが思うようにできず、求職活動が長期化し、継続的な支援をする必要がある方もいることから、支援者数が年々増加しています。

学習・生活支援では、配慮が必要な子どもの特性に合わせた支援が必要であるため、ボランティアへの発達障がい等の研修が課題となっています。

アウトリーチ支援事業では、令和４（2022）年９月頃から、ひきこもりを始めとする継続しての対応や、生活環境に課題のある住居の清掃や家族の構成員それぞれで個別の対応を関係機関と連携して行う等により高度な対応を必要とするケースが増加しています。

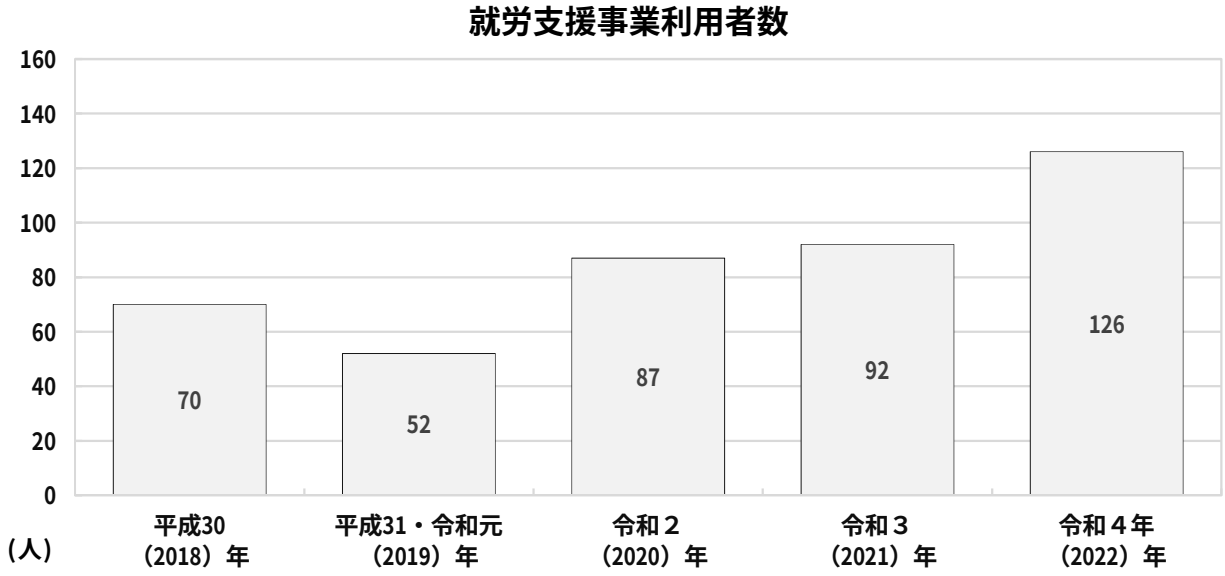

※就労支援・就労準備支援事業報告書より作成（各年月末）

ウ　高齢者

（ア）要支援・要介護認定者は、令和５（2023）年３月末時点で、狛江市の要介護・要支援認定者数は、4,612 人となっています。

令和５(2023)年３月末時点での認定率は、22.8%となっており、東京都の認定率より 2.6%、全国の認定率より 3.8%高くなっています。

要支援・要介護認定者数、認定率

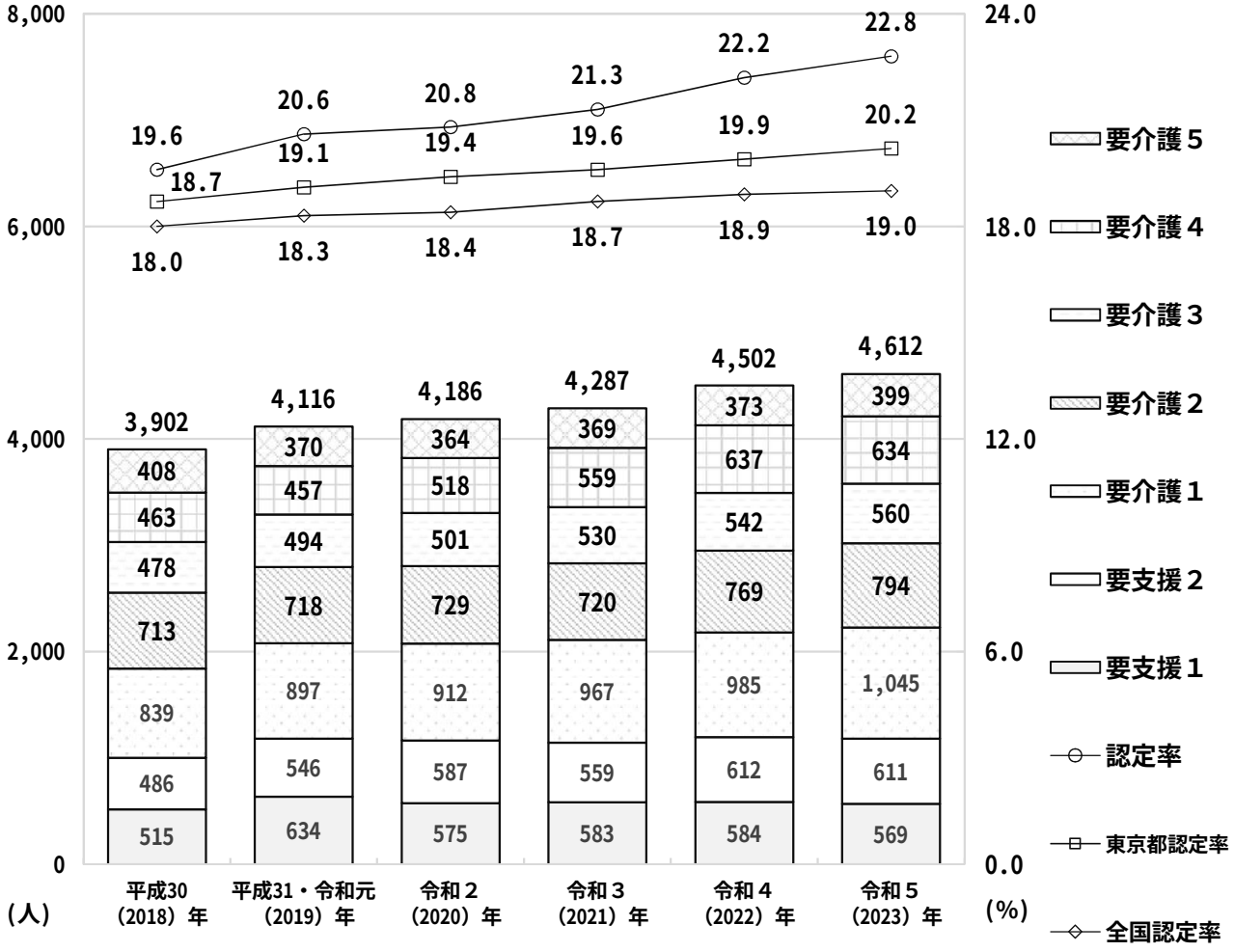

※地域包括ケア「見える化」システムより作成（各年３月末）

（イ）日常生活自立度Ⅰ以上の高齢者を認知症高齢者とした場合、市の認知症高齢者は 2,352 人となっています。

なお、前回データ引用者（2,184 人）の中には、日常生活自立度Ⅰ以上の高齢者が含まれています。前回データ引用者を除く 3,097 人のうち自立以外の高齢者の割合が 75.9%であることから、前回データ引用者のうち約 1,658 人が日常生活自立度Ⅰ以上の高齢者と推計されます。

したがって、市の認知症高齢者の実数は 4,010 人と推計され、平成 31・令和元（2019）年度末現在より 352 人増加しています。

高齢者のうち前期高齢者の人口は令和 22（2040）年まで、後期高齢者のうち 75 歳から 84 歳までの人口は一時的に減少が見込まれるものの令和 32（2050）年まで、85 歳以上の人口は令和 17（2035）年まで増加し続けると推計されており、今後も認知症高齢者の増加が見込まれます。

そのため、認知症基本法の掲げる認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会及び認知症施策推進大綱の掲げる、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していく必要があります。

（ウ）日常生活圏域ごとの高齢化率は、あいとぴあエリアが 23.1%、こまえ苑エリアが 22.3%こまえ正吉苑エリアが 27.1%となっています。

圏域別高齢者人口・高齢化率

（単位：人、%）

日常生活圏域	町名	町別人口	高齢者人口	高齢化率
あいとぴあエリア	中和泉	11,872	2,416	20.4
	西和泉	1,912	948	49.6
	元和泉	3,450	732	21.2
	東和泉	6,883	1,471	21.4
	圏域合計	24,117	5,567	23.1
こまえ苑エリア	猪方	6,663	1,387	20.8
	駒井町	4,523	1,091	24.1
	岩戸南	9,389	2,308	24.6
	岩戸北	8,862	1,778	20.1
	圏域合計	29,437	6,564	22.3
こまえ正吉苑エリア	和泉本町	13,826	4,130	29.9
	東野川	8,218	2,048	24.9
	西野川	7,151	1,747	24.4
	圏域合計	29,195	7,925	27.1
	狛江市合計	82,749	20,056	24.2

※統計こまえ（令和４年度版）　令和５（2023）年１月１日

（エ）町丁別の１世帯当たりの人員及び高齢化率を見ると、都営狛江団地のある和泉本町四丁目の高齢化率は 57.0%、多摩川住宅イ号棟のある西和泉一丁目の高齢化率は 54.3%、また、１世帯あたりの人員がそれぞれ 1.578 人、1.399 人となっており、独居の高齢者が多くなっています。

町丁別の１世帯当たりの人員及び高齢化率

（単位：人、世帯、%）

町名	丁目	総数	高齢者人口	高齢化率	世帯数	一世帯あたりの人口
和泉本町	一丁目	6,295	1,304	20.7	3,066	2.053
	二丁目	1,568	426	27.2	749	2.093
	三丁目	2,670	523	19.6	1,218	2.192
	四丁目	3,293	1,877	57.0	2,087	1.578
中和泉	一丁目	2,041	385	18.9	1,150	1.775
	二丁目	1,901	373	19.6	978	1.944
	三丁目	2,779	546	19.6	1,435	1.937
	四丁目	1,454	279	19.2	697	2.086
	五丁目	3,697	833	22.5	1,883	1.963
西和泉	一丁目	1,100	597	54.3	786	1.399
	二丁目	812	351	43.2	444	1.829
元和泉	一丁目	1,171	206	17.6	714	1.640
	二丁目	1,445	373	25.8	758	1.906
	三丁目	834	153	18.3	535	1.559
東和泉	一丁目	3,238	676	20.9	2,091	1.549
	二丁目	1,409	300	21.3	879	1.603
	三丁目	1,662	399	24.0	956	1.738
	四丁目	574	96	16.7	401	1.431
猪方	一丁目	1,067	188	17.6	583	1.830
	二丁目	1,582	321	20.3	747	2.118
	三丁目	2,753	648	23.5	1,462	1.883
	四丁目	1,261	230	18.2	651	1.937
駒井町	一丁目	1,642	427	26.0	813	2.020
	二丁目	1,290	289	22.4	550	2.345
	三丁目	1,591	375	23.6	739	2.153
岩戸南	一丁目	2,504	560	22.4	1,266	1.978
	二丁目	2,284	581	25.4	1,233	1.852
	三丁目	2,663	664	24.9	1,349	1.974
	四丁目	1,938	503	26.0	837	2.315

町名	丁目	総数	高齢者人口	高齢化率	世帯数	一世帯あたりの人口
岩戸北	一丁目	1,935	403	20.8	993	1.949
	二丁目	2,150	332	15.4	996	2.159
	三丁目	3,048	736	24.1	1,794	1.699
	四丁目	1,729	307	17.8	1,118	1.547
東野川	一丁目	2,003	519	25.9	1,020	1.964
	二丁目	1,639	325	19.8	698	2.348
	三丁目	2,595	767	29.6	1,195	2.172
	四丁目	1,981	437	22.1	929	2.132
西野川	一丁目	1,828	424	23.2	909	2.011
	二丁目	1,653	390	23.6	761	2.172
	三丁目	794	192	24.2	373	2.129
	四丁目	2,876	741	25.8	1,384	2.078

※統計こまえ（令和４年度版）令和５（2023）年１月１日

（オ）高齢化率

高齢化率は、令和２（2020）年以降上昇又は横ばい傾向となり、令和５（2022）年の高齢化率は 24.2%となっており、東京都の高齢化率を 1.3%から 1.5%程度上回る水準が続いています。

狛江市　高齢化率

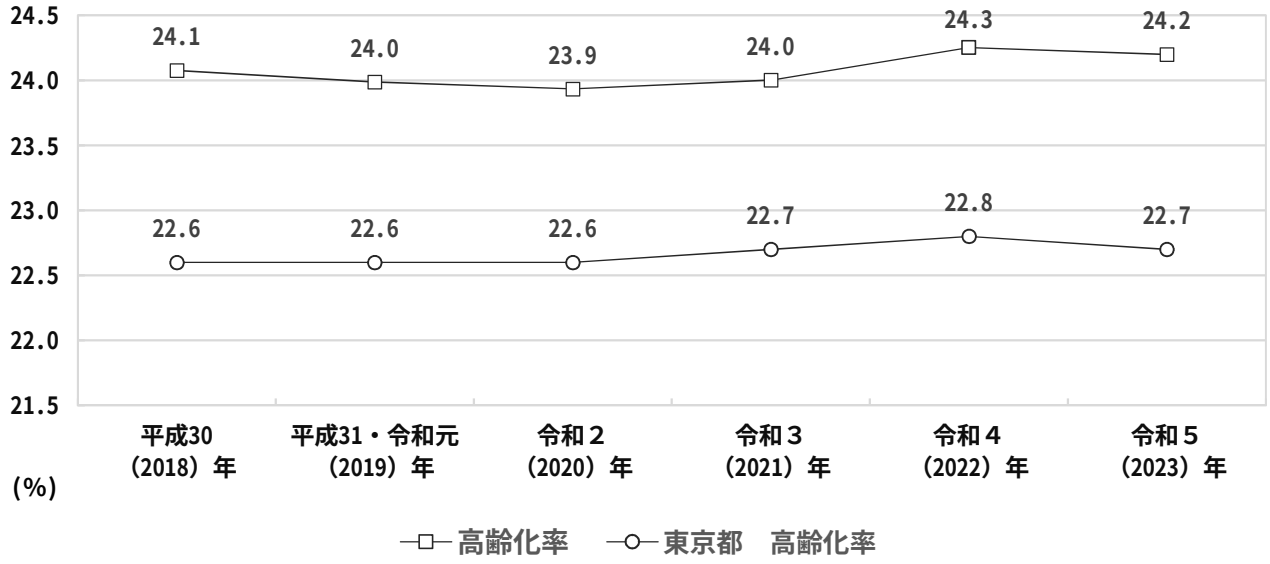

※狛江市住民基本台帳（各年１月１日）

※東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年１月１日）

（カ）高齢者世帯

一人暮らし高齢者は、増加傾向にあり、令和２（2020）年は一人暮らし高齢者が 5,196 人、となっています。高齢者夫婦のみ世帯は、平成 27（2015）年まで増加傾向にありましたが、令和２（2020）年には減少に転じ、3,478 世帯となっています。

一人暮らし高齢者・高齢者夫婦のみ世帯数

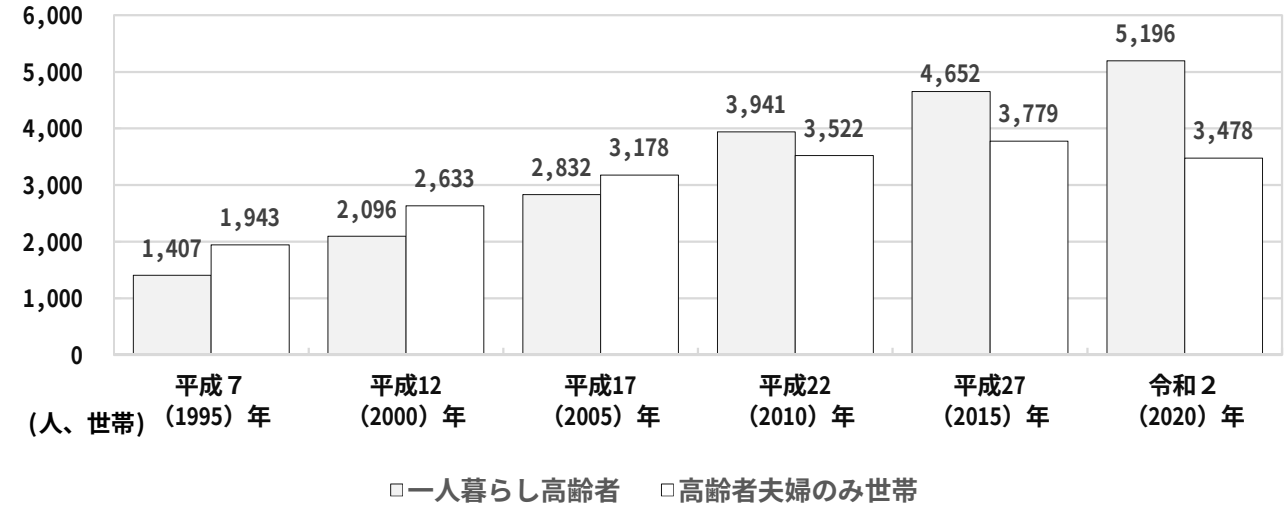

※国勢調査（各年 10 月１日）

（キ）敬老金等支給状況

狛江市の敬老金等支給金額・人員は令和３（2021）年度まで増加傾向にありましたが、令和４（2022）年度には減少し、敬老金等支給金額が 7,289,000 円、敬老金等支給人員が 1,171 人となっています。

敬老金等支給状況

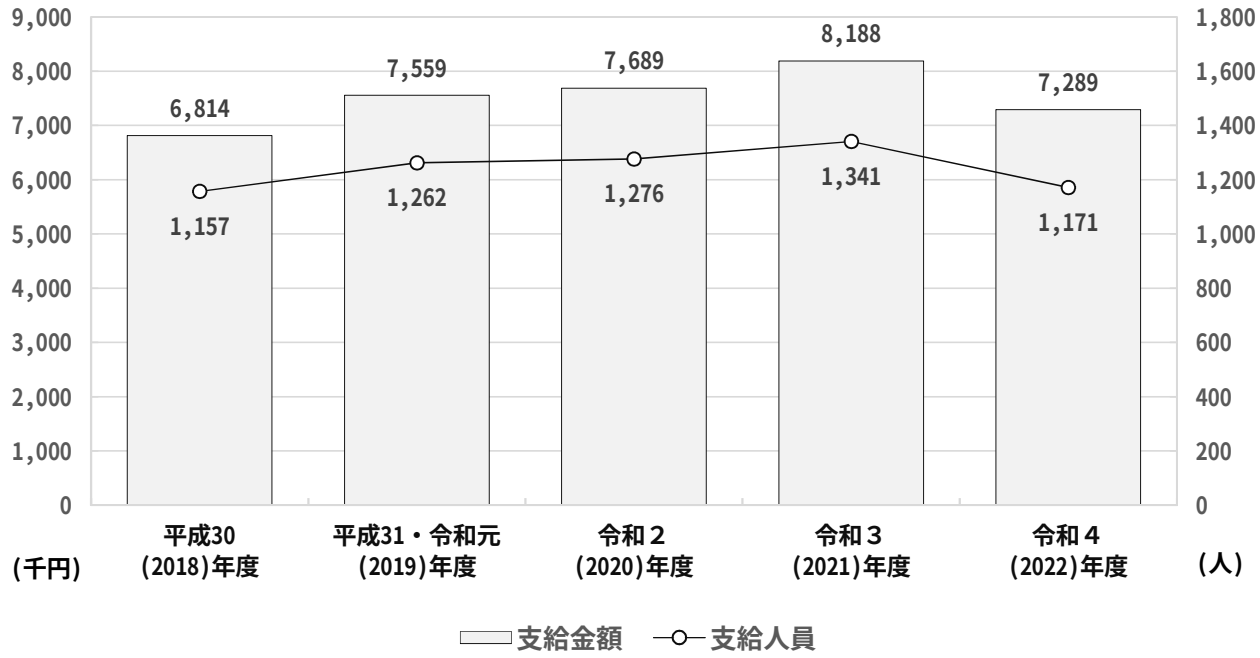

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市
※満 77 歳に 5,000 円、満 88 歳に 8,000 円の敬老金を支給、満 99 歳に 10,000 円程度の記念品を支給

エ　障がい者

（ア）身体障がい者（児）

身体障がい児援護措置数は令和４（2022）年度で 52 人となっています。障がい部位別に見ると、「肢体」が 31 人で最も多く、次いで「内部」が 11 人、「聴覚」が９人となっています。手帳新規交付数は、平成 30（2018）年度は 11 件でしたが、平成 31・令和元（2019）年以降各年度３件で推移した後、令和４（2022）年度は５件となっています。

身体障がい児援護措置状況

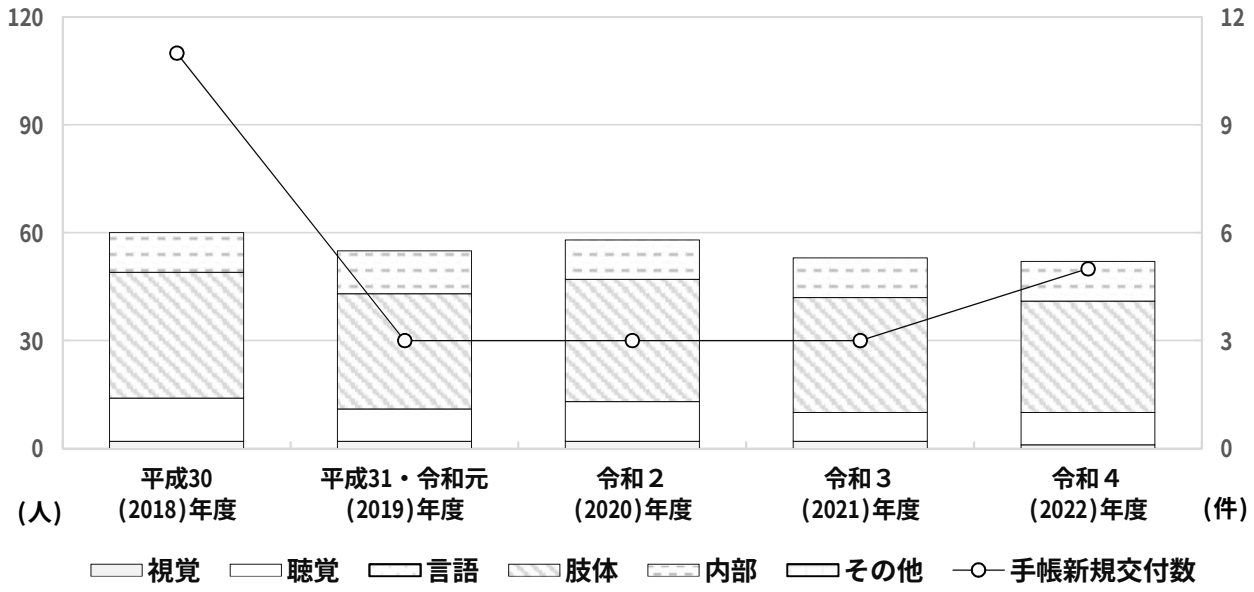

（単位：人、件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
視覚	2	2	2	2	1
聴覚	12	9	11	8	9
言語	0	0	0	0	0
肢体	35	32	34	32	31
内部	11	12	11	11	11
その他	0	0	0	0	0
合計	60	55	58	53	52
手帳新規交付数	11	3	3	3	5

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

身体障がい者数は、平成 30（2018）年度は 1,928 人でしたが、減少傾向にあり、令和４（2022）年度は 1,862 人となっています。障がい部位別に見ると、「肢体」が 802 人で最も多く、次いで「内部」が 746 人、「聴覚」が 179 人となっています。手帳新規交付数は、令和２（2020）年度に 85 件と減少した後、令和３（2021）年度は 122 件、令和４（2022）年度は 125 件と推移しています。

身体障がい者数及び手帳新規交付状況

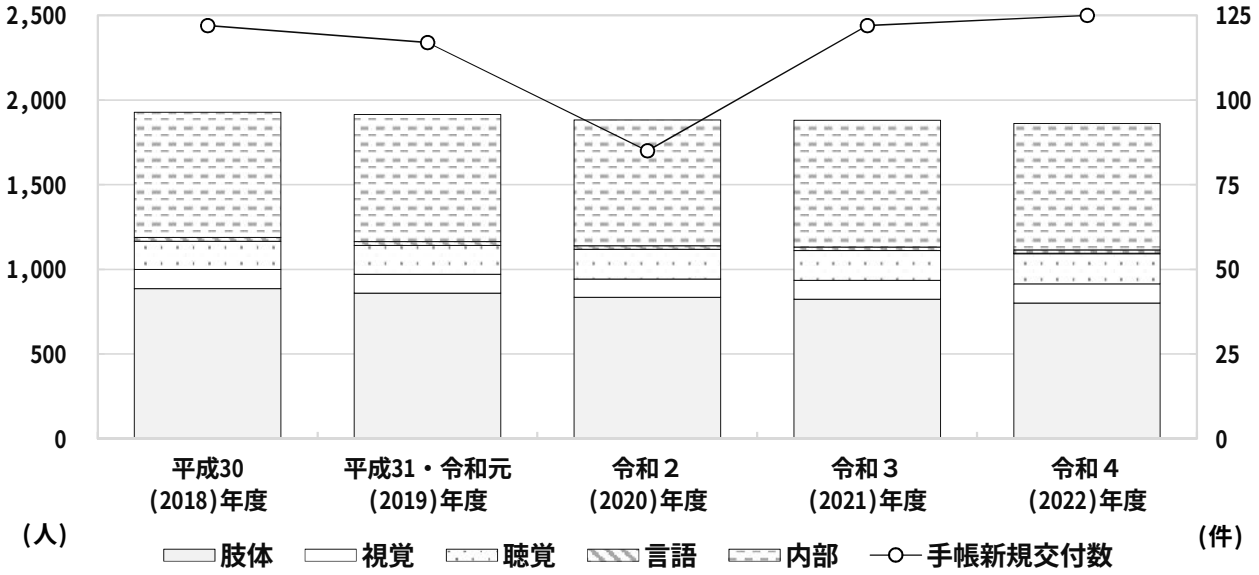

（単位：人、件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
肢体	886	860	835	824	802
視覚	113	112	108	111	112
聴覚	168	170	175	177	179
言語	21	22	21	21	23
内部	740	751	743	747	746
合計	1,928	1,915	1,882	1,880	1,862
手帳新規交付数	122	117	85	122	125

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

障がい児通所施設利用件数は、増加傾向にあり、令和４（2022）年度は 372 件となっています。

障がい児通所施設利用状況

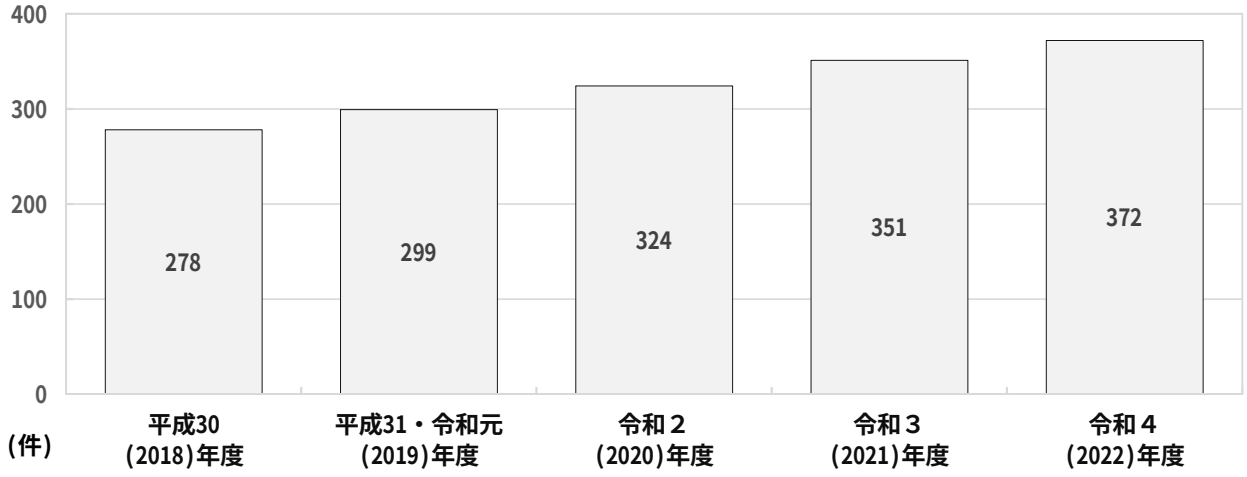

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

（イ）知的障がい者（児）

知的障がい児援護措置数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和４（2022）年度は 103 人となっています。障がいの程度別に見ると、４度が 59 人で最も多く、次いで２度が 25 人、３度が 18 人、１度が１人となっています。手帳新規交付数は、令和３（2021）年度に８件と減少しましたが、令和４（2022）年度は 12 件となっています。

知的障がい児援護措置状況

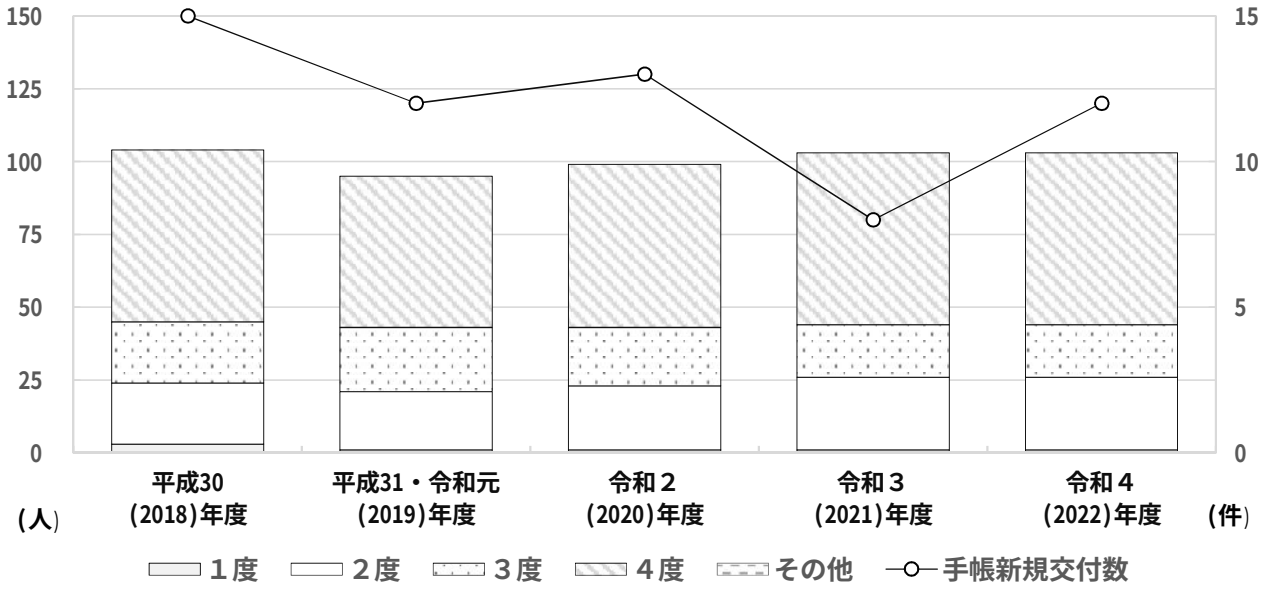

（単位：人、件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
１度	3	1	1	1	1
２度	21	20	22	25	25
３度	21	22	20	18	18
４度	59	52	56	59	59
その他	0	0	0	0	0
合 計	104	95	99	103	103
手帳新規交付数	15	12	13	8	12

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

知的障がい者数は、増加傾向にあり、令和４（2022）年度は 350 人となっています。障がいの程度別では、４度が 178 人と最も多く、次いで３度が 83 人、２度が 74 人、１度が 15 人となっています。愛の手帳新規交付数は、令和３（2021）年度まで減少傾向にありましたが、令和４（2022）年度に増加に転じ、６件となっています。

知的障がい者数及び愛の手帳新規交付状況

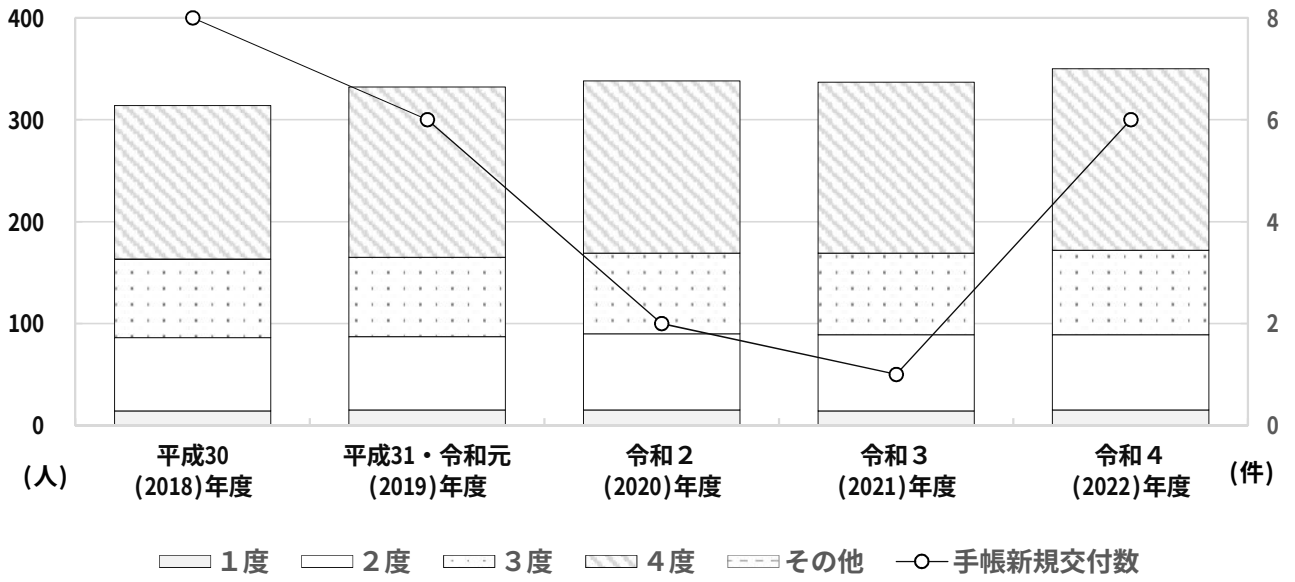

（単位：人、件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
１度	14	15	15	14	15
２度	72	72	75	75	74
３度	77	78	79	80	83
４度	151	167	169	168	178
その他	0	0	0	0	0
合 計	314	332	338	337	350
手帳新規交付数	8	6	2	1	6

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

（ウ）精神障がい者（児）

精神保健福祉手帳の交付数が令和３(2021)年度に前年度比で 23.6%増加しています。令和４(2022)年度も増加傾向は続いています。等級別では令和３(2021)年度に２級の方が前年度比で 25.0%、３級の方が前年度比で 20.0%増加しており、令和４年度(2022)も同様の増加傾向は続いています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても令和３(2021)年度に前年度比で 56.9%増加しています。

精神保健福祉手帳交付数は、令和２（2020）年度から増加傾向にあり、令和４（2022）年度は 459 件となっています。級別に見ると、２級が 250 件と最も高く、次いで３級が 193 件、１級が 16 件となっています。

精神保健福祉手帳交付状況

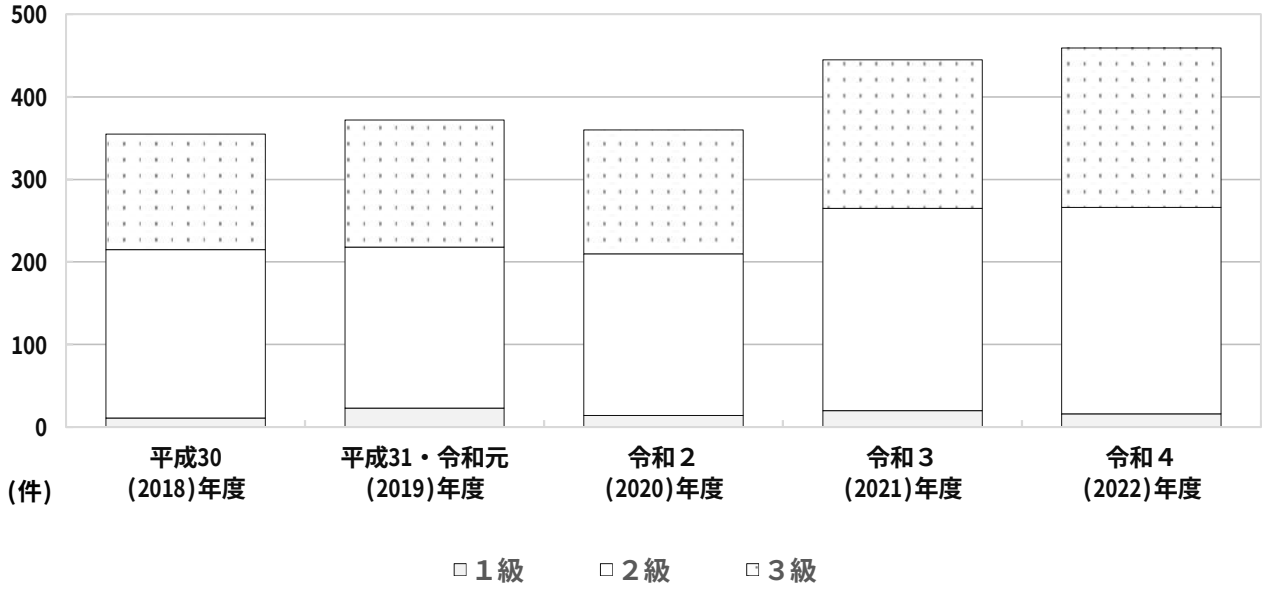

（単位：件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
１級	11	23	14	20	16
２級	204	195	196	245	250
３級	140	154	150	180	193
合計	355	372	360	445	459

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

心身障がい者福祉手当支給人数は、令和３（2021）年度まで減少傾向にありましたが、令和４（2022）年度は微増し 1,257 人となっています。級別に見ると、１級が 343 人と最も高く、次いで知的障がいが 301 人、４級が 215 人となっています。また、心身障がい者福祉手当支給額（総額）は減少傾向にあり、令和４（2022）年度は 146,581,000 円となっています。

心身障がい者福祉手当支給

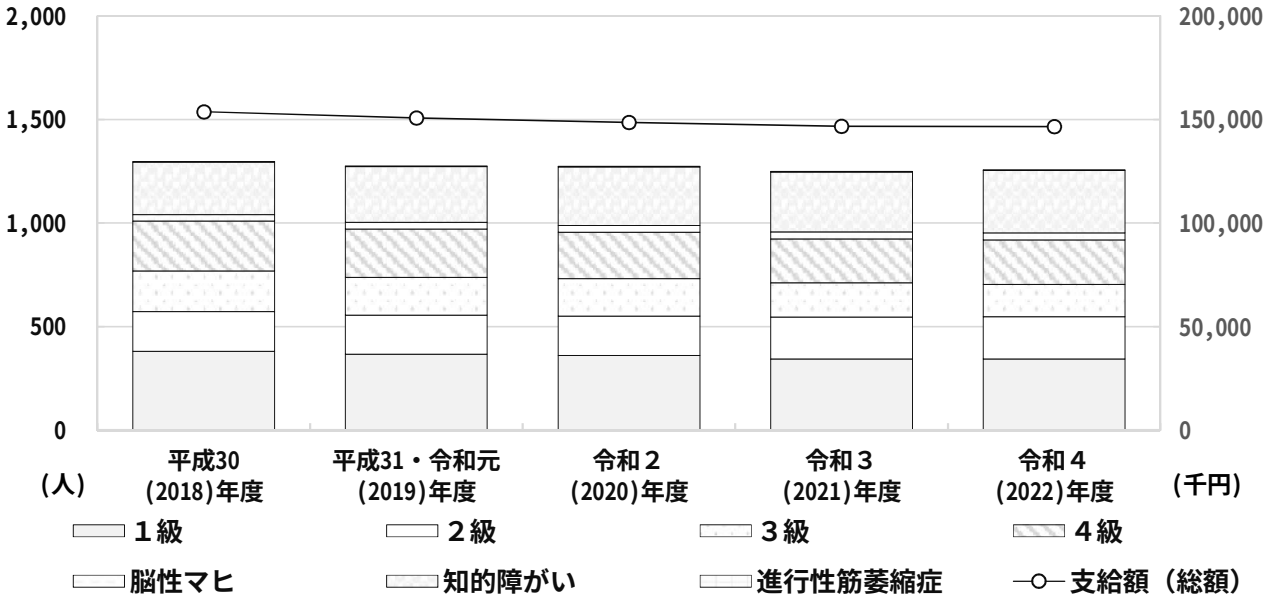

（単位：人、千円）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
１級	381	366	361	344	343
２級	191	189	190	202	204
３級	197	182	180	166	157
４級	240	234	225	211	215
脳性マヒ	32	32	32	34	34
知的障がい	253	270	283	289	301
進行性筋萎縮症	3	3	3	4	3
受給者	1,297	1,276	1,274	1,250	1,257
支給額（総額）	153,708	150,812	148,597	146,714	146,581

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

（エ）難病者福祉手当受給者数

難病者福祉手当の受給者数（延べ人数）・総支給額は、増加傾向にあり、令和４（2022）年度は受給者数（延べ人数）が 7,970 人、総支給額が 43,038,000 円となっています。

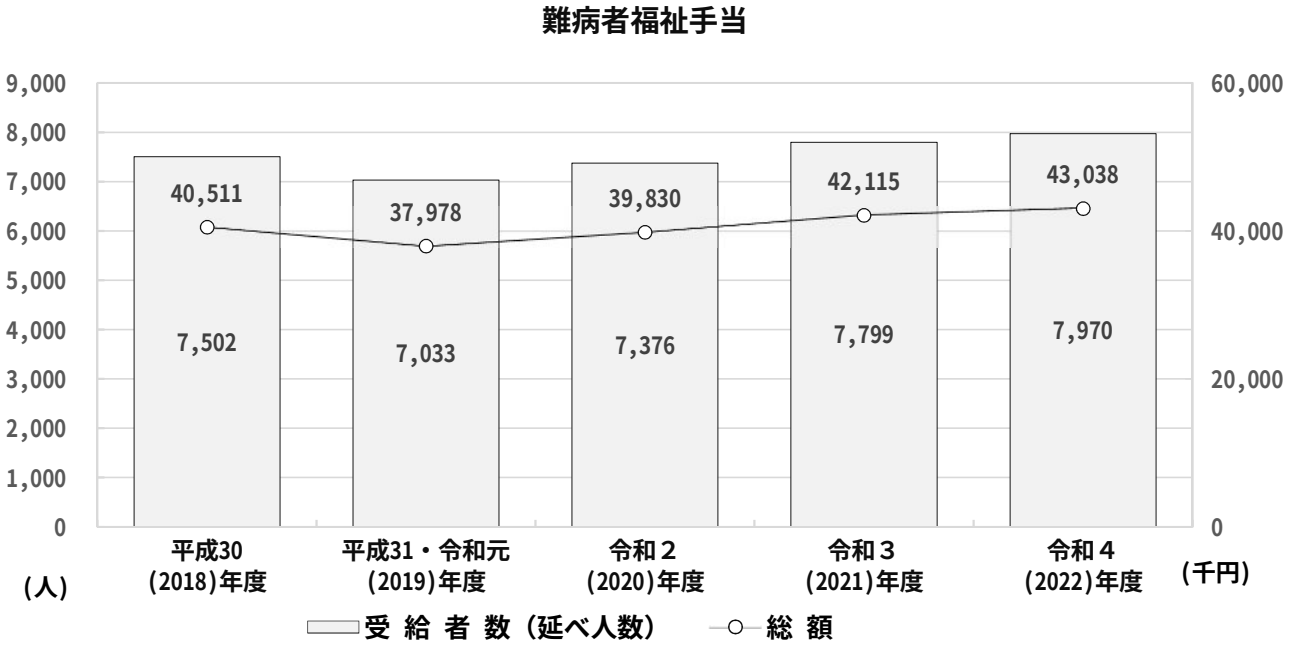

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市
※支給月額は 5,400 円

（オ）障がい者施設利用状況

障がい者施設利用人数は、令和２（2020）年度以降増加傾向にあり、令和４（2022）年度は 477 人となっています。施設種類別に見ると、入所施設より通所施設の利用人数が多くなっています。

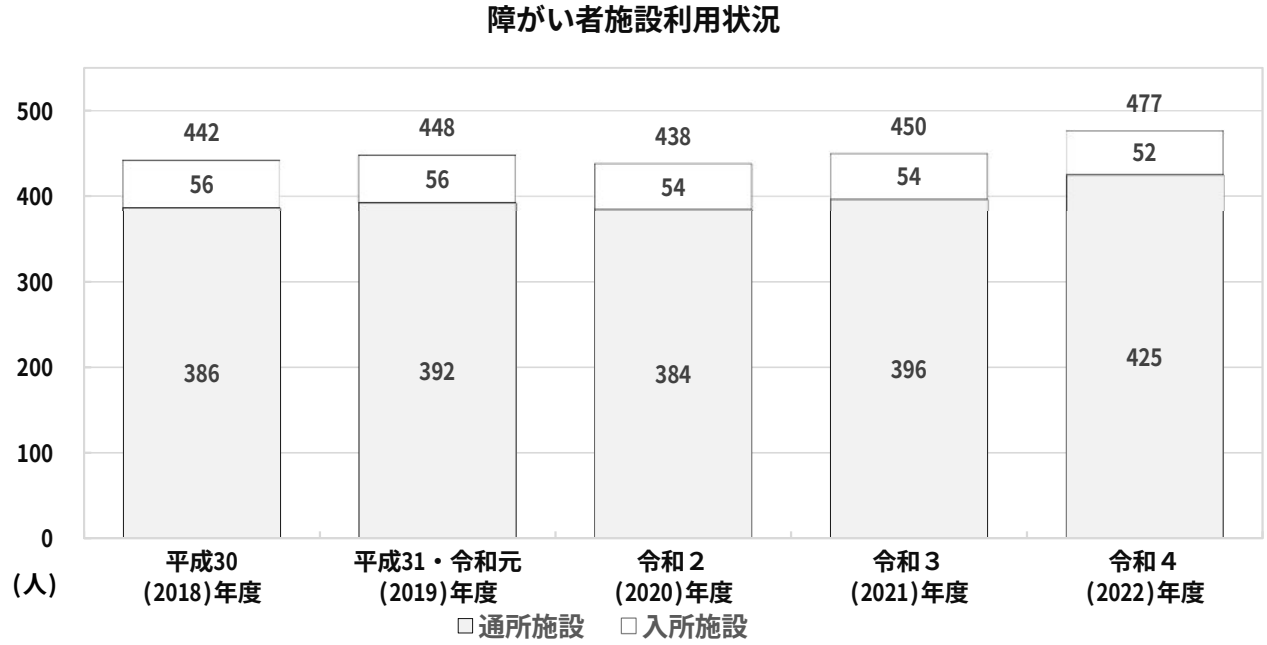

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

（カ）日常生活用具費給付状況

日常生活用具費給付件数は、令和３（2021）年度まで増加傾向にありましたが、令和４（2022）年度は令和３（2021）年度の 959 件から減少し、931 件となっています。

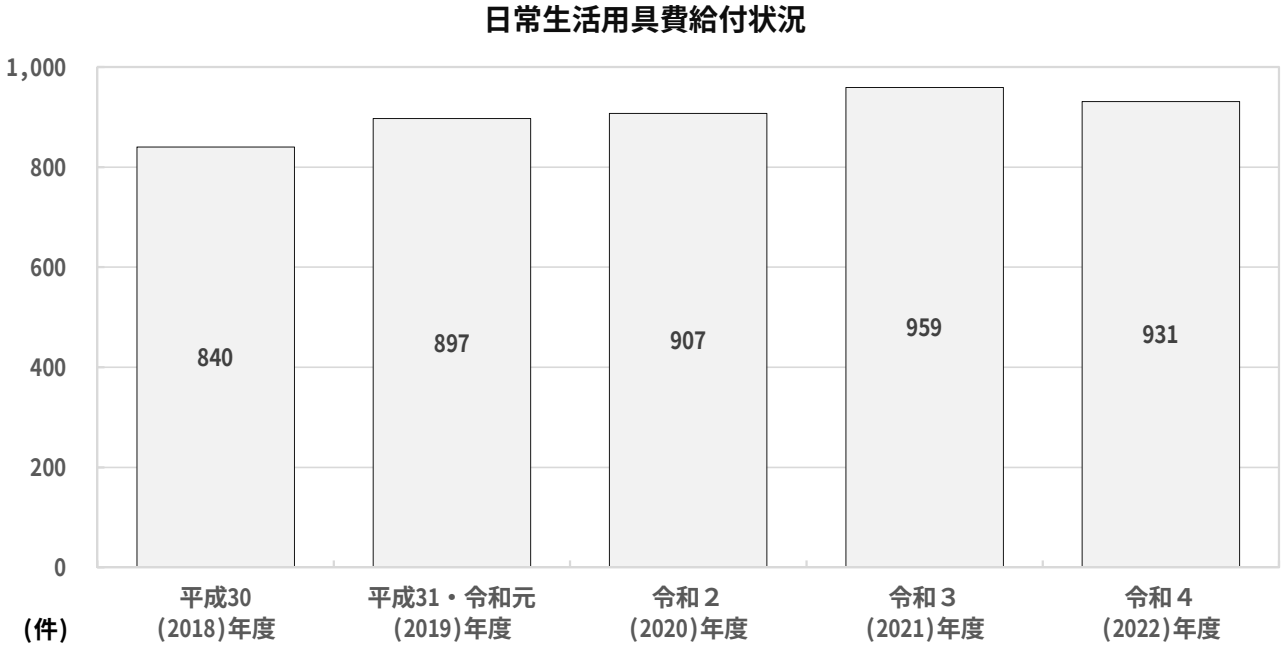

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市

（キ）補装具

補装具交付件数の合計は、平成 31・令和元（2019）年度から減少傾向にありましたが、令和４（2022）年度は増加に転じ、81 件となっています。種類別に見ると、「肢体関係」が 39 件で最も高く、次いで「聴覚関係」が 35 件、「視覚関係」が７件となっています。

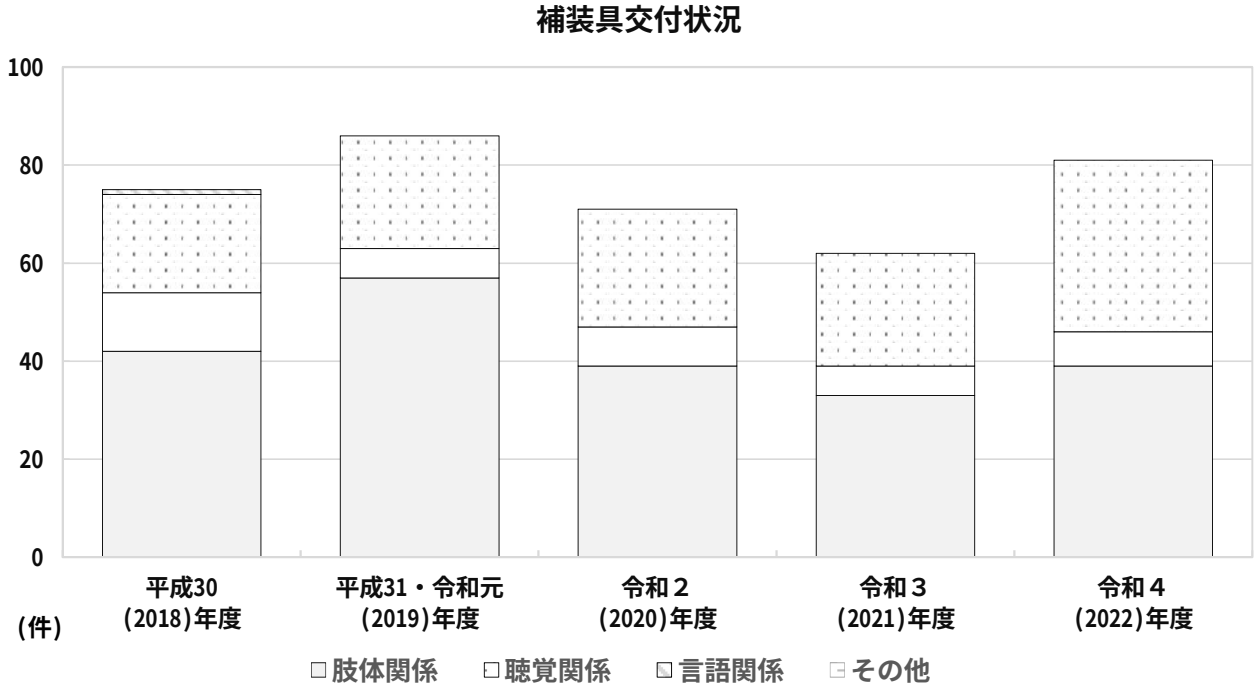

（単位：件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
肢体関係	42	57	39	33	39
視覚関係	12	6	8	6	7
聴覚関係	20	23	24	23	35
言語関係	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	75	86	71	62	81

※障害者自立支援給付費国庫負担金事業実績報告

補装具修理件数の合計は、令和３（2021）年度までは増加傾向にありましたが、令和４（2022）年度は減少に転じ、50 件となっています。種類別に見ると、「肢体関係」が 26 件で最も高く、次いで「聴覚関係」が 23 件、「視覚関係」が１件となっています。

補装具修理状況

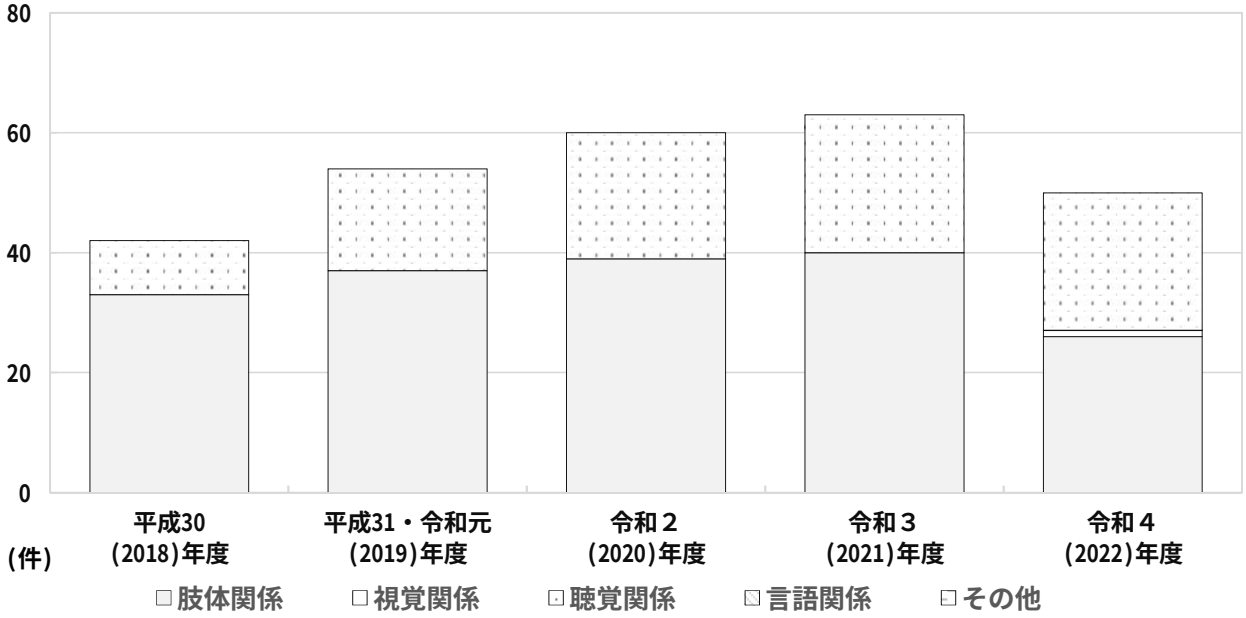

（単位：件）

	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
肢体関係	33	37	39	40	26
視覚関係	0	0	0	0	1
聴覚関係	9	17	21	23	23
言語関係	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	42	54	60	63	50

※障害者自立支援給付費国庫負担金事業実績報告

オ　外国人

外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３(2021)年、令和４(2022)年は減少しましたが、令和５(2023)年から増加に転じています。

外国人人口は令和２（2020）年度以降減少傾向にありましたが、令和５（2023）年は 1,362 人となっています。令和５（2023）年の外国人人口を国籍別に見ると（「その他」を除く）、「中国」が 394 人と最多で、次いで「韓国・朝鮮」が 198 人、「フィリピン」が 130 人となっています。

外国人人口

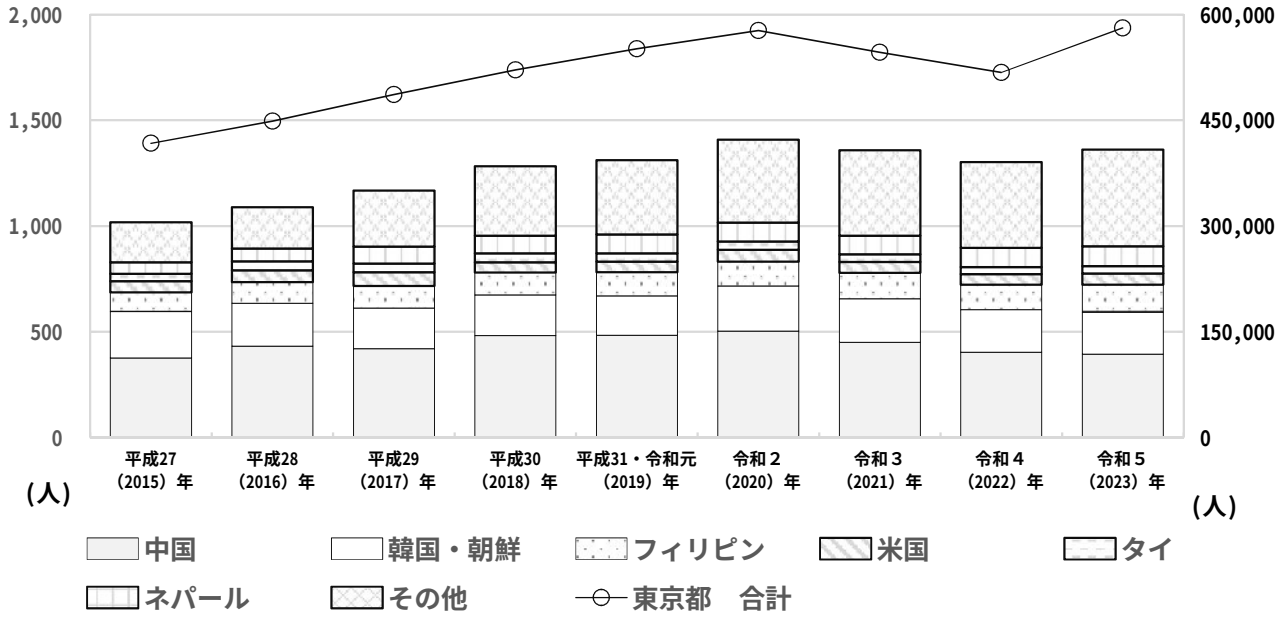

（単位：人）

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31・令和元 (2019) 年	令和２ (2020) 年	令和３ (2021) 年	令和４ (2022) 年	令和５ (2023) 年
中国	376	431	420	482	483	502	450	402	394
韓国・朝鮮	219	204	192	192	187	214	206	202	198
フィリピン	91	99	104	106	111	116	123	119	130
米国	53	56	65	49	51	56	51	49	53
タイ	35	43	41	41	38	39	36	33	35
ネパール	54	61	80	84	90	89	88	92	94
その他	190	194	266	328	352	392	405	405	458
合計	1,018	1,088	1,168	1,282	1,312	1,408	1,359	1,302	1,362
東京都合計	417,442	449,042	486,346	521,500	551,683	577,329	546,436	517,881	581,112

※東京都「区市町村別国籍・地域別外国人人口(上位 10 か国・地域) 」各年 1 月 1 日
※平成 29（2017）年度以降、韓国・朝鮮は「韓国」のみの数値

（３）地域活動団体の現状

ア　町会・自治会等

町会・自治会等の加入率は近年減少傾向ですが、令和４(2022)年の加入率は 40.4%であり、加入世帯数は微増しています。

イ　民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の充足率・数は 98.2%、53 人となっています。活動日数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２（2022）年度に減少していますが、令和３（2023）年度以降徐々に回復しています。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、活動方法を工夫し、令和３（2023）年度の訪問回数は、前年度比で 104.2%増加しています。

ウ　老人クラブ

令和３（2021）年度までは 16 クラブでしたが、令和４（2022）年度には 15 クラブに減少しています。また、会員数については減少傾向にあり、令和４（2022）年度には 708 人となっています。狛江市と東京都の補助金は、令和２（2020）年度に減少しましたが、令和３（2021）年度から増加傾向にあり、令和４（2022）年度は合計で 4,382,000 円となっています。

老人クラブ

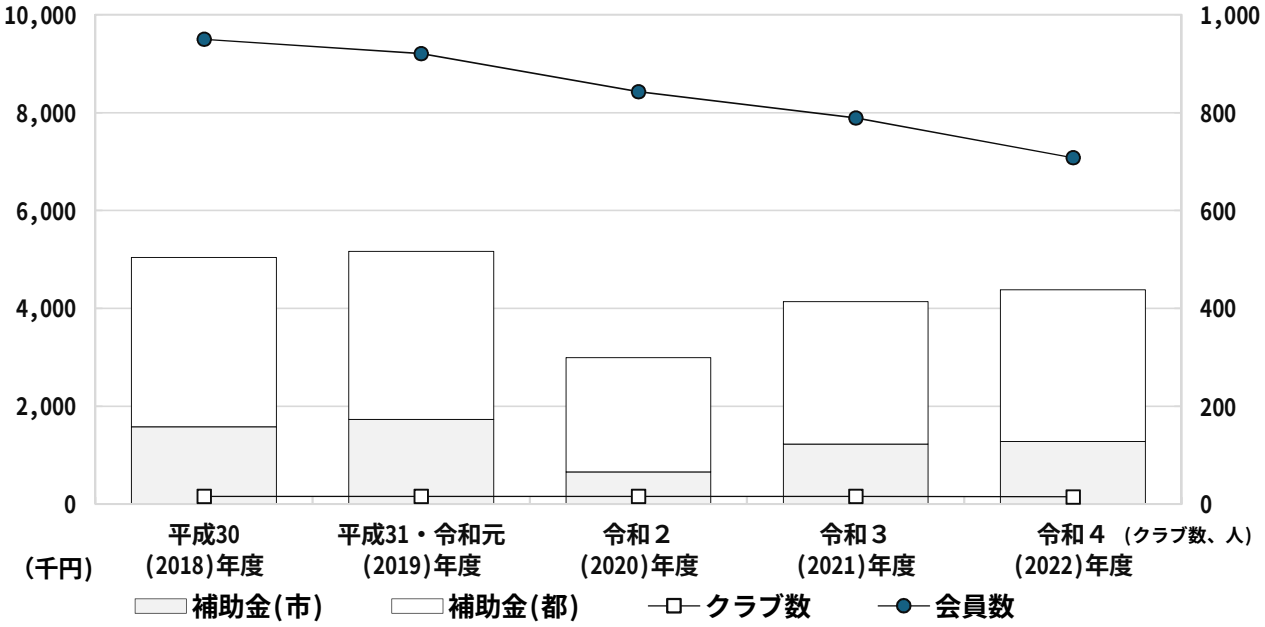

（単位：千円、クラブ数、人）

年度	平成 30 (2018)年度	平成 31・令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和３ (2021)年度	令和４ (2022)年度
補助金(市)	1,580	1,733	660	1,231	1,279
補助金(都)	3,462	3,433	2,333	2,910	3,103
補助金合計	5,042	5,166	2,993	4,141	4,382
クラブ数	16	16	16	16	15
会員数	950	921	843	789	708

※令和４（2022）年度「主要な施策の成果説明書決算資料」東京都狛江市
※平成 31・令和元（2019）年度から会員数に応じた補助額に変更

エ　市内 NPO 法人

市内に主たる事務所を置く NPO 法人は、41 法人となっています。そのうち、保健・医療・福祉を活動内容とする NPO 法人は、22 法人となっています。令和２（2020）年の 42 法人から１法人減少しています。

（４）権利擁護支援の現状

ア　虐待

児童虐待については、平成 31・令和元(2019)年度は前年度比 89.8%、令和２(2020)年度は前年度比 42.9%増加し、令和３(2021)年度以降も高止まりの傾向が続いています。

高齢者虐待については、令和２(2020)年度及び令和３(2021)年度に減少しましたが、令和４(2022）年度は増加に転じています。

障がい者虐待については、増加し続けています。

イ　地域福祉権利擁護（日常生活自立支援事業）の利用状況

相談援助件数は令和３(2021)年度まで増加傾向でしたが、令和４(2022)年度は前年度比 30.2%減少しています。

契約待機件数は増加傾向であり、令和４(2022)年度は前年度比 82.4%増加しています。

ウ　成年後見制度

成年後見関係事件の申立件数は、年度ごとの増減がありますが、いずれの年も後見開始の申立件数が最も多くなっています。

成年後見制度の利用者数は増加しています。特に後見類型は、平成 31・令和元(2019)年末比で令和４（2022）年度末は 15.1%増加しています。

認知症高齢者の増加により後見開始の申立て、後見類型の利用者が増加しているものと考えられます。

（５）住まいの現状

ア　世帯数の増加に伴い、持ち家及び民営借家が増加しています。公営住宅は減少しています。

イ　住まい探しの相談窓口の相談件数は増加傾向です。令和４（2022）年度の相談者は、70 歳以上、独居、月収 10 万～20 万円、年金暮らしの高齢者が中心となっています。

（６）地域づくりの現状

ア　平成 30（2018）年度にあいとぴあエリアに令和２(2020）年度にこまえ苑エリアに、令和４（2022）年度こまえ正吉苑エリアに CSW を１人ずつ配置し、地域づくりを行いました。

いずれの年度も個別支援及び地域支援の相談・支援人数及び相談・支援延回数が増加していますが、特に令和３(2021)年度の地域支援の支援延回数が前年度比 344.2%増加しています。

CSW の増員が増加の要因として考えられますが、それとともに、CSW のソーシャルワーク技術の向上も要因として考えられます。

内容別の相談延回数は、いずれの年度も障がい（精神）及びひきこもりの回数が上位となっています。

相談内容としては、不登校、生活困窮、依存症に関する相談が増加しています。

相談者数としては、障がい（精神）、障がい（発達）、ひきこもり、不登校、居場所、生活困窮に関する相談者が増加しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による孤立・孤独が要因の１つとして考えられます。

令和４(2022)年度の相談者１人当たりの相談回数の平均は、相談内容別で依存症が 54.5 回、ひきこもりが 21.3 回、生活困窮が 11.5 回、居場所が 8.4 回、障がい（精神）が 8.2 回となっています。

イ　福祉のまちづくり委員会・協議委員会の活動は、令和４(2022)年度から全ての日常生活圏域での活動が本格化しました。

ウ　福祉カレッジは、平成 30(2018）年度のプレ開催から今後の地域福祉を担う地域住民合計 74 人を輩出しました。

エ　『令和３年度市民提案型協働事業「多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けたアクションリサーチ」最終報告書（令和４（2022）年５月 17 日)。(以下「最終報告書」といいます。)』によれば、「まちの縁側」とは、対象者を限定せず、子どもから高齢者まで市民がいつでも気軽に集い、緩やかに出会い、関わり合うことのできる場であり、集いの場としての機能だけではなく、元気高齢者等の活躍の場や、福祉的な課題に市民の支え合いを通して取り組む等、多機能混在な小さなコミュニティをいうものとされています。

市内に「まちの縁側」といえる場所は、よしこさん家（元和泉)、野川のえんがわ　こまち（西野川)、ふらっとなんぶ（駒井町)、狛江プレーパーク（元和泉）の４箇所です。

３　市民意識調査結果から見る現状

（１）市民一般調査

ア　社会的孤立・孤独

（ア）定義、割合

①家族や友人たちとのコミュニケーション頻度が（直接会う、電話、書面、SNS、メール等のいずれも）週に１回以下を「社会的孤立」該当者とした場合、「社会的孤立」は 5.7%（集計暫定値）となっています。

②さみしい気持ち（孤独感）を「とても感じる」を「孤独」該当者とした場合、「孤独」は 4.7%となっています。

（イ）状態像

①「社会的孤立」該当者については、未婚、仕事をしていない（仕事を探していない）、民間賃貸住宅にお住まい、400 万円未満の収入の方が多くなっています。

②「孤独」該当者については、40 歳代、未婚、高校（旧制中学校を含む）卒、パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）の仕事、民間賃貸住宅にお住まい、400 万円未満の収入の方が多くなっています。

（ウ）「社会的孤立」・「孤独」該当者が支援につながらない理由として「支援の受け方が分からないため」が多くなっているため、アウトリーチ等の手法により支援につなげる必要があります。また、本人の興味のあるものには比較的参加意向が示されていることから、これらをきっかけに本人との信頼関係を構築していくことが想定されます。

イ　感染症によるつながりの低下

（ア）30 歳代・40 歳代の子育て世代で子どもを通じた感染のおそれがあることから知り合いと直接会うことを控えた方が多くなっています。

学生及び働き盛りの世代で学校・職場でオンライン授業・会議が増加した方が半数程度います。

（イ）新型コロナウイルス感染症の影響で、「孤独」該当者が非該当者よりも家族以外の親しい人との関係や地域・社会とのつながりが悪くなっており、「孤独」該当者が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。

ウ　ひきこもり状態にある方

（ア）周りの方に「ひきこもり」の状態にある方の割合は、平成 31・令和元（2019）年度調査から変化は見られません。「社会的孤立」該当者や「孤独」該当者は非該当者より「ひきこもり」の状態にある方の割合が多くなっています。

（イ）「ひきこもり」の状態にある方の年齢階層は、「40 歳代」が最も多く、次いで、「20 歳未満」となっています。

（ウ）「ひきこもり」の状態にある方の交流の状態については、「家族と会話はするが、家族以外の人と交流がない」方が最も多く、次いで、「人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している」方となっています。

（エ）「ひきこもり」となったきっかけは、「精神的な疾病や障がい」、「失業・退職」、「きっかけが分からない」の順となっています。「社会的孤立」・「孤独」該当者では「失業・退職」と「精神的な疾病や障がい」が最も多くなっています。

（オ）「ひきこもり」状態にある方の中には「社会的孤立」・「孤独」該当者が多いため、アウトリーチ等の手法により支援を行うことが重要です。また、「ひきこもり」となったきっかけとしては、「精神的な疾病や障がい」、「失業・退職」等様々であり、「きっかけが分からない」方も一定数いるので、支援に当たっては本人との信頼関係を構築した上で、「ひきこもり」の原因を把握し、伴走型の支援を行う必要があります。「ひきこもり」の状態にある方のうち、SNS、インターネット等を通じて人と交流している方が一定数いるので、これらの媒体を活用した支援の方法についても検討する必要があります。

エ　地域づくり

（ア）「会えば挨拶をする程度」の普段の近所付き合いの方が最も多く、近所付き合いが「ほとんどない」方が、「20 歳代」、「一人暮らし」、「社会的孤立」該当者、「孤独」該当者で多くなっています。

（イ）住民同士の自主的な支え合い、助け合いの関係が「必要だと思う」方が最も多くなっています。「20 歳代」、「一人暮らし」、「社会的孤立」該当者で、「孤独」該当者で少なくなっています。

（ウ）お世話役としての参加意向がある方は、「社会的孤立」該当者で少ない一方、「孤独」該当者で多くなっています。「孤独」該当者の中には社会参加の意欲のある方が一定数います。

（エ）「20 歳代」の半数以上の方が地域活動・ボランティア活動等に取り組みたいと考えています。若者への地域活動・ボランティア活動等へのきっかけづくりが地域づくりで重要となります。福祉カレッジにおいても、若者への地域活動・ボランティア活動等へのきっかけとなるようなカリキュラムを検討する必要があります。

（２）子ども市民調査

ア　居場所について

日常生活の中でほっとできる場所がない又はそのような場所が思いつかない児童・生徒が一定数います。このような児童・生徒がほっとできる居場所が求められています。

イ　家族のケア

（ア）ケアラーの児童・生徒が数十人程度います。

（イ）小学生では弟妹のケア、高齢の方へのケアの順となっており、中学生では高齢の方へのケア、介護が必要な方や身体障がいのある方へのケアの順となっています。

（ウ）ケアの内容は、「一緒に買い物、散歩等」「見守り」の順となっています。

（エ）ケアの回数は、「ほぼ毎日」が最も多く、次いで、「週に３～５回」の順となっています。学年別で見ると、中学生では、「週に３～５日」の生徒が小学生に比べて 10%以上高くなっています。高学年になるにつれ、ケアの負担が増加していることが伺えます。

（オ）１日のケアの時間は、「１時間」「２時間」の順となっています。

（カ）ケアにより学習への影響を受けている児童・生徒が一定数います。睡眠時間に影響を受けている児童・生徒も一定数います。

（キ）ケアによりつらさを「感じる」児童・生徒が一定数いるとともに、「無回答」の児童・生徒がそれ以上におり、つらさを家族以外の第三者に開示できない児童・生徒がいることが推測されます。

（ク）ケアラーのうちお世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことのない児童・生徒が多数となっています。

（ケ）ケアラーで学習のサポートを望む児童・生徒が一定数います。

（コ）ケアラーが家族の悩みを相談しやすい相談支援の方法を検討する必要があります。また、家族への支援を通じて、ケアラーの状況を把握し、支援する等世帯全体への支援の中でケアラーへの支援を検討することも重要です。支援の内容としてはケアラーの生活状況を改善した上で、学習へのサポートをすることが重要です。

（3）日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域		あいとぴあエリア	こまえ苑エリア	こまえ正吉苑エリア
特徴	①	大部分が低層住宅地区で駅からほど近い地域も含まれ徒歩や路線バス利用者が多い。	低層・中高層住宅地区と農地が混在した地域で、交通の便が他の日常生活圏域と比べ比較的不便な地域である。	低層住宅地区と農地が中心で、地区内にはUR神代団地、都営狛江団地等がある。
	②	単身世帯の割合が高く、一人暮らし世帯が最も多い。	外出の際の移動手段は「電車」や「タクシー」の割合が他の日常生活圏域と比べて高い。	外出の際の移動手段は「徒歩」や「路線バス」の割合が高い。
	③	認知症リスク該当者が最も多い。	運動機能リスク、転倒リスク、口腔機能リスク及びうつリスクが高い。	65歳以上の配偶者との二人暮らしが最も多い。
	④	閉じこもりの要因としては「足腰等の痛み」と回答した人の割合が高	他者との関わりの程度が最も低い。	閉じこもりリスクと低栄養リスク該当者が最も多い。
	⑤	75～84歳の後期高齢者で市全体より「うつリスク」が高い。	「配食」「買い物（宅配は含まない）」と「ゴミ出し」の生活支援ニーズが高	閉じこもりの要因としては「その他」の割合が高い。
	⑥	地域活動に参加者・お世話役の両者で「ぜひ参加したい」の割合、「参加したくない」の割合がいずれも高い。	生活支援サービスのニーズを年齢階層別に見ると、75歳未満の前期高齢者では「配食」、「調理」の割合が高く、75歳以上の後期高齢者において「外出同行」、「移送サービス」、「見守り・声掛け」の割合が高い。	要因として「その他」を選択した多くの人が新型コロナウイルス感染症への不安を理由としてあげている。
	⑦	「サロン等定期的な通いの場」、「配食」の生活支援ニーズが高い。	ー	参加者、お世話役の両者について「参加してもよい」の割合が最も高い。
	⑧	ー	ー	「調理」、「掃除・洗濯」、「外出同行（通院・買い物等）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー）」、「見守り・声掛け」等の生活支援サービスのニーズが特に85歳以上の高齢者で高い。
課題	①	高齢者が外出しやすい環境づくりが求められている。	閉じこもりの要因として「外での楽しみが少ない」と回答した人の割合が多い等、環境特性が高齢者の生活にも影響していることが考えられる。	閉じこもりの要因として「新型コロナウイルス感染症の不安」をあげた割合が多く、不安解消に向け専門職からのアドバイス等が期待される。
	②	今後は地域住民が相互に声を掛けて取り組む外出や定期的な通いの場等のまちづくりを進める必要がある。	外出のきっかけとなる「ふらっとなんぶ」のような居場所等が求められている。	地域での活動への参加意向も他の日常生活圏域と比べて高いことから、住民主体の地域活動をベースに、医療・福祉資源とも連記した、地域ネットワークを構築していくことが考えられる。
前回調査との比較	①	閉じこもりリスクの割合が高くなっている。		
	②	閉じこもりの要因として「その他」の割合が高く、その多くが、新型コロナウイルス感染症への不安を理由としてあげている。		
	③	他者との関わりの程度が低くなっており、他社との関わりが疎遠になっている様子がうかがえる。		

（4）　在宅介護実態調査

ア　在宅介護の限界点を高めるための支援

（ア）訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは、施設等を検討していない割合が多く、「認知症状への対応」や「日中・夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減され、「不安に感じていることは、特にない」と回答した割合が高い傾向が見られます。

（イ）要介護３以上で施設入所を検討していない方のサービス利用の組み合わせを見ると、「訪問系のみ」又は「訪問系を含む組み合わせ」のサービスを利用している方の割合が高いことから、介護不安が軽減されるような訪問系サービスを充実していくことが、在宅介護の限界点を高めていくことに効果的であると考えます。

（ウ）多頻度の訪問が「認知症状への対応」に係る介護者不安の軽減に寄与する傾向が見られたことは、単にサービスが頻回に入ることによる効果ではなく、在宅での生活に専門職である介護・看護職等の目が多く入ることにより、在宅生活の環境改善が図られ、介護者の不安の軽減につながった可能性も考えられます。

（エ）「要介護者の在宅生活の継続」の達成に向けては、単純にサービスの整備を推進するのではなく、「狛江市においてこのサービスの整備が必要か」といった目標に対する手段の適正性を関係者間で共有する必要があります。また、サービスの整備を推進する場合には、その効果が十分に得られるよう各専門職が果たすべき役割について、関係者間での意見交換を行っていくこと等が重要であると考えます。

イ　仕事と介護の両立に向けた支援

（ア）介護をしながら仕事を継続している主たる介護者のうち、「問題はあるが、何とか続けていける」又は「続けていくのは難しい」とする層が不安を感じる介護については、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中・夜間の排泄」と回答した割合が高い傾向が見られました。これらの介護への不安をいかに軽減していくかが、仕事と介護の両立に向けた支援において重要であると考えます。

（イ）仕事を「問題なく、続けていける」と回答した層は、要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度の状態から、支援のニーズそのものが低い可能性もあります。そのため、施策の検討に当たっては、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層に向けた介護サービスや職場への働きかけを通じた支援を考えていくことが効果的であると考えます。

（ウ）介護者の就労状況等により関わる介護が異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ等を活用できる環境を整えることが、仕事と介護の両立に向けた支援につながるものと見られます。

ウ　インフォーマルな地域資源の整備

（ア）「在宅生活の継続に必要と感じる介護保険外の支援・サービス」について、「掃除・洗濯」、「買い物」、「配食」等の支援を世帯類型別に見ると、「夫婦のみ世帯」や「その他世帯」よりも「単身世帯」のニーズが高い傾向が見られました。今後、「単身世帯」の増加に伴って、求められる地域支援は増大し多様化していくものと見込まれます。

（イ）今後は、世帯類型や要介護度によって必要とされる介護保険外の支援・サービスが異なることを踏まえ、ボランティアや民間事業者を対象とした要介護者への支援やサービス提供に係る研修会の開催を検討する等、多様なニーズに対応できる人材の育成を進めていくこと

が必要であると考えます。

（ウ）今後必要になる介護保険外の支援・サービスを検討するに当たっては、地域ケア会議における個別ケース検討の積み上げのほか、生活支援コーディネーターや各種協議体での議論を通じ、地域資源のニーズを把握していく必要があります。

エ　世帯類型に応じた支援

（ア）単身世帯の方について、介護保険サービス未利用を除くと、要介護度が高くなるにつれて、「訪問系のみ」のサービス利用が増加する傾向が見られます。

（イ）今後は、単身世帯の増加とともに、訪問系サービスを軸としたサービス利用が増加していく状況に備え、訪問系の支援・サービスの整備や、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備等を進めることにより、中重度の単身世帯の方の在宅生活を支えていくことが１つの方法であると考えます。

（ウ）その他、不足する地域資源等について、多職種によるワークショップや地域ケア会議におけるケース検討等を通じて、そのノウハウの集約・共有を進めること等も考えられます。

オ　医療ニーズが高い在宅生活者への支援

（ア）「訪問診療の利用の有無」の結果から、要介護度が高くなるにつれて、訪問診療の利用割合が増加する傾向が見られました。

（イ）看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するためには、在宅医療と介護の多職種連携をさらに進めていく必要があります。

（ウ）今後は、「医療と介護の両方のニーズを持つ在宅生活者」の大幅な増加が見込まれることから、このようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。

（エ）医療ニーズのある利用者に対応することができる介護保険サービスとして、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備が必要となるかを検討するとともに、在宅医療と介護連携のさらなる推進に取り組んでいく必要があります。

（５）障がい者等調査

ア　基本事項

（ア）障がい者の年齢は、50 歳代、40 歳代の順に多く、障がい者の高齢化が進んでいます。親なき後の支援の在り方を検討する必要があります。

（イ）障がい者の多くが自宅での生活を望まれていますが、知的障がい者は、グループホームでの生活を望まれている方が最も多くなっています。ただし、知的障がい者の場合、回答者の半数で両親が回答していることから、グループホームでの生活を決定する際は、丁寧な意思決定支援を行うことが重要です。

（ウ）一人暮らしの障がい者が２割程度います。普段の見守りとともに、災害時の避難支援を重点的に行う必要があります。

イ　福祉サービス・施策

（ア）精神障害者保健福祉手帳の取得者が平成 31・令和元（2019）年度と比較すると、4.7%高くなっています。新型コロナウイルス感染症との影響を分析する必要があります。

（イ）グループホーム、ショートステイ、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の順に利用したいが利用できないサービスとなっており、これらのサービス提供体制の整備を優先して検討する必要があります。

（ウ）サービスを利用できない場合には、３分の１の方が家族から介助・支援を受けています。ケアラーの半数は親となっています。障がい者の高齢化を踏まえると親なき後の生活支援を検討する必要があります。

（エ）相談支援事業所を利用したことがない障がい者が約半数います。そのうち相談支援事業所を知らない方が半数以上います。本人やその家族への相談支援事業所の周知が課題です。

ウ　日常生活の困りごとと支援の状況

（ア）コミュニケーションを行う上で困ることは、①「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、②「難しい言葉や早口で話されると分かりにくい」、③「複雑な文章表現が分かりにくい」の順となっています。特に「差別を感じる該当者」において①～③それぞれで全体より困っている割合が高くなっており、コミュニケーションのとり難さが差別を感じる一因となっている可能性が考えられます。

（イ）外出するときに困ったり不便に思ったりすることは、「トイレ」が最も多く、外出支援としてトイレのバリアフリー化が望まれています。

（ウ）発達障がい者の多くは、人との付き合いに悩みや不安を感じています。

エ　就労等の状況

（ア）約５割の障がい者が仕事をしています。仕事をしていない理由は、重度障がい、病気の順となっています。

（イ）仕事の年収は「12 万円未満」「12 万円～25 万円未満」の順に多く、半数近くの方が収入について不満を感じています。

オ　障がい者差別

本人よりも両親が障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりすることがあると回答されています。

（６）障がい児等調査

ア　基本事項

（ア）就学前児童は、どこにも通っていない方が最も多く、次いで、「児童発達支援」となっています。

（イ）児童・生徒の通学先は、「通常学級＋特別支援教室」が最も多く、次いで、「特別支援学級」となっています。

イ　外出頻度、ひきこもり

週２日以下の外出頻度の「閉じこもり」傾向は、12.0%となります。新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、支援の在り方を検討する必要があります。

ウ　福祉サービス

（ア）今後、利用してみたい、又は利用を継続したい障がい福祉サービスは、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」の順となっています。

（イ）狛江市が取り組む障がい福祉サービス等で優先して充実すべきことは、「子どもの発達

支援等に関すること」、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」の順となっています。

（ウ）利用できないサービスは、「放課後等デイサービス」、「相談支援（サービス等利用計画）」の順となっています。

（エ）これらのサービス提供体制の整備を優先して検討する必要があります。

（オ）サービスを利用できない場合には、５割の方が家族から介助・支援を受けています。サービス提供体制の整備とともにケアラーへの支援についても検討する必要があります。

エ　社会的包摂

就学している方について就学する上で必要だと思うことは、「授業を受ける際に、障がいに応じたサポートが受けられること」、「学校生活全般で、病状に応じたサポートが受けられること」の順となっています。インクルーシブ教育の推進に当たり、これらの支援を充実させる必要があります。

４　前計画に見る現状

いずれも令和４年度末時点を対象に実施した各計画進捗管理令和４年度報告書時点の内容となります。

１．地域福祉計画

重点施策				現状
１　多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり				
	(1)　新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築			
		①	複雑化･複合化した課題に対応できる包括的で切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画におけるつなぐシートの導入には至ったものの、体制整備の進捗は遅れています。
	(2)　新しい支援体制を支える環境整備			
		②	福祉の担い手となる人材を確保し、育成･養成するための研修等を強化します。	毎年度実施方法、カリキュラム等を改善して、福祉カレッジを実施しています。
		③	コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。	令和４（2022）年度に福祉のまちづくり協議委員会を設置し、全ての日常生活圏域に福祉のまちづくり委員会を設置したことにより、地域生活課題を地域住民で解決するための仕組みを整えました。
３　安心・安全に暮らせるまちづくり				
	(1)　防災・防犯体制の充実			
		①	災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。	ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの見直しを進めています。

２　高齢者保健福祉計画

重点施策				現状
２　社会参加と地域貢献による生きがいづくり				
	(2)　こころ潤う、人とつながる高齢者の出会いの場を提供します。			
		①	一緒に楽しめるパートナーを探している人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。	地域包括支援センターの各圏域で、一人暮らしの高齢者を対象とした「大人の社会科見学」、「パン作り大会」、「こまえ転入者のつどい」等を、出会いの場として試行的に実施しています。

重点施策			現状
6　認知症バリアフリー社会を創る			
	(1)　認知症サポーターを支援するチームオレンジを創設します。		
		①　「チームオレンジ」を創設し、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。	「チームオレンジ」の担い手養成を目的とした認知症サポーターステップアップ講座（１回）を開催し、活動希望者の登録を行いました。
			「チームオレンジ」の先進地（清瀬市）を関係者と視察しました。
7　介護保険制度の円滑な運営			
	(2)　介護サービス提供基盤の整備を一層進めます。		
		①　在宅生活を支援する多様な地域密着型サービスの基盤整備を進めます。	地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護サービスが未整備であるため、事業者公募を２回行いましたが、公募がありませんでした。

3　障がい者計画

重点施策			現状
1　地域で暮らし続けられる基盤づくり			
	(1)　地域における生活の拠点の構築		
		①　地域生活支援拠点の整備を行います。	整備に向けて準備を進めていましたが、物価高騰等の影響により施設の規模を縮小することとしたため、１年間スケジュールが後ろ倒しとなりました。
2　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり			
	(1)　地域における相談支援の充実		
		①　切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	地域生活支援拠点の整備が１年間整備スケジュールを後ろ倒ししたことにより、併せて基幹相談支援センターについても設置時期の見直しを行いました。
4　安心で安全に暮らせるまちづくり			
	(1)　避難行動要支援者支援体制の充実		
		①　福祉避難所の運営体制の整備	ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの見直しを進めています。

4　成年後見計画

重点施策				現状
1　目的・対象に応じた広報の充実				
	(1)　権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。			
		③	多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	SNS を活用した広報活動、まなび講座による周知ができていません。
2　本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実				
	(1)	権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。		
		①	市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」といいます。）において、狛江市権利擁護支援・検討会議の試行実施を行いました。
3　利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進				
	(1)	本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。		
		①	本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	社協において法人全体の事業整理について検討を行いました。
5　地域における権利擁護支援の体制整備				
	(1)	中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。		
		①	市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	社協において法人全体の事業整理について検討の中であんしん狛江が担うべき役割について検討を行いました。
	(3)	権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。		
		①	センター構成５市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。	センター構成５市で５市共通計画について、年度ごとの取組に関する振返りシートを作成し、構成５市内で取組内容を共有し、意見交換会を行いました。

第２節　課題の整理

１　統計から見る課題

（１）人口と世帯の状況の課題

働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、地域経済社会の支え手となる労働力を確保するとともに、社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応することが課題です。

（２）対象者・世帯ごとの課題

精神保健福祉手帳の交付数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数が増加している点について増加の要因を障害福祉事業者へのヒアリング等で分析し、対応を図る必要があります。

（３）地域活動団体の課題

従来地域づくりの中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の加入率が減少し、高齢者の居場所となっていた老人クラブの会員数が減少する中、住民の一人ひとりが、コミュニティの担い手として、社会福祉法人や協同組合、医療法人、企業・事業者、NPO やボランティア団体等多様な主体の参画のもと、地域共生の基盤を強め、発展させていくためのプラットフォームの構築と新たな居場所が求められています。

（４）権利擁護支援の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、親と子どもが自宅で過ごす時間が長くなったことに伴い、児童・障がい者への虐待が増加したことが考えられます。個別の虐待事例の更なる分析を行う必要があります。

（５）住まいの課題

入居者だけではなく、「大家の安心」という視点も含めて、入居後の支援について検討する必要があります。

（６）地域づくりの課題

依存症、生活困窮、居場所、障がい（精神）等の相談内容については、CSW 以外の専門職による伴走型支援が求められています。

福祉のまちづくり委員会・協議委員会の活動として各地域のアセスメントを行い、地域の課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

福祉カレッジは、カリキュラムの改定により、市民及び福祉事業者のニーズに応じた福祉人材を輩出していく必要があります。

最終報告書では、このような「小さな拠点」だけでなく、「より小さな居場所」を地域に増やすことにより、市民の緩やかな「つながり」と「支え合い」を実現することが必要であるとしています。

２　市民意識調査結果から見る課題

（１）市民一般調査

ア　社会的孤立・孤独

近年、地域におけるつながりが希薄化する中、新型コロナウイルス感染症を契機に人々の接触機会が一層減少し、孤独や社会的孤立の問題が一層深刻化・顕在化してきています。地域の

つながりの希薄化の背景には、少子高齢化と核家族化による世帯構造の変化に加えて、居住地域と職場・学校等の分離の進行、多様で便利なライフスタイルの進展等があるとされています。本市では市外へ通勤・通学する就業者・通学者が多いため、昼間人口が夜間人口を下回っており、職住分離の人口が多い構造から、他の地域に比しても本市の孤独・孤立の重要性は増しています。

今般の調査によると、家族や友人たちとのコミュニケーション頻度が（直接会う、電話、書面、SNS、メール等のいずれも）週に１回以下を「社会的孤立」該当者とした場合、「社会的孤立」は5.7%（集計暫定値）となっています。また、さみしい気持ち（孤独感）を「とても感じる」は4.7%、「やや感じる」は18.7%となっています。また、喜びや悲しみを分かち合う人（感情的共有者）がいない割合は12.1%、愚痴を聞いてくれる人（情緒的支援者）がいない割合は17.9%となっています。近所付き合いについては、「会えば挨拶する程度」が44.0%と３年前調査（39.6%）より4.4%増加した一方、「困ったときに助け合える」は11.3%と3年前の調査（15.0%）より3.7%減少しており、近所付き合いが希薄化している様子がうかがえます。

社会的孤独・孤立を含む生きづらさや複合的な生活課題を抱える方は増加しており、その支援については、行政サービスだけでは限界があります。地域住民の生活レベルでの見守りや声掛けが不可欠であり、絆やつながりが大切であるという市民の「気付き」が必要となっています。

イ　社会参加の意識

従前は、町会・自治会等、婦人会、青年団、子ども会等の地縁団体が地域コミュニティの主な担い手でしたが、社会経済の環境が変化する中で、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着・帰属意識の低下等により、隣近所との付き合いを好まない若年層が増えています。今般の調査によると、住民同士の自主的な支え合い、助け合いの関係の必要性について市民全体では、「必要だと思う」が70.1%、「必要だと思わない」が4.5%となっていますが、「必要だと思わない」は若年層になるにつれ増加しており、20歳代については13.3%が「必要だと思わない」と回答しています。また、地域づくり活動に企画・運営（お世話役）としての参加意向について全体では、「参加したい」が23.3%、「参加したくない」が23.7%とほぼ拮抗していますが、20歳代については「参加したい」が23.4%、「参加したくない」が40.0%と２倍近い割合となっています。若年層や他の地域から移住してきた新しい市民が、自治会や地域の活動サークルに加入・参加しないことが多く、地域活動への加入率が年々低下する傾向にあります。

地域の活動の場は、参加者に対してつながりと役割を持たせるとともに、居場所を提供するものであり、友人や知人、周りの方とのつながりの中で、認め合い、安心を得て生きていくために不可欠なものです。これまでの調査研究によると、社会参加者の多い地域においては、主観的幸福感が高く健康寿命が長いことが知られています。

社会的孤立・孤独等の地域課題及び社会参加の重要性について、一般市民に対して広く啓発するとともに、新成人の機会や他の地域からの転入者に対する情報提供等を通じて、意識醸成することが必要と見られます。また、ボランティアや NPO、自治会、相談支援団体、医療福祉機関等に対して、本市の地域の目指す姿やデータに基づいた課題と対策について周知を図るこ

とが重要と思われます。特に、若年期・壮年期の無関心層に対しては、SDGs のターゲットである「誰一人取り残さない（leave no one behind）社会」の取組を推進するとともに、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）による労働生産性の向上も期待できることから、地域の企業・学校との連携を強化することが有効と見られます。地域や地縁団体等における構成員の高齢化により、団体の存続、人材育成、活動資金不足等の問題が生じていることから、活動拠点の確保や世代間の交流を含めた伴走型の支援が必要となっています。ボランティアや NPO 等の果たす役割が大きいことから、そうした支援団体等の育成・確保、活動への充実を図ることが求められます。

ウ　重層的支援と参加の地域づくり

家族構成や個人の価値観の変化により、住民の抱える課題は複雑化・複合化していることから、困りごとを抱えた人がどこに頼ったらよいのか分からず、問題が深刻化する事例が発生しています。今般の調査によると、困りごとに対する支援を受けているかについては、「受けている」が5.3%、「受けていない」が90.8%となっており、「受けていない」人についてその理由を訊ねたところ、約１割が「支援の受け方が分からないため」と回答しています。また、周りの方に「ひきこもり」の状態にある方がいるかについては、「いる」が11.0%となっており、その状態については、「５年以上」が44.2%、「１年～５年」と長期化する傾向が窺えます。不安や困りごとを抱える本人や家族が、深刻な事態になる前に適切な対応を行う相談支援機関の果たす役割は非常に大きいといえます。

地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者、障がいのある人、子育て世帯等の分野を超えた生活課題を包括的に受け止める包括的な相談支援体制の推進が必要です。今般のひきこもり状態にある当事者や家族に対する調査によると、親身に相談にのってもらえて満足であったとの声があった一方で、担当が代わる度に説明しなければならないとの不満の意見もありました。専門職による継続的な相談体制や分野を超えた相談支援体制が期待されています。

さらに、生活課題を抱える市民を地域との交流や社会活動につなげることのできる人材の育成が必要とされています。一方で、今後の人口減少においては、サービス提供者をこれまでのように増やしていくことは難しくなっています。今般の調査において、市民の約７割が「住民同士の自主的な支え合い、助け合い」が必要と回答しています。市民一人ひとりが当事者として考えて支え合いの地域の仕組みを作ることが重要であり、そのためには市民参加型の学びの場の機会を地道に増やしていくことが求められます。

（２）子ども市民調査

ア　地域の居場所

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３（2021）年12月21日閣議決定）においては、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにする」ことを、今後のこども政策の基本理念の１つとして掲げています。

今般の調査によると、ほっとできる「居場所」は、自宅68.1%、学校24.8%、友達の家16.0%、親戚の家13.0%、公園11.0%、塾や習い事10.6%、部活動10.3%、図書館・児童館・地域センター10.2%の順になっており、ない（分からない）は5.0%となっています。

地域のつながりの希薄化、少子化による子ども・若者同士の育ち合い、学び合いの機会の減少等によって、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。このような社会構造の変化に対して、子ども・若者・子育て当事者の視点に立って、地域交流の場を意図的に創りだす「居場所づくり」が求められています。取り残されがちな子ども・若者が気軽に相談でき、他者との交流を通じて自己有用感を確認できる多様な居場所のある社会を構築していくことが重要となっています。

イ　重層的支援と参加の地域づくり

今般の調査によると、悩んだり困ったりしていることについては、「特にない」が54.5%で、その他の半数近くの子どもが何らかの悩みがあると回答しています。心配事や悩みを聞いてくれる人は、「父親・母親」が73.0%、「友達」が65.8%となっていますが、「そのような人はいない」は6.9%となっています。また、家族の中に世話をしている人がいるかについては、「いる・過去にいた」が3.3%となっています。「いる・過去にいた」子どもの約７割が、世話を必要としている家族のことや世話の悩みを誰かに相談したことが「ない」と回答しており、そのうち約２割の子どもは、世話の悩みを聞いてくれる人がいないと回答しています。

狛江市におけるいじめ・不登校等の調査(令和４（2022）年度)によると、小・中学校における不登校児童･生徒数は、小学校58人、中学校85人であり、前年度と比べ小学校で20人、中学校で４人増加しています。不登校出現率は、小学校1.5%、中学校6.0%であり、平成30（2018）及び平成31・令和元（2019）年度に中学校で減少したものの、小・中学校ともに過去10年間で大幅に上昇しています。

不登校の対応としては、登校という結果のみを目標とするのではなく、社会や学校との関係を保ちつつ、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立を目指すための支援が求められています。

取り残されがちな子ども・若者が気軽に相談でき、他者との交流を通じて自己肯定感を確認できる多様な居場所のある社会を構築するとともに、経験者によるピアサポート等、生きづらさを抱える者同士の支え合いの取組が求められています。

（３）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

ア　社会参加の促進

社会参加に関して経年変化が把握可能な項目を見ると、今回はコロナ禍における外出自粛の影響は否めないものの、ボランティア、スポーツ関係、趣味関係、学習・教養、通いの場、町会・自治会等・老人クラブ、仕事への参加率については３年前の調査と比較していずれも低下していました。特に、趣味関係の参加率は20.9%、通いの場は12.6%、ボランティアは8.3%となっており、３年前の調査と比較してそれぞれ12.4%、8.1%、9.7%減少が見られました。生きがいが「ある」は49.4%、趣味が「ある」は67.8%となっており、３年前の調査と比較してそれぞれ10.3%、5.1%減少しています。その後もコロナ禍の外出控えが常態化した高齢者が散見されるところ、社会参加の推進については、今後も更なる取組を検討する必要があります。

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動により「地域づくり」について約５割の高齢者が参加したいとのことであり、約３割の高齢者が企画・運営のお世話役として参加してみたいとの意向が示されましたが、この割合は３年前の調査とほとんど変化はありませんでした。趣味関係の参加率は約２割、通いの場やボランティア参加率は約１割にとどまっており、高齢者の潜在する参加意欲を行動に結び付けるような情報提供や啓発活動を行っていく必要があります。

イ　社会的孤立・孤独の防止

社会参加の推進とともに、社会的孤立の防止も重要な課題です。今回の調査では、この１箇月間で会った友人・知人が「いない」は23.1%と、３年前の調査17.4%より5.7%増加していました。誰かと食事をともにする機会が「ほとんどない/年に何度か」といった孤食が慢性化している人は26.1%と、３年前の調査19.9%より6.2%増加していました。同時に「情緒的支援者がいない（無回答を含む）」の割合も前回より高くなっていました。これらの割合は、前期高齢者より85歳以上の高齢者で高くなっており、後期高齢者において特に孤立の防止についての対策等を行う必要があります。単身世帯の増加を背景に「情緒的支援者」として、配偶者や子どもと回答した割合が３年前の調査と比較して変化がなかった一方、友人と回答した割合が増加し、近隣との回答者は減少しました。

地域の中で社会的に孤立している潜在的な高齢者については、例えば、生活環境に課題のある住居や虐待等の問題が深刻化することによって顕在化する場合が多いです。いわゆる「8050世帯」に係る問題といった、高齢の親が中年のひきこもり等の状態の子どもを抱えて、誰にも相談できず、あるいは相談しても状況が改善されずに孤立化している問題が注目されています。社会的に孤立している人を支援するための仕組みを考える上では、市や専門職のみならず、地域住民からの情報提供等の協力が不可欠であることから、より多くの地域住民に関心をもってもらうための周知・啓発の取組とともに、社会的支援の仕組みの検討が求められています。

ウ　地域包括ケアシステムの構築・深化

介護予防への関心度については、「関心がある」が75.5%、「関心はない」が15.6%となっています。また、介護予防を意識した運動については、「行っている」が52.2%、「行っていない」が41.3%となっています。介護予防のための「通いの場」や趣味活動への参加率が減少してい

るところ、これらの取組を回復させ、さらに参加を促していく必要があります。「通いの場」への参加を阻害する要因としては、活動をしている場所・時間の情報提供やきっかけであることから、在宅生活の維持に役立つ資料等を作成・配布も含めて、健康づくりと介護予防のための広報活動をより積極的に行っていくことも重要と考えられます。他方、健康づくりと介護予防のための取組としては、地域住民が主体的に考えて、各々の特技や能力を活かして社会参加できるよう積極的に情報提供を行っていくことが求められます。

看取りの時期に過ごしたい場所は、「自宅」が44.5%と３年前の調査から1.6%増加し、「病院やホスピス等の終末期ケア専門の施設」は16.8%と5.9%減少しており、在宅療養の希望が増加しています。一方で、「分からない」が23.3%と３年前の調査より5.4%増加しています。「自宅」と回答した人について課題と思うことは、「介護してくれる家族に負担がかかる」が79.1%、「病気等の症状が急変した時の対応が不安」が43.8%となっています。自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人と話し合っておく人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を行っていく必要があります。

エ　認知症高齢者の支援

「認知症施策推進大綱」において「予防と共生」を施策の両輪とすることが示されました。また、「認知症基本法」及び国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があります。

狛江市においても認知症との「共生」への理解を促進するために、認知症についての知識や接し方等を学ぶ講座を開催するとともに、認知症に関する相談窓口を周知させる必要があります。今回の調査において、認知症に関する相談窓口を周知度は23.8%と３年前の調査26.8%より３%低下しました。認知症に対する正しい知識を得ることの重要性等を周知するとともに、認知症は誰にでも起こる身近な問題であるとの啓発活動の取組等が求められます。

オ　目指す地域福祉＜あいとぴあ狛江＞の推進

高齢者保健福祉計画では、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らし続けられるまち　～あいとぴあ狛江～」を基本理念としています。その基本理念の実現状況について訊ねたところ、「(ある程度) 実現している」は36.3%となっており、３年前の調査」45.2%より8.9%減少しました。

狛江市では、広報用の資料等を作成・配布していますが、いずれの資料等についても周知度が低い状況であると見られます。「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らし続けられるまち」の実現がいかに一人ひとりにとって重要なのかを市民の共通認識とするべく、効果的な周知方法について検討し取り組んでいく必要があります。

（４）在宅介護実態調査

ア　在宅介護の限界点を高めるための支援

訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは、施設等を検討していない割合が多く、「認知症状への対応」や「日中・夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減され、「不安に感じていることは、特にない」と回答した割合が高い傾向が見られました。また、要介護３以上で施設入所を検討していない方のサービス利用の組み合わせを見ると、「訪問系のみ」又は「訪問系を含む組み合わせ」のサービスを利用している方の割合が高いことから、介護不安が軽減されるような訪問系サービスを充実していくことが、在宅介護の限界点を高めていくことに効果的であると考えられます。ただし、多頻度の訪問が「認知症状への対応」に係る介護者不安の軽減に寄与する傾向が見られたことは、単にサービスが頻回に入ることによる効果ではなく、在宅での生活に専門職である介護・看護職等の目が多く入ることにより、在宅生活の環境改善が図られ、介護者の不安の軽減につながった可能性も考えられます。

こうしたことから、「要介護者の在宅生活の継続」の達成に向けては、単純にサービスの整備を推進するのではなく、「狛江市においてこのサービスの整備が必要か」といった目標に対する手段の適正性を関係者間で共有する必要があります。また、サービスの整備を推進する場合には、その効果が十分に得られるよう各専門職が果たすべき役割について、関係者間での意見交換を行っていくこと等が重要であると考えられます。

イ　仕事の介護の両立に向けた支援

介護をしながら仕事を継続している主たる介護者のうち、「問題はあるが、何とか続けていける」又は「続けていくのは難しい」とする層が不安を感じる介護については、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中・夜間の排泄」と回答した割合が高い傾向が見られました。これらの介護への不安をいかに軽減していくかが、仕事と介護の両立に向けた支援において重要であると考えられます。

なお、仕事を「問題なく、続けていける」と回答した層は、要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度の状態から、支援のニーズそのものが低い可能性もあります。そのため、施策の検討に当たっては、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した層に向けた介護サービスや職場への働きかけを通じた支援を考えていくことが効果的であると考えられます。

また、介護者の就労状況等により関わる介護が異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ等を活用できる環境を整えることが、仕事の介護の支援につながるものと見られます。

ウ　インフォーマルな地域支援の整備

「在宅生活の継続に必要と感じる介護保険外の支援・サービス」について、「掃除・洗濯」、「買い物」、「配食」等の支援を世帯類型別に見ると、「夫婦のみ世帯」や「その他世帯」よりも「単身世帯」のニーズが高い傾向が見られました。今後、「単身世帯」の増加に伴って、求められる地域支援は増大し多様化していくと見られます。

今後は、世帯類型や要介護度によって必要とされる介護保険外の支援・サービスが異なることを踏まえ、ボランティアや民間事業者を対象とした、要介護者への支援やサービス提供に係る研修会の開催を検討する等、多様なニーズに対応できる人財の育成を進めていくことが必要であると考えられます。なお、今後必要になる介護保険外の支援・サービスを検討するに当たっては、地域ケア会議における個別ケース検討の積み上げのほか、生活支援コーディネーターや各種協議体での議論を通じ、地域資源のニーズを把握していくことが求められます。

エ　世帯類型に応じた支援

単身世帯の方について、介護保険サービス未利用を除くと、要介護度が高くなるにつれて、「訪問系のみ」のサービス利用が増加する傾向が見られました。今後は、単身世帯の増加とともに、訪問系サービスを軸としたサービス利用が増加していく状況に備え、訪問系の支援・サービスの整備や、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備等を進めることにより、中重度の単身世帯の方の在宅生活を支えていくことが１つの方法として考えられます。その他、不足する地域資源等について、多職種によるワークショップや地域ケア会議におけるケース検討等を通じて、そのノウハウの集約・共有を進めること等も考えられます。

オ　医療ニーズが高い在宅生活者への支援

「訪問診療の利用の有無」の結果から、要介護度が高くなるにつれて、訪問診療の利用割合が増加する傾向が見られました。看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するためには、在宅医療と介護の多職種連携をさらに進めていく必要があります。今後は、「医療と介護の両方のニーズを持つ在宅生活者」の大幅な増加が見込まれることから、このようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。医療ニーズのある利用者に対応することができる介護保険サービスとして、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備が必要となるかを検討するとともに、在宅医療と介護連携のさらなる推進に取り組んでいく必要があります。

（５）障がい者等調査

ア　障がい者に対する理解の促進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人も障がいのない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。障害者差別解消法により、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。市では、広報や講習会等、様々な広報・啓発活動を進めてきましたが、障がい者を特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

障がいがあることで、差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについては、「ほとんどない」が 33.7%、「時々ある」が 25.4%、「よくある」が 10.1%となっています。差別を感じたり嫌な思いをしたりする場面について、自由意見で訊ねたところ「市民や家庭における理解不足、不適切な接し方」が最も多く、「教育・労働における理解不足、不適切な接し方」が次に多くあげられました。企業・NPO 等の民間団体と連携した啓発活動を推進するとともに、地域活動や行事等のあらゆる機会を捉えて障がい者への理解の促進を図ることが重要です。

コミュニケーションを行う上で困ることは、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が 31.9%、「難しい言葉や早口で話されると分かりにくい」が 30.4%、「複雑な文章表現が分りづらい」25.7%となっています。障がい者に対する正しい理解と認識をもって偏見や差別を無くすための活動を継続的に進めていくため、子どもの頃から障がい者と触れ合うことや障がい者に対する理解を促進する場の提供や福祉教育を積極的に推進し障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を養い、学校における取り組みを保護者を含めた地域住民に広げていき、生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げることが必要です。

また、令和３（2021）年に障がい者差別解消法が改正され、令和６（2024）年４月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。市内事業者への周知・啓発が必要です。

イ　社会参加の促進と地域の居場所

市では、高齢者・障がい者・子ども等全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う「地域共生社会」を目指しています。障がい者が、地域で生きがいを持って生活を続けるためには、障がい者自身の積極的な社会参加と地域住民の理解が不可欠です。

近所付き合いについて訊ねたところ「付き合いはほとんどない」は29.0%となっており、市民一般の11.8%より17.2%多くなっています。利用している施設は、「あいとぴあセンター」が29.3%、「図書館・西河原公民館図書室・地域センター・図書室」が12.3%となっています。障がい者の地域の支え合いやスポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。また、障がい者にと

っては、自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなるとともに、積極的な社会参加を促す等、自立を促進する上で、大きな役割を果たします。また、障がいのある人とない人とが共に活動することにより、地域の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たしており、積極的に支援していく必要があります。

障がい者を対象とした地域のちょっとした支え合い活動の推進は、障がい者にとって日常生活を営む上でサポートされるというだけにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものです。障がい者問題に対する理解や認識を深めるためにも、市民同士で地域のちょっとした支え合い活動に取り組むことが重要であり、さらに、社会参加の一環として障がい者自身が、社会に貢献していくことも有意義なものです。市民に対し、地域の障がい者や高齢者、子育て家庭への理解と協力を求め、地域のちょっとした支え合い活動の理解と環境を整える必要があります。

市への意見・要望を訊ねたところ、「合理的配慮・移動手段の充実・誰もが利用しやすいまちづくり」についてが最も多くあげられました。具体的には、「自宅近くに気軽に立ち寄れる居場所が欲しい」「家にこもりがちなので、病気の話等気楽に話せる仲間、たくさんの交流があるとよい」等の地域のほっとできる居場所を求める意見が散見されました。障がいのある人同士や障がいのない人との交流のできる地域の「居場所」が重要と見られます。

ウ　雇用・就労の促進

障がいのある人に対する雇用・就業に関しては、単に雇用と就業の場だけの問題ではなく、就業生活を支える日常の生活環境にも配慮を欠かせません。給料や工賃を伴う仕事をしているかについては、「仕事をしている」が 51.4%、「仕事をしていない」が 44.6%となっています

仕事をする（続ける）ために必要だと思うことは、「障がいに合わせて、様々な仕事や働き方が選べること」が 47.8%、「上司や同僚が障がいを理解して協力してくれること」が 44.2%となっています。東京都における障がい者雇用率は上昇しており、令和４（2022）年６月現在 2.85%となっています（全国平均 2.86%）。障がい者雇用の一層の促進と定着を図るため、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度又は税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がいのある人の職場定着の向上に努める必要があります。

障がい者の就労を支援する就労支援センター「サポート」の認知度及び支援については、「知らない」が 37.3%、「知っているが、支援は受けていない」が 33.3%となっています。障がいのある人の一般就労や職業的自立を促進するためには、学校教育や福祉施設における取組を強化するとともに、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がい者の能力や障がいの種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会を拡充し、訓練や就労のための総合的な支援を今まで以上に充実させる必要があります。

（６）障がい児等調査

ア　地域社会への参加・包容

条約の批准を踏まえ、国では地域で支援の対象となる「障がい児」をどのように捉えるか、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）をどのように進めるか、家族支援をどのように充実すべきか等の根本的な論点について様々な検討が行われています。

障がいがあることで、差別を感じたり嫌な思いをしたりすることがあるかは、「ほとんどない」が 37.6%、「時々ある」が 29.9%、「よくある」が 4.3%となっています。差別を感じたり嫌な思いをしたりする多くの事例は、「市民や家庭における理解不足・不適切な接し方」や「教育・保育・労働における理解不足・不適切な接し方」についてでした。

障がいのある人が、様々な障がいの性質によらず、自分自身を受け入れることによって自己実現に向けた生き方を見出すことを、障がいの受容といいます。障がいを受容するためには、家族をはじめ、社会全体が障がいを理解して受け入れることが重要です。

イ　教育・育成の充実

障がいのある子どもの教育・育成においては、その子どもが将来社会人として自立し、かつ、社会の中で、その持てる力を最大限に発揮できるような教育の在り方が求められています。将来社会的に自立するための基本的な能力を身に付けることが必要であり、障がいのある子どもたち一人ひとりに最も適切な教育の場を確保する必要があります。

就学する上で必要だと思うことは、「授業を受ける際に、障がいに応じたサポートが受けられること」が 85.9%、「学校生活全般で、病状に応じたサポートが受けられること」が 26.6%となっています。また、日々の生活の中でどのような悩みや不安を感じることは、「就学・進学のこと」が 82.9%、「学習・成績のこと」が 45.3%、「就労・就職のこと」が 44.4%となっています。特別支援学校等と連携しながら、障がいのある子どもも障がいに応じたサポートを受けつつ、できる限り障がいのない子どもとともに育ち、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の実現に向けて特別支援教育の充実を図る必要があります。

困ったときに相談できる場所の認知度は、「知っている」が 77.8%、「知らない」が 9.4%となっています。高齢者･障がい者･子育て･福祉に関する生活での困りごとがあった場合の相談先は、「家族・親族」が 70.9%、「保育園、幼稚園、認定こども園、学校」が 39.3%、「友人・知人」が 32.5%、ひだまりセンター（児童発達支援センター）が 25.6%となっています。学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒が通常の学級に在籍する事例が増加してきており、発達障がいのある子どもやその保護者に対して行う相談や支援の充実を図る必要があります。

関係機関の連携、障がい者同士や親の仲間づくり、また、障がい者団体の組織強化等の支援を行い、障がいの受容と理解の促進を図ることが重要です。

３　地域ケア会議からの抽出課題

地域ケア会議は、地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第 115 条の 48 第１項の規定に基づき設置される会議です。「あいとぴあレインボープラン」の改定に向け、地域ケア会議の議論から抽出した地域課題（令和３（2021）・４（2022）年度分）を以下のとおりとりまとめました。

（１）相談支援

ア　権利擁護

（ア）意思決定支援の充実が必要

（イ）意思決定支援に困ったときに相談できるような第三者機関があるとよい。

（ウ）成年後見制度につなぐまでのサポート体制の充実が必要

（エ）必要な人が成年後見制度につながるよう、分かりやすい情報発信、普及啓発が必要

イ　孤立・孤独対策

（ア）高齢になって転居してきた人への支援の充実が必要

（イ）配偶者と死別した人への支援の充実が必要

（ウ）地域とのつながりを感じられるようオンライン、動画配信を活用する方法もある。

（２）地域づくり

ア　見守り・支え合いの地域づくり

（ア）公的サービスにつながる前の段階の人に対し、地域での緩やかな見守り体制の整備が必要

（イ）高齢、障がい者世帯に対する地域の緩やかな見守り体制の整備が必要

（ウ）他者の介入を拒否する世帯に対し、地域と専門機関の見守りにおける連携体制をつくることが必要

（エ）家族のみでは対応が難しい認知症・高次脳機能障害のある方への地域の応援の仕組みづくりが必要

（オ）一声掛けることで在宅を継続できる人がおり、「ちょこっと支援」があるとよい。

（カ）近隣住民への暴言、問題行動が見られる場合の対応について検討していくことが必要

（キ）障がい者との共生に向けた地域づくりが必要

イ　認知症の人への支援

（ア）認知症の自覚がない人を支援するために支援者が個別に持つ社会資源の情報、知恵や工夫、対応策を継承できる体制づくりが必要

例）専門医への受診同行、生活環境に課題のある住居の片付け、長年入浴していない人の入浴支援等

（イ）家族、銀行、消費生活支援センター等と連携し、認知症の人の金銭管理、消費者被害防止における見守り体制の構築ができるとよい。

（ウ）金銭管理における支援の充実が必要

（エ）認知症の人が集える場が少なく、またそこまでの移動手段がない。
（オ）若年性認知症、前期高齢者の人が人とつながる場所、活躍できる場所が不足している。
（カ）地域住民、介護事業所、店舗、交通機関、警察、医療機関等が一体となって、認知症の人の一人歩きを見守る体制の整備が必要
（キ）認知症が進行した人の趣味の活動に同行してくれるような支援があるとよい。
（ク）認知症を起因とする公共機関とのトラブル対応の充実が必要
（ケ）不安の強い認知症の人が利用できるサービスが少ない。
（コ）認認介護に対しての支援の充実が必要
（サ）コロナ禍で閉鎖した認知症カフェを再開していくことが必要
（シ）認知症の多様な症状に柔軟に対応できる受皿の整備が必要

ウ　地域の居場所

（ア）軽度の障がい者や若年性認知症の人が緩くつながることのできる通いの場の整備が必要
（イ）多世代が幅広い興味でつながることのできる居場所があるとよい。
（ウ）希薄となった近隣との付き合いに変わる新たな交流の場の整備が必要
（エ）失語症の人が同じ悩みを抱えた人と交流できる場が必要

（3）生活支援

ア　生活困窮者への支援

（ア）生活困窮にある人の施設入所を支援する方法の検討が必要
（イ）生活保護にはならないが、収入が低い人への支援体制の整備が必要
（ウ）経済的な理由でサービスを利用できない、増やせない人の支援が必要
（エ）生活困窮者を対象にした相談会等の開催、その周知徹底が必要

イ　身元保証・死後事務保証

身寄りがない人の支援の充実が必要

ウ　生活支援サービスの充実

（ア）移動支援・買い物支援について

a　通院、通いの場への移動等に気軽に利用できる移動手段があるとよい。
b　高齢者がスムーズに外出できる仕組みが必要
c　買い物困難者への買い物支援の充実が必要

（イ）インフォーマルサービス全般について

a　公的サービスとインフォーマルサービスをうまく組み合わせることができるとよい。
b　急な受診同行、嗜好品の購入、楽しみの活動やレジャーへの外出同行等に対応できるサービスがあるとよい。

エ　介護予防・フレイル予防の推進

（ア）徒歩圏内で運動できる場所の確保が必要

（イ）コロナの影響で高齢者の心身機能の低下、うつの進行がみられ、その対策が必要
（ウ）感染への恐怖から今もなお外出を自粛している人がおり、その対策が必要
（エ）地域全体で、運動のみではなく栄養、オーラルフレイルについて学ぶ機会をつくっていくことが必要
（オ）集合方式ではない方法を活用する場合の運動習慣の定着化に向けた工夫が必要

オ　介護者支援

（ア）遠距離介護、就労、育児とのダブルケア等を行う親族に対しての支援の充実が必要
（イ）市域を超えて、ダブルケアを行う人や若年性認知症の人の介護者等が同じ立場や境遇の人と交流する機会を確保していくことが必要
（ウ）遠距離介護や就労で多忙な家族の負担軽減を図るためのきめ細やかな支援が必要
例）帰宅できなくなった認知症高齢者の迎え、自宅訪問によるちょっとした対応等
（エ）介護者に障がいがある場合の支援体制の充実が必要
（オ）本人の言動により家族が距離を置かないように、病状や対応方法の助言等を行っていくことが必要
（カ）現役世代、男性介護者、若者が気軽に相談できる窓口が必要
（キ）在宅療養中の栄養について相談できる体制の整備が必要
（ク）介護離職防止に向けた支援が必要
（ケ）多問題の家族を抱える介護者の心身の負担軽減策を充実させていくことが必要
（コ）ヤングケアラーへの支援が必要
（サ）介護者、支援者間で定期的な安否確認が必要な場合の報告の仕組みづくりが必要

カ　住まいの確保

多様な住まいについて知ることができるよう支援することが必要

キ　担い手の育成・支援

（ア）サロンや老人クラブ等の担い手が高齢化しており、活動継続に向けた支援が必要
（イ）活動を支える新たな担い手の発掘、活動の立ち上げ支援や伴走支援の体制整備が必要

（４）多機関で協働して支援に当たる体制の整備

ア　分野横断・制度の狭間

（ア）介護・障がいサービスの併用、移行

ａ　介護と傷害の支援者が双方の制度を理解し、役割分担、連携を行っていくことが必要
ｂ　高齢・障がいの支援者がともに学べる機会が必要
ｃ　関係機関が情報共有できる仕組みが必要
ｄ　障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する「65 歳の壁」の問題に対し、移行がスムーズに行えるよう調整し、支援できる仕組みが必要
ｅ　障がい福祉サービスと介護保険サービスを合わせた移動支援の仕組みが必要
ｆ　支援が長期化することに備えた連携ツールの活用が必要

（イ）いわゆる「8050 世帯」に係る問題

a　高齢の親世代への支援を通し、障がいが疑われる子ども世代を発見した場合のつなぎ先の整備が必要

b　高齢の親世代と障がいを持った子ども世代への支援体制を充実させていくことが必要

c　親亡き後の障がいを抱えた子ども世代の孤立を防ぐための対策が必要

d　認知症の親と精神障害を抱えた子の世帯を、医療・介護サービスにつなげるまでの支援の充実が必要

イ　制度の狭間

（ア）制度・世代の狭間の問題への対応が必要

（イ）フォーマル制度の対象外になった場合の支援体制を整えることが必要

ウ　ダブルケア

相談先の一元化等高齢と障がい等分野を超えたダブルケアを行う人に対する支援体制の充実が必要

エ　精神疾患を抱えた人への支援

（ア）精神疾患の治療を中断した人を早期に把握し、支援する仕組みが必要

（イ）精神疾患のある子ども世代の相談窓口、支援体制の明確化が必要

（5）その他

ア　介護保険サービスの充実

（ア）夜間の介護資源が少なく、その整備が必要

（イ）訪問介護サービスの空きがなく、その整備が必要

（ウ）吸引等の医療処置に対応できる訪問介護事業所が少なく、その整備が必要

（エ）小規模多機能型居宅介護が機能していない現状があり、その対策が必要

（オ）理解力が低下した人の利用支援の充実が必要

イ　デジタル弱者への対応

（ア）デジタル化の推進に対応し、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援が必要

（イ）デジタルに強い育休中の人や学生を担い手とした支援体制を整備することが必要

（ウ）身近にデジタル機器の操作方法等を相談できる場所の確保が必要

（エ）スローショッピング等商店等にデジタル弱者支援について啓発していくことが必要

（オ）デジタル弱者に向けアナログ情報を継続して発信していくことが必要

ウ　ペット飼育支援

（ア）ペットを飼育することが困難になったケースの支援体制の整備が必要

（イ）緊急時のペットの預かり先があるとよい。

エ　高次脳機能障害・難病への対策

（ア）高次脳機能障害の人が受けられる支援やリハビリサービスの充実が必要

（イ）高次脳機能障害を持つ人を支援する支援者の相談窓口があるとよい。

（ウ）難病等で症状の進行が早い場合に在宅での受入れが困難であり、その対策が必要

４　前計画の現状を踏まえた取組の方向性

いずれも令和４年度末時点を対象に実施した各計画進捗管理令和４年度報告書時点の内容となります。

１．地域福祉計画

重点施策			現状（再掲）	取組の方向性
１　多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり				
	(1)　新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築			
		② 複雑化・複合化した課題に対応できる包括的で切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画のつなぐシートの導入には至ったものの、体制整備の進捗は遅れています。	令和５（2023）年度内に第１次計画で掲げた３つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行うという目標の達成を目指します。
	(2)　新しい支援体制を支える環境整備			
		③ 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。	毎年度実施方法、カリキュラム等を改善して、福祉カレッジを実施しています。	多様な福祉の担い手となる人材を確保できるような、カリキュラムの改善が必要です。
		⑤ コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。	令和４（2022）年度に福祉のまちづくり協議委員会を設置し、全ての日常生活圏域に福祉のまちづくり委員会を設置したことにより、地域生活課題を地域住民で解決するための仕組みを整えました。	この仕組みを活用し、地域のアセスメントを行い、アセスメント結果に基づき、地域生活課題を把握し、地域住民とともに地域生活課題を解決する中で住民力を強化していく必要があります。
３　安心・安全に暮らせるまちづくり				
	(1)　防災・防犯体制の充実			
		① 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。	ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの見直しを進めています。	令和５（2023）年度中のプランの改定を目指します。

2　高齢者保健福祉計画

重点施策				現状（再掲）	取組の方向性
2　社会参加と地域貢献による生きがいづくり					
	(2)　こころ潤う、人とつながる高齢者の出会いの場を提供します。				
		①	一緒に楽しめるパートナーを探している人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。	地域包括支援センターの各圏域に、一人暮らしの高齢者を対象とした「大人の社会科見学」、「パン作り大会」、「こまえ転入者のつどい」等を、出会いの場として試行的に実施しています。	試行実施の好調な結果を踏まえ、本格実施へとつなげます。 市内・市外における活動等、目的別に出会いの場講座を連続して開催し、参加者自らが企画にも携わり、互いに協力し合うことで、人とつながる関係を構築します。
6　認知症バリアフリー社会を創る					
	(1)　認知症サポーターを支援するチームオレンジを創設します。				
		①	「チームオレンジ」を創設し、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。	「チームオレンジ」の担い手養成を目的とした認知症サポーターステップアップ講座（１回）を開催し、活動希望者の登録を行いました。	認知症サポーターステップアップ講座を基礎編と応用編に再編し、活動希望者がスムーズに「チームオレンジ」の担い手となれるよう体制を整えます。
				「チームオレンジ」の先進地（清瀬市）を関係者と視察しました。	視察結果を参考に、チームオレンジの創設に向け準備を進めます。
7　介護保険制度の円滑な運営					
	(2)　介護サービス提供基盤の整備を一層進めます。				
		①	在宅生活を支援する多様な地域密着型サービスの基盤整備を進めます。	地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護サービスが未整備であるため、事業者公募を２回行いましたが、公募がありませんでした。	引き続き、令和６（2024）年度もサービス提供基盤の整備に向け、事業者の公募を２回行う予定です。

3　障がい者計画

重点施策			現状（再掲）	取組の方向性
1　地域で暮らし続けられる基盤づくり				
	(1)　地域における生活の拠点の構築。			
		①　地域生活支援拠点の整備を行います。	整備に向けて進めていたが、物価高騰等の影響により施設の規模を縮小することとしたため、１年間スケジュールが後ろ倒しとなりました。	令和５（2023）年度内に狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画で掲げた３つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行うという目標の達成を目指します。
2　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり				
	(1)　地域における相談支援の充実			
		①　切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	地域生活支援拠点の整備が後ろ倒ししたことにより、併せて基幹相談支援センターについても設置時期の見直しを行いました。	障がい小委員会の答申をもとにこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組みます。
4　安心で安全に暮らせるまちづくり				
	(1)　避難行動要支援者支援体制の充実			
		①　福祉避難所の運営体制の整備	ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの見直しを進めています。	令和５（2023）年度中のプランの改定を目指します。

4　成年後見計画

重点施策			現状（再掲）	取組の方向性
1　目的・対象に応じた広報の充実				
	(1)　権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。			
		③　多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	SNS を活用した広報活動、まなび講座による周知ができていません。	必要に応じて、SNS 等を活用した広報活動、市民に分かりやすいまなび講座の内容の検討を行います。
2　本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実				
	(1)　権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。			
		①　市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	協議会において、狛江市権利擁護支援・検討会議の試行実施を行いました。	関係機関への周知・調整を行い、支援・検討会議の本格実施に向けた取組を行います。

重点施策				現状（再掲）	取組の方向性
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進				
	(1)	本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。			
		①	本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	社協において法人全体の事業整理について検討を行いました。	社協のあり方検討委員会による結果をもとに、本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を含めた社協全体の事業見直しを行います。
5	地域における権利擁護支援の体制整備				
	(1)	中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。			
		①	福祉避難所の運営体制の整備	社協において法人全体の事業整理について検討を行うことであんしん狛江が担うべき役割について検討を行いました。	社協の事業整理の中で社協が担う中核機関の機能を整理する。

第３節　各施策の現状と課題

施策ごとの現状・課題は下表のとおりです。

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策.No	施　策
1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

■現状・課題

- 孤独・孤立対策に当たっては、市、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めることが法令上義務付けられています。（孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第 45 号）より）
- 「社会的孤立」・「孤独」該当者が支援につながらない理由として「支援の受け方が分からないため」が多くなっているため、「つなぎ」・「出会い」の重層化により支援につなげる必要があります。（市民意識調査（市民一般調査）より）
- ひきこもりについては、異変に気付いた家族等が、早期に適切な機関へ相談し、社会復帰、再就職等につなげられる可能性があります。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 相談支援包括化推進員による複雑化・複合化した課題への対応が狛江市第１次重層的支援体制整備事業実施計画どおりに行えていません。（前計画の現状より）
- 重層的支援会議等を開催するに当たり、情報の共有の方法が課題となっています。（事業の実施状況・課題より）
- 情報システムの標準化・共通化や業務等における AI・RPA の利用促進等、行政運営の効率化の推進が求められています。（狛江市 DX 戦略より）

施策.No	施　策
1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。

■現状・課題

- 地域支援の地域課題を把握するため、CSW によるアウトリーチ等による個別支援を行っていますが、特に依存症、ひきこもり、生活困窮、居場所、精神障がい等の支援については、継続的な伴走型支援が必要です。（事業の実施状況・課題より）
- 生活困窮者自立支援事業でアウトリーチ支援事業を開始していますが、さらなる充実が求められます。（事業の実施状況・課題より）
- ひきこもり状態にある方等社会的に孤立し、孤独を感じている方にはピアサポーターを活かした支援が効果的です。（住民懇談会の意見より）

施策.No	施　策
1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。

■現状・課題

- 専門職後見人が意思決定支援のプロセスの中で、意思決定や意思確認が困難と認められる場合における本人の意思の推定、意思の推定が困難かどうかの判断が難しいという調査結果から専門職後見人への意思決定支援の理解促進が課題です。（成年後見人等調査結果より）
- 本人を交えた中核機関における権利擁護支援・検討会議（以下「支援・検討会議」といいます。）において本人の意思や考え方を引き出すことが難しいです。（成年後見人等調査結果より）
- 意思決定支援に困ったときに相談できるような第三者機関が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 国は権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの育成をするものとしています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 東京都社会福祉協議会では、成年後見制度推進機関（中核機関）や区市町村行政を支援するため、困難事例や成年後見制度を推進する上で課題となっている事項について、専門職等の助言や意見を得る場として、年３回アドバイザリースタッフ会議を開催しています。（事業の実施状況・課題より）

施策.No	施　策
1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。

■現状・課題

- 相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置及び機関相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化が求められています。（前計画の現状を踏まえた取組の方向性より）
- 市が優先して充実すべき障がい福祉サービス等や利用できない障がい福祉サービスとして「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」の割合が高くなっています。(市民意識調査（障がい者等調査）より）

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

施策.No	施　策
２-１	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。

■現状・課題

- 福祉のまちづくり委員会・協議委員会の活動は、令和４(2022)年度から全ての日常生活圏域での活動が本格化しました。地域アセスメントを行い、地域の課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。（前計画の現状を踏まえた取組の方向性より）

施策.No	施　策
２-２	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。

■現状・課題

- 家族以外の近隣の避難行動要支援者に「安否確認」をすることができると回答した市民が 68.5%、「安全な場所への避難の手助け」をすることができると回答した市民が 63.1%います。（市民意識調査（市民一般調査）より）
- 市には避難行動要支援者の対策として「地域での協力体制づくりの支援」(43.7%) が最も求められています。（市民意識調査（市民一般調査）より）
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 30 号）を踏まえて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行（令和３（2021）年５月 20 日）からおおむね５年程度で個別避難計画の作成に取り組むものとされています。（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月（令和３年５月改定）内閣府（防災担当）より）

施策.No	施　策
2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

■現状・課題

- 多摩川住宅二号棟で令和６（2024）年４月から建て替え工事が開始され、令和９(2027)年７月に第１工区、令和 10（2028）年７月に第２工区の引き渡しが予定されています。また、都営狛江団地でも建て替え工事が予定されています。建て替えに際しては住民の福祉的ニーズを適切に把握し、支援を行う必要があります。建て替え後には、新たな住民を含めた地域づくりを行う必要があります。
- 公的サービスにつながる前の段階における地域での緩やかな見守り体制の整備や、「ちょこっと支援」が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題・住民懇談会の意見より）
- 多世代が幅広い興味でつながることのできる居場所が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 希薄となった近隣住民との付き合いに変わる新たな交流の場が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 「20 歳代」の半数以上の方が地域活動・ボランティア活動等に取り組みたいと考えています。（市民意識調査（市民一般調査）より）
- 「10 歳代（18 歳以上)」及び「20 歳代」の学生でボランティアに興味はあるが、活動を行っていない方に理由を伺ったところ、「ボランティアの探し方が分からない」という理由が最も多く、次いで「１人で活動を始めることに不安がある」という理由が続きます。（近隣大学へのアンケート調査結果より）
- 「10 歳代（18 歳以上)」及び「20 歳代」の学生でボランティアに興味はあるが、活動を行っていない方にどのようなきっかけ、環境等があればボランティア活動の参加できるか伺ったところ、「体験の場の確保」が最も多く、「友人と参加できること」等の意見がありました。（近隣大学へのアンケート調査結果より）

施策.No	施　策
2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。

■現状・課題

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、成年後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理解が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳ある本人らしい生活の継続につながります。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な権利擁護支援施策を受けられるようにするためには、多様な主体が権利擁護支援の担い手として存在している必要があります。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 育成した市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないです。（事業の実施状況・課題より）
- 地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進することが求められています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は「権利擁護支援の入り口」と位置付けられており、市民後見人の養成と連携して生活支援員の計画的な確保と育成、活躍促進に努めることが重要です。（令和５（2023）年地域福祉権利擁護事業運営状況調査報告書（福祉サービス運営適正化委員会）より）

施策.No	施　策
2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

■現状・課題

- 高齢期はもとより、全ての世代において独居者が増加し、孤独・孤立の問題も深刻化するおそれがあります。（全世代型社会保障構築会議報告書（令和４（2022）年 12 月 16 日全世代型社会保障構築会議）より）
- 今後の在宅生活を継続するためには「見守り、声掛け」の支援が必要とされています。（24.5%）特に一人暮らし高齢者で必要とされています。（一人暮らし高齢者の見守り支援利用率は 21.1%と夫婦のみ世帯より 10%以上高いです。）（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 高齢になって転入してきた人や、配偶者と死別した人への支援の充実が必要です。（統計資料より）

施策.No	施　策
2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。

■現状・課題

- 65 歳以上の自立、要支援、総合事業を利用されている高齢者のうち認知症リスクのある人が 45.1%います。（市民意識調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）より）
- 認知症の人が集える場、他者と交流できる場、活躍できる場が少なく、かつ、そこまでの移動手段が不足しています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 地域住民、介護事業所、店舗、交通機関、警察、医療機関等が一体となり、地域で暮らす認知症の人や家族を見守り、支援する体制が求められます。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。（認知症基本法より）

施策.No	施　策
2-7	障がい者理解を推進します。

■現状・課題

- 障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりすることが「よくある」が 10.1%、「時々ある」が 25.4%となっています。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 市民は障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努力するとともに、行政機関等及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはなりません。（障害者差別解消法より）
- 令和６（2024）年４月１日から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務付けとなります。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 56 号）より）

基本目標３　社会参加を進めるシステムづくり

施策.No	施　策
３-１	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。

■現状・課題

- 市では市民課・福祉総合相談窓口に軟骨伝導イヤホンを導入しています。（事業の実施状況より）
- 令和７（2025）年に東京都で開催される予定の世界陸上競技選手権大会・デフリンピックでは、「いつでも・どこでも・誰とでも」つながる、ユニバーサルコミュニケーションの促進が基本的な方針とされています。（ビジョン 2025　スポーツが広げる新しいフィールド　全ての人が輝くインクルーシブな街・東京へより）
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックでは、心のバリアフリーを推進しました。この成果をレガシーとして受け継ぎ、心のバリアフリーを推進する必要があります。（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より）

施策.No	施　策
３-２	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。

■現状・課題

- 重層的支援体制整備事業（参加支援事業）として社会との関わりに不安を抱えている方に対して、一般就労に向けた支援を行うため、就労準備支援事業を実施しています。（事業の実施状況・課題より）
- 伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて、社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、ニーズに応じた参加支援を推進する必要があります。（事業の実施状況・課題より）
- 社会的に孤立し、孤独を感じている方でも趣味の会やスポーツクラブへの参加意向が比較的多く示されています。（市民意識調査（市民一般調査）より）

施策.No	施　策
３-３	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。

■現状・課題

- 権利擁護支援を必要としている人の中には、地域社会とのつながりが希薄で孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。そのため、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実させることが重要です。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 本人への支援を適切に行うためには、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み（以下「権利擁護支援チーム」といいます。）づくりを推進する必要があります。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）

施策.No	施　策
3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。

■現状・課題

- 生きがいが「ある」と回答した高齢者が前回より 10%以上減少しており、生きがいづくりを促進していく必要があります。（市民意識調査より）
- コロナ禍による地域活動への参加率の低下が見られます。次期事業計画では、社会参加率の回復・向上を積極的に進める施策が求められ、重点化すべきです。（高齢小委員会より）
- 人生 100 年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作る必要があります。（人づくり革命　基本構想（平成 30（2018）年６月人生 100 年時代構想会議。以下「人生 100 年時代構想会議報告書」といいます。）より）
- より長く生き生きと地域で暮らし続けることができるよう多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図る必要があります。（全世代型社会保障構築会議報告書より）
- 社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであることから、こうした活動の推進や参画支援を図る必要があります。（高齢社会施策大綱（平成 30（2018）年２月 16 日閣議決定）より）
- 狛江市シルバー人材センターの会員数及び就業実人員（請負）は増加しており、就業実人員（派遣）も増加傾向ですが、就業率（請負）、就業率（派遣）は減少しており、就労の場の確保が求められます。（統計資料より）

施策.No	施　策
3-5	障がい者の情報保障を推進します。

■現状・課題

- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図る必要があります。（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第 50 号より）

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策.No	施　策
４-１	**身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。**

■現状・課題

- 一人暮らし高齢者が増加しています。（統計資料より）
- 子育て世帯による親世帯との近居又は同居を促進するため、子育て世帯の世帯主に対する助成金を交付しています。（事業（狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金）の実施状況より）
- 身寄りのない市民への支援の充実が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 賃貸住宅の入居、手術・入院、介護保険施設や有料老人ホーム等（以下「介護施設」といいます。）への入所、就労（就職）といった日常生活の様々な局面で、身元保証人を立てる慣行が定着しています。（超高齢社会における身元保証の現状と課題（2020 年５月 13 日　日本総研）より）
- 身寄りのない一人暮らし高齢者で身元保証人を確保できないことで賃貸住宅への入居や疾病時に入院を断られる等といった事態が相次いでいます。（超高齢社会における身元保証の現状と課題（2020 年５月 13 日　日本総研）より）
- 家族や親族がいない単身の高齢者は、病院への入院や介護施設等への入所の際の身元保証、その後の生活支援、葬儀や死後の財産処分等の死後事務について、家族・親族による支援を受けることができず、第三者による支援を受ける必要があります。（身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書（令和５（2023）年８月総務省行政評価局）より）
- 障害者手帳を所持されている方の年齢は、「50 歳代」が 27.5%で最も多く、次いで、「40 歳代」が 19.6%となっています。居住者の世帯構成は、「一人暮らし」が 23.2%、「75 歳以上の方」が 22.1%と多くなっています。障がい者の親の高齢化に伴う対応が課題となっています。（市民意識調査（障がい者等調査）より）

施策.No	施　策
4-2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。

■現状・課題

- 在宅の要介護高齢者のうち約半数の方がほぼ毎日家族・親族からの介護を受けています。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 障がい者、難病のある方の約半数の主介助者は親です。(市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 主介助者の６割以上の方が 60 歳を超えています。(市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 主介護者の約 25%の方が認知症の対応にストレスを感じています。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 主介護者の約３割が認知症への対応が就労継続のリスクと感じています。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 認認介護、遠距離介護、就労・育児とのダブルケア、ヤングケアラー等様々な事情を抱えたケアラーへの支援の充実が求められます。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 市域を越えてダブルケアを行う人や若年性認知症の人の介護者等が同じ立場や境遇の人と交流する機会を確保していくことが求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 自身がケアラーであるという自覚が持ちづらいこと、継続的な支援につながることが難しいこと、ケアの負担により健康状態や仕事・学業に支障が出てしまうこと、従来の福祉の枠組みから抜け落ちてしまう可能性があること、ケアラーが抱える課題は複合的であることも少なくないこと等の現状と課題があります。（自治体におけるケアラー支援の方策に関する調査研究報告書（2023 年３月公益財団法人東京市町村自治調査会）より）

施策.No	施　策
4-3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。

■現状・課題

- 高齢者の場合、居室内での死亡、死亡時の残置物処理等を理由として民間賃貸住宅への入居を断られることがあり相談を受けています。（狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果（令和元（2019）年 11 月　狛江市居住支援協議会）より）
- 障がい者の場合、ルール違反への不安等を理由として民間賃貸住宅への入居を断られることがあり相談を受けています。（狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より）
- 外国人の場合、連帯保証人や保証人がいないこと、住居の使用方法が不安であること、火災や事故の発生が不安であること等を理由として民間賃貸住宅への入居を断られることがあり相談を受けています。（狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より）
- 主介護者の約３割が認知症への対応が就労継続のリスクと感じています。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 矯正施設から出所又は出院された方及び被疑者・被告人等で不起訴（起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡しを受け釈放された方）となった方の場合、退去時の敷金等のトラブル、希望に叶う物件探しが困難、ルール違反への不安を理由として民間賃貸住宅への入居を断られることがあり相談を受けています。（狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より）

施策.No	施　策
4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。

■現状・課題

- 介護保険サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれているため、人材確保に向けた早急な対応が必要とされています。（介護保険制度の見直しに関する意見（令和４（2022）年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）より）
- 地域共生社会の実現のための人材育成という観点も重視して市民後見人等を育成し、活躍を支援することが求められています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 福祉カレッジについて、多様な福祉の担い手となる人材を確保できるような、カリキュラムの改善が求められています。（前計画の現状を踏まえた取組の方向性より）

施策.No	施　策
4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。

■現状・課題

- 支援・検討会議のマニュアルを作成し、支援・検討会議を試行実施しましたが、仕組みの利用が必要な対象者全てに対応できていません。（前計画の現状を踏まえた取組の方向性より）
- 権利擁護で支援を必要としている人は成年後見制度の利用に限らず、権利擁護・意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮していただく必要があり、専門職団体との連携が必要です。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 支援・検討会議で成年後見人等の候補者を検討する際は、市民後見人を候補にするのに適した事案であるか、どのような属性の候補者がよいかのみならず、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任体制（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討する必要があります。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）

施策.No	施　策
4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

■現状・課題

- 単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要です。（社会保障審議会介護保険部会資料より）
- 介護保険制度の枠内で提供されるサービスのみでなく、インフォーマルサービスも含め、地域の受け皿を整備していくべきであり、生活支援体制整備事業を一層促進していくことが重要です。（社会保障審議会介護保険部会資料より）
- 健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待されます。こうした人生 100 年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作る必要があります。（人生 100 年時代構想会議報告書より）

施策.No	施　策
4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

■現状・課題

- 前回調査に比べて、「閉じこもり」リスクが５%近く高くなっています。（市民意識調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）より）
- 新型コロナウイルス感染症への不安を閉じこもりの要因にあげている高齢者が多いです。（市民意識調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）より）
- 徒歩圏内で運動できる場所の確保や、集合方式ではない方法を活用する場合の運動習慣の定着化に向けた環境整備が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- コロナ禍の影響で高齢者の心身機能の低下、うつの進行が見られるとともに、感染への恐怖から今もなお外出を自粛している高齢者がおり、その対策が求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- より長く生き生きと地域で暮らし続けることができるよう多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図る必要があります。（全世代型社会保障構築会議報告書より）
- 人生 100 年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作る必要があります。（人生 100 年時代構想会議報告書より）
- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施する必要があります。（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 66 号）より）

施策.No	施　策
4-8	地域密着型サービスの整備を推進します。

■現状・課題

- 高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画で小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進してきましたが、新規の整備にはつながりませんでした。（前計画の現状を踏まえた取組の方向性より）
- 今後は、「医療と介護の両方のニーズを持つ在宅生活者」の大幅な増加が見込まれることから、このようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。（在宅介護実態調査より）
- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。（社会保障審議会介護保険部会資料より）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありませんが、各事業所が柔軟に対応し、例えば、厚生労働省の統計で狛江市の居宅や施設等での看取りの実績が全国上位になっている等、様々な介護ニーズに応えられている実例があります。（高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会合同より）

施策.No	施　策
4-9	介護サービスの給付の適正化を推進します。

■現状・課題

- 保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが求められています。（第９期介護保険事業（支援）計画の基本指針より）
- 適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するため、介護サービスの給付の適正化について、保険者が取り組むことが求められています。（「介護給付適正化計画」に関する指針より）

施策.No	施　策
4-10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

■現状・課題

- 介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービスを提供する事業者に対する指導監督等について、都道府県と保険者である市町村が十分に連携して対応していくことが求められています。（介護保険事業計画の基本指針より）
- 地域包括ケアシステムの構築に当たって、介護給付等対象サービス等に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組について、都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、取組を推進することが求められています。（介護保険事業計画の基本指針より）

施策.No	施　策
4-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

■現状・課題

- 障がい者の高齢化（50 歳代、40 歳代の順に多いです。）が進んでいます。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 一人暮らしの障がい者が最も多く（23.2%）、高齢者の親と同居している障がい者が多数（22.1%）います。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
- グループホームの整備が求められています。（グループホームが現在の居住形態で 6.2%、希望する住まいで 14.2%（愛の手帳所持者で 31.3%、利用できないサービス 14.6%）（市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 福祉サービスを利用できない場合、親が家族介助者として障がい者の介助・支援をしています。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
- 精神障害者保健福祉手帳の交付数が令和３(2021)年度に前年度比で 23.6%増加しています。また、令和４(2022)年度も増加傾向は続いています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても令和３(2021)年度に前年度比で 56.9%増加しています。（統計資料より）
- 同行援護従事者の養成が求められています。（障がい者当事者団体調査より）

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策.No	施　策
５-１	**重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。**

■現状・課題

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題について支援方針を検討し、多機関で連携を図り、政策・施策を審議するため、既存の会議体の枠組みを十分に活用できていません。（事業の実施状況・課題より）
- 重層的支援会議等の会議体の在り方を検討しています。（事業の実施状況・課題より）
- ひきこもりや孤独・孤立対策に関する会議体の設置等新たな会議体の設置が求められます。（国の動向より）

施策.No	施　策
５-２	**権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。**

■現状・課題

- 権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加するためには、中核機関が権利擁護支援を必要な方を中心に、本人の状況に応じ、権利擁護支援チームの形成を支援し、成年後見制度の利用開始後は、チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援行うことができる体制を構築する必要があります。（第二期成年制度後見利用促進基本計画より）

施策.No	施　策
５-３	**中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。**

■現状・課題

- 中核機関として成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートする役割を市が担っていますが、現在の体制では、支援の必要な方全てにコーディネートできていません。（事業の実施状況・課題より）
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを「認知症初期集中支援チーム」、「高齢者虐待防止・見守りネットワーク」、「地域自立支援協議会」等既存の仕組みのほか、重層的支援会議等と有機的な結び付きを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要があります。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）

施策.No	施　策
5-4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。

■現状・課題

- 虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域で権利擁護支援関係者が連携して支える体制の構築が求められています。（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）
- 障がい福祉サービス事業者間で権利擁護支援について情報を共有する機会は多くありません。（事業の実施状況より）

施策.No	施　策
5-5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。

■現状・課題

- 要介護度が高くなるにつれて、訪問診療の利用割合が増加する傾向が見られます。（市民一般調査（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）
- 看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するためには、在宅医療と介護の多職種連携をさらに進めていく必要があります。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）

施策.No	施　策
5-6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。

■現状・課題

- 障がい者の高齢化（50 歳代、40 歳代の順に多いです。）が進んでいます。（市民意識調査（障がい者等調査）・統計資料より）
- 介護と障がいの支援者が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を行っていくことが求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）
- 障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する「65 歳の壁」の問題に対し、移行がスムーズに行えるよう調整し、支援できる仕組みが求められています。（地域ケア会議からの抽出課題より）

施策.No	施　策
5-7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。

■現状・課題

- 適切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができるよう、介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付等対象サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報交換のための体制整備等が求められています。（介護保険事業計画の基本指針より）

施策.No	施　策
5-8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。

■現状・課題

- 障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携が求められています。（事業所調査から抽出課題より）
- 市内の事業所への調査で「横のつながりがない」や「連携が不足している」との回答がありました。（事業所調査結果より）

第２章　中間見直し時

第１節　現状の整理

１　国の動向

（１）共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進ことを目的として、令和６年１月１日に施行されました。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として認知症施策を行うこととしています。

①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

（２）孤立・孤独対策推進法の施行

社会の変化により個人と社会や他者との関わりが希薄化する中で、孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立対策に関する基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、総合的な孤独・孤立対策を推進することを目的として、令和６年４月１日に施行されました。

同法第８条に基づき、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が令和６年６月 11 日に孤独・孤立対策推進本部において決定され、令和８年７月 10 日に一部改定されました。重点計画は、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めています。

■令和８年改定の主なポイント

①若者の孤独・孤立の予防に向けた取組の推進

- こども・若者の孤独・孤立の実態を的確に把握し、若い世代の孤独・孤立の予防を目指した取組を強化する。自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進する。
- 若手社員の孤独・孤立を予防する観点も含めた、民間企業におけるつながりづくりを推進する。

②地域における孤独・孤立対策の推進

- 地域の実情に寄り添い、交付金も活用しつつ、設置状況の段階に応じた地域密着型の伴走支援をきめ細かく実施。まずは全都道府県でのプラットフォームの設置を目指す。
- 拡がりを見せているいわゆる「社会的処方」の取組を推進し、悩みを抱える当事者を日常生活動線上の多種多様なタッチポイントから、居場所などの地域資源につなげる取組の社会実装に取り組む。

③孤独・孤立対策の認知度向上

- 政府が発信する情報が国民にしっかりと伝わるようにし、かつ、地方公共団体等による支援の情報を確実に地域住民に届ける観点から認知度の向上は最重要課題。国民への普及啓発・機運の醸成と、関係府省庁・地方公共団体等や支援の現場における施策認知度の向上を車の両輪とし、広報等の進め方の抜本的な見直し、対策の必要性や国の取組状況の積極的な発信などに着実に取り組む。

（３）手話に関する施策の推進に関する法律の施行

手話が、これを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むことを目的として、令和７年６月 25 日に施行されました。

（４）社会福祉法等の改正

質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するとともに、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化するため、社会福祉法等の一部を改正する法律が令和８年６月に公布され、令和９年４月１日に一部が施行されます。

■改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和 13 年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止
　介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。
３．支援基盤の強化等
⑴社会福祉連携推進法人制度の活用推進
　社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。
⑵災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化
　災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

この改正法により改正される法律は、

１.社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
２.介護保険法（平成９年法律第 123 号）
３.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
４.児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
５.生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）
６.老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
７.社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
８.社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）
９.生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

（５）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正

令和３年に制定され、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18 歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律が令和８年７月に公布され、令和９年４月１日に施行されます。

（６）民法等の一部を改正する法律が可決・成立

令和８年６月 17 日、「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第 45 号。以下「民法等改正法」といいます。）及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和８年法律第 46 号。以下「整備法」といいます。）が成立し、同月 24 日に公布されました。

民法等改正法は、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることや、遺言制度について、電子データ等で作成し、法務局において保管する保管証書遺言を創設することなどを内容として民法等を改正するものです。

また、整備法は、民法等改正法による後見の制度の廃止に伴い、成年被後見人を対象とする規定を削除し、又は特定補助人を付する旨の審判を受けた者を対象とする規定に改めることなど、関係法律について所要の整備等をするものです。公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

（７）こども基本法の施行

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和５年４月１日に施行されました。

狛江市においても、子どもの権利が大人と同じように保障されるべきものであることを改めて確認し、子どもの権利を保障するために必要な事項について定めるとともに、子どもの生命・身体や成長・発達のための基本的な権利が守られるだけでなく、子ども一人ひとりの資質や希望に応じた成長・発達を支えるための環境整備を行っていくための根拠を定め、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すことを目的として、狛江市子どもの権利条例を制定し、令和８年４月１日から施行されています。

2　統計から見る現状

（1）総人口

狛江市の総人口は、令和 10(2028)年以降の多摩川住宅地区地区計画変更により令和 12(2030)年には増加することが見込まれますが、以降は緩やかに減少し令和 32(2050)年には 75,983 人になる推計となっています。

生産年齢人口(15～64 歳)は減少傾向で推移し、令和 22(2040)年には 47,950 人、令和 32(2050)年には 43,543 人になると推計されます。

高齢者人口は(65 歳以上)は増加傾向で推移し、令和 22(2040)年には 23,446 人、令和 32(2050)年には 24,472 人になると見込まれます。また、高齢化率は令和 22(2040)年には 29.3%、令和 32(2050)年には 32.2%になると推計されます。

▼狛江市の将来人口推計

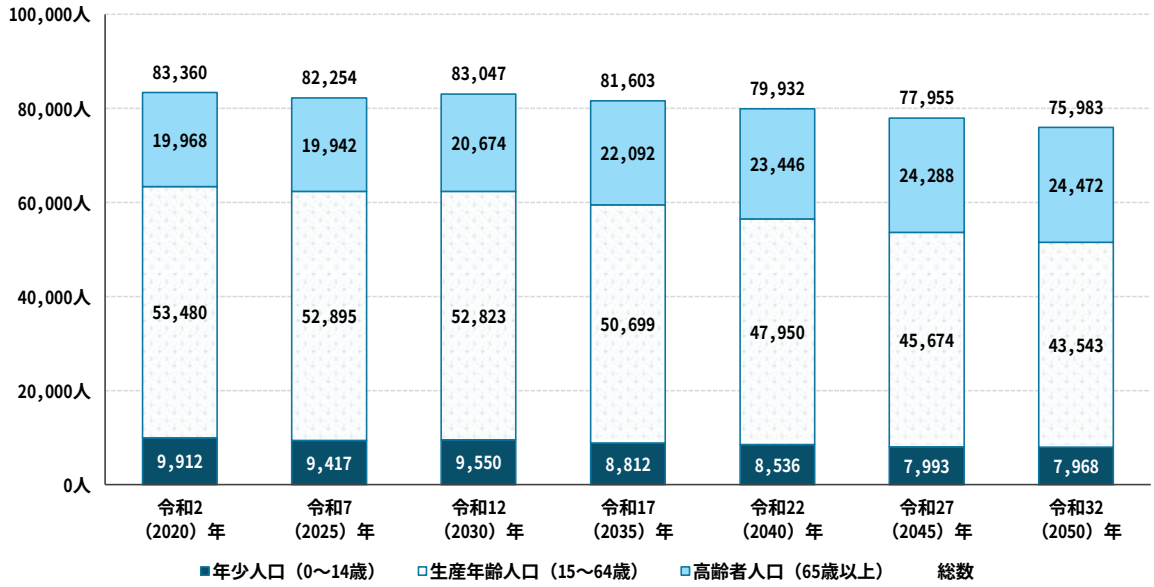

※狛江市独自推計

※住民基本台帳人口(狛江市)：各年 10 月 1 日現在

※令和 7 (2025)年度までは実績値、令和 12(2030)年度以降は推計値

▼狛江市の将来人口推計（高齢者）

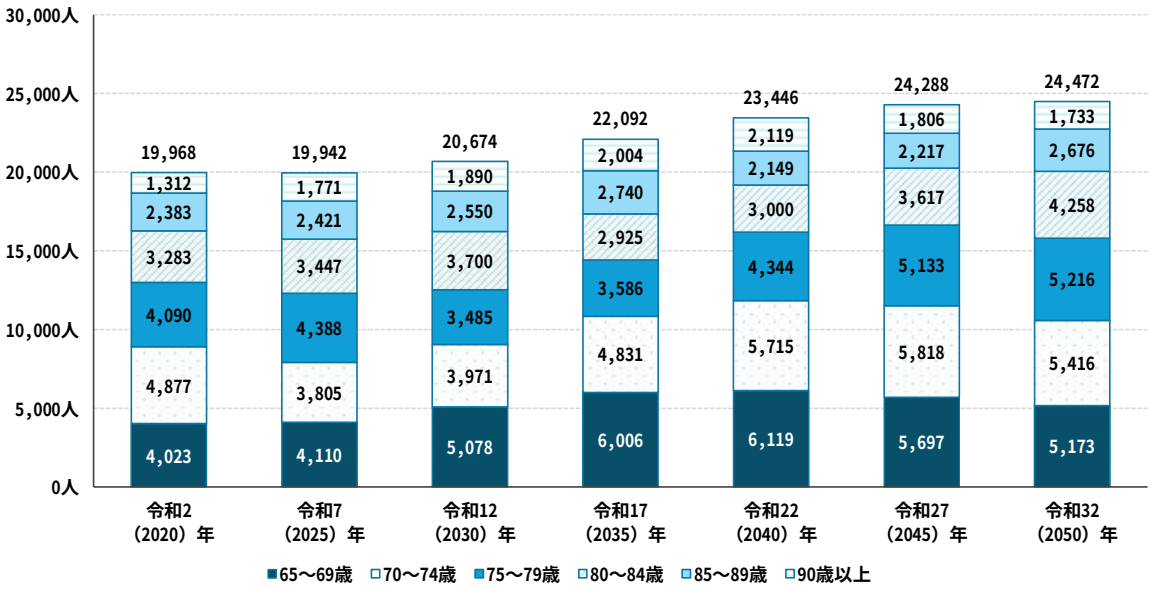

※狛江市独自推計
※住民基本台帳人口(狛江市)：各年 10 月１日現在
※令和 7 (2025)年度までは実績値、令和 12(2030)年度以降は推計値

（２）町別人口

町別の人口構成を見ると、都営狛江団地のある和泉本町で高齢化率 30.5%、多摩川住宅イ号棟のある西和泉で高齢化率 49.9%となっています。また、東和泉では、若者（20～39 歳）の比率が 31.5%となっており、世帯当たりの人員も 1.58 人となっています。

▼町別年齢階層別人口・世帯当たり人口

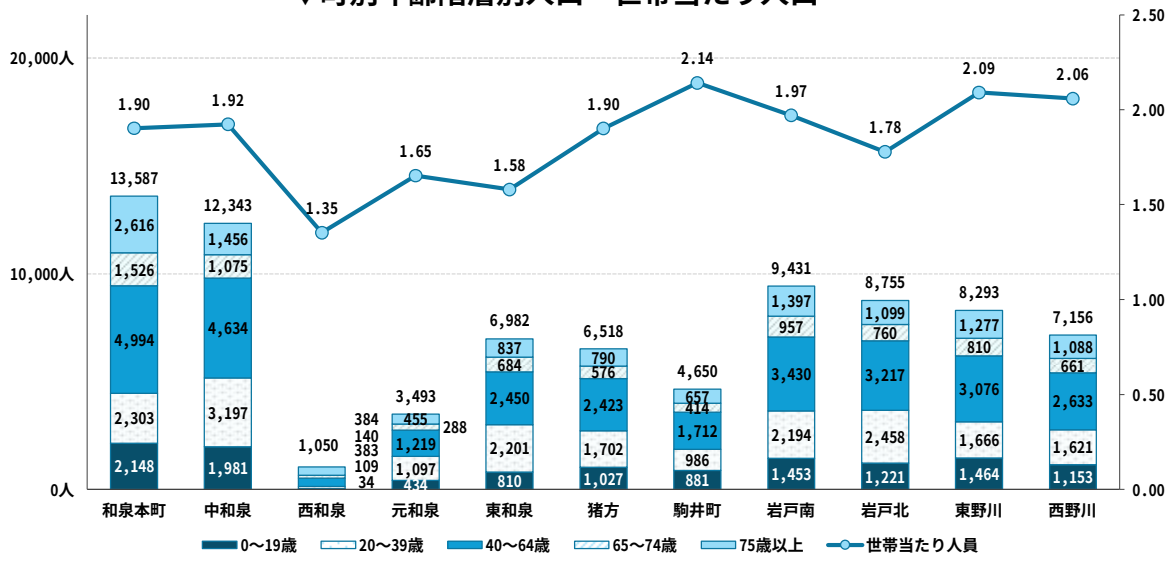

※町丁別住民基本台帳人口（狛江市）：令和８（2026）年１月１日現在

▼町別年齢階層別人口構成比

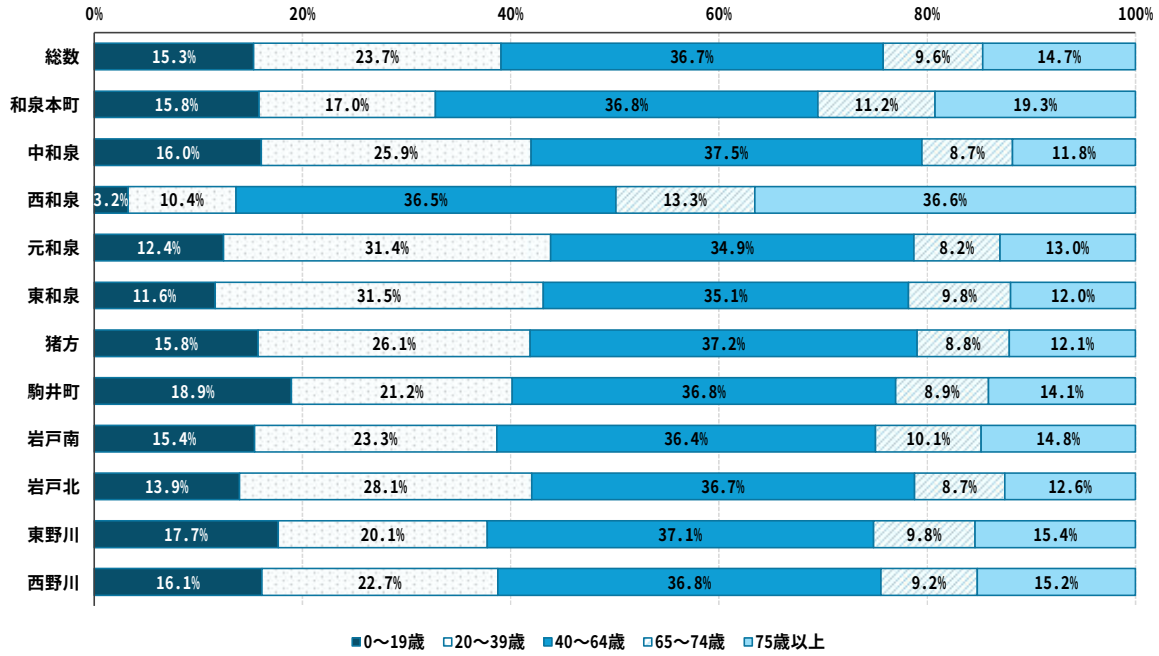

※町丁別住民基本台帳人口（狛江市）：令和８（2026）年１月１日現在

（３）出生数

狛江市の合計特殊出生率は、令和元(2019)年の 1.30‰をピークに減少傾向で推移し令和５(2023)年には 0.94‰となっていましたが、令和６(2024)年に上昇傾向に転じ 0.96‰となっています。また、出生数は令和元(2019)年の 708 人から令和６(2024)年に 474 人と減少しています。

▼出生数・合計特殊出生率

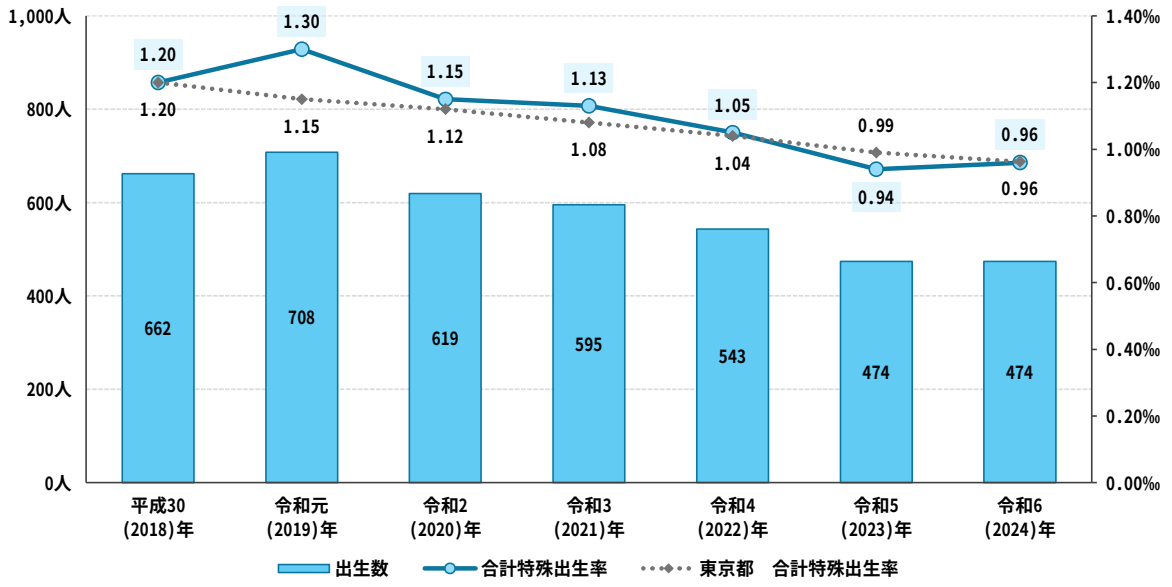

※人口動態統計（東京都）

（４）世帯構成

狛江市の世帯構成を経年比較で見ると高齢者独居世帯、その他の独居世帯ともに増加しています。全世帯に占める独居世帯の割合は平成７（1995）年の 41.0%から令和７（2025）年の 50.0%と 9.0%増加しています。

独居世帯の割合は、全国 41.4%に比較して狛江市は 8.6%多く、特に高齢者以外の独居世帯が多いことが本市を含む東京都の特徴です。

▼世帯構成

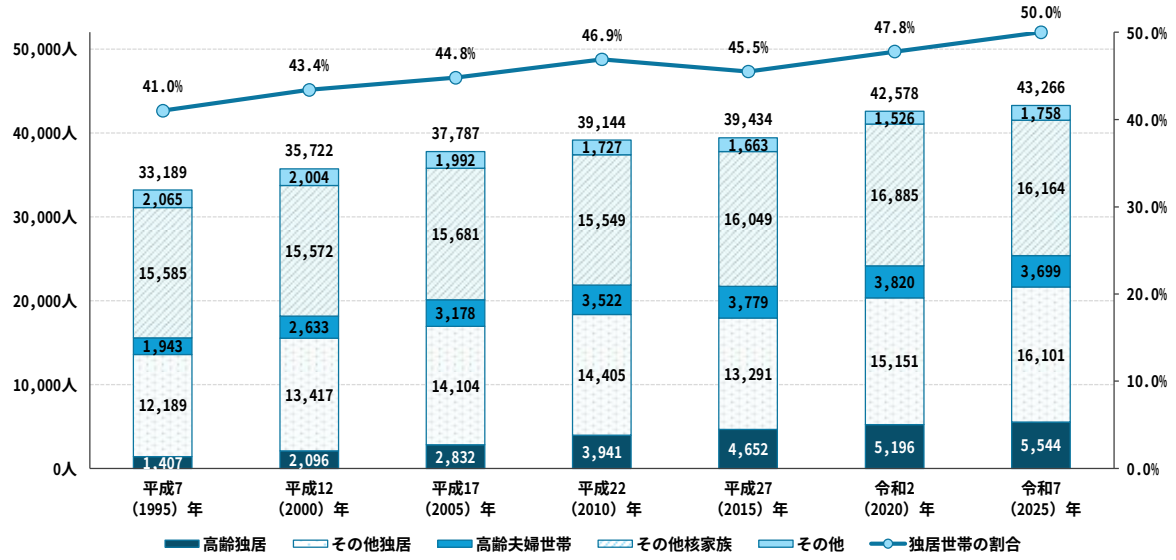

※国勢調査：各年 10 月１日現在

▼世帯構成比（地域比較）

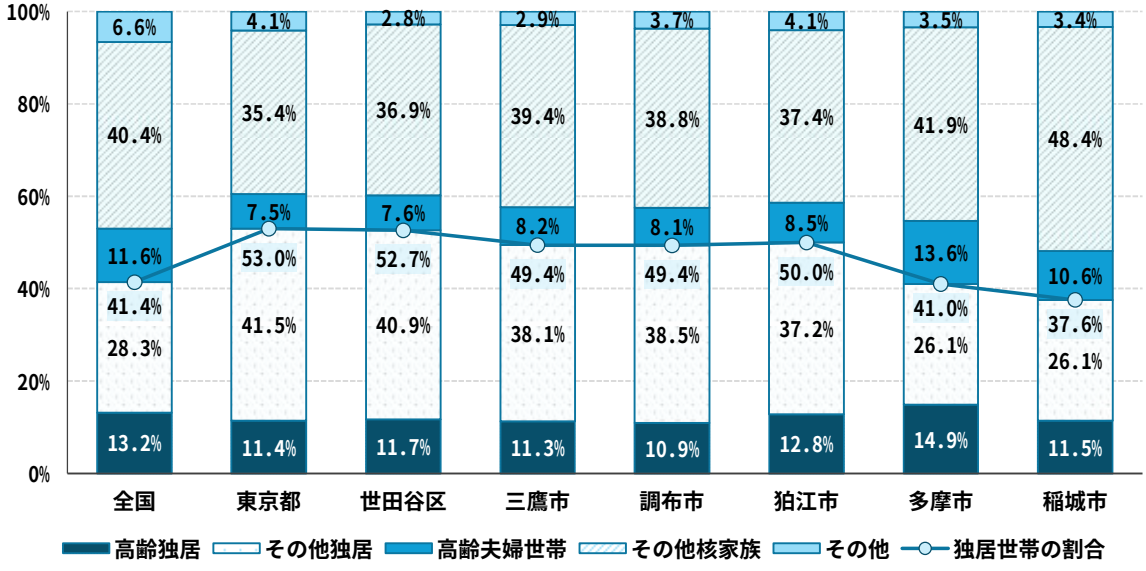

※国勢調査：令和７(2025)年 10 月１日現在

（５）世帯数

世帯数は、増加傾向にあり、令和８(2026)年は 43,622 世帯となっています。また、１世帯当たりの人員数は、減少傾向にあり、令和８(2026)年は 1.89 人となっています。

▼狛江市の世帯数

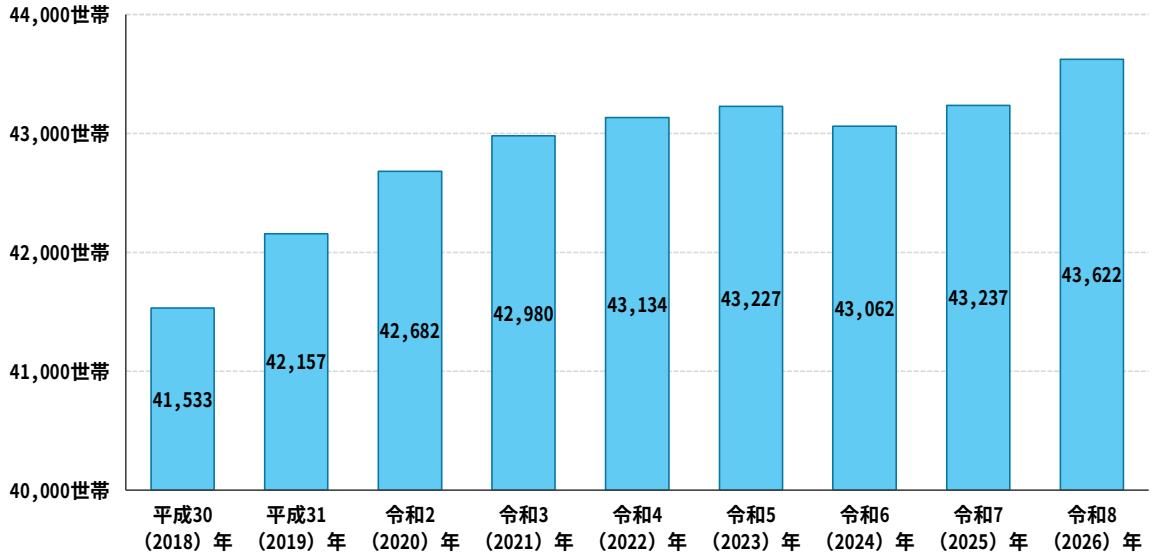

※住民基本台帳人口（狛江市）：令和８（2026）年１月１日現在

▼１世帯当たりの人員数

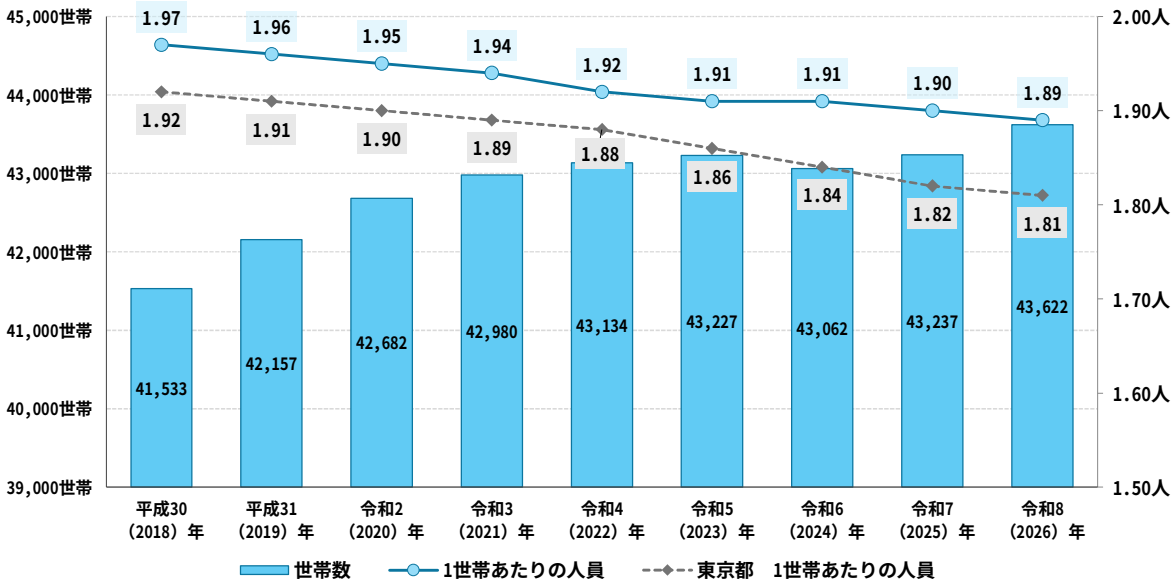

※住民基本台帳人口（狛江市）：令和８（2026）年１月１日現在
※住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）：令和８（2026）年１月１日現在

（６）ひとり親世帯数

母子世帯数は、平成 22(2010)年まで増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年に減少に転じ、令和７(2025)年は 218 世帯となっています。父子世帯数は、平成 22(2010)年まで増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年に減少して以降はほぼ横ばいで推移し、令和７(2025)年は 32 世帯となっています。

▼狛江市　母子世帯数

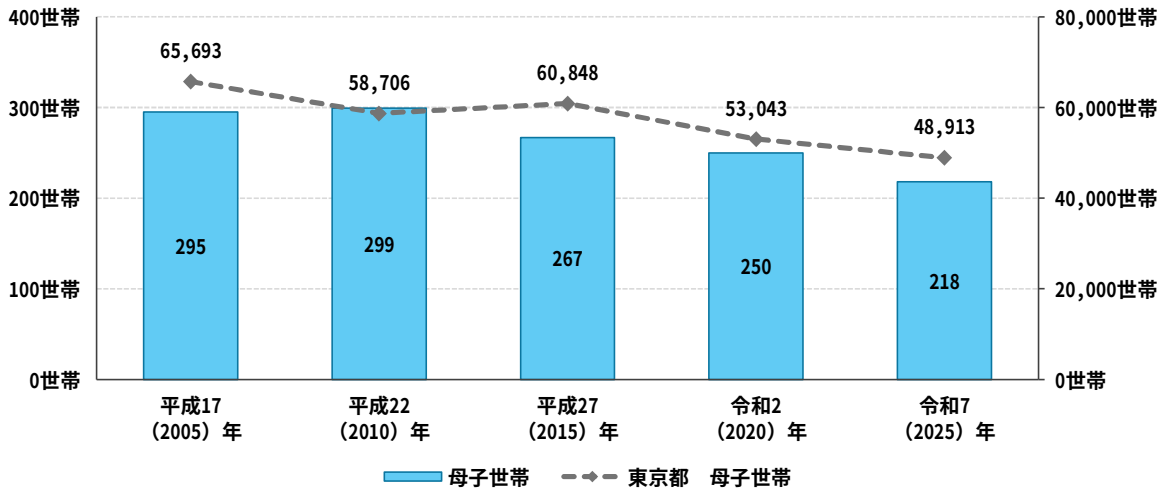

※国勢調査：各年 10 月１日現在

▼狛江市　父子世帯数

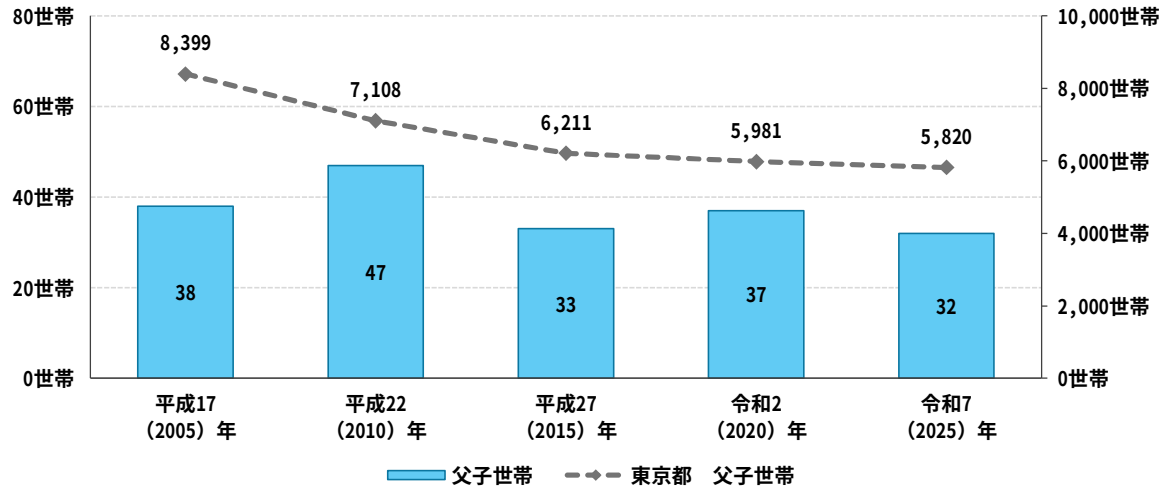

※国勢調査：各年 10 月１日現在

（６）生活保護世帯の現状

狛江市の被生活保護世帯数・人員数は増加傾向にあり、令和３(2021)年度の被保護世帯数が1,057世帯、被保護人員数が1,203人から令和７(2025)年度は被保護世帯数が1,137世帯、被保護人員数が1,278人となっています。

▼被保護世帯

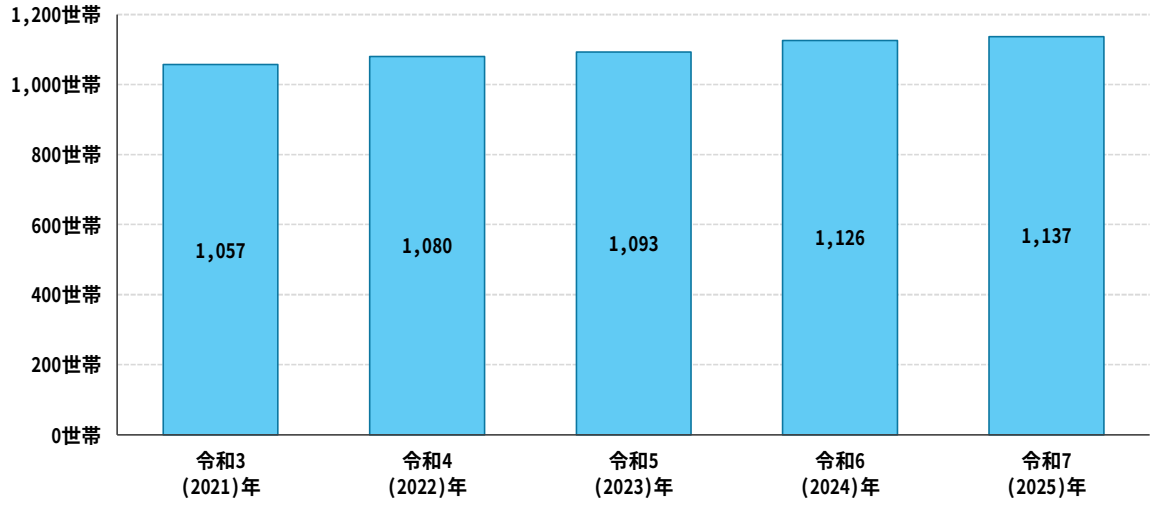

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

▼被保護人員

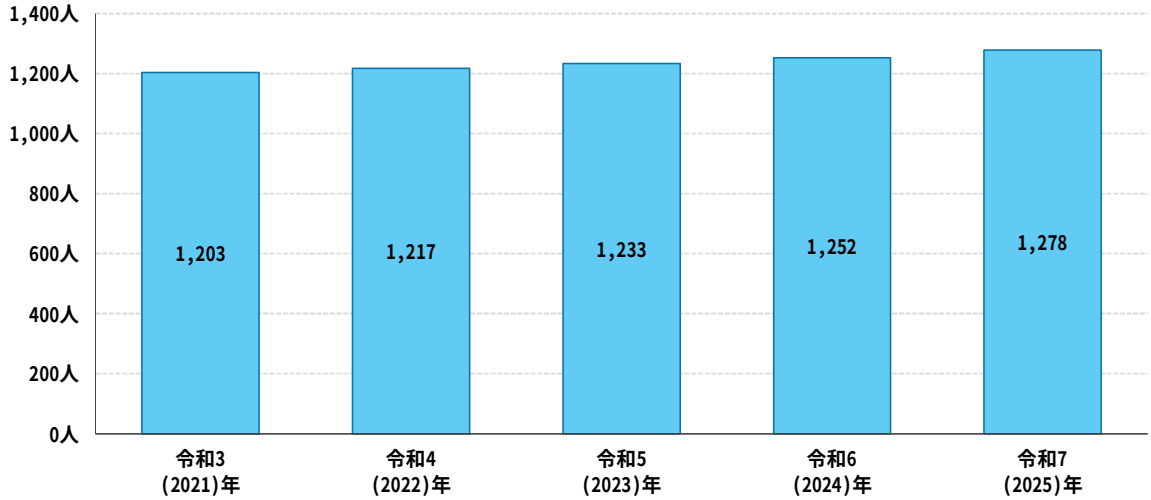

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

扶助別被保護世帯数・人員数は、生活扶助・住宅扶助・介護扶助・医療扶助が増加傾向となっており、令和７(2025)年度の扶助別被保護世帯数の合計は 40,477 世帯、扶助別被保護人員数の合計は 44,699 人となっています。

▼扶助別被保護世帯（月中被保護世帯）

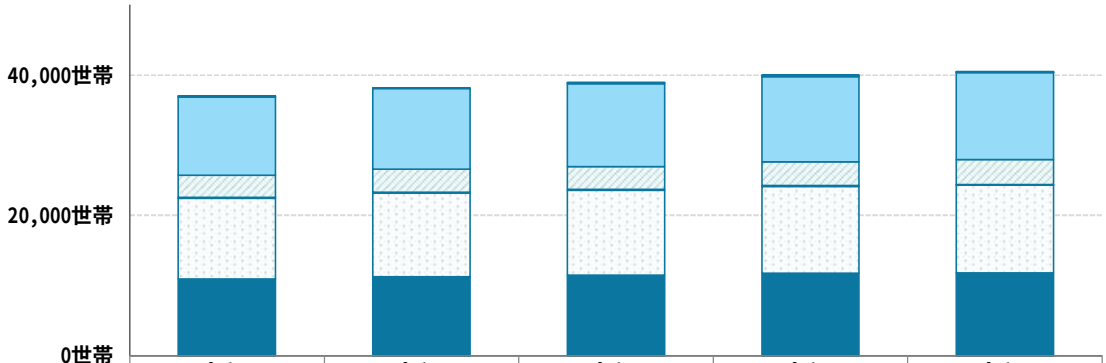

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年
合計	37,016	38,161	38,920	39,957	40,477
葬祭扶助世帯	16	14	14	17	24
生業扶助世帯	120	98	116	139	104
出産扶助世帯	0	0	0	0	1
医療扶助世帯	11,148	11,508	11,812	12,146	12,410
介護扶助世帯	3,157	3,250	3,275	3,395	3,524
教育扶助世帯	150	143	154	150	113
住宅扶助世帯	11,508	11,879	12,052	12,365	12,475
生活扶助世帯	10,917	11,269	11,497	11,745	11,826

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

▼扶助別被保護人員（人員の延数）

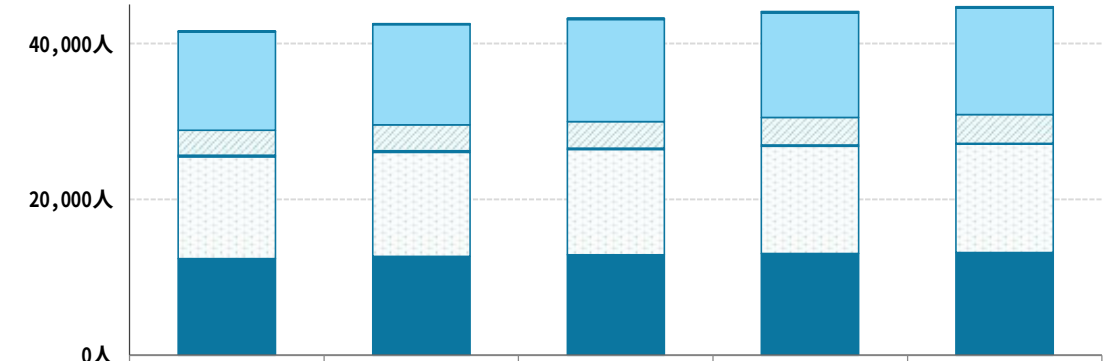

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年
合計	41,611	42,542	43,230	44,075	44,699
葬祭扶助人員	16	14	14	17	24
生業扶助人員	132	99	117	140	105
出産扶助人員	0	0	0	0	1
医療扶助人員	12,559	12,857	13,140	13,418	13,712
介護扶助人員	3,240	3,324	3,369	3,500	3,645
教育扶助人員	194	203	187	174	137
住宅扶助人員	13,036	13,358	13,504	13,752	13,896
生活扶助人員	12,434	12,687	12,899	13,074	13,179

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（７）要支援・・要介護認定者

狛江市の要支援・要介護認定者は、令和８(2026)年は 4,653 人となっています。

認定率は増加傾向にあり、令和８(2026)年の認定率は 23.4%で、東京都の認定率より 2.0 ポイント、全国の認定率より 3.2 ポイント高くなっています。

▼要支援・要介護認定者数

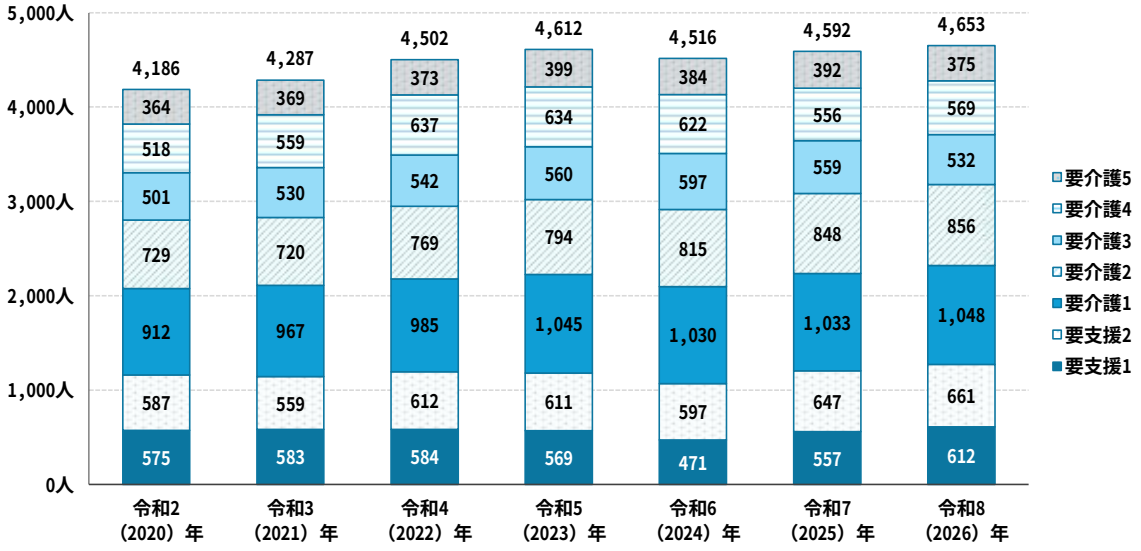

※地域包括ケア「見える化」システム（各年３月末）

▼認定率

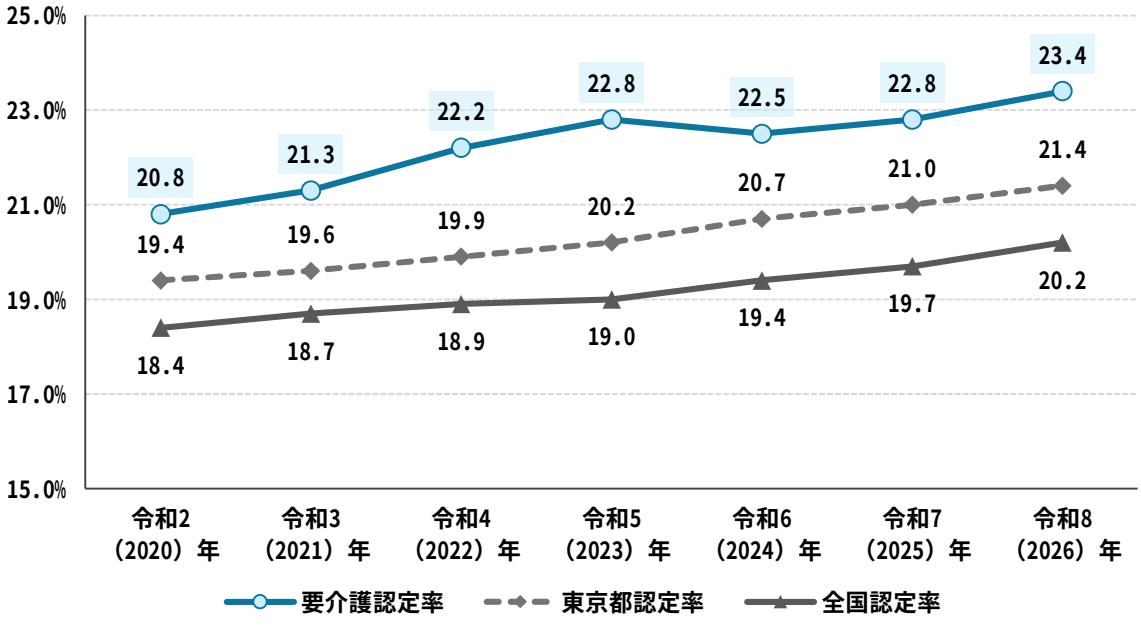

※地域包括ケア「見える化」システム（各年３月末）

（８）高齢者人口

高齢化率は、令和４(2022)年以降横ばい傾向となっており、令和８(2026)年の高齢化率は24.2%で、令和４(2022)年以降減少傾向にある東京都の高齢化率を1.5ポイントから1.8ポイント程度上回る水準が続いています。

▼高齢化率

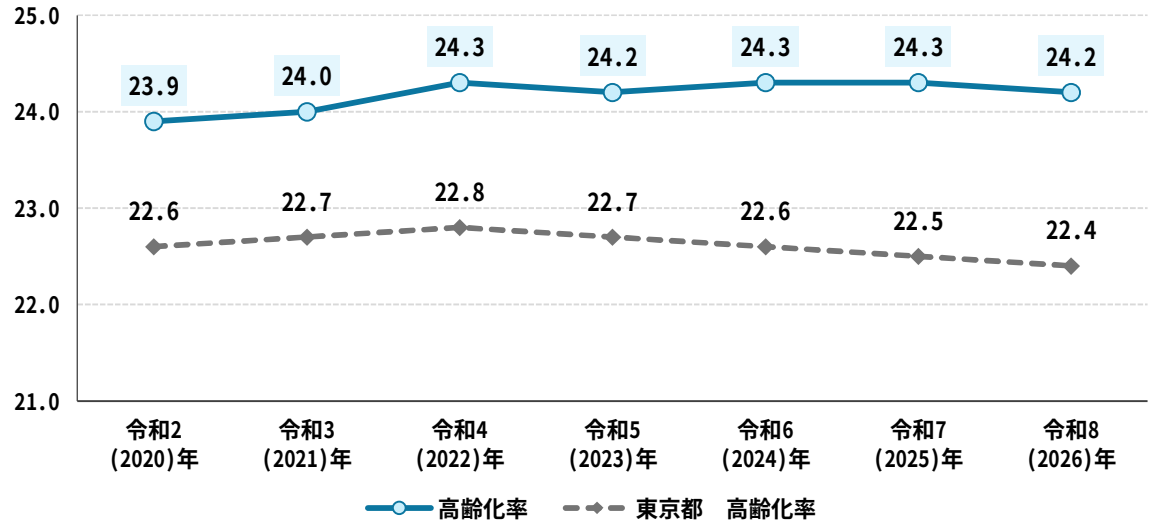

※住民基本台帳人口（狛江市）：各年１月１日現在
※住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）：各年１月１日現在

一人暮らし高齢者は、平成12(2000)年以降増加しており、令和７(2025)年の一人暮らし高齢者は平成12(2000)年の2096世帯から約2.6倍増加の5,544世帯となっています。高齢者のみ夫婦世帯は令和２年(2020)年まで増加傾向で推移していましたが、令和７(2025)年は減少に転じ3,699世帯となっています。

▼一人暮らし高齢者・高齢者夫婦のみ世帯数

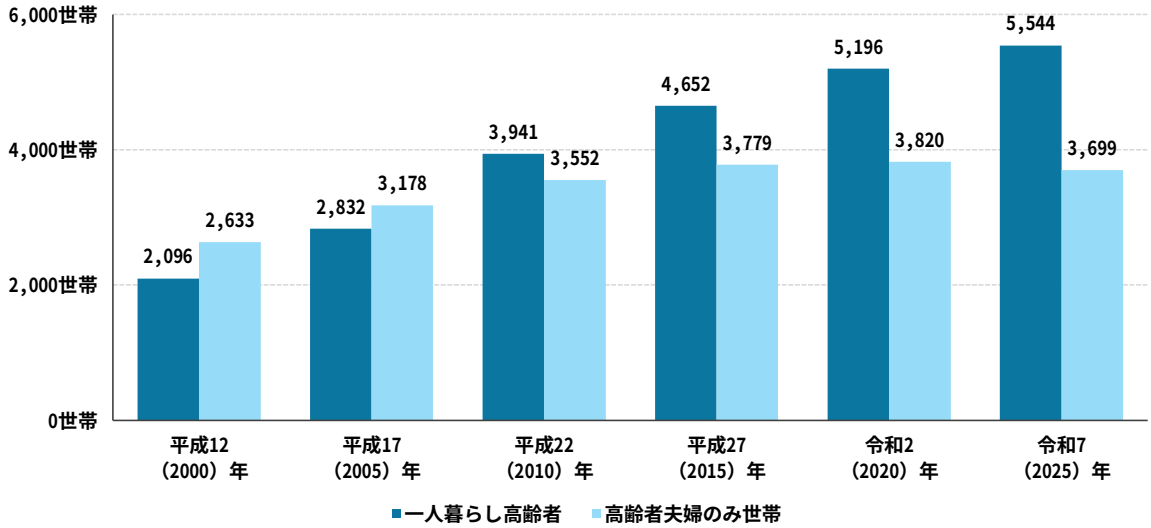

※国勢調査：各年10月１日現在

令和８(2026)年の日常生活圏域ごとの高齢化率は、あいとぴあエリアが 22.3%、こまえ苑エリアが 22.7%こまえ正吉苑エリアが 27.5%となっています。

▼日常生活圏域別高齢者人口・高齢化率

（単位：人、%）

日常生活圏域	町名	町別人口	高齢者人口	高齢化率
あいとぴあエリア	中和泉	12,343	2,531	20.5
	西和泉	1,050	524	49.9
	元和泉	3,493	743	21.3
	東和泉	6,982	1,521	21.8
	圏域合計	23,868	5,319	22.3
こまえ苑エリア	猪方	6,518	1,366	21.0
	駒井町	4,650	1,071	23.0
	岩戸南	9,431	2,354	25.0
	岩戸北	8,755	1,859	21.2
	圏域合計	29,354	6,650	22.7
こまえ正吉苑エリア	和泉本町	13,587	4,142	30.5
	東野川	8,293	2,087	25.2
	西野川	7,156	1,749	24.4
	圏域合計	29,036	7,978	27.5
	狛江市合計	82,258	19,947	24.2

※町丁別住民基本台帳人口（狛江市）：令和８（2026）年１月１日現在

令和８(2026)年町丁別の１世帯当たりの人員及び高齢化率を見ると、都営狛江団地のある和泉本町四丁目の高齢化率は 57.4%、多摩川住宅イ号棟のある西和泉一丁目の高齢化率は 49.9%となっています。また、１世帯あたりの人員がそれぞれ 1.50 人、1.35 人となっており、独居の高齢者が多くなっています。

▼町丁別の１世帯当たりの人員及び高齢化率

（単位：人、世帯、%）

町名	丁目	総数	高齢者人口	高齢化率	世帯数	１世帯当たりの人員
和泉本町	一丁目	6,248	1,395	22.3%	3,103	2.01
	二丁目	1,614	445	27.6%	769	2.10
	三丁目	2,683	557	20.8%	1,248	2.15
	四丁目	3,042	1,745	57.4%	2,024	1.50
中和泉	一丁目	2,046	414	20.2%	1,166	1.75
	二丁目	1,958	384	19.6%	1,004	1.95
	三丁目	2,944	559	19.0%	1,547	1.90
	四丁目	1,531	290	18.9%	721	2.12
	五丁目	3,864	884	22.9%	1,978	1.95
西和泉	一丁目	1,050	524	49.9%	776	1.35
	二丁目	0	0	-	0	-
元和泉	一丁目	1,239	215	17.4%	790	1.57
	二丁目	1,437	379	26.4%	789	1.82
	三丁目	817	149	18.2%	534	1.53
東和泉	一丁目	3,276	669	20.4%	2,131	1.54
	二丁目	1,424	318	22.3%	883	1.61
	三丁目	1,655	414	25.0%	964	1.72
	四丁目	627	120	19.1%	442	1.42
猪方	一丁目	1,076	178	16.5%	591	1.82
	二丁目	1,564	307	19.6%	758	2.06
	三丁目	2,675	649	24.3%	1,450	1.84
	四丁目	1,203	232	19.3%	630	1.91
駒井町	一丁目	1,676	408	24.3%	816	2.05
	二丁目	1,364	286	21.0%	589	2.32
	三丁目	1,610	377	23.4%	767	2.10
岩戸南	一丁目	2,522	583	23.1%	1,310	1.93
	二丁目	2,293	598	26.1%	1,249	1.84
	三丁目	2,738	679	24.8%	1,397	1.96
	四丁目	1,878	494	26.3%	830	2.26
岩戸北	一丁目	1,957	418	21.4%	1,009	1.94
	二丁目	2,094	353	16.9%	997	2.10
	三丁目	2,960	756	25.5%	1,789	1.65
	四丁目	1,744	332	19.0%	1,129	1.54
東野川	一丁目	2,098	525	25.0%	1,091	1.92
	二丁目	1,634	331	20.3%	705	2.32
	三丁目	2,531	764	30.2%	1,208	2.10
	四丁目	2,030	467	23.0%	962	2.11
西野川	一丁目	1,883	432	22.9%	961	1.96
	二丁目	1,638	386	23.6%	748	2.19
	三丁目	798	202	25.3%	371	2.15
	四丁目	2,837	729	25.7%	1,396	2.03

※町丁別住民基本台帳人口（狛江市）：令和８(2026)年１月１日現在

（９）敬老金等支給状況

狛江市の敬老金等支給金額・人員は令和２(2020)年度以降増減を繰り返し、令和８(2026)年度は敬老金等支給金額が 8,668,000 円、敬老金等支給人員が 1,437 人となっています。

▼敬老金等支給状況

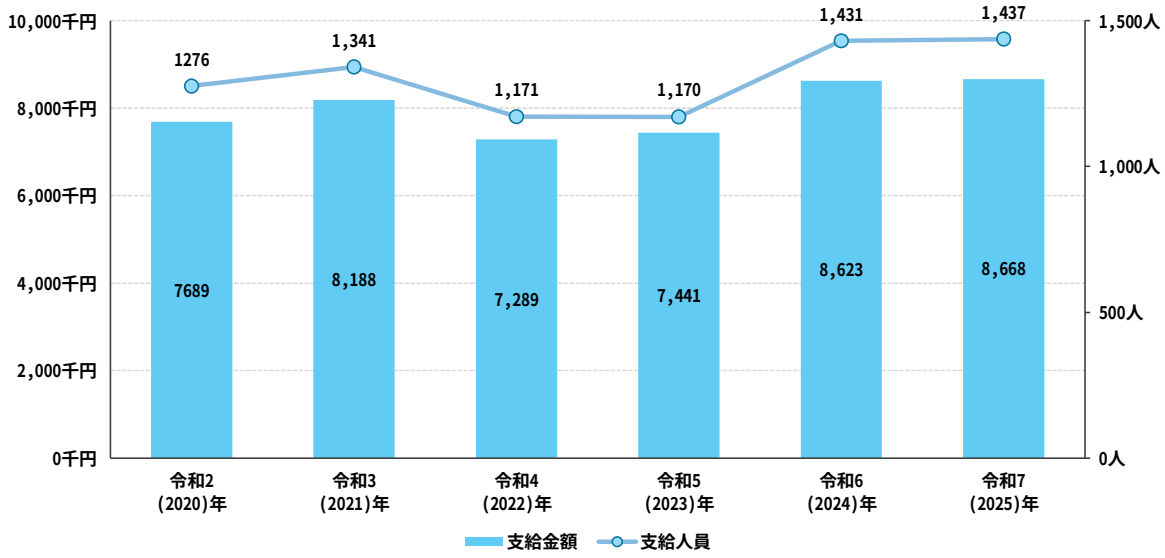

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

※満 77 歳に 5,000 円、満 88 歳に 8,000 円の敬老金を支給、満 99 歳に 10,000 円程度の記念品を支給

（10）身体障がいの状況

身体障がい児援護措置数は令和７(2025)年度で 49 人となっています。障がい部位別に見ると、「肢体」が 23 人で最も多く、次いで「内部」が 14 人、「聴覚」が 12 人となっています。手帳新規交付数は、令和７(2025)年度は１件となっています。

▼身体障がい児援護措置状況

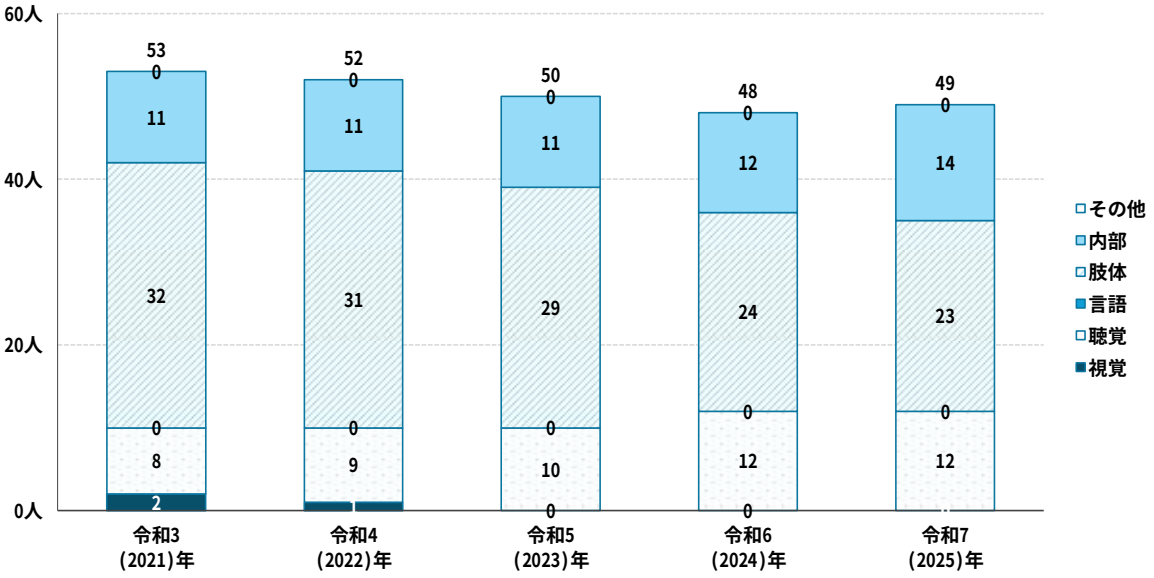

▼手帳新規交付状況

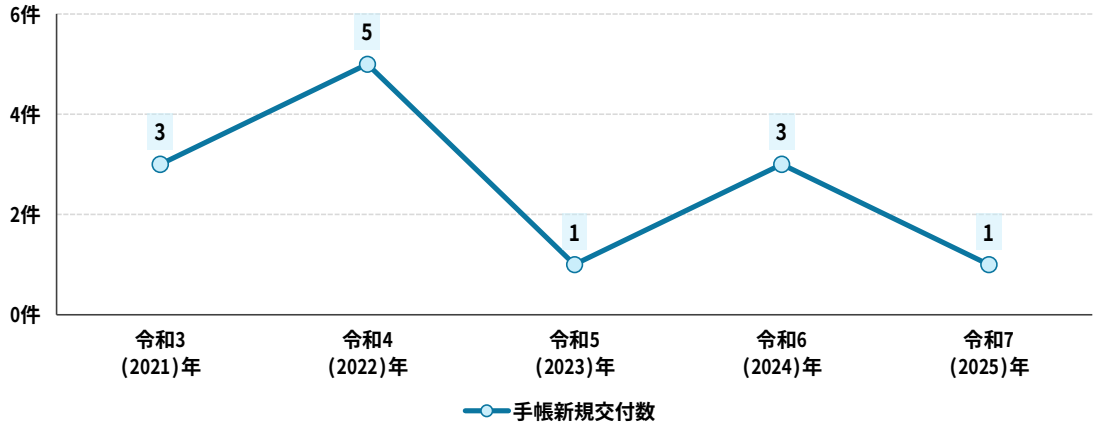

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

身体障がい者数は減少傾向にあり、、令和３(2021)年度は 1,880 人でしたが、令和７(2025)年度は 1,741 人となっています。障がい部位別に見ると、「内部」が 708 人で最も多く、次いで「肢体」が 706 人、「聴覚」が 187 人となっています。手帳新規交付数は、令和３(2021)年度以降おおむね横ばいで推移し令和７(2025)年度は 115 件ととなっています。

▼身体障がい者数

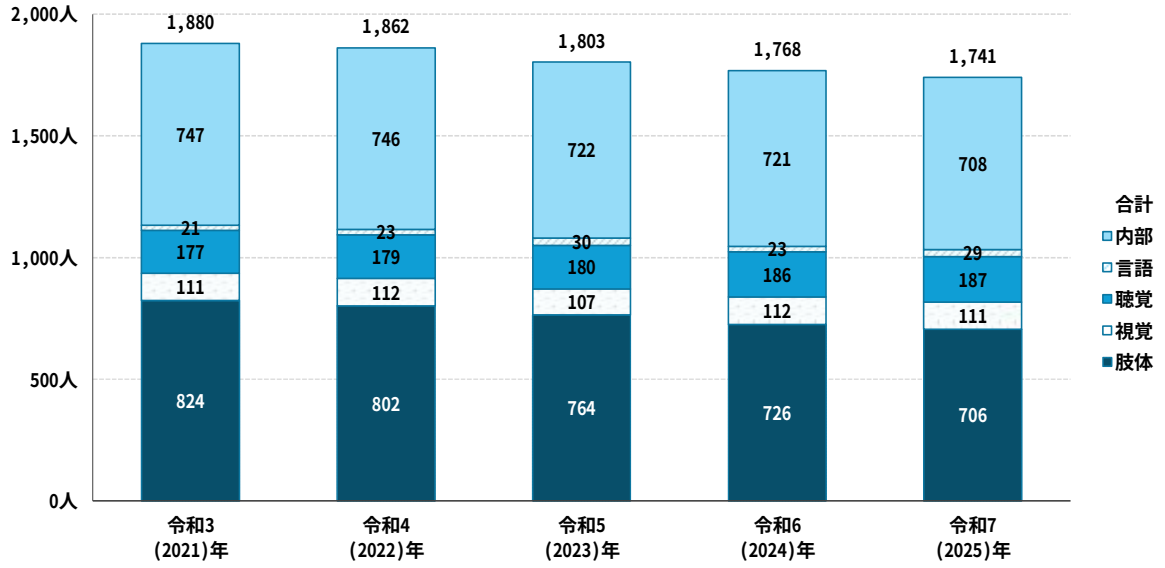

▼手帳新規交付状況

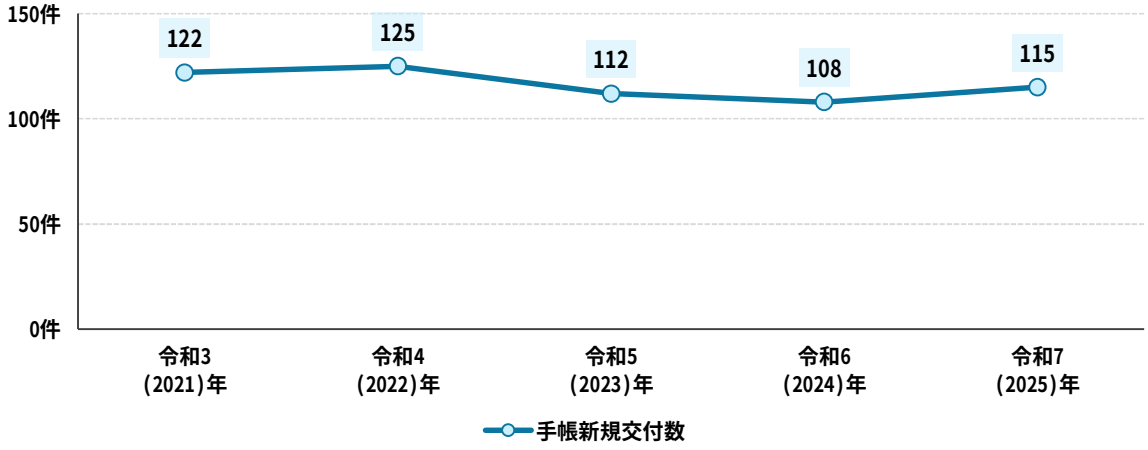

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」(狛江市)

障がい児通所施設利用者は増加傾向にあり、令和７(2025)年度は 438 人となっています。

▼障がい児通所施設利用状況

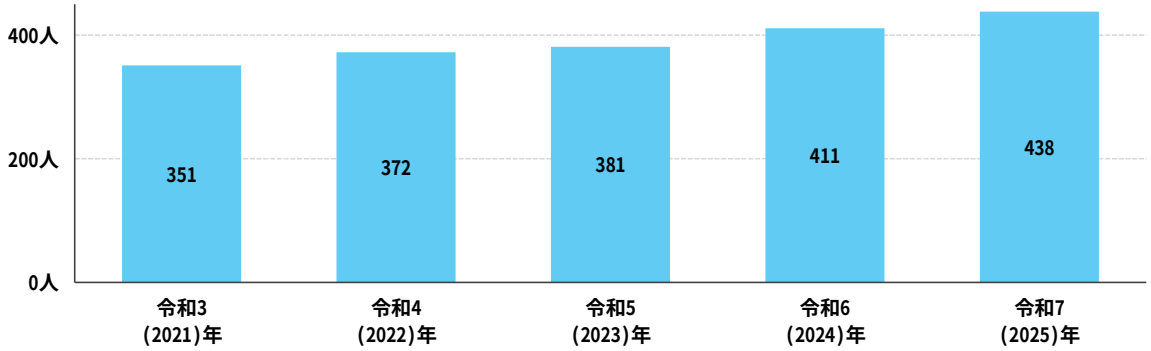

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（11）知的障がいの状況

知的障がい児援護措置数は、令和５(2023)年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和６(2024)年度に 113 人と増加に転じ、令和７(2025)年度は 123 人となっています。障がいの程度別に見ると、４度が 67 人で最も多く、次いで２度が 31 人、３度が 24 人、１度が１人となっています。

▼知的障がい児援護措置状況

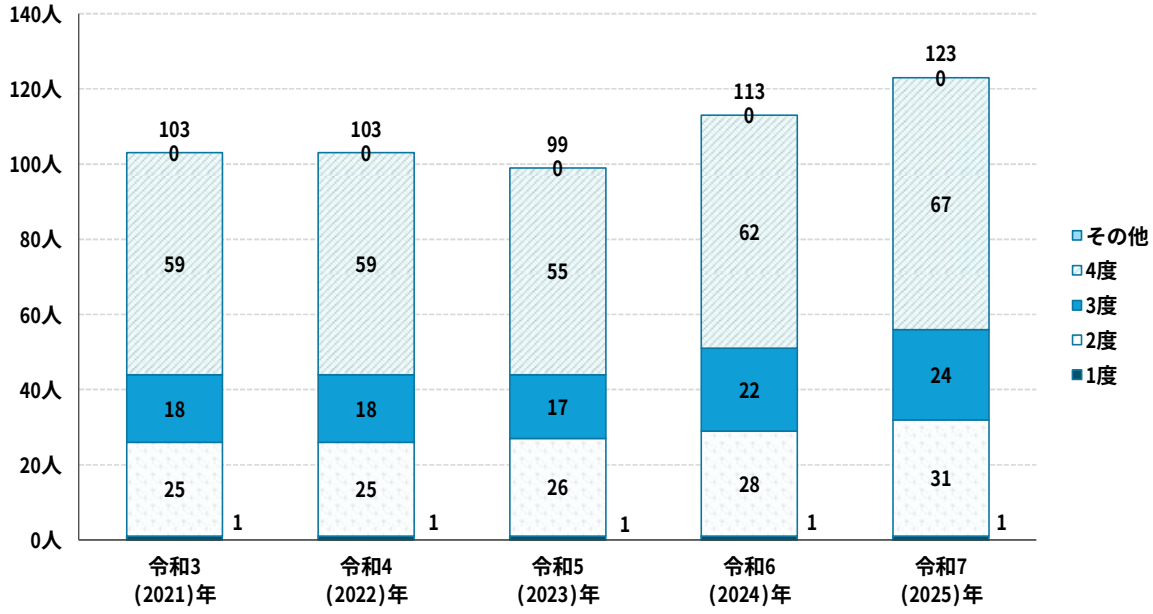

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

手帳新規交付数は、令和６(2024)年度に 21 件と増加し、令和７(2025)年度は 11 件となっています。

▼手帳新規交付状況

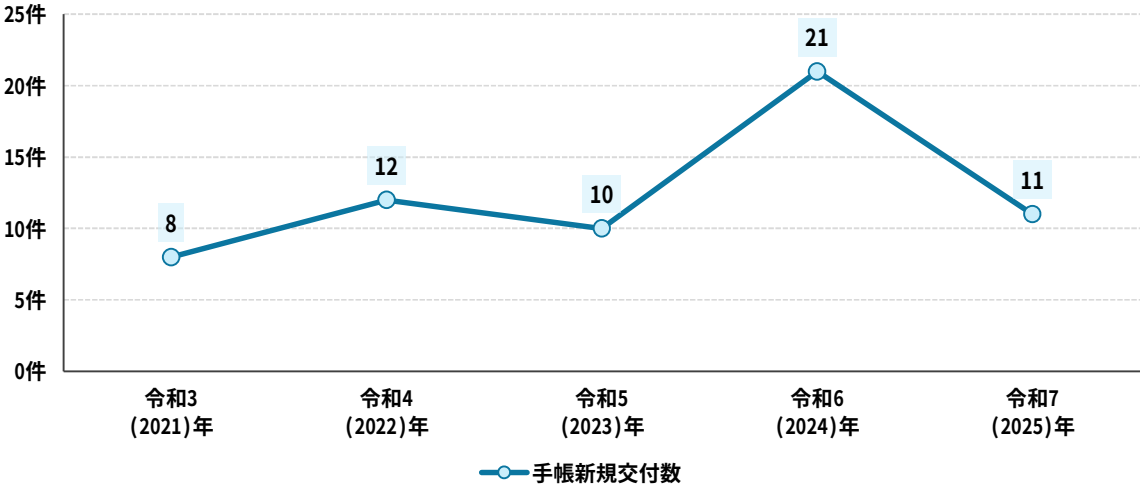

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

知的障がい者数は、令和３(2021)年度以降増減を繰り返し推移し、令和７(2025)年度は 352 人となっています。障がいの程度別では、４度が 182 人と最も多く、次いで２度が 79 人、３度が 75 人、１度が 16 人となっています。

▼知的障がい者数

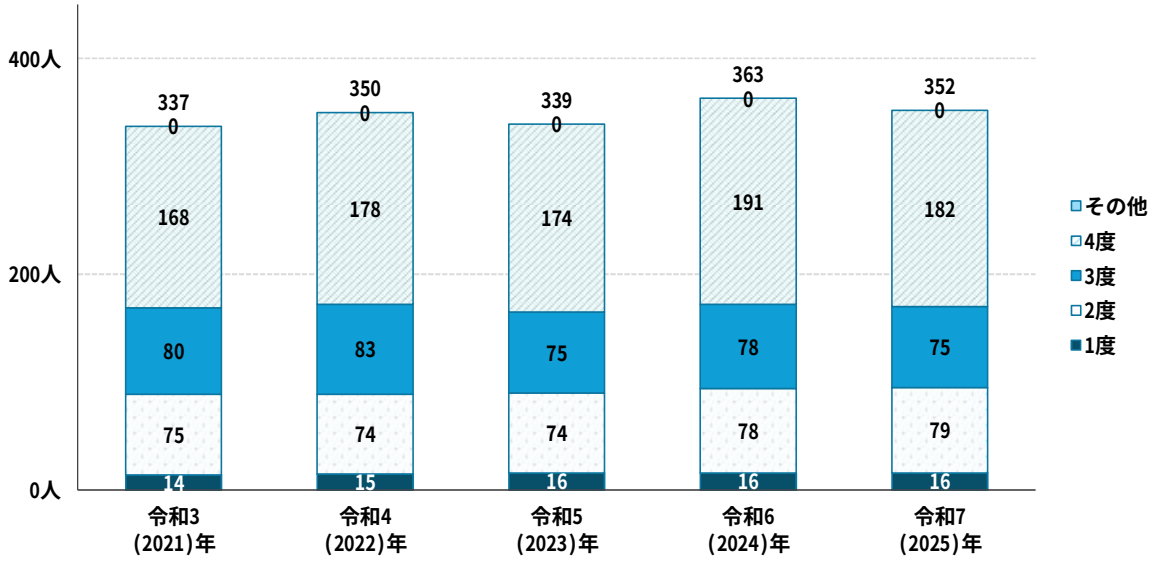

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

愛の手帳新規交付数は、令和５(2023)年度まで増加傾向にありましたが、令和６(2024)年度に減少に転じ、令和７(2025)年度は２件となっています。

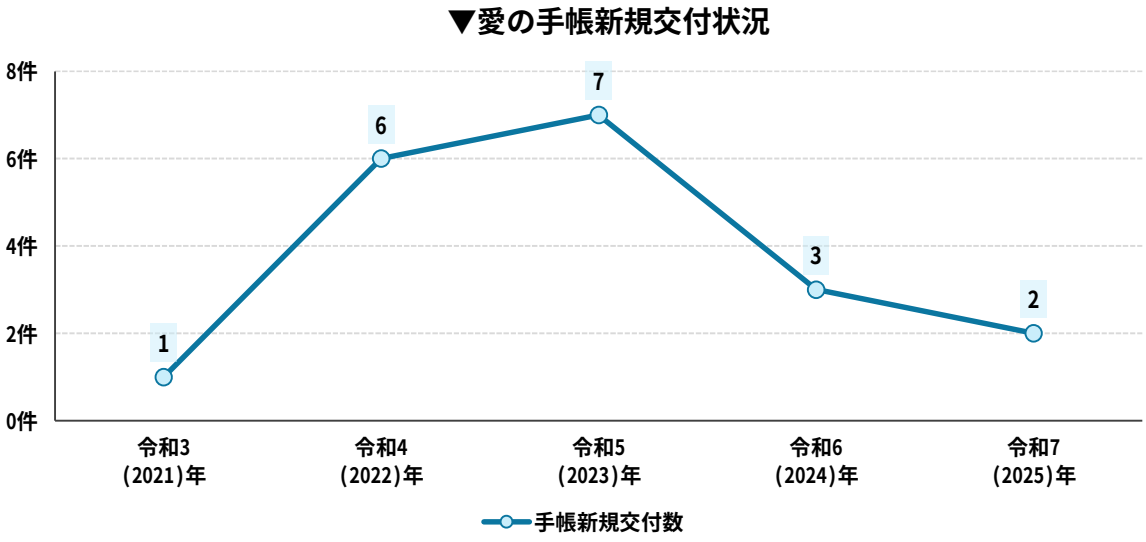

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（12）精神障がいの状況

精神保健福祉手帳の交付数は増加傾向で推移し、令和７(2025)年度に 654 件となっています。等級別では令和３(2021)年度から２級は 33%増の 325 件、３級は 67%増の 300 件、１級は 45%増の 29 件となっています。

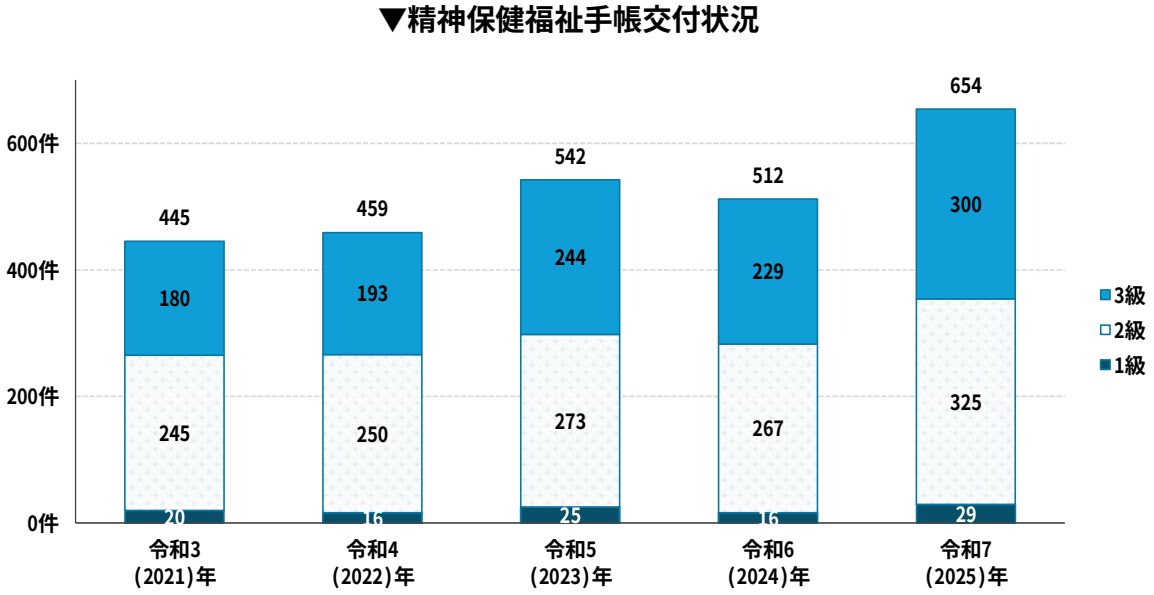

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

心身障がい者福祉手当支給人数は、令和５(2023)年度と令和６(2024)年度は減少傾向にありましたが、令和７(2025)年度は微増し 1,184 人となっています。障がいの状況別にみると、知的障がいが 308 人と最も高く、次いで身体障害者手帳の１級が 296 人、４級が 207 人となっています。また、心身障がい者福祉手当支給額（総額）は減少傾向にあり、令和７(2025)年度は 139,892,000 円となっています。

▼心身障がい者福祉手当受給者

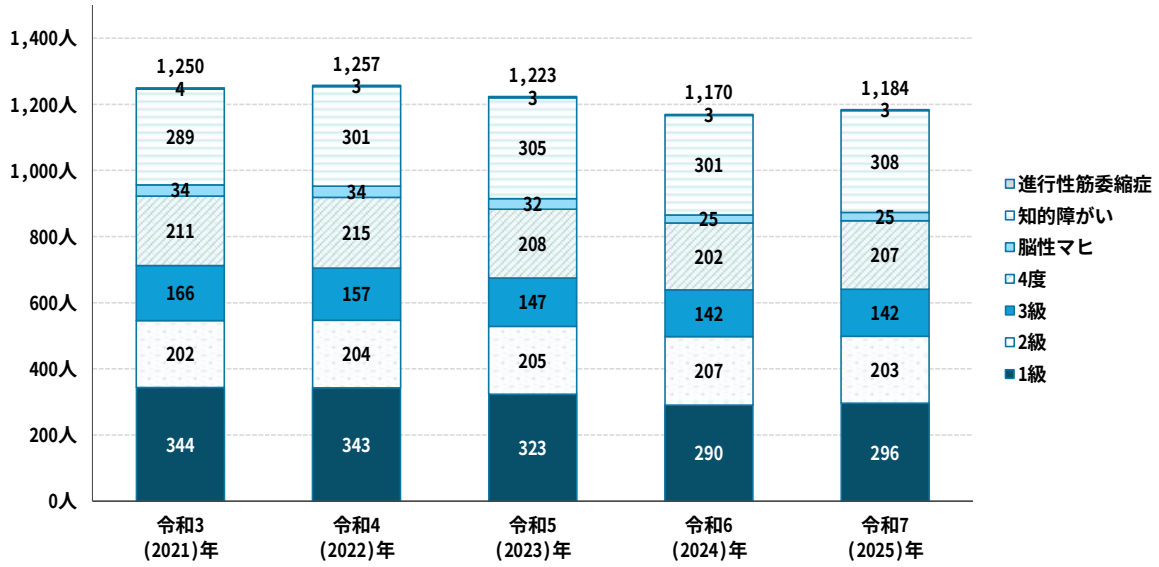

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

▼心身障がい者福祉手当支給額（総額）

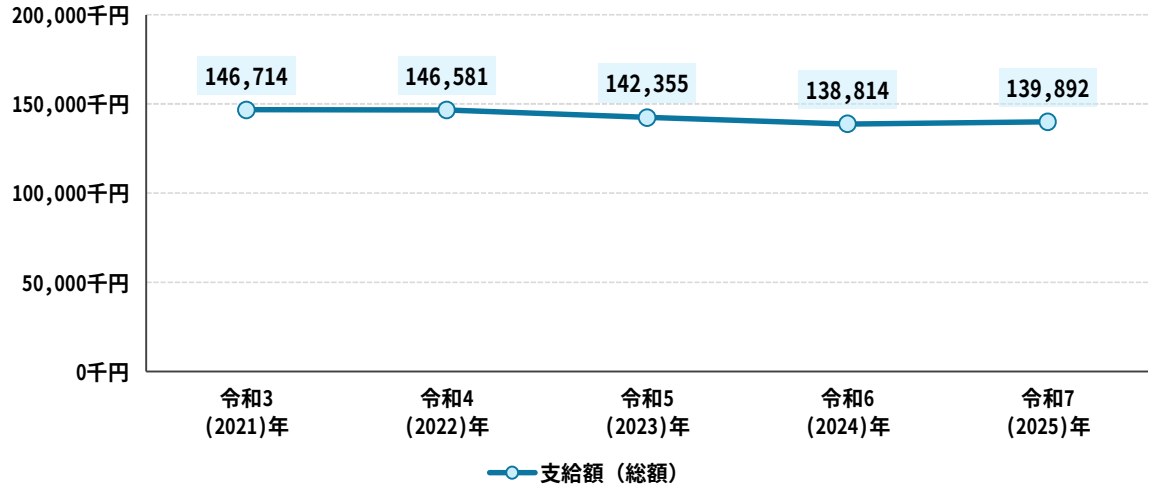

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（13）難病の状況

難病者福祉手当の受給者数(延べ人数)・総支給額は、令和３(2021)年度以降増加傾向にあり、令和７(2025)年度は受給者数(延べ人数)が 8,856 人、総支給額が 47,822,400 円となっています。

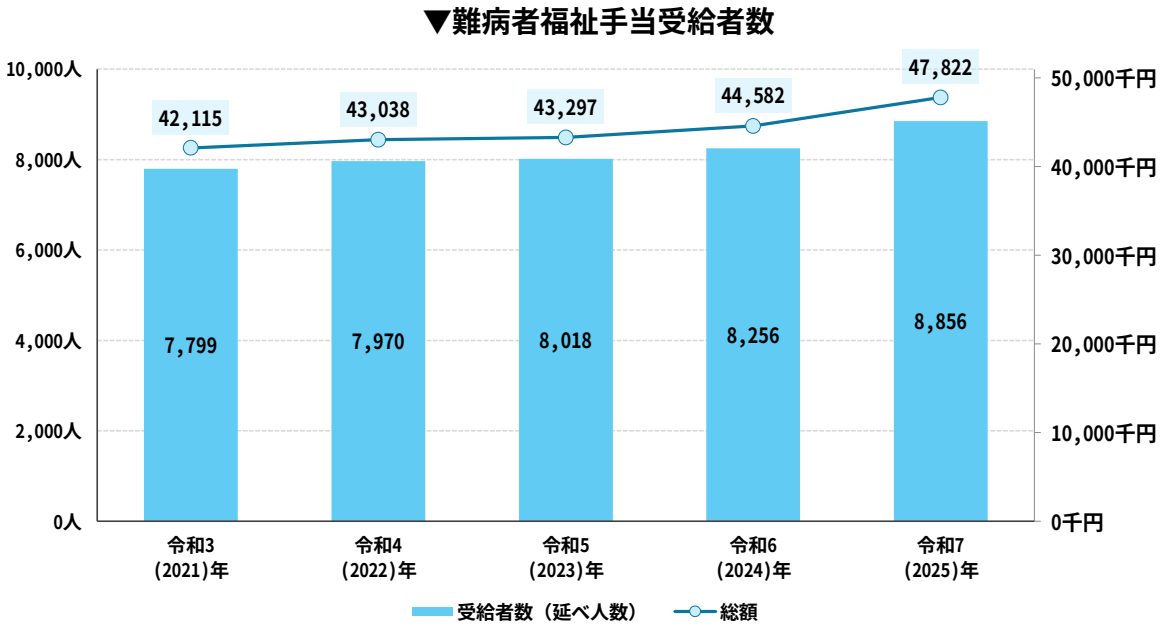

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（14）障がい福祉利用状況

障がい者施設利用人数は、令和３(2021)年度以降増加傾向にあり、令和７(2025)年度は 500 人となっています。施設種類別に見ると、入所施設より通所施設の利用人数が多くなっています。

▼障がい者施設利用状況

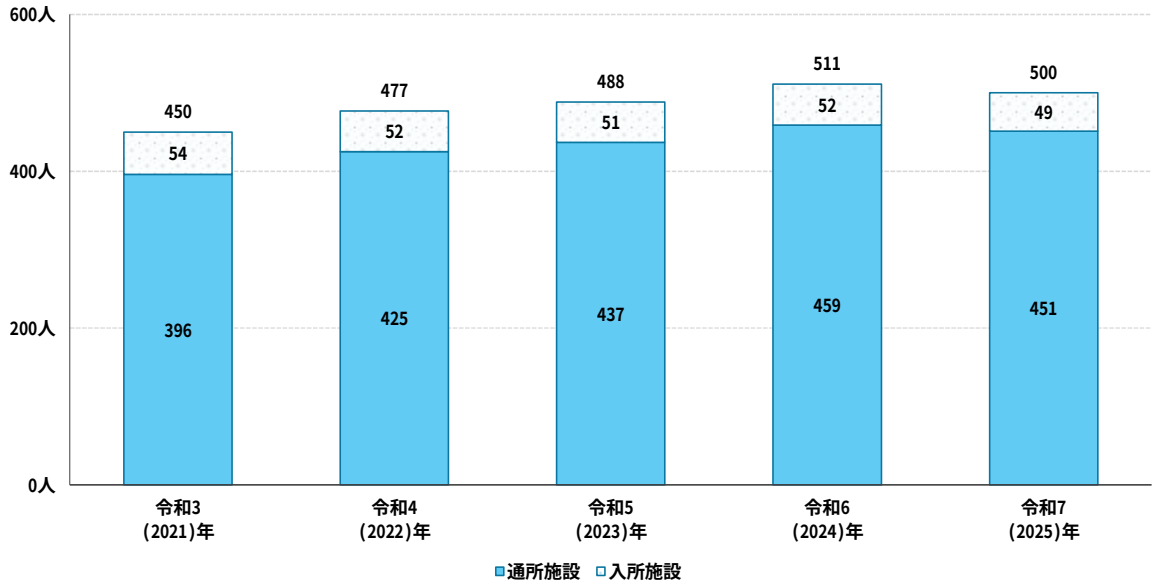

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

日常生活用具費給付件数は、令和３(2021)年度以降減少傾向で推移し、令和７(2025)年度は 777 件となっています。

▼日常生活用具費給付状況

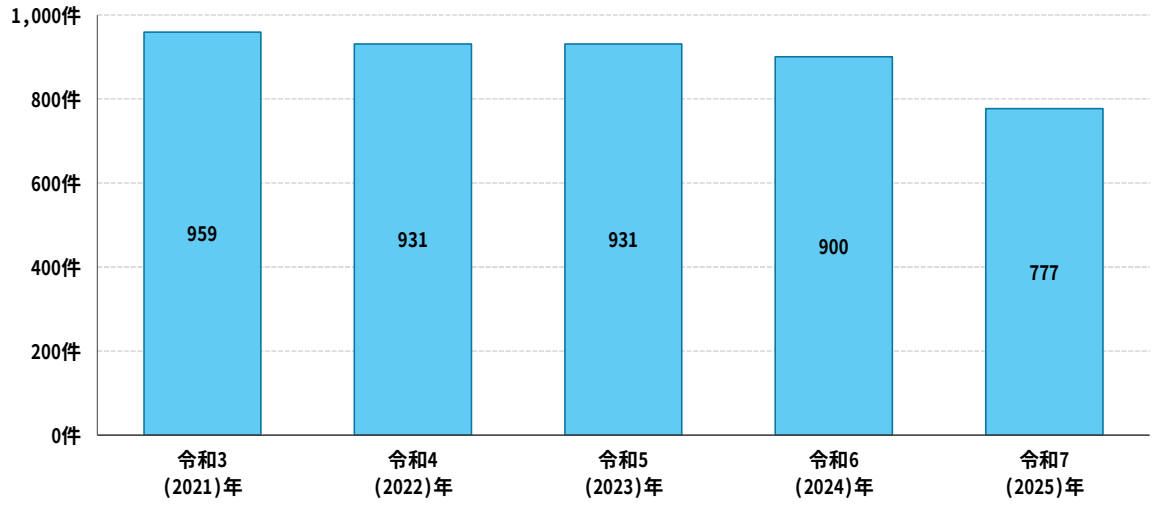

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

補装具交付件数の合計は、令和３(2021)年度以降増減を繰り返し、令和７(2025)年度は 75 件となっています。種類別に見ると、「肢体関係」が 42 件で最も高く、次いで「聴覚関係」が 25 件、「視覚関係」が８件となっています。

▼補装具交付状況

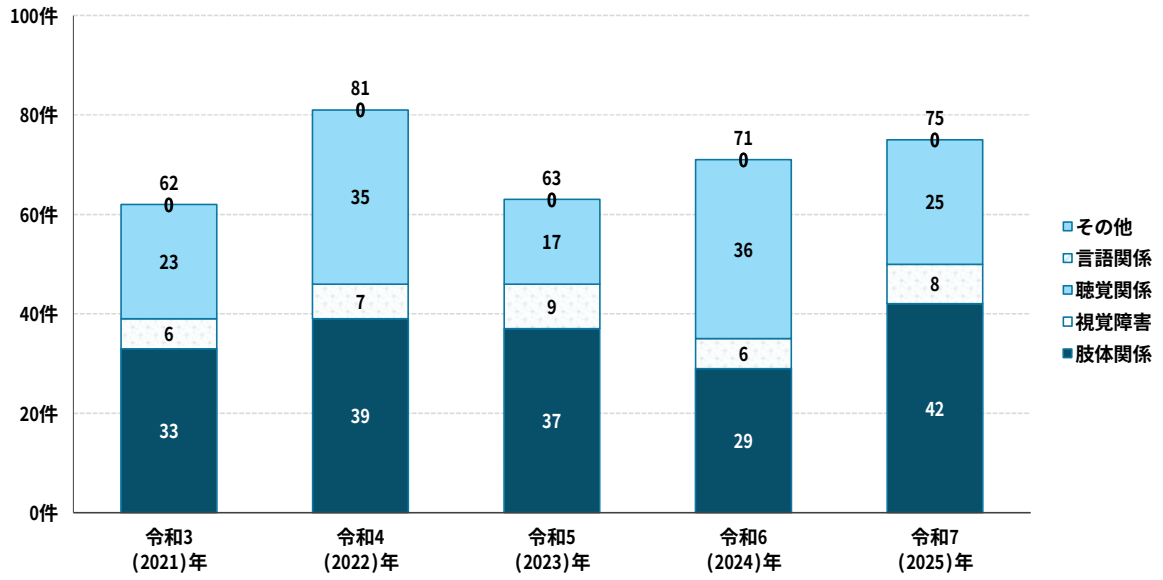

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

補装具修理件数の合計は、令和３(2021)年度以降増減を繰り返し、令和７(2025)年度は 59 件となっています。種類別に見ると、「肢体関係」が 35 件、「聴覚関係」が 24 件となっています。

▼補装具修理状況

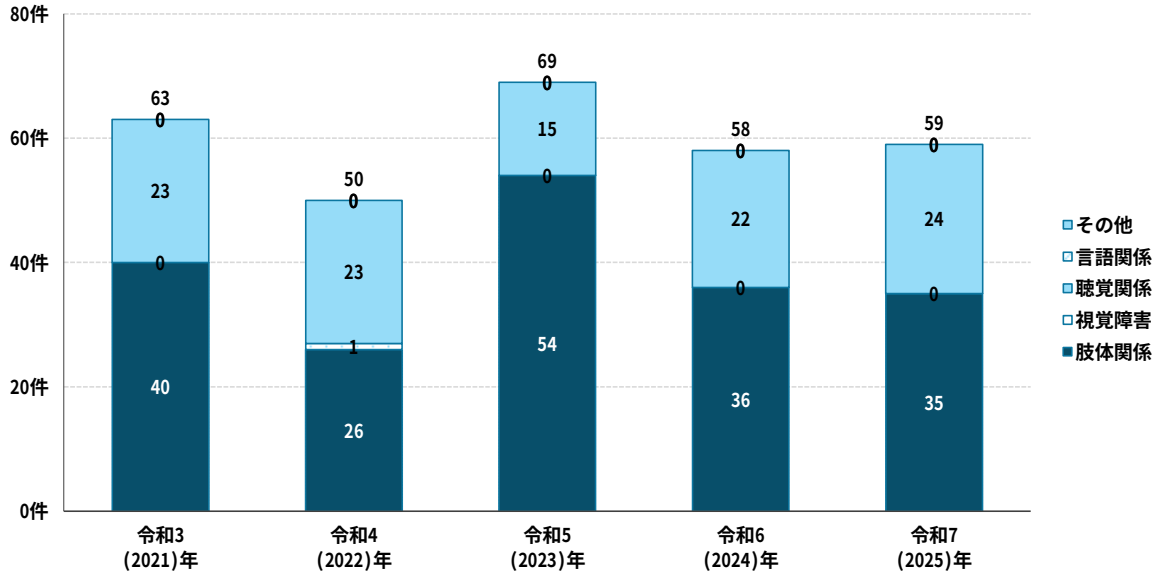

※令和７(2025)年度「主な施策の成果説明書決算資料」（狛江市）

（15）外国人人口

外国人人口は令和３(202１)年以降減少傾向にありましたが、令和５(2023)年に増加に転じて以降は増加傾向が続き令和８(2026)年は 1,922 人となっています。国籍別に見ると（「その他」を除く）、「中国」が 466 人と最多で、次いで「ベトナム」が 224 人、「韓国」が 221 人、「ネパール」が 220 人となっています。

▼外国人人口

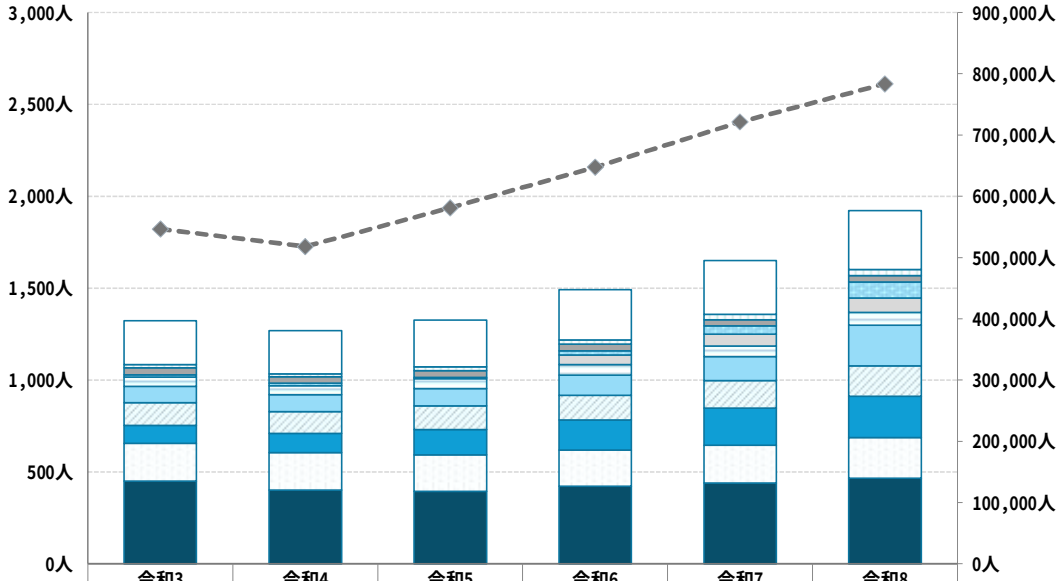

	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年
合計	1,323	1,269	1,327	1,492	1,650	1,922
その他	240	235	254	274	293	321
インド	16	17	22	22	29	32
台湾	39	35	36	38	34	35
ミャンマー	12	13	9	21	44	88
インドネシア				54	65	78
米国	51	49	53	56	57	70
ネパール	88	92	94	111	131	220
フィリピン	123	119	130	134	150	167
ベトナム	98	105	137	163	202	224
韓国	206	202	198	197	206	221
中国	450	402	394	422	439	466
東京都合計	546,436	517,881	581,112	647,416	721,223	783,701

※区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位 10 か国・地域）（東京都）：各年１月１日現在

３　市民意識調査結果から見る現状

（１）市民一般調査

■本人の基本情報について

●回答者は60歳代が25.9%、50歳代が22.5%、70歳代が18.4%となっており、前回調査と比べて60～70歳代の割合が高くなっています。また、「同居している人はいない」が20.1%で、前回調査から12.1ポイント増加しています。ひとり暮らしや未婚、低所得層では、社会的孤立や孤独感、生活上の支えの弱さと関連する傾向が複数の設問でみられます。

■社会とのつながり・社会的孤立について

●社会とのつながりについては、孤立・孤独の状況にある人ほど、人との交流や頼れる人が少ない傾向が明確にみられます。同居していない家族・友人と直接会って話す頻度は「月１回未満」が21.5%で、電話についても「全くない」が16.4%となっており、特に社会的孤立や孤独感に該当する人では、直接の交流や電話、SNS等のコミュニケーションが「全くない」割合が高くなっています。

●重要な事柄の相談では73.3%、愚痴を聞いてくれることでは76.5%、喜びや悲しみを分かち合うことでは83.6%が「頼れる人がいる」と回答している一方、ひとり暮らし、未婚、社会的孤立・孤独感に該当する人、低所得層では「いない」割合が高く、家族・親族を中心とした既存のつながりだけでは支えに届きにくい層への対応が課題としてうかがえます。

●孤独感については、「とても感じる」4.2%と「やや感じる」19.3%を合わせて23.5%が孤独を感じており、50歳代以下、ひとり暮らし、社会的孤立に該当する人、世帯年収200万円未満でその割合が高くなっています。また、孤立死を「身近な問題だと思う」「やや身近な問題だと思う」とする人は合わせて57.8%で、特に20歳代、ひとり暮らし、未婚、社会的孤立・孤独感に該当する人、低所得層で高くなっています。

■外出（ひきこもり）の状況について

●ひきこもりについては、自分自身や周囲にひきこもり状態の人が「いる」とする回答が12.9%となっています。該当する人のうち、状態が「５年以上」続いている人が52.3%と半数を超え、前回調査から8.1ポイント増加しています。きっかけでは「疾病や障がい（精神的なもの）」25.6%が最も高いほか、「不登校（中学校）」17.6%、「学校や職場でのいじめや疎外感」15.9%などが挙げられており、長期化を防ぐための早期把握と、教育・福祉・保健医療等が連携した支援の必要性がうかがえます。

■避難行動要支援者支援について

●災害時の支援については、安否確認や避難支援をしてくれる人が「いる」が74.1%である一方、約４人に１人（24.9%）は「いない」と回答しています。特にひとり暮らし、未婚、社会的孤立・孤独感に該当する人では支援者がいる割合が低くなっている一方、近隣の避難行動要支援者に対して「安否確認」ができる人は66.9%、「安全な場所への避難の手助け」は61.7%であり、地域の潜在的な支援力もみられます。行政への期待では「地域での協力体制づくりの支援」が43.1%で最も高くなっています。

■単身高齢者等支援について

●単身高齢者等への支援では、家族・親族への依存が大きい一方、家族に頼れない場合の生活支援ニーズが高くなっています。必要な支援として、「病院への通院の付き添いや入退院時の手伝い」57.9%、「金銭管理や日常の困りごとの手伝い・見守り」57.5%、「住まいに関するサービスについて相談できる窓口」53.2%が上位となっています。一方、市の「あんしん未来事業」を「知っている」は6.1%にとどまっており、制度・事業の周知も課題です。

■重層的支援体制整備について

●重層的支援体制については、社会的孤立への対応や包括的な相談支援へのニーズが高くなっています。力を入れるべき取組は、「必要とした時に社会とのつながりを持つことができるようにする支援」が48.2%、「属性や世代を問わず相談や悩みを断らずに受け止める体制」が43.6%、「複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関をつなぐ仕組み」が37.5%となっています。特に若い世代や孤独感のある人では、包括的な相談体制や支援を届ける仕組みへのニーズが高くなっています。

■地域の支え合いについて

●地域の支え合いについては、その必要性への認識は高い一方、実際の地域参加との間に隔たりがみられます。住民同士の自主的な支え合い・助け合いを「必要だと思う」は69.4%であり、行政と住民が「協力し合い、ともに取り組む」が望ましいとする回答も59.3%となっています。一方、近所付き合いは「会えばあいさつする程度」が43.9%で最も多く、「困ったときに助け合える人がいる」は11.6%にとどまります。

（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■あいとぴあエリア

●大部分が低層住宅地区で駅からほど近い地域も含まれ徒歩や路線バス利用者が多く、比較的若い高齢者や単身世帯が多く、地域とのつながりや移動面に課題がみられるエリアです。
●65～69歳が20.2%で、１人暮らしが38.8%で全体（34.8%）より高くなっています。
●民間賃貸の集合住宅が18.0%で全体（11.0%）より高くなっています。
●外出を控えている人が31.5%で３エリア中最も高く、外出を控える理由の「交通手段がない」が17.9%で全体（12.0%）より高くなっています。
●介護予防への関心は81.5%と比較的高く、「運動機能向上」への関心も高くなっています。
●地域包括支援センターを「知っており相談したことがある」は24.2%で全体（31.0%）より低くなっています。
●リスク判定の該当者は、65～74歳では運動器15.2%、閉じこもり1.5%と低い一方、85歳以上では運動器52.4%、転倒47.6%、閉じこもり38.1%、口腔42.9%、認知症61.9%となっています。
●高齢になるほど複数の生活機能リスクが高まる傾向がみられ、特に85歳以上では、運動器、転倒、閉じこもり、口腔、認知症など幅広いリスクが高くなっています。後期高齢者、特に、85歳以上を対象に、運動機能の維持、転倒予防、口腔機能の維持、外出・社会参加支援を組み合わせた介護予防を重点的に進める必要があります。
●単身高齢者等が地域で孤立しないよう、身近な相談先の周知や地域とのつながりづくりを進める必要があります。また、外出を控える傾向や交通手段の問題がみられることから、移動・外出支援や社会参加の機会の充実が求められます。

■こまえ苑エリア.....

●低層・中高層住宅地区と農地が混在した地域で、交通の便がほかの日常生活圏域と比べ比較的不便な地域で、夫婦世帯や一戸建て居住者が多く、家族や地域の相談機関とのつながり、介護予防意識が比較的強いエリアです。

●夫婦２人暮らし（配偶者65歳以上）が42.3%で全体（36.4%）より高く、１人暮らしは27.9%で最も低くなっています。

●万一の際に「同居の家族・親族」を頼れる人が57.2%で全体(50.2%)より高くなっています。

●地域包括支援センターを「知っており相談したことがある」が37.0%で最も高くなっています。

●介護予防への関心が83.2%、介護予防を意識した運動を行っている人が60.1%で、ともに最も高くなっています。

●外出を控える理由では「足腰などの痛み」が67.3%と高くなっています。

●リスク判定の該当者は75～84歳では運動器35.4%、転倒41.6%と高い一方、85歳以上では運動器28.1%、転倒25.0%、認知症43.8%となり、75～84歳より低くなっています。認知症リスクは65～74歳で61.4%と比較的高くなっています。

●75～84歳で運動器・転倒リスクが高い一方、85歳以上では必ずしもリスクが上昇していません。また、65～74歳でも認知症リスクが比較的高くなっています。

●75～84歳を中心とした運動器機能低下・転倒への早期対応が重要です。また、認知症リスクは年齢による単純な上昇傾向がみられないため、幅広い年代を対象とした認知機能低下予防や早期支援が求められます。

●家族や相談機関とのつながり、介護予防への高い意識などの地域の強みを維持・活用することが重要です。一方、身体的な理由による外出抑制もみられることから、運動・介護予防活動の継続と身体機能の維持、移動・外出支援を進める必要があります。

■こまえ正吉苑エリア.....

●低層住宅地区と農地が中心で、地区内にはUR神代団地、都営狛江団地等があり、集合住宅居住者が多く、外出・移動は比較的活発である一方、介護予防や相談窓口の認知に課題がみられるエリアです。

●持家集合住宅が29.2%、公営賃貸住宅が20.6%で全体より高くなっています。また、１人暮らしが38.3%と比較的高くなっています。

●週５回以上外出する人が39.1%で全体（33.1%）より高く、移動手段は「自転車」42.7%、「路線バス」65.2%で全体より高くなっています。

●介護予防に「関心がある」は74.7%で全体（79.6%）より低くなっています。

●認知症に関する相談窓口を「知っている」は17.4%で最も低くなっています。

●友人・知人と会うことが「ほとんどない」が26.1%と比較的高くなっています。

●リスク判定の該当者の85歳以上では、認知症73.5%と非常に高く、口腔機能も41.2%、低栄養も8.8%となっています。転倒リスクは75～84歳で44.0%、85歳以上で38.2%と高くなっています。運動器は65～74歳17.5%、75～84歳26.9%、85歳以上26.5%となっています。

●85歳以上で認知症・口腔・低栄養リスクが目立っている一方、運動器リスクは年齢による上昇が比較的小さくなっています。

●85歳以上を中心に、認知機能、口腔機能、栄養状態を一体的に捉えたフレイル予防を強化する必要があります。また、75歳以降の転倒リスクへの対応も重要です。

●活発な外出・移動という強みを生かしながら、介護予防活動への関心・参加を高める取組が必要です。また、相談窓口の認知度の低さや単身世帯の多さを踏まえ、地域包括支援センター等の相談窓口の周知、身近な地域での交流や見守り、孤立防止を進めることが求められます。

（３）　在宅介護実態調査

■回答者本人について

●回答者は非常に高齢で、90歳以上が最多（約３割）、85歳以上で約６割を占めています。
●要介護度では「要介護１」（38.0%）、「要介護２」（33.9%）が中心で、比較的軽度～中度の要介護者が多い一方、要介護４・５では一定数の重度化した対象者も含まれています。
●居住エリアでは、こまえ正吉苑エリアが40.0%、こまえ苑エリアが33.4%、あいとぴあエリアが26.6%となっており、地域ごとの特徴を踏まえた支援体制の検討が必要です。
●介護や手助けが必要になってからの期間は、「１～３年未満」が38.3%で最も多く、前回調査より8.3ポイント増加しています。一方、「10年以上」は5.6ポイント減少しており、長期化した介護よりも、比較的近年介護状態となった層が増えています。
●世帯類型では、「単身世帯」が36.3%となり、前回調査より6.3ポイント増加しています。夫婦のみ世帯は減少しており、高齢者単身世帯への支援ニーズが高まっています。

■介護の状況と主な介護者について

●家族・親族からの介護は「ほぼ毎日ある」が48.3%で最も多く、家族による日常的な支援が大きな役割を担っています。
●主な介護者は「子」が55.9%で、前回調査より8.7ポイント増加している一方、「配偶者」は33.0%で5.2ポイント減少しており、配偶者介護から子世代による介護への移行がみられます。
●主な介護者の年齢は「60歳代」が30.6%、「50歳代」が24.7%で、50～60歳代が中心となっており、いわゆる働きながら介護を担う世代への支援が重要となっています。

■生活の状況について

●介護保険サービス以外の支援・サービスを45%は「利用していない」。
●今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは多い順に、「外出同行（通院、買い物等）」、「掃除・洗濯」、「買い物（宅配は含まない）」、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」で約３～４割となっています。
●前回調査と比較すると、外出同行のニーズが増加しており、移動支援や生活支援サービスの充実が求められています。
●特に単身世帯では、生活援助や見守りへのニーズが高く、孤立防止を含めた支援体制の強化が必要です。
●現在抱えている傷病では「認知症」が29.3%で最も多く、介護者が不安に感じる介護でも「認知症状への対応」が32.4%で最も多くなっています。前回調査と比較すると、認知症そのものの割合は減少したものの、介護者の不安要素として認知症対応への負担感は依然として大きくなっています。
●介護保険サービスは70.7%が利用しており、要介護度が高いほど利用割合が高くなっています。
●利用していない理由では、「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」、「家族が介護するため必要ない」が上位であり、サービス利用につながる情報提供や早期相談支援が重要です。
●施設等への入所・入居については、「検討していない」が66.1%で多数を占める一方、「検討している」「申込み済み」は27.4%となっています。
●検討施設では「特別養護老人ホーム」が42.9%で最も多くなっています。

●前回調査と比較すると、入所申込みや検討の長期化傾向は弱まり、「３か月未満」の申込みが増加しており、必要性が高まった段階で施設を検討する傾向がみられます。

■単身高齢者等支援について

●万一のときに頼れるのは、「ケアマネジャー」、「同居の家族・親族」、「別居の家族・親族」の順で、それぞれ６割前後で上位となっています。一方で、単身高齢者への必要な支援では、「病院への通院の付き添いや、入退院時の手伝いをしてくれるサービス」、「日常の生活費等の金銭管理や日常の困りごとの手伝いや見守りをしてくれるサービス」、「施設に入所するなど住むことに関するサービス」が求められています。

●あんしん未来事業（単身高齢者等支援事業）の認知度は5.4%にとどまり、制度の周知が課題です。

■終末期ケアや終活、福祉施策について .....

●看取りの時期を自宅で過ごしたい人は約６割で、前回調査より増加しています。そのときに課題と思うことは、家族の負担が突出しており、在宅看取りの希望を実現するためには、家族負担軽減や医療・介護連携が不可欠です。

●終活は、「特に考えていない」が33.7%で最も多くなっており、本人の意思決定支援や情報提供の充実が必要です。

■主な介護者の方について .....

●主な介護者の勤務状況は、「働いていない」が45.4%である一方、「フルタイム」「パートタイム」を合わせると約４割が就労しながら介護を行っています。

●働き方の調整では、「労働時間を調整しながら働いている」が34.4%で最も多く、前回より17.3ポイント増加しています。

●仕事と介護の両立については、「問題はあるが、何とか続けていける」が53.4%で最も多いものの、介護休業制度の充実、柔軟な働き方、経済的支援を求める声が多く、介護離職防止に向けた支援が必要です。

（４）障がい者等調査

■ご本人、ご家族について

- ●回答者は本人（約６割）が中心で、次いで家族（約３割）、支援者（約１割弱）。
- ●年齢は50代が最多（24.6%）で、高齢層（60代以上）も一定割合を占めています。
- ●居住は一戸建て・集合住宅・グループホームなど多様ですが、地域別では特定エリアに分散しています。
- ●同居は「親」、「ひとり暮らし」、「施設・グループホーム」が中心です。
- ●約７割（71.9%）が何らかの介助・支援あり、主な支援者はヘルパー・支援員が最多（約36%）で、家族支援から福祉サービス中心へ移行傾向がみられます。
- ●生活状況については、本人回答が約６割を占める傾向は前回調査と大きな差はないものの、介助・支援体制においては変化がみられます。
- ●主な介助者として「ヘルパー・支援員」の割合が高くなっており、家族中心の支援から、専門職や福祉サービスを中心とした支援構造への移行が進んでいることがうかがえます。また、「介助や支援が必要な人がいる」と回答した割合も増加しており、支援ニーズの顕在化が進んでいます。

■外出について

- ●約４割が「ほぼ毎日外出」する一方、外出頻度が低い層も一定数います。
- ●外出の主目的は約半数が仕事や通所で、外出の際の困りごとは、階段・段差が最も多く、公共交通の利用、トイレ環境など物理的バリアへの課題認識が強まっています。
- ●クロス集計では、愛の手帳・発達障がい・自立支援医療の利用者で外出頻度が高い傾向がある一方、高齢層ほど外出頻度が低下する傾向が明確であり、障がい種別と年齢の双方が外出行動に影響しています。

■就労等の状況について

- ●就労している人は約半数で、働き方は福祉的就労（作業所など）が中心です。
- ●年収は12万円未満が約半数で低所得傾向が強くなっています。
- ●仕事をする上での不安は、収入の少なさが最も多く、人間関係や疲労、通勤負担などとなっています。
- ●就労希望では「わからない」が最も多く、将来像の不確実性が目立っています。
- ●前回比較では、年収12万円未満の割合が増加し、一般就労（常勤）の割合の低下がみられ、経済的自立の難しさがみられます。
- ●クロス集計では、発達障がい・精神障害・自立支援医療で就労率が高く、年齢が上がるほど就労率が低下という傾向がみられ、障がい特性とライフステージの影響が考えられます。

■狛江市の障がい福祉サービスについて

- ●利用しているサービスは「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」、「生活介護」、「居宅介護」、「計画相談支援（サービス等利用計画）」の順だが、「利用していない」が最も多くなっています。
- ●狛江市の障がい福祉サービスに関する情報は「市役所」、「広報こまえ」、「福祉施設（作業所等）」が中心でネット活用は限定的です。
- ●福祉サービスについては利用者が一定数いるものの、「利用していない」、「情報がない」という層も存在しています。

●前回比較では、「相談支援事業所の認知不足」の増加、市ホームページからの情報取得の減少がみられ、情報のデジタル化が進む一方で、必要な人に情報が届いていない可能性がみられます。
●クロス集計では、若年層ほど「情報未取得」の割合が高く、愛の手帳・発達障がいでは施設利用・相談支援利用が多く、支援接点の有無によって情報格差が生じている可能性があります。

■相談先や困りごと.....

●情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることでは、「特に困ることはない」が約３割で最も多くなっていますが､約２割は｢難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」、「複雑な文章表現がわかりにくい」、「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」状況にあります。
●約４割は誰とでもスムーズに意思を伝えることができ、約３割は家族や身近な人になら支援者を介して意思を伝えることができる一方、意思を伝えることが難しい、できない層も一定数います。

■地域とのつながり.....

●近所づきあいは「会えばあいさつする程度」が最も多く、次いで「つきあいはほとんどない」と希薄の傾向がみられ、前回と比較しても大きな改善はみられません。その理由として「普段つきあう機会がないから」、「障がいがあるから」、「あまりかかわりを持ちたくないから」、「気の合う人・話の合う人が近くにいないから」と機会の不足、障がいへの配慮、心理的距離があげられています。
●クロス集計では、若年層、愛の手帳・発達障がい、グループホーム・施設入居者において地域関係の希薄さが顕著であり、社会的孤立リスクが高い層が明確化しています。

■障がい者の権利擁護について.....

●障がいがあることでの差別経験が『ある』(「よくある」と「時々ある」の合計）の割合は約３割で、その内容は周囲の視線・偏見、医療・行政対応、就労差別、交通機関での対応などとなっています。
●合理的配慮の不足を感じる場面は「特に感じたことはない」が最も多いが、「公共交通機関を利用するとき」、「医療機関を利用するとき」、「買い物や飲食などのサービスを利用するとき」で不足を感じています。
●差別や嫌な経験については、前回と比較して大きな変化はないものの、約半数が何らかの経験をしています。
●クロス集計では、発達障がいで差別経験割合が高く、年齢60代前後で差別や嫌な経験が多くなっています。
●外出頻度が高いほど差別や嫌な経験も増加するといった傾向がみられます。
●合理的配慮についても、公共交通・職場・医療分野での不足が指摘されており、制度面と実態の乖離が課題として残ります。

■狛江市の障がい福祉施策について.....

●市が優先して充実すべきと考える障がい福祉サービスは、「住まいに関すること」（34.0%)、「サービスの利用に関する相談､計画に関すること」(27.2%)､「仕事に関すること」(25.7%)の順に要望が多くなっています。前回の調査と比較すると、「地域生活の継続に関すること」

の割合が4.5ポイント増加し、「自宅における入浴、排せつ、食事に関すること」の割合も3.2ポイント増加しており、生活における支援を求める傾向が高まっています。愛の手帳の所持者の中では「住まいに関すること」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中では「仕事に関すること」、身体障害者手帳の所持者は突出して高い割合の項目はないが「移動、行動に関すること」と「住まいに関すること」が同割合で高くなっています。

（５）障がい児等調査

■ご本人、ご家族について

- ●回答者は「本人の家族」が93.7%と大半を占め、前回調査から大きな変化はみられません。
- ●年齢は「６～11歳」が64.8%と最も多くなっています。前回調査と比較すると、「３～５歳」の割合が低下する一方、「６～11歳」及び「12～14歳」の割合が上昇しており、回答者の年齢構成がやや高年齢化しています。
- ●障がい等の状況では、「児童発達支援または放課後等デイサービスを利用している」が85.9%、「発達障がいの診断を受けている」が38.0%となっています。前回調査と比較すると、発達障がいの診断を受けている割合が11.5ポイント増加しています。
- ●身体障害者手帳については２級、愛の手帳については４度及び２度の割合が比較的高く、医療的ケアについては、「医療的ケアは必要ない」が64.1%で最も多くなっています。
- ●日常生活における介助・支援については、「いる」が78.9%と多く、主な介助者は「親」が84.8%、その性別は「女性」が88.4%となっていることから、介助・支援が家族、特に母親を中心に担われている状況がうかがえます。

■外出について

- ●外出については、「ほとんど毎日」が83.8%と大半を占め、日常的に外出している子どもが多くなっています。外出理由は「通学、通所のために外出する」が91.2%と圧倒的に多く、就学・通所が外出の主要な目的となっています。
- ●外出時の困りごとでは、「特にない」が47.2%である一方、「電車・バスの乗り降り」が16.2%、「トイレ」及び「目的地までの安全な行き方がわからない」が12.7%となっています。また、差別を感じたことがある層では、「他人の目が気になる」、「目的地までの安全な行き方がわからない」、「障がいがあると利用しにくい店がある」などの割合が高く、外出環境のバリアだけでなく、周囲の理解や心理的な負担も課題と考えられます。

■就学・就労等の状況

- ●「就学している」が74.6%、「小学校入学前」が22.5%となっており、回答者の多くが就学前又は就学中です。前回調査と比較すると、「就学している」が19.9ポイント増加しています。
- ●将来の進学については、「大学・短期大学まで」が34.9%と最も多い一方、「わからない」も30.2%となっており、進路に対する希望とともに不確定さもみられます。
- ●就学に必要な支援としては、「授業を受ける際に、障がいに応じたサポートが受けられること」が83.0%と最も多くなっています。
- ●将来の仕事については、「常勤の会社員」が31.7%と最も多く、仕事をするために必要なこととして、「仕事に役立つ技術や知識を学ぶこと」が64.8%、「上司や同僚が障がいを理解して協力してくれること」が59.2%となっています。就労に向けた技能習得だけでなく、職場における障がいについての理解や合理的配慮が重要となっています。

■日中の過ごし方

●日中の過ごし方では、「放課後等デイサービスに行く」が68.3%と最も多く、前回調査から18.7ポイント増加しています。一方、「ほとんど自分の家で過ごす」は30.2ポイント減少しており、放課後等デイサービスや学童クラブなど、家庭外で過ごす機会が増えています。一方で、家庭で過ごす理由としては「自分の家にいるのが好きだから」が68.4%と多く、「放課後を一緒に過ごす友達がいないから」も21.1%となっています。地域で安心して過ごせる場や、障がいの有無にかかわらず友人と交流できる機会の確保も重要な課題と考えられます。

■狛江市の障がい福祉サービスについて

●現在利用している障がい福祉サービスでは、「放課後等デイサービス」が71.8%と最も多く、前回調査から17.1ポイント増加しています。一方、「児童発達支援」は31.7%で、前回調査から10.2ポイント減少しています。今後、利用・継続したいサービスについても「放課後等デイサービス」が76.1%と最も多く、現在の利用状況と今後のニーズの双方で重要なサービスとなっています。

●サービスの情報源は「市役所」が28.9%、「友人」が27.5%、「ひだまりセンター」が26.8%、「学校」が22.5%となっています。一方、困ったときに相談できる場所については、「知っている」が65.5%であるものの、「知らない」も26.1%となっており、前回調査と比較して「知らない」が増加しています。必要な支援につながるための情報提供・相談体制のさらなる充実が求められます。

●また、近隣に事業所がないため利用できないサービスが「ある」と回答した割合は16.2%で、その内容は「放課後等デイサービス」が47.8%、「短期入所」が43.5%と多くなっています。利用できないサービスを「家族が介助・支援している」が47.8%となっており、サービス不足を家族が補っている状況がうかがえます。

■相談先や困りごと

●日々の悩みや不安では、子どもの成長段階に応じた教育・進路・就労への支援が大きな関心事となっています。

●相談先は「家族・親族」が81.0%と多く、次いで「保育園、幼稚園、認定こども園、学校」が40.8%、「ひだまりセンター（児童発達支援センター）」が27.5%となっています。家族を中心とした相談が多いことから、家族が抱える負担を軽減し、専門機関や学校等とつながりやすい相談体制を整えることが重要です。

●情報入手・コミュニケーションについては、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」が40.8%、「複雑な文章表現がわかりにくい」が38.0%、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が37.3%となっています。

●意思の伝達については、「家族やごく身近な人になら、または支援者を介せばスムーズに意思を伝えることができるが、それ以外だと意思を伝えることが難しい」が53.5%と最も多く、本人の意思を周囲に伝えやすくするための環境整備やコミュニケーション支援が重要です。

■読書について

●本の入手については、「まったくない」が61.3%である一方、「よくある」と「ときどきある」を合わせて、読める形式の本が入手できず読むことを諦めた経験が一定程度みられます。

●今後読みたい形式では「紙に印刷されている本」が78.2%と最も多いですが、「電子書籍」が21.1%、「オーディオブック」が11.3%と多様な読書形式へのニーズもみられます。

■障がい者の権利擁護について

●障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験については、「時々ある」が28.9%、「ほとんどない」が28.9%、「まったくない」が26.8%、「よくある」が2.1%となっています。

●自由記述では、友人関係で仲間に入れてもらえない、からかわれる、周囲から奇異な目で見られるといった経験のほか、学校や保育園、地域イベント、店舗等での理解不足や参加しづらさに関する具体的な声が寄せられています。

●合理的配慮の不足を感じる場面では、「特に感じたことはない」が40.8%である一方、「学校、教育現場などで」が25.4%と最も多くなっています。特に発達障がいの診断を受けている層や差別を感じたことがある層では、学校・教育現場における合理的配慮の不足を感じる割合が高くなっています。

■狛江市の障がい福祉施策について

●今後、狛江市が優先して充実すべき施策では、「子どもの発達支援等に関すること」が75.4%と最も多く、次いで「仕事に関すること」が40.8%、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」が21.8%となっています。

●前回調査と比較すると、「子どもの発達支援等に関すること」は減少したものの依然として最も高いニーズであり、「仕事に関すること」は9.2ポイント増加しています。このことから、乳幼児期から学齢期の発達支援に加え、将来の就労・自立を見据えた切れ目のない支援が求められています。

●手話施策推進法を踏まえた取組については、「学校等での理解を高めるような施策・事業」が51.4%と最も多く、「市民の理解を高めるような施策・事業」36.6%、「手話等を学ぶ機会の拡充」35.2%が続いています。学校や地域における理解促進と、手話等のコミュニケーション手段に触れる機会の拡充が期待されています。

●狛江市が障がいのある人にとって住みやすいまちかについては、「どちらかというとそう思う」が44.4%、「そう思う」が15.5%となっており、肯定的な回答が一定程度を占めています。一方で、「わからない」が25.4%、「どちらかというとそう思わない」が11.3%となっており、さらなる環境整備や理解促進の必要があると考えられます。

第２節　課題の整理

１　統計から見る課題

（１）人口減少と少子高齢化への対応

総人口は、狛江市では多摩川住宅地区の地区計画変更による一時的な人口増加が見込まれるものの、その後は緩やかな減少が続き、生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加し、2050年には高齢化率 30.6%に達する見込みです。出生数も大きく減少しており、少子化への対応が課題となっています。特に、人口減少による地域活動の担い手不足や、福祉サービスを支える人材の確保が今後一層重要になります。

人口減少・少子化と高齢化が同時に進行することを踏まえ、子育て支援と高齢者支援を別々に捉えるのではなく、地域全体で支え合う仕組みを強化する必要があります。

（２）高齢者の増加と地域による高齢化の偏り

令和８(2026)年の高齢化率は 24.2%で、東京都を上回っており、町別では、和泉本町四丁目では高齢化率 57.4%、西和泉一丁目では 49.9%と特定の地域で高齢化が顕著です。世帯当たり人員も少なく、単身高齢者が多いことがうかがえます。

高齢者人口の増加だけでなく、高齢者の単身化・世帯の小規模化と、地域による高齢化の偏在への対応が必要です。見守り、介護予防、生活支援、移動支援、孤立防止などを地域単位で強化する必要があります。

（３）単身世帯の増加と地域での孤立リスク

世帯数は増加している一方､世帯当たり人員は令和８(2026)年に 1.89 人まで減少しています。

東和泉では若者(20～39 歳)の割合が 31.5%である一方、世帯当たり人員は 1.58 人となっていますが、高齢化が著しい地域では、さらに世帯当たり人員が小さくなっています。

世帯数は増えているが、世帯の規模は小さくなっているという構造変化への対応が必要です。高齢者に限らず、単身者、若者、子育て世帯などを含め、家族だけに頼らない地域でのつながりや相談・見守り体制を構築することが求められます。

（４）子ども・子育て世帯を取り巻く環境への対応

出生数は減少傾向にあり､合計特殊出生率も令和６(2024)年で 0.96 と低い水準です。一方で、障がい児通所施設の利用件数は増加しており、令和７(2025)年度には 438 件となっています。

子どもの数そのものが減少する中でも、子どもや子育て家庭が抱える課題は多様化していると考えられます。子育て支援に加え、発達支援、障がい児支援、相談支援などを切れ目なく提供できる体制が必要です。

（５）障がい者・障がい児支援ニーズの多様化

身体障がい者数は減少傾向にある一方、精神保健福祉手帳の交付数は増加しており、令和７(2025)年度には 654 件となっています。障がい者施設利用人数も増加し、難病者福祉手当の受給者数も増加傾向にあります。

障がい者支援については、身体障がい者数の増減だけではなく、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病等を含めた支援ニーズの多様化・複雑化を踏まえる必要があります。相談支援、就労、社会参加、地域生活への移行などを含めた包括的な支援が課題です。

（６）生活困窮・生活保護世帯への支援

被保護世帯は 2021 年度の 1,057 世帯から 2025 年度には 1,137 世帯、被保護人員は 1,203 人から 1,278 人へ増加しており、生活扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助などの需要も増加傾向にあります。生活保護に至った後の支援だけでなく、生活困窮に至る前の段階から、就労、住まい、家計、健康、介護などを横断した早期支援を行う必要があります。特に高齢化や単身世帯の増加との関連も踏まえた支援が重要です。

2　市民意識調査結果から見る課題

（1）市民一般調査

■社会的孤立・孤独

近年、近年、地域におけるつながりが希薄化する中、新型コロナウイルス感染症を契機として、人と人との接触機会の減少や生活様式の変化を背景に、孤独や社会的孤立への関心が高まっています。本市は、市外へ通勤・通学する就業者・通学者が多く、昼間人口が夜間人口を下回る住宅都市としての特徴を有しており、職住分離が進む中で、地域とのつながりを築きにくい環境にあります。そのため、地域における孤独・孤立対策は引き続き重要な課題となっています。

今般の調査では、日頃のさみしい気持ち（孤独感）について、「とても感じる」が4.2%、「やや感じる」が19.3%となり、約４人に１人（23.5%）が孤独感を抱えていることが分かりました。また、同居していない家族や友人等とのコミュニケーション頻度では、直接会う機会は「月１回未満」が21.5%で最も多く、電話では「月１回未満」が23.5%、「全くない」が16.4%となっています。社会的孤立や孤独感に該当する人ほど、直接会うことや電話、SNS 等による交流が少ない傾向がみられました。

頼れる人については、「喜びや悲しみを分かち合う人」がいない人は8.5%、「愚痴を聞いてくれる人」がいない人は8.9%、「重要な相談ができる人」がいない人は10.6%となっており、一定数の市民が精神的な支えを持たない状況にあります。また、近所付き合いでは、「会えばあいさつする程度」が43.9%で最も多く、「困ったときに助け合える人がいる」は11.6%にとどまっています。一方、「つきあいはほとんどない」は10.8%となっており、ひとり暮らし、未婚、社会的孤立や孤独感がある人ほど近所付き合いが少ない傾向がみられました。

さらに、孤立死については、「身近な問題だと思う」「やや身近な問題だと思う」を合わせると57.8%となり、特に20歳代、ひとり暮らし、未婚、社会的孤立・孤独感のある人で割合が高くなっています。

孤独・孤立は個人の問題ではなく、地域社会全体で支えていくべき課題です。行政による支援に加え、地域住民による見守りや声掛け、身近なつながりづくりを推進し、地域全体で支え合う環境づくりを進めていくことが求められます。

■社会参加の意識

地域社会では、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを背景として、自治会や地域活動への参加意識が変化しています。地域とのつながりが希薄になる中で、地域活動は人と人との交流や居場所づくり、生きがいづくりの重要な役割を担っています。

今回の調査では、地域における住民同士の支え合い・助け合いについて、「必要だと思う」が69.4%となり、多くの市民が地域で支え合う必要性を認識しています。一方で、「わからない」は24.7%、「必要だと思わない」は4.6%となっており、若年層ほど必要性を感じる割合が低い傾向がみられました。

地域づくり活動への企画・運営としての参加意向では、「参加したい」が29.3%、「参加したくない」が19.7%、「わからない」が49.9%となっています。また、今後の地域活動・ボランティア活動については、「機会があれば取り組んでもよい」が38.6%と最も多く、「取り組みたいができない」が21.1%、「すでに取り組んでいる」が12.9%となりました。参加意欲を持ちなが

らも実際には参加できていない層が一定数存在していることがうかがえます。

各種団体への参加状況を見ると、「町会・自治会」「ボランティア・NPO」「地域のサロン・居場所」などでは、「参加する予定はない」が最も多く、未婚者や社会的孤立・孤独感のある人ではその割合がさらに高くなっています。一方で、趣味の会やスポーツクラブでは継続的な参加者が増加しており、人との交流の場として一定の役割を果たしていることが分かります。

地域活動は、人とのつながりや役割、生きがいを生み出すだけでなく、孤独・孤立の予防や健康づくりにも寄与します。そのため、若年層や転入者を含めた幅広い世代に対し、地域活動への参加機会や情報提供を充実させるとともに、自治会、ボランティア団体、NPO、学校、企業等との連携を強化し、多様な参加の形を広げていくことが重要です。また、高齢化が進む地域活動団体に対しては、担い手の育成や活動拠点の確保など、継続的な支援を進めていく必要があります。

■重層的支援と参加の地域づくり

家族構成や生活様式の多様化に伴い、市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、一つの相談窓口だけでは対応が困難なケースが増えています。そのため、分野横断的な相談支援と地域とのつながりづくりを一体的に進める重層的支援体制の整備が求められています。

今回の調査では、行政機関や NPO 等から困りごとに対する支援を「受けている」は5.8%、「受けていない」は89.0%となりました。支援を受けていない理由では、「支援が必要でないため」が90.0%である一方、「支援の受け方が分からないため」が6.5%、「支援が必要だが我慢できる程度」が5.2%となっており、必要な支援につながっていない層が存在することがうかがえます。

また、「ひきこもり状態にある人が周囲にいる」は12.9%となり、その状態が「５年以上」続いているケースは52.3%と半数を超え、長期化する傾向がみられました。ひきこもりのきっかけとしては、「精神的な疾病や障がい」「不登校」「学校や職場でのいじめや疎外感」などが多く、多様な背景への対応が求められています。

重層的支援体制整備において重点的に取り組むべき内容としては、「誰もが必要な時に社会とのつながりを持てるようにする支援」が48.2%で最も多く、次いで「属性や世代を問わず相談を受け止める体制」が43.6%、「複雑化・複合化した課題に対応する支援機関をつなぐ仕組み」が37.5%となりました。

さらに、社会福祉サービスのあり方については、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」が59.3%と最も多く、市民の多くが行政だけでなく地域住民も主体となった支え合いを期待していることが分かりました。

今後は、分野横断的な相談支援体制の充実とともに、支援が必要な人を地域活動や社会参加につなぐ仕組みづくりを進めることが重要です。また、市民一人ひとりが地域共生社会の担い手として支え合いに参加できるよう、地域福祉に関する学びの機会や参加の場を充実させ、行政、地域住民、関係機関が連携した包括的な支援体制を推進していくことが求められます。

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■社会参加の促進

高齢者の介護予防や健康づくりを進める上で、地域活動や趣味活動などへの社会参加は重要な役割を果たしています。一方で、コロナ禍を契機とした外出機会の減少や生活様式の変化の影響もあり、社会参加の状況には依然として課題がみられます。

今回の調査では、地域づくり活動や各種社会参加について、いずれも「参加していない」が過半数がとなっていますが、ボランティア、スポーツ関係、趣味関係、通いの場、仕事への参加率は前回調査を上回りました。

また、生きがいが「ある」は49.4%、趣味が「ある」は67.8%となり、いずれも前回調査より低下しており、社会参加機会の減少が高齢者の生きがいや生活の充実感にも影響を及ぼしていることがうかがえます。

一方で、地域住民による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向については、約５割が参加したい、約３割がお世話役として参加したいと回答しており、前回調査から大きな変化はみられませんでした。参加意欲は一定程度維持されているものの、実際の参加には結び付いていない状況が明らかとなっています。

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けるためには、社会参加を促進し、人とのつながりや役割、生きがいづくりを支援していくことが重要です。そのため、通いの場や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、参加のきっかけづくりや活動しやすい環境整備を進め、高齢者の潜在的な参加意欲を実際の活動につなげていく取組を推進していく必要があります。

■社会的孤立・孤独の防止

高齢化の進展や単身世帯の増加を背景として、高齢者の社会的孤立や孤独の防止は重要な課題となっています。社会参加の減少は、孤立や心身機能の低下にもつながることから、地域とのつながりを維持する取組が求められます。

今回の調査では、この１か月間に友人・知人と会っていない人は18.7%となり、前回調査より4.4ポイント減少しました。また、食事をともにする機会についても、「毎日ある」が47.5%で最も多い一方、「ほとんどない」は11.3%となっており、孤食傾向も一定程度みられます。さらに、情緒的な支援者がいない人の割合も増加しており、人とのつながりの希薄化が進んでいる状況がうかがえます。

これらの傾向は前期高齢者よりも85歳以上で顕著となっており、年齢が高くなるほど社会的孤立のリスクが高まることが示されています。また、単身世帯では、情緒的支援者として「そのような人はいない」を挙げる割合は多く、地域とのつながりが弱まっている状況もみられます。

さらに、いわゆる「8050問題」など、高齢の親とひきこもり状態にある子どもの世帯など、地域から孤立しやすい世帯への対応も重要となっています。孤立は本人や家族だけでは把握しにくく、生活困窮や虐待などの課題が深刻化して初めて顕在化する場合も少なくありません。

今後は、地域住民や関係機関による見守りや声掛けをはじめ、地域で孤立を早期に把握し、必要な支援につなげる体制づくりを進めることが重要です。また、地域住民への普及啓発を進めるとともに、行政や専門職、地域が連携した社会的孤立防止の仕組みを充実させていくことが求められます。

■地域包括ケアシステムの構築・深化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、介護予防の推進や在宅医療・介護の充実など、地域包括ケアシステムの深化が求められています。

今回の調査では、介護予防に「関心がある」と回答した人は79.6%となり、多くの高齢者が介護予防に関心を持っています。また、介護予防を意識した運動を「行っている」は57.3%となる一方、「行っていない」は37.2%となっており、関心はあるものの実践につながっていない層も一定数存在しています。

介護予防のための通いの場や趣味活動への参加率は前回調査より増加しているものの、２割程度となっています。また、外出状況については、「週２～４回」が47.7%、「週５回以上」が33.1%となる一方、「ほとんど外出しない」は5.1%、「外出を控えている」は28.5%となっています。外出を控える理由としては「足腰などの痛み」が59.2%と最も多くなっています。

看取り期に過ごしたい場所については、「自宅」が34.1%となり前回調査より減少した一方、「病院やホスピス等」23.5%と増加しており、「介護する家族の負担」や「病状急変時への不安」を課題として挙げる人も多く、在宅療養を支える体制整備が必要となっています。

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防や健康づくりに関する情報提供を充実させるとともに、地域住民が主体となって参加できる活動を支援することが重要です。また、人生会議（ACP）の普及啓発を進め、本人の意思を尊重した医療・介護を実現できる体制づくりを推進していく必要があります。

■認知症高齢者の支援

高齢化の進展に伴い、認知症の人やその家族を地域全体で支える体制づくりがますます重要となっています。認知症施策については、「予防」と「共生」を両輪として取り組むことが求められています。

今回の調査では、認知症に関する相談窓口の認知度は20.6%となり、前回調査より低下しました。認知症に関する相談先が十分に周知されていない状況がうかがえます。

認知症になっても安心して暮らし続けるためには、認知症への正しい理解を広めることが重要です。そのため、認知症サポーター養成講座や普及啓発活動を継続するとともに、相談窓口の周知や早期相談につながる情報発信を充実させていく必要があります。また、認知症を身近な問題として理解し、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取組を進めることが求められます。

■単身高齢者の支援

万一の際に頼れる人については、「別居の家族・親族」が54.3%、「同居の家族・親族」が50.2%となっており、家族への依存が高い傾向がみられます。また、単身高齢者が生活を続けていく上であれば安心な支援は「金銭管理や日常の困りごとの手伝い、見守り」が42.4%、「病院の付き添い、入退院事の手伝い」39.8%と生活支援の要望が多くなっています。しかし、単身高齢者支援事業の認知度は低く、支援制度が十分に周知されていない状況です。

地域包括支援センターについては、「知っているが相談したことはない」が41.3%、「相談したことがある」が31.0%となっており、認知度・利用経験には一定の広がりがあるものの、十分に活用されているとは言い難い状況です。今後は、地域包括支援センターをはじめとする相談機関や単身高齢者支援事業の周知を強化するとともに、必要な支援へ円滑につなげる情報発信の充実が求められます。

（３）在宅介護実態調査

■在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

訪問系サービスを月15回以上利用しているケースでは、施設等を「検討していない」割合が高く、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減される傾向が見られました。また、要介護３以上で施設入所を「検討していない」方のサービス利用の組み合わせをみると、「訪問系のみ」又は「訪問系を含む組み合わせ」を利用している方が７割を超えており、訪問系サービスを軸とした利用が、在宅生活の継続を後押ししている可能性がうかがえます。

訪問系サービスを利用していない層では「認知症状への対応」への不安が55.6%にのぼるのに対し、15回以上利用している層では35.5%まで低下しており、頻回な訪問が介護者の不安軽減に寄与している様子がみられます。ただし、これは単に訪問回数が多いこと自体の効果ではなく、在宅での生活に介護・看護職等の専門職が多く関わることで、生活環境の改善が図られ、結果として介護者の不安軽減につながった可能性も考えられます。

一方で、訪問系15回以上の層でも「夜間の排泄」や「金銭管理等の諸手続き」への不安は依然高い水準にあります。こうしたことから、在宅生活の継続に向けては、単純に訪問系サービスの整備・利用回数の増加を推進するのではなく、残る不安の「中身」に応じた支援の必要性を関係者間で共有するとともに、各専門職が果たすべき役割について意見交換を行っていくことが重要であると考えられます。

■仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討

フルタイム勤務、パートタイム勤務のいずれも、就労継続見込みについて「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した割合が最も高くなっています。この層は介護保険サービスを利用している割合が高い一方で、「認知症状への対応」や「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」への不安を感じている割合が高い傾向が見られました。また、フルタイム勤務の主な介護者は子世代・50代が中心であり、単身世帯として介護を担っているケースも多く、働き盛りの世代が手続きや連絡調整、突発的な認知症状への対応といった負担を抱えながら両立を続けている状況がうかがえます。

サービス利用の組み合わせをみると、フルタイム勤務では訪問系を含む組み合わせの利用割合が高くなっています。また、要介護２以上について訪問系サービスの利用の有無別に就労継続見込みをみると、訪問系サービスを利用している層では、利用していない層に比べて、就労継続が難しいとする割合が低くなる傾向が見られました。

そのため、介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせなどを活用できる環境を整えることが、「問題はあるが、何とか続けていける」層が離職に至ることなく両立を継続していくための鍵になると考えられます。

■保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討 .....

「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について世帯類型別にみると、「掃除・洗濯」、「買い物」、「ゴミ出し」「見守り、声かけ」等について、単身世帯のニーズが他世帯よりも高い傾向が見られました。一方で、単身世帯の「保険外の支援・サービス」の利用状況を要介護度別にみると、要介護度が高くなるほど「利用していない」の割合が高くなっており、重度化に伴い、本人だけでは保険外サービスの契約や手配が難しくなっている可能性も考えられます。また今後、単身世帯の増加に伴って、求められる地域支援は増大し多様化していくと見られます。

こうした世帯類型や要介護度によるニーズの違いを踏まえ、ボランティアや民間事業者を対象とした研修会の開催等を通じて、多様なニーズに対応できる人材の育成を進めていくことが必要であると考えられます。特に、単身で要介護度が高い方については、要介護度が上がるにつれて保険外サービスの利用が難しくなる傾向もみられることから、ケアマネジャーや生活支援コーディネーター等が契約手続きを支援するなど、サービスを利用し続けられるような関わり方を検討していくことが望ましいと考えられます。これらの地域資源に関するニーズは、地域ケア会議における個別ケースの検討の積み重ねや、生活支援コーディネーター・各種協議体での議論を通じて把握していくことが求められます。

■将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討 .....

単身世帯のサービス利用状況をみると、要介護度が高くなるにつれて訪問系サービスを軸とした利用が増加する傾向が見られ、要介護３以上では「訪問系を含む組み合わせ」が過半数を占めています。また、単身世帯では家族等による介護が「ない」とする割合が他の世帯類型より高い一方、施設入所を「検討していない」割合も約７割となっており、家族等の介護を受けにくい単身世帯であっても、在宅生活の継続を望む方が一定数存在することがうかがえます。

今後は、単身世帯の増加とともに訪問系サービスを軸としたサービス利用が増加していく状況に備え、訪問系の支援・サービスや、「訪問介護・看護の包括的サービス拠点」としての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の整備を進めることにより、中重度の単身世帯の方の在宅生活を支えていくことが一つの方法として考えられます。また、孤立防止や緊急時対応を含めたケアマネジメント体制の強化、地域住民・ボランティア等による見守り活動の仕組みづくり、多職種によるワークショップや地域ケア会議でのノウハウの集約・共有をさらに進めていく必要があります。

■医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討 .....

訪問診療の利用割合は、要介護度が高くなるにつれて増加する傾向が見られ、要介護３以上では、訪問診療を利用している層の87.0%が訪問系サービスを利用しています。

「医療と介護の両方のニーズを持つ在宅生活者」は今後大幅に増加していくことが見込まれ、看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するためには、こうした方々を支えるサービス提供体制をどのように確保していくかが重要な課題となります。要介護３以上では「服薬」に関する介護を行っている割合が82.4%、同居家族等のいる世帯では95.5%にのぼっており、医療的なケアの一部を家族等が担っている実態がうかがえます。こうした状況を踏まえ、在宅医療と介護の多職種連携をさらに進めていく必要があります。

（４）障がい者等調査

■障がい福祉サービスの質の確保

知的障がいの方は、グループホーム等の住環境の整備を求めています。近年、市内には障がい者のグループホームが増えているにもかかわらず、住まいに関するニーズが高いのは、「量」より「質」の確保を求める意見が一定程度あると見込まれ、既存のグループホームの質の確保が課題になっていると推察されます。さらに、自宅における入浴、排せつ、食事に関することや地域生活の継続についてもニーズが高まっている状況から、グループホームだけでなく、在宅の障がい者の生活の支援を充実させる必要があり、一時的な預かりや通所先での入浴支援等を行う事業の検討など、既存の地域資源で実施可能な事業についても充実が求められています。

また、行政対応について、手続の利便性向上を求める声があり、障がいにより申請や届出等手続に対して特に負担がある方もいることから、事務的な手続における利便性の向上を図る必要があります。

■メンタルヘルス及び精神障がいに関する支援

調査結果から、精神障がいの方は就労に関する支援の充実を期待していることが読み取れます。障害者総合支援法に基づく就労移行や就労選択支援を実施する事業所が、現状では市内にないものの、現在の市内の地域資源の中で可能な支援を整理する必要があります。自立支援医療（精神通院）の受給者が増加傾向となっており、精神障がいだけでなく、精神保健（メンタルヘルス）の分野も含めて市内の状況を分析し、その結果に基づく体制の整備も不可欠です。高次脳機能障害者支援法が成立し、高次脳機能障がいのある方への支援についても展開が求められるところ、本件意識調査では回答者の数が少数（８人）であり、今後の施策の検討にあたっては、現状把握の方法の検討から行う必要があります。

■障がい理解の促進

権利擁護の観点では、約半数が差別や嫌な経験を何らかの形で経験しており、視線や偏見、交通機関や医療・行政、職場など多様な場面で困難が生じていることが明らかとなりました。また、合理的配慮の不足についても公共交通機関や職場などでの指摘が多く、社会的障壁の解消に向けた継続的な取組が求められています。

手話施策推進法の施行により手話を学ぶ機会の拡充、市民や市職員の聴覚障がいに関する理解促進といった具体的な取組が求められています。読書をあきらめた方が２割程度いることから、読書バリアフリーについても検討する必要があります。

外出・移動に関しては、外出頻度に個人差があるものの、外出時の困難として階段・段差、公共交通機関の利用、トイレ環境などの物理的バリアが依然として大きな課題として挙げられています。

就労については、約半数が就労しているものの、福祉的就労の割合が高く、収入も低水準にとどまっています。特に収入の少なさや職場における人間関係などが就労継続上の課題として顕著であり、安定した一般就労への移行や多様な働き方の確保が引き続き重要な課題であることが示されました。

これらの課題に共通することは、地域や職場、お店等における障がいの理解が進んでいないこ

とが要因として考えられます。社会的なバリアの解消については、権利擁護の観点も含め、障がい者がどのような生活をして、どういったことにバリアを感じているのかといった理解が不可欠であり、障がいの当事者の協力を得ながら理解促進の取組が求められています。

（５）障がい児等調査

■障がい児福祉サービスの充実

障がい福祉サービスでは、放課後等デイサービスの利用・継続希望が最も高く、子どもの生活や成長を支える重要なサービスとなっています。一方で、サービス提供体制や相談支援、必要な情報へのアクセスについては、さらなる充実が求められています。利用できないサービスは、突出して短期入所（ショートステイ）が大きく、前回調査からも 18.5 ポイント増加しています。市内には子どものショートステイの受入れ先がないことがその要因ですが、ショートステイの事業所を増やすことも現実的には難しいため、宿泊を伴わないまでも子どもの預かり事業など現在の地域資源でも実施可能なサービスの検討が求められています。

■のぞまないセルフプランの解消

相談先については家族・親族が中心となっていますが、相談できる場所を「知らない」と回答した割合も一定数あり、相談窓口や支援情報の周知が必要です。狛江市では、障害児支援利用計画を御家族等が作成するセルフプランの割合が約 40%となっており、御家族が望まずにセルフプランになっている場合は、障害児相談支援事業者につなげる取組が求められています。

■教育等の関係機関との連携

今後、狛江市が充実すべき施策として、教育、福祉、就労等を含めた切れ目のない支援への期待が示された。障がいのある子どもと家族が地域で安心して生活するためには、本人の特性や成長段階に応じた支援、教育・福祉等の関係機関の連携、家族への支援、地域全体の障がい理解の促進を進めていくことが重要です。

当事者や家族の声を踏まえながら、必要な支援が確実に届く仕組みづくりや、行政手続や情報提供の分かりやすさについても改善を求める意見がありました。手続や情報発信におけるＤＸの推進についても検討していく必要があります。

第３節　施策の見直し

取り巻く環境や国の動向を勘案し、施策等の見直しを行いました。
見直しを行った施策等とその理由については下記のとおりです。

基本目標１　一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策.No	施　策
１-１	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

現状・課題

・行政機関や NPO 等の民間団体から、困りごとに対する支援を受けていないと回答した人の理由として、全体では、「支援が必要ではないため」が 90.0%、「支援が必要だが、我慢できる程度であるため」が 5.2%、「支援の受け方がわからないため」が 6.5%である一方で、社会的孤立該当者では、それぞれ〇〇%、9.2%、13.8%、孤独感該当者では、それぞれ〇〇%、18.4%、42.1%となっており、全体と比較して支援が必要であるが受けられていない方が多い状況が見られます。（市民意識調査（市民一般調査）より）
・福祉のつなぐシートの活用民間事業者等を増やすことができているが、つながった案件が少ないという課題があります。（実施計画　令和７年度　評価結果より）
・孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の令和８年改正のポイントとして、「こども・若者の孤独・孤立の実態を的確に把握し、若い世代の孤独・孤立の予防を目指した取組を強化する。自殺のリスクが高いこども・若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進する。」ことが、総合的かつ計画的に講ずべき施策等として、挙げられています。（孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画より）

視点	重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進 ・相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築 ・情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討

■見直し理由

・文言整理のため

施策.No	施　策
1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。

現状・課題

・当事者の抱える課題が複雑化する中、日常的な会話や交流の中で当事者の困りごとや悩みに気づき、必要に応じて居場所など必要な地域資源につなげていくことが求められています。（孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画より）
・居場所の運営に主体的に関わる当事者が少ないため、担い手を増やしていく必要があります。また、ストレートロードが同一場所での開催に限定されていることから、距離的な理由により参加が困難な層の存在も想定されています。（実施計画　令和７年度　評価結果より）

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実 ・ピアサポーターを活かした支援の検討及び実施

■見直し理由

・進捗整理のため

施策.No	施　策
1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。

現状・課題

・社会福祉法等の一部改正により、成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようになります。（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）より）
・民法等の一部改正により、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用が可能となります。また、遺言制度について、電子データ等で作成し、法務局において保管する保管証書遺言が創設されます。（民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 45 号）より）
・支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていないため、整備が課題となっています。（実施計画　令和７年度　評価結果より）
・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを厚生労働省で令和８年９月に改訂し、「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示されました。また、意思決定支援ついて、「本人の最善の利益」に関する記載を削除し、国連障害者権利委員会が提案する「本人の意思と選好に基づく最善の解釈」として、再定義されました。（障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版）より）

視点	重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援	・支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進及び定期的な状況報告による成年後見制度利用の見直しへの対応 ・権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討 ・市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施

■見直し理由
・令和８年６月に公布された改正社会福祉法や改正民法の内容を重点取組へ反映させるもの

基本目標２　「つながり」を実感できる地域づくり

施策.No	施　策
2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。

現状・課題

・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携が必要となっています。（基本指針⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保より）
・「大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。」という質問に対し、「安否確認（66.9%）」、「安全な場所への避難の手助け（61.7%）」となっており、一定程度地域での助け合いが期待できるものの、さらに地域での共助の仕組みを整えていく必要があります。(市民意識調査(市民一般調査）より)
・「避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。」という質問に対し、「地域での協力体制づくりの支援（43.1%）」が最も多くなっています。(市民意識調査（市民一般調査）より)
・「被災者援護協力団体」の登録制度が創設されました。（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 51 号）より）

視点	重点取組
④つながりの創出	・市が主体となり、作成の優先度の高い避難行動要支援者から福祉・医療関係者と連携して個別避難計画の作成・~~改定~~更新の推進 ・~~公開型及び~~統合型地理情報システム（GIS）（以下「統合型 GIS」といいます。）を活用した個別避難計画 の作成・~~改定~~更新の推進 ・統合型 GIS を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進

■見直し理由

・文言整理のため

施策.No	施　策
2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

現状・課題

・地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が「必要だと思う」割合は性別や年代によらず高くなっています。(市民意識調査（市民一般調査）より)
・「20 歳代」で地域住民の有志による地域づくり活動に企画・運営として参加したい割合は高くなっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）
・都営狛江団地建て替えのスケジュール等の情報不足が住民の不安要素のひとつとなっています。また、建て替えに伴う転居により地域の活動者が減少し、集いの場の運営に影響が生じる可能性があります。（実施計画　令和７年度　評価結果より）

視点	重点取組
④つながりの創出	・集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援 ・~~（仮称）地域福祉サポーター~~地域福祉の担い手等 CSW とともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援 ・多様な居場所の設置・活動の支援 ・多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援 ・近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施~~の検討~~

■見直し理由

・進捗整理のため

施策.No	施　策
2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。

現状・課題

・第 10 期介護保険事業（支援）計画基本指針より、認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進が求められています。（第 10 期介護保険事業（支援）計画基本指針より）
・65 歳以上の自立、要支援、総合事業を利用されている高齢者のうち認知症リスク該当者は 56.0%となっており、認知症予防事業をさらに拡充していくことが必要となっています。（（市民意識調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）より）
・国及び都の「認知症施策推進基本計画」に基づき、チームオレンジコーディネート事業の充実を図る等、事業調整を行う必要があります。（実施計画　令和７年度　評価結果より）

視点	重点取組
―	・認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進 ・認知症に関する理解啓発活動の実施 ・認知症サポーター（キッズサポーター）の養成 ・チームオレンジの活動支援・新設 ・認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保・活用 ・認知症予防事業の拡充

■見直し理由

・第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針において、地域密着型サービスについては、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことなどを通じ、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進を行うことも必要であると示されたため。

基本目標４　総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策.No	施　策
４-６	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

現状・課題

・65 歳以上の独居世帯は増加しており、令和７（2025）年には 5,544 世帯となっています。（統計資料より）
・社会福祉法等の一部改正により、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、相談体制の整備を図ることが必要となっています。（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）より）
・頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが求められています。（第 10 期介護保険事業（支援）計画 基本指針より）

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・社会状況の変化に合わせた事業の再構築 ・個々のニーズに対応した切れ目のない生活支援体制整備 ・高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援

■見直し理由

・厚生労働省の介護保険部会（令和８年３月９日、第 134 回）で示されている基本指針の「地域包括ケアシステムの深化」において、②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することと言及されている。

施策.No	施　策
4-8	~~地域密着型サービスの整備を推進します。~~ 地域の実情に応じた地域密着型サービスの提供体制の確保を図ります。

現状・課題

・第 10 期介護保険事業（支援）計画基本指針より、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保及び隣接区市町村との連携によるサービス活用の推進が求められています。既存の地域密着型サービスについては、今後も地域の介護ニーズに対応した安定的な提供体制の確保を図ります。市内未整備の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことなどを通じ、隣接区市町村との連携によるサービス確保を図ります。今後も高齢者人口や介護需要の増加が見込まれることから、中長期的な需要を踏まえ、多様な介護ニーズに対応できるサービス提供体制を確保することが重要です。（第 10 期介護保険事業（支援）計画基本指針より）

・「医療と介護の両方のニーズを持つ在宅生活者」は今後大幅に増加していくことが見込まれ、看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するためには、こうした方々を支えるサービス提供体制をどのように確保していくかが重要な課題となります。（市民意識調査（在宅介護実態調査）より）

視点	重点取組
―	~~・小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討~~ ・地域密着型サービスの提供体制の確保 ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の広域利用によるサービス確保

■見直し理由

・既存の地域密着型サービスについて、今後も地域の実情に応じたサービス提供体制を確保する。

・市内未整備の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、市内のみでは事業運営に必要な利用者数の確保が困難となる可能性がある一方、第 10 期介護保険事業（支援）計画基本指針では隣接区市町村間の連携によるサービス活用の推進が示されており、実際に隣接区市町村との連携による広域利用を実施している。

施策.No	施　策
4-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

現状・課題

・市民意識調査（障がい者等調査）では、知的障がいの方は、グループホーム等の住環境の整備を求めています。近年、市内には障がい者のグループホームが増えているにもかかわらず、住まいに関するニーズが高いのは、「量」より「質」の確保を求める意見が一定程度あると見込まれ、既存のグループホームの質の確保が課題になっていると推察されます。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
・自立支援医療（精神通院）の受給者が増加傾向となっており、精神障がいだけでなく、精神保健（メンタルヘルス）の分野も含めて市内の状況を分析し、その結果に基づく体制の整備も不可欠となります。その上で、市民意識調査（障がい者等調査）からは、精神障がいの方は就労に関する支援の充実を期待していることが読み取れます。障害者総合支援法に基づく就労移行や就労選択支援を実施する事業所が、現状では市内にないものの、現在の市内の地域資源の中で可能な支援を整理する必要があります。（統計資料、市民意識調査（障がい者等調査）より）
・現在一緒に生活している人は、「親（28.1％）」、「いない（ひとり暮らし）（25.7%）」、「グループホーム、入所施設に住んでいる（19.2%）」が上位３項目で、今後希望する生活は、「グループホーム（14.2%）」ですが、最も多いのは「家族と一緒に一戸建て（25.1%）」となっています。（市民意識調査（障がい者等調査）より）
・精神障害者保健福祉手帳の交付数は、令和７(2025)年度に前年度比で 27.7%増加の 654 件となっています。（統計資料より）

視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援	・地域生活支援拠点の設置 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・共同生活援助等の質の確保

■見直し理由

・精神障害者保健福祉手帳の交付数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数の増加
・共同生活援助（グループホーム）の利用者が増加
・市内に共同生活援助事業所の開設が増加傾向であり、国の基本指針において、「グループホーム等の質の確保」について言及されている。

基本目標５　多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策.No	施　策
５-１	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。

現状・課題

・地域共生社会推進基本計画において、介護保険事業計画の進捗管理を介護保険推進市民協議会が担う記載がないため、位置付ける必要があります。（実施計画　令和７年度　評価結果より）
・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会で効果的な協議を行えるよう、引き続き、関係支援機関と調整を行う必要があります。（実施計画　令和７年度　評価結果より）

視点	重点取組
④つながりの創出	・複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進 ~~・市民福祉推進委員会の在り方の検討~~ ・政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討

■見直し理由

・今回の見直しで、介護保険事業計画の進捗管理を、介護保険推進市民協議会が担うことを盛り込むため。

資料６－２

狛江市の福祉に関する調査
集計結果報告書

(案)

令和〇年〇月

狛江市

目　次

第１章　調査の目的と構成

１　調査の目的 3
２　調査の概要 3
３　報告書を読むにあたっての留意点 4

第２章　市民一般調査

調査結果概要 7
調査結果 10
１　本人の基本情報 10
２　社会とのつながり・社会的孤立について 27
３　外出（ひきこもり）の状況について 75
４　避難行動要支援者支援について 79
５　単身高齢者等支援について 88
６　重層的支援体制整備について 93
７　手話について 96
８　地域の支え合いについて 98
まとめ 112

第１章　調査の目的と構成

1　調査の目的

本調査は、「狛江市第１次地域共生社会推進基本計画」（令和６年度～令和 11 年度）等の中間見直しの検討や福祉に関する市の計画である「狛江市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」（令和９年度～令和 11 年度）、「狛江市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」（令和９年度～令和 11 年度）の策定を進めるにあたり、生活状況やサービスの利用状況等をうかがい、サービスの不足や課題の把握と今後の施策の検討と高齢者福祉施策を推進していくための基礎資料とするため実施したものです。

2　調査の概要

郵送法及び WEB による５種類のアンケート調査を実施しました。

市民一般調査	
	調査対象者
	令和７年 11 月１日時点で満 16 歳以上の市民　72,255 人
	調査方法
	WEB による調査
	調査期間
	令和７年 12 月１日（月）から令和８年１月５日（月）まで
	回収数（回収率）
	1,557 票（2.2%）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
	調査対象者
	65 歳以上の市民の方の中から無作為に抽出した　900 人
	調査方法
	郵送による調査
	調査期間
	令和７年 12 月１日（月）から 12 月 22 日（月）まで
	回収数（回収率）
	646 票（71.8%）
在宅介護実態調査	
	調査対象者
	要介護認定を受けている方（ただし、医療機関・施設等へ入所されている方を除く）のうち、介護保険要介護認定更新申請等に伴う認定を、令和６年 10 月から令和７年 10 月までの間に受けた方　600 人
	調査方法
	郵送による調査
	調査期間
	令和７年 12 月１日（月）から 12 月 22 日（月）まで
	回収数（回収率）
	410 票（68.3%）

障がいのある方・難病のある方（18 歳以上）調査
調査対象者
障害者総合支援法に基づくサービスを利用している方、難病や自立支援の医療助成を受けている方などの中から無作為に抽出した　700 人
調査方法
郵送による調査
調査期間
令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 22 日（月）まで
回収数（回収率）
338 票（48.3%）
周囲の理解と支援の必要な方・障がいのある方等（18 歳未満）調査
調査対象者
児童福祉法に基づくサービスを利用している方、医療助成を受けている方などの中から無作為抽出した　300 人
調査方法
郵送による調査
調査期間
令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 22 日（月）まで
回収数（回収率）
142 票（47.3%）

3　報告書を読むにあたっての留意点

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
○「ｎ」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
○ 百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第２位以下を四捨五入し、小数第１位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（２つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
○ 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを表します。
○ クロス集計の結果、項目の順位が全体集計と変わることがあります。
○ 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
○ クロス集計グラフでは、見やすさを優先し「0.0%」や１%未満の数値表示を省略しているものがあります。
○ いただいた自由記述の御意見は福祉施策に関する御意見のみ記載しています。

第２章　市民一般調査

調査結果概要

■本人の基本情報について

- ●回答者は女性が約６割、男性が約４割で、年齢層は50～70歳代が中心で、特に60歳代が最多で前回調査より高齢層の割合が増加。【問１ 問２】
- ●持ち家率が高く、一戸建てが約半数。居住歴は「30年以上」が4割超。【問４ 問11】
- ●既婚者（配偶者あり）は約７割だが、前回調査より減少。同居者は「配偶者(事実婚含む)」、「子ども」が中心で、ひとり暮らし世帯は約２割で前回調査より増加。【問５ 問６】
- ●学歴は大学卒が半数を占め、就業状況は「正規雇用」が最多だが、「仕事をしていない」層も約４分の1。【問９ 問10】
- ●世帯年収は比較的幅広いが、中間～高所得層も一定数存在し、高齢層ほど低所得傾向、若中年層ほど高所得傾向がみられる。【問12】
- ●コミュニケーションに使用する情報通信機器は携帯電話・スマートフォンが99%。【問13】

■社会とのつながり・社会的孤立について

- ●別居家族や友人とは直接の会話、電話は「月１回未満」が多い一方、SNSや電子メールは「週４～５回以上」が最多。【問14】
- ●同居家族との直接の会話は、「週４～５回以上」が７割超。SNSや電子メールでも「週４～５回以上」が約４割で最多。【問15】
- ●「重要な事柄の相談」や「感情の共有」では７～８割が頼れる人がいる一方、「介護」「お金の援助」「保証人」などでは「頼れる人がいない」層も一定数存在する。また、すべての事柄で頼れる相手は「家族・親族」が最多。【問16】
- ●行政機関やNPOなどの支援を受けていない人が約９割で、その理由の大半は「支援が必要ないため」。一方、支援を受けている人は、「行政機関」からが最も多く、支援の内容は「相談支援」「経済的な支援」が中心。【問17 問17-1 問17-2 問17-3】
- ●孤独感を「感じない」と「あまり感じない」の合計は約75%。ただし、約２割は孤独感を感じている。特にひとり暮らし、未婚、社会的孤立該当者、所得の低い層で孤独感が高い傾向。また、孤立死を「身近な問題」と感じる人は過半数。特に「20歳代」、ひとり暮らし世帯、未婚、社会的孤立該当、孤独感該当の層で孤立死を「身近な問題」と感じる人が多い傾向。【問20 問21】
- ●会やグループへの参加状況は、町会・自治会、ボランティア、地域サロンなどは「参加する予定はない」が多数の一方、趣味活動や同じ学校出身の会やグループは「１年以上前から参加」が約３割。年齢が高くなるほど地域活動の参加率は高い傾向。【問19】

■外出（ひきこもり）の状況について

- ●約13%が「身近にひきこもり状態の人がいる」。【問22】
- ●その方は親族・家族が最も多く、年齢は20歳未満が最多で次いで30歳代、40歳代、50歳代の順。【問23 問24】
- ●交流の状況は「家族以外との交流がない」が最多。【問25】
- ●半数は、「決まった目的のときだけ外出」し、その状態が5年以上継続しているケースが半数以上。【問26 問27】

●その状態になった要因は多い順に「疾病や障がい（精神的なもの）」、「不登校（中学校）」、「学校や職場でのいじめや疎外感」、「不登校（小学校）」、「性格的なもの」だが、約２割は「きっかけがわからない」。【問28】

■避難行動要支援者支援について

●災害時の情報収集ツールは「スマートフォン・携帯電話など」が約９割、「テレビ」が約８割。【問29】
●75%が災害発生の際に安否確認や避難支援してくれる人がおり、その支援者は主に同居・近居家族・親族。ただし、ひとり暮らし、未婚、社会的孤立や孤独感該当者の層では支援者が「いない」が約半数以上。【問30 問30-1】
●防災ラジオは「無償なら希望」が約45%と最多だが、約３割が「希望しない」。【問31】
●避難のきっかけは多い順に、「市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ」、「近所の人が避難を開始したことを確認したとき」、「直接、誰かに避難を呼びかけられたとき」。【問32】
●災害時に地域のためにできる協力は多い順に、「安否確認」、「安全な場所への避難の手助け」、「災害状況や避難情報の伝達」。【問33】
●協力できない・難しい人のその理由は多い順に、「近所付き合いがあまりない」、「家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない」、「避難行動要支援者がどこにいるかわからない」、「自分自身の身体が不自由」。【問33-1】
●避難行動要支援者の対策として行政へ期待することは、「地域での協力体制づくりの支援」が最多。【問34】

■単身高齢者等支援について

●万一の時に頼れるのは、「同居の家族・親族」が約７割、「別居の家族・親族」が約６割。【問35】
●頼れる人がいない場合にあれば安心な支援は、約５～６割は「病院への通院の付き添いや、入退院時の手伝いをしてくれるサービス」、「生活費等の金銭管理や日常の困りごとの手伝いや見守りをしてくれるサービス」、「施設に入所するなど住むことに関するサービスについて相談できる窓口」で、月に3,000円までの自己負担なら利用したい人が３割超だが、所得の低い層の方が「費用がかかるなら利用しない」が多くなる傾向。【問36 問37】
●あんしん未来事業（単身高齢者等支援事業）の認知度は6.1%。【問38】

■重層的支援体制整備について

●重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取り組みは多い順に、「だれもが必要とした時に、社会とのつながりを持つことができるようにするための支援」、「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制」、「複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関をつなぐ仕組み」、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制」。【問39】
●社会福祉サービスを充実させるには「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」が約６割。【問40】

■手話について

- **●手話の認知度は95%と非常に高く、「手話は言語」である認識も９割超。【問41 問42】**
- **●手話を「ぜひ覚えてみたい」、「機会があれば覚えてみたい」が約７割。【問43】**

■地域の支え合いについて

- **●住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が「必要」と思う人が約７割。【問45】**
- **●近所づきあいは「会えばあいさつする程度」が約４割、「助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる」が約２割、「つきあいはほとんどない」は約１割で、緩やかな関係性が中心となっている。【問44】**
- **●地域住民の有志の活動に企画・運営（お世話役）としての参加意向は、半数は「わからない」で、「参加したい」は約３割。【問46】**
- **●地域活動・ボランティア活動等の意向は、「機会があれば、取り組んでもよい」が約４割。【問47】**

調査結果

1　本人の基本情報

問１　あなたの性別をお答えください。

「女性」が 59.6%と最も多く、次いで「男性」が 38.6%、「答えたくない」が 1.1%、「その他」が 0.4%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「男性」の割合が高くなる傾向がみられます。また、婚姻状況別では、死別・離別で「女性」の割合が高くなっています。

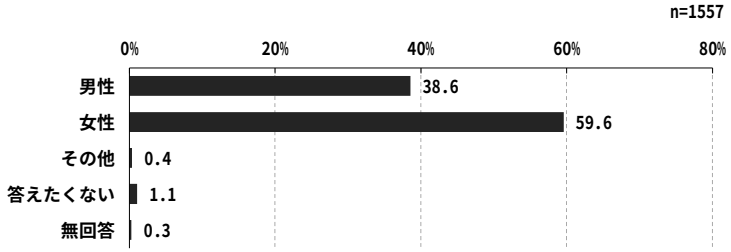

＜年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

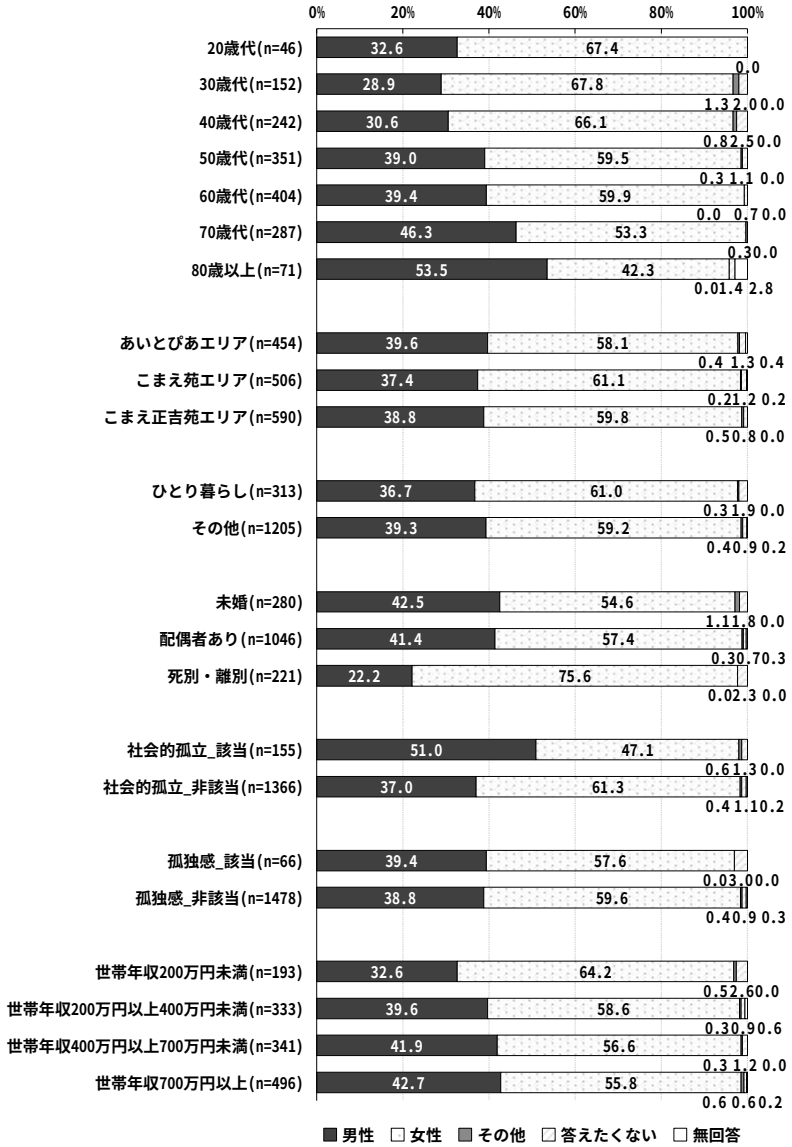

問２　令和７年 11 月１日現在のあなたの年齢をお答えください。

「60 歳代」が 25.9%と最も多く、次いで「50 歳代」が 22.5%、「70 歳代」が 18.4%、「40 歳代」が 15.5%、「30 歳代」が 9.8%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「30 歳代」が 7.4 ポイント、「40 歳代」が 7.8 ポイント少なく、「60 歳代」が 7.2 ポイント、「70 歳代」が 7.8 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、居住エリア別では、あいとぴあエリアで「20 歳代」「30 歳代」の割合が高く、こまえ正吉苑エリアで「60 歳代」「70 歳代」の割合が高くなっています。

婚姻状況別では、未婚で「50 歳代」の割合が高く、死別・離別では「60 歳代」、「70 歳代」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、400 万円以上で「30 歳代」から「50 歳代」の割合が高く、400 万円未満で「60 歳代」から「80 歳以上」の割合が高くなっています。

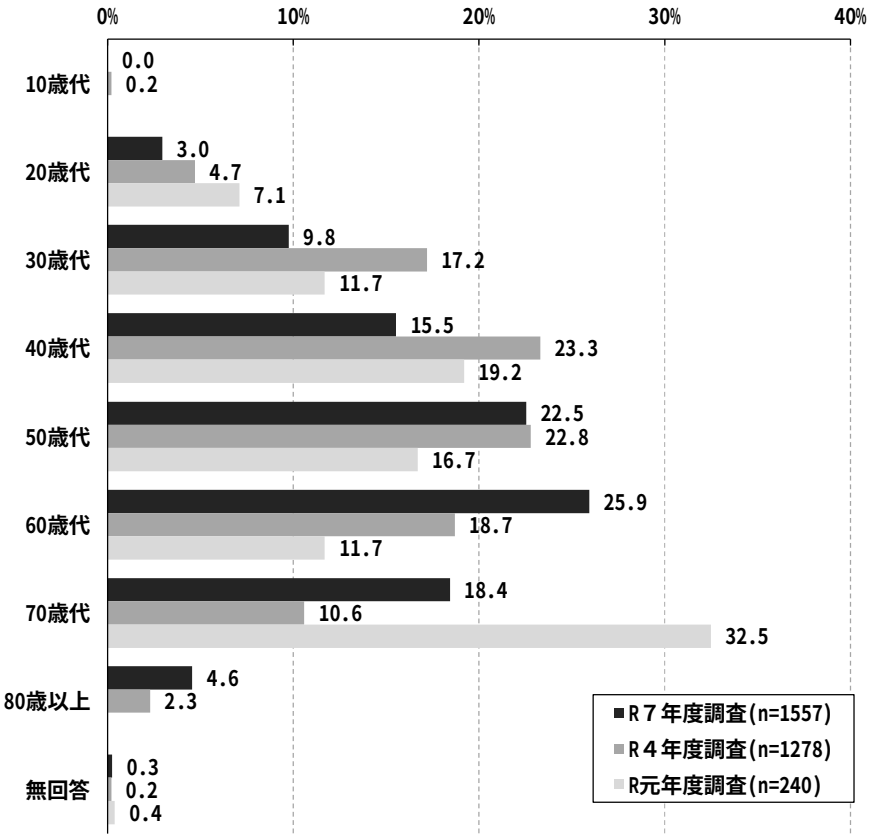

※令和元年は「70歳以上」

＜性別・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞



問３　あなたがお住まいの地域はどちらですか。

「和泉本町」が 17.8%と最も多く、次いで「中和泉」が 15.3%、「東野川」が 11.6%、「岩戸南」及び「岩戸北」が 10.5%となっています。

居住エリア別では、「こまえ正吉苑エリア」が 37.9%、「こまえ苑エリア」が 32.5%、「あいとぴあエリア」が 29.2%となっています。

居住エリア別結果を前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「こまえ正吉苑エリア」は 4.0 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」、「30 歳代」は「あいとぴあエリア」の割合が高く、「60 歳代」から「80 歳以上」は「こまえ正吉苑エリア」の割合が高くなっています。

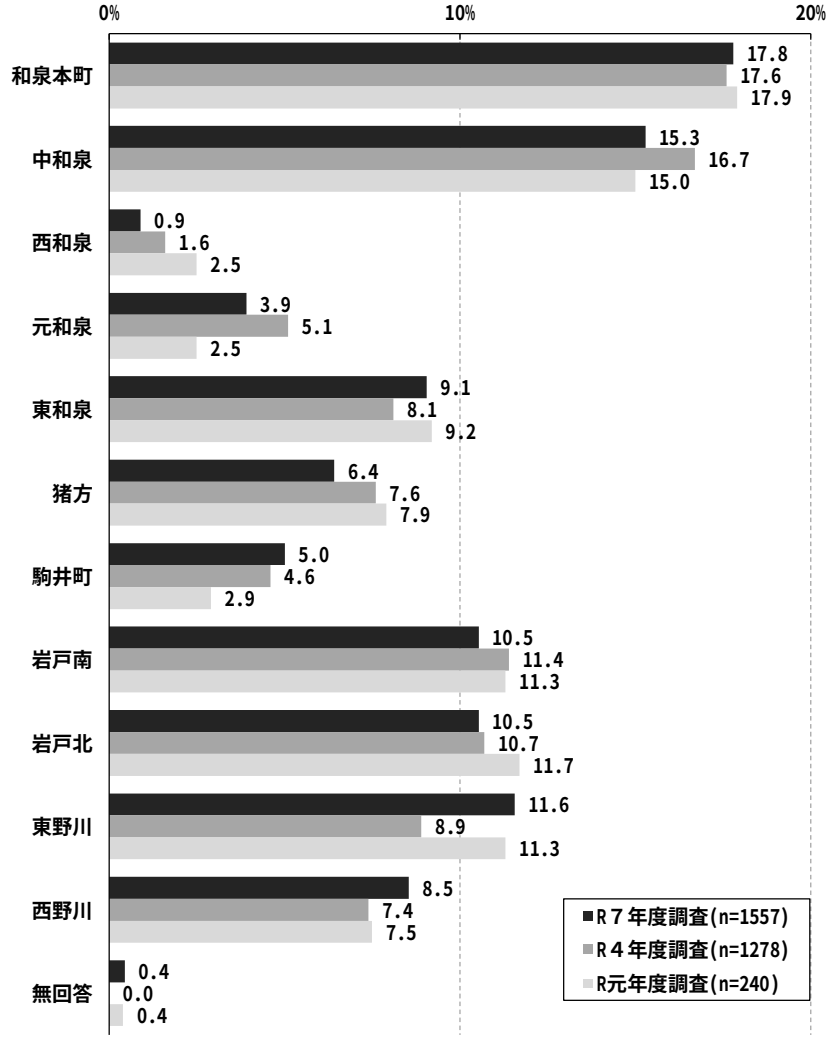

＜居住エリア別＞

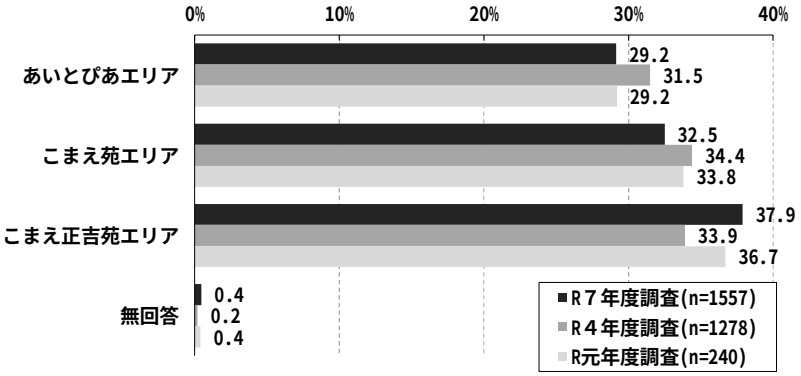

＜性別・年齢・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

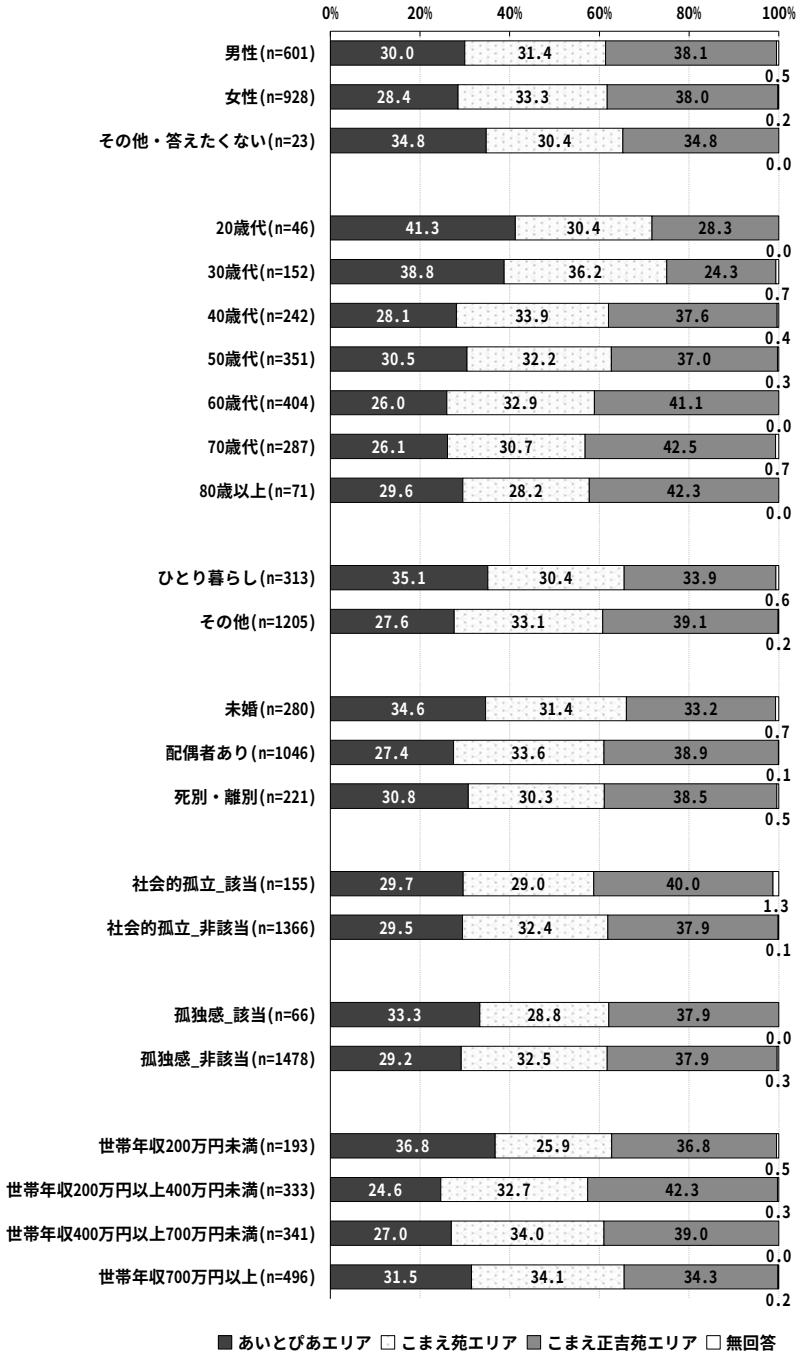

問４　あなたは狛江市に住み始めて何年目ですか。

「30 年以上」が 40.5%と最も多く、次いで「10 年以上 20 年未満」が 19.7%、「20 年以上 30 年未満」が 17.4%、「５年以上 10 年未満」が 12.8%、「３年以上５年未満」が 5.1%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「30 年以上」の割合が高く、世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「10 年以上 30 年未満」の割合が高くなっています。

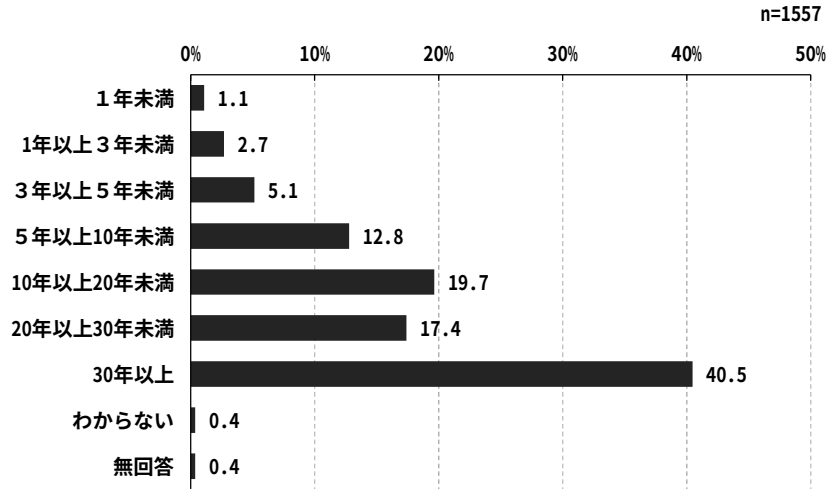

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	１年未満	1年以上３年未満	３年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	わからない	無回答
男性(n=601)	0.8	2.5	3.5	11.6	20.6	17.5	42.9	0.3	0.2
女性(n=928)	1.3	2.8	6.0	13.4	19.1	17.7	39.0	0.4	0.3
その他・答えたくない(n=23)	0.0	4.3	8.7	21.7	17.4	8.7	39.1	0.0	0.0
20歳代(n=46)	10.9	26.1	21.7	13.0	6.5	21.7	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=152)	3.3	9.2	17.8	31.6	20.4	3.3	13.8	0.0	0.7
40歳代(n=242)	0.8	2.9	8.7	24.4	39.7	8.7	14.0	0.8	0.0
50歳代(n=351)	0.3	1.7	2.8	8.0	22.2	33.3	31.3	0.3	0.0
60歳代(n=404)	1.0	0.2	1.7	8.7	13.4	18.3	55.9	0.7	0.0
70歳代(n=287)	0.0	0.7	1.0	7.3	12.5	13.6	64.5	0.0	0.3
80歳以上(n=71)	0.0	0.0	2.8	2.8	8.5	7.0	76.1	0.0	2.8
あいとぴあエリア(n=454)	1.5	3.1	5.9	14.8	20.0	16.3	37.9	0.4	0.0
こまえ苑エリア(n=506)	1.2	2.2	5.9	13.2	17.4	18.4	40.7	0.6	0.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	0.7	2.9	3.9	10.8	21.5	17.5	42.4	0.2	0.2
ひとり暮らし(n=313)	2.2	2.9	6.4	20.1	20.4	10.2	36.7	0.3	0.6
その他(n=1205)	0.7	2.7	4.6	11.0	19.6	19.6	41.2	0.4	0.1
未婚(n=280)	1.8	2.9	6.1	18.2	17.9	13.6	38.9	0.7	0.0
配偶者あり(n=1046)	0.9	2.9	5.1	11.6	21.1	19.5	38.5	0.4	0.1
死別・離別(n=221)	1.4	1.8	4.5	11.3	15.4	12.7	52.0	0.0	0.9
社会的孤立_該当(n=155)	1.9	1.3	3.9	18.7	24.5	14.2	34.8	0.0	0.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	1.0	2.9	5.3	12.1	19.3	17.9	40.8	0.4	0.1
孤独感_該当(n=66)	1.5	6.1	10.6	12.1	15.2	13.6	37.9	1.5	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	1.0	2.6	4.9	12.9	19.8	17.7	40.7	0.3	0.2
世帯年収200万円未満(n=193)	2.1	1.6	4.1	13.0	18.7	14.0	45.6	1.0	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	0.3	1.5	5.1	10.5	14.4	12.6	54.7	0.6	0.3
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	1.5	2.1	5.3	14.7	15.8	17.3	43.1	0.0	0.3
世帯年収700万円以上(n=496)	0.8	4.2	6.0	14.3	25.8	22.0	26.4	0.2	0.2

問５　あなたの現在の婚姻状況をお答えください。

「配偶者あり（事実婚含む）」が 67.2%と最も多く、次いで「未婚」が 18.0%、「離別」が 7.6%、「死別」が 6.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「配偶者あり（事実婚含む）」は 6.4 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「未婚」の割合が低くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「未婚」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「配偶者あり（事実婚含む）」の割合が高くなっています。

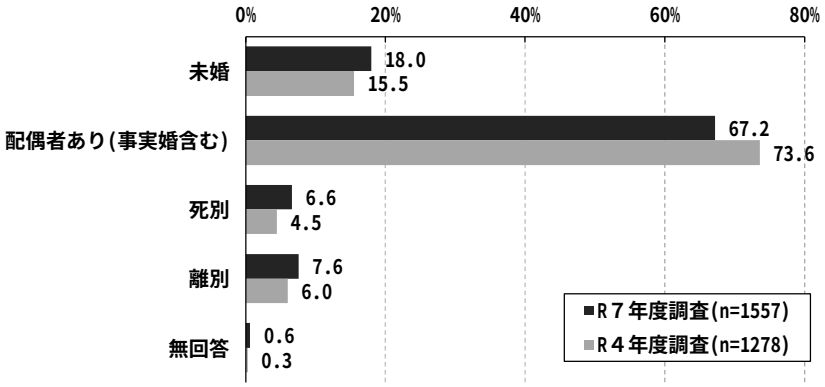

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

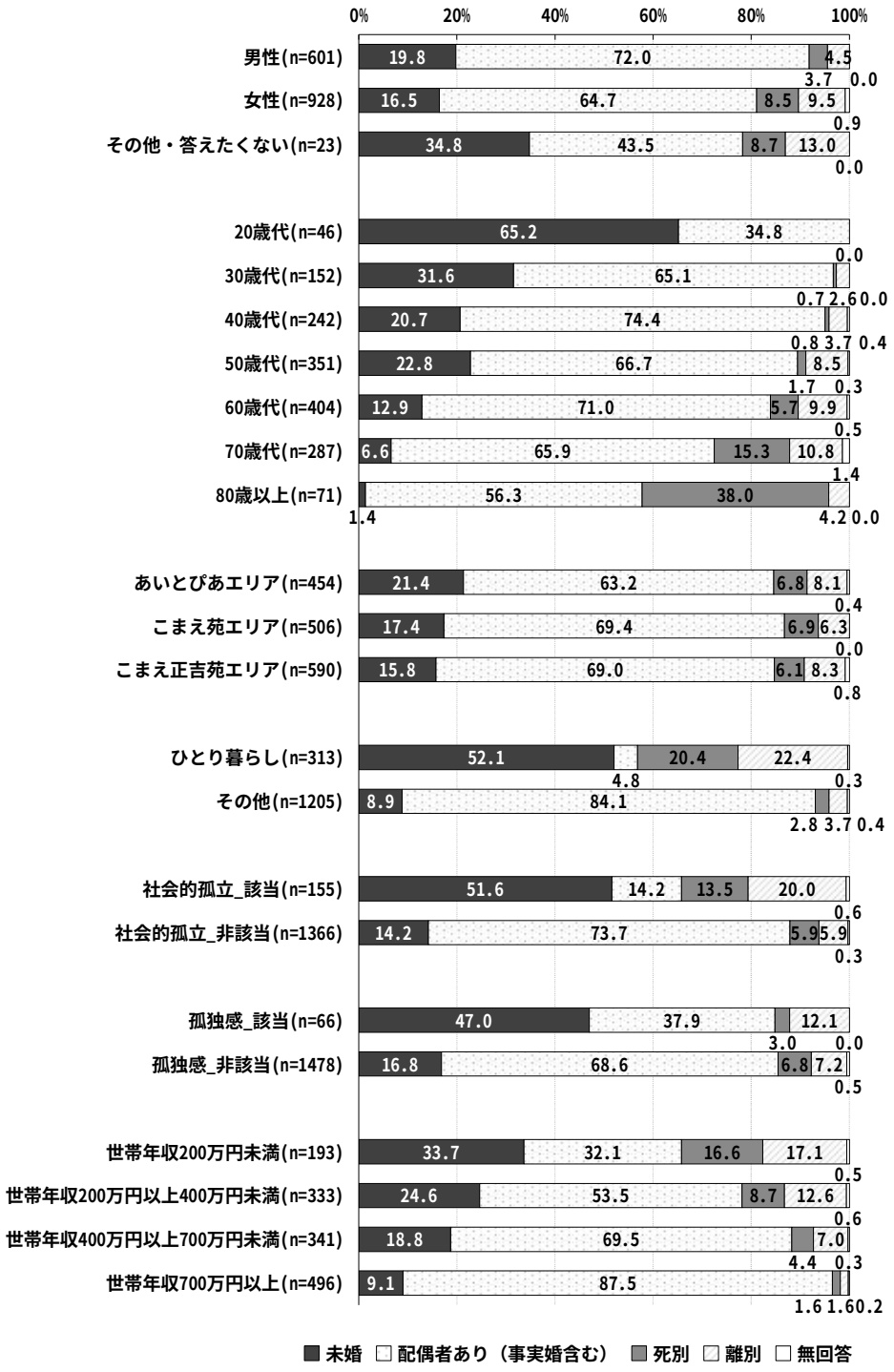

問６　現在あなたと同居している人はどなたですか。（複数回答）

「配偶者(事実婚含む)」が 63.6%と最も多く、次いで「子ども」が 39.6%、「同居している人はいない」が 20.1%、「実母」が 7.3%、「実父」が 3.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「配偶者(事実婚含む)」が 7.3 ポイント、「子ども」が 12.1 ポイント少なく、「同居している人はいない」が 6.4 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」、「80 歳以上」で「同居している人はいない」の割合が高くなっています。また、社会的孤立別の該当で「同居している人はいない」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「同居している人はいない」の割合が低くなっています。

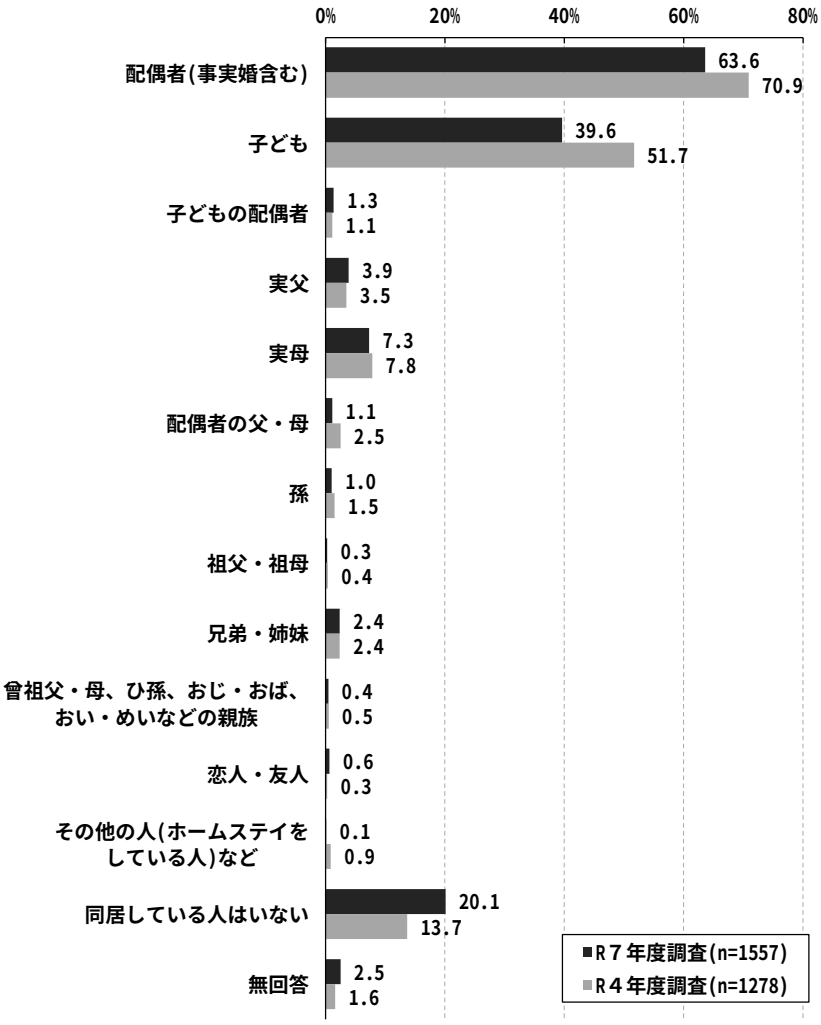

＜性別・年齢・居住エリア・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	配偶者（事実婚含む）	子ども	子どもの配偶者	実父	実母	配偶者の父・母	孫
男性(n=601)	69.6	37.8	1.3	3.3	6.2	0.5	1.0
女性(n=928)	60.5	41.1	1.4	4.2	7.9	1.5	1.1
その他・答えたくない(n=23)	39.1	39.1	0.0	4.3	17.4	0.0	0.0
20歳代(n=46)	34.8	13.0	0.0	21.7	28.3	0.0	0.0
30歳代(n=152)	63.8	54.6	0.7	7.9	10.5	2.0	0.0
40歳代(n=242)	72.3	64.5	0.8	4.1	6.6	1.2	0.0
50歳代(n=351)	63.2	48.7	0.6	6.6	11.7	2.0	0.3
60歳代(n=404)	66.3	31.4	1.7	1.2	5.9	0.7	1.0
70歳代(n=287)	61.3	22.6	2.1	0.0	1.4	0.3	2.8
80歳以上(n=71)	49.3	12.7	4.2	0.0	0.0	0.0	4.2
あいとぴあエリア(n=454)	59.3	37.4	2.0	4.2	6.8	1.8	2.0
こまえ苑エリア(n=506)	65.6	39.5	0.8	4.5	9.1	0.8	0.6
こまえ正吉苑エリア(n=590)	65.8	41.9	1.4	3.1	6.3	0.8	0.7
未婚(n=280)	0.0	2.5	0.0	16.4	28.9	0.4	0.0
配偶者あり(n=1046)	94.3	51.9	1.4	0.7	1.6	1.5	1.0
死別・離別(n=221)	0.5	29.0	2.7	3.2	7.2	0.0	2.7
社会的孤立_該当(n=155)	9.7	7.7	1.3	0.6	1.3	0.6	0.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	70.5	44.0	1.4	4.3	8.2	1.2	1.2
孤独感_該当(n=66)	33.3	24.2	0.0	4.5	15.2	1.5	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	65.3	40.5	1.4	3.9	7.0	1.1	1.1
世帯年収200万円未満(n=193)	28.0	20.2	1.6	3.1	9.3	1.0	1.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	49.5	21.9	0.6	2.1	6.3	0.0	1.2
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	64.8	36.4	0.9	5.6	9.1	1.5	0.9
世帯年収700万円以上(n=496)	86.1	58.3	1.0	3.0	5.2	1.4	0.2

	祖父・祖母	兄弟・姉妹	曾祖父・母、ひ孫、おじ・おば、おい・めいなどの親族	恋人・友人	その他の人（ホームステイをしている人）など	同居している人はいない	無回答
男性(n=601)	0.2	3.0	0.2	0.5	0.3	19.1	2.0
女性(n=928)	0.3	1.8	0.5	0.8	0.0	20.6	2.6
その他・答えたくない(n=23)	0.0	8.7	4.3	0.0	0.0	30.4	0.0
20歳代(n=46)	6.5	6.5	0.0	0.0	0.0	32.6	2.2
30歳代(n=152)	0.7	3.9	1.3	1.3	0.0	19.7	1.3
40歳代(n=242)	0.0	2.1	0.0	1.2	0.0	13.6	1.2
50歳代(n=351)	0.0	4.0	0.9	0.3	0.0	14.5	0.9
60歳代(n=404)	0.0	0.7	0.2	0.5	0.0	20.5	3.0
70歳代(n=287)	0.0	2.1	0.3	0.7	0.3	25.1	4.2
80歳以上(n=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	40.8	4.2
あいとぴあエリア(n=454)	0.2	2.9	0.4	0.4	0.0	24.2	2.4
こまえ苑エリア(n=506)	0.4	2.6	0.6	0.4	0.2	18.8	2.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	0.2	1.9	0.3	0.8	0.2	18.0	2.2
未婚(n=280)	1.4	9.3	1.1	2.9	0.0	58.2	3.6
配偶者あり(n=1046)	0.0	0.6	0.3	0.0	0.2	1.4	1.6
死別・離別(n=221)	0.0	2.3	0.5	0.5	0.0	60.6	3.6
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	1.3	0.6	0.0	0.0	84.5	1.3
社会的孤立_非該当(n=1366)	0.3	2.4	0.4	0.7	0.1	13.1	1.4
孤独感_該当(n=66)	0.0	3.0	1.5	0.0	1.5	37.9	4.5
孤独感_非該当(n=1478)	0.3	2.4	0.4	0.7	0.1	19.4	2.0
世帯年収200万円未満(n=193)	0.5	1.6	2.6	2.6	0.0	44.0	4.7
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	0.3	2.4	0.0	0.6	0.3	33.0	3.0
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	0.0	3.2	0.3	0.9	0.0	16.4	2.9
世帯年収700万円以上(n=496)	0.2	1.4	0.2	0.0	0.0	7.5	0.2

【問６で「１」～「12」（同居している人がいる）と回答した方】

問７　あなたと同居している人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。

「１人」が 38.8%と最も多く、次いで「２人」が 30.0%、「３人」が 19.3%、「４人」が 7.6%、「５人以上」が 2.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「１人」が 7.6 ポイント多く、「３人」が 5.1 ポイント少なくなっています。

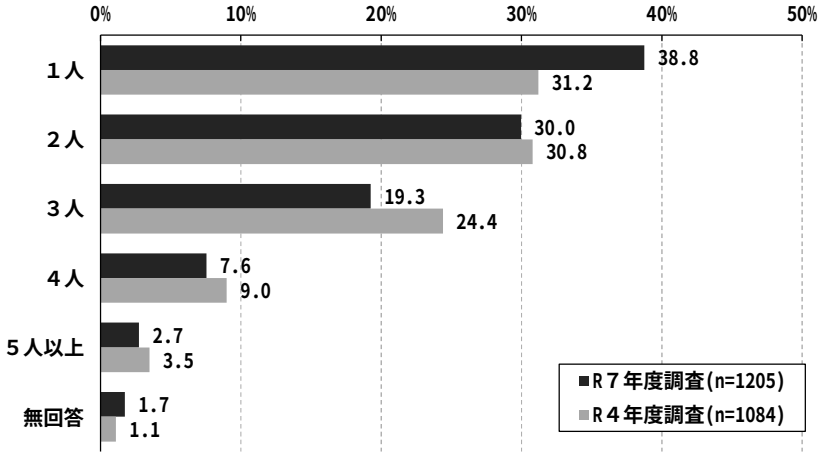

【問６で「１」～「10」（同居している親族がいる）と回答した方】

問８　あなたと同居している人のうち、収入を得ている人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。

「１人」が 52.9%と最も多く、次いで「２人」が 24.5%、「収入を得ている同居人はいない」が 13.5%、「３人」が 5.0%、「４人」が 1.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「２人」が 3.5 ポイント少なく、「収入を得ている同居人はいない」が 2.7 ポイント多くなっています。

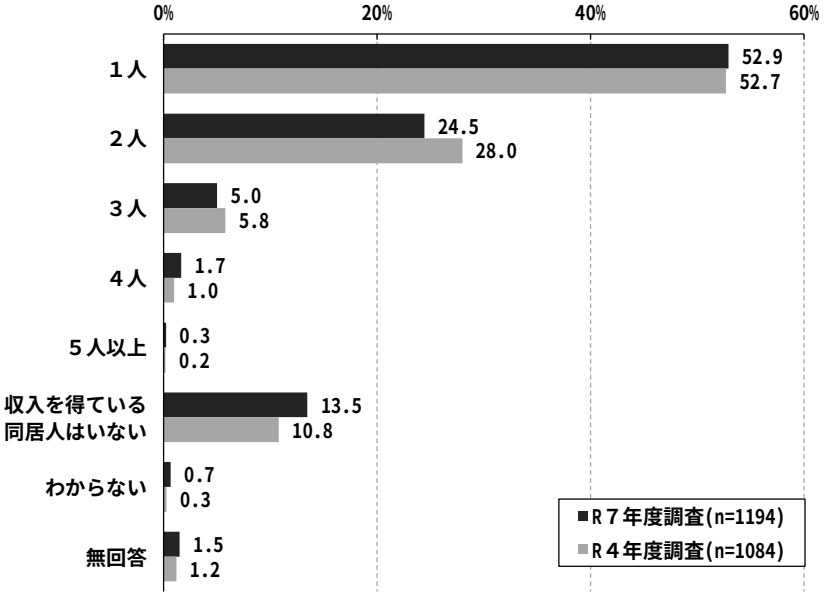

問９　あなたが最後に卒業した学校又は現在、在学している学校をお答えください。

「大学」が 50.4%と最も多く、次いで「高等学校（旧制中学校含む）」が 16.8%、「短大・高専」が 12.7%、「専門学校」が 10.3%、「大学院」が 7.8%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

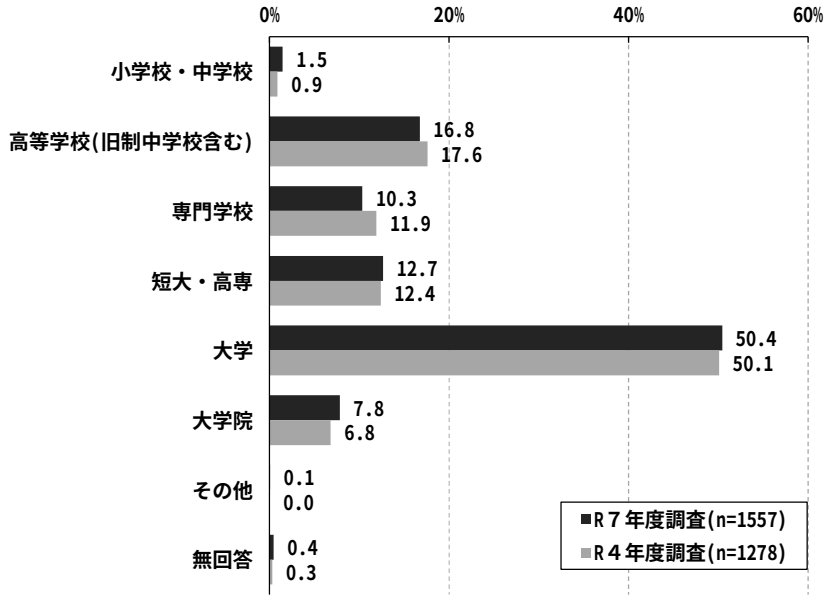

問 10　あなたの現在の仕事をお答えください。

「正規の職員・従業員」が 33.4%と最も多く、次いで「仕事をしていない（仕事を探していない）」が 24.2%、「パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）」が 16.0%、「契約社員・嘱託」が 7.1%、「自営業主」が 6.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「正規の職員・従業員」が 7.6 ポイント少なく、「仕事をしていない(仕事を探していない)」が 8.2 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「正規の職員・従業員」の割合が低く、「仕事をしていない(仕事を探していない)」の割合が高くなっています。また、「60 歳代」までは年齢が上がるにつれ「パート・アルバイト(学生アルバイトを除く)」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「正規の職員・従業員」の割合が高くなっています。

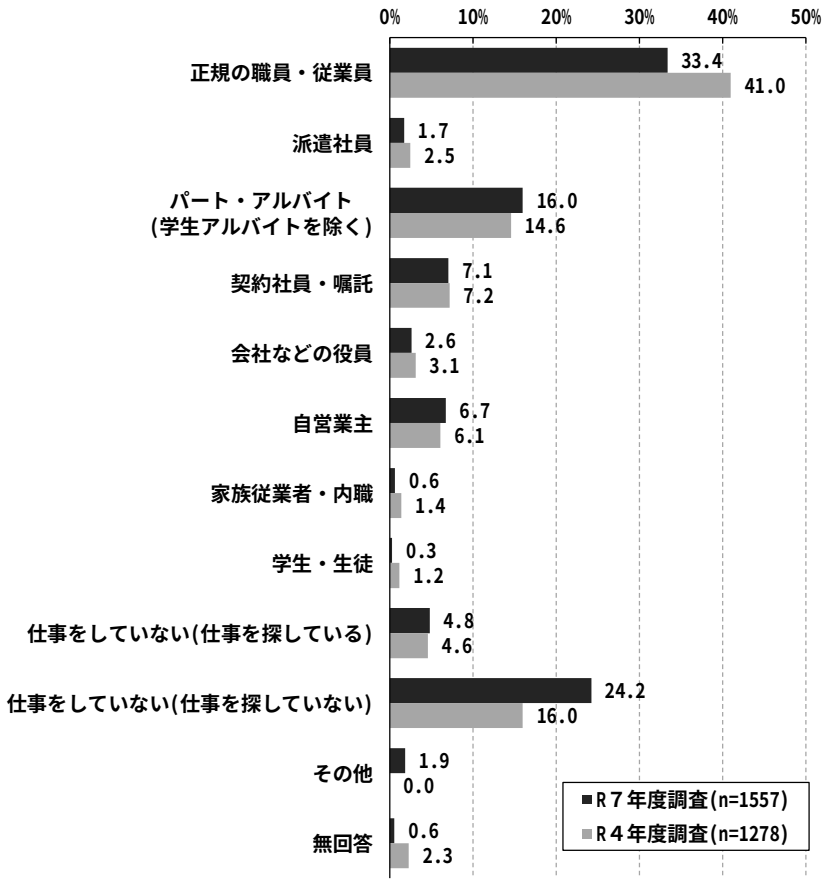

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）	契約社員・嘱託	会社などの役員	自営業主
男性(n=601)	40.1	0.8	6.7	7.2	4.3	9.5
女性(n=928)	29.1	2.3	22.4	7.1	1.5	4.6
その他・答えたくない(n=23)	39.1	4.3	0.0	4.3	4.3	21.7
20歳代(n=46)	78.3	0.0	2.2	0.0	0.0	2.2
30歳代(n=152)	74.3	0.7	10.5	4.6	0.7	3.3
40歳代(n=242)	56.2	3.3	15.7	3.7	0.8	7.0
50歳代(n=351)	49.9	2.6	17.9	6.8	3.1	6.6
60歳代(n=404)	14.6	1.7	23.0	13.1	4.5	7.7
70歳代(n=287)	0.3	0.7	12.9	5.9	3.1	8.7
80歳以上(n=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
あいとぴあエリア(n=454)	33.0	1.3	16.1	9.3	3.1	7.3
こまえ苑エリア(n=506)	34.4	2.0	17.8	6.5	2.4	7.3
こまえ正吉苑エリア(n=590)	32.9	1.9	14.6	5.9	2.5	5.8
ひとり暮らし(n=313)	31.3	1.0	12.8	6.7	1.6	7.3
その他(n=1205)	34.5	1.9	16.9	7.4	3.0	6.5
未婚(n=280)	48.9	1.8	10.7	7.5	1.1	7.1
配偶者あり(n=1046)	33.2	2.0	17.6	6.9	3.2	6.5
死別・離別(n=221)	15.8	0.5	15.8	7.2	2.3	7.7
社会的孤立_該当(n=155)	29.7	1.9	18.1	4.5	1.9	9.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	34.2	1.7	15.5	7.4	2.8	6.5
孤独感_該当(n=66)	34.8	1.5	15.2	7.6	0.0	3.0
孤独感_非該当(n=1478)	33.4	1.7	16.0	7.1	2.8	6.8
世帯年収200万円未満(n=193)	3.6	1.0	24.4	3.6	1.0	9.3
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	17.7	1.8	15.0	11.1	0.6	7.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	39.9	2.1	14.7	10.0	2.6	5.9
世帯年収700万円以上(n=496)	56.9	1.8	11.7	4.6	4.8	6.5

	家族従業者・内職	学生・生徒	仕事をしていない（仕事を探している）	仕事をしていない（仕事を探していない）	その他	無回答
男性(n=601)	0.0	0.7	4.7	24.3	1.3	0.5
女性(n=928)	1.0	0.1	5.0	24.5	2.0	0.4
その他・答えたくない(n=23)	4.3	0.0	4.3	13.0	4.3	0.0
20歳代(n=46)	0.0	8.7	6.5	2.2	0.0	0.0
30歳代(n=152)	0.0	0.0	0.7	4.6	0.7	0.0
40歳代(n=242)	1.2	0.0	2.5	8.7	0.4	0.4
50歳代(n=351)	1.1	0.3	4.3	6.6	0.6	0.3
60歳代(n=404)	0.5	0.0	7.4	25.2	1.7	0.5
70歳代(n=287)	0.3	0.0	6.6	55.4	4.9	1.0
80歳以上(n=71)	0.0	0.0	1.4	88.7	5.6	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	0.9	0.7	6.6	19.2	2.2	0.4
こまえ苑エリア(n=506)	0.4	0.0	3.6	23.7	1.6	0.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	0.7	0.3	4.6	28.6	1.9	0.3
ひとり暮らし(n=313)	0.0	0.6	4.8	31.9	1.9	0.0
その他(n=1205)	0.8	0.2	4.6	21.8	1.7	0.5
未婚(n=280)	0.0	1.4	6.8	13.6	1.1	0.0
配偶者あり(n=1046)	0.8	0.1	3.8	23.6	1.9	0.5
死別・離別(n=221)	0.9	0.0	5.9	40.7	2.7	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	7.1	27.1	0.6	0.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	0.7	0.4	4.5	23.9	2.0	0.4
孤独感_該当(n=66)	1.5	1.5	9.1	22.7	3.0	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	0.6	0.3	4.6	24.4	1.8	0.5
世帯年収200万円未満(n=193)	0.5	1.6	13.5	37.8	3.6	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	0.0	0.0	5.4	37.8	2.7	0.0
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	0.3	0.3	3.2	19.6	1.2	0.3
世帯年収700万円以上(n=496)	1.0	0.0	1.2	9.9	1.0	0.6

問 11　あなたのお住まいは、次のどれですか。

「持ち家（一戸建て）」が 48.6%と最も多く、次いで「持ち家（マンションなどの共同住宅）」が 25.1%、「民営の賃貸住宅」が 21.1%、「都道府県・市営の賃貸住宅」が 2.1%、「都市再生機構(ＵＲ)・公社などの賃貸住宅」が 1.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「持ち家」の割合が高い傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当では「民営の賃貸住宅」の割合が高くなっています。

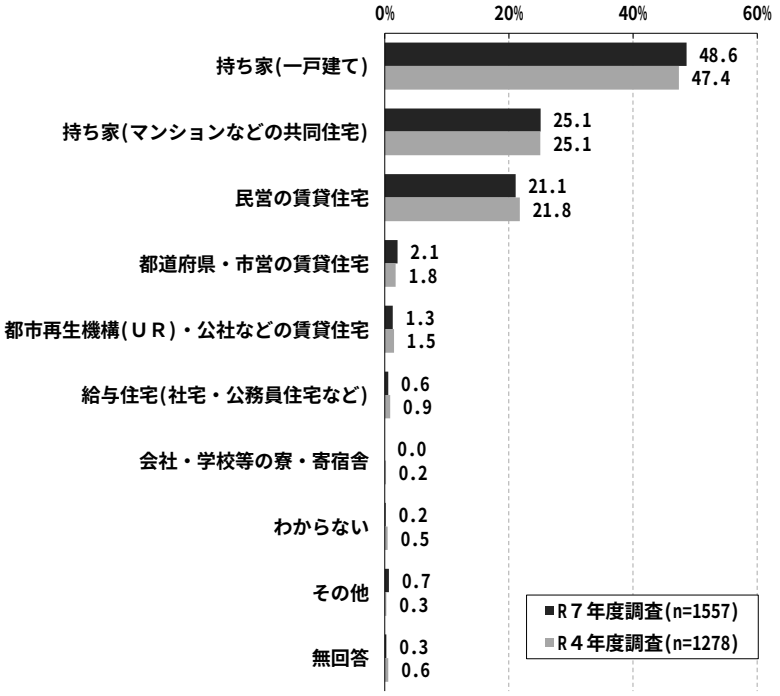

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	持ち家（一戸建て）	持ち家（マンションなどの共同住宅）	民営の賃貸住宅	都道府県・市営の賃貸住宅	都市再生機構(ＵＲ)・公社などの賃貸住宅	給与住宅（社宅・公務員住宅など）	会社・学校等の寮・寄宿舎	わからない	その他	無回答
男性(n=601)	51.6	23.5	19.8	2.7	1.5	0.3	0.0	0.0	0.5	0.2
女性(n=928)	46.8	26.5	21.7	1.7	1.3	0.8	0.0	0.2	0.9	0.2
その他・答えたくない(n=23)	52.2	17.4	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0
20歳代(n=46)	21.7	10.9	65.2	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=152)	39.5	15.1	40.1	0.7	0.0	2.0	0.0	1.3	0.7	0.7
40歳代(n=242)	42.6	20.2	33.9	0.8	0.4	0.8	0.0	0.4	0.8	0.0
50歳代(n=351)	48.7	27.6	18.2	2.3	0.9	0.6	0.0	0.0	1.7	0.0
60歳代(n=404)	51.5	30.0	14.1	1.7	2.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0
70歳代(n=287)	57.5	27.5	9.4	3.5	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
80歳以上(n=71)	54.9	23.9	9.9	5.6	4.2	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	48.0	18.3	28.9	0.7	2.4	1.1	0.0	0.2	0.4	0.0
こまえ苑エリア(n=506)	53.2	26.1	19.0	0.4	0.0	0.6	0.0	0.2	0.4	0.2
こまえ正吉苑エリア(n=590)	45.4	29.8	16.8	4.6	1.7	0.2	0.0	0.2	1.2	0.2
ひとり暮らし(n=313)	24.9	20.8	44.1	5.4	2.9	0.3	0.0	0.0	1.6	0.0
その他(n=1205)	55.3	25.9	15.2	1.2	1.0	0.7	0.0	0.2	0.5	0.1
未婚(n=280)	27.9	18.9	42.9	3.9	2.5	0.4	0.0	1.1	2.1	0.4
配偶者あり(n=1046)	56.1	27.0	14.6	0.5	0.8	0.8	0.0	0.0	0.3	0.0
死別・離別(n=221)	39.8	24.9	24.0	7.2	2.7	0.0	0.0	0.0	0.9	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	24.5	23.9	38.1	6.5	4.5	0.6	0.0	0.6	1.3	0.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	51.4	25.3	19.3	1.5	1.0	0.6	0.0	0.1	0.7	0.1
孤独感_該当(n=66)	27.3	18.2	42.4	1.5	3.0	1.5	0.0	0.0	4.5	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	49.8	25.5	20.0	2.1	1.3	0.5	0.0	0.2	0.5	0.1
世帯年収200万円未満(n=193)	31.1	26.4	28.0	6.2	4.1	0.0	0.0	0.5	2.6	1.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	42.3	24.3	26.4	4.5	1.8	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	49.6	24.0	23.2	0.9	1.2	0.3	0.0	0.3	0.6	0.0
世帯年収700万円以上(n=496)	55.0	28.0	14.5	0.0	0.4	1.6	0.0	0.0	0.4	0.0

問 12　あなたの世帯の 2024（令和６）年における年間収入（税・社会保険料込み）をお答えください。

「1000～1499 万円」が 13.6%と最も多く、次いで「500～699 万円」が 13.5%、「700～999 万円」が 12.1%、「300～399 万円」が 11.0%、「200～299 万円」が 10.4%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「700～999 万円」が 5.1 ポイント、「1000～1499 万円」が 2.4 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の 30 歳代～50 歳代では、年齢が上がるにつれ世帯年収も高くなる傾向がみられる一方、「60 歳代」以上では、年齢が上がるに世帯年収は減少する傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当では 299 万円以下の割合が高くなっています。

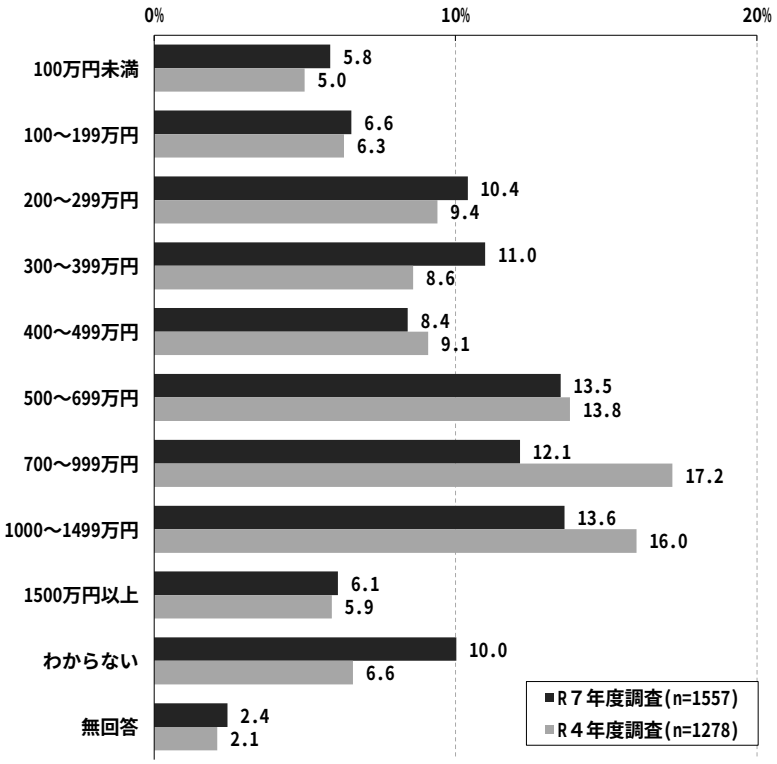

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感別クロス集計＞

	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～699万円	700～999万円	1000～1499万円	1500万円以上	わからない	無回答
男性(n=601)	5.8	4.7	12.0	10.0	9.2	14.6	13.3	14.0	8.0	6.5	2.0
女性(n=928)	5.6	7.8	9.6	11.4	8.0	12.8	11.6	13.3	5.0	12.4	2.6
その他・答えたくない(n=23)	17.4	8.7	4.3	13.0	8.7	13.0	4.3	17.4	4.3	8.7	0.0
20歳代(n=46)	8.7	6.5	4.3	8.7	17.4	13.0	15.2	13.0	2.2	10.9	0.0
30歳代(n=152)	5.9	0.7	6.6	8.6	10.5	16.4	14.5	23.7	3.3	8.6	1.3
40歳代(n=242)	6.2	1.7	4.5	5.0	5.8	14.0	19.4	19.8	11.6	11.2	0.8
50歳代(n=351)	4.6	6.0	5.4	6.0	5.4	13.7	13.7	22.8	10.5	10.8	1.1
60歳代(n=404)	7.4	4.2	10.9	15.6	9.7	14.6	12.4	7.7	4.7	10.4	2.5
70歳代(n=287)	4.2	15.0	21.3	15.0	8.7	11.8	4.9	3.1	1.7	8.4	5.9
80歳以上(n=71)	7.0	16.9	21.1	21.1	14.1	5.6	1.4	1.4	0.0	9.9	1.4
あいとぴあエリア(n=454)	7.5	8.1	9.0	9.0	8.6	11.7	12.6	15.6	6.2	9.3	2.4
こまえ苑エリア(n=506)	6.3	3.6	9.5	12.1	8.9	14.0	12.6	14.0	6.7	9.9	2.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	4.1	8.0	12.4	11.5	8.0	14.6	11.4	11.9	5.6	10.8	1.9
ひとり暮らし(n=313)	12.8	14.4	21.7	13.4	9.9	8.0	8.0	3.5	0.3	5.4	2.6
その他(n=1205)	4.0	4.2	7.3	10.4	7.9	14.9	13.5	16.7	7.8	11.3	2.0
未婚(n=280)	15.4	7.9	17.9	11.4	11.1	11.8	10.7	4.6	0.7	7.9	0.7
配偶者あり(n=1046)	2.7	3.3	6.9	10.1	8.1	14.5	14.2	18.5	8.7	10.8	2.1
死別・離別(n=221)	8.6	20.8	17.2	14.9	6.3	11.3	4.5	1.8	0.9	8.6	5.0
社会的孤立_該当(n=155)	16.8	12.9	19.4	11.6	9.0	9.0	7.7	5.8	0.0	5.8	1.9
社会的孤立_非該当(n=1366)	4.5	5.9	9.2	10.8	8.4	14.1	12.8	14.7	6.9	10.5	2.2
孤独感_該当(n=66)	18.2	7.6	21.2	12.1	7.6	15.2	4.5	0.0	1.5	12.1	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	5.3	6.5	9.8	10.9	8.5	13.5	12.6	14.2	6.4	10.0	2.4

問 13　あなたがコミュニケーション（連絡）をとる際にお使いの情報通信機器をお答えください。（複数回答）

「携帯電話・スマートフォン」が 98.8%と最も多く、次いで「パソコン」が 43.4%、「固定電話・FAX」が 34.2%、「タブレット型端末」が 13.6%、「その他の通信機器（インターネットに接続できるゲーム機等）」が 1.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「パソコン」が 7.6 ポイント、「タブレット型端末」が 5.4 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「固定電話・FAX」の割合が高くなっています。

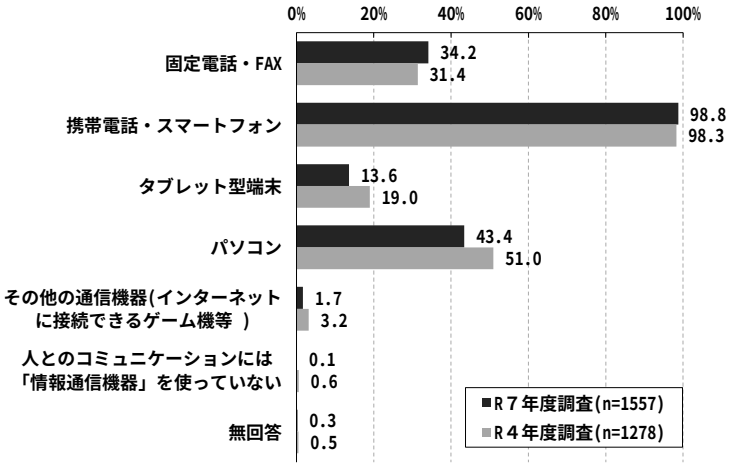

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	固定電話・FAX	携帯電話・スマートフォン	タブレット型端末	パソコン	その他の通信機器（インターネットに接続できるゲーム機等 ）	人とのコミュニケーションには「情報通信機器」を使っていない	無回答
男性(n=601)	34.9	98.7	16.3	56.6	1.7	0.2	0.2
女性(n=928)	33.8	99.1	11.4	34.9	1.7	0.1	0.2
その他・答えたくない(n=23)	30.4	91.3	30.4	47.8	0.0	0.0	0.0
20歳代(n=46)	8.7	100.0	8.7	52.2	4.3	0.0	0.0
30歳代(n=152)	3.9	99.3	15.1	35.5	2.6	0.7	0.0
40歳代(n=242)	12.0	99.6	16.1	39.3	5.0	0.0	0.0
50歳代(n=351)	31.6	99.1	13.1	41.0	0.3	0.0	0.3
60歳代(n=404)	43.6	98.8	15.3	45.0	1.2	0.2	0.0
70歳代(n=287)	55.4	97.6	11.8	48.4	0.3	0.0	0.7
80歳以上(n=71)	64.8	98.6	5.6	52.1	1.4	0.0	0.0
あいとびあエリア(n=454)	31.7	99.3	13.0	43.0	0.9	0.0	0.2
こまえ苑エリア(n=506)	33.4	99.0	15.0	42.7	2.4	0.2	0.0
こまえ正吉苑エリア(n=590)	36.9	98.5	12.9	44.4	1.7	0.2	0.2
ひとり暮らし(n=313)	27.2	97.8	10.9	39.0	1.0	0.6	0.0
その他(n=1205)	35.9	99.4	14.4	45.0	1.8	0.0	0.2
未婚(n=280)	23.6	98.2	13.6	42.5	1.1	0.4	0.0
配偶者あり(n=1046)	36.1	99.2	15.3	46.4	1.9	0.0	0.1
死別・離別(n=221)	38.5	98.2	6.3	31.2	1.4	0.5	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	23.9	96.1	7.7	43.2	0.0	1.3	0.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	35.4	99.3	14.4	43.8	1.9	0.0	0.1
孤独感_該当(n=66)	19.7	97.0	7.6	27.3	0.0	1.5	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	34.8	99.0	14.0	44.2	1.8	0.1	0.1
世帯年収200万円未満(n=193)	32.1	97.4	10.4	31.6	1.0	0.5	0.5
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	39.0	99.1	10.8	39.9	1.5	0.3	0.0
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	35.2	99.4	11.1	48.1	1.5	0.0	0.0
世帯年収700万円以上(n=496)	30.0	99.4	19.8	51.2	2.0	0.0	0.2

2　社会とのつながり・社会的孤立について

問 14　あなたと同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度について、①～④ごとにそれぞれお答えください。

①直接会って話す

「月１回未満」が 21.5%と最も多く、次いで「月１回程度」が 19.7%、「週１回程度」が 15.0%、「週２～３回程度」が 13.4%、「週４～５回以上」が 12.4%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「全くない」の割合が高くなっています。

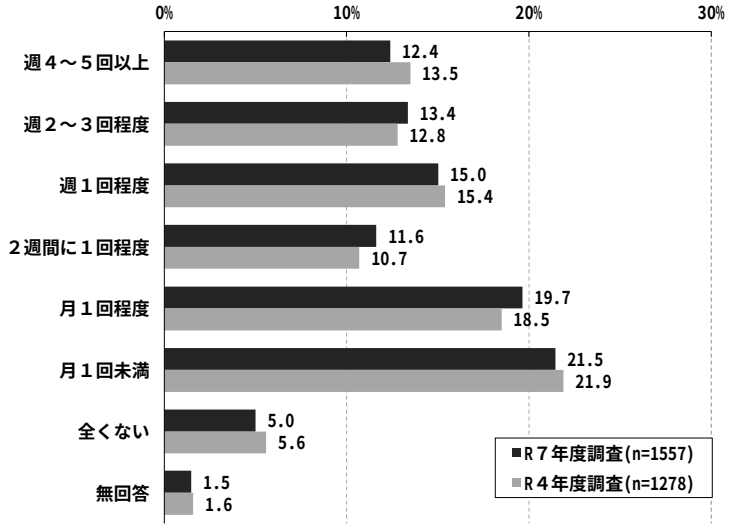

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	9.0	11.8	16.0	11.1	18.8	25.0	6.7	1.7
女性(n=928)	14.5	14.4	14.9	12.0	19.9	19.0	4.0	1.3
その他・答えたくない(n=23)	17.4	4.3	0.0	13.0	30.4	30.4	4.3	0.0
20歳代(n=46)	19.6	17.4	17.4	8.7	19.6	13.0	4.3	0.0
30歳代(n=152)	10.5	10.5	13.2	16.4	21.7	19.1	8.6	0.0
40歳代(n=242)	12.8	11.2	11.6	9.1	20.7	29.8	4.1	0.8
50歳代(n=351)	11.7	8.0	16.0	10.8	21.7	24.8	5.7	1.4
60歳代(n=404)	12.6	12.4	16.1	12.4	21.0	19.1	4.7	1.7
70歳代(n=287)	12.2	19.5	15.3	11.5	15.3	19.5	4.5	2.1
80歳以上(n=71)	14.1	32.4	18.3	12.7	11.3	7.0	1.4	2.8
あいとぴあエリア(n=454)	14.1	13.7	14.8	12.1	17.4	21.4	5.9	0.7
こまえ苑エリア(n=506)	10.5	13.4	14.0	12.1	21.7	22.7	4.2	1.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	12.9	13.2	16.3	11.0	19.3	20.5	5.1	1.7
ひとり暮らし(n=313)	13.4	15.0	13.4	11.2	17.9	21.4	7.0	0.6
その他(n=1205)	12.3	12.9	15.3	11.9	20.3	21.3	4.5	1.5
未婚(n=280)	9.6	12.1	13.6	7.9	20.0	26.8	8.6	1.4
配偶者あり(n=1046)	13.0	13.2	15.5	12.0	20.2	21.4	3.3	1.3
死別・離別(n=221)	13.6	15.8	14.5	14.5	16.3	15.4	8.6	1.4
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	9.7	12.9	23.9	36.1	17.4	0.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	14.1	15.2	15.9	11.6	19.0	19.4	3.7	1.2
孤独感_該当(n=66)	6.1	10.6	15.2	9.1	18.2	22.7	18.2	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	12.7	13.5	15.1	11.6	19.8	21.6	4.3	1.3
世帯年収200万円未満(n=193)	12.4	15.5	16.1	9.8	15.0	18.7	10.9	1.6
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	9.6	15.3	14.7	13.8	16.8	23.1	5.1	1.5
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	12.0	13.2	13.5	13.2	18.8	24.0	3.8	1.5
世帯年収700万円以上(n=496)	14.5	11.7	14.3	10.1	22.6	22.2	3.8	0.8

②電話（ビデオ通話を含む）

「月１回未満」が 23.5%と最も多く、次いで「月１回程度」が 17.1%、「全くない」が 16.4%、「週１回程度」が 13.5%、「週２～３回程度」が 10.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「月１回未満」が 2.7 ポイント、「全くない」が 4.0 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「週 1 回以上」の頻度が増える傾向がみられます。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「全くない」の割合が高くなっています。

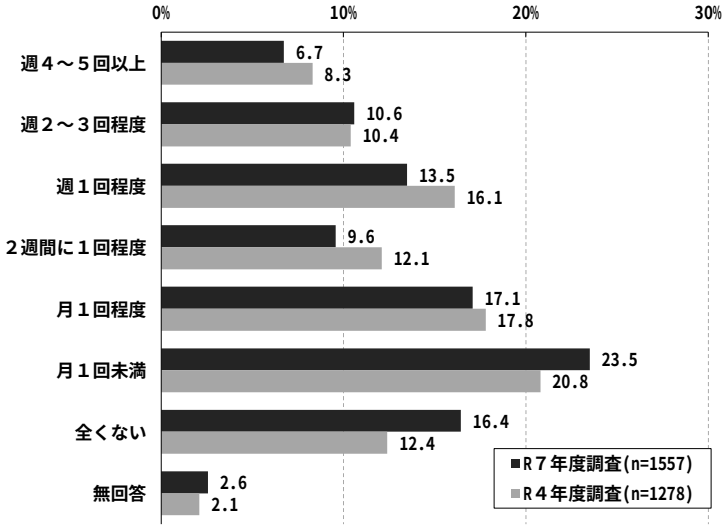

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	4.5	9.0	12.6	9.5	17.1	25.3	19.8	2.2
女性(n=928)	8.1	11.6	14.0	9.7	17.1	22.6	14.0	2.8
その他・答えたくない(n=23)	8.7	13.0	17.4	4.3	8.7	17.4	30.4	0.0
20歳代(n=46)	2.2	13.0	15.2	6.5	23.9	15.2	21.7	2.2
30歳代(n=152)	3.3	8.6	8.6	10.5	17.8	23.0	27.6	0.7
40歳代(n=242)	5.0	7.4	9.9	12.8	14.5	33.9	16.1	0.4
50歳代(n=351)	5.1	8.8	12.0	8.5	17.1	28.2	18.2	2.0
60歳代(n=404)	8.4	6.9	13.6	7.9	20.5	20.5	17.8	4.2
70歳代(n=287)	9.1	15.0	18.1	11.1	14.6	18.8	9.8	3.5
80歳以上(n=71)	12.7	36.6	23.9	7.0	8.5	7.0	1.4	2.8
あいとぴあエリア(n=454)	5.9	12.8	11.5	10.1	16.7	26.0	15.9	1.1
こまえ苑エリア(n=506)	7.5	8.7	15.4	8.7	18.0	24.5	14.0	3.2
こまえ正吉苑エリア(n=590)	6.8	10.7	13.6	10.0	16.3	20.7	19.2	2.9
ひとり暮らし(n=313)	10.5	12.1	16.3	4.8	16.0	20.8	17.3	2.2
その他(n=1205)	5.6	10.0	12.9	11.0	17.7	23.9	16.7	2.3
未婚(n=280)	6.8	10.4	8.2	4.3	16.4	27.1	24.6	2.1
配偶者あり(n=1046)	6.2	10.8	13.5	10.9	18.0	23.2	15.0	2.4
死別・離別(n=221)	9.5	10.4	19.5	10.0	14.0	20.8	12.7	3.2
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	11.0	5.8	18.1	34.2	29.7	1.3
社会的孤立_非該当(n=1366)	7.7	12.1	14.0	10.2	17.3	21.5	15.2	2.1
孤独感_該当(n=66)	6.1	13.6	12.1	4.5	13.6	24.2	25.8	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	6.8	10.5	13.7	9.8	17.3	23.5	16.0	2.4
世帯年収200万円未満(n=193)	9.8	14.5	15.0	5.7	10.4	25.9	16.1	2.6
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	5.7	11.1	14.4	7.2	18.0	21.3	18.9	3.3
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	6.7	12.6	11.7	9.1	18.2	23.5	15.5	2.6
世帯年収700万円以上(n=496)	5.0	8.1	13.3	11.5	20.4	25.0	15.7	1.0

③郵便や FAX

「全くない」が 64.1%と最も多く、次いで「月１回未満」が 24.5%、「月１回程度」が 4.7%、「２週間に１回程度」が 1.3%、「週１回程度」が 1.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「全くない」が 3.7 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「80 歳以上」で「週１回程度」、「月１回程度」の割合が他の年代を比較して高く、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「全くない」の割合が高くなっています。

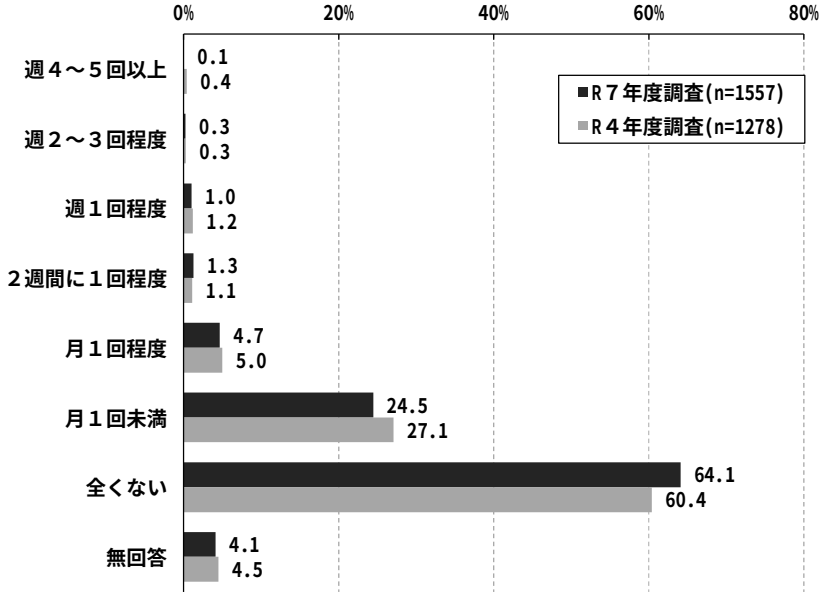

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	0.2	0.3	0.7	1.3	4.3	23.0	67.2	3.0
女性(n=928)	0.0	0.2	1.2	1.3	5.0	25.8	62.0	4.6
その他・答えたくない(n=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	17.4	69.6	8.7
20歳代(n=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	26.1	67.4	4.3
30歳代(n=152)	0.0	0.0	0.0	1.3	2.6	19.7	75.7	0.7
40歳代(n=242)	0.0	0.0	0.0	0.8	3.7	28.9	65.7	0.8
50歳代(n=351)	0.3	0.3	0.3	0.3	4.0	20.5	71.8	2.6
60歳代(n=404)	0.0	0.0	1.0	1.7	4.0	26.2	60.6	6.4
70歳代(n=287)	0.0	0.7	2.1	1.7	7.0	26.1	56.4	5.9
80歳以上(n=71)	0.0	1.4	7.0	4.2	12.7	21.1	45.1	8.5
あいとぴあエリア(n=454)	0.0	0.4	1.1	2.4	5.5	25.8	61.9	2.9
こまえ苑エリア(n=506)	0.0	0.0	1.0	0.4	4.5	24.7	65.2	4.2
こまえ正吉苑エリア(n=590)	0.2	0.3	1.0	1.2	4.2	23.6	64.7	4.7
ひとり暮らし(n=313)	0.0	0.6	1.0	2.9	4.5	20.1	67.4	3.5
その他(n=1205)	0.1	0.2	0.9	0.8	4.7	25.6	63.7	4.0
未婚(n=280)	0.0	0.4	0.4	1.8	3.9	20.7	70.4	2.5
配偶者あり(n=1046)	0.1	0.1	1.1	1.0	4.9	25.8	63.0	4.1
死別・離別(n=221)	0.0	0.9	1.8	2.3	5.0	22.2	62.9	5.0
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	16.8	78.1	2.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	0.1	0.3	1.2	1.4	5.1	25.6	62.7	3.7
孤独感_該当(n=66)	0.0	0.0	0.0	1.5	3.0	15.2	78.8	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	0.1	0.3	1.1	1.3	4.7	25.0	63.6	4.0
世帯年収200万円未満(n=193)	0.0	0.5	2.6	2.6	4.7	21.8	63.7	4.1
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	0.0	0.3	0.9	1.8	7.2	24.0	60.7	5.1
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	0.0	0.3	1.2	0.9	5.3	22.3	66.6	3.5
世帯年収700万円以上(n=496)	0.2	0.0	0.6	0.8	3.0	26.0	67.1	2.2

④SNS や電子メールなど

「週４～５回以上」が 28.6%と最も多く、次いで「週２～３回程度」が 17.7%、「週１回程度」が 15.0%、「月１回程度」が 12.0%、「月１回未満」が 10.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「週４～５回以上」が 3.2 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」で「週４～５回以上」の割合が高く、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「全くない」の割合が高くなっています。

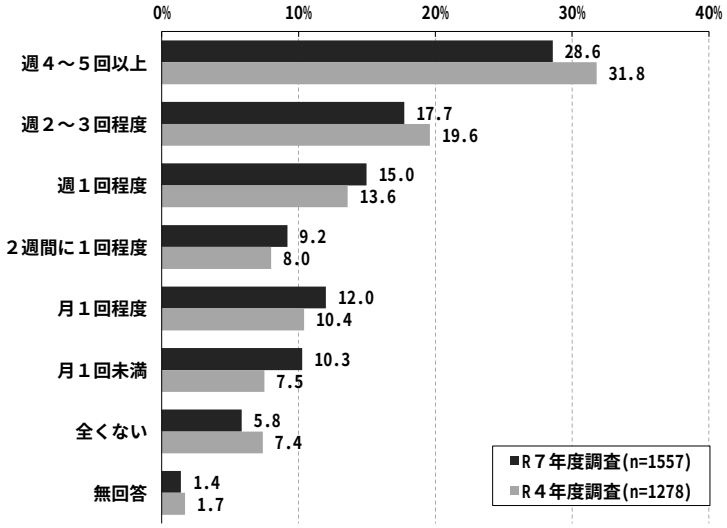

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	20.6	14.6	16.5	10.1	15.0	14.5	7.5	1.2
女性(n=928)	33.8	20.2	14.0	8.2	10.1	7.5	4.7	1.4
その他・答えたくない(n=23)	26.1	4.3	17.4	17.4	8.7	13.0	8.7	4.3
20歳代(n=46)	45.7	26.1	6.5	4.3	8.7	6.5	2.2	0.0
30歳代(n=152)	31.6	21.7	15.1	11.8	8.6	7.9	3.3	0.0
40歳代(n=242)	29.3	13.6	13.2	12.0	12.4	12.0	6.6	0.8
50歳代(n=351)	26.2	17.7	14.2	6.8	16.0	12.8	5.4	0.9
60歳代(n=404)	28.0	17.8	16.6	9.4	11.9	9.9	5.4	1.0
70歳代(n=287)	28.9	15.7	16.4	8.7	10.1	10.1	7.7	2.4
80歳以上(n=71)	23.9	26.8	15.5	8.5	8.5	2.8	7.0	7.0
あいとぴあエリア(n=454)	30.0	17.4	16.3	11.2	7.9	11.2	4.8	1.1
こまえ苑エリア(n=506)	27.5	18.4	13.8	7.7	14.0	10.9	5.7	2.0
こまえ正吉苑エリア(n=590)	28.8	17.5	14.9	8.8	13.6	8.8	6.8	0.8
ひとり暮らし(n=313)	30.0	16.9	16.6	5.4	11.8	9.9	7.7	1.6
その他(n=1205)	28.5	17.8	14.9	10.0	12.2	10.2	5.3	1.1
未婚(n=280)	27.1	17.9	11.1	6.8	15.0	14.3	7.5	0.4
配偶者あり(n=1046)	30.0	17.5	15.4	9.9	11.5	9.5	5.1	1.1
死別・離別(n=221)	24.4	18.6	18.6	8.6	10.4	9.0	7.7	2.7
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	27.7	11.0	24.5	23.2	12.9	0.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	32.6	20.2	13.7	8.6	10.5	8.5	5.0	1.0
孤独感_該当(n=66)	18.2	12.1	16.7	6.1	13.6	18.2	15.2	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	29.2	18.0	15.0	9.3	12.0	9.9	5.3	1.2
世帯年収200万円未満(n=193)	25.9	14.0	16.1	5.2	11.9	15.0	10.9	1.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	29.7	16.8	15.6	10.2	12.0	9.0	5.1	1.5
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	29.6	17.0	14.1	9.1	11.4	11.4	6.2	1.2
世帯年収700万円以上(n=496)	29.6	19.2	15.1	10.9	12.3	8.9	3.8	0.2

問 15　あなたと同居している人とのコミュニケーション頻度について、①～③ごとにそれぞれお答えください。

①直接会って話す

「週４～５回以上」が 70.6%と最も多く、次いで「週２～３回程度」が 2.2%、「週１回程度」が 1.7%、「月１回未満」が 0.6%、「全くない」が 0.4%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「週４～５回以上」が 9.7 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「80 歳以上」、婚姻状況別の未婚、死別・離別、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「週４～５回以上」の割合が低くなっています。

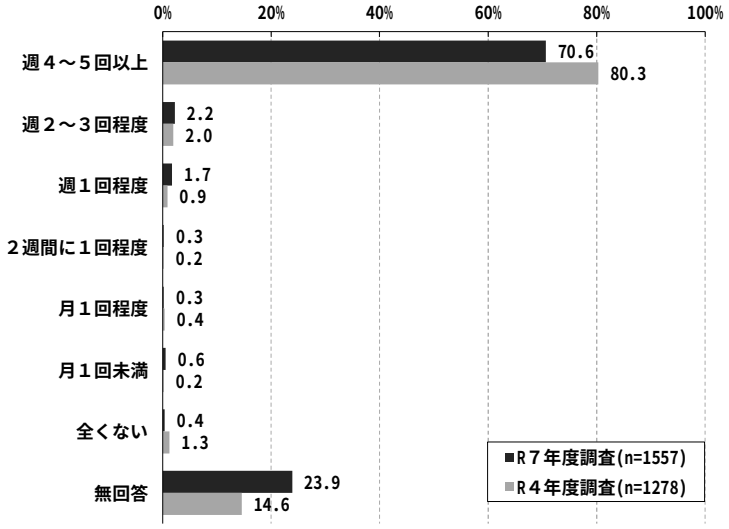

＜性別・年齢・居住エリア・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	69.4	2.8	2.8	0.0	0.5	0.7	0.5	23.3
女性(n=928)	72.0	1.8	1.0	0.4	0.1	0.5	0.2	23.9
その他・答えたくない(n=23)	56.5	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	30.4
20歳代(n=46)	60.9	0.0	2.2	2.2	0.0	0.0	0.0	34.8
30歳代(n=152)	74.3	1.3	1.3	0.0	0.0	1.3	0.0	21.7
40歳代(n=242)	79.8	1.7	1.2	0.0	0.4	0.8	1.2	14.9
50歳代(n=351)	75.8	4.3	2.3	0.0	0.0	0.3	0.9	16.5
60歳代(n=404)	70.0	1.5	2.0	0.5	0.5	0.5	0.0	25.0
70歳代(n=287)	64.8	2.1	1.4	0.3	0.0	0.3	0.0	31.0
80歳以上(n=71)	42.3	2.8	1.4	0.0	1.4	1.4	0.0	50.7
あいとぴあエリア(n=454)	67.4	2.6	2.0	0.4	0.0	0.4	0.0	27.1
こまえ苑エリア(n=506)	70.8	1.6	2.4	0.2	0.6	0.6	0.6	23.3
こまえ正吉苑エリア(n=590)	73.7	2.4	1.0	0.2	0.2	0.7	0.5	21.4
未婚(n=280)	31.8	2.1	2.5	0.4	0.0	0.4	0.7	62.1
配偶者あり(n=1046)	89.8	2.4	1.5	0.2	0.4	0.6	0.4	4.8
死別・離別(n=221)	30.8	1.8	1.8	0.5	0.0	0.9	0.0	64.3
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	5.8	0.0	2.6	4.5	1.3	85.8
社会的孤立_非該当(n=1366)	80.5	2.6	1.3	0.3	0.0	0.1	0.2	14.9
孤独感_該当(n=66)	47.0	3.0	3.0	0.0	1.5	0.0	0.0	45.5
孤独感_非該当(n=1478)	72.2	2.2	1.7	0.3	0.2	0.5	0.3	22.5
世帯年収200万円未満(n=193)	45.1	1.0	3.1	0.0	0.5	1.0	0.0	49.2
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	55.9	2.7	1.5	0.0	0.6	0.6	0.6	38.1
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	72.4	2.9	2.1	0.9	0.3	0.9	0.3	20.2
世帯年収700万円以上(n=496)	87.5	2.2	1.2	0.0	0.0	0.2	0.2	8.7

②電話（ビデオ通話を含む）

「全くない」が 21.0%と最も多く、次いで「月１回未満」が 12.1%、「週１回程度」が 9.8%、「週４～５回以上」が 8.7%、「月１回程度」が 8.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「全くない」が 4.4 ポイント、「週２～３回程度」が 4.0 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、婚姻状況別の配偶者あり、社会的孤立別の非該当で「全くない」の割合が高くなっています。

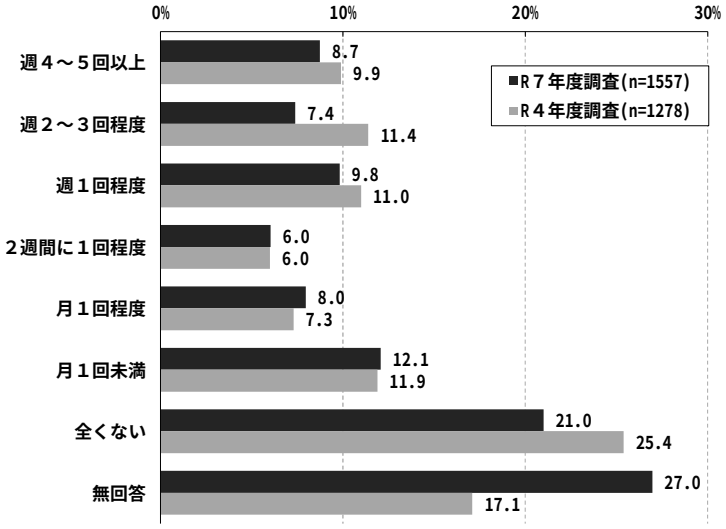

＜性別・年齢・居住エリア・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	8.8	6.3	9.7	5.8	8.5	12.5	21.1	27.3
女性(n=928)	8.7	8.3	9.9	6.4	7.4	11.9	20.9	26.5
その他・答えたくない(n=23)	8.7	0.0	13.0	0.0	13.0	8.7	26.1	30.4
20歳代(n=46)	15.2	8.7	8.7	8.7	8.7	4.3	10.9	34.8
30歳代(n=152)	8.6	10.5	14.5	10.5	7.9	9.9	16.4	21.7
40歳代(n=242)	10.3	12.4	12.4	4.5	9.5	16.1	19.4	15.3
50歳代(n=351)	7.7	7.4	9.4	6.3	10.8	12.3	26.2	19.9
60歳代(n=404)	7.4	6.4	9.7	4.7	6.2	14.1	22.5	29.0
70歳代(n=287)	10.8	3.1	7.0	5.2	6.6	10.1	20.6	36.6
80歳以上(n=71)	4.2	5.6	7.0	9.9	2.8	4.2	11.3	54.9
あいとぴあエリア(n=454)	7.0	6.2	9.0	7.5	7.0	12.1	20.3	30.8
こまえ苑エリア(n=506)	9.5	7.7	10.1	4.9	8.5	12.8	20.2	26.3
こまえ正吉苑エリア(n=590)	9.5	8.1	10.2	5.9	8.3	11.4	22.5	24.1
未婚(n=280)	5.4	1.4	3.2	2.5	3.9	5.7	15.0	62.9
配偶者あり(n=1046)	10.8	9.8	13.0	8.0	10.1	15.0	24.6	8.6
死別・離別(n=221)	3.2	3.6	3.6	1.4	3.2	5.9	11.8	67.4
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	1.3	0.0	2.6	4.5	5.2	86.5
社会的孤立_非該当(n=1366)	10.0	8.4	11.1	6.9	8.8	13.1	23.2	18.6
孤独感_該当(n=66)	7.6	3.0	7.6	4.5	4.5	4.5	21.2	47.0
孤独感_非該当(n=1478)	8.9	7.6	10.0	6.2	8.0	12.5	21.1	25.7
世帯年収200万円未満(n=193)	9.8	4.1	5.2	4.1	2.1	7.3	16.1	51.3
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	6.3	4.8	6.6	3.3	8.4	10.8	19.2	40.5
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	10.9	5.9	9.4	6.7	6.5	11.7	23.2	25.8
世帯年収700万円以上(n=496)	9.9	12.1	14.1	7.7	10.7	14.3	21.0	10.3

③SNS や電子メールなど

「週４～５回以上」が 38.2%と最も多く、次いで「週２～３回程度」が 11.9%、「全くない」が 7.8%、「週１回程度」が 6.8%、「月１回未満」が 3.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「週４～５回以上」が 9.4 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、若い層で「週４～５回以上」の割合が高くなっています。また、婚姻状況別の配偶者あり、社会的孤立別の非該当、孤独感別の非該当で「週４～５回以上」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「週４～５回以上」の割合が高くなっています。

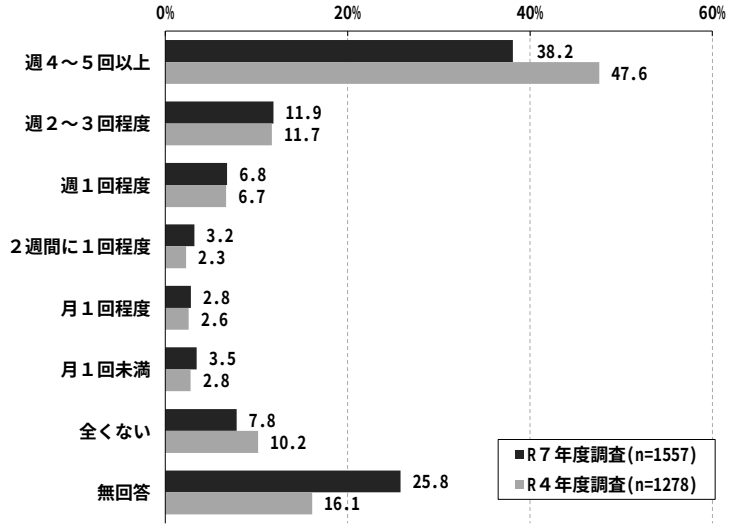

＜性別・年齢・居住エリア・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	週４～５回以上	週２～３回程度	週１回程度	２週間に１回程度	月１回程度	月１回未満	全くない	無回答
男性(n=601)	37.3	11.0	7.7	3.8	4.2	3.5	7.0	25.6
女性(n=928)	39.2	12.5	6.3	2.8	1.8	3.4	8.3	25.6
その他・答えたくない(n=23)	26.1	8.7	4.3	4.3	8.7	4.3	13.0	30.4
20歳代(n=46)	50.0	2.2	2.2	0.0	0.0	4.3	4.3	37.0
30歳代(n=152)	53.9	9.9	3.3	1.3	2.0	2.0	5.9	21.7
40歳代(n=242)	58.3	11.6	3.3	2.9	1.2	2.1	5.0	15.7
50歳代(n=351)	45.6	14.2	7.7	4.0	2.6	2.6	6.0	17.4
60歳代(n=404)	31.2	12.6	9.7	2.5	4.0	3.2	10.1	26.7
70歳代(n=287)	18.8	12.5	7.3	4.2	3.5	6.6	11.5	35.5
80歳以上(n=71)	11.3	4.2	7.0	7.0	4.2	4.2	5.6	56.3
あいとぴあエリア(n=454)	36.6	10.1	5.7	4.8	2.2	3.1	7.9	29.5
こまえ苑エリア(n=506)	37.2	13.2	7.3	2.0	3.4	3.6	7.7	25.7
こまえ正吉苑エリア(n=590)	40.5	12.2	7.3	3.1	2.9	3.6	8.0	22.5
未婚(n=280)	12.9	4.3	3.2	1.8	2.1	4.3	8.9	62.5
配偶者あり(n=1046)	50.6	15.1	8.2	3.8	3.5	3.6	8.0	7.1
死別・離別(n=221)	12.2	6.3	5.0	2.3	0.5	1.8	5.0	67.0
社会的孤立_該当(n=155)	0.0	0.0	3.2	1.3	3.2	4.5	1.9	85.8
社会的孤立_非該当(n=1366)	43.5	13.5	7.4	3.5	2.9	3.4	8.5	17.3
孤独感_該当(n=66)	19.7	7.6	9.1	4.5	1.5	1.5	9.1	47.0
孤独感_非該当(n=1478)	39.2	12.2	6.8	3.2	2.9	3.6	7.6	24.5
世帯年収200万円未満(n=193)	17.1	7.8	4.7	2.1	2.1	4.1	10.9	51.3
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	18.6	9.3	9.6	2.4	4.2	4.5	11.1	40.2
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	38.1	11.4	6.2	3.8	3.5	5.0	8.2	23.8
世帯年収700万円以上(n=496)	60.3	15.1	6.0	2.2	1.8	1.6	3.8	9.1

問 16　あなたは次に挙げる①～⑩の事柄で頼れる人はいますか。また、「１.いる」と答えた方にお聞きします。それはだれですか。

①子どもの世話や看病

「現時点で必要はない」が 48.3%と最も多く、次いで「いる」が 35.0%、「いない」が 11.6%、「このことでは人に頼らない」が 2.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 18.2 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 17.5 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 81.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が 9.4%、「近所の人」が 3.3%、「職場の人」及び「民生委員・福祉の人」が 1.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 6.8 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

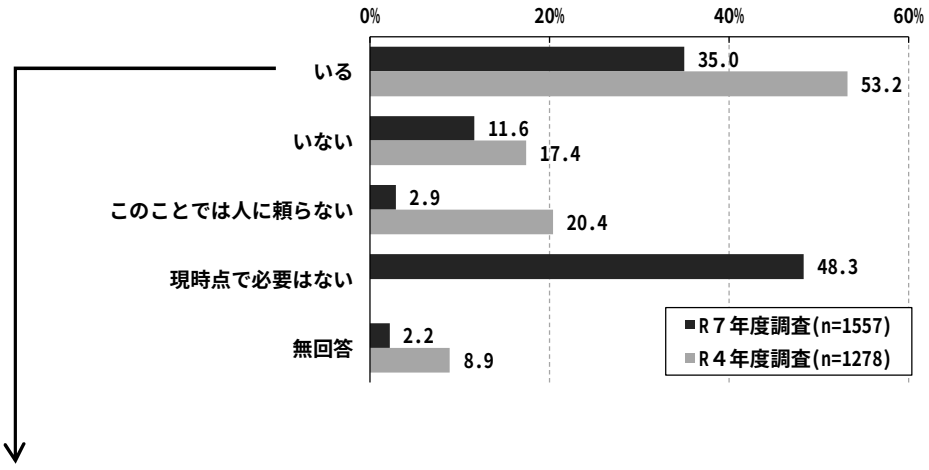

頼れる人

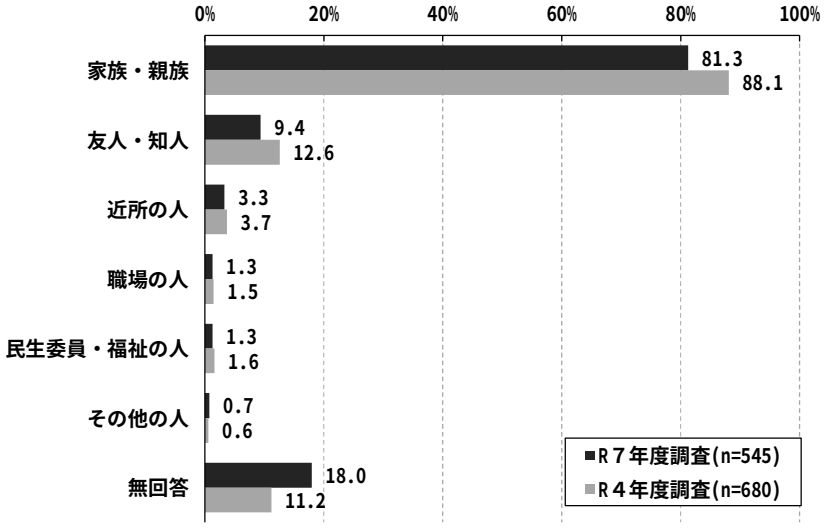

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、「30 歳代」、「40 歳代」は「いる」の割合が高く、「20 歳代」は「現時点で必要はない」の割合が高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いる」の割合が低く、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚では「現時点で必要はない」、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当では「いない」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられる一方、世帯年収が低い層では「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

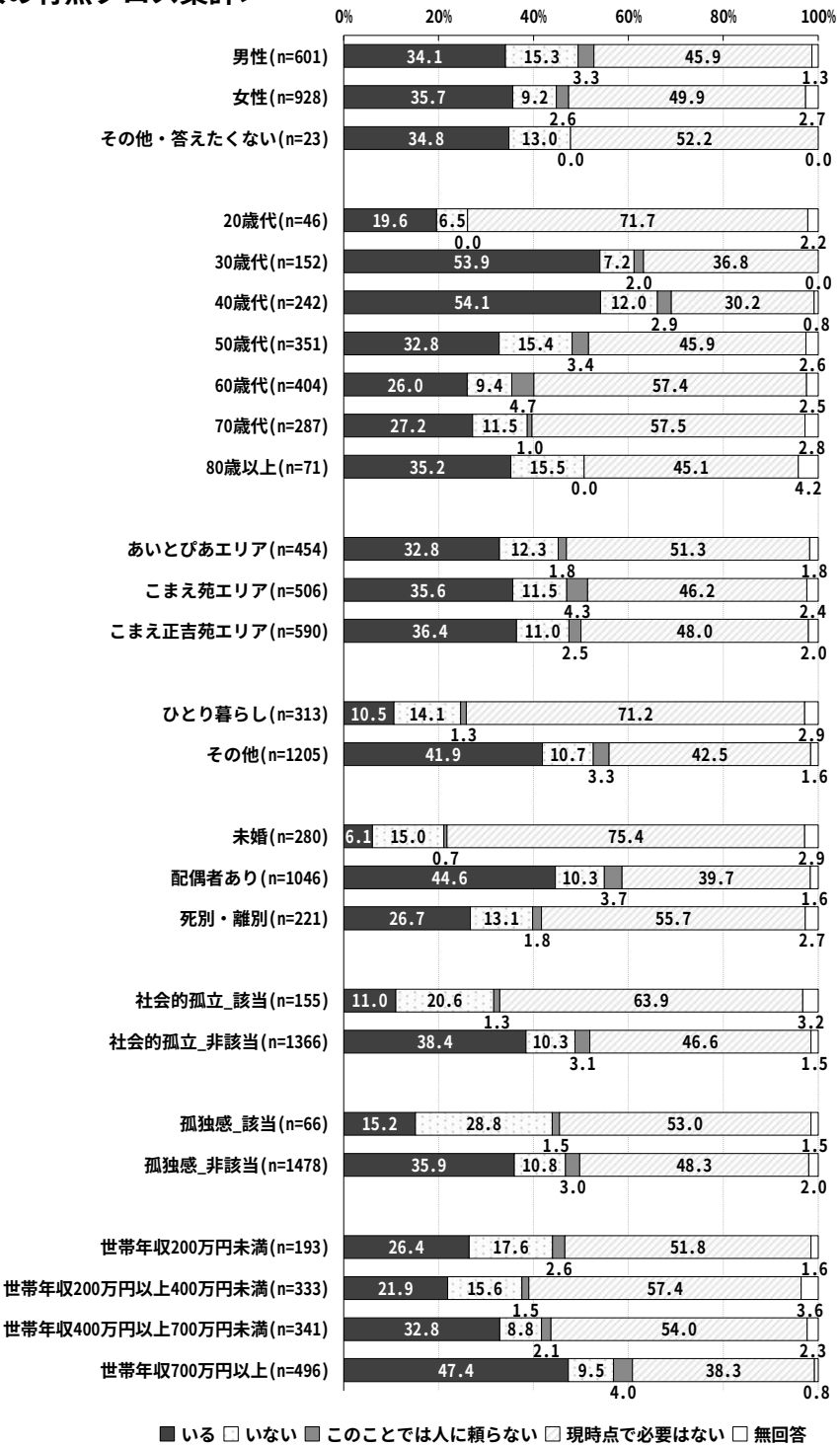

②（子ども以外の）介護や看病

「現時点で必要はない」が 40.6%と最も多く、次いで「いる」が 33.3%、「いない」が 22.5%、「このことでは人に頼らない」が 2.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 14.0 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 12.0 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 78.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が 7.3%、「民生委員・福祉の人」が 6.8%、「その他の人」が 2.9%、「近所の人」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 4.3 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

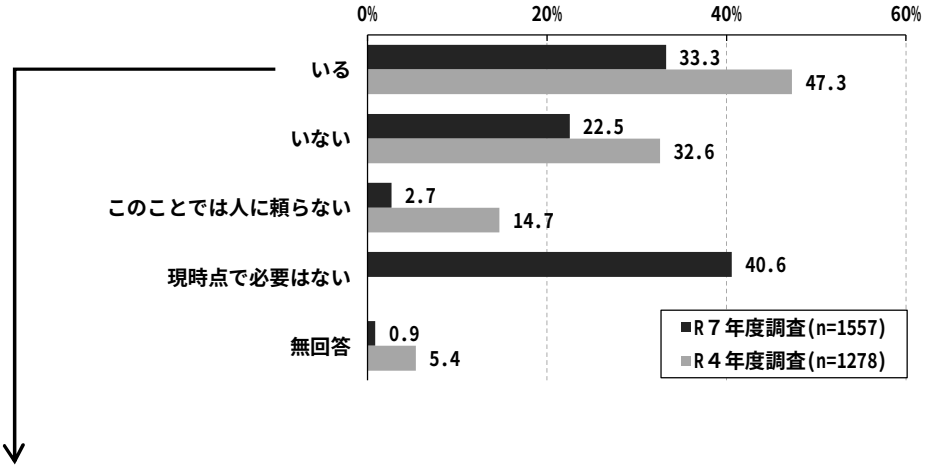

頼れる人

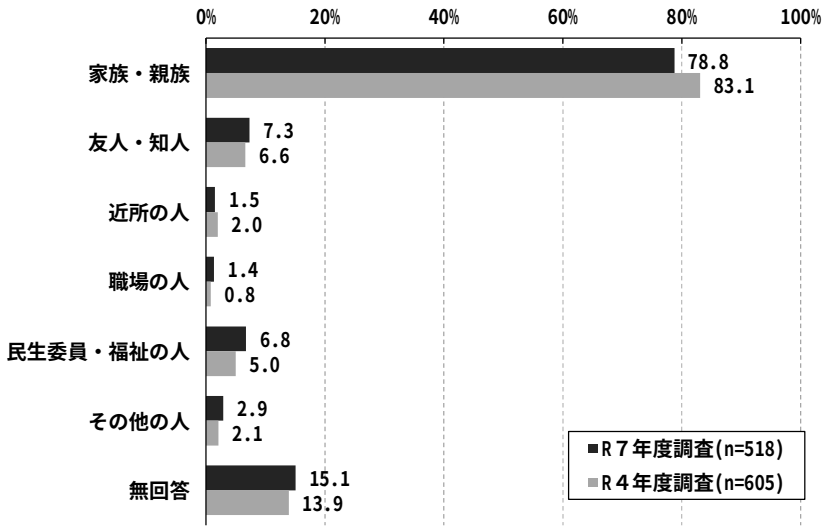

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、「50 歳代」で「いる」の割合が高く、「50 歳代」以外では「現時点で必要はない」の割合が高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いる」の割合が低い一方、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の死別・離別では「現時点で必要はない」、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当では「いない」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられる一方、世帯年収が低い層では「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

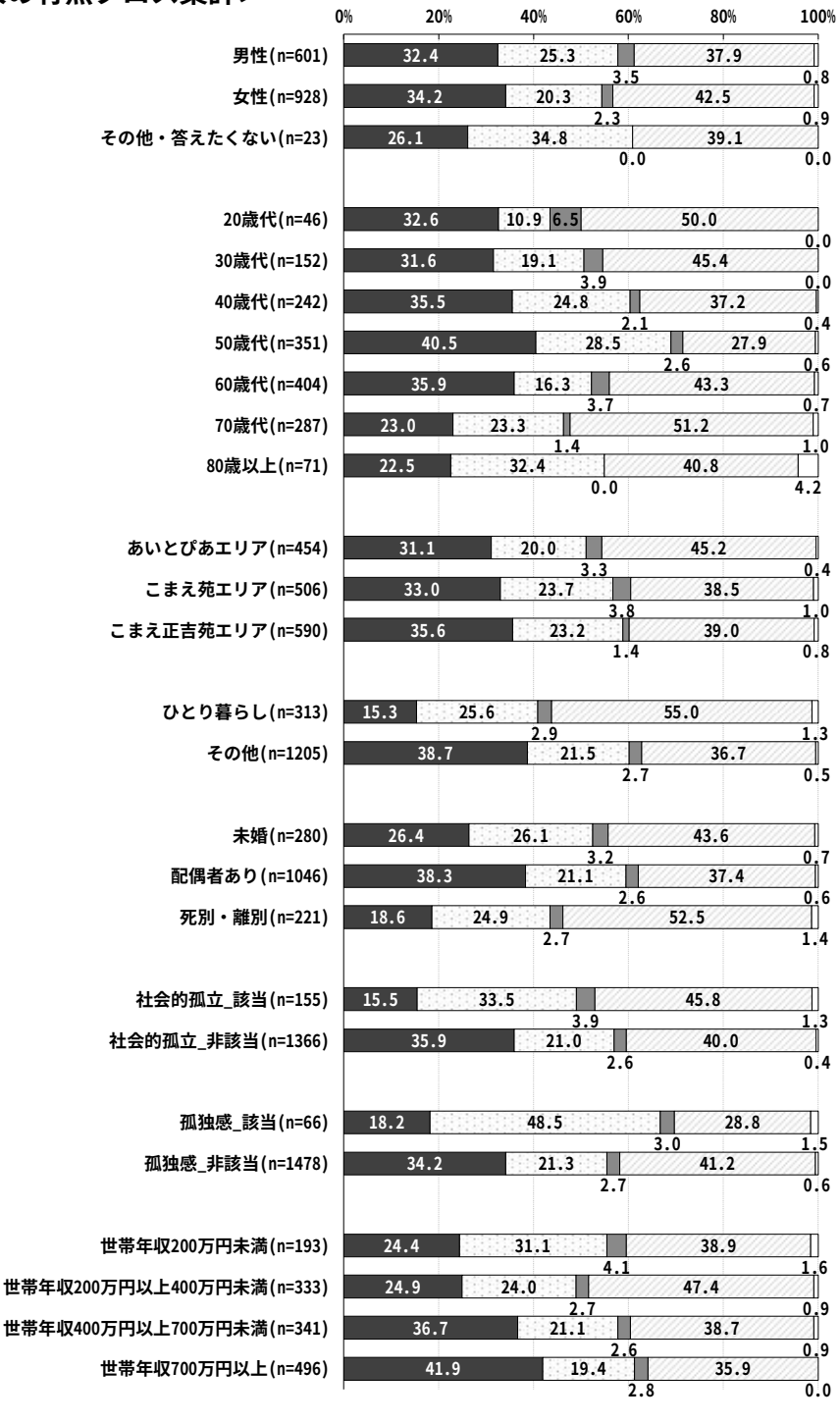

③重要な事柄の相談

「いる」が 73.3%と最も多く、次いで「現時点で必要はない」が 10.9%、「いない」が 10.6%、「このことでは人に頼らない」が 4.2%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 7.1 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 2.6 ポイント少なくなっています。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 77.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 28.6%、「職場の人」が 4.6%、「その他の人」が 1.8%、「民生委員・福祉の人」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 4.1 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

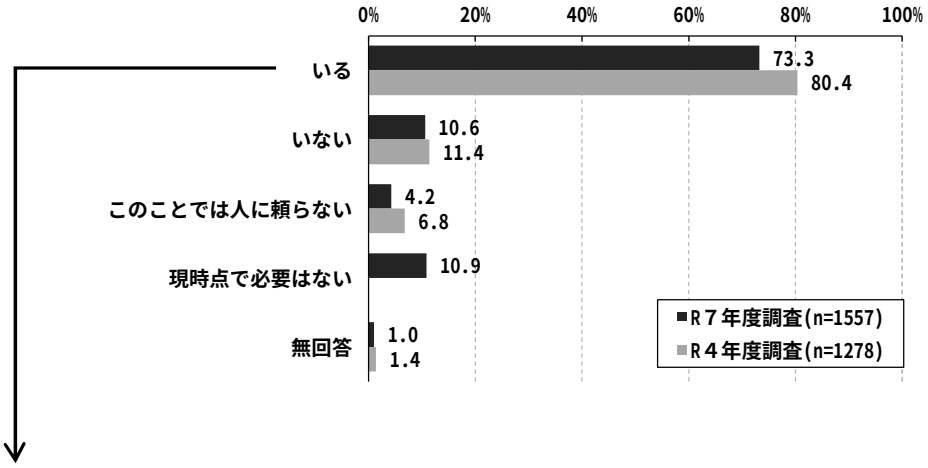

頼れる人

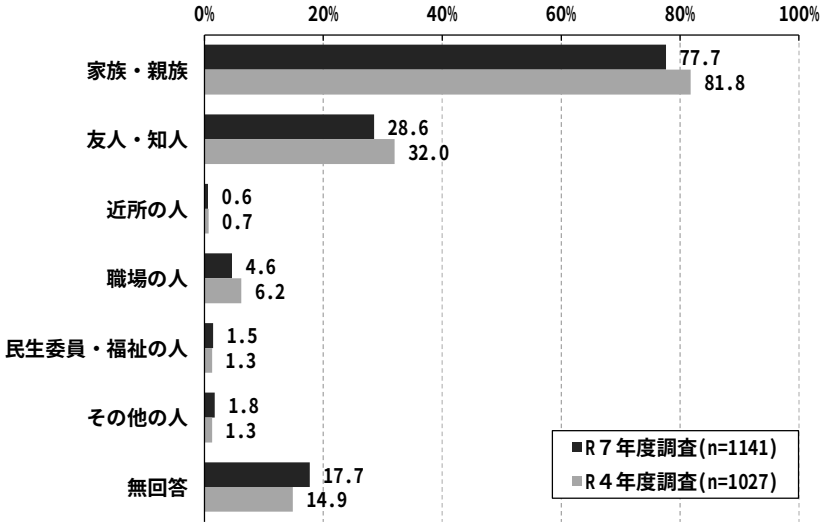

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、性別では、女性は「いる」の割合が男性に比べ高く、年齢別では、回答の傾向に年齢による大きな差はみられません。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で、「いない」の割合が高く、特に、孤独感別の該当では 5 割を超えています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられる一方、世帯年収が低い層では「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

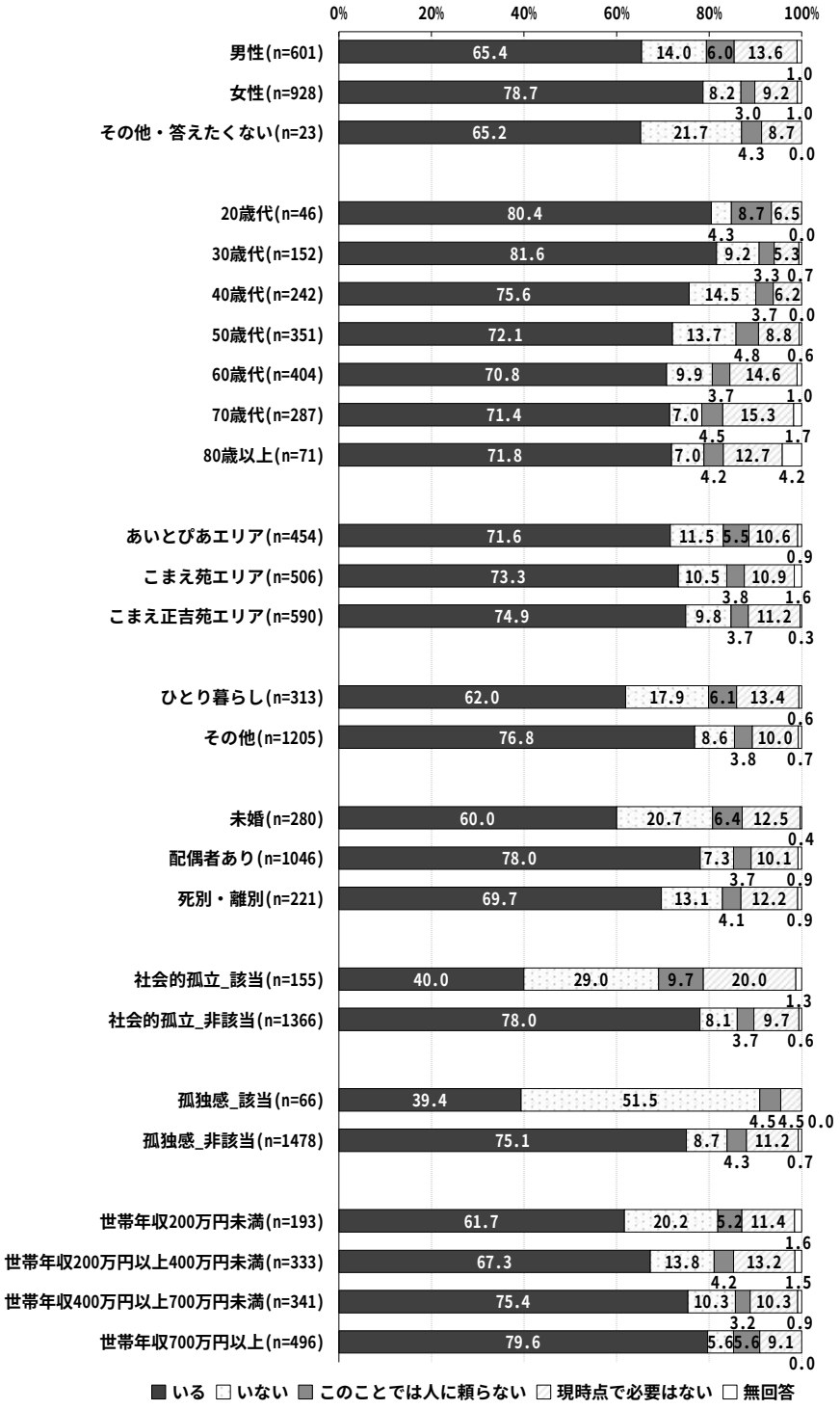

④愚痴を聞いてくれること

「いる」が 76.5%と最も多く、次いで「いない」が 8.9%、「現時点で必要はない」が 8.0%、「このことでは人に頼らない」が 5.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 5.6 ポイント少なくなっています。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 66.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が 55.0%、「職場の人」が 16.2%、「近所の人」が 4.0%、「その他の人」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 5.8 ポイント、「友人・知人」が 3.4 ポイント、「職場の人」が 3.2 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

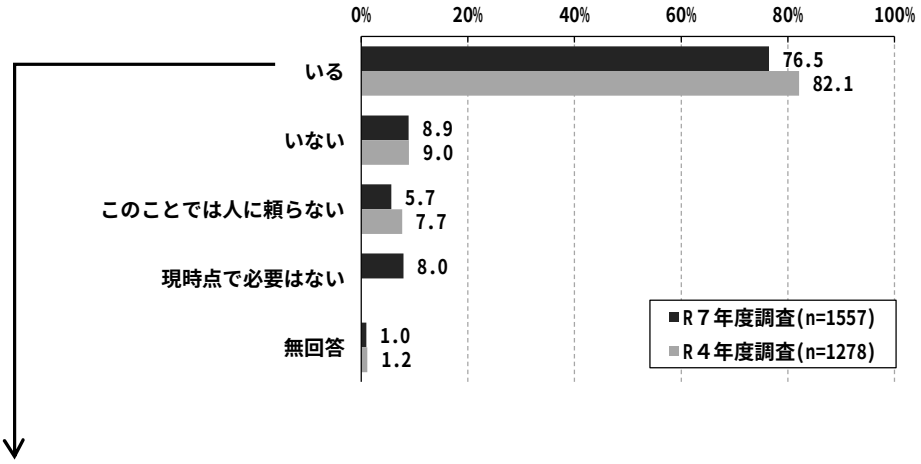

頼れる人

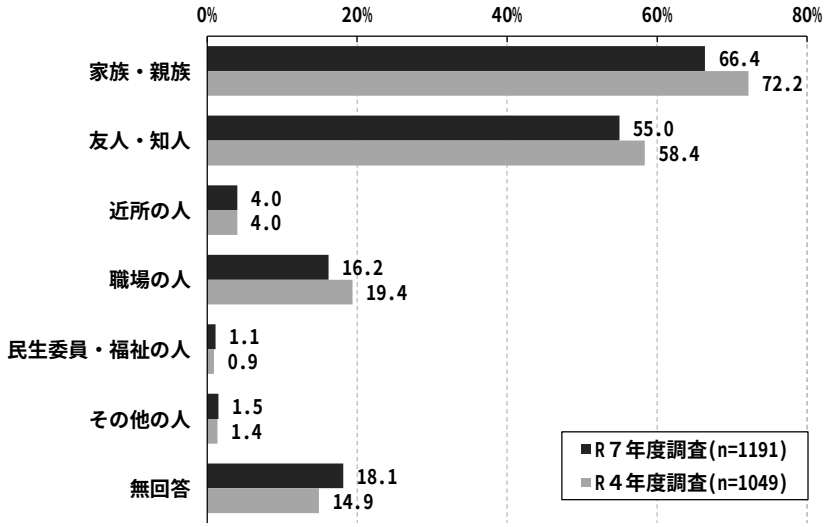

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、性別では、女性は「いる」の割合が男性に比べ高く、年齢別では、年齢が高くなるにつれ「いる」の割合が低くなる傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で、「いる」の割合が低くなっています。社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いない」の割合が高く、特に、孤独感別の該当では５割となっています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられます。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

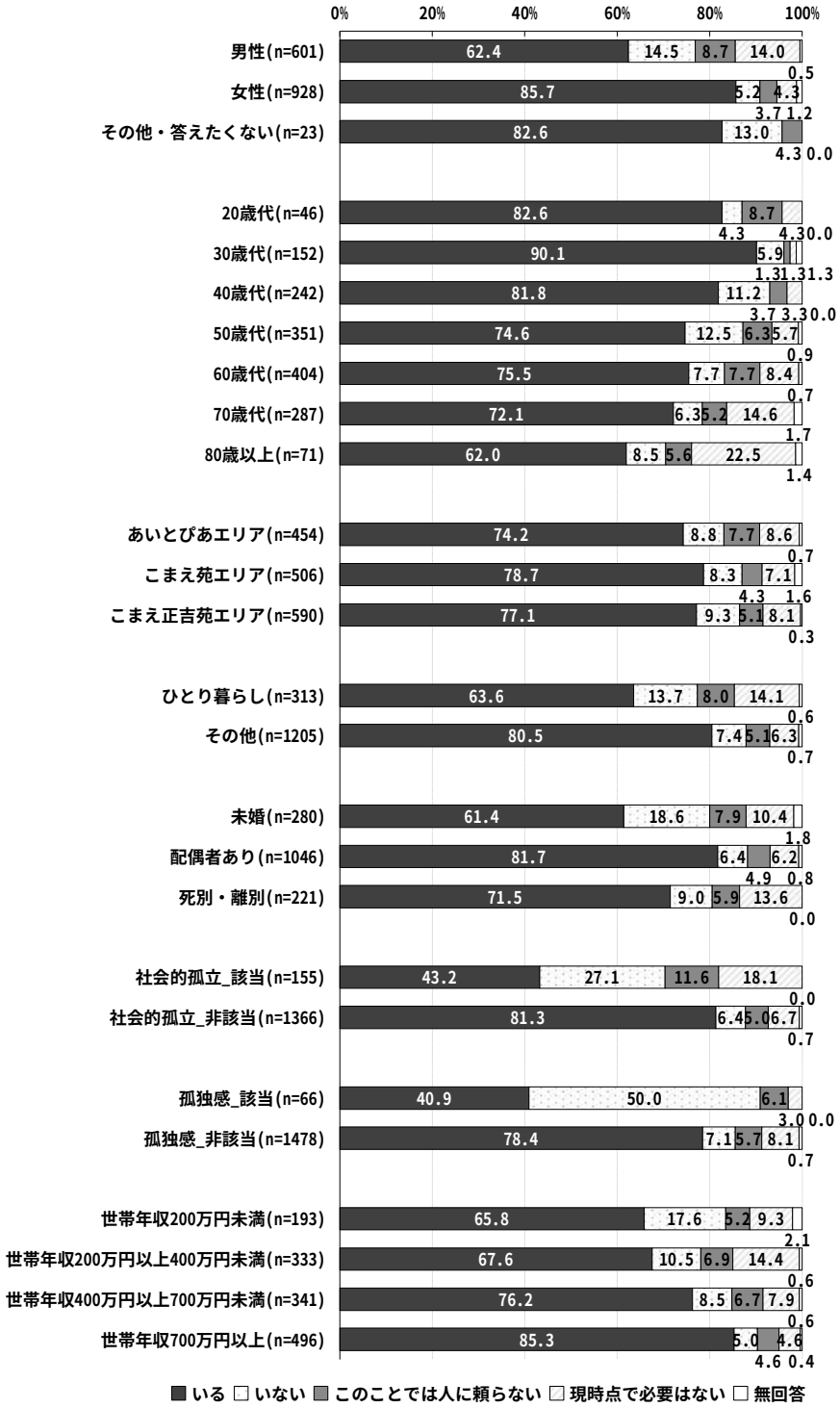

⑤喜びや悲しみを分かち合うこと

「いる」が 83.6%と最も多く、次いで「いない」が 8.5%、「現時点で必要はない」が 4.4%、「このことでは人に頼らない」が 2.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 4.3 ポイント少なくなっています。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 74.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が 51.3%、「職場の人」が 12.1%、「近所の人」が 4.7%、「その他の人」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 4.5 ポイント、「友人・知人」が 3.7 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

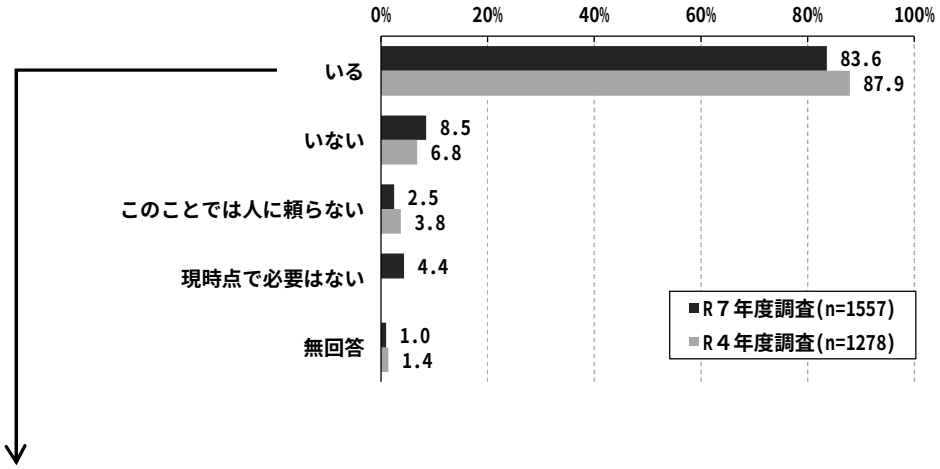

頼れる人

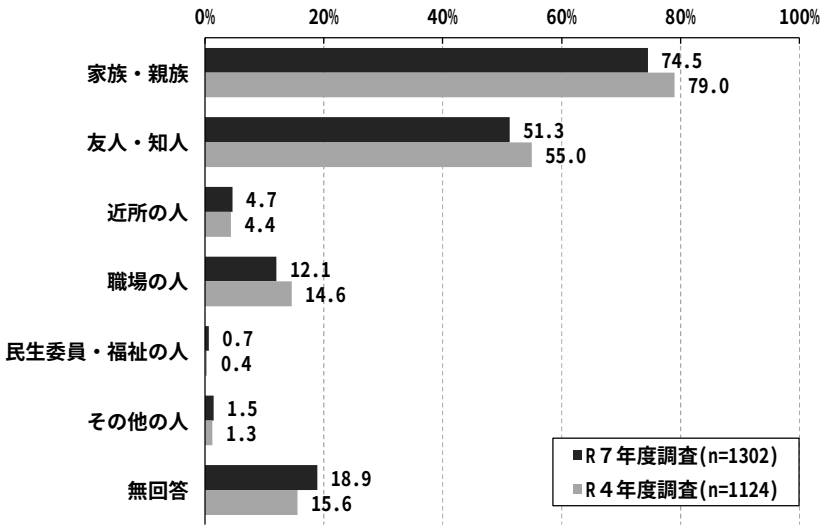

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、性別では、女性は「いる」の割合が男性に比べ高く、年齢別では、回答の傾向に年齢による大きな差はみられません。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で、「いる」の割合が低くなっています。社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いない」の割合が高く、特に、孤独感別の該当では５割を超えています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられます。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

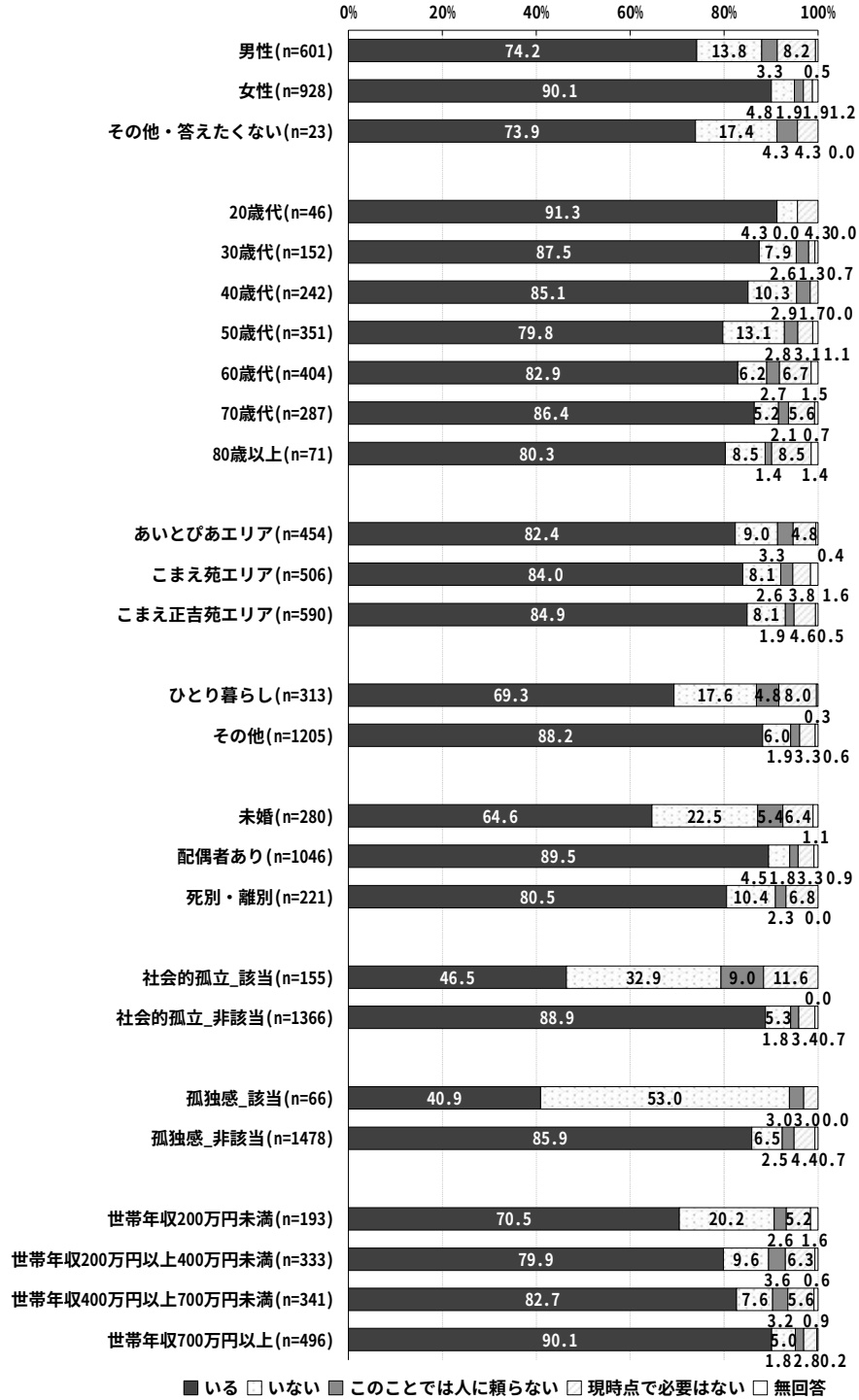

⑥いざというときのお金の援助

「いる」が 38.1%と最も多く、次いで「現時点で必要はない」が 27.9%、「いない」が 17.3%、「このことでは人に頼らない」が 15.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 15.0 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 9.6 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 82.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が 5.1%、「その他の人」が 0.8%、「近所の人」、「職場の人」、「民生委員・福祉の人」が同率で 0.2%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 5.4 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

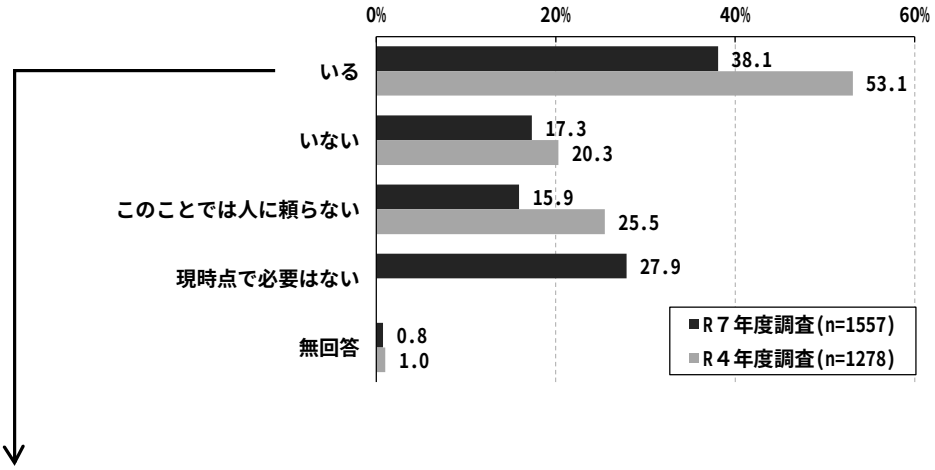

頼れる人

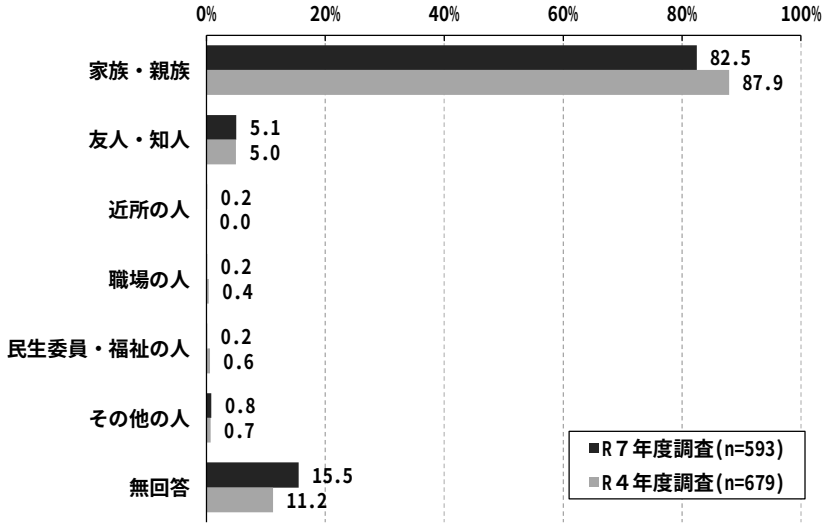

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が高くなるにつれ「いる」の割合が低くなる傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の死別・離婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で、「いる」の割合が低くなっています。婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いない」の割合が高く、特に、孤独感別の該当では５割を超えています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられます。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

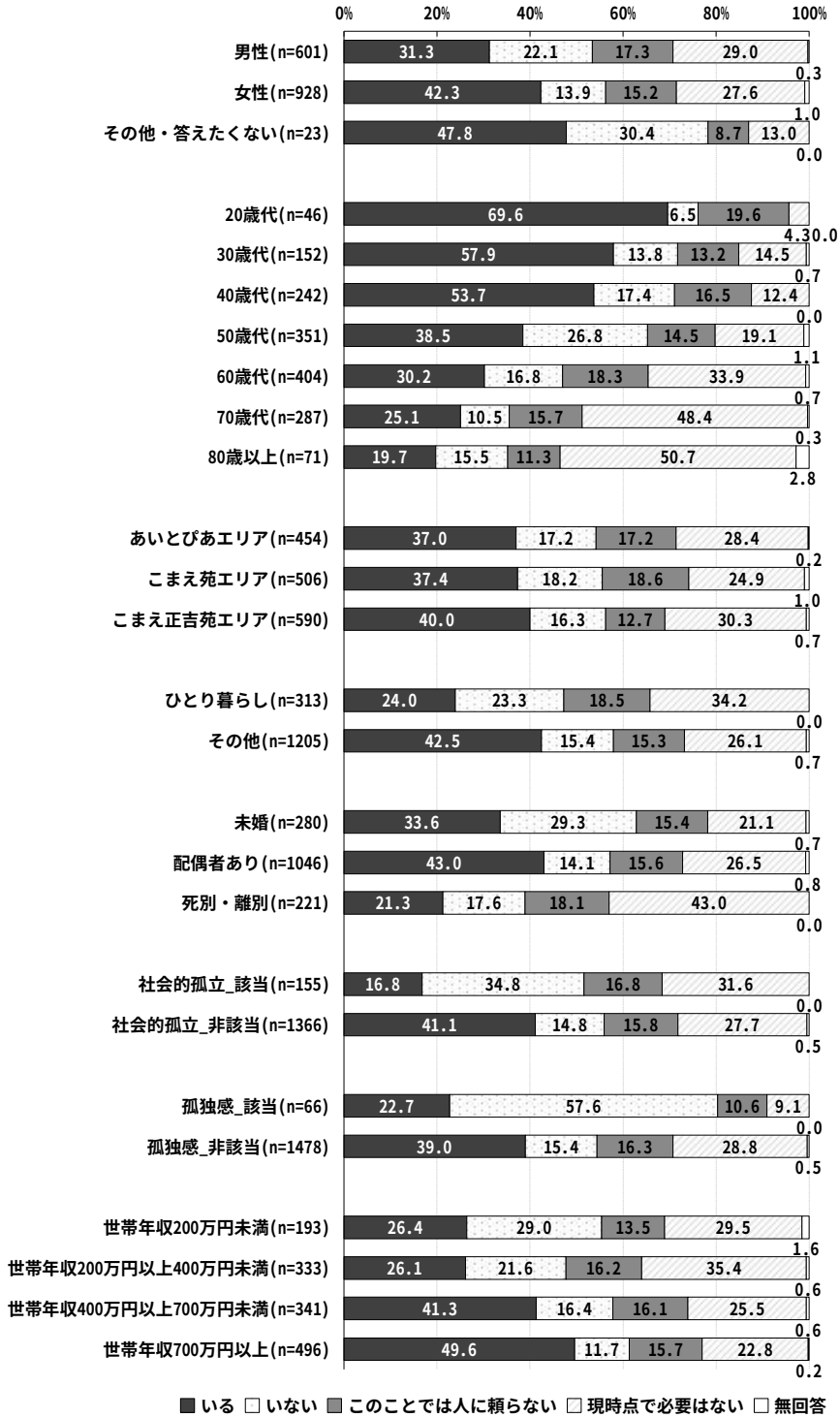

⑦日ごろのちょっとしたことの手助け

「いる」が 57.4%と最も多く、次いで「現時点で必要はない」が 20.2%、「いない」が 16.1%、「このことでは人に頼らない」が 5.8%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 11.7 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 6.3 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 76.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が 33.5%、「近所の人」が 10.1%、「職場の人」が 8.5%、「民生委員・福祉の人」が 1.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 4.5 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

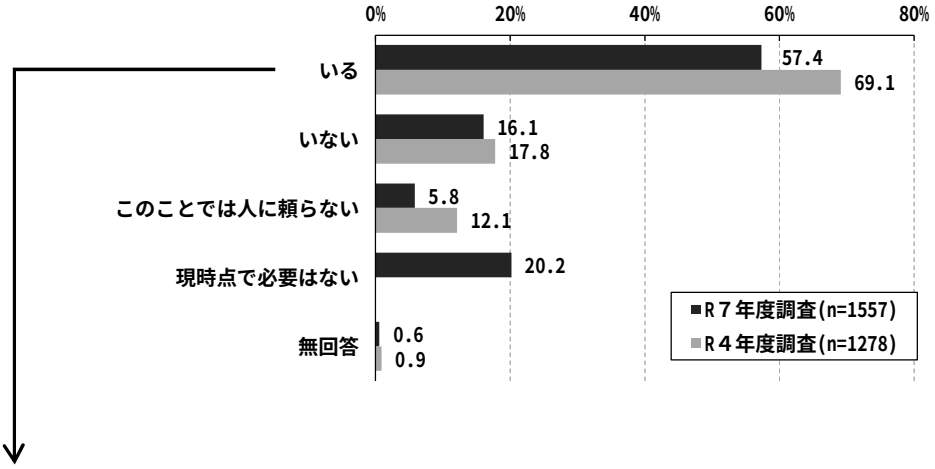

頼れる人

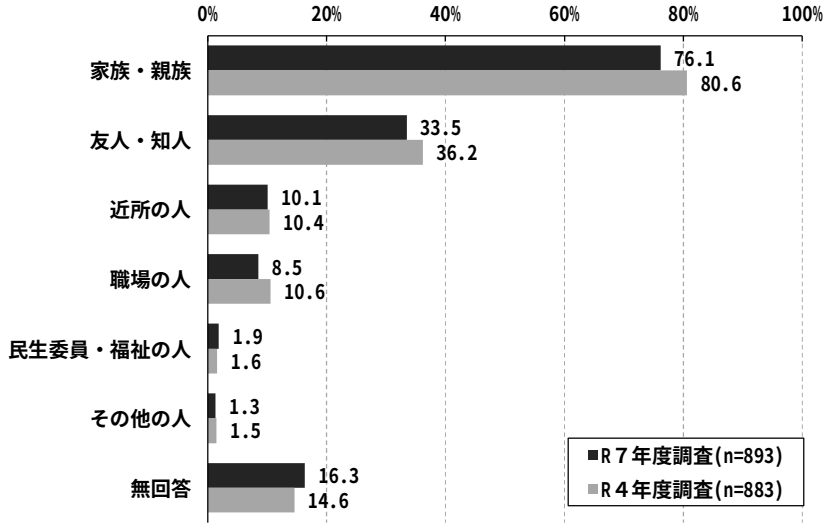

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「いる」の割合が低くなる傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で、「いる」の割合が低くなっています。婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いない」の割合が高く、特に、孤独感別の該当では６割を超えています。

世帯年収別では、世帯年収が高いほど「いる」の割合が高くなる傾向がみられます。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

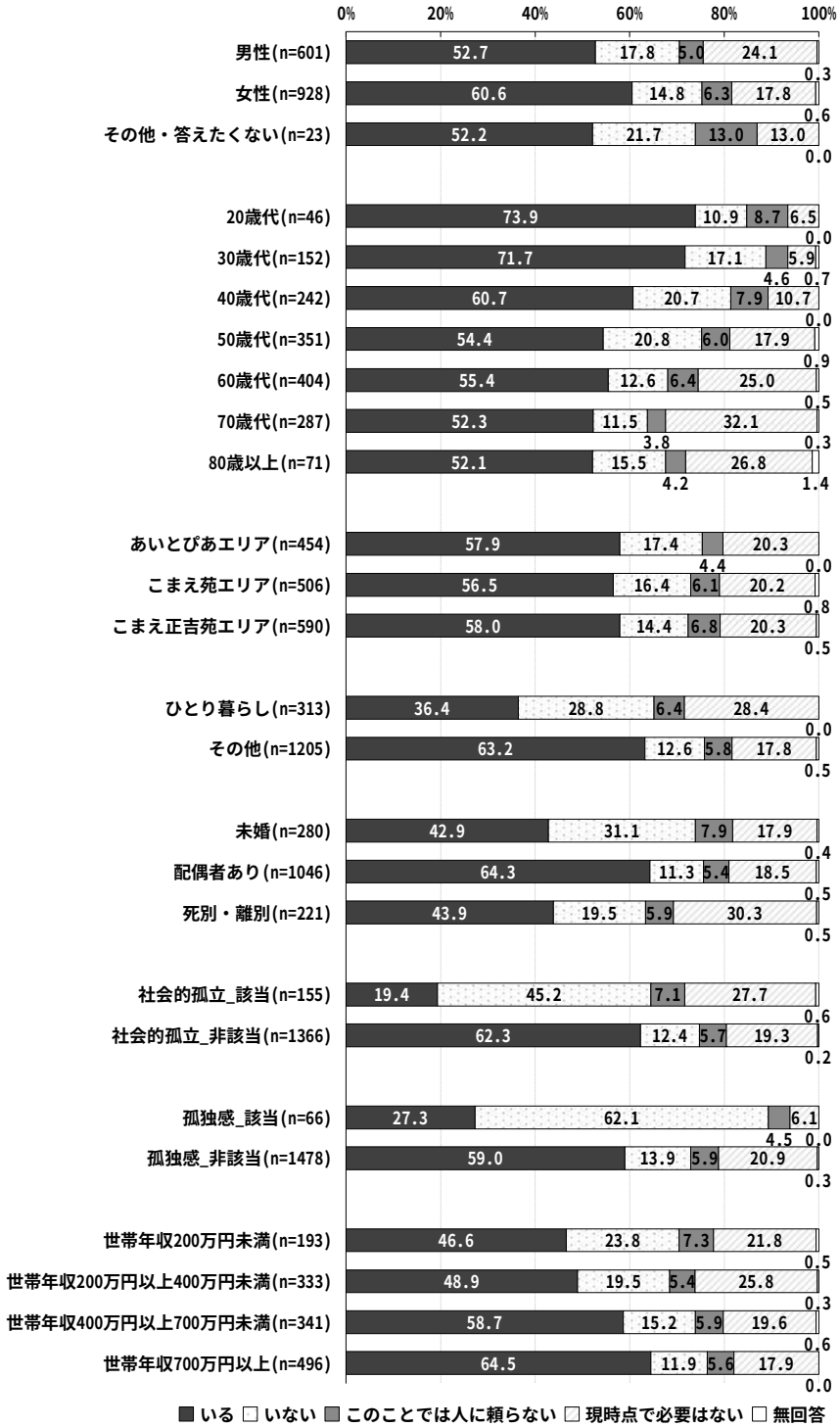

⑧家を借りるときの保証人を頼むこと

「現時点で必要はない」が 42.8%と最も多く、次いで「いる」が 39.1%、「いない」が 12.1%、「このことでは人に頼らない」が 4.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 20.8 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 18.0 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 83.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が 3.9%、「民生委員・福祉の人」が 0.3%、「職場の人」及び「その他の人」が 0.2%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、頼れる人の傾向に大きな差はみられません。

頼れる人の有無

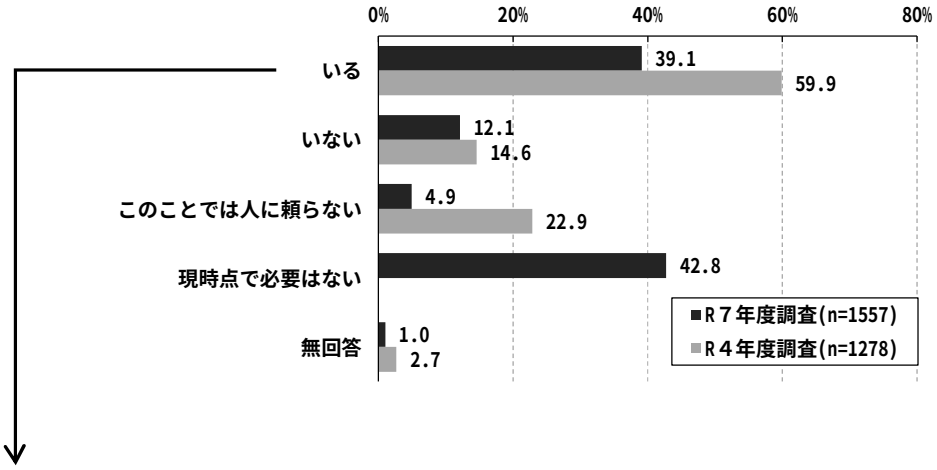

頼れる人

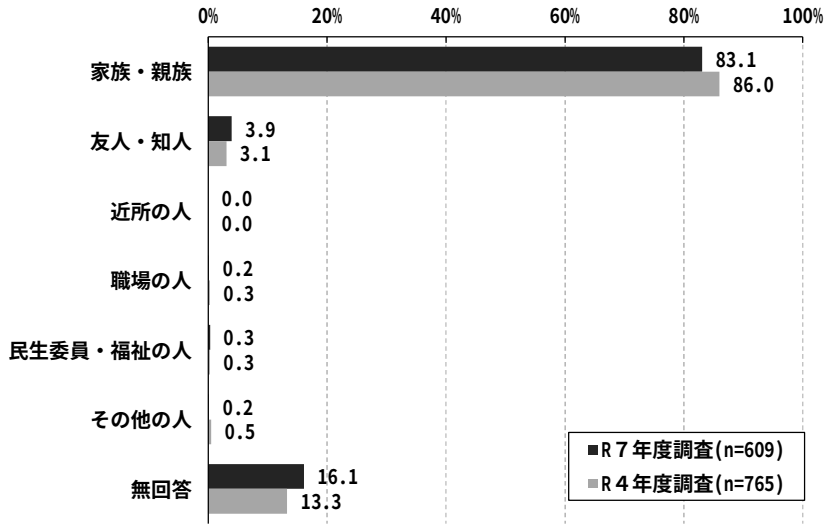

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「いる」の割合が低くなる一方、「現時点で必要はない」の割合が高くなっています。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年収別の 200 万円未満で、「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

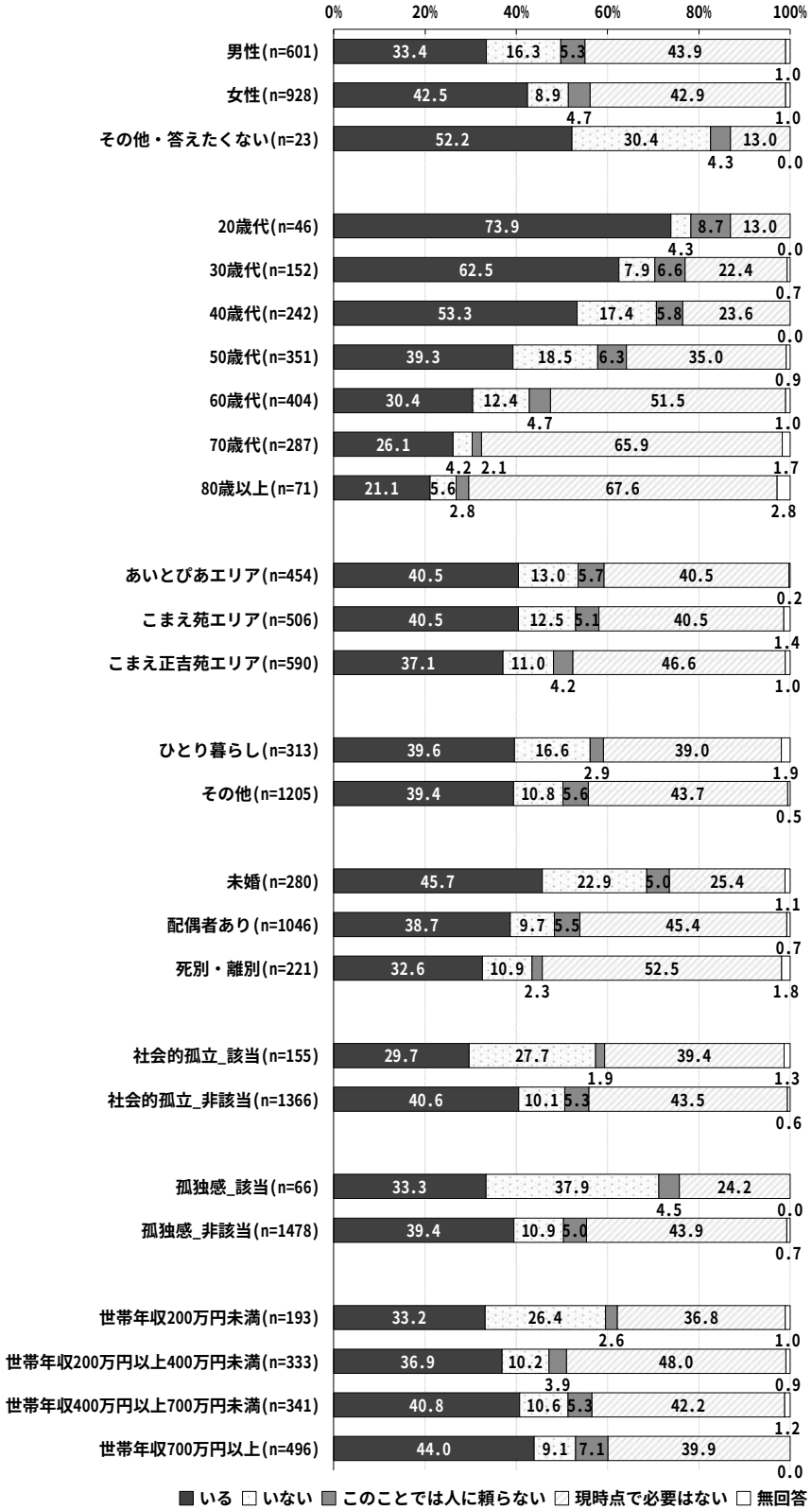

⑨福祉施設や病院等に入所・入院する際に身元保証人を頼むこと

「いる」が 63.8%と最も多く、次いで「現時点で必要はない」が 24.3%、「いない」が 9.5%、「このことでは人に頼らない」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 15.9 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 5.8 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 78.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が 2.9%、「その他の人」が 0.7%、「職場の人」及び「民生委員・福祉の人」が 0.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「家族・親族」が 3.7 ポイント少なくなっています。

頼れる人の有無

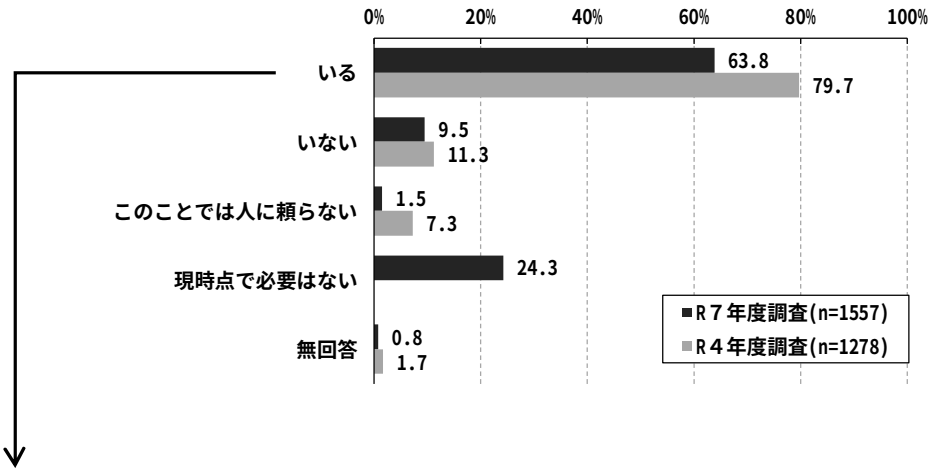

頼れる人

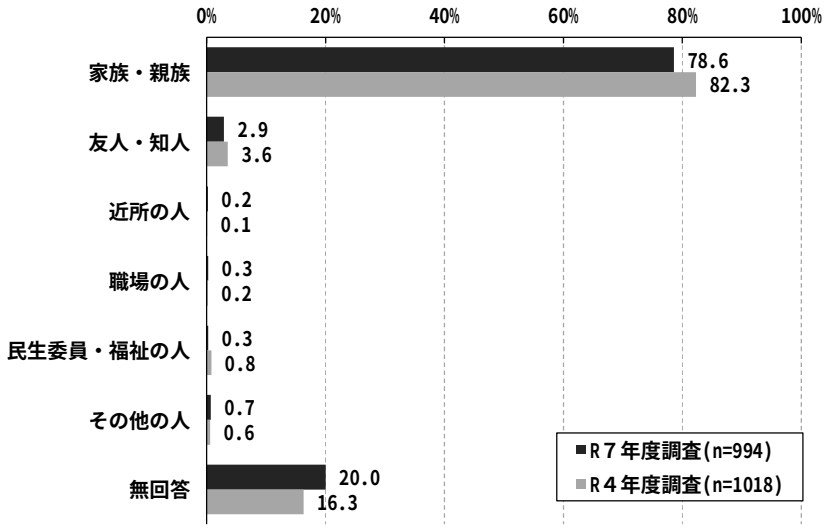

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、年齢別では、50 歳代で「いる」の割合がやや低くなっています。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年収別の 200 万円未満で、「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

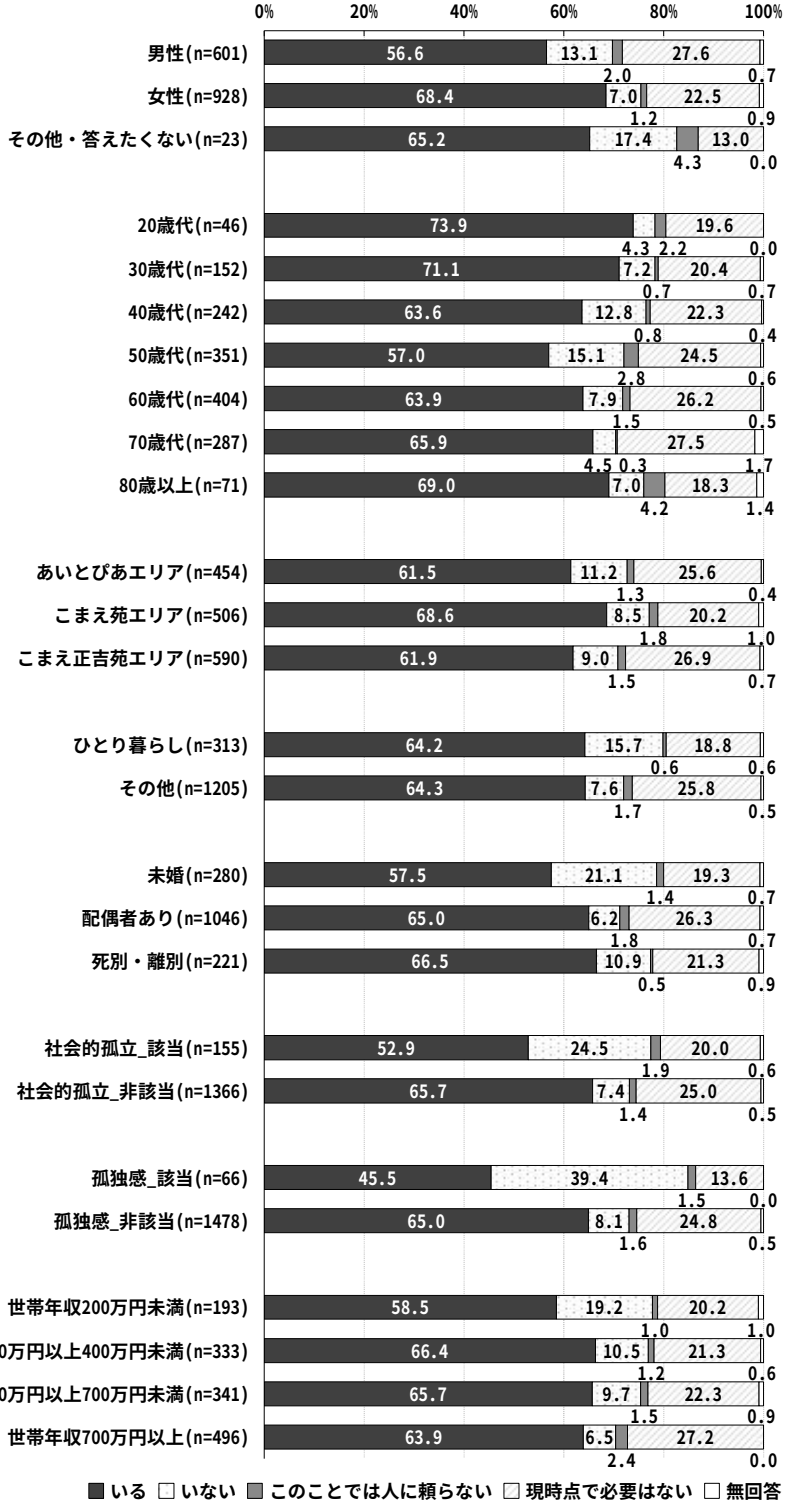

⑩成年後見人等を頼むこと

「現時点で必要はない」が 61.5%と最も多く、次いで「いる」が 22.3%、「いない」が 11.9%、「このことでは人に頼らない」が 3.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「いる」が 23.4 ポイント、「このことでは人に頼らない」が 21.8 ポイント少なくなっていますが、新たに設けた項目「現時点で必要はない」によるものと考えられます。

また、「いる」と回答した人の頼れる人は、「家族・親族」が 94.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が 2.6%、「近所の人」及び「民生委員・福祉の人」が 1.2%、「その他の人」が 0.9%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、頼れる人の傾向に大きな差はみられません。

頼れる人の有無

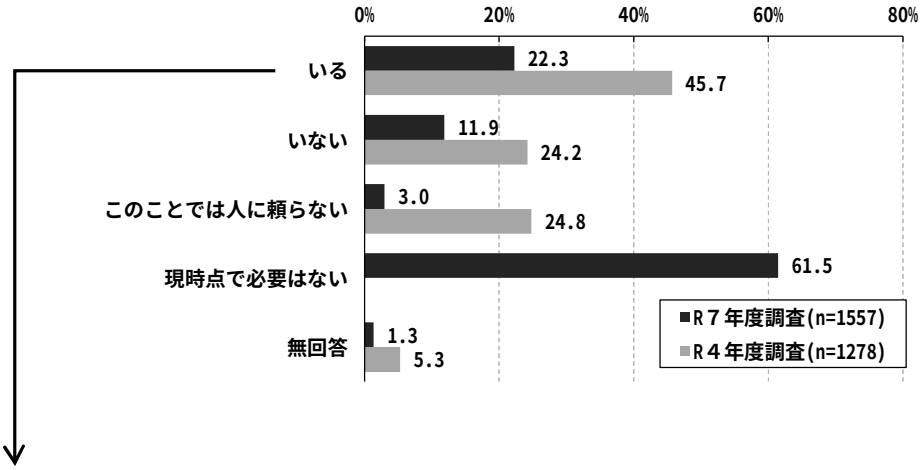

頼れる人

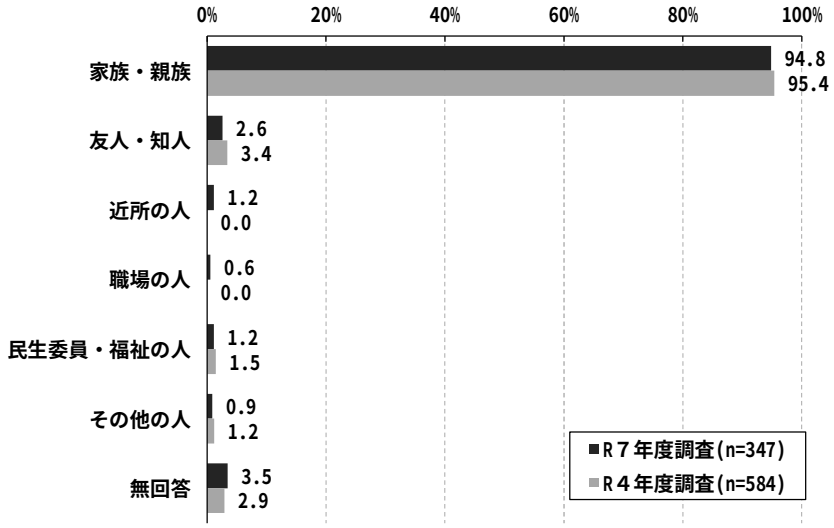

頼れる人の有無のクロス集計の結果をみると、いずれも「現時点で必要はない」の割合が高くなっていますが、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年収別の 200 万円未満では、「いない」の割合が高くなっています。

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別×頼れる人の有無クロス集計＞

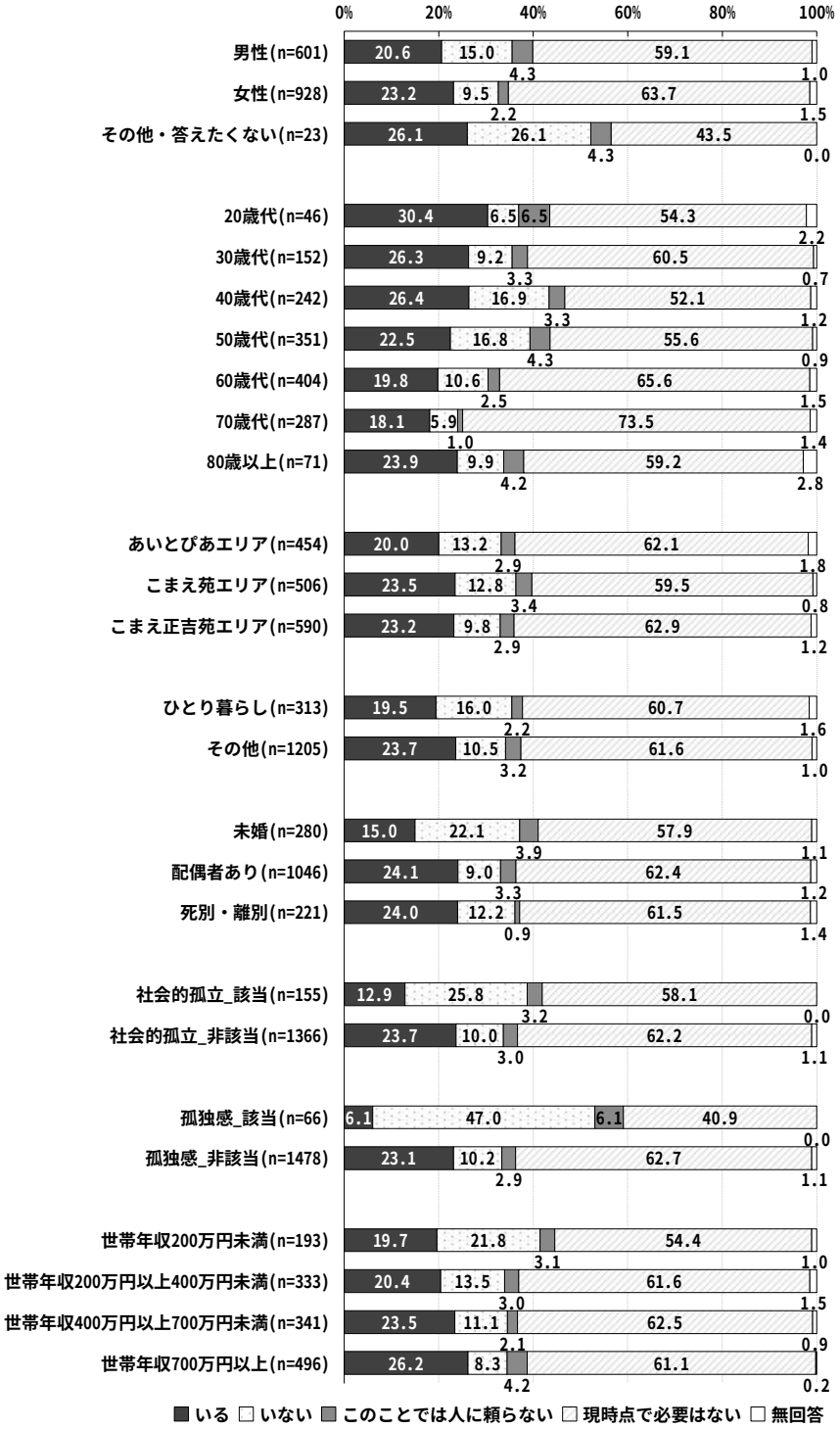

問 17　あなたは現在、行政機関や NPO 等の民間団体から、困りごとに対する支援（対価を支払うものを除く。）を受けていますか。

「受けていない」が 89.0%と最も多く、次いで「受けている」が 5.8%、「わからない」が 3.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、婚姻状況別の未婚、孤独感別の該当、世帯年収別の世帯年収 200 万円未満で「受けている」の割合がやや高くなっています。

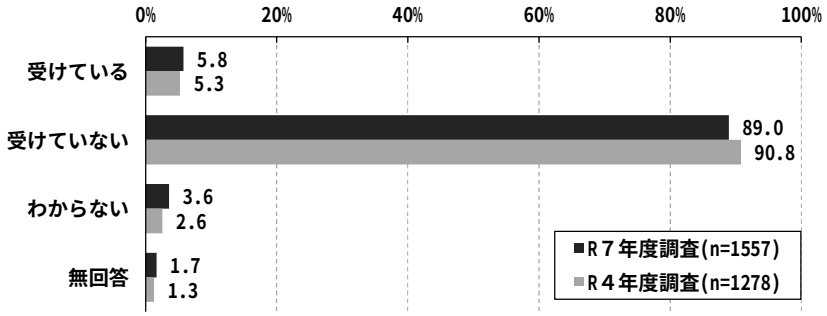

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	受けている	受けていない	わからない	無回答
男性(n=601)	4.7	91.2	3.2	1.0
女性(n=928)	6.5	88.0	3.7	1.8
その他・答えたくない(n=23)	4.3	73.9	13.0	8.7
20歳代(n=46)	0.0	87.0	8.7	4.3
30歳代(n=152)	8.6	85.5	3.9	2.0
40歳代(n=242)	8.3	85.5	5.0	1.2
50歳代(n=351)	7.7	86.9	4.6	0.9
60歳代(n=404)	4.2	91.8	2.2	1.7
70歳代(n=287)	2.4	94.1	2.1	1.4
80歳以上(n=71)	8.5	84.5	2.8	4.2
あいとぴあエリア(n=454)	5.5	88.1	5.7	0.7
こまえ苑エリア(n=506)	4.9	89.1	3.4	2.6
こまえ正吉苑エリア(n=590)	6.8	89.7	2.2	1.4
ひとり暮らし(n=313)	8.6	86.6	3.8	1.0
その他(n=1205)	5.1	89.9	3.5	1.6
未婚(n=280)	10.7	81.4	7.1	0.7
配偶者あり(n=1046)	4.3	91.2	2.8	1.7
死別・離別(n=221)	6.8	88.2	3.2	1.8
社会的孤立_該当(n=155)	9.0	83.9	5.2	1.9
社会的孤立_非該当(n=1366)	5.3	90.0	3.4	1.2
孤独感_該当(n=66)	24.2	57.6	18.2	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	5.0	90.9	2.9	1.2
世帯年収200万円未満(n=193)	13.0	77.7	7.3	2.1
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	7.2	87.4	3.3	2.1
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	4.4	92.7	1.8	1.2
世帯年収700万円以上(n=496)	2.6	94.0	2.4	1.0

【問 17 で「１．受けている」と回答した方】

問 17-１　あなたはどこから支援を受けていますか。

「行政機関（国や自治体）」が 60.0%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が 25.6%、「NPO 等の民間団体・ボランティア団体」が 7.8%、「その他」が 3.3%、「自治会・町内会」が 1.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「NPO 等の民間団体・ボランティア団体」が 6.9 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「70 歳代」で「社会福祉協議会」の割合が高くなっています。

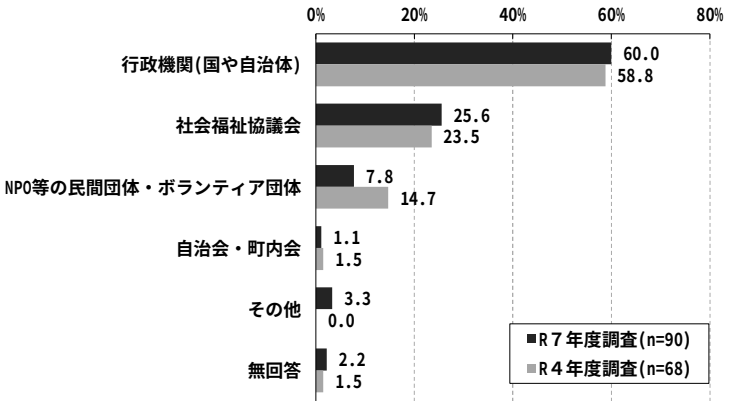

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	行政機関（国や自治体）	社会福祉協議会	NPO等の民間団体・ボランティア団体	自治会・町内会	その他	無回答
男性(n=28)	60.7	35.7	0.0	0.0	0.0	3.6
女性(n=60)	60.0	20.0	11.7	1.7	5.0	1.7
その他・答えたくない(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳代(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=13)	61.5	15.4	15.4	7.7	0.0	0.0
40歳代(n=20)	65.0	15.0	15.0	0.0	5.0	0.0
50歳代(n=27)	70.4	22.2	3.7	0.0	3.7	0.0
60歳代(n=17)	58.8	29.4	5.9	0.0	0.0	5.9
70歳代(n=7)	14.3	71.4	0.0	0.0	14.3	0.0
80歳以上(n=6)	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7
あいとぴあエリア(n=25)	60.0	32.0	8.0	0.0	0.0	0.0
こまえ苑エリア(n=25)	52.0	20.0	20.0	4.0	4.0	0.0
こまえ正吉苑エリア(n=40)	65.0	25.0	0.0	0.0	5.0	5.0
ひとり暮らし(n=27)	77.8	18.5	0.0	0.0	0.0	3.7
その他(n=61)	54.1	27.9	11.5	1.6	4.9	0.0
未婚(n=30)	76.7	20.0	0.0	0.0	0.0	3.3
配偶者あり(n=45)	51.1	31.1	8.9	2.2	4.4	2.2
死別・離別(n=15)	53.3	20.0	20.0	0.0	6.7	0.0
社会的孤立_該当(n=14)	92.9	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
社会的孤立_非該当(n=73)	53.4	30.1	9.6	1.4	4.1	1.4
孤独感_該当(n=16)	62.5	25.0	6.3	0.0	6.3	0.0
孤独感_非該当(n=74)	59.5	25.7	8.1	1.4	2.7	2.7
世帯年収200万円未満(n=25)	76.0	20.0	4.0	0.0	0.0	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=24)	41.7	45.8	4.2	0.0	4.2	4.2
世帯年収400万円以上700万円未満(n=15)	60.0	13.3	20.0	0.0	0.0	6.7
世帯年収700万円以上(n=13)	53.8	23.1	15.4	0.0	7.7	0.0

問 17-２あなたはどのような支援を受けていますか。

「相談支援（助言や情報提供等）」が 35.6%と最も多く、次いで「経済的な支援（給付や貸付等）」が 31.1%、「人的な支援（世話や介護）」が 16.7%、「現物提供等の支援（食料品・日用品の提供）」が 7.8%、「その他」が 6.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「経済的な支援（給付や貸付等）」が 12.0 ポイント、「その他」が 6.7 ポイント多くなっているほかは、少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では「30 歳代」で「経済的な支援（給付や貸付等）」、「80 歳以上」で「人的な支援（世話や介護）」の割合が高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「経済的な支援（給付や貸付等）」の割合が高くなっています。世帯年収別では世帯年収 200 万円未満で「経済的な支援（給付や貸付等）」、世帯年収 700 万円以上で「人的な支援（世話や介護）」の割合が高くなっています。

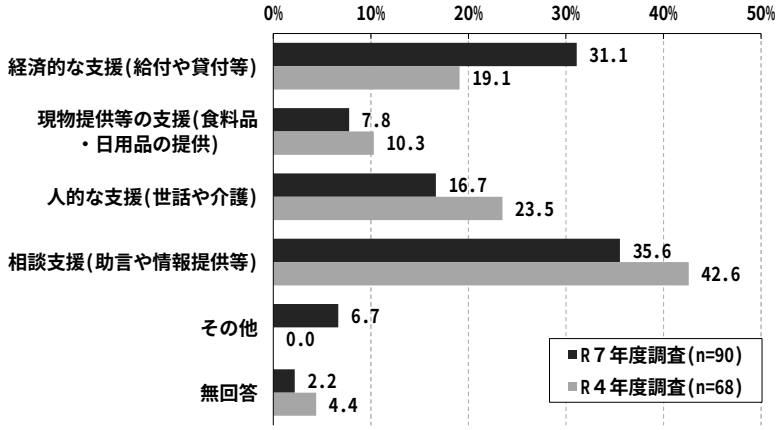

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	経済的な支援（給付や貸付等）	現物提供等の支援（食料品・日用品の提供）	人的な支援（世話や介護）	相談支援（助言や情報提供等）	その他	無回答
男性(n=28)	39.3	0.0	10.7	42.9	3.6	3.6
女性(n=60)	28.3	11.7	16.7	33.3	8.3	1.7
その他・答えたくない(n=1)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
20歳代(n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=13)	53.8	7.7	15.4	23.1	0.0	0.0
40歳代(n=20)	25.0	20.0	15.0	30.0	10.0	0.0
50歳代(n=27)	37.0	3.7	7.4	44.4	7.4	0.0
60歳代(n=17)	23.5	5.9	17.6	41.2	5.9	5.9
70歳代(n=7)	28.6	0.0	28.6	28.6	14.3	0.0
80歳以上(n=6)	0.0	0.0	50.0	33.3	0.0	16.7
あいとぴあエリア(n=25)	36.0	8.0	12.0	28.0	16.0	0.0
こまえ苑エリア(n=25)	32.0	8.0	16.0	40.0	4.0	0.0
こまえ正吉苑エリア(n=40)	27.5	7.5	20.0	37.5	2.5	5.0
ひとり暮らし(n=27)	40.7	0.0	14.8	29.6	11.1	3.7
その他(n=61)	27.9	11.5	16.4	39.3	4.9	0.0
未婚(n=30)	40.0	0.0	6.7	43.3	6.7	3.3
配偶者あり(n=45)	28.9	4.4	22.2	35.6	6.7	2.2
死別・離別(n=15)	20.0	33.3	20.0	20.0	6.7	0.0
社会的孤立_該当(n=14)	50.0	0.0	7.1	28.6	7.1	7.1
社会的孤立_非該当(n=73)	27.4	9.6	17.8	37.0	6.8	1.4
孤独感_該当(n=16)	37.5	12.5	12.5	31.3	6.3	0.0
孤独感_非該当(n=74)	29.7	6.8	17.6	36.5	6.8	2.7
世帯年収200万円未満(n=25)	48.0	4.0	12.0	28.0	8.0	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=24)	25.0	16.7	8.3	41.7	4.2	4.2
世帯年収400万円以上700万円未満(n=15)	26.7	13.3	13.3	33.3	6.7	6.7
世帯年収700万円以上(n=13)	7.7	0.0	46.2	38.5	7.7	0.0

【問 17 で「２受けていない」と回答した方】

問 17-３　その理由をお答えください。（複数回答）

「支援が必要でないため」が 90.0%と最も多く、次いで「支援の受け方がわからないため」が 6.5%、「支援が必要だが、我慢できる程度であるため」が 5.2%、「支援を受けるための手続きが面倒であるため」が 2.5%、「有料の支援やサービスを受けているため」が 1.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

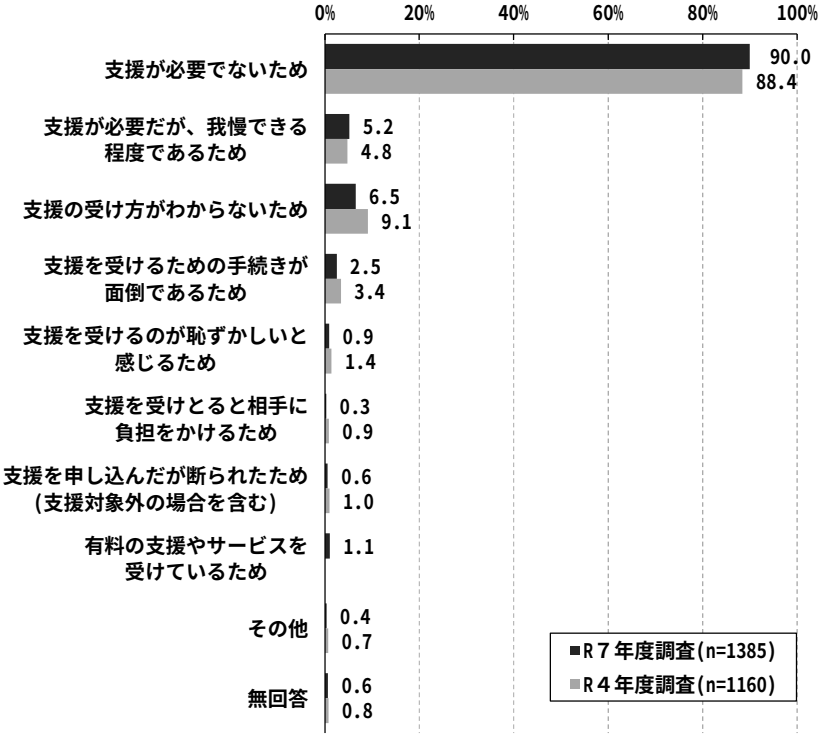

問 18　①～④の人が、次に挙げる事柄について助けを必要としているときに、それらの事柄をしますか。

①家族・親族（複数回答）

「重要な事柄の相談」が 72.3%と最も多く、次いで「子どもの世話や看病」が 62.6%、「愚痴を聞くこと」が 61.8%、「(子ども以外の）介護や看病」が 58.6%、「喜びや悲しみを分かちあうこと」が 46.4%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「子どもの世話や看病」が 11.9 ポイント、「(子ども以外の)介護や看病」が 8.3 ポイント少なくなっており、その他すべての項目で少なくなっています。クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ、すべての項目で割合が低くなっています。また、家族構成別のその他、婚姻状況別の配偶者あり、社会的孤立別の非該当、孤独感別の非該当ですべての項目の回答割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほどすべての項目の回答割合が高くなっています。

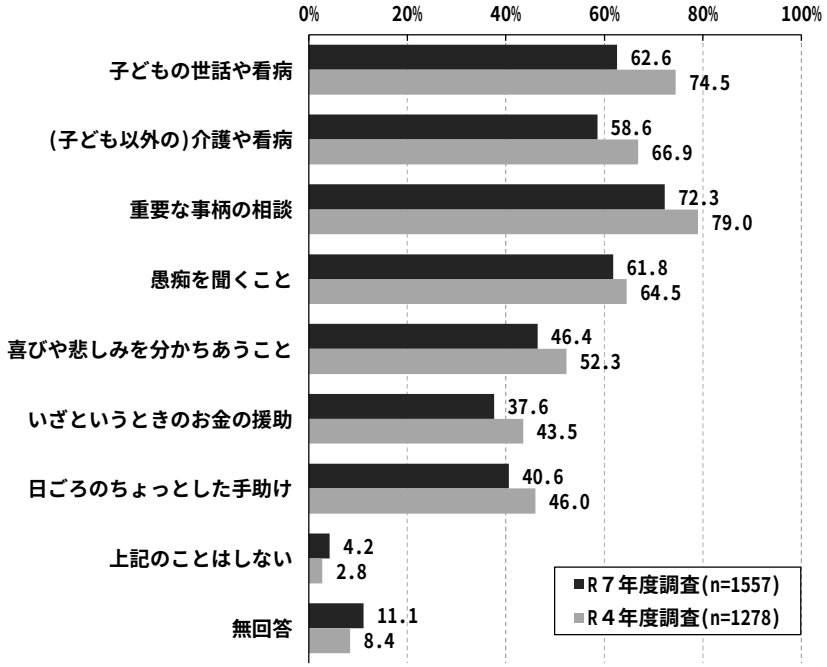

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	子どもの世話や看病	（子ども以外の）介護や看病	重要な事柄の相談	愚痴を聞くこと	喜びや悲しみを分かちあうこと	いざというときのお金の援助	日ごろのちょっとした手助け	上記のことはしない	無回答
男性(n=601)	59.2	53.7	69.4	55.4	40.1	32.9	35.9	6.5	12.3
女性(n=928)	64.9	62.3	74.4	66.2	50.8	40.8	43.5	2.8	10.2
その他・答えたくない(n=23)	60.9	43.5	69.6	60.9	43.5	34.8	47.8	4.3	13.0
20歳代(n=46)	65.2	71.7	82.6	78.3	67.4	58.7	60.9	4.3	13.0
30歳代(n=152)	75.7	69.7	82.2	73.0	57.2	46.1	51.3	3.3	7.2
40歳代(n=242)	74.4	70.2	82.2	71.9	54.1	45.9	45.5	3.3	5.0
50歳代(n=351)	63.8	67.8	74.1	67.0	47.0	40.2	44.7	5.1	7.7
60歳代(n=404)	59.7	59.4	70.3	62.4	44.3	35.9	38.9	5.0	11.6
70歳代(n=287)	53.3	38.3	64.8	45.6	38.0	27.5	30.0	3.8	17.4
80歳以上(n=71)	42.3	19.7	45.1	31.0	28.2	16.9	21.1	2.8	25.4
あいとぴあエリア(n=454)	62.1	59.5	72.5	62.1	49.8	42.3	45.4	4.6	10.6
こまえ苑エリア(n=506)	63.6	59.9	71.3	61.1	43.5	35.0	37.9	4.3	11.7
こまえ正吉苑エリア(n=590)	62.7	57.3	73.6	62.7	46.8	36.6	39.3	3.9	10.3
ひとり暮らし(n=313)	38.0	39.6	61.0	47.6	39.0	32.6	31.0	8.6	19.5
その他(n=1205)	70.1	64.5	75.9	66.3	49.3	39.7	43.9	3.1	8.3
未婚(n=280)	35.4	53.6	68.9	52.5	41.1	33.2	35.0	7.9	15.0
配偶者あり(n=1046)	72.9	64.2	77.0	67.4	49.6	40.2	43.6	3.0	8.0
死別・離別(n=221)	48.4	38.9	55.7	48.0	38.9	31.7	33.9	5.9	20.4
社会的孤立_該当(n=155)	32.3	33.5	49.0	38.1	25.8	22.6	22.6	12.9	23.2
社会的孤立_非該当(n=1366)	66.8	62.0	75.5	65.0	49.4	39.7	43.0	3.4	9.2
孤独感_該当(n=66)	27.3	43.9	56.1	40.9	31.8	24.2	25.8	12.1	21.2
孤独感_非該当(n=1478)	64.6	59.7	73.5	63.2	47.4	38.5	41.5	3.9	9.9
世帯年収200万円未満(n=193)	42.5	39.9	57.5	45.6	35.2	26.4	26.9	7.8	20.2
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	51.4	44.1	62.8	50.2	39.3	28.5	33.9	5.7	13.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	66.6	64.8	75.4	65.4	49.3	39.6	43.1	4.4	8.5
世帯年収700万円以上(n=496)	74.0	71.2	82.1	74.0	53.0	47.4	47.8	2.8	5.6

②友人・知人（複数回答）

「愚痴を聞くこと」が 58.8%と最も多く、次いで「重要な事柄の相談」が 40.5%、「喜びや悲しみを分かちあうこと」が 39.2%、「日ごろのちょっとした手助け」が 29.4%、「子どもの世話や看病」が 19.8%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「子どもの世話や看病」が 10.4 ポイント、「日ごろのちょっとした手助け」が 6.2 ポイント少なくなっており、その他すべての項目で少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ、すべての項目で割合が低くなる傾向がみられます。また、社会的孤立別の非該当、孤独感別の非該当ですべての項目の回答割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほどすべての項目の回答割合が高くなっています。

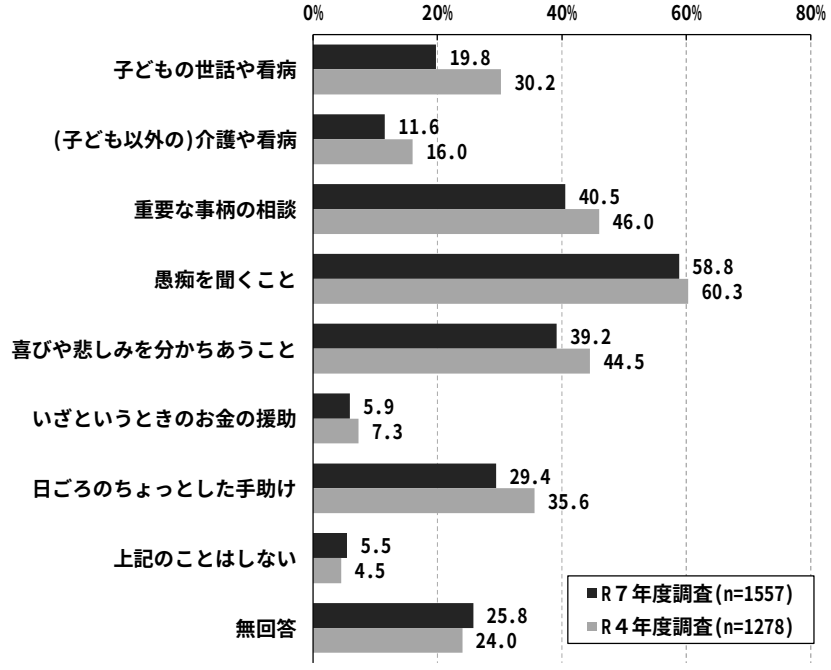

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	子どもの世話や看病	（子ども以外の）介護や看病	重要な事柄の相談	愚痴を聞くこと	喜びや悲しみを分かちあうこと	いざというときのお金の援助	日ごろのちょっとした手助け	上記のことはしない	無回答
男性(n=601)	14.5	9.3	37.9	47.6	30.3	6.2	23.5	10.1	30.9
女性(n=928)	23.4	13.0	42.2	66.3	45.3	5.7	33.2	2.5	22.3
その他・答えたくない(n=23)	17.4	13.0	43.5	60.9	34.8	8.7	34.8	4.3	26.1
20歳代(n=46)	26.1	13.0	67.4	80.4	60.9	17.4	47.8	0.0	17.4
30歳代(n=152)	40.8	17.8	60.5	74.3	55.9	9.2	42.8	3.3	13.8
40歳代(n=242)	36.4	15.3	45.9	71.1	50.0	8.3	36.0	4.1	13.6
50歳代(n=351)	20.2	13.7	46.4	67.0	42.7	6.0	33.9	6.0	19.4
60歳代(n=404)	12.6	9.7	37.6	57.2	35.9	4.7	26.2	6.7	25.5
70歳代(n=287)	7.3	7.3	25.4	39.7	25.8	3.1	17.4	5.9	41.8
80歳以上(n=71)	4.2	2.8	12.7	18.3	9.9	1.4	11.3	7.0	64.8
あいとぴあエリア(n=454)	24.2	14.1	43.6	60.6	41.9	6.6	33.0	5.9	24.0
こまえ苑エリア(n=506)	17.4	9.9	39.9	58.1	37.7	5.7	25.5	4.7	27.9
こまえ正吉苑エリア(n=590)	18.6	11.2	39.2	58.8	38.8	5.6	30.2	5.6	24.7
ひとり暮らし(n=313)	11.2	11.8	39.3	54.0	37.4	7.3	28.4	7.0	29.1
その他(n=1205)	22.2	11.5	41.3	60.9	40.5	5.6	30.0	5.0	24.4
未婚(n=280)	18.2	15.7	46.8	58.9	40.7	10.4	32.1	7.1	21.4
配偶者あり(n=1046)	22.4	11.3	40.8	60.9	40.2	5.6	30.1	5.1	24.6
死別・離別(n=221)	10.0	8.1	31.7	49.3	32.1	1.8	22.6	5.4	36.2
社会的孤立_該当(n=155)	7.7	9.7	26.5	40.6	25.8	3.9	20.0	11.6	35.5
社会的孤立_非該当(n=1366)	21.4	11.9	42.3	61.6	41.3	6.2	30.7	4.9	23.9
孤独感_該当(n=66)	13.6	6.1	27.3	39.4	30.3	1.5	19.7	18.2	30.3
孤独感_非該当(n=1478)	20.2	11.9	41.5	60.2	39.9	6.2	30.1	4.9	24.9
世帯年収200万円未満(n=193)	11.4	8.8	31.6	46.1	28.0	3.1	21.8	4.7	36.8
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	11.7	10.8	33.3	48.3	34.2	4.8	23.7	6.9	31.2
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	20.2	12.0	39.9	58.4	38.1	7.3	27.9	6.2	25.5
世帯年収700万円以上(n=496)	28.8	14.7	52.8	72.2	46.8	7.5	36.1	5.0	15.1

③近所の人（複数回答）

「愚痴を聞くこと」が 24.1%と最も多く、次いで「日ごろのちょっとした手助け」が 20.8%、「上記のことはしない」が 18.6%、「喜びや悲しみを分かちあうこと」が 12.6%、「子どもの世話や看病」が 9.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「日ごろのちょっとした手助け」が 5.6 ポイント、「子どもの世話や看病」が 4.9 ポイント少なくなっており、その他ほとんどの項目で少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「40 歳代」で「愚痴を聞くこと」の割合が高く、また、年齢が上がるにつれ、「上記のことはしない」の割合が低くなっています。

家族構成別のその他、社会的孤立別の非該当、孤独感別の非該当で「愚痴を聞くこと」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「愚痴を聞くこと」「日ごろのちょっとした手助け」の割合が高くなっています。

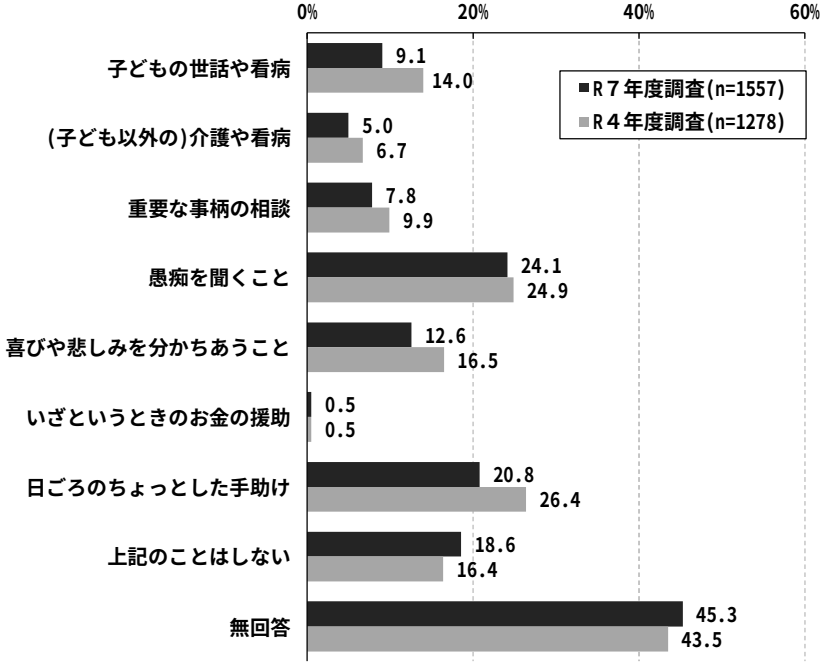

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	子どもの世話や看病	（子ども以外の）介護や看病	重要な事柄の相談	愚痴を聞くこと	喜びや悲しみを分かちあうこと	いざというときのお金の援助	日ごろのちょっとした手助け	上記のことはしない	無回答
男性(n=601)	7.3	4.7	8.8	17.5	7.8	0.8	16.6	22.0	47.4
女性(n=928)	10.5	5.4	7.4	28.9	15.9	0.3	23.7	15.9	43.9
その他・答えたくない(n=23)	0.0	0.0	0.0	8.7	4.3	0.0	13.0	39.1	43.5
20歳代(n=46)	4.3	4.3	6.5	17.4	15.2	0.0	26.1	28.3	34.8
30歳代(n=152)	14.5	3.9	7.9	26.3	16.4	0.0	23.0	27.6	33.6
40歳代(n=242)	17.4	7.4	12.8	32.6	20.2	0.4	24.8	21.5	32.6
50歳代(n=351)	10.8	6.8	8.8	27.9	13.4	0.9	25.1	20.2	37.9
60歳代(n=404)	6.2	3.7	6.9	22.0	10.6	0.7	19.8	18.8	47.8
70歳代(n=287)	3.5	4.5	5.9	19.5	8.4	0.3	15.3	10.5	59.9
80歳以上(n=71)	2.8	0.0	0.0	7.0	1.4	0.0	5.6	7.0	83.1
あいとぴあエリア(n=454)	12.1	5.5	8.4	26.4	15.2	0.2	23.3	20.5	41.0
こまえ苑エリア(n=506)	7.3	5.1	9.3	23.1	11.7	1.0	17.8	17.8	48.2
こまえ正吉苑エリア(n=590)	8.3	4.6	6.3	23.6	11.5	0.3	21.5	17.8	45.8
ひとり暮らし(n=313)	3.5	3.5	5.4	16.0	8.9	0.0	15.0	21.7	50.8
その他(n=1205)	10.7	5.5	8.5	26.6	13.8	0.7	22.7	18.0	43.2
未婚(n=280)	4.6	5.7	6.4	15.7	9.6	0.0	16.4	25.7	43.2
配偶者あり(n=1046)	11.3	5.3	8.7	27.2	13.9	0.7	22.7	17.5	43.6
死別・離別(n=221)	4.5	3.2	5.9	21.3	10.4	0.5	17.2	14.5	55.7
社会的孤立_該当(n=155)	5.2	4.5	7.1	12.3	6.5	0.0	12.9	20.6	51.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	9.5	5.1	7.9	25.5	13.5	0.6	21.9	18.6	44.2
孤独感_該当(n=66)	6.1	3.0	7.6	7.6	4.5	0.0	9.1	33.3	45.5
孤独感_非該当(n=1478)	9.3	5.1	7.9	25.1	13.1	0.5	21.5	18.1	44.8
世帯年収200万円未満(n=193)	5.7	3.6	8.3	16.1	8.8	0.0	13.5	14.0	57.5
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	4.2	4.8	3.9	16.2	6.3	0.3	13.8	20.7	52.9
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	6.7	5.3	7.6	22.9	11.7	0.6	19.4	20.5	44.0
世帯年収700万円以上(n=496)	15.7	6.5	11.7	33.5	18.5	0.8	27.0	19.8	33.7

④職場の人（複数回答）

「愚痴を聞くこと」が 36.9%と最も多く、次いで「喜びや悲しみを分かちあうこと」が 20.6%、「日ごろのちょっとした手助け」が 18.4%、「重要な事柄の相談」が 18.0%、「上記のことはしない」が 13.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「日ごろのちょっとした手助け」が 6.6 ポイント、「重要な事柄の相談」が 6.4 ポイント少なくなっており、その他多くの項目で少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ、「愚痴を聞くこと」「喜びや悲しみを分かちあうこと」の割合が低くなっています。

家族構成別のその他、社会的孤立別の非該当、孤独感別の非該当で「愚痴を聞くこと」の割合が高くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「いざというときのお金の援助」以外の項目で割合が高くなっています。

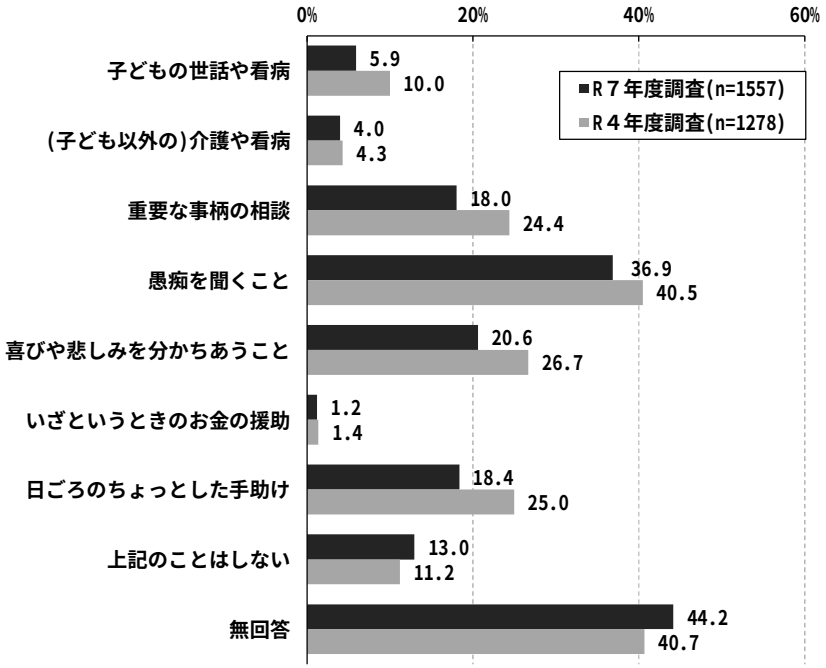

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	子どもの世話や看病	（子ども以外の）介護や看病	重要な事柄の相談	愚痴を聞くこと	喜びや悲しみを分かちあうこと	いざというときのお金の援助	日ごろのちょっとした手助け	上記のことはしない	無回答
男性(n=601)	5.2	4.8	18.6	31.3	14.8	1.7	15.8	17.3	44.3
女性(n=928)	6.6	3.6	17.7	40.7	24.7	0.9	19.9	10.0	44.1
その他・答えたくない(n=23)	0.0	0.0	21.7	30.4	13.0	4.3	26.1	17.4	43.5
20歳代(n=46)	4.3	2.2	30.4	63.0	39.1	0.0	39.1	2.2	28.3
30歳代(n=152)	11.2	5.9	32.2	55.3	34.9	2.6	32.2	11.2	25.7
40歳代(n=242)	12.0	7.0	25.6	53.7	31.0	2.1	25.6	10.7	25.6
50歳代(n=351)	7.7	5.4	25.9	50.4	27.1	1.7	26.8	11.7	30.5
60歳代(n=404)	3.5	3.2	13.4	31.7	16.6	0.7	12.4	16.8	47.0
70歳代(n=287)	1.0	1.0	3.8	8.7	4.5	0.3	4.5	15.0	72.8
80歳以上(n=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	93.0
あいとぴあエリア(n=454)	7.0	4.8	19.2	38.5	22.9	1.1	21.1	12.1	43.0
こまえ苑エリア(n=506)	5.5	4.3	19.0	37.7	20.8	2.0	17.8	10.9	44.3
こまえ正吉苑エリア(n=590)	5.4	3.1	16.6	35.3	19.0	0.7	16.9	15.3	44.7
ひとり暮らし(n=313)	2.2	1.6	14.1	28.1	16.6	1.0	14.4	16.9	48.6
その他(n=1205)	7.0	4.6	19.4	39.9	22.2	1.3	19.8	12.1	42.2
未婚(n=280)	5.4	5.7	21.4	39.6	22.5	1.8	22.9	14.3	35.7
配偶者あり(n=1046)	7.0	4.0	19.0	39.6	21.9	1.1	19.0	12.6	42.6
死別・離別(n=221)	1.8	1.8	9.5	20.8	12.2	0.9	10.0	13.1	61.5
社会的孤立_該当(n=155)	1.9	3.2	12.3	23.2	10.3	0.0	12.3	18.7	51.0
社会的孤立_非該当(n=1366)	6.4	4.1	18.9	38.7	22.2	1.4	19.3	12.5	42.9
孤独感_該当(n=66)	3.0	1.5	13.6	25.8	15.2	1.5	16.7	16.7	51.5
孤独感_非該当(n=1478)	6.1	4.1	18.4	37.7	21.0	1.2	18.6	12.9	43.4
世帯年収200万円未満(n=193)	3.1	1.0	7.3	15.0	8.8	0.0	9.3	10.9	67.9
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	2.4	2.4	11.1	24.3	14.1	1.2	11.1	15.9	54.1
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	5.6	5.3	15.0	38.1	22.9	1.8	18.5	12.6	42.5
世帯年収700万円以上(n=496)	9.9	5.8	30.6	55.4	29.8	1.6	27.0	11.7	26.2

問 19　あなたは次に挙げる①～⑧の会やグループに参加していますか。

①町会・自治会

「参加する予定はない」が 55.6%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 33.2%、「参加したいができない」が 6.6%、「この 1 年以内に新たに参加するようになった」が 1.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「参加する予定はない」の割合が高くなっています。

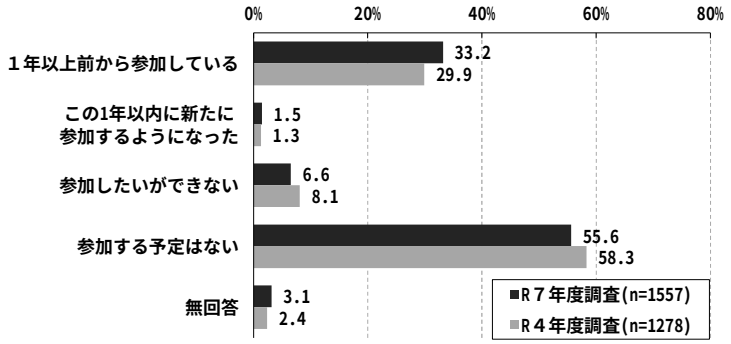

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・クロス集計＞

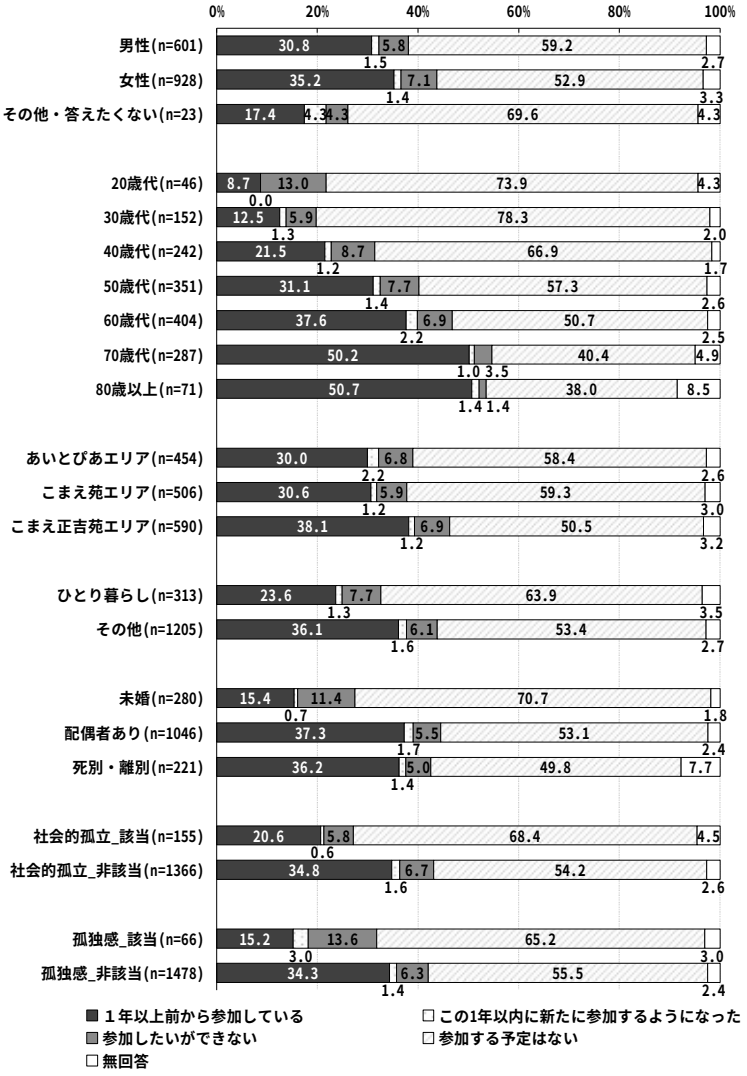

②ボランティアや NPO

「参加する予定はない」が 61.8%と最も多く、次いで「参加したいができない」が 16.3%、「１年以上前から参加している」が 16.2%、「この１年以内に新たに参加するようになった」が 1.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。また、婚姻状況別の未婚、孤独感別の該当で「参加したいができない」の割合が高くなっています。

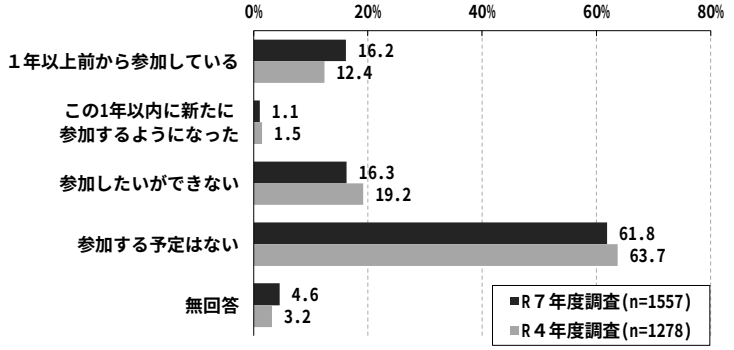

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・クロス集計＞

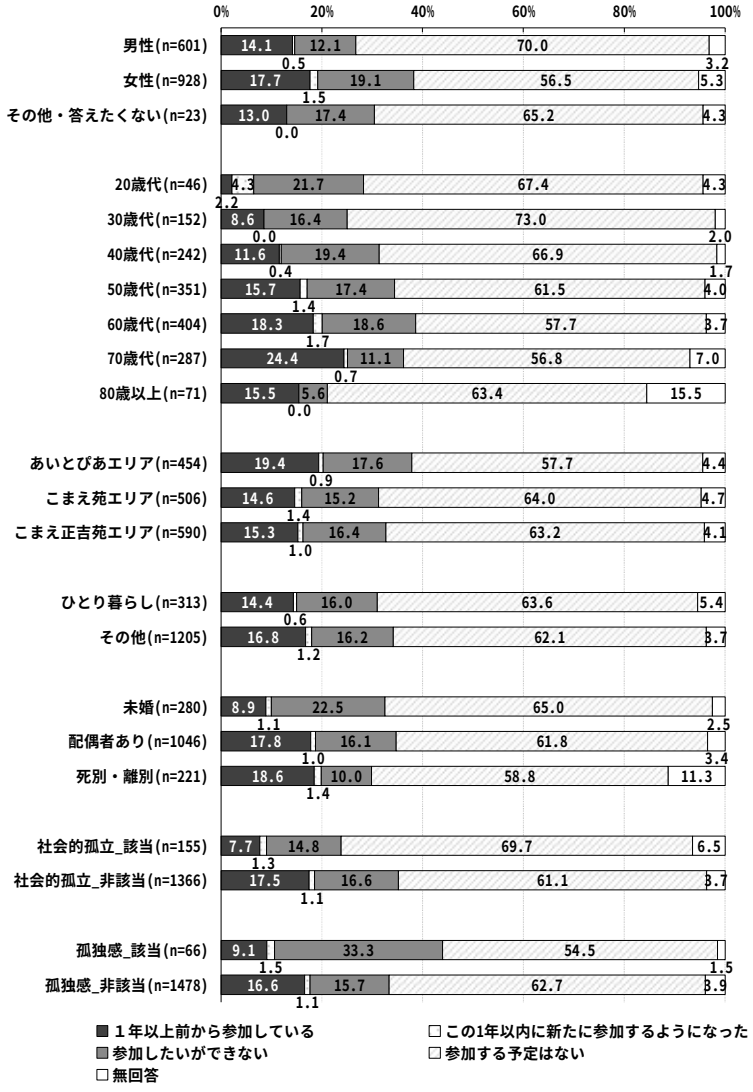

③宗教団体（檀家や氏子を含む）

「参加する予定はない」が 86.4%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 8.9%、「参加したいができない」が 0.9%、「この 1 年以内に新たに参加するようになった」が 0.2%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

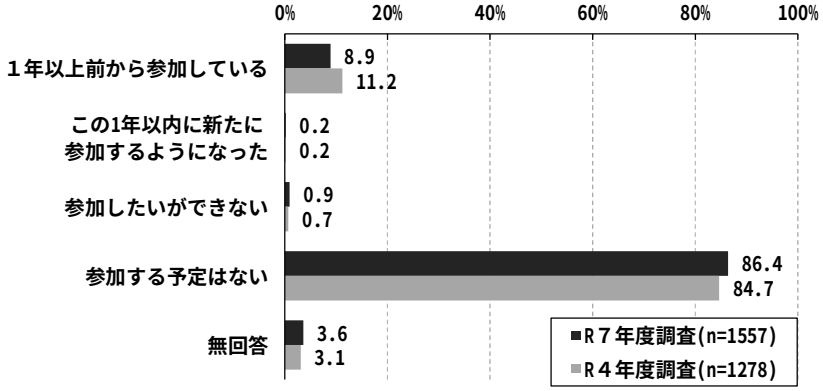

④PTA や保護者会

「参加する予定はない」が 77.8%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 12.1%、「参加したいができない」が 1.9%、「この 1 年以内に新たに参加するようになった」が 1.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「１年以上前から参加している」が 4.3 ポイント少なく、「参加する予定はない」が 5.9 ポイント多くなっています。

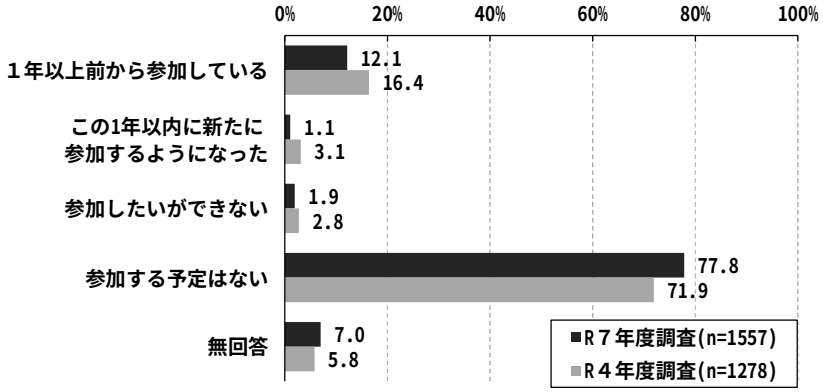

⑤趣味の会やスポーツクラブ

「参加する予定はない」が 47.0%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 29.7%、「参加したいができない」が 16.8%、「この１年以内に新たに参加するようになった」が 3.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「参加したいができない」が 6.7 ポイント少なく、「１年以上前から参加している」が 4.9 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が高くなっています。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「参加する予定はない」の割合が高くなっています。

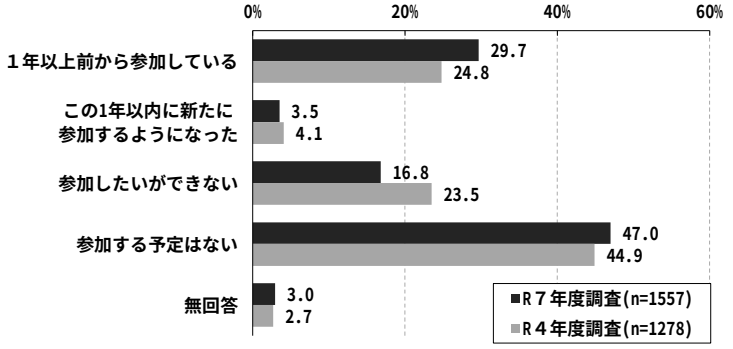

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・クロス集計＞

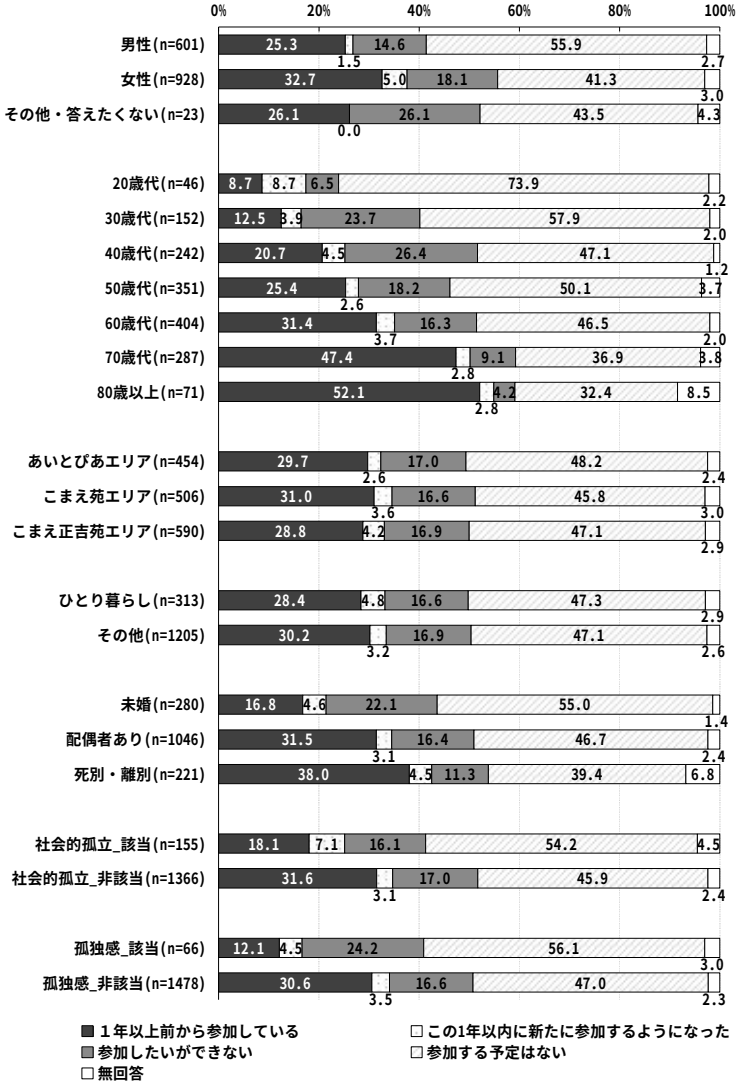

⑥職場内の会やグループ

「参加する予定はない」が 65.9%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 18.4%、「参加したいができない」が 4.6%、「この１年以内に新たに参加するようになった」が 1.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が低くなる傾向がみられます。また、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「参加する予定はない」の割合が高くなっています。

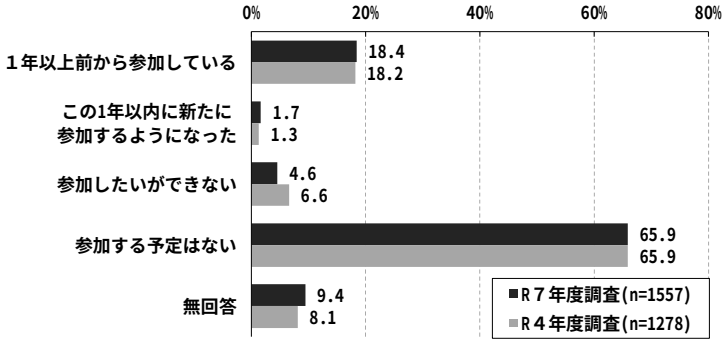

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

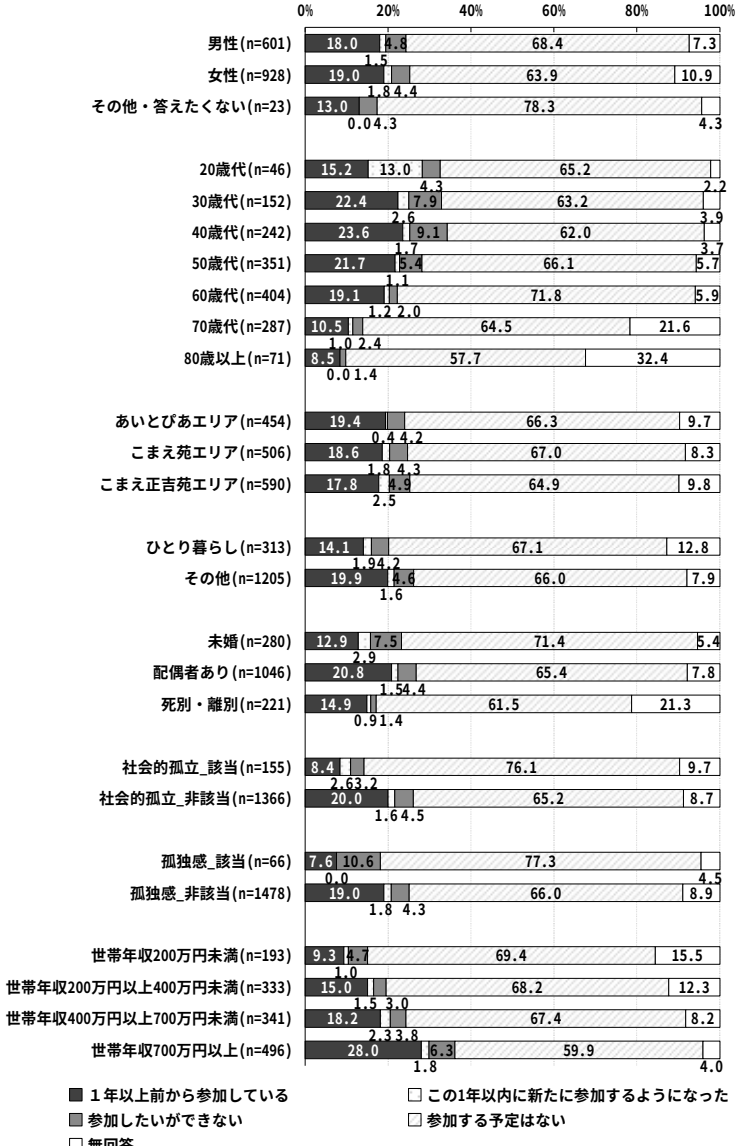

⑦同じ学校出身者の会やグループ

「参加する予定はない」が 51.0%と最も多く、次いで「１年以上前から参加している」が 35.7%、「参加したいができない」が 7.1%、「この 1 年以内に新たに参加するようになった」が 1.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「参加する予定はない」が 3.6%、「参加したいができない」が 3.1 ポイント少なく、「１年以上前から参加している」が 5.8 ポイント多くなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「参加する予定はない」の割合が高くなっています。

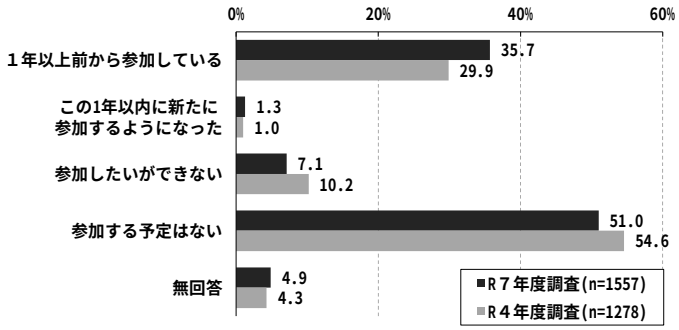

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

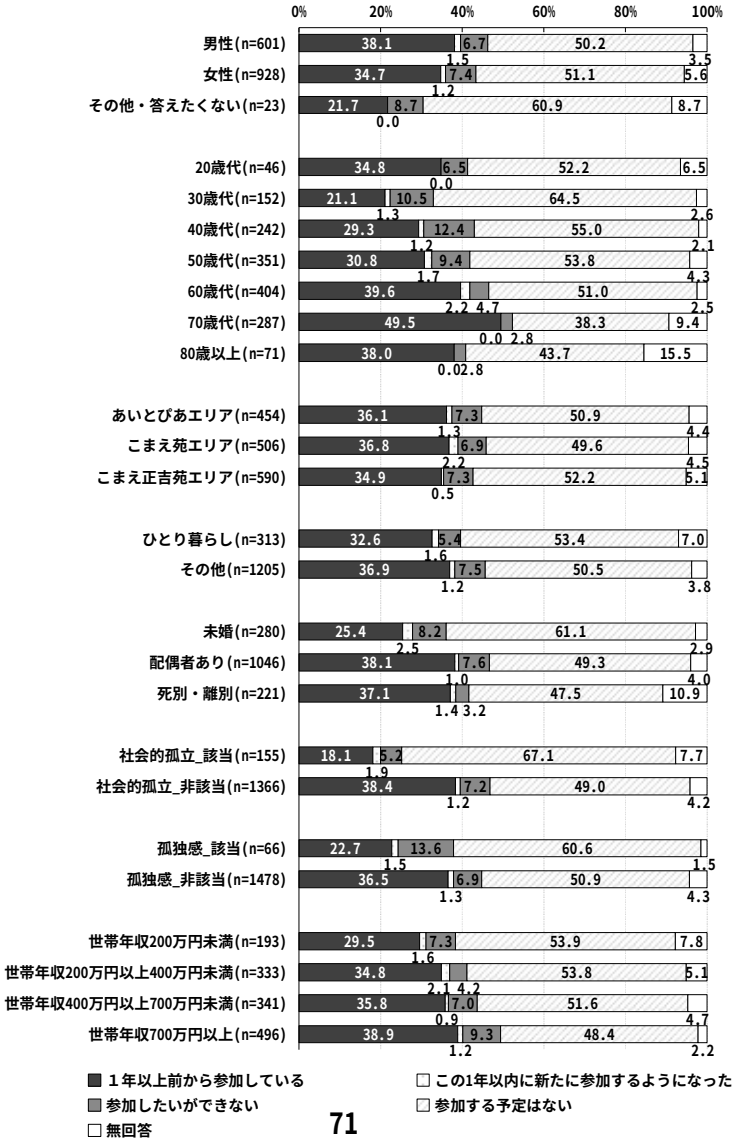

⑧地域のサロンや居場所

「参加する予定はない」が 74.1%と最も多く、次いで「参加したいができない」が 11.4%、「１年以上前から参加している」が 8.0%、「この１年以内に新たに参加するようになった」が 0.8%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、割合は小さいですが、年齢別では、年齢が上がるにつれ「１年以上前から参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。また、婚姻状況別の未婚、孤独感別の該当で「参加したいができない」の割合が高くなっています。

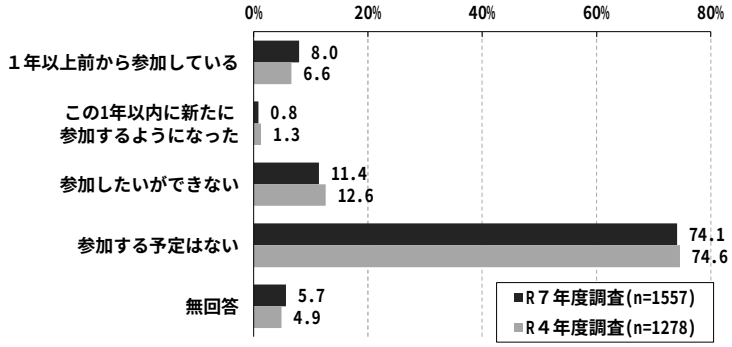

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

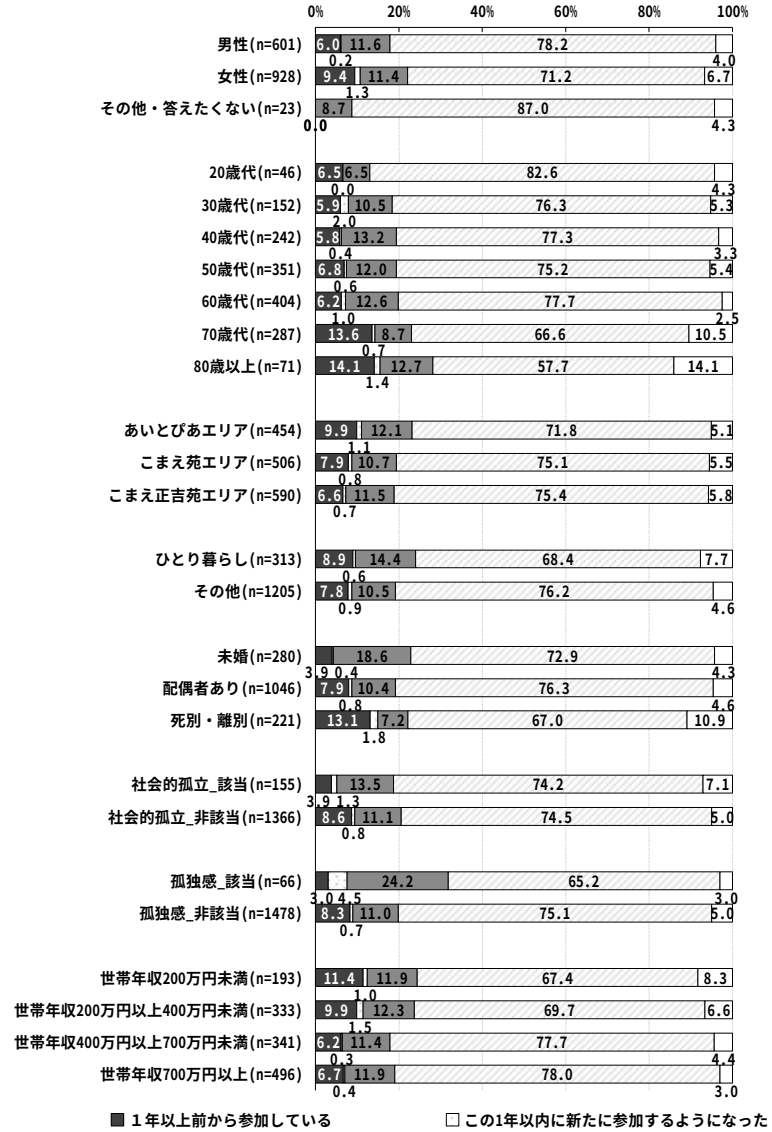

問 20　さみしい気持ち（孤独感）を日ごろ、感じますか。

「感じない」が 38.5%と最も多く、次いで「あまり感じない」が 37.1%、「やや感じる」が 19.3%、「とても感じる」が 4.2%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「50 歳代」以下の年齢層で、『感じる』（「とても感じる」と「やや感じる」の合計）の割合がやや高く、また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年収別の世帯年収 200 万円未満で『感じる』（「とても感じる」と「やや感じる」の合計）の割合が高くなっています。

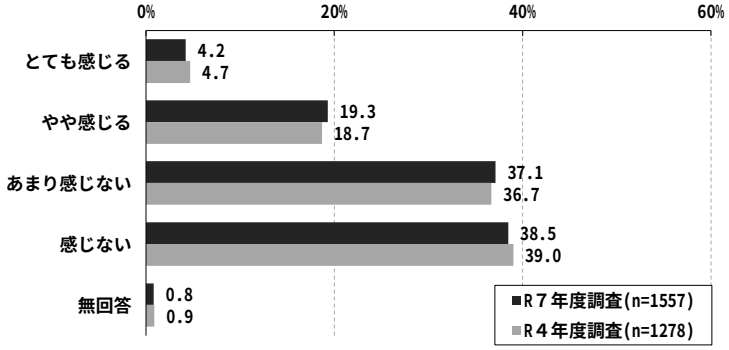

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・世帯年収別クロス集計＞

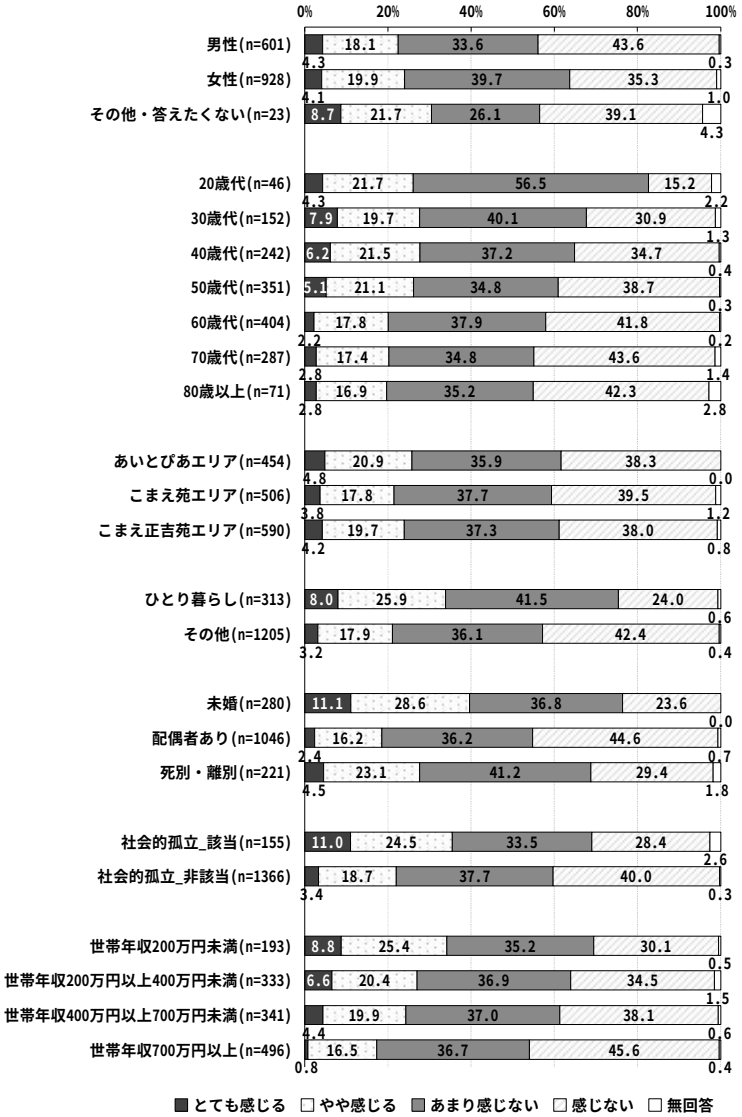

問 21　孤立死（誰にも看取られることなく、亡くなった後に発見される死）について、身近な問題だと感じますか。

「身近な問題だと思う」が 35.0%と最も多く、次いで「やや身近な問題だと思う」が 22.8%、「どちらともいえない」が 18.1%、「あまり身近な問題だと思わない」及び「身近な問題だと思わない」が 11.6%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「20 歳代」、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年収別の世帯年収 200 万円未満で『身近な問題だと思う』（「身近な問題だと思う」と「やや身近な問題だと思う」の合計）の割合が高くなっています。

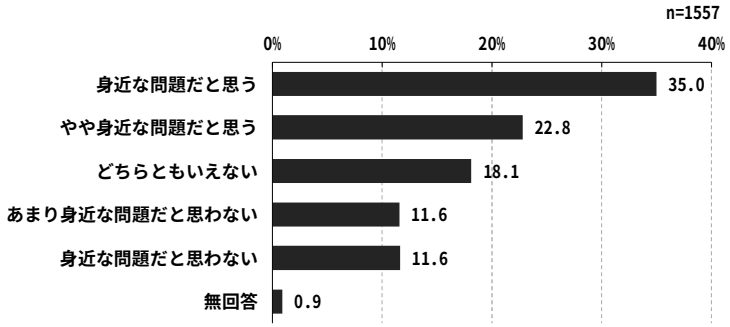

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

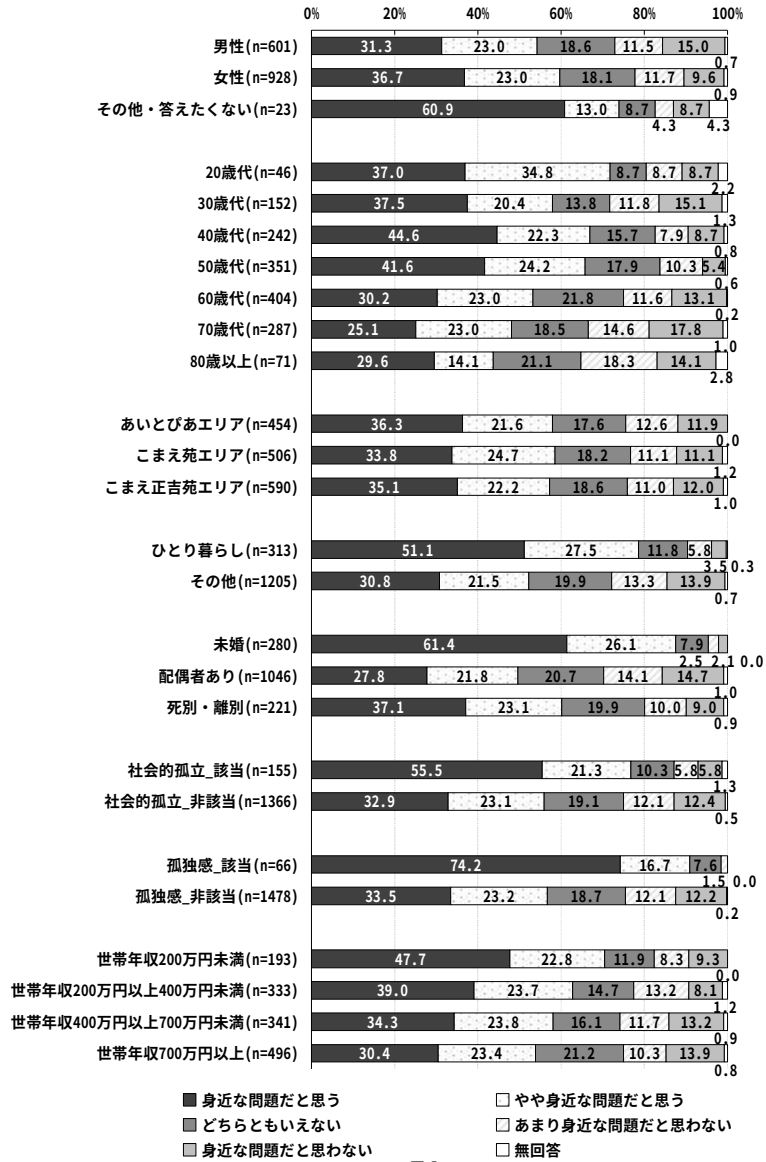

3　外出（ひきこもり）の状況について

問 22　あなたやあなたの周りの方に「ひきこもり」の状態にある方（仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方）はいますか。

「いない」が 70.1%と最も多く、次いで「わからない」が 16.4%、「いる」が 12.9%となっています。前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

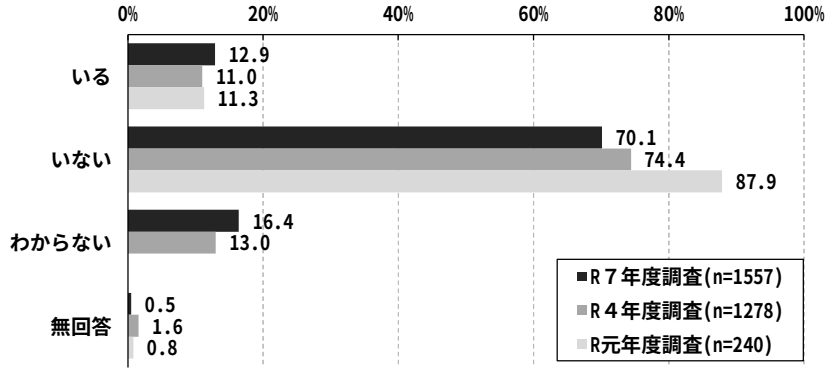

【問 22 で「１．いる」と回答した方】

問 23　その方とあなたの関係を教えてください。

「親族」が 28.9%と最も多く、次いで「家族」が 25.4%、「近所の人」が 13.9%、「学校、職場などの知人」が 12.9%、「その他」が 10.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「(回答者)本人」が 7.9 ポイント少なく、「親族」が 8.2 ポイント、「近所の人」が 4.6 ポイント多くなっています。

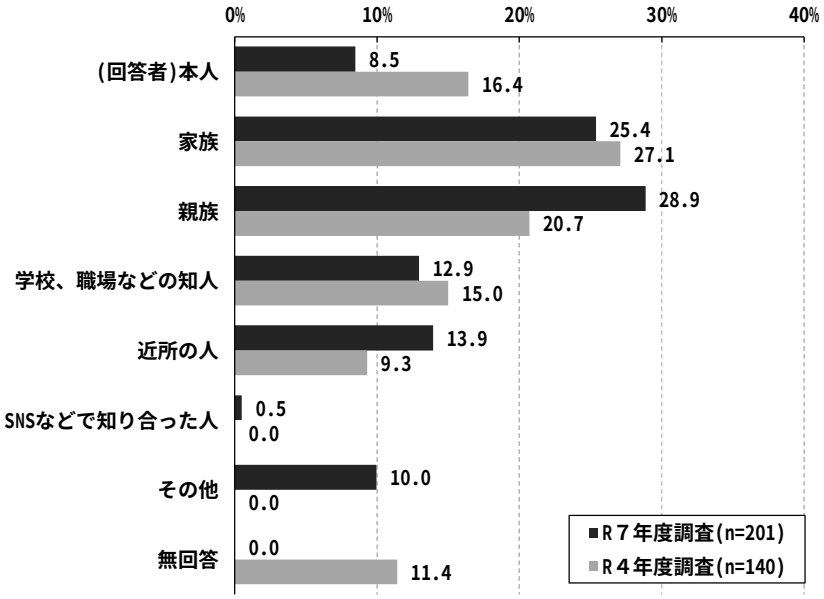

問 24　その方の年齢を教えてください。

「20 歳未満」が 22.4%と最も多く、次いで「30 歳代」が 16.9%、「40 歳代」が 16.4%、「50 歳代」が 13.4%、「20 歳代」が 10.4%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「40 歳代」が 4.3 ポイント少なくなっています。

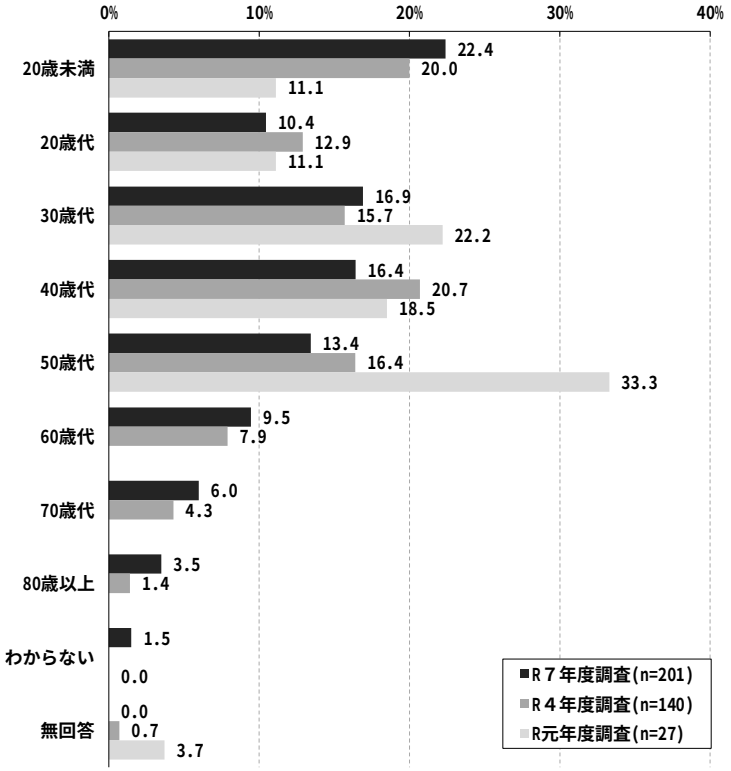

※令和元年は「50歳以上」

問 25　その方の交流の状況について、お答えください。

「家族と会話はするが、家族以外の人と交流がない」が 48.3%と最も多く、次いで「わからない」が 18.9%、「家族ともほとんど会話がない」が 9.5%、「人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している」が 9.0%、「趣味のために人と会うことはある」が 8.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している」が 12.4 ポイント少なくなっています。

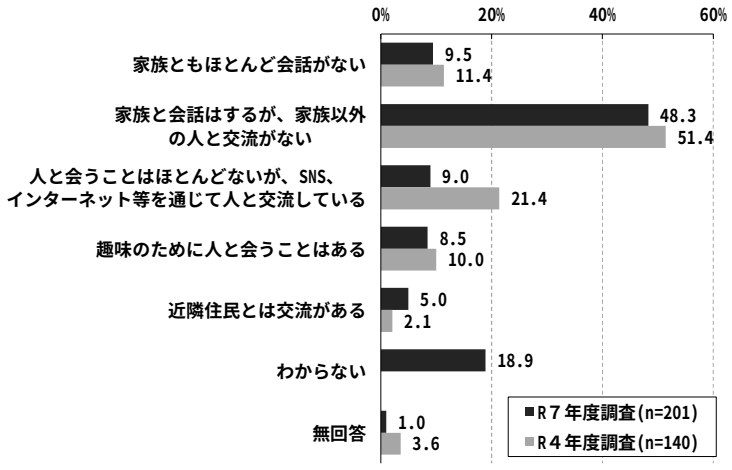

問 26　その方はふだんどれくらい外出しますか。

「ふだんは家にいるが、決まった目的のときだけ外出する」が 50.2%と最も多く、次いで「ふだんは家にいるが､生活必需品の買い物などには出かける」が 21.9%､「その他」が 12.4%、「自室からは出るが、家からは出ない」が 10.4%、「自室からほとんど出ない」が 5.0%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「ふだんは家にいるが、決まった目的のときだけ外出する」が 22.3 ポイント多く、「ふだんは家にいるが、生活必需品の買い物などには出かける」が 16.0 ポイント少なくなっています。

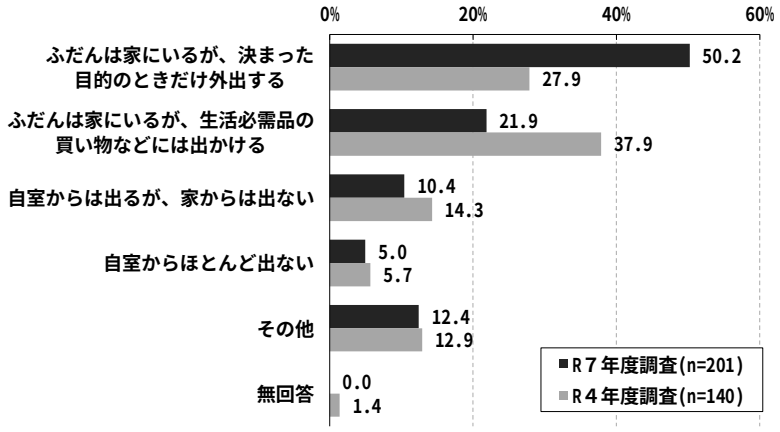

【問 26 で「１.」～「４.」と回答した方（その他、無回答以外)】

問 27　その方がその状態になってどのくらい続いていますか。

「５年以上」が 52.3%と最も多く､次いで「１年～５年」が 25.0%､「わからない」が 10.8%、「６カ月～１年」が 7.4%、「６カ月未満」が 4.5%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「１年～５年」が 8.3 ポイント、「６カ月～１年」が 4.3 ポイント少なく、「５年以上」が 8.1 ポイント多くなっています。

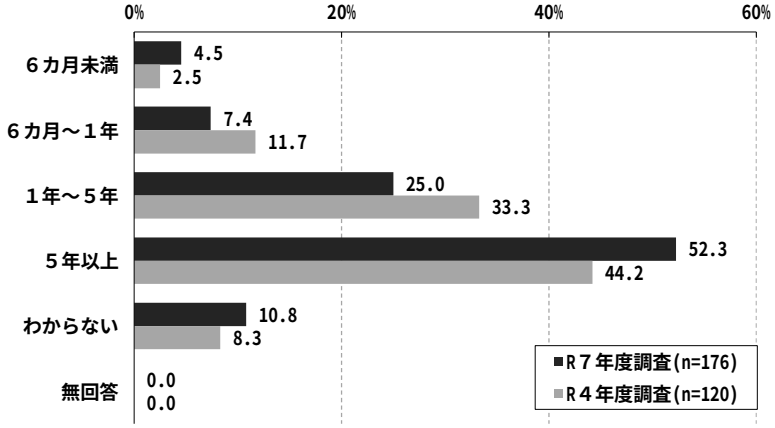

【問 26 で「１.」～「４.」と回答した方（その他、無回答以外）】

問 28　その方がその状態になったきっかけは何ですか。（複数回答）

「疾病や障がい（精神的なもの）」が 25.6%と最も多く、次いで「不登校（中学校）」が 17.6%、「きっかけがわからない」が 17.0%、「学校や職場でのいじめや疎外感」が 15.9%、「不登校（小学校）」及び「性格的なもの」が 15.3%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「失業・退職」が 9.7 ポイント、「不登校(高等学校)」が 8.2 ポイント、「不登校(大学等)」が 7.7 ポイント少なく、「不登校(中学校)」が 10.1 ポイント多くなっています。

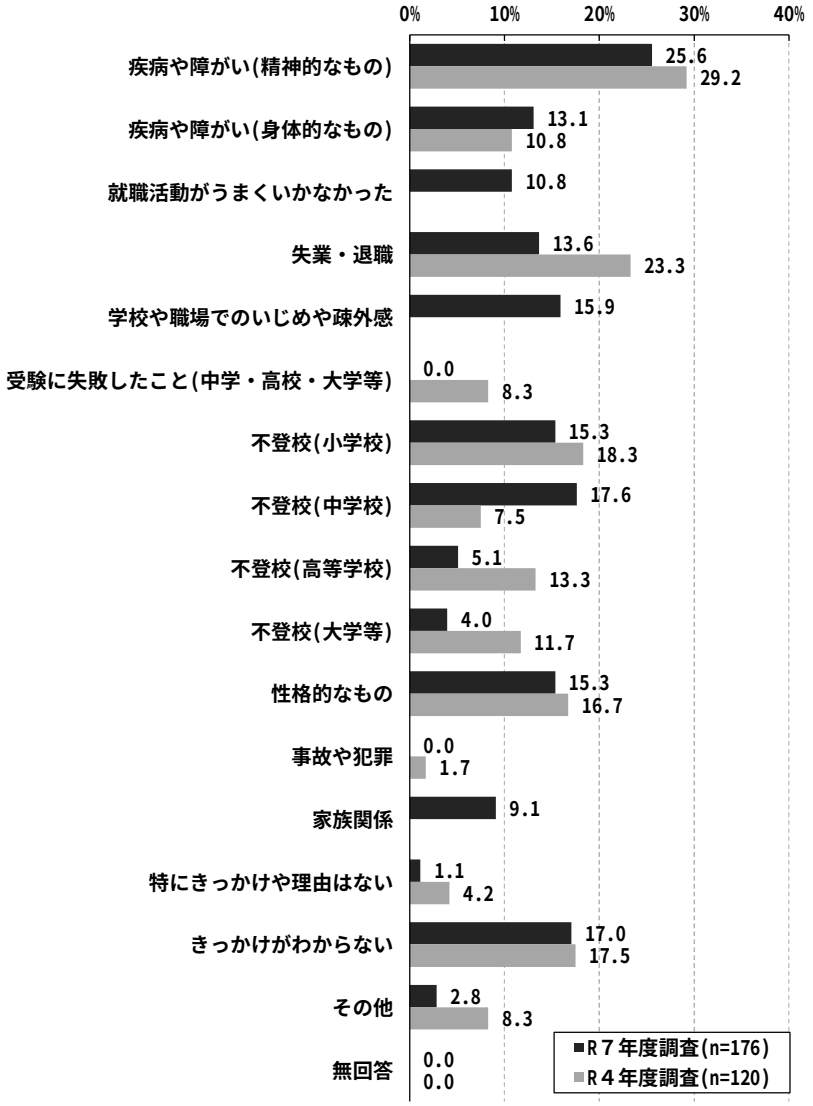

4　避難行動要支援者支援について

問 29　地震が発生したときや大雨が降っているときなど災害が発生するおそれがある場合、どのような手段で避難情報などを収集していますか。よく利用するツールをすべてお選びください。（複数回答）

「常時携帯している情報端末（スマートフォン・携帯電話など）」が 92.2%と最も多く、次いで「テレビ（データ放送除く）」が 79.8%、「ラジオ」が 24.2%、「テレビのデータ放送（ｄボタン）」が 20.7%、「常時携帯していない情報端末（パソコン・タブレットなど）」が 17.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「テレビ(データ放送除く)」の割合が高くなる傾向がみられます。また、家族構成別のひとり暮らし、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「テレビ（データ放送除く）」の割合が低くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「テレビ（データ放送除く）」、「常時携帯している情報端末（スマートフォン・携帯電話など）」の割合が高くなっています。

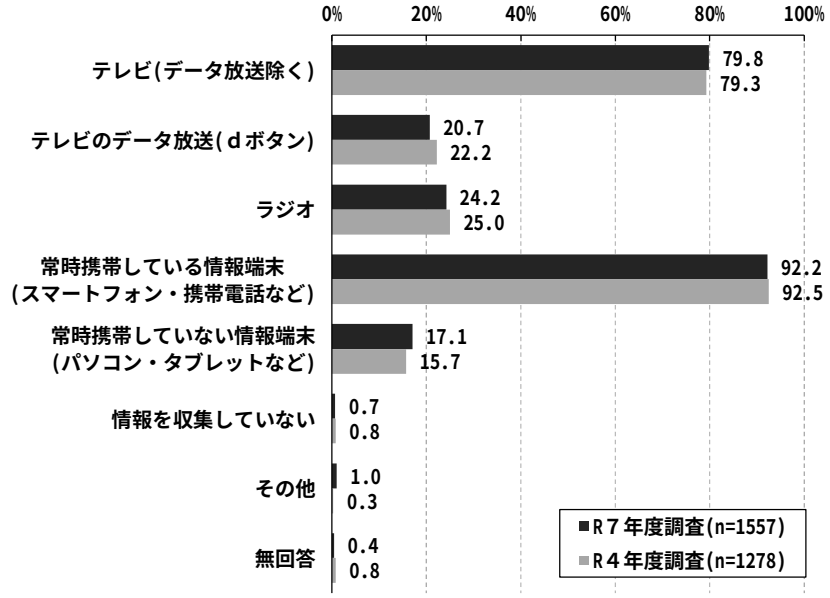

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	テレビ（データ放送除く）	テレビのデータ放送（ｄボタン）	ラジオ	常時携帯している情報端末（スマートフォン・携帯電話など）	常時携帯していない情報端末（パソコン・タブレットなど）	情報を収集していない	その他	無回答
男性(n=601)	79.7	20.1	26.1	90.7	24.0	1.0	1.0	0.2
女性(n=928)	80.4	21.2	22.7	93.4	12.6	0.5	1.1	0.4
その他・答えたくない(n=23)	60.9	21.7	34.8	87.0	17.4	0.0	0.0	4.3
20歳代(n=46)	71.7	17.4	23.9	100.0	19.6	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=152)	68.4	15.1	18.4	92.8	9.9	0.7	0.7	2.0
40歳代(n=242)	77.7	17.8	26.9	95.0	20.2	0.4	1.2	0.4
50歳代(n=351)	78.3	26.2	20.2	94.3	17.4	0.9	1.1	0.0
60歳代(n=404)	81.4	22.5	25.0	92.3	17.8	0.7	1.5	0.0
70歳代(n=287)	86.8	21.3	26.8	88.5	16.4	0.7	0.3	0.7
80歳以上(n=71)	88.7	7.0	33.8	81.7	16.9	1.4	1.4	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	78.0	19.2	22.9	93.2	16.1	1.1	0.2	0.0
こまえ苑エリア(n=506)	79.4	22.7	24.1	93.5	18.4	0.6	0.8	0.6
こまえ正吉苑エリア(n=590)	82.0	20.5	25.6	90.8	16.6	0.5	1.9	0.3
ひとり暮らし(n=313)	68.7	18.5	23.6	88.5	18.2	2.2	0.6	0.3
その他(n=1205)	82.7	21.4	24.6	93.5	17.0	0.3	1.2	0.3
未婚(n=280)	70.0	22.5	24.6	90.4	20.0	1.1	1.1	0.4
配偶者あり(n=1046)	83.5	21.0	24.4	94.1	17.0	0.3	1.2	0.2
死別・離別(n=221)	76.0	18.1	23.5	87.3	14.0	2.3	0.0	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	60.0	16.1	24.5	83.9	18.7	3.9	1.3	1.3
社会的孤立_非該当(n=1366)	82.3	21.4	24.2	93.8	16.8	0.4	1.0	0.2
孤独感_該当(n=66)	66.7	13.6	18.2	83.3	9.1	3.0	0.0	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	80.7	21.2	24.6	93.0	17.5	0.6	1.1	0.1
世帯年収200万円未満(n=193)	74.1	15.5	24.4	88.1	17.1	1.6	0.5	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	78.4	18.3	29.4	87.1	18.0	0.9	1.2	0.6
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	79.2	19.4	25.8	94.4	16.4	0.6	0.9	0.6
世帯年収700万円以上(n=496)	83.3	24.4	21.6	96.0	16.5	0.4	1.2	0.0

問 30　あなたは、災害が発生又は発生するおそれがある時に、ご自身の安否確認や避難支援を行ってくれる人はいますか。

「いる」が 74.1%、「いない」が 24.9%となっています。

クロス集計の結果をみると、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「いる」の割合が低くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「いる」の割合が高くなっています。

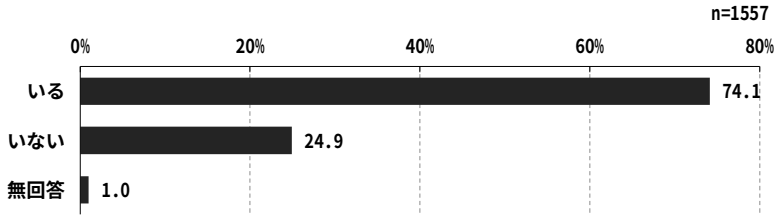

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

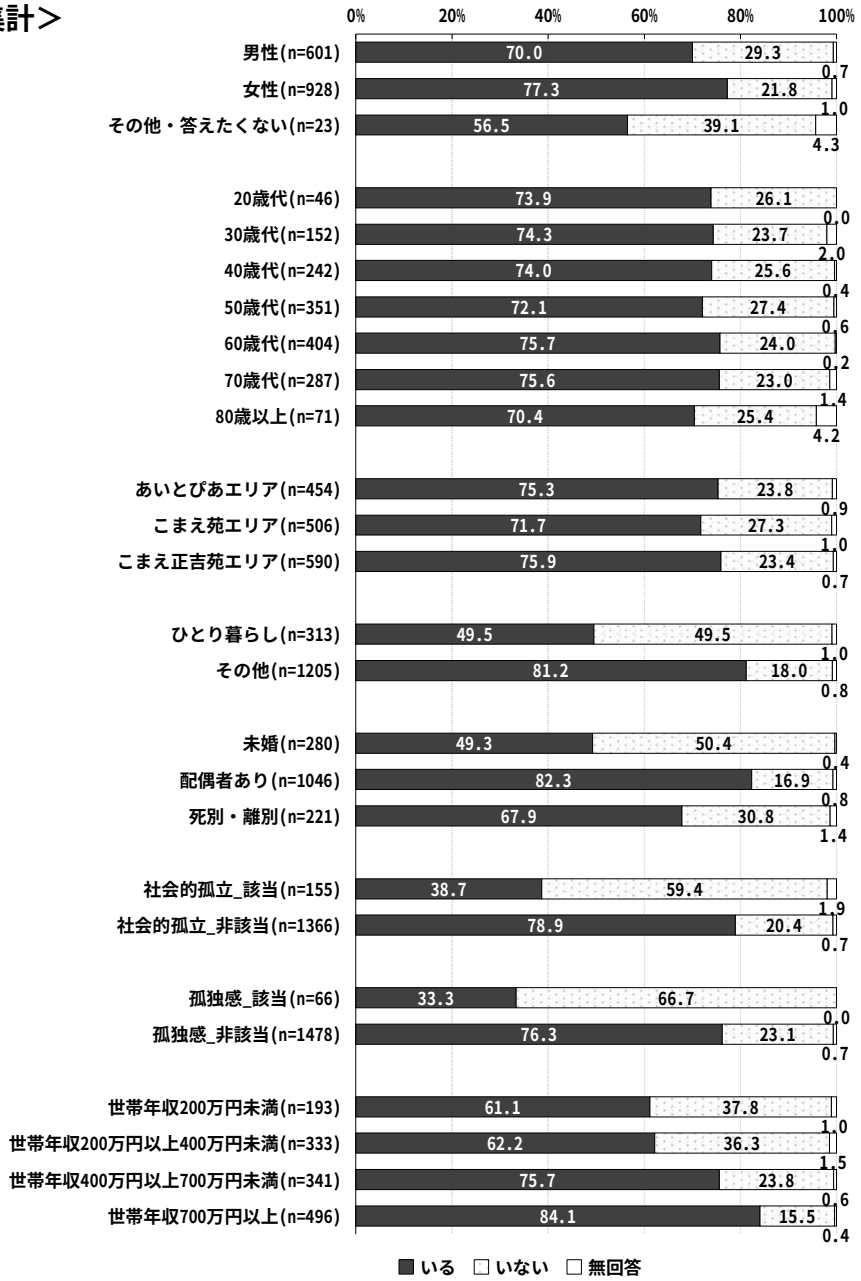

【問 30 で「１．いる」と回答した方】

問 30-１　それは、誰ですか。（複数回答）

「同居の家族・親族」が 77.1%と最も多く、次いで「近居の家族・親族」が 42.5%、「近隣の友人・知人」が 20.6%、「その他」が 7.2%、「ケアマネジャー」が 1.0%となっています。クロス集計の結果をみると、年齢別では、「70 歳代」、「80 歳以上」で「同居の家族・親族」の割合が低くなっています。家族構成別では、ひとり暮らしで「近居の家族・親族」、「近隣の友人・知人」の割合が高くなっています。また、社会的孤立別の該当で「同居の家族・親族」の割合が低くなっています。

世帯年収別では、世帯年収が高くなるほど「同居の家族・親族」の割合が高くなっています。

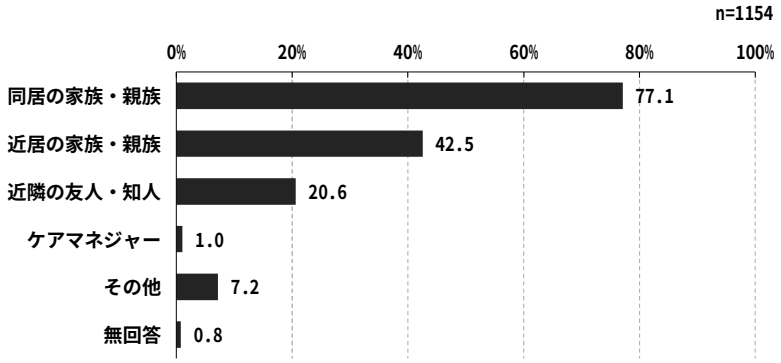

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	同居の家族・親族	近居の家族・親族	近隣の友人・知人	ケアマネジャー	その他	無回答
男性(n=421)	78.9	37.8	18.3	0.7	6.7	0.5
女性(n=717)	76.4	44.9	22.3	1.0	7.7	1.0
その他・答えたくない(n=13)	53.8	61.5	7.7	15.4	0.0	0.0
20歳代(n=34)	76.5	41.2	26.5	0.0	2.9	0.0
30歳代(n=113)	82.3	46.0	18.6	0.0	12.4	0.9
40歳代(n=179)	88.3	41.9	22.3	1.1	5.0	0.6
50歳代(n=253)	82.2	30.4	16.2	1.6	11.9	1.2
60歳代(n=306)	77.1	41.2	16.7	0.0	6.5	0.7
70歳代(n=217)	65.4	54.4	29.0	1.4	3.7	0.5
80歳以上(n=50)	50.0	56.0	26.0	6.0	2.0	2.0
あいとぴあエリア(n=342)	70.8	43.6	24.0	1.2	9.9	0.9
こまえ苑エリア(n=363)	80.2	42.1	19.3	0.6	6.1	0.8
こまえ正吉苑エリア(n=448)	79.5	42.0	19.2	1.3	6.0	0.7
ひとり暮らし(n=155)	7.7	62.6	37.4	3.2	18.7	0.0
その他(n=978)	88.7	39.0	18.0	0.7	5.4	0.9
未婚(n=138)	48.6	39.9	26.8	1.4	20.3	0.0
配偶者あり(n=861)	88.9	39.6	17.3	0.5	5.2	1.0
死別・離別(n=150)	36.0	62.0	34.7	4.0	6.7	0.0
社会的孤立_該当(n=60)	20.0	68.3	21.7	1.7	18.3	0.0
社会的孤立_非該当(n=1078)	80.5	41.3	20.7	1.0	6.6	0.6
孤独感_該当(n=22)	59.1	45.5	9.1	13.6	9.1	0.0
孤独感_非該当(n=1127)	77.6	42.4	20.9	0.8	7.2	0.7
世帯年収200万円未満(n=118)	47.5	53.4	28.0	4.2	6.8	0.8
世帯年収200万円以上400万円未満(n=207)	65.7	45.4	26.1	0.5	6.3	1.4
世帯年収400万円以上700万円未満(n=258)	79.5	47.3	18.6	1.2	7.4	0.4
世帯年収700万円以上(n=417)	87.5	35.0	18.2	0.5	8.4	1.0

問 31　市で自動起動機能付き防災ラジオを個別避難計画を策定された避難行動要支援者に無償貸与していますが、あなたは防災ラジオの貸与を希望しますか。

「無償なら希望する」が 44.3%と最も多く、次いで「希望しない」が 30.8%、「わからない」が 18.8%、「既に貸与されている」が 3.1%、「有償でも希望する」が 2.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「無償なら希望する」の割合が高くなる傾向がみられます。また、孤独感別の該当、世帯年収別の世帯年収 200 万円以上 400 万円未満で「無償なら希望する」の割合が高くなっています。

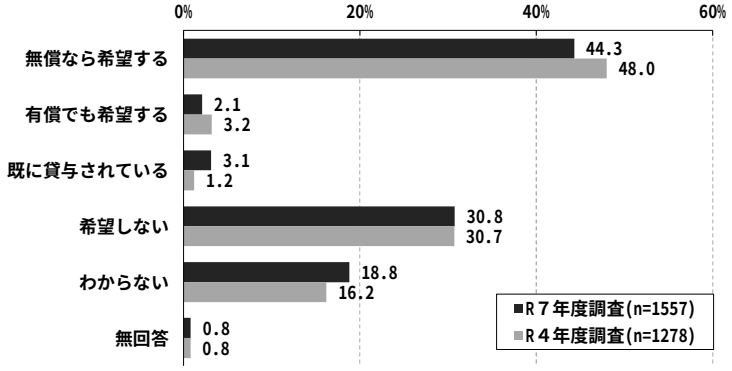

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

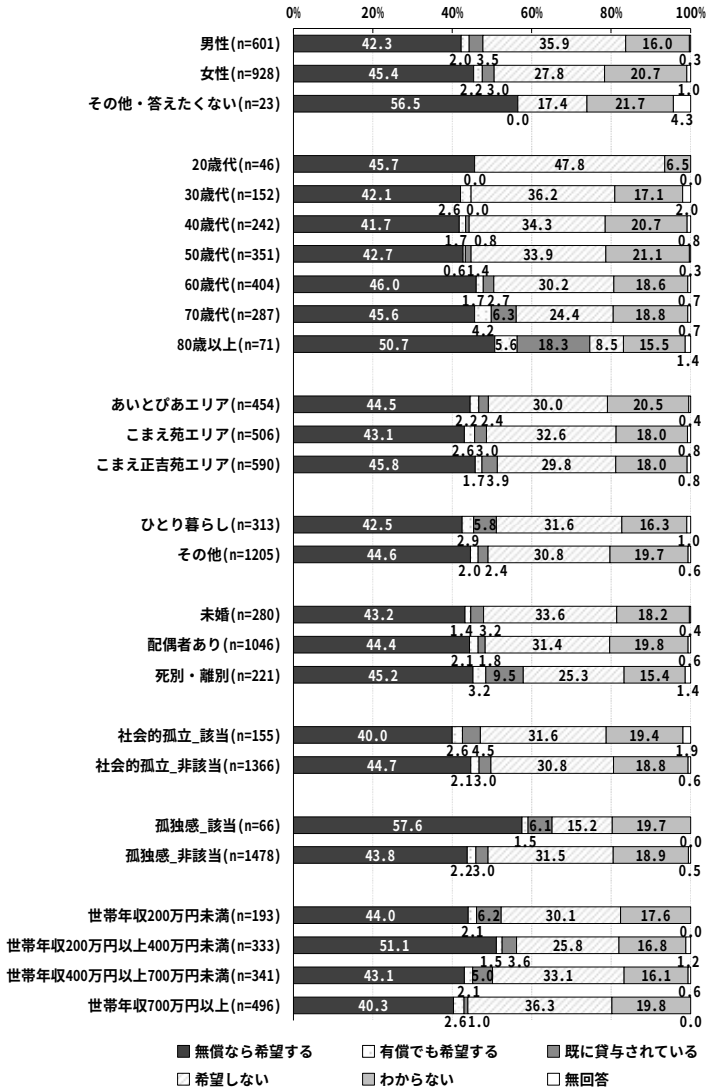

問 32　あなたは下記の呼びかけ等により、避難を開始しますか。（複数回答）

「市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ」が 81.3%と最も多く、次いで「近所の人が避難を開始したことを確認したとき」が 55.2%、「直接、誰かに避難を呼びかけられたとき」が 54.2%、「あくまで自分で判断し避難する」が 35.3%、「避難をしない」が 1.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、社会的孤立別の該当、婚姻状況別の死別・離別、孤独感別の該当で「近所の人が避難を開始したことを確認したとき」の割合がやや低くなっています。

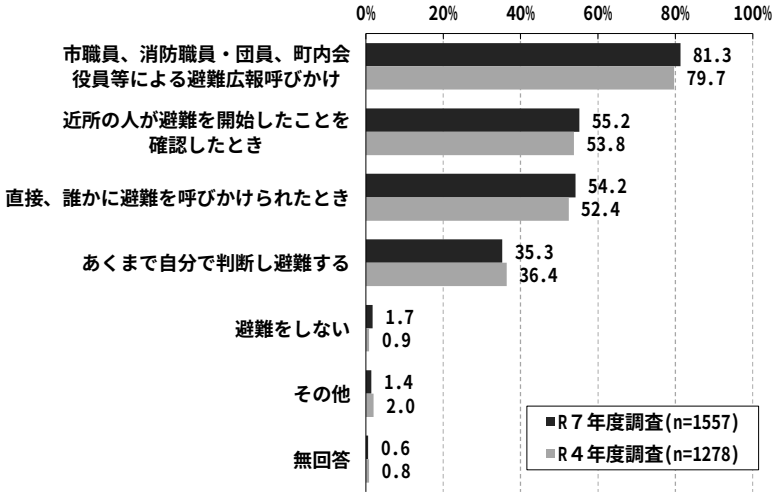

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ	近所の人が避難を開始したことを確認したとき	直接、誰かに避難を呼びかけられたとき	あくまで自分で判断し避難する	避難をしない	その他	無回答
男性(n=601)	80.4	47.3	49.8	41.1	1.7	0.3	0.5
女性(n=928)	82.9	60.6	57.4	31.5	1.6	2.0	0.5
その他・答えたくない(n=23)	43.5	43.5	47.8	43.5	8.7	4.3	4.3
20歳代(n=46)	80.4	67.4	67.4	43.5	2.2	0.0	0.0
30歳代(n=152)	82.9	61.2	59.2	31.6	0.7	0.0	2.0
40歳代(n=242)	81.0	60.7	60.3	38.4	0.8	2.9	0.4
50歳代(n=351)	84.6	55.3	59.0	37.9	2.3	2.0	0.3
60歳代(n=404)	80.4	51.0	46.8	35.6	1.5	1.7	0.0
70歳代(n=287)	78.0	51.9	50.2	32.4	2.1	0.3	1.4
80歳以上(n=71)	83.1	53.5	52.1	25.4	2.8	0.0	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	80.2	54.2	55.7	35.9	1.3	1.3	0.2
こまえ苑エリア(n=506)	80.6	52.4	52.4	37.5	1.8	1.2	1.0
こまえ正吉苑エリア(n=590)	83.1	58.8	55.3	33.1	2.0	1.7	0.3
ひとり暮らし(n=313)	78.3	50.2	54.6	34.5	2.2	2.2	0.0
その他(n=1205)	82.2	56.5	54.1	35.9	1.5	1.2	0.7
未婚(n=280)	77.9	50.7	55.4	38.9	2.9	1.8	0.4
配偶者あり(n=1046)	83.1	58.6	55.3	35.2	1.1	1.3	0.5
死別・離別(n=221)	77.8	44.3	48.4	31.7	3.2	1.4	0.9
社会的孤立_該当(n=155)	74.8	40.6	47.7	36.1	1.3	2.6	0.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	82.4	57.1	55.3	35.4	1.6	1.2	0.4
孤独感_該当(n=66)	80.3	45.5	48.5	30.3	3.0	1.5	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	81.7	55.8	54.6	35.7	1.7	1.4	0.3
世帯年収200万円未満(n=193)	72.0	50.8	47.7	36.3	4.7	2.6	0.5
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	82.6	50.2	48.6	34.2	1.2	0.9	0.6
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	76.8	54.3	52.5	35.5	2.3	1.8	0.6
世帯年収700万円以上(n=496)	86.7	61.3	60.1	36.7	0.8	1.2	0.0

問 33　大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。（複数回答）

「安否確認」が 66.9%と最も多く、次いで「安全な場所への避難の手助け」が 61.7%、「災害状況や避難情報の伝達」が 57.3%、「家族や親族への連絡・生活必需品の確保」が 40.8%、「一時的な保護」が 25.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「一時的な保護」が 5.5 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」で「精神的ケア」の割合が高くなっています。

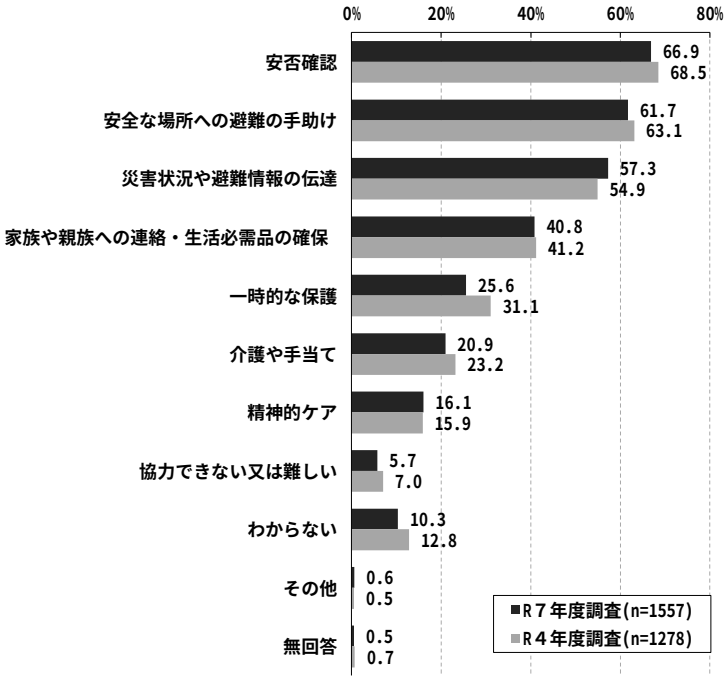

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	安否確認	安全な場所への避難の手助け	災害状況や避難情報の伝達	家族や親族への連絡・生活必需品の確保	一時的な保護	介護や手当て	精神的ケア	協力できない又は難しい	わからない	その他	無回答
男性(n=601)	68.2	64.6	56.9	41.9	27.5	20.6	13.5	5.8	10.0	0.7	0.3
女性(n=928)	66.6	60.5	58.1	40.6	24.8	21.2	17.9	5.6	10.2	0.5	0.4
その他・答えたくない(n=23)	52.2	47.8	43.5	26.1	8.7	17.4	8.7	8.7	17.4	0.0	4.3
20歳代(n=46)	58.7	60.9	54.3	41.3	30.4	21.7	32.6	4.3	10.9	0.0	0.0
30歳代(n=152)	61.8	59.2	55.3	38.8	28.3	15.1	17.1	11.8	11.2	0.7	2.0
40歳代(n=242)	67.4	62.8	55.8	38.8	25.2	19.4	14.5	7.0	11.2	0.8	0.4
50歳代(n=351)	67.5	67.5	61.0	41.9	29.1	24.2	16.5	5.7	9.7	0.3	0.6
60歳代(n=404)	68.6	65.1	59.9	37.4	23.3	21.5	16.8	3.5	8.9	0.5	0.0
70歳代(n=287)	69.0	57.8	55.7	43.2	24.7	23.0	14.3	4.2	10.5	0.3	0.3
80歳以上(n=71)	63.4	33.8	43.7	57.7	16.9	9.9	8.5	8.5	14.1	2.8	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	66.7	62.8	55.1	45.2	29.3	23.3	19.8	7.3	8.4	0.7	0.0
こまえ苑エリア(n=506)	62.3	58.1	54.0	36.6	23.7	19.6	14.6	6.5	12.6	0.4	1.0
こまえ正吉苑エリア(n=590)	71.4	64.7	62.2	41.7	24.4	20.5	14.6	3.9	9.7	0.7	0.2
ひとり暮らし(n=313)	55.0	53.4	46.0	32.6	18.5	18.8	15.3	8.9	13.4	1.6	0.0
その他(n=1205)	70.7	64.5	60.7	43.5	27.6	21.7	16.3	4.6	9.3	0.3	0.5
未婚(n=280)	52.9	58.6	50.0	29.3	16.1	19.6	16.4	8.9	15.4	1.1	0.7
配偶者あり(n=1046)	72.2	65.0	62.0	44.5	28.9	21.3	15.8	4.5	8.6	0.4	0.3
死別・離別(n=221)	60.6	51.6	45.7	39.4	22.2	20.8	17.2	7.7	11.3	0.9	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	47.7	52.3	43.2	24.5	17.4	19.4	9.0	10.3	17.4	1.9	0.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	69.9	63.4	59.4	43.3	26.8	21.2	17.0	4.8	9.2	0.4	0.3
孤独感_該当(n=66)	57.6	50.0	47.0	30.3	19.7	24.2	13.6	13.6	9.1	0.0	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	67.6	62.6	57.9	41.5	25.9	20.8	16.2	5.4	10.5	0.6	0.2
世帯年収200万円未満(n=193)	59.6	50.3	45.6	36.8	15.5	16.1	14.5	9.8	13.0	1.6	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	66.7	57.7	54.7	45.3	21.6	21.3	14.4	6.0	9.3	0.3	0.3
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	61.9	62.2	53.4	38.1	25.2	24.6	17.0	6.2	11.1	0.6	0.9
世帯年収700万円以上(n=496)	75.2	72.2	68.1	43.5	33.5	21.2	17.3	3.0	7.3	0.4	0.0

【問 33 で「８．協力できない又は難しい」と回答した方】

問 33-１　協力できない理由について、次のどれに該当しますか。（複数回答）

「近所付き合いがあまりない」が 43.8%と最も多く、次いで「家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない」が 32.6%、「避難行動要支援者がどこにいるかわからない」及び「自分自身の身体が不自由」が 27.0%、「他人のことにはあまり関わりたくない」が 19.1%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「自分自身の身体が不自由」が 12.6 ポイント多く、「家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない」が 10.7 ポイント、「近所付き合いがあまりない」が 9.5 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「50 歳代」、居住エリア別の「こまえ苑エリア」、婚姻状況別の未婚、孤独感別の該当で、「近所付き合いがあまりない」の割合が高くなっています。

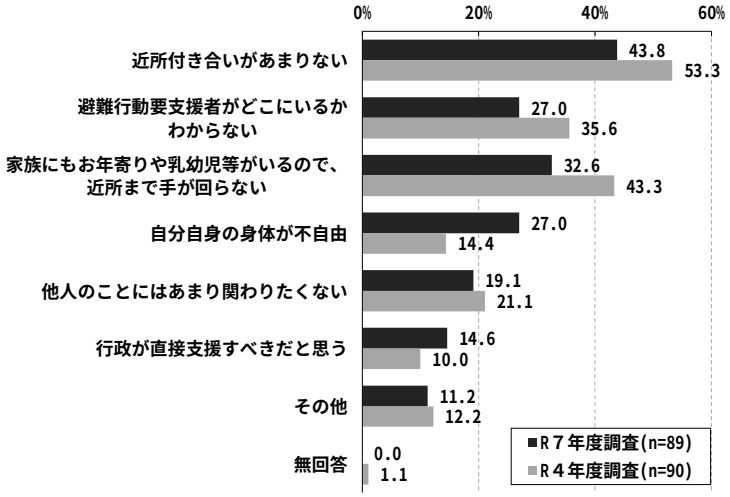

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	近所付き合いがあまりない	避難行動要支援者がどこにいるかわからない	家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない	自分自身の身体が不自由	他人のことにはあまり関わりたくない	行政が直接支援すべきだと思う	その他	無回答
男性(n=35)	45.7	42.9	25.7	22.9	28.6	25.7	2.9	0.0
女性(n=52)	42.3	15.4	38.5	28.8	11.5	7.7	17.3	0.0
その他・答えたくない(n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
20歳代(n=2)	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0
30歳代(n=18)	50.0	22.2	61.1	16.7	16.7	11.1	0.0	0.0
40歳代(n=17)	35.3	29.4	47.1	11.8	17.6	5.9	11.8	0.0
50歳代(n=20)	55.0	40.0	20.0	30.0	20.0	15.0	15.0	0.0
60歳代(n=14)	42.9	21.4	28.6	21.4	14.3	7.1	28.6	0.0
70歳代(n=12)	41.7	25.0	16.7	41.7	25.0	33.3	0.0	0.0
80歳以上(n=6)	0.0	0.0	0.0	83.3	16.7	0.0	16.7	0.0
あいとぴあエリア(n=33)	42.4	27.3	27.3	24.2	12.1	18.2	15.2	0.0
こまえ苑エリア(n=33)	51.5	27.3	36.4	24.2	21.2	15.2	6.1	0.0
こまえ正吉苑エリア(n=23)	34.8	26.1	34.8	34.8	26.1	8.7	13.0	0.0
ひとり暮らし(n=28)	53.6	32.1	0.0	42.9	17.9	14.3	17.9	0.0
その他(n=56)	39.3	25.0	48.2	19.6	21.4	12.5	8.9	0.0
未婚(n=25)	64.0	44.0	4.0	36.0	12.0	20.0	12.0	0.0
配偶者あり(n=47)	38.3	21.3	51.1	14.9	21.3	12.8	10.6	0.0
死別・離別(n=17)	29.4	17.6	23.5	47.1	23.5	11.8	11.8	0.0
社会的孤立_該当(n=16)	43.8	18.8	6.3	37.5	0.0	18.8	25.0	0.0
社会的孤立_非該当(n=66)	43.9	30.3	39.4	25.8	24.2	10.6	7.6	0.0
孤独感_該当(n=9)	66.7	33.3	22.2	33.3	11.1	33.3	0.0	0.0
孤独感_非該当(n=80)	41.3	26.3	33.8	26.3	20.0	12.5	12.5	0.0
世帯年収200万円未満(n=19)	42.1	21.1	31.6	47.4	15.8	10.5	21.1	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=20)	35.0	30.0	5.0	40.0	10.0	20.0	10.0	0.0
世帯年収400万円以上700万円未満(n=21)	57.1	28.6	47.6	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0
世帯年収700万円以上(n=15)	40.0	33.3	40.0	0.0	26.7	0.0	20.0	0.0

問 34　避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。（複数回答）

「地域での協力体制づくりの支援」が 43.1%と最も多く、次いで「避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う」が 25.8%、「おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える」が 24.1%、「障がいのある方への配慮」が 21.2%、「避難所で必要な配慮がなされるよう啓発を行う」が 20.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると「おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える」が 5.2 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「20 歳代」、「30 歳代」で「おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える」の割合が高くなっています。

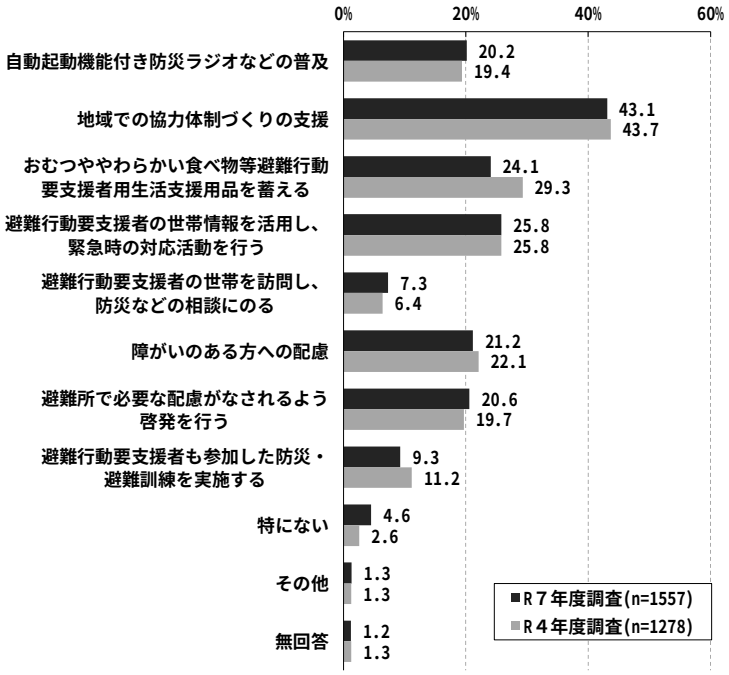

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	自動起動機能付き防災ラジオなどの普及	地域での協力体制づくりの支援	おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える	避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う	避難行動要支援者の世帯を訪問し、防災などの相談にのる	障がいのある方への配慮	避難所で必要な配慮がなされるよう啓発を行う	避難行動要支援者も参加した防災・避難訓練を実施する	特にない	その他	無回答
男性(n=601)	20.6	44.4	23.5	24.5	9.0	20.0	18.0	7.5	6.3	0.3	1.3
女性(n=928)	19.7	42.7	24.2	26.5	6.3	22.3	22.4	10.7	3.2	1.8	1.0
その他・答えたくない(n=23)	21.7	26.1	34.8	34.8	4.3	13.0	17.4	4.3	13.0	8.7	4.3
20歳代(n=46)	4.3	32.6	34.8	23.9	15.2	17.4	21.7	19.6	6.5	0.0	4.3
30歳代(n=152)	12.5	34.9	46.1	19.1	4.6	13.8	29.6	13.8	5.9	0.0	2.0
40歳代(n=242)	18.6	43.4	22.3	28.9	8.3	19.4	24.0	9.5	3.3	1.7	0.4
50歳代(n=351)	17.7	45.0	23.6	27.4	8.0	23.9	19.9	9.1	2.8	3.1	0.9
60歳代(n=404)	21.5	42.8	20.8	27.2	6.4	24.3	21.8	8.2	3.7	1.2	0.2
70歳代(n=287)	27.9	45.3	19.5	23.7	7.3	21.6	12.5	8.7	7.0	0.3	2.1
80歳以上(n=71)	25.4	49.3	16.9	23.9	7.0	14.1	19.7	2.8	7.0	0.0	2.8
あいとぴあエリア(n=454)	18.9	45.2	25.8	21.8	6.4	21.6	24.2	9.3	5.7	1.1	0.9
こまえ苑エリア(n=506)	20.8	38.5	22.5	27.5	8.1	20.8	21.5	10.1	3.6	2.2	1.4
こまえ正吉苑エリア(n=590)	20.8	45.6	24.2	27.5	7.5	21.5	17.1	8.6	4.6	0.7	1.0
ひとり暮らし(n=313)	19.2	40.3	20.1	23.0	5.8	21.4	24.6	10.2	7.7	2.6	0.6
その他(n=1205)	20.7	44.1	25.2	26.2	7.7	21.5	19.3	9.3	3.6	1.1	1.2
未婚(n=280)	15.4	37.5	22.9	26.4	9.3	21.4	25.7	8.6	7.9	2.1	1.1
配偶者あり(n=1046)	21.3	46.3	24.6	26.1	7.9	20.5	18.9	9.7	3.3	1.1	1.1
死別・離別(n=221)	21.3	36.2	24.4	23.1	1.8	23.5	23.1	8.6	6.3	1.8	0.9
社会的孤立_該当(n=155)	17.4	32.9	17.4	24.5	2.6	23.9	20.6	12.3	12.3	3.2	1.3
社会的孤立_非該当(n=1366)	20.4	44.9	24.9	25.8	7.7	21.0	20.7	9.0	3.6	1.2	1.0
孤独感_該当(n=66)	19.7	34.8	28.8	19.7	7.6	30.3	27.3	7.6	3.0	4.5	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	20.3	43.7	24.0	26.3	7.3	20.8	20.4	9.5	4.7	1.2	0.8
世帯年収200万円未満(n=193)	18.1	33.7	20.2	24.9	7.8	28.0	18.7	8.3	8.3	2.6	2.6
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	24.9	41.1	21.3	22.8	9.6	21.0	21.0	6.9	4.8	0.9	0.6
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	20.2	42.8	28.2	23.2	5.6	23.2	19.1	10.9	5.3	0.3	0.9
世帯年収700万円以上(n=496)	16.9	49.6	23.2	29.2	7.5	18.1	20.4	10.3	3.0	2.2	0.6

5　単身高齢者等支援について

問 35　あなたに万一のことがあった場合に「頼れる」と思う人・事業所はどちらですか。（複数回答）

「同居の家族・親族」が 68.2%と最も多く、次いで「別居の家族・親族」が 57.7%、「友人・知人」が 25.7%、「市役所」が 20.2%、「地域包括支援センター」が 10.6%となっています。

クロス集計の結果をみると、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当、世帯年数 200 万円未満で「思いあたらない」の割合が高くなっています。

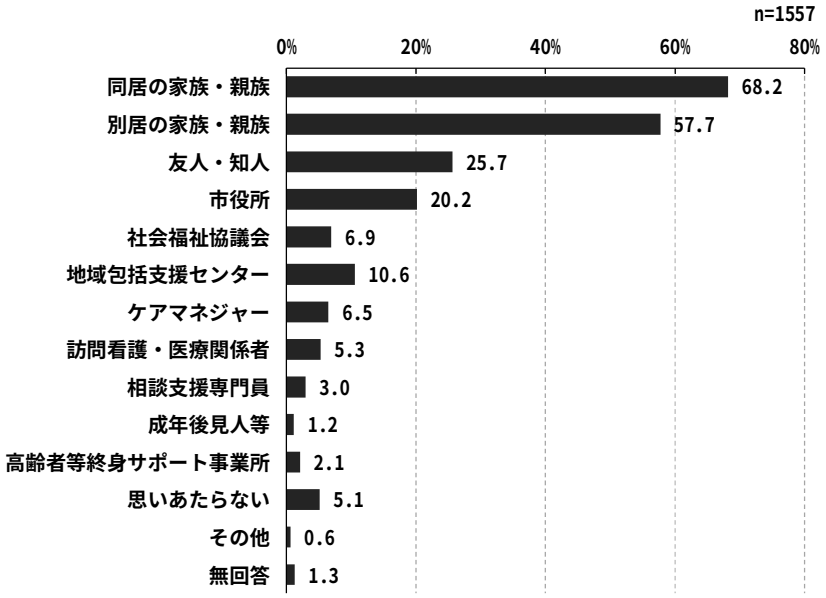

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	同居の家族・親族	別居の家族・親族	友人・知人	市役所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	ケアマネジャー
男性(n=601)	71.4	51.4	25.1	24.0	6.7	8.5	6.8
女性(n=928)	66.8	61.9	26.1	18.0	7.2	12.0	6.3
その他・答えたくない(n=23)	43.5	60.9	30.4	13.0	4.3	4.3	8.7
20歳代(n=46)	60.9	65.2	32.6	28.3	10.9	13.0	2.2
30歳代(n=152)	68.4	63.2	28.9	24.3	9.2	7.9	3.9
40歳代(n=242)	76.4	57.4	27.3	22.3	6.6	9.1	6.6
50歳代(n=351)	72.9	49.0	24.2	23.1	7.7	10.5	9.4
60歳代(n=404)	67.6	59.2	23.0	15.3	6.2	9.2	5.9
70歳代(n=287)	63.4	61.3	29.3	18.5	6.6	15.0	5.2
80歳以上(n=71)	45.1	64.8	18.3	19.7	1.4	9.9	8.5
あいとぴあエリア(n=454)	64.1	58.6	26.2	20.7	7.9	10.8	6.4
こまえ苑エリア(n=506)	69.8	58.7	26.1	17.0	5.7	9.3	6.3
こまえ正吉苑エリア(n=590)	70.5	56.4	25.3	22.5	7.3	11.5	6.8
ひとり暮らし(n=313)	3.5	67.4	32.3	24.3	8.0	12.8	7.0
その他(n=1205)	85.6	55.5	24.1	19.1	6.8	10.2	6.5
未婚(n=280)	26.1	56.1	30.7	25.4	11.1	10.4	7.1
配偶者あり(n=1046)	88.8	56.6	23.5	19.3	6.4	10.8	6.3
死別・離別(n=221)	25.8	66.1	30.8	18.6	4.5	10.0	6.3
社会的孤立_該当(n=155)	12.9	51.6	20.6	23.9	6.5	13.5	6.5
社会的孤立_非該当(n=1366)	74.9	58.9	26.3	20.1	7.0	10.4	6.6
孤独感_該当(n=66)	31.8	37.9	18.2	22.7	12.1	12.1	10.6
孤独感_非該当(n=1478)	70.2	59.0	26.2	20.1	6.8	10.6	6.4
世帯年収200万円未満(n=193)	36.3	53.4	27.5	21.2	10.4	11.9	6.7
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	50.8	58.0	26.7	15.6	7.2	9.6	6.9
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	71.3	61.6	24.0	21.4	5.0	11.4	4.4
世帯年収700万円以上(n=496)	86.9	57.5	26.6	23.2	6.7	9.3	6.9

	訪問看護・医療関係者	相談支援専門員	成年後見人等	高齢者等終身サポート事業所	思いあたらない	その他	無回答
男性(n=601)	4.3	2.3	1.2	1.8	5.8	0.3	0.7
女性(n=928)	5.9	3.2	1.2	2.2	4.5	0.9	1.5
その他・答えたくない(n=23)	0.0	4.3	0.0	0.0	13.0	0.0	4.3
20歳代(n=46)	10.9	2.2	0.0	4.3	6.5	2.2	0.0
30歳代(n=152)	5.3	2.6	1.3	1.3	6.6	0.7	2.6
40歳代(n=242)	4.5	2.5	2.5	1.2	5.4	0.4	1.2
50歳代(n=351)	7.1	4.8	1.1	1.1	6.6	0.3	0.3
60歳代(n=404)	5.0	2.2	0.5	2.5	5.7	1.0	1.0
70歳代(n=287)	2.4	2.1	1.0	2.1	2.1	0.3	1.7
80歳以上(n=71)	7.0	2.8	1.4	7.0	2.8	1.4	2.8
あいとぴあエリア(n=454)	5.9	3.3	1.5	2.2	6.6	0.2	1.5
こまえ苑エリア(n=506)	4.9	1.8	0.8	2.0	5.5	0.6	1.0
こまえ正吉苑エリア(n=590)	4.9	3.6	1.2	2.0	3.4	1.0	1.0
ひとり暮らし(n=313)	5.1	5.4	1.9	5.1	13.4	1.3	0.3
その他(n=1205)	5.3	2.3	1.0	1.2	3.1	0.5	1.3
未婚(n=280)	6.1	4.6	2.1	2.5	13.6	1.8	1.1
配偶者あり(n=1046)	5.2	2.2	1.1	1.5	2.2	0.3	1.2
死別・離別(n=221)	4.5	4.1	0.5	4.1	7.7	0.9	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	5.8	6.5	2.6	6.5	20.6	1.3	0.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	5.2	2.5	1.0	1.5	3.3	0.6	1.2
孤独感_該当(n=66)	6.1	9.1	1.5	1.5	24.2	1.5	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	5.3	2.7	1.2	2.2	4.3	0.6	1.0
世帯年収200万円未満(n=193)	4.1	3.6	1.0	4.1	11.9	1.6	1.6
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	4.5	3.3	1.2	3.0	6.6	0.3	1.5
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	5.9	2.9	0.6	1.2	4.1	0.9	1.2
世帯年収700万円以上(n=496)	4.8	2.0	1.0	1.0	2.6	0.4	0.4

問 36　同居の家族・親族等で頼れる人がいない場合や、仮に今後、そうなられた場合に生活を続けていく上で、特にどのような支援があれば安心だと思いますか。（複数回答）

「病院への通院の付き添いや、入退院時の手伝いをしてくれるサービス」が 57.9%と最も多く、次いで「生活費等の金銭管理や日常の困りごとの手伝いや見守りをしてくれるサービス」が 57.5%、「施設に入所するなど住むことに関するサービスについて相談できる窓口」が 53.2%、「亡くなった後の手続き（死後事務）などについて相談できる窓口」が 37.4%、「財産の管理について相談できる窓口」が 14.9%となっています。

クロス集計の結果をみると、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当で「亡くなった後の手続き（死後事務）などについて相談できる窓口」の割合が高くなっています。

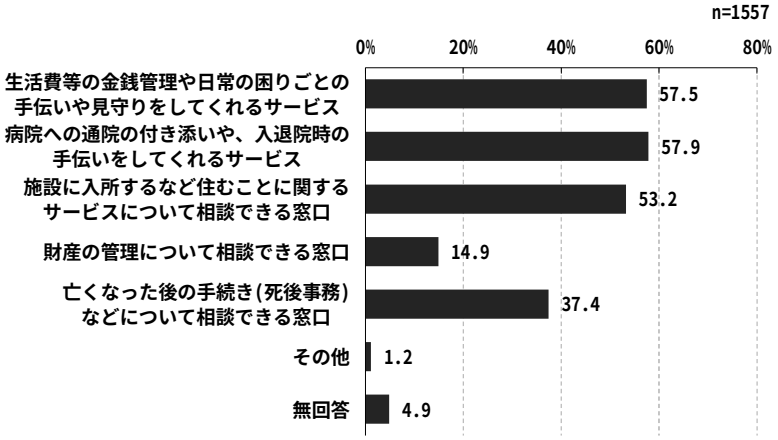

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	生活費等の金銭管理や日常の困りごとを手伝いや見守りをしてくれるサービス	病院への通院の付き添いや、入退院時の手伝いをしてくれるサービス	施設に入所するなど住むことに関するサービスをついて相談できる窓口	財産の管理について相談できる窓口	亡くなった後の手続き（死後事務）などについて相談できる窓口	その他	無回答
男性(n=601)	50.4	52.6	54.9	13.0	34.1	0.8	5.7
女性(n=928)	62.6	61.3	52.3	16.2	39.5	1.1	4.2
その他・答えたくない(n=23)	43.5	60.9	52.2	8.7	39.1	13.0	8.7
20歳代(n=46)	63.0	52.2	37.0	23.9	34.8	0.0	6.5
30歳代(n=152)	53.3	57.2	50.7	18.4	41.4	2.6	5.3
40歳代(n=242)	57.4	58.7	55.0	20.2	39.3	1.7	4.1
50歳代(n=351)	56.7	63.5	56.1	14.0	41.0	1.1	3.4
60歳代(n=404)	59.9	61.1	51.5	15.3	39.4	0.5	2.7
70歳代(n=287)	57.5	50.5	55.1	9.1	30.0	1.4	8.4
80歳以上(n=71)	54.9	45.1	53.5	9.9	25.4	0.0	9.9
あいとぴあエリア(n=454)	57.3	59.0	50.4	16.7	38.1	0.9	4.6
こまえ苑エリア(n=506)	58.1	61.1	54.9	13.2	38.7	1.0	4.9
こまえ正吉苑エリア(n=590)	57.8	54.7	54.1	14.9	35.9	1.4	4.7
ひとり暮らし(n=313)	48.6	50.2	49.2	12.8	43.1	2.6	6.1
その他(n=1205)	59.8	60.2	54.7	15.5	36.4	0.7	4.4
未婚(n=280)	51.4	54.6	49.3	14.6	47.1	1.1	5.4
配偶者あり(n=1046)	61.2	60.1	55.4	15.3	35.6	0.9	4.1
死別・離別(n=221)	48.0	51.6	48.0	13.6	35.3	2.7	7.2
社会的孤立_該当(n=155)	45.2	44.5	53.5	12.3	47.1	3.9	2.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	58.8	59.7	53.4	15.4	36.4	0.9	4.9
孤独感_該当(n=66)	51.5	59.1	51.5	10.6	39.4	1.5	3.0
孤独感_非該当(n=1478)	58.0	58.2	53.5	15.2	37.6	1.1	4.6
世帯年収200万円未満(n=193)	52.8	54.9	48.7	14.5	33.2	2.1	7.8
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	60.1	53.8	50.8	13.8	39.6	0.6	4.5
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	60.1	57.5	56.3	14.7	38.7	0.6	3.2
世帯年収700万円以上(n=496)	56.0	62.5	55.6	16.3	38.9	1.4	3.6

問 37　問 36 で選択した１から２までの支援（見守り、家事支援、病院の入退院時の支援など）について、費用が自己負担の場合、あなたは月々いくらくらいまでなら利用したいと思いますか。

「月に 3,000 円まで」が 34.1%と最も多く、次いで「月に 10,000 円まで」が 25.6%、「月に 1,000 円まで」が 12.7%、「月に 20,000 円以上でも、必要なサービスであれば利用する」が 12.5%、「費用がかかるなら利用しない」が 9.1%となっています。クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「月に 20,000 円以上でも、必要なサービスであれば利用する」の割合が高くなる傾向がみられます。また、婚姻状況別の未婚、孤独感別の該当、世帯年収別の世帯年収 200 万円未満で「費用がかかるなら利用しない」の割合が高くなっています。

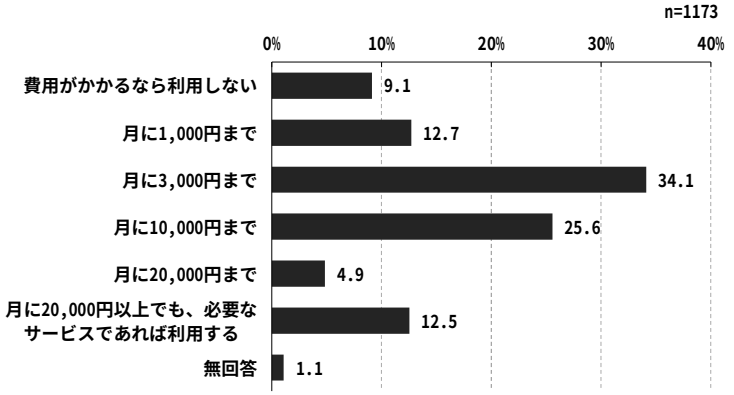

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	費用がかかるなら利用しない	月に1,000円まで	月に3,000円まで	月に10,000円まで	月に20,000円まで	月に20,000円以上でも、必要なサービスであれば利用する	無回答
男性(n=423)	11.1	10.9	27.9	26.5	5.0	17.7	0.9
女性(n=732)	7.9	13.7	37.7	24.9	4.8	9.8	1.2
その他・答えたくない(n=16)	12.5	18.8	31.3	31.3	6.3	0.0	0.0
20歳代(n=36)	11.1	16.7	33.3	25.0	5.6	8.3	0.0
30歳代(n=116)	10.3	17.2	32.8	27.6	4.3	7.8	0.0
40歳代(n=192)	11.5	18.8	39.1	17.2	4.7	8.3	0.5
50歳代(n=266)	8.6	15.4	37.2	24.8	3.0	10.2	0.8
60歳代(n=313)	10.5	10.5	31.0	26.5	5.1	15.0	1.3
70歳代(n=200)	6.0	5.5	32.0	30.0	7.0	18.0	1.5
80歳以上(n=49)	2.0	4.1	30.6	32.7	6.1	18.4	6.1
あいとぴあエリア(n=336)	9.5	11.6	34.8	27.1	3.9	11.9	1.2
こまえ苑エリア(n=393)	9.2	11.5	36.4	23.2	4.8	14.0	1.0
こまえ正吉苑エリア(n=443)	8.8	14.4	31.6	26.6	5.6	11.7	1.1
ひとり暮らし(n=213)	9.4	15.5	30.5	26.8	4.2	11.3	2.3
その他(n=933)	8.5	12.1	34.9	25.7	5.1	12.8	0.9
未婚(n=203)	14.3	16.7	35.5	16.7	4.4	11.3	1.0
配偶者あり(n=817)	8.0	11.9	33.9	27.2	5.4	12.7	1.0
死別・離別(n=147)	7.5	11.6	33.3	29.3	2.7	13.6	2.0
社会的孤立_該当(n=102)	10.8	17.6	29.4	24.5	3.9	10.8	2.9
社会的孤立_非該当(n=1047)	8.4	12.2	34.8	25.8	5.1	12.8	1.0
孤独感_該当(n=53)	22.6	15.1	37.7	15.1	5.7	3.8	0.0
孤独感_非該当(n=1116)	8.4	12.6	34.1	26.1	4.8	12.8	1.2
世帯年収200万円未満(n=137)	16.1	11.7	38.7	21.2	5.1	5.8	1.5
世帯年収200万円以上400万円未満(n=251)	8.0	16.7	34.3	24.7	4.0	11.6	0.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=261)	8.8	13.0	30.3	26.8	6.1	13.8	1.1
世帯年収700万円以上(n=381)	6.0	10.2	34.4	28.1	5.8	15.0	0.5

問 38　あなたは、「あんしん未来事業（単身高齢者等支援事業）」をご存じですか。

「知っている」が 6.1%、「知らなかった」が 92.4%となっています。

クロス集計の結果をみても、「知らなかった」割合が 9 割前後となっており、傾向に大きな差はみられません。

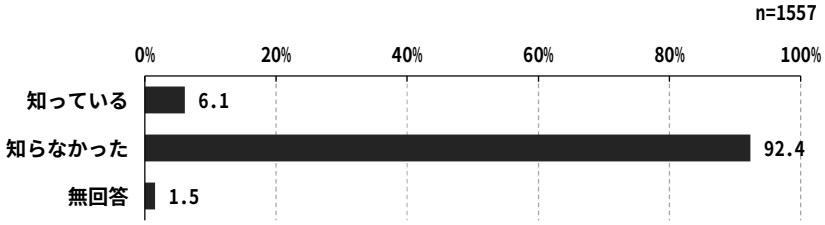

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞



6　重層的支援体制整備について

問 39　重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべきと思う取り組みは何ですか。（複数回答）

「だれもが必要とした時に、社会とのつながりを持つことができるようにするための支援」が 48.2%と最も多く、次いで「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制」が 43.6%、「複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関をつなぐ仕組み」が 37.5%、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制」が 36.2%、「身近な地域における活動の場所づくりや地域活動の活性化」が 17.5%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」で「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制」、「複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関をつなぐ仕組み」、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制」の割合が高くなっています。また、婚姻状況別の未婚で「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制」、孤独感別の該当で「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制」、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制」の割合が高くなっています。

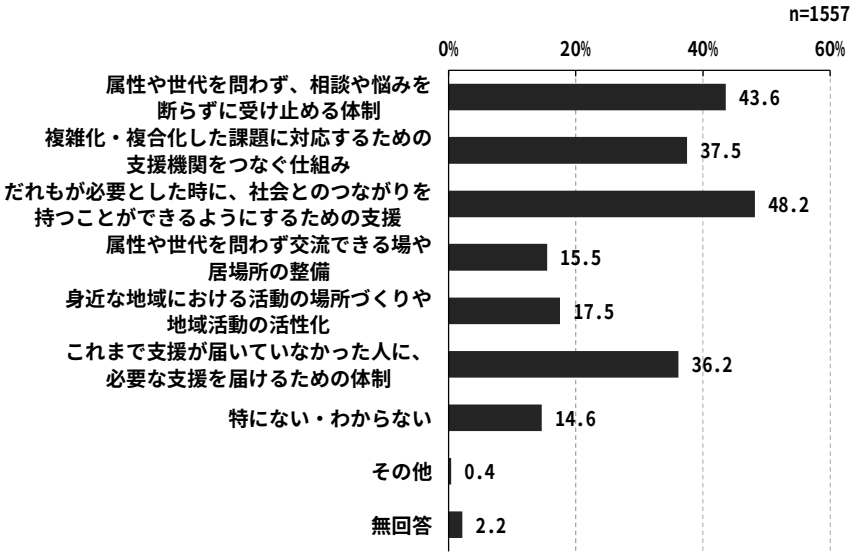

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制	複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関をつなぐ仕組み	だれもが必要とした時に、社会とのつながりを持つことができるようにするための支援	属性や世代を問わず交流できる場や居場所の整備	身近な地域における活動の場所づくりや地域活動の活性化	これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制	特にない・わからない	その他	無回答
男性(n=601)	41.1	35.1	44.8	13.1	18.6	31.8	19.0	0.3	2.5
女性(n=928)	45.4	39.1	50.5	17.1	17.1	38.8	11.6	0.4	1.8
その他・答えたくない(n=23)	39.1	39.1	43.5	8.7	0.0	47.8	21.7	0.0	4.3
20歳代(n=46)	60.9	52.2	43.5	8.7	13.0	47.8	8.7	0.0	0.0
30歳代(n=152)	50.0	38.8	44.7	14.5	15.8	41.4	13.2	1.3	3.9
40歳代(n=242)	39.3	39.7	42.6	14.0	13.2	38.0	20.2	0.4	1.7
50歳代(n=351)	41.3	41.6	43.9	16.0	18.5	36.5	15.4	0.9	1.4
60歳代(n=404)	46.0	34.7	51.0	16.6	18.6	37.4	12.1	0.0	2.0
70歳代(n=287)	41.5	35.9	55.4	17.1	21.6	32.1	12.5	0.0	2.1
80歳以上(n=71)	40.8	21.1	54.9	11.3	11.3	19.7	22.5	0.0	4.2
あいとぴあエリア(n=454)	43.4	37.2	49.6	15.9	17.8	33.9	16.5	0.4	2.0
こまえ苑エリア(n=506)	43.5	39.3	49.6	14.0	17.8	36.8	12.6	0.4	2.6
こまえ正吉苑エリア(n=590)	44.1	36.4	46.1	16.6	17.3	37.5	15.1	0.3	1.5
ひとり暮らし(n=313)	41.5	31.3	44.1	16.6	16.9	36.4	17.3	0.6	1.6
その他(n=1205)	44.2	39.2	49.4	15.4	17.8	36.1	13.9	0.3	2.1
未婚(n=280)	45.4	36.4	38.9	12.9	14.3	43.9	18.2	0.4	1.8
配偶者あり(n=1046)	43.5	40.0	50.0	14.7	18.8	34.7	13.7	0.5	2.2
死別・離別(n=221)	42.1	28.1	51.6	22.6	16.3	32.6	14.9	0.0	1.8
社会的孤立_該当(n=155)	42.6	24.5	44.5	14.8	15.5	34.8	19.4	1.3	2.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	44.0	39.2	48.8	15.9	17.9	36.2	13.9	0.3	1.9
孤独感_該当(n=66)	54.5	37.9	45.5	15.2	19.7	48.5	10.6	0.0	0.0
孤独感_非該当(n=1478)	43.2	37.8	48.4	15.6	17.5	35.7	14.9	0.3	2.0
世帯年収200万円未満(n=193)	42.5	31.6	45.1	17.1	16.6	44.6	13.5	0.0	3.6
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	43.8	30.9	47.7	14.4	16.5	39.0	15.9	0.3	1.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	49.6	39.0	50.4	14.7	18.2	35.5	12.6	0.3	1.2
世帯年収700万円以上(n=496)	41.1	42.1	47.6	16.9	19.8	32.9	14.9	0.6	1.4

問 40　社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民はどのような関係であればいいと思いますか。（複数回答）

「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」が 59.3%と最も多く、次いで「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する」が 38.1%、「まず行政が実施し、できない場合に住民が協力する」が 27.0%、「わからない」が 8.3%、「社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい」が 3.3%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」、「80 歳以上」で「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する」、「60 歳代」、「70 歳代」で「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む」の割合が高くなっています。また、孤独感別の該当で「まず行政が実施し、できない場合に住民が協力する」の割合が高くなっています。

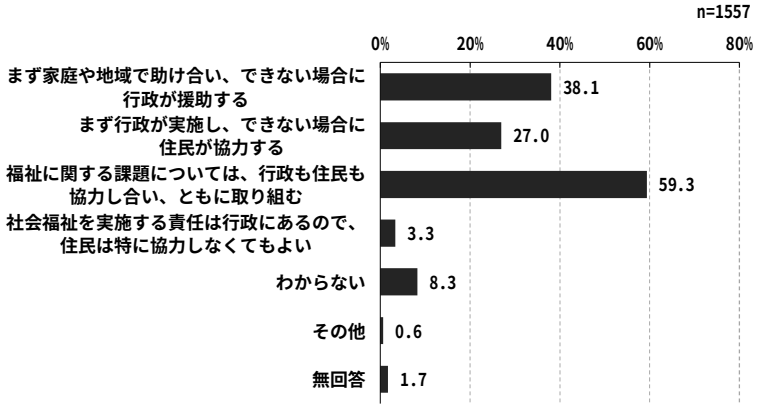

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する	まず行政が実施し、できない場合に住民が協力する	福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む	社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい	わからない	その他	無回答
男性(n=601)	43.9	26.1	54.9	3.8	10.8	0.3	1.7
女性(n=928)	35.0	27.4	62.9	2.9	6.4	0.8	1.6
その他・答えたくない(n=23)	8.7	34.8	39.1	4.3	21.7	4.3	4.3
20歳代(n=46)	47.8	28.3	47.8	6.5	4.3	2.2	0.0
30歳代(n=152)	34.2	28.9	43.4	7.2	6.6	1.3	4.6
40歳代(n=242)	32.2	24.4	56.2	2.9	11.2	2.1	1.7
50歳代(n=351)	38.7	29.3	58.4	2.3	8.8	0.6	0.9
60歳代(n=404)	35.4	24.8	64.4	3.0	8.9	0.0	0.7
70歳代(n=287)	44.6	28.6	67.9	3.1	4.9	0.0	1.7
80歳以上(n=71)	47.9	26.8	54.9	1.4	11.3	0.0	5.6
あいとびあエリア(n=454)	41.0	28.4	59.3	3.3	7.7	0.2	1.8
こまえ苑エリア(n=506)	34.8	25.5	59.5	4.3	8.9	1.0	2.2
こまえ正吉苑エリア(n=590)	39.2	27.5	59.7	2.4	8.1	0.7	0.8
ひとり暮らし(n=313)	35.8	26.8	59.1	2.6	11.8	0.6	1.6
その他(n=1205)	38.8	27.1	60.2	3.3	7.0	0.7	1.6
未婚(n=280)	30.0	27.5	54.3	5.4	12.5	1.1	1.4
配偶者あり(n=1046)	40.2	27.0	60.2	3.0	6.9	0.7	1.5
死別・離別(n=221)	38.5	26.2	62.4	2.3	9.5	0.0	2.3
社会的孤立_該当(n=155)	33.5	27.7	54.8	1.9	18.1	0.6	1.9
社会的孤立_非該当(n=1366)	39.0	27.1	60.2	3.1	6.6	0.7	1.6
孤独感_該当(n=66)	30.3	42.4	54.5	9.1	7.6	0.0	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	38.6	26.2	59.9	3.0	8.3	0.7	1.4
世帯年収200万円未満(n=193)	37.3	29.0	56.5	4.1	14.0	0.0	2.1
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	41.1	28.5	60.1	2.4	8.4	0.3	1.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	37.0	28.4	61.9	4.7	6.7	0.6	1.2
世帯年収700万円以上(n=496)	38.9	23.4	59.9	2.8	6.0	1.0	1.4

7　手話について

問 41　あなたは手話というコミュニケーションを知っていますか。

「知っている」が 95.4%、「知らなかった」が 3.5%となっています。

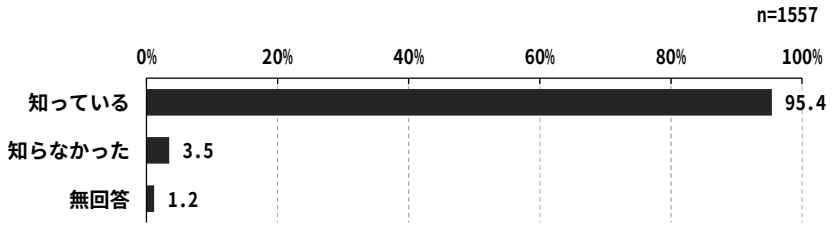

問 42　あなたは手話が言語であることを知っていますか。

「知っている」が 92.1%、「知らなかった」が 6.6%となっています。

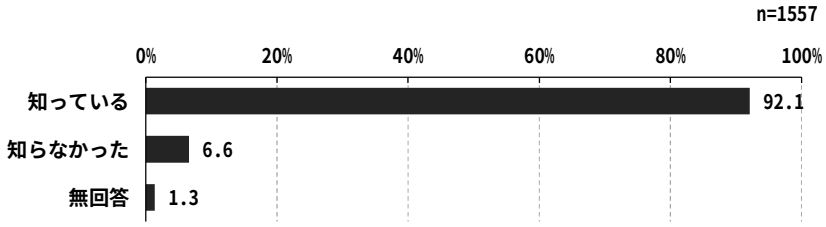

問 43　あなたは機会があれば手話を覚えたいと思いますか。

「機会があれば覚えてみたい」が 59.7%と最も多く、次いで「覚えようとは思わない」が 24.7%、「ぜひ覚えてみたい」が 10.6%、「現在習得中である」が 3.7%となっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「50 歳代」以降で年齢が上がるにつれ「覚えようとは思わない」の割合が高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の死別・離別、社会的孤立別の該当で「覚えようとは思わない」の割合が高くなっています。

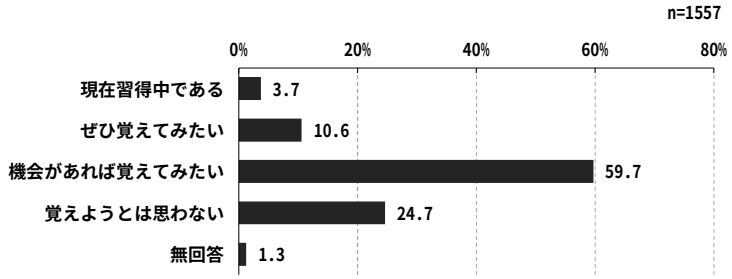

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

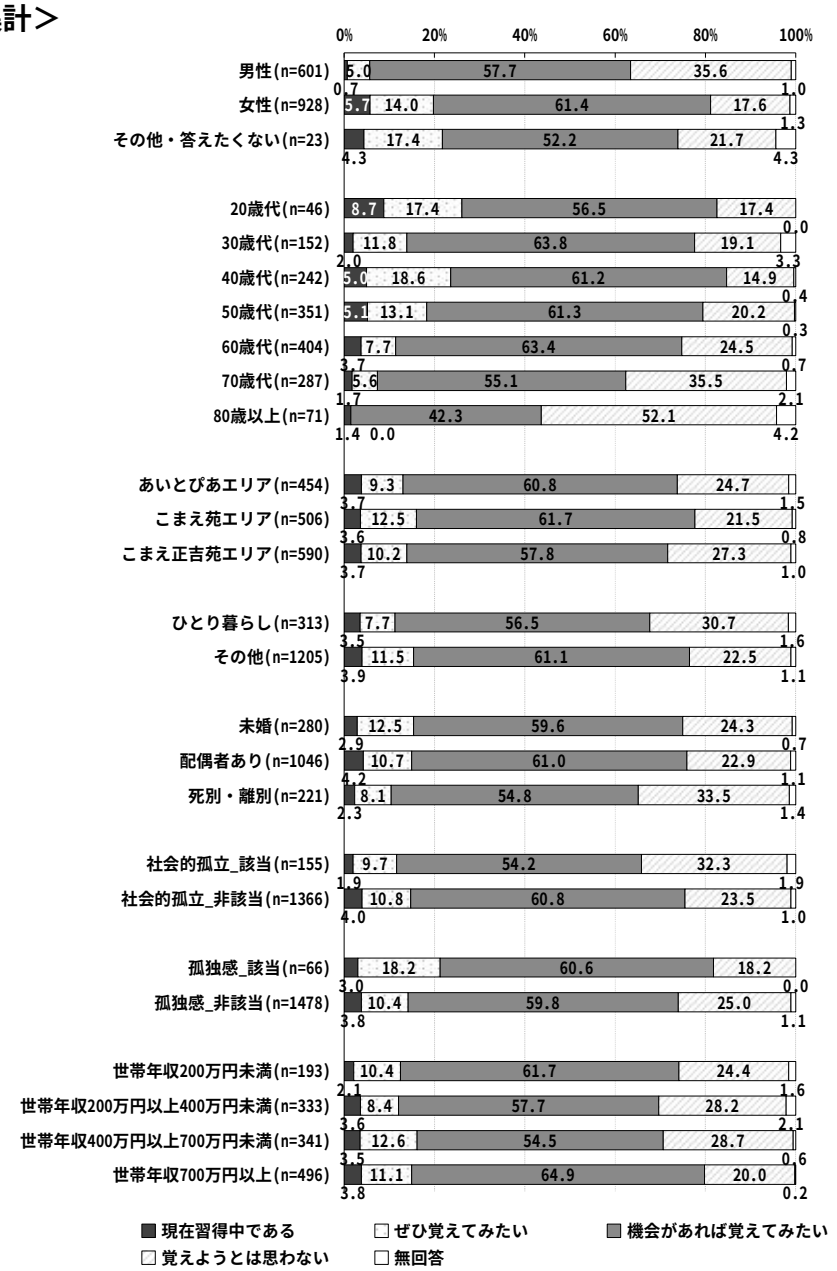

8　地域の支え合いについて

問 44　あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。

「会えばあいさつする程度」が 43.9%と最も多く、次いで「助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる」が 21.6%、「困ったときに、助け合える人がいる」が 11.6%、「つきあいはほとんどない」が 10.8%、「つきあいはしているが、それほど親しくない」が 9.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別の「20 歳代」、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「つきあいはほとんどない」の割合が高くなっています。

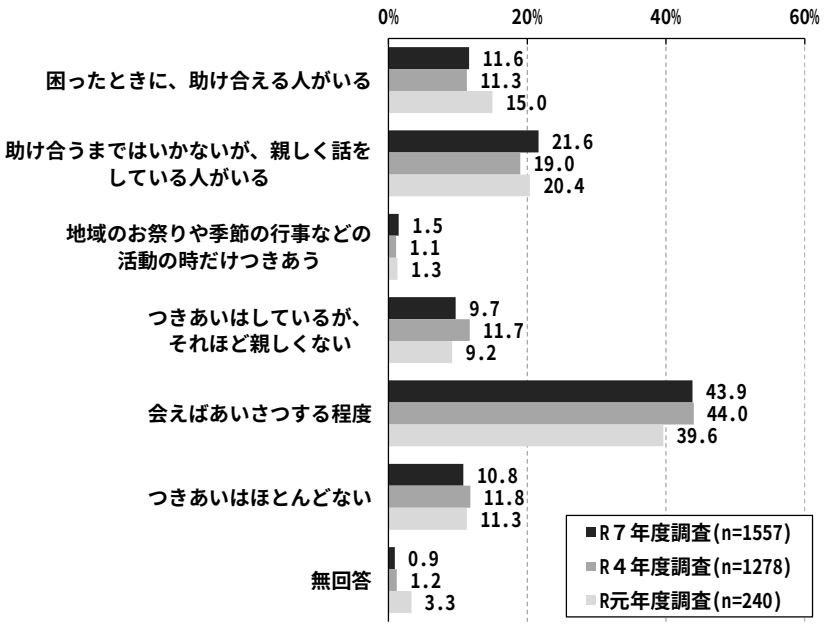

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

	困ったときに、助け合える人がいる	助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる	地域のお祭りや季節の行事などの活動の時だけつきあう	つきあいはしているが、それほど親しくない	会えばあいさつする程度	つきあいはほとんどない	無回答
男性(n=601)	9.0	19.3	2.5	9.8	47.4	11.0	1.0
女性(n=928)	13.5	23.6	0.9	9.4	41.4	10.7	0.6
その他・答えたくない(n=23)	8.7	4.3	0.0	17.4	56.5	8.7	4.3
20歳代(n=46)	6.5	6.5	0.0	6.5	50.0	30.4	0.0
30歳代(n=152)	5.9	15.8	2.0	7.9	47.4	18.4	2.6
40歳代(n=242)	13.6	18.2	0.8	9.1	45.5	12.4	0.4
50歳代(n=351)	11.1	19.4	1.1	8.8	47.6	11.7	0.3
60歳代(n=404)	10.6	21.5	2.0	10.4	46.5	8.4	0.5
70歳代(n=287)	14.3	30.3	1.7	11.1	36.2	4.5	1.7
80歳以上(n=71)	18.3	33.8	1.4	11.3	25.4	9.9	0.0
あいとぴあエリア(n=454)	11.5	21.4	1.5	5.9	44.7	14.3	0.7
こまえ苑エリア(n=506)	10.7	20.9	1.4	11.5	44.7	10.1	0.8
こまえ正吉苑エリア(n=590)	12.7	22.7	1.5	11.2	42.5	8.6	0.7
ひとり暮らし(n=313)	8.0	19.8	1.3	8.0	36.7	25.2	1.0
その他(n=1205)	12.4	22.2	1.6	10.0	46.2	6.7	0.7
未婚(n=280)	5.0	13.6	0.7	7.1	46.8	26.1	0.7
配偶者あり(n=1046)	13.0	23.4	1.4	10.4	44.9	6.0	0.8
死別・離別(n=221)	14.0	24.0	2.7	10.0	35.3	13.6	0.5
社会的孤立_該当(n=155)	2.6	12.9	1.3	8.4	42.6	29.7	2.6
社会的孤立_非該当(n=1366)	12.8	22.7	1.5	9.8	44.0	8.6	0.6
孤独感_該当(n=66)	6.1	9.1	0.0	6.1	51.5	25.8	1.5
孤独感_非該当(n=1478)	12.0	22.3	1.6	9.8	43.7	10.1	0.6
世帯年収200万円未満(n=193)	11.4	21.2	1.6	10.4	38.9	16.6	0.0
世帯年収200万円以上400万円未満(n=333)	11.7	23.7	1.2	9.0	41.4	11.1	1.8
世帯年収400万円以上700万円未満(n=341)	9.1	19.4	2.3	10.9	45.2	12.3	0.9
世帯年収700万円以上(n=496)	13.1	20.4	1.0	9.7	48.0	7.5	0.4

問 45　あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が必要だと思いますか。

「必要だと思う」が 69.4%と最も多く、次いで「わからない」が 24.7%、「必要だと思わない」が 4.6%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、傾向に大きな差はみられません。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「必要だと思う」の割合が「30 歳代」で６割に満たず低くなっていますが、他の年代では６割を超え特に、「70 歳代」では約８割と高くなっています。また、家族構成別のひとり暮らし、婚姻状況の未婚、社会的孤立別の該当、孤独感別の該当で「必要だと思う」の割合が低くなっています。

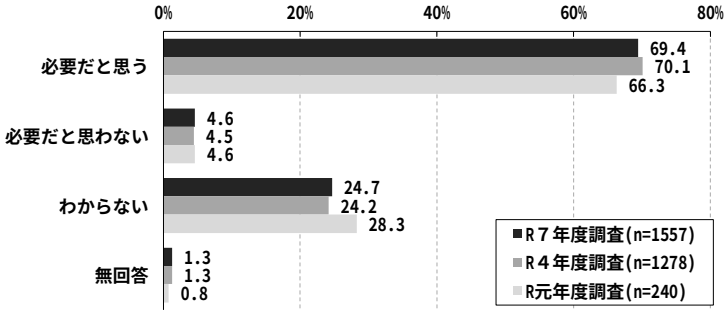

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

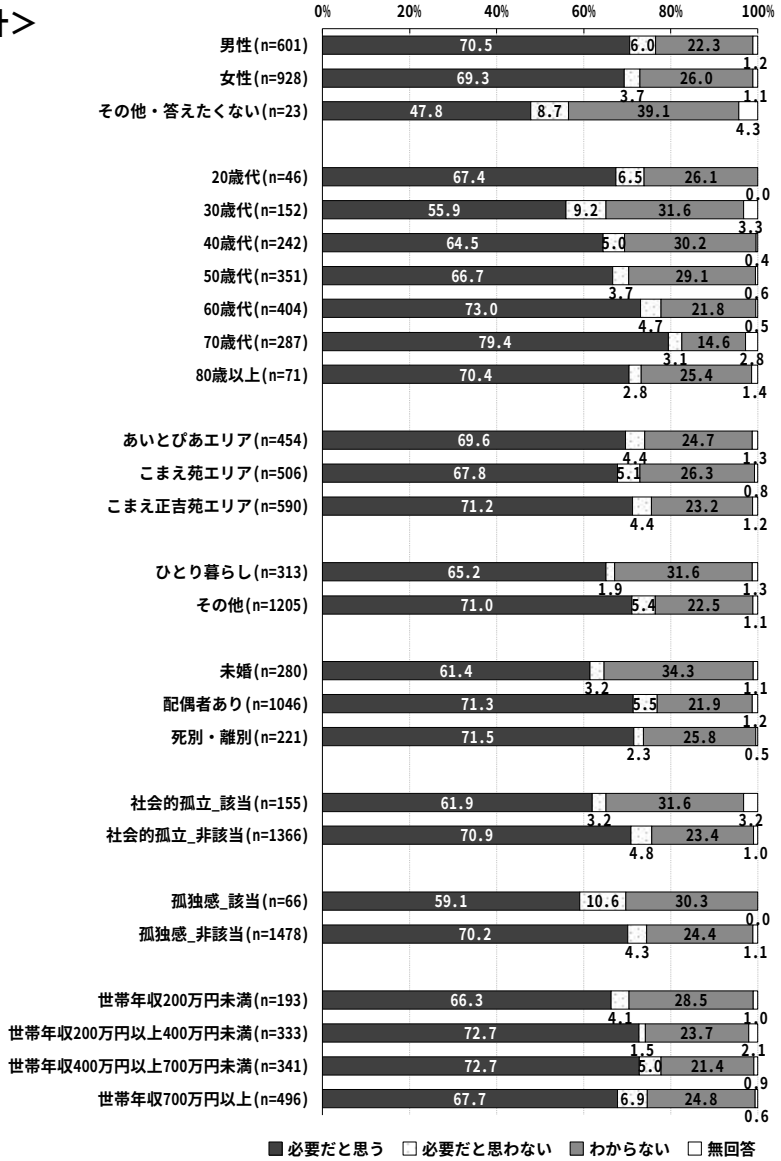

問 46　地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動、地域住民の居場所作り、イベントの企画を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

「わからない」が 49.9%と最も多く、次いで「参加したい」が 29.3%、「参加したくない」が 19.7%となっています。

前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「参加したい」が 5.9 ポイント多く、「参加したくない」が 4.0 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、「20 歳代」で「参加したい」の割合が高く、40 歳代以降は年齢が上がるにつれ割合が高くなっています。また、社会的孤立別の該当で「参加したい」の割合が低くなっています。

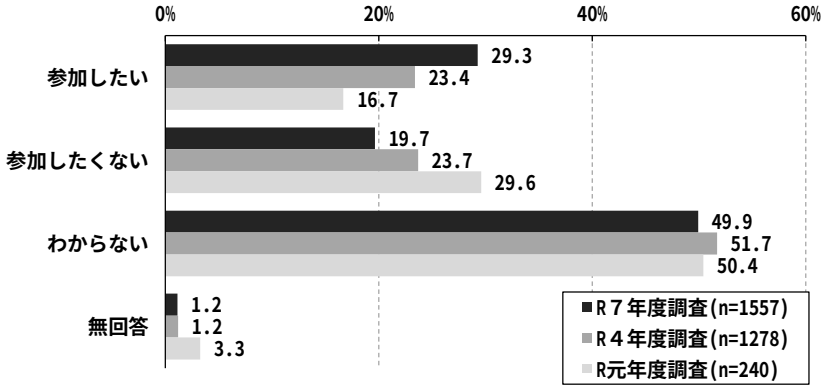

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

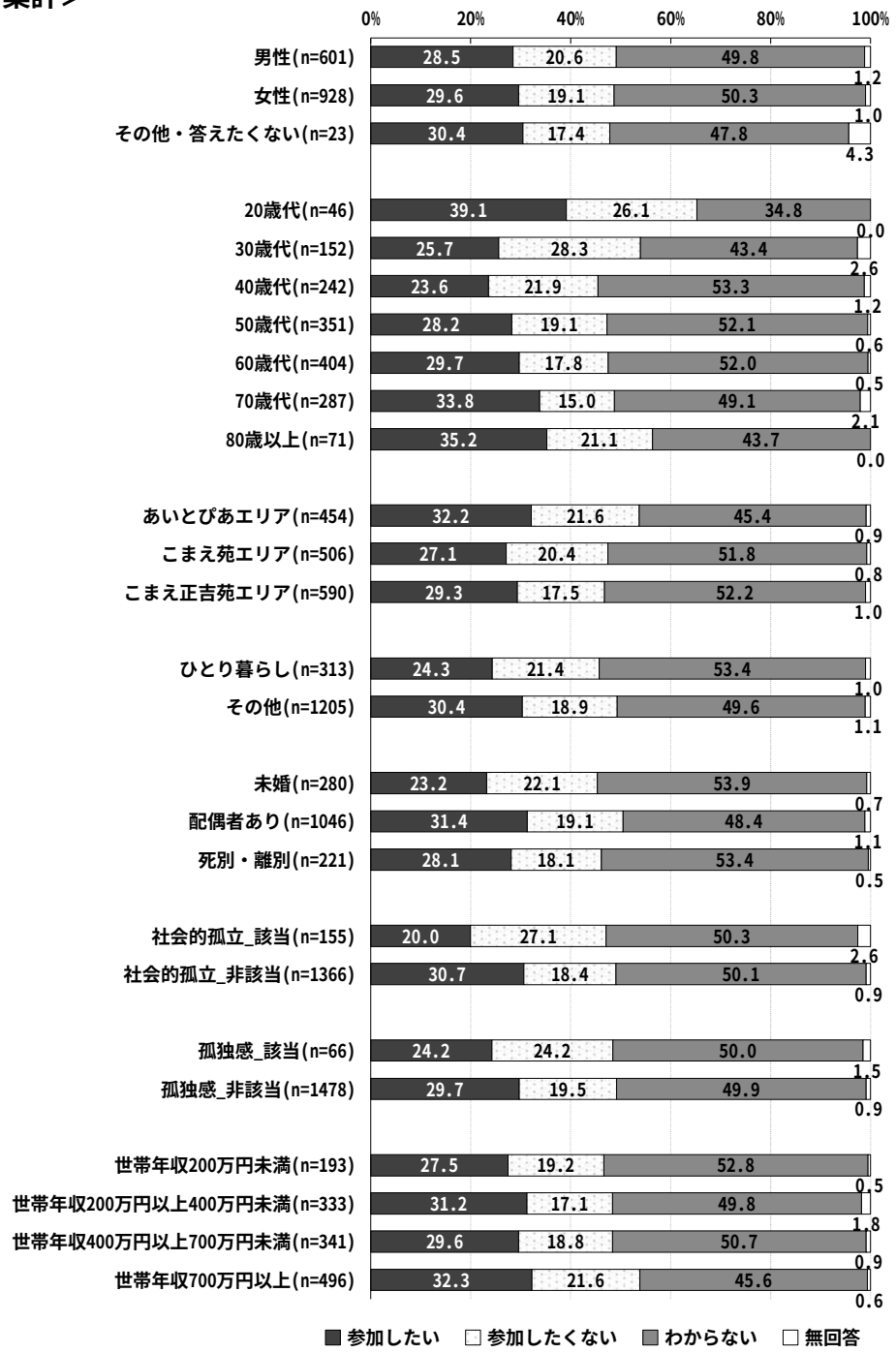

問 47　あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。

「機会があれば、取り組んでもよい」が 38.6%と最も多く、次いで「取り組みたいが、できない」が 21.1%、「あまり取り組みたくない」が 18.5%、「すでに取り組んでいる」が 12.9%、「できるだけ、取り組んでいきたい」が 7.4%となっています。前回調査（令和４年度調査）と比較すると、「機会があれば、取り組んでもよい」が 6.4 ポイント少なくなっています。

クロス集計の結果をみると、年齢別では、年齢が上がるにつれ「すでに取り組んでいる」の割合が高くなる傾向がみられますが、「80 歳以上」では「取り組みたいが、できない」の割合が高くなっています。また、婚姻状況別の未婚、社会的孤立別の該当で「すでに取り組んでいる」の割合が低く、孤独感別の該当で「取り組みたいが、できない」の割合が高くなっています。

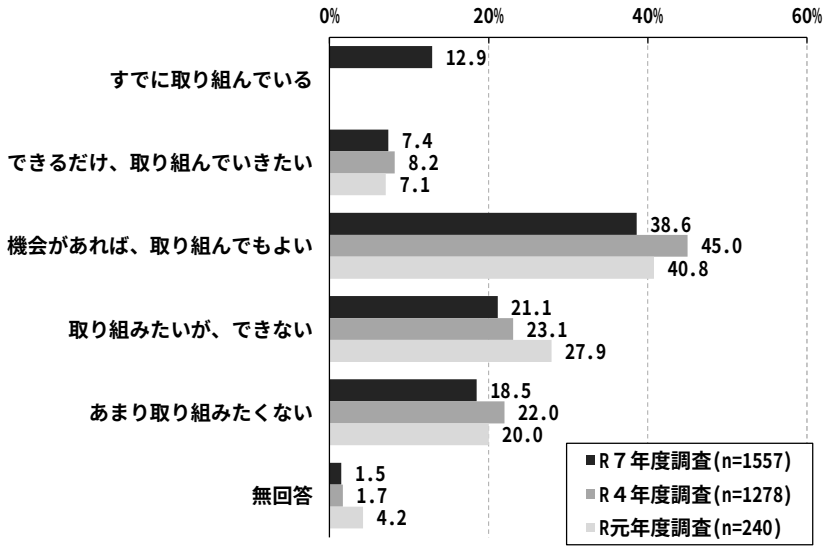

＜性別・年齢・居住エリア・家族構成・婚姻状況・社会的孤立・孤独感・世帯年収別クロス集計＞

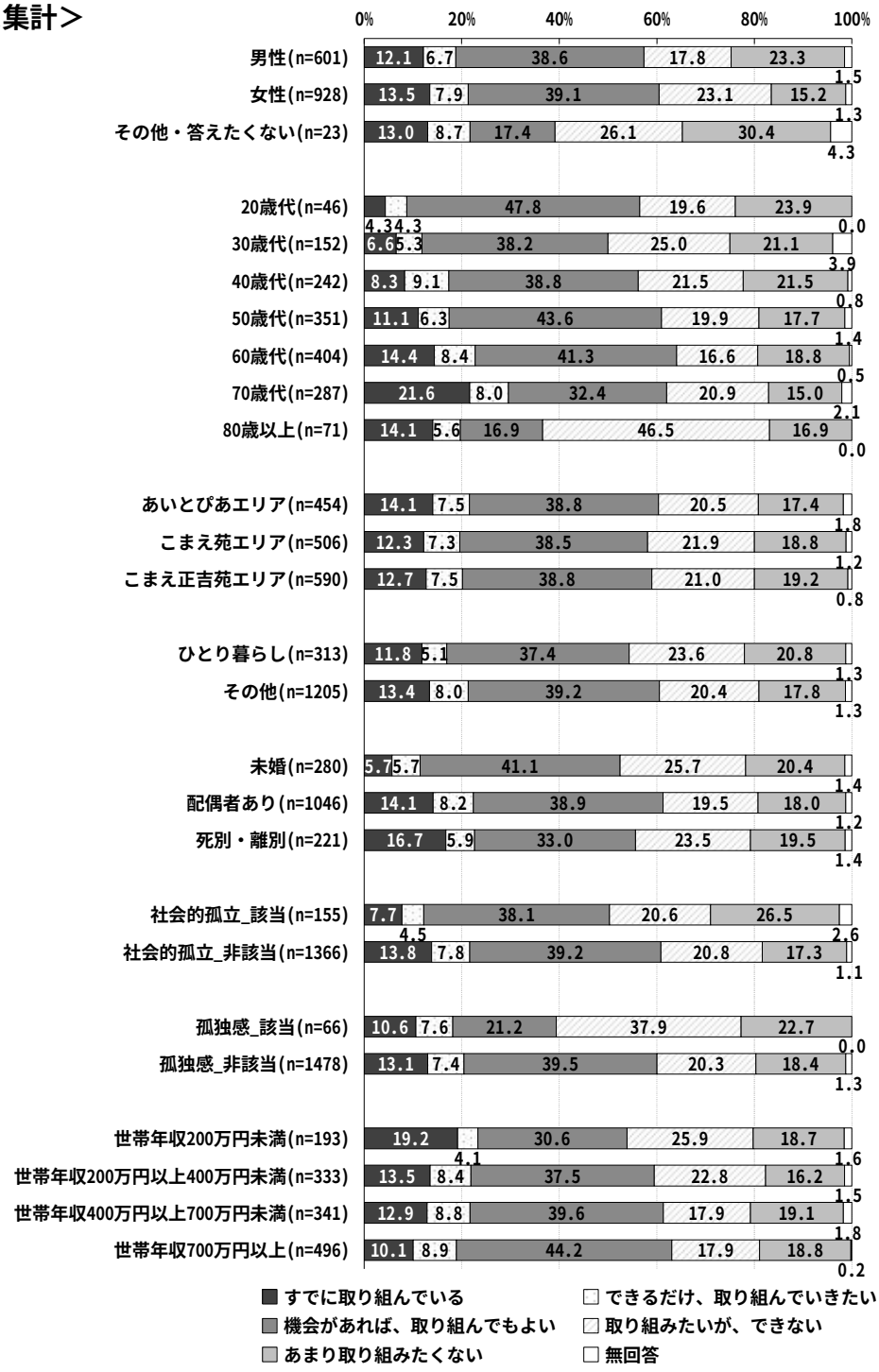

問 48　地域活動・ボランティア等で取り組みたいことなどがありましたら、ご自由にお書きください。

■環境・美化活動など

- **交流が苦手なので清掃や街路樹のせん定など黙々と手を動かす活動だったら参加したい。**
- **神社、お寺の掃除の手伝い。**
- **地域の清掃。**
- **洋服のリメイクで、廃棄率を下げる。**
- **公園等の清掃、整備。**
- **犬の散歩を通じて知らない方と挨拶を交わす機会が増え、地域でのつながりが広がりました。犬の飼い主にはコミュニケーションしやすい方が多く、防犯面でも一定の効果があると感じています。こうした交流を通じて、飼い主マナーの周知や、地域課題への意識向上にもつながると思います。また、散歩の際にゴミ拾いも始めましたが、タバコや包装紙のポイ捨てがまだ多いことを残念に感じています。一方で、近隣の道路や土手のゴミが減ったことにはやりがいを感じています。ゴミ拾いをする人の姿やきれいな道路環境は、地域の美化意識向上にもつながるのではないでしょうか。**
- **五本松周辺ではホームレスによる長期滞在や危険な自転車走行なども見られますが、環境整備を進めることで、多摩川利用者や市民が安心して使いやすい場所に改善できると感じています。市にも、よりよい地域環境づくりに向けて積極的に取り組んでほしいと思います。**
- **河川敷の清掃、農作業の手伝い。**
- **ゴミ拾いなど、気がついたときにさっとできて環境が整うこと。**
- **多摩川土手道のゴミ拾い。**
- **公共の場の清掃や児童通学の見守り。街の美化活動などにできる範囲で参加してみたい。**
- **草花や植栽の手入れ、世話や軽荷物の運搬など。**

■高齢者支援など

- **年寄りでも筋トレや水泳などの運動をしたい。他市ではシルバーパスなどで低料金で利用できる施設があり、医療費の削減にもつながっていると聞いています。**
- **高齢者の困りごとをできる範囲で手伝いたい。**
- **健康増進、転倒予防など保健関係の活動に興味があります。**
- **仕事を引退した後も有償ボランティアで多くの人が活動を継続して、生き生きと暮らす環境をつくりたい。**
- **現役を引退されたシニアの健康に寄与できる活動。**
- **西河原体育施設、特に天候に左右されず年間利用可能な25メートル室内プールの早期建設。**
- **地域の高齢者に対し、孤立をなくし、生きがいの場を提供するため、月１回サロンを行っている。サロンはスタッフが考えた手工芸、軽い運動のほか、外部から、ボランティアの方を招き、マジック、押し花等を行っていますが、限られた予算で開催する内容等を考えていくのが大変です。**
- **お年寄りのサポート。**
- **ひとり暮らしの高齢者の話し相手のボランティア。**

●母の介護があるのでできないが、ボランティア自体は今までしてきたので機会があればしたいが、私自身来月には後期高齢者になるのでできるものはないかもしれない。
●単身高齢世帯のお手伝い等。話し相手など。
●今の高齢者は、デジタル化に追いつけない人が多いと思いますので、そういった人を支援するためのボランティアや地域活動が必要かと思います。
●単身者の見守り活動。
●ボランティア活動を熱心になさる方に頭が下がります。色々なことを広く浅く学んできたため、一つの活動にとどまれず、自身の体調のこともあり悩むことがあります。ですが、人のための活動は、いつかの自分のためにもなると考え、様々なことを知り、専門職との橋渡しができる存在も必要ではないかと思っています。憩いの場、認知症カフェ、体操教室、習い事など、どれも大切な活動であり、一つでも継続することで他者とのつながりが生まれると感じています。そのため不足している活動を勧める民間協力も必要ですが、市が形を整えないと、今は必要性を感じていない方の協力を得るのは難しい面もあります。手助けが必要になる前に行動する意識づくりや啓発も必要だと感じています。
●高齢者向けIT教育。
●ひとり暮らし高齢者への声かけ。

■子ども・子育て支援など

●子ども食堂。
●学童支援、高齢者支援などのサポート。
●子ども食堂のお手伝い。
●不登校の子ども支援。
●子どもの登下校の見守り。
●不登校の子どもや、孤独を感じている方たちのための居場所づくり。
●学習指導。
●いじめや児童虐待の防止、子育ての援助や相談に関われたらいいと思います。
●子どもに勉強を教えるなど。
●老後は紛争地域の子どもたちへ、絵本を届けるなどの支援活動をやりたいと昔から思っている。
●地域の子育て支援、公園清掃。
●図書館や児童館などでの本の読み聞かせや朗読。地域や河川のゴミを回収するボランティア。地域の放送局のお手伝いなど。子ども食堂やカフェなどのお手伝い。
●子ども食堂。
●不登校、ひきこもりの人が集まる会を開催したい。
●子育てで悩んでいる若いママさんの話を聞いたり、子どもに絵本の読み聞かせなどをするボランティア。
●子どものスポーツ指導、アテンド。

■福祉・障がい者支援など

●キャラバンメイトの養成研修や若年性認知症の方へのサポート。
●障がい者施設の充実を望みます。
●手話を生かしたい。
●相談活動。
●現在はなんとか働けているが、以前ひきこもりだった息子がおり、その経験を生かせたらいいと思ったことがあり、少し動いてみたが、この問題になると私自身がまだ生々しい感覚が大きすぎるのと、一口にひきこもりといっても症状や原因がいろいろで、今はそのことでの活動は難しいと判断しています。
●支援、援助が必要な近隣の人たちに対して、お互い経済的にも労力的にも負担のない形で、自分はどう協力できるのか、知りたいと思う。
●福祉の仕事をしていたので、地域活動には参加したいと思う。
●20代、30代の時は地域ではないが、職場や障がい者施設のボランティア活動に少し参加させていただく機会もありましたが、自分自身、家族、親族で助け合いが必要な年齢となりなかなか参加できなくなりました。身近で、短時間でも何かできることがあれば参加はしたいです。
●聞くこと、話すことができない子どもたちに書道をボランティアで教えたいと思っています。
●福祉の内容や手続きを知らずに困っている人への援助。
●現在は、自身が在宅介護しているので難しいが、時間ができたら、在宅介護のお手伝いをしたいと思っている。
●近所同士の支え合い、外国人家族のサポート等できることがあればぜひお手伝いしたい。
●子どもが大きくなったら前職の経験をいかして障がい児者支援のボランティアをしたい。
●外出支援。
●自分の得意分野での手助け。キャリアカウンセリング。
●傾聴ボランティア。
●介護。
●セラピードッグ、ペットとの避難所、ペットとの共生、農園、掃除、傾聴。
●野良猫さんを保護して里親さんにつないでほしい。
●保護猫活動。

■地域交流・居場所づくりなど

●まずは、居住地（集合住宅）での、ささやかな集まりをして、どれ位の住民がいるか把握したい。
●ご近所とのコミュニケーションは大事です。お互いに助け合って生活していくことで毎日の生活の質が高まります。
●住民同士の絆が深まるような親睦活動に力を入れたいと思います。
●世代を超えた居場所づくりをぜひ実現したいと思います。
●空き家などを利用して地域の居場所ができたらいい。
●町会活動。
●狛江でお店をやっている人たちのイベント(コーヒーブルームなど)には積極的に客としてお金を落としたり宣伝したい。
●世代交流できる取り組み。

●地域誌、ミニコミ誌、会報・広報誌などの制作（取材、執筆、編集）。
●今は仕事が忙しく余裕がないが、地域のつながりは大切だと思っている。ここ数年、狛江駅などでイベントが増えているように感じるがいいと思う。いろいろなことを試してみて、気軽に参加したくなる機会が増えれば自然とつながりもできるかもしれないと思う。
●スポーツや趣味などを通した地域の活性化をサポートしたい。
●場づくり、機会づくり。
●社会教育での活動を中学から大学の頃まで行っていたので、とても関心があります。パラスポーツである「ボッチャ」に出会い、ハマっているスポーツ。老若男女楽しくできるので、地域活性のため、月一活動として、取り組みたいと思っている。
●子ども、子育て中の親、お年寄り、誰でも寂しくなったら立ち寄って、お茶を飲みながらおしゃべりできるようなスペースをマンション内につくりたい。
●子どもを中心とした居場所に、大人も参加できる取り組み。
●今やっているボランティアを広めて参加する人を増やしたいです。
●ご近所の知り合いを増やし、地域の安心安全を図る。
●近隣住民との助け合い。
●狛江市の歴史の編さん事業に参加したい。

■防災・地域安全など

●商店街自警団。
●消防団員として活動。
●土のうづくりは協力したい。
●防災対策。
●防災訓練など。
●防災に関する講演。
●子どもが学齢児童になったら消防訓練などに参加したい。
●災害ボランティアには何度も出かけました。都合がついたときだけ。今後もしばらくはその程度かなと思います。

■個人スキルの活用など

●自分の職業がいかせる活動があったら、狛江の人たちの役に立ちたい。
●子どもや高齢者の方に英会話を教えたい。
●音楽教育に携わっているので、音楽活動を通じてできる機会があればやってみたいです。
●スマホやパソコンの使い方の相談にのる。

■参加条件・参加障壁など

●すごく簡単にハードルが低いものであれば参加してみたい。
●家にいて重病人の介護があるので、なかなか参加できないと思う。安定したらできることがあれば、参加したいと思う。
●年齢や家族構成問わず、単発で気軽に参加できるようなものがあれば参加したいと思う。
●何をするにしても車イスではしたくても何もできない。
●朝が弱いので午後から活動できるボランティアがあればいい。
●自分のことがやっとなので支援はしたいが多分できないと思う。

●家族の世話でほかはできない。
●時間が合う活動、体力的に無理のない活動。
●現役世代や若者は、平日に働いていたり通学しているので、地域活動に参加しましょう、と言われても難しい。
●ボランティア活動は､未経験だとハードルが高い気がする。
●地域活動をしているのかわからないから。
●物価高の影響もあり生活のために働く時間を確保する必要がある一方、可能な範囲で地域との関わりを大切にしたいと考えている。子どもたちと一緒に、狛江市内でのゴミ拾いや住民との交流など、無理のない形で地域活動を行っています。私は会社員として働きながら、都営狛江団地に関わる引っ越し相談や作業支援を無償で手伝っています。その中で、高齢者が悪質業者との契約トラブルに気づけず困っている現状を多くみてきました。
●消防団にも関心はありますが、長期の任期や家庭・仕事との両立に負担を感じています。今後の地域活性化には、一部の人に負担を集中させるのではなく、市民一人ひとりが無理なく参加できる「緩やかな協力体制」が重要だと考えます。資格取得や見守り活動などに対して、報酬や評価制度を設けることで参加しやすくなるのではないでしょうか。また、首都直下地震などの災害時には行政だけでは限界があり、市民同士の支え合いが不可欠です。立場を問わず参加できる柔軟な仕組みと、協力に対する適切な支援や評価が必要だと感じています。
●取り組みたいと思っても、個人の出費が多少必要なので経済的に無理です。
●仕事の合間に参加したい。
●地域活動やボランティア等には興味があっても、昔と比べて人との関わり方が難しくなっているのが現状だと思っています。引っ越して来た当初は、住民と仲良くしたいと思っていましたが、そうではない人も多く、難しいと思っていました。色々な考え方があるので、何が正解かはわかりませんが、ますます高齢者社会になっていることを行政側として強く配信していってもらえれば、孤立化問題等や地域活動も円滑になるように思えます。
●ボランティア活動は､行っています｡しかし､地域活動となると高齢者が多い地域なので、５歳、10歳若いだけで、体力的にキツい役割分担を任されたりすることが多分にあります。地域活動の変革システムが必要だと思われます。
●フルタイムで働いています。地域に滞在する時間が少ない現状です。マイルドにつながることのできるものを。
●ボランティア活動でどんな取り組みがあるのか、まず知りたいと思います。
●どこに相談すれば参加できるのかがわからない。
●就業や特性などがあるため、なんでもというわけにはいかないが、自分に合うものがあれば地域活動に参加したいと考えています。活動目的や成果、頻度や規模などがわかりやすく幅広い参加につながるようなWEB窓口があると、市役所や団体窓口に尋ねる前に自分で調べられるため参加のハードルが下がると思います。どのような層にアピールしたいかにもよりますが、案内を駅や病院、遅い時間までやっているスーパー・コンビニなどにポスターや電子掲示で告知などすると、子どものいる保護者や専業主婦層以外も目にする機会も増えると思います。
●他人と何かしようとすれば、本来の目的のためではなく個々の意見や意識の違いを調整することのためにエネルギーを使ってしまい、本来の活動へのモチベーションが下がる。まずは自分個人の手の回る範囲で小さく物事を始めることをしたいと思う。

●自分の現状のみを考えてきておりました。この街に長くお世話になっているので、やはりこのアンケートに書かれたような、ボランティアや活動は必要なのかと思うが、もう少し模索をして、自分は何ができるのかから考えていくことが必要と思いました。
●どんな活動があるのか知りたい。

■制度・行政への意見など

●マンションによるのでしょうが、個人情報保護の理由で、住人の方の高齢者ひとり人暮らしの人が自分のほかにいるのかも教えてもらえないです。管理会社か、管理人さんによるのかわかりません。防災訓練もないです。懸念しています。
●一つのボランティアを引き受けると、芋づる式にあれやこれやと頼まれとても大変です。あまりボランティアに頼らず、行政がしっかりと行き届いたサービスができるようにしてほしい。
●すべてを無償のボランティアでまかなうことには限界があると考えます。一方で、有事の際に避難やその判断に支援を必要とする方々を、一定の対価を伴う形で支援する人材を地域で確保することは可能ではないでしょうか。無償でラジオなどの物資を配布しても、受け取った方が自力で行動や判断ができなければ、十分な支援にはつながりません。また、「無償だから受け取る」という状況が生まれ、結果として税金の有効活用にならないことも懸念されます。有事の際、自由に動ける行政職員の数には限りがあります。そのため、地域で支え合う仕組みが理想ですが、完全なボランティアでは支援を受ける側も遠慮してしまい、利用しづらい面もあると感じます。支援内容や範囲を明確に定めた上で、研修を受けた人材が、支援を必要とする方を有償で支える仕組みを構築することが望ましいのではないでしょうか。一度で終わるラジオの無償配布よりも、恒久的なつながりや取り組みとなり意味のある仕組みになるかと思います。行政だからこそできる取り組みを、ぜひご検討いただきたいと思います。
●現在、民生委員・町会役員・避難所協議会役員などを兼務しているため行政機関の横の連携が必須です。
●集合住宅で問題行動をする住民に関しての相談窓口があるといいと思います。
●ボランティアは無料なのに同じようなことを有料で、高齢者事業団に申請すると有料で人が配置されているのは統一性がなく、不公平感がある。ボランティアも古い項目は見直してみたらいかがでしょうか。
●居住者健康管理体制づくり、安心連絡網、災害発生時救難システム、金銭相談などが身近に感じられないので環境管理などが望ましい。
●ボランティア活動も昔からの体制をそのまま引き継いでいるようですが、現代はインターネットやパソコンなどの発達している分野を利用して、ひと昔まえより効率化できる事柄も多く、一度すべてのボランティア活動について見直す時期にきているのではと感じます。狛江市のボランティアもすべて洗い出して、必要なものと次のステージに切り替えるものとを洗い出す時期にきているように感じます。ボランティア活動だから、無料で手伝ってくれるから、そんな理由で昔のままの体制を続けているのは、今の時代に逆行しているように感じます。高齢者事業団にお願いできるような事柄は、有料でもよいのでそちらにお願いしても、よいのではないでしょうか。

●気軽にボランティア活動ができるとよいと思います。そのために、必要としている方の情報をもっと発信し、やれる方は参加することができるようにする体制ができるといいと思います。社会福祉協議会の活動に期待しています。また、小学生への情報提供が大事だと思います。子ども食堂、老人食堂、ボランティア活動等の福祉活動は、当たり前のことと認識するための啓もう活動は、小学生の頃の学びが重要だと思いますので、昼休みにこまラジを流すような取り組みをして、自然と認識するような環境があるとよいと思います。こまラジが、災害時、貧困時等、様々な情報発信をしていることを、狛江市に住む人であれば当たり前に認識できれば、課題は解消していくと思います。

まとめ

本調査結果から、狛江市では家族や地域とのつながりを保ちながら暮らしている市民が多い一方で、高齢化や単身世帯の増加、孤立やひきこもり、災害時支援への不安など、将来に対する課題や懸念も広がっていることが明らかとなった。

回答者は60歳代以上の割合が高く、長期居住者も多い一方で、「ひとり暮らし」の増加や「配偶者あり」の減少など、世帯構造の変化がみられる。また、未婚者やひとり暮らし世帯、所得が低い層、社会的孤立に該当する層では、孤独感が高く、地域とのつながりや支援へのアクセスが弱い傾向が顕著となっている。

社会とのつながりについては、同居家族とのコミュニケーションは活発であり、多くの人が家族・親族を中心に「重要な相談」や「喜びや悲しみを分かち合うこと」において頼れる相手がいると回答している。一方で、介護や金銭援助、保証人など、生活上の重要な支援に関しては「頼れる人がいない」と回答する人も一定数存在しており、将来的な不安を抱える人が少なくないことがうかがえる。また、孤独感については「感じない」「あまり感じない」が多数を占めたものの、約２割の人が孤独を感じており、孤立死を身近な問題と捉える人も多かった。特に、若年層、ひとり暮らし、未婚者の層で不安感が強いことがうかがえる。

身近にひきこもり状態にある人がいる回答者も一定数おり、その多くが長期化している状況が確認された。背景には精神的な疾病や障がい、不登校、いじめなど複合的な要因があり、本人だけでなく家族も含めた継続的な支援の必要性がうかがえる。

災害時支援については、多くの市民が近隣住民への安否確認や避難支援に協力する意向を示しており、地域で支え合う意識の高さがみられた。一方で、「近所付き合いが少ない」「支援が必要な人の情報がわからない」といった課題も挙げられた。特に孤独感に該当する層では避難支援者が少ない傾向があり、平時からの地域のつながりづくりや支援体制の整備、災害時を想定した訓練や要支援者の把握、安否確認のための仕組みづくり等が重要であることが示された。

さらに、単身高齢者等への支援では、通院支援や見守り、金銭管理、相談窓口などへのニーズが高く、今後の高齢化の進展を見据えた支援体制の充実が求められている。しかしながら、市が実施している支援事業の認知度は低く、必要な情報が十分に届いていない現状も明らかとなった。

地域活動や住民同士の支え合いについては、「必要だと思う」という意識は高いものの、実際の参加率は限定的であり、「参加したいができない」「参加予定はない」とする回答も一定数みられた。特に若年層や孤立傾向のある層では、地域との接点が少ない状況がみられる。一方で、「機会があれば参加したい」という潜在的意欲も一定程度確認されており、参加しやすい環境づくりや多様な居場所づくりが求められる。

地域活動やボランティアに関する自由記述では、環境美化、高齢者支援、子ども・子育て支援、防災、地域交流など幅広い分野への関心が寄せられた。特に、地域清掃や見守り活動、子ども食堂、居場所づくりなど、身近な地域課題に対する参加意欲が多くみられた。一方で、仕事・介護・健康上の理由などから継続的な参加が難しいとの声も多く、「短時間」「単発」「気軽に参加できる」活動を求める意見が目立った。また、活動内容や参加方法がわかりにくいこと、未経験者には参加のハードルが高いことなども課題として挙げられた。制度面では、行政と地域団体との連携強化、情報発信の充実、デジタル活用による効率化、一部の担い手への負担集中の解消を求める意見がみられた。また、無償ボランティアだけに依存せず、有償支援や柔軟な協力体制の必要性を指摘する声もあった。

全体として、市民の間には「地域を良くしたい」「できる範囲で支え合いたい」という地域貢献への意識が広く存在している一方で、従来型の地域活動だけでは参加しにくい現代的な生活環境や価値観の変化もみられる。今後は、行政と地域住民、関係団体が連携しながら、多様な生活状況に配慮した参加しやすい仕組みづくりや、地域活動に関する情報提供の充実が重要であることがうかがえた。

狛江市の福祉に関する調査
集計結果報告書

令和８年●月発行
発　　行　狛江市
編　　集　狛江市福祉保健部　福祉政策課
　　狛江市和泉本町一丁目１番５号
電　　話　03（3430）1111

令和８年度狛江市市民福祉推進委員会　全体工程表

資料７

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容（案）
第1回	令和８年 ６月５日（金）	通常開催 （Web参加も可）	午後６時３０分～	防災センター４階 会議室（４０２・４０３）	・新任委員の紹介について ・審議会議録の記録方法等について ・報告各小委員会への付議について ・審議実施計画及び確認表の進捗状況の地域共生社会推進会議における評価結果に対する評価について ・報告市民意識調査報告書（案）～クロス集計結果～について ・審議地域共生社会推進基本計画の見直し範囲について
第2回	令和８年 ７月３日（金）	通常開催 （Web参加も可）	午後６時３０分～	防災センター４階 会議室（４０２・４０３）	・審議実施計画及び確認表の市民福祉推進委員会における評価について ・審議地域共生社会推進基本計画の見直し範囲について
第3回	令和８年 ８月１８日（火）	書面開催	－	－	・審議委員長及び副委員長の選任について ・審議小委員会委員の選任について
第4回	令和８年 １０月２０日（火） ※予備 １１月２０日（金）	通常開催 （Web参加も可）	午後６時３０分～	市役所４階 特別会議室	・報告実施計画（令和７年度）及び確認表（令和７年度）の進捗管理報告書の作成について ・報告実施計画（令和８年度）及び確認表（令和８年度）の作成について ・審議地域共生社会推進基本計画（中間答申案）について

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容（案）
第5回	令和9年 2月12日（金） ※予備 2月19日（金）	通常開催 （Web参加も可）	午後6時30分～	市役所4階 特別会議室	・報告地域共生社会推進基本計画に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について ・審議地域共生社会推進基本計画（最終答申案）について ・審議各小委員会への付議について

※予備会を開催する可能性がございます。開催が決まった際は改めてご連絡いたします。
※会議の内容については調整の上、変更の可能性がございますのでご了承ください